

R5－9国営明石海峡公園
運営維持管理業務
別紙資料
(案)

令和5年 月

国土交通省近畿地方整備局

実施要項に関する別紙・様式

分類	資料No	対象地区	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙1	淡路	主要公園施設一覧	1
		神戸	主要公園施設一覧	2
	別紙2	淡路	主要建築物一覧	3
		神戸	主要建築物一覧	4
	別紙3	淡路	収益施設一覧	5
		神戸	収益施設一覧	6
	別紙4	共通	国営明石海峡公園運営維持管理基本方針	7
	別紙5	共通	R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務 共通仕様書	10
	別紙6	共通	R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務 個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務)	40
	別紙7	共通	R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務 個別仕様書(施設・設備維持管理)	74
別紙8	共通	R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務 個別仕様書(植物管理)	97	
別紙9	共通	R5-9国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書	125	
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙10	淡路	従来の実施状況に関する情報の開示	197
		神戸	従来の実施状況に関する情報の開示	201
	別紙11	淡路	精算報告書	205
		神戸	精算報告書	207
	別紙12	淡路	公園利用者数	209
		神戸	公園利用者数	211
	別紙13	淡路	都市公園利用アンケート調査	213
		神戸	都市公園利用アンケート調査	214
	別紙14	淡路	イベントリスト(実績)	216
		神戸	イベントリスト(実績)	237
	別紙15	共通	SNS 投稿件数、ホームページアクセス件数、マスコミ報道件数	251
	別紙16	淡路	開園時間延伸状況	255
		神戸	開園時間延伸状況	257

分類	資料No	対象地区	資料名	頁番号
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙17	淡路	提供施設一覧表(建築物、機械器具等)	259
		神戸	提供施設一覧表(建築物、機械器具等)	260
	別紙18	淡路	リース物件リスト	262
		神戸	リース物件リスト	263
	別紙19	淡路	提供施設一覧表(備品以外の残存物品リスト)	264
		神戸	提供施設一覧表(備品以外の残存物品リスト)	268
	別紙20	神戸	古民具リスト	269
	別紙21	淡路	危機管理対応実績(事故対応)	279
		神戸	危機管理対応実績(事故対応)	282
	別紙22	淡路	危機管理対応実績(自然災害)	285
		神戸	危機管理対応実績(自然災害)	286
	別紙23	淡路	総括責任者による外部会議への出席	287
		神戸	総括責任者による外部会議への出席	289
	別紙24	淡路	苦情、要望処理件数	291
		神戸	苦情、要望処理件数	293
	別紙25	淡路	行催事開催時の広報(紙媒体)実績	295
		神戸	行催事開催時の広報(紙媒体)実績	296
	別紙26	淡路	プレスリリース実績	297
		神戸	プレスリリース実績	302
	別紙27	淡路	公園利用者に無償で貸与している物品一覧	306
		神戸	公園利用者に無償で貸与している物品一覧	307
	別紙28	淡路	巡視計画書	308
		神戸	巡視計画書	314
	別紙29	淡路	建物・工作物に係る修繕履歴	321
		神戸	建物・工作物に係る修繕履歴	327

分類	資料No	対象地区	資料名	頁番号
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙30	淡路	清掃場所、箇所、内容、方法等	333
		神戸	清掃場所、箇所、内容、方法等	335
	別紙31	淡路	廃棄物の取り扱い	337
		神戸	廃棄物の取り扱い	339
	別紙32	淡路	産業廃棄物(排出量等)	341
		神戸	産業廃棄物(排出量等)	342
	別紙33	淡路	冬期の花修景の事例	343
		神戸	冬期の花修景の事例	344
	別紙34	淡路	農薬・肥料・土壌改良リスト	345
		神戸	農薬・肥料・土壌改良リスト	359
	別紙35	淡路	樹幹注入	370
	別紙36	淡路	収益施設利用者数・売上げ等	371
		神戸	収益施設利用者数・売上げ等	375
	別紙37	淡路	臨時物販施設一覧	377
		神戸	臨時物販施設一覧	378
	その他	別紙38	共通	業務評定
様式	様式1-1	共通	競争参加資格確認申請書	380
	様式1-2	共通	企業の業務実績	380
	様式1-3	共通	業務責任者の業務実績	381
	様式1-4	共通	守秘性に関する要件	381
	様式1-5-1	共通	業務実施体制	382
	様式1-5-2	共通	業務実施体制における提案	383
	様式1-5-3	共通	申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績	384
	様式1-6	共通	実施方針	384
	様式1-7	共通	再委託または下請負の予定(協力企業の名称等)	385
	様式1-8	共通	業務経験証明書	386

分類	資料No	対象地区	資料名	頁番号
様式	様式1-9-1	共通	収益施設運営実績書	387
	様式1-9-2	共通	会社の概要	388
	様式1-9-3	共通	施設運営実績	388
	様式1-10	共通	誓約書	389
	様式2-1	共通	企画書	393
	様式2-2-1	共通	目標とする公園利用者数の確保に関する提案	393
	様式2-2-2	共通	利用者満足度の確保に関する提案	394
	様式2-2-3	共通	公園特性を活かした植物管理に関する提案	394
	様式2-2-4	共通	公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案	395
	様式2-2-5	共通	多様な利用プログラムの提供に関する提案	395
	様式2-2-6	共通	情報受発信に関する提案	396
	様式2-2-7	共通	地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案	396
	様式2-2-8	共通	平常時の公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案	397
	様式2-2-9	共通	緊急時及び非常時の対応に関する提案	397
	様式2-2-10	共通	自主事業に関する提案	398
	様式2-2-11	共通	収益施設の運営に関する提案	398
	様式2-2-12	共通	従来の実施方法に対する改善提案	399
	様式2-2-13	共通	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	399
	様式2-2-14	共通	賃上げの実施(従業員への賃金引上げ計画の表明書)	400
	様式2-2-15	共通	法人事業概況説明書	401
	様式2-2-16	共通	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	402
	様式2 [別添]	共通	企画書の提案に関する注意事項等	404
	様式3-1	共通	収益施設運営計画書	405
	様式3-2	共通	運営施設全体の運営計画	406
	様式3-3	共通	収益施設の運営に関する提案	406
	様式3-4-1	共通	駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	407

分類	資料No	対象地区	資料名	頁番号
様式	様式3-4-2	共通	園内移動施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	407
	様式3-4-3	共通	飲食施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	408
	様式3-5	共通	自主事業施設運営計画書	408
	様式3-6	共通	自主事業施設運営計画	409
	様式3-7	共通	自主事業施設の運営に関する提案	409
	様式3-8	共通	自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	410
	様式3-9	共通	収入及び支出の見込み	410
	様式3-10	共通	収支計画書	411
	様式3-11	共通	資金調達・償還計画	411
	様式3-12	共通	自主事業施設の設置運営場所	412

主要公園施設一覧

ゾーン名	名称	面積	主要施設
文化交流ゾーン	①ポプラの丘	約10,900m ²	木製ベンチ13個、木製スツール2基、四阿1基
	②花の丘道	約18,900m ²	木製ベンチ6個、木製スツール8基、四阿2基、水飲み2基
	③大地の虹	約8,300m ²	石製スツール2基、木製ベンチ7個、木製スツール20基、四阿2基、水飲み1基、噴水1基(上水式)
	④春一番の丘	約19,800m ²	木製ベンチ6個、配水槽1基(521m ³ 、雨水注水用吸水ユニット揚程35m×2台、配水槽操作盤1台、配水槽分電盤1台)
	⑤花の中海	約18,500m ²	木製ベンチ17個、四阿1基、貯留槽1基(902m ³ 、循環ポンプ揚程44m×1台)、給水槽2基(循環ポンプ揚程12m×1台、揚程11m×1台、ポンプ制御盤1台)
	⑥天壇テラス	約900m ²	木製ベンチ6個、水飲み1基、池泉(循環ポンプ揚程9m×1台、制御盤1台、濾過装置1台、薬液注入装置1台・湧水装置1台)
	⑦月のテラス	約200m ²	石製ベンチ4基
	⑧空のテラス	約6,700m ²	石製スツール4基、木製ベンチ2基、木製スツール4基、空の滝(ピット4.8m ³ 、循環ポンプ揚程10m×1台、湧水装置1台、水中ライト 250wハロゲン×3台)、空のテラス(ピット24.7m ³ 、滝用ポンプ揚程8m×1台、沸水用ポンプ揚程8m×1台、霧噴水用ポンプ揚程33m×1台、床排水用ポンプ揚程6m×1台、屋外制御盤1台、霧状ノズル1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、整流装置1台)
	⑨滝のテラス	約2,700m ²	滝のテラス(ピット1000m ³ 花の中海、滝用ポンプ揚程11m×1台、滝用ポンプ揚程9m×1台、屋外制御盤1台、水中ライト250wハロゲン×8台)
	⑩水の岩戸	約1,900m ²	石製ベンチ4個、滝(ピット11.8m ³ 、循環ポンプ揚程7m×1台、屋外制御盤1台、濾過装置1台、薬液注入装置1台)
	⑪水の棚田	約3,500m ²	木製スツール3基、石製ベンチ1基、滝(ピット10.8m ³ 、循環ポンプ揚程7m×1台、屋外制御盤1台)
	⑫花の谷	約6,500m ²	木製ベンチ4基、水飲み2基、流れ(ピット2.3m ³ 、循環ポンプ揚程15m×1台、屋外制御盤1台)
	⑬陽だまりの丘	約8,400m ²	木製ベンチ22基、水飲み1基、洋風四阿2基、丘の噴水(ピット3.1m ³ 、循環ポンプ揚程6m×1台、屋外制御盤1台、濾過装置1台、薬液注入装置1台、ジェット直上ノズル3台)
	⑭灘川とせせらぎ広場	約11,000m ²	石製ベンチ3基、木製ベンチ2基、木製スツール15基、水飲み2基、四阿1基、灘川循環(ピット410m ³ 、循環ポンプ揚程48m×2台、除塵装置2台、配電盤1台、ポンプ制御盤1台、排風機1台)
	⑮松の谷	約5,500m ²	木製ベンチ4基、石製ベンチ3基、水飲み1基、水柱の噴水(ピット13.7m ³ 、直上噴水用ポンプ揚程9m×1台、霧噴水用ポンプ揚程23m×1台、制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、直上噴水ノズル1台、霧噴水ノズル13台)、二段の滝(ピット2.7m ³ 、循環ポンプ揚程7m×1台、制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台)
	⑯水の樹	約800m ²	木製ベンチ2基、石製ベンチ2基、水飲み1基、池泉(ピット11.3m ³ 、循環ポンプ揚程7m×1台、床排水ポンプ揚程6m×1台、屋外制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、水中ライト250wハロゲン×4台、排風機1台)
	⑰パームガーデン	約2,800m ²	木製ベンチ4基
	⑱移ろいの庭	約13,900m ²	木製スツール5基、木製ベンチ15基、スチール製ベンチ26基、樹脂製ベンチ15基、水飲み1基、洋風四阿1基、風の丘流れ(循環用ポンプ×2台、越流用ポンプ×1台、排水用ポンプ×1台、制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台)、黄昏の庭噴水(循環用ポンプ×1台、屋外制御盤1台)
	⑲芝生広場	約23,400m ²	木製ベンチ2個、原水用ポンプ2(揚程9m)、処理水用ポンプ2(揚程42m)、床排水用ポンプ2(揚程6m)、制御盤1(屋外)、その他(濾過装置1、紫外線滅菌装置1)
	⑳子供の森	約5,900m ²	水飲み2基、洋風四阿1基、四阿2基、子供の水辺(屋外制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、水中ライト100wハロゲン×7台)
㉑大型複合遊具(夢っコラント)	約5,100m ²	木製ベンチ6基、水飲み1基、四阿4基、水の遊具(ウォーターガン用ポンプ揚程50m×1台、貯水槽排水ポンプ揚程10m×1台、ウォーターツリー用ポンプ揚程16m×1台、ウォータートンネル用ポンプ揚程14m×1台、機械室排水ポンプ揚程8m×1台、屋外制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台)	
海岸ゾーン	①海のテラス	約5,900m ²	木製スツール6基、木製ベンチ18基、樹脂製ベンチ9基
	②しおさい花園	約18,100m ²	バーベキューサイト15サイト、樹脂製ベンチ5基
	③いその楽園	約10,700m ²	石製ベンチ3基
	④シースケープ・ラウンジエリア	約27,500m ²	(Park-PFI施設は除く) 海岸北ロケット門扉1基、南鶴崎臨時ゲート門扉1基、変圧器盤・受電盤1基、海辺のプロムナード
	⑤シースケープ・フィールドエリア ※1	約68,000m ²	多目的広場、舗装広場、しおさいテラス、海辺のプロムナード

※1 令和7年度中に海岸ゾーンシースケープフィールドエリアを追加供用する予定。

主要公園施設一覧

ゾーン名	名称	面積	主要施設
棚田ゾーン	① 藍那口地区	約114,400m ²	汚水処理施設 1箇所、ピザ窯 1箇所、 変電設備(T1)、車庫棟
	② 農村広場地区	約93,700m ²	洗い場 1箇所、炭焼窯 2箇所、白拍子倉庫 1棟、プロパ ン庫 1箇所、変電設備(T2、T3、T4) 3基、汚水P操作盤 1基、防火水槽 1基、倉庫棟
	③ 溪流広場地区	約47,400m ²	四阿1基、デッキ 4基、汚水P操作盤 1基、変電設備(T8) 1基
	④ 耕作楽園地区	約45,100m ²	防火水槽 1基、変電設備(T5) 1基
	⑤ 棚田景観地区	約68,900m ²	休憩所 1箇所、変電設備(T6) 1基、汚水P操作盤 1基
	⑥ 里山美林地区	約33,500m ²	変電設備(T7) 1基
	⑦ その他	約21,500m ²	茅場倉庫
森のゾーン	① 遊びの森地区	約7,400m ²	大型スライダー 4基、幼児用スライダー 1基、クライム ネット 1基、ロッククライム 1基、ロープクライム 1基、伝 声管 1基、ベンチスタンド 4箇所、水飲み場 1箇所
	② その他	約27,500m ²	変電設備(T2、T3、T4) 3基、変電設備(T1) 1基、発電設 備(G1) 1基、しあわせの村連絡口
自然保全ゾーン	① 溪流広場地区	約2,500m ²	広場
水と緑のゾーン	① キーナの森連絡口	約200m ²	キーナの森連絡口

主要建築物一覧

建築物名	構造	単位	数量	床面積	左記のうち		備考
					管理許可分 ※1	委託分 ※2	
管理棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	1592.1㎡	2.5㎡	1,589.6㎡	
ビジター棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	1216.8㎡		1216.8㎡	
淡路口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	311.2㎡		311.2㎡	
東浦口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	461.7㎡	48.7㎡	413.0㎡	
海岸口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	851.7㎡		851.7㎡	
連絡口ゲート棟	軽量鉄骨造	棟	1	11.8㎡		11.8㎡	
海のテラス	鉄筋コンクリート造	棟	1	642.2㎡		640.6㎡	
海岸臨時ゲート(ブース棟)	鉄骨造	棟	1	6.3㎡		6.3㎡	
ガーデニング棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	504.6㎡		504.6㎡	
温室(A棟)	軽量鉄骨造	棟	4	151.2㎡		151.2㎡	37.8㎡/棟
温室(B棟)	軽量鉄骨造	棟	1	45.0㎡		45.0㎡	
展望回廊	鉄筋コンクリート造	棟	1	62.3㎡		62.3㎡	
花屋敷	木造	棟	1	265.2㎡	265.2㎡	0.0㎡	
船着場	鉄筋コンクリート造	棟	1	249.9㎡	249.0㎡	0.9㎡	
広告塔	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	125.0㎡		125.0㎡	
トイレ(船着場周辺)	鉄筋コンクリート造	棟	1	161.0㎡		161.0㎡	
トイレ(子供の森)	鉄筋コンクリート造	棟	1	120.9㎡		120.9㎡	
トイレ(大地の虹)	鉄筋コンクリート造	棟	1	60.5㎡		60.5㎡	
トイレ(花の丘道)	鉄筋コンクリート造	棟	1	82.6㎡		82.6㎡	
トイレ(芝生広場)	鉄筋コンクリート造	棟	1	175.8㎡		175.8㎡	
トイレ(ビジター棟附属)	鉄筋コンクリート造	棟	1	89.8㎡		89.8㎡	
車庫棟	木造	棟	1	160.0㎡		160.0㎡	
海岸北口ゲート棟 ※3	木造	棟	1	282.9㎡		282.9㎡	
合計		棟	26	7630.4㎡	562.9㎡	5473.7㎡	

※1 都市公園法第5条第2項の許可に基づき管理する施設の面積(自動販売機に係る面積は除く)

※2 面積のうち、事業者が管理する施設の面積

※3 令和7年度中に海岸北口ゲート棟を追加供用する予定。

主要建築物一覧

建築物名	構造	単位	数量	延床面積	左記のうち		備考
					管理許可分 ※1	委託分 ※2	
伝庫の家	木造	棟	1	130.7 m ²		130.7 m ²	
長屋門	木造	棟	1	128.1 m ²		128.1 m ²	
里山交流館	木造	棟	1	568.2 m ²		568.2 m ²	
木工棟(茅葺)	木造	棟	1	140.9 m ²		140.9 m ²	
木工棟(瓦葺)	木造	棟	1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(長屋門前駐車場)	木造	棟	1	34.9 m ²		34.9 m ²	
里山情報館	木造	棟	1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(農家のにわ)	木造	棟	1	88.4 m ²		88.4 m ²	
農村舞台	木造	棟	1	272.5 m ²		272.5 m ²	
農村舞台控室棟	木造	棟	1	64.0 m ²		64.0 m ²	
白拍子の家	木造	棟	1	201.1 m ²		201.1 m ²	
厨房棟	木造	棟	1	161.8 m ²	27.4 m ²	161.8 m ²	(他、プロバン庫5.4 m ²)
相談ヶ辻の家	木造	棟	1	126.3 m ²		126.3 m ²	
便所棟(相談ヶ辻の家)	木造	棟	1	25.2 m ²		25.2 m ²	
便所棟(サンデン休憩所)	木造	棟	1	52.4 m ²		52.4 m ²	
サンデン休憩所	木造	棟	1	48.5 m ²		48.5 m ²	
管理棟	木造(一部RC)	棟	1	678.0 m ²		678.0 m ²	
車庫棟	木造	棟	1	120.0 m ²		120.0 m ²	
倉庫棟	木造	棟	1	170.0 m ²		170.0 m ²	
かや場倉庫	鉄骨造	棟	1	300.0 m ²		300.0 m ²	
森のゾーンA駐車場便所	ユニットタイプ(FRP)	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	
森のゾーンB駐車場便所	ユニットタイプ(FRP)	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	
遊びの森便所棟	ユニットタイプ(FRP)	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	
めだか池便所棟	ユニットタイプ(FRP)	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	
合計		棟	24	3568.4 m ²	27.4 m ²	3568.4 m ²	

※1 都市公園法第5条第2項の許可に基づき管理する施設の面積(自動販売機に係る面積は除く)

※2 面積のうち、事業者が管理する施設の面積

収益施設一覧

収益施設名	許可面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
東浦大型駐車場	2,367.2m ²	—	22台	—	—	必須
海岸南駐車場	4,221.9m ²	154台	—	4台	10台	裁量
淡路口駐車場	19,373.9m ²	349台	35台	8台	20台	裁量
海岸北駐車場(料金ゲート)	80.3m ²	—	—	—	—	必須
トラムカー(夢ハッチ号)	1式	/				裁量
電動トラムカー	1式	/				裁量
レストラン(花屋敷)	265.2m ²	/				必須
船着場売店	249.0m ²	/				必須
売店(東浦口ゲート棟)	48.7m ²	/				必須
船遊施設(船着場)	55.0m ²	/				裁量
自動販売機※	—	/				必須
合計	26,661.2m ²	503台	57台	12台	30台	

※使用面積及び期間(日数)については、調査職員と協議の上決定する。

■ 臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
海岸北臨時駐車場(北)	28,297.1m ²	—	—	—	—	臨時
海岸北臨時駐車場(南)	14,335.8m ²	—	—	—	—	臨時
海岸北駐車場(料金ゲートを除く)	5,176.0m ²	—	—	—	—	臨時
合計	47,808.9m ²	—	—	—	—	

収益施設一覧

収益施設名	許可面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
藍那口大型駐車場	342.2m ²	—	5台	—	—	裁量
森のゾーン身障者用駐車場	91.2m ²	—	—	2台	—	必須
森のゾーンA駐車場	433.7m ²	14台	—	—	—	必須
森のゾーンB駐車場	100.0m ²	8台	—	—	—	裁量
藍那口A駐車場	547.5m ²	42台	—	4台	—	必須
藍那口B駐車場	454.0m ²	35台	—	—	—	裁量
藍那口C駐車場	1,868.4m ²	44台	—	—	—	裁量
売店(厨房棟)	27.4m ²	/				裁量
体験学習施設 (里山活動体験林)	約18,000.0m ²	/				特別裁量施設
体験学習施設 (里地活動体験農地)	約17,000.0m ²	/				特別裁量施設
自動販売機※	—	/				必須
合計	38,864.4m ²	143台	5台	6台	0台	

特別裁量施設…体験学習施設の占用の有無、面積、運営日時については別途協議する。

※使用面積及び期間(日数)については、調査職員と協議の上決定する。

■臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
森のゾーンA臨時駐車場	3,471.6m ²	106台	—	—	—	臨時
森のゾーンB臨時駐車場	4,681.1m ²	218台	—	—	—	臨時
藍那口D臨時駐車場	1,885.7m ²	37台	—	—	—	臨時
藍那口E臨時駐車場	2,554.6m ²	40台	—	—	—	臨時
しあわせの村連絡口臨時 駐車場	1,563.7m ²	58台	—	—	—	臨時
合計	14,156.7m ²	459台	—	—	—	

目 次

1. 国営明石海峡公園の基本理念及び基本方針
2. 国営明石海峡公園運営維持管理基本方針
 - 2.1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的
 - 2.2 運営維持管理基本方針の位置付け
 - 2.3 運営維持管理基本方針の対象
3. 運営維持管理の重点事項
4. 運営維持管理業務の実施にあたっての配慮事項

国営明石海峡公園運営維持管理基本方針

令和5年4月

国土交通省近畿地方整備局

1. 運営時管理基本方針の目的・位置付け

1.1 基本理念及び基本方針

国営明石海峡公園(以下、「本公園」という。)は、都市公園法に基づき広域の見地から国が設置し管理する一号の国営公園であり、主として近畿地方の広域レクリエーション需要に対応し、あわせて明石海峡大橋を中心とした明石海峡周辺地域の広域レクリエーションゾーン形成に寄与すべく整備と運営維持管理を行っている。

本公園は、淡路地区(淡路市)と神戸地区(神戸市)の2地区から構成され、平成6年9月に国営明石海峡公園基本計画を策定した。その後、平成23年1月に神戸地区基本計画を改定し、平成29年6月に淡路地区の海岸ゾーン及び展望ゾーンの見直し等を踏まえ国営明石海峡公園基本計画を改定した。

また、令和3年6月に国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムを策定・公表して、整備及び運営維持管理を進めている。

<淡路地区>

淡路地区では、「海辺の園遊空間」をコンセプトに、国際的な交流の場としての環境、リゾート環境の中で、周辺との役割分担を図りながら、新たな園遊空間の創出を図ることを基本として整備を進めている。

また、ゆつくりとした贅沢な時間を約束する淡路島観光へと誘う拠点となる公園を目指し、インバウンドを含めた広域的な観光客の取り込みに向けた公園づくりを展開していく。

<神戸地区>

神戸地区では、「里地里山文化公園」をコンセプトに、都市部に近接しているにもかかわらず大規模な範囲で維持されてきた里地里山について、土地の歴史・文化を含めた自然環境を保全し、自然との共生を中心とした伝統的な自然観を継承することによって、いのちのにぎわいが豊かな里地里山文化公園を目指すことを基本として整備を進めている。

【国営明石海峡公園の基本理念】

本公園の基本理念は、平成6年9月策定の基本計画(平成29年6月改定)において「自然と人との共生、人と人との交流」とし、現在まで引き継がれている。

【国営明石海峡公園の基本方針】

- (1) 環境・人に関する方針
 - ・ よりよい環境を創造する公園本来の使命を果たす一方、計画・整備・管理段階で、環境保全に対しても最大限の配慮を行う。
 - ・ 省エネ、省資源、リサイクル、緑化による二酸化炭素の吸収などで地球温暖化やヒートアイランド現象などの地球環境への負荷を減らすなど、新しい技術を導入しつつ、国土建設分野の環境建設技術のモデルとなる公園づくりを目指す。
 - ・ 環境を保全しながら自然と人とのふれあいが保たれた環境を創造し、環境に対する理解を深めつつ、生物多様性保全の重要性を発信する拠点となるよう配慮する。
 - ・ 少子高齢社会・高福祉社会に対応した公園のノーマライゼーション化を図る。
 - ・ 土取り場跡地における「自然の再生」を通じた花と緑あふれる公園づくりを淡路地区で進めるとともに、神戸地区では大都市に残された貴重な里地里山における「自然の保全」を通じた新たなライフスタイルを提案する拠点となるよう配慮する。

(2) 利用等に関する方針

- ・ 優れた山や海の自然環境のもとでの自然との多様なふれあいの場。
- ・ 豊かな自然の中での家族や異世代さらに世界の人々との多様な交流の場。

・ 幅広い交流を通じて日本文化の継承・新しい文化の創造・発信の場

・ 滞在型レクリエーション拠点の創出の場。

・ 多様なレクリエーション特性を有する周辺地域と一体となった広域レクリエーションゾーン形成の拠点となる場。

(3) ランドスケープデザインに関する方針

- ・ 地域の自然や歴史・文化を活かし、継続するランドスケープを実施する。
- ・ ランドスケープデザインの実施にあたっては、過去から現在に至る世界や日本の優れた技術を幅広く活用するとともに、環境共生技術や景観シミュレーション等の新しい技術も活用する。
- ・ 基本計画におけるトータルデザインの主張が、設計・整備そして管理の段階まで継承され結晶されるよう、措置をとる。

2. 国営明石海峡公園運営維持管理基本方針

2.1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

淡路地区は、平成7年度に着工し、開園前の平成12年3月から9月にかけて国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」が開催され、その後の平成14年3月21日に文化交流ゾーン及び海岸ゾーンの一部30.1haを第一期開園、以降順次整備を進めて、令和4年度現在、43.1haを開園しており、令和7年度中に6.8haを追加供用する予定である。平成14年の第一期開園から令和4年3月までの累計入園者数は、約826万人である。

神戸地区は、棚田ゾーン及び森のゾーンの一部約41.3haを平成28年5月に第一期開園した。その後、平成29年7月に1.7ha、更に平成30年1月には3.2haを開園した。平成28年の第一期開園から令和4年3月までの累計入園者数は、約25万人である。

当公園を含む国営公園における運営維持管理業務については、公共サービス改革法に基づく「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)により、民間競争入札(総合評価方式による一般競争入札)への移行が実施されており、事業者に対して、運営維持管理業務の目標・水準等を示す必要がある。

以上のような背景を踏まえ、今後の本公園における運営維持管理の基本的な考え方を示す「運営維持管理基本方針」を策定した。

2.2 運営維持管理基本方針の位置付け

本運営維持管理基本方針は、都市公園法に基づき広域の見地から国が設置し管理する国営公園として、主に近畿地方の広域レクリエーション需要に対応するために設置された本公園が、今後、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものである。

2.3 運営維持管理基本計画の対象

本運営維持管理基本方針は、主として既に供用している開園区域とともに、今後追加供用される区域における運営維持管理に適用するものである。

なお、運営維持管理においては、飲食物販施設等の収益施設の運営と互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な運営維持管理に努めるものとする。

運営維持管理業務の実施にあたっては、これまでの事業実施のあり方を見直し、より一層のコスト削減を図るとともに、これまで実施してきた既存イベントの自主事業化や新たな自主事業を実施するなど、効果的・効率的な運営維持管理を行うこと。

(6) Park-PFI 施設と連携した運営維持管理（淡路地区）

淡路地区海岸ゾーンシースケープ・ラウンジエリアにおいて、Park-PFI 施設（アークアイグニス淡路島）の管理運営と相互に協力を図り、「国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーンシースケープ・ラウンジエリアの管理運営に関する協定」に基づき、一体的かつ効果的な管理運営を行う。

(7) 神戸地区の特徴を踏まえた運営維持管理（神戸地区）

神戸地区は、里地里山の季節感あふれる体験プログラムや農村的な風景が楽しめるなど、特徴的な取り組みを行っている公園であり、これらの特徴を活かし、来園者の満足度及び入園者増に寄与する運営維持管理に努めること。

2.4 運営維持管理の基本方針

本公園では、平成6年9月に基本計画を策定し、平成23年1月に神戸地区基本計画を改定し、これを踏まえて、平成24年7月に国営明石海峡公園運営維持管理基本方針を策定し、これまで運営維持管理を行ってきたところである。

その後、平成28年5月の神戸地区第一期開園を踏まえて平成29年3月には平成29年度から平成32年度の中期的な整備及び維持管理の方針である国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムを策定し、令和3年6月には令和7年度までの同プログラムの策定を行うなど、当初の基本計画の理念の継承を図りつつ、時代に応じた運営維持管理の基本方針等を策定しているところである。

今後も、社会情勢の変化など背景を踏まえながら、整備及び運営維持管理を進め、基本計画等に定められた基本理念、基本方針等を継承していく。

3. 運営維持管理の重点事項

令和7年度までの運営維持管理の重点事項は、令和3年5月に公表された国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムを参照すること。

なお、令和8年度以降の運営維持管理の重点事項については、次期国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムで示す予定である。

4. 運営維持管理業務の実施にあたっての重点事項

事業者は、運営維持管理に際し、上記の重点事項のほか、下記の事項について配慮すること。

- (1) 国営公園の設置目的を踏まえた運営維持管理
広域の見地から設置された国営公園であることを踏まえつつ、防災拠点としての機能や生物多様性の向上のほか、わが国における公園管理の技術を発展させ継承し、普及啓発に資するなど、国が事業主体として管理する目的と意義を十分に踏まえた運営維持管理を行うものとする。また、公園管理者が行うこれらの取り組みを十分に踏まえた運営維持管理を行うこと。
- (2) 長期的な国営公園の価値を向上させる運営維持管理
事業者自らの運営維持管理の実施期間における短期的な数値目標等の達成のみにとらわれず、公共施設として長期的な価値の向上につながる運営維持管理を行うこと。
- (3) 公園管理者と緊密に連携した運営維持管理
運営維持管理業務の実施にあたっては、事業者自らが行う維持管理のみならず、あわせて実施する収益事業、持込みイベントなど対外的な許認可等のための調整、事件事故等の危機対応などすべての運営維持管理において、公園管理者への事前の連絡と調整などを確実かつ十分に行うとともに、事業者が行う運営維持管理業務と公園管理者が行う都市公園法の許認可の関係を十分に踏まえつつ、緊密な連携のもと、実施すること。
- (4) 公園周辺施設と連携した公園利用者増加に向けた運営維持管理
当公園周辺には、県立公園、総合福祉施設、宿泊施設等が隣接しており、当該施設との連携を図ることにより公園利用者の満足度や来園者が増加するとともに、地域の活性化（広域観光、地域雇用、地産地消等）にも繋がることから、連携を密にとり、効果的な運営維持管理を行うこと。
- (5) コスト削減と自主事業の積極的な取り組みによる運営維持管理

R 5－9 国営明石海峡公園
運営維持管理業務
共通仕様書

令和5年4月

国土交通省近畿地方整備局

第1章 総則

第1条 目的

国営明石海峡公園（以下「本公園」という。）は、近年の余暇時間の増加に伴う、主として近畿地方の広域レクリエーション需要の増大に対処するため設置する大規模公園であり、併せて明石海峡大橋を中心とした明石海峡周辺地域の広域レクリエーションゾーンの形成に寄与すべく整備を進めている国が設置したイ号の国営公園である。

本公園は、淡路地区ならびに神戸地区の2つの地区で構成され、計画面積は330haであり、「自然と人との共生、人と人との交流」を基本理念とし、隣接施設と連携を図りながら、基本方針並びに構成ゾーンにより総合的に整備、管理、運営を進めている。（別紙－4「国営明石海峡公園運営維持管理基本方針」及び別添－1「計画平面図」参照）

本公園の淡路地区は、令和5年1月現在、計画面積（96.1ha）の約45%となる43.1haが開園しており、令和7年度中に6.8haを追加供用する予定である。神戸地区は令和5年1月現在、計画面積（233.9ha）の約20%となる46.2haが開園している。両地区合計の供用面積は計画面積（330ha）の約27%にあたる89.3haであり、令和7年度以降、約29%にあたる96.1haとなる。

淡路地区は、平成14年3月の開園時から令和4年3月末までの入園者数累計は約826万人、神戸地区は、平成28年5月の開園時から令和4年3月末までの入園者数累計は約25万人である。

国営明石海峡公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）は、本公園において、国の組織である国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所との調整の下で、より多くの入園者が安全で快適に公園を利用できるよう、公園利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、本公園全般にわたり、公園資産を保全、増進させることを目的とする。

第2条 本業務の重点事項

令和7年度までの運営維持管理の重点事項は、令和3年6月に公表された別添－1 1「国営明石海峡公園整備・管理運営プログラム」を参照すること。

なお、令和8年度以降の運営維持管理の重点事項については、次期国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムを参照すること。

また、本業務の実施にあたっての配慮事項は下記のとおりとする。

(1) 国営公園の設置目的を踏まえた運営維持管理

広域の見地から設置された国営公園であることを踏まえつつ、防災拠点としての機能や生物多様性の向上のほか、わが国における公園管理の技術を発展させ継承し、普及啓発に資するなど、国が事業主体として管理する目的と意義を十分に踏まえた運営維持管理を行うものとする。また、公園管理者が行うこれらの取り組みを十分に踏まえた運営維持管理を行う。

(2) 長期的な国営公園の価値を向上させる運営維持管理

事業者自らの運営維持管理の実施期間における短期的な数値目標等の達成のみにとらわれず、公共施設として長期的な価値の向上につながる運営維持管理を行う。

(3) 公園管理者と緊密に連携した運営維持管理

運営維持管理業務の実施にあたっては、事業者自らが行う維持管理のみならず、あわせて実施する収益事業、持込みイベントなど対外的な許認可等のための調整、事件事故等の危機対応などすべての運営維持管理において、公園管理者への事前の連絡と調整などを確実かつ十分に行うとともに、事業者が行う運営維持管理業務と公園管理者が行う都市公園法の許認可の関係を十分に踏まえつつ、緊密な連携のもと、実施する。

(4) 公園周辺施設と連携した公園利用者増加に向けた運営維持管理

当公園周辺には、県立公園、総合福祉施設、宿泊施設等が隣接しており、当該施設との連携を図ることにより公園利用者の満足度や来園者が増加するとともに、地域の活性化（広域観光、地域雇用、地産地消等）にも繋がることから、連携方策について連絡を密にとり、効率的・効果的な運営維持管理を行う。

(5) コスト縮減と自主事業の積極的な取り組みによる運営維持管理

運営維持管理業務の実施にあたっては、これまでの事業実施のあり方を見直し、より一層のコスト縮減を図るとともに、これまで実施してきた既存イベントの自主事業化や新たな自主事業を実施するなど、効果的・効率的な運営維持管理を行う。

(6) Park-PFI 施設と連携した運営維持管理（淡路地区）

淡路地区海岸ゾーンシースケープ・ラウンジエリアにおいて、Park-PFI 施設（アクアイグニス淡路島）の管理運営と相互に協力を図り、別添－５８「国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーンシースケープ・ラウンジエリアの管理運営に関する協定」に基づき、一体的かつ効果的な管理運営を行う。

(7) 神戸地区の特徴を踏まえた運営維持管理（神戸地区）

神戸地区は、里地里山の季節感あふれる体験プログラムや農村的な風景が楽しめるなど、特徴的な取り組みを行っている公園であり、これらの特徴を活かし、来園者の満足度及び入園者増に寄与する運営維持管理に努める。

第3条 適用及び用語の定義

本仕様書は、本業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
- 2) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
- 3) 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
- 4) 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
- 5) 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。

- 6) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時もしくは通年での飲食・物販施設等の運営や行催事を行う事業のこと。
- 7) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 8) 「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条第2項及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第11条第2項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。
- 9) 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
- 10) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 11) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、事業者が近畿地方整備局に納める料金のこと。
- 12) 「業務責任者」とは、本仕様書の第14条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するものこと。
- 13) 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体の企画立案及びマネジメントの業務責任者をもってそれにあてること。
- 14) 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
- 15) 「管理物件」とは、別添一1「計画平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
- 16) 「国事務所」とは、国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所のこと。
- 17) 「管理事務所」とは、別添一3「管理事務所平面図」に示す建築物を指す。
- 18) 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
- 19) 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 20) 「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 21) 「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 22) 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
- 23) 「指示」とは、近畿地方整備局又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について

て書面をもって示し、実施させることをいう。

- 24) 「通知」とは、近畿地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が近畿地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 25) 「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 26) 「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 27) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、近畿地方整備局又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 28) 「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 29) 「書面」とは、定められた様式又は調査職員が指示する様式による、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。なお、情報共有システム等電子データの活用も可とする。
- 30) 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
- 31) 「勧告」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
- 32) 「命令」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。
- 33) 「Park-PFI施設」とは、Park-PFI事業者が「淡路地区海岸ゾーンPark-PFI事業協定書」に基づき、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の許可を得た上で、Park-PFI事業者が管理する施設をいう。

第4条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第5条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法
- 3) 道路交通法
- 4) 景観法、屋外広告物条例
- 5) 労働基準法、労働安全衛生法
- 6) 施設維持、設備保守点検に関する法規
 - ①建築基準法
 - ②電気事業法

- ③水道法
- ④消防法
- ⑤建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
- ⑥下水道法
- ⑦水質汚濁防止法
- ⑧浄化槽法

以上のほか、施設維持管理に関する関連法規。

- 7) 食品衛生法
- 8) 大気汚染防止法
- 9) 騒音規制法
- 10) 振動規制法
- 11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 12) リサイクル法（容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）
- 13) エネルギー使用の合理化に関する法律
- 14) 個人情報の保護に関する法律
- 15) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 16) 高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 17) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 18) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 19) 遺失物法
- 20) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 21) 生物多様性地域連携促進法
- 22) 森林法
- 23) 森林病虫害等防除法、その他松くい虫防除に関する関係法令等
- 24) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 25) 家畜伝染病予防法
- 26) 道路運送法
- 27) 健康増進法
- 28) 工事に関する法規、規定

①建設工事に係る資材の再資源化に関する法律

②建設業法

以上のほか、工事に関する関連法規。

- 29) 公園維持管理の指針とすべき関係仕様書類

なお、施設の維持補修にあたり、利用者の安全な利用および国有財産の適切な管理を行ううえで配慮が必要な施設については、以下の仕様等に基づき施工すること。

- ①土木請負工事必携（令和2年4月）（近畿地方整備局）
- ②土木工事共通仕様書（案）（令和4年4月）（近畿地方整備局）
- ③土木工事施工管理基準及び規格値（令和4年3月）（近畿地方整備局）
- ④写真管理基準（案）（令和4年3月）（国土交通省）

- ⑤ 「土木構造物標準設計」(建設省)
- ⑥ 「土木工事標準設計図集」(平成17年2月)(近畿地方整備局)
- ⑦ 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編)(令和4年版)(国土交通省)
- ⑧ 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編)(令和4年版)(国土交通省)
- ⑨ 「電気通信設備工事共通仕様書」(令和4年)(国土交通省)
- ⑩ 「機械工事共通仕様書」(案)(令和4年3月)
- ⑪ 「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省)

このほか、誰もが安心して快適に利用できるよう、関連施設の補修等に当たっては、「公園のユニバーサルデザインマニュアル」(社団法人日本公園緑地協会)を参考に施工すること。

- 30) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 31) 移動等円滑化促進に関する基本方針(国家公安委員会、総務省、国土交通省)
- 32) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省)
- 33) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)(国土交通省)
- 34) 公園施設の安全点検に係る指針(案)(平成27年4月)(国土交通省)
- 35) 市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)(平成29年9月)(国土交通省)
- 36) 国土交通本省委託契約取扱要領(別添-2)
- 37) 「環境省レッドリスト」ほか希少動植物に関する基準
- 38) 猛禽類保護の進め方(改訂版)(環境省自然環境局野生生物課)
- 39) 公園運営の指針とすべき基準類
- 40) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(改訂版)(国土交通省住宅局住宅総合整備課)
- 41) 都市公園の質の向上に向けた PaRk-PFI 活用ガイドライン(国土交通省都市局公園緑地・景観課)
- 42) その他関係諸法令等

※上記の準拠規定につき、常に改訂された情報を確認し、業務を行うこと。

第6条 事業者の義務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施にあたって、近畿地方整備局又は調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第7条 近畿地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、事業者と近畿地方整備局の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、近畿地方整備局と事業者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

近畿地方整備局と事業者の責任分担一覧

項目	内容	近畿地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
料金徴収業務	入園料等（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務（徴収料金は、近畿地方整備局に納付）		○	/
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用285万円（税抜き）【令和5年度】、1,711万円（税抜き）【令和6-8年度】、1,426万円（税抜き）【令和9年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）。		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）。（※2）		/	◎
	上記3項目以外の場合 なお、予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、入園者等利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による入園者等利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第32条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記2項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

- ※1：年間修繕費用、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成30～令和3年度の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙－29「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。
- ※2：震災等大規模な自然災害の影響やウイルス等による感染症のまん延等の影響等、事業者の責めに拠らない理由で収益施設の収支バランスが大きく変わった場合、収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる計画内容や責任分担の変更について、近畿地方整備局に協議することができる。

第8条 近畿地方整備局又は調査職員による指示

近畿地方整備局又は調査職員は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第9条 契約の解除

近畿地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 近畿地方整備局の検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されておらず、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行ったにもかかわらず、事業者が業務改善計画書の提出を怠る、あるいは、承諾に足り得ない、または改善内容の履行が十分に図られないなど、本業務の履行が著しく困難と判断される時。
- b) 偽りその他不正の行為により落札者となった時。
- c) 入札参加に要求される資格の要件を満たさなくなった時。
- d) 契約に従って本業務を実施できなかった時、又は実施できないことが明らかになった時。
- e) 契約において定められた事項について重大な違反があった時。
- f) 繰り返し法令違反を行った時。
- g) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員という」）を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになった時。
- h) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった時。

第2章 業務内容

第10条 運営維持管理方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、以下の運営維持管理の方針に則るとともに、別添－4「土地利用方針」、別添－3 9～5 1「植物管理区域図」等をもとに適切な本業務の遂行に努めなければならない。

1. 植物管理

植物管理については、各地区のコンセプト、基本テーマ並びに構成ゾーンの目的を踏まえ、それぞれの植物の特性に配慮したうえで、適正に持続・育成するよう必要な管理を行うこと。特に淡路地区については、国営公園としての設置目的を踏まえ、通年来園者の誘致を図る管理計画を策定し、それに沿った管理を行うこと。

2. 施設や設備の管理

施設や設備については、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用を図るよう適正な維持管理を行い、必要に応じて保守点検を行うこと。

3. 市民団体の参画

公園の機能増進、維持・運営を円滑に行うため、公園管理への市民団体の参画を促進する。

4. 安定的かつ質の高い里地里山体験プログラムの提供

特に神戸地区については里地里山資源を最大限に活用し、農耕や農地・林地管理や収穫体験及び観察会などをセットにした質の高い里地里山体験プログラムを、年間を通じ安定的に提供する

こと。

第11条 業務実施の基本的事項

1. 事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本共通仕様書第1条のコンセプト及び基本テーマに沿った管理運営を行うものとする。
 - 1) 国際的な交流の場としての環境、リゾート環境の中で、周辺との役割分担を図りながら大規模な土取り跡地の自然を回復し、新たな園遊空間の創出を図ることを基本とする。
 - 2) 自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習や総合学習への積極的な対応を行う。
 - 3) 安全で快適な利用がなされるように利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の活性化を図るために利用者ニーズに的確に対応した利用促進策を展開する。
 - 4) 地域の市民参画を推進するため、園内のボランティア活動への支援・指導また、園内で活動する市民団体との交流促進に努める。
 - 5) 乳幼児連れの利用者、障がい者、高齢者等への適切な対応等を図る。
 - 6) 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民等との連携を図る。
 - 7) 様々な管理技術の駆使や、効率的な管理運営等を通じて、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
 - 8) 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、発災時には避難地又は、災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
 - 9) 有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、園内での資源の有効活用に配慮する。
 - 10) 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
 - 11) 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。
 - 12) 淡路地区海岸ゾーンシースケープ・ラウンジエリア（Park-PFI施設を除く）の運営管理にあたり、Park-PFI事業者との連携を図る。

第12条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営明石海峡公園

所在地 (淡路地区) 兵庫県淡路市 (神戸地区) 兵庫県神戸市

計画面積 (淡路地区) 96.1ha (神戸地区) 約 233.9ha 計約 330.0ha 注)

敷地面積 (淡路地区) 43.1ha (神戸地区) 約46.2ha 計約89.3ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営明石海峡公園（以下、「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、令和5年4月現在89.3haである。

なお、令和7年度中に淡路地区（海岸ゾーンシースケープ・フィールドエリア6.8ha）を追加供用する予定であるが、当該地区は本業務の当初設計範囲に含まれる。

また、近畿地方整備局では、官民連携事業の導入を別途検討しており、都市公園法第5条に基づき第三者に公園施設の設置及び管理を許可することとなった場合、対象となる区域や施設の管理について、本業務の実施期間中に契約変更に関する協議を行うものとする。

※別添－1「計画平面図」を参照すること。

2. 履行期限

令和6年2月1日から令和10年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、業務開始に備えなければならない。

第13条 開園日時等

本公園の開園期間及び開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

開園期間及び時間

開園期間	開園時間（淡路地区）	開園時間（神戸地区）
4月1日～6月30日	9：30～17：00	9：30～17：00
7月1日～8月31日	9：30～18：00	9：30～18：00
9月1日～10月31日	9：30～17：00	9：30～17：00
11月1日～3月31日	9：30～16：00	9：30～16：00

※休園日は、12月31日～1月1日及び2月の第2月曜日から金曜日。ただし、神戸地区の2月の休園日は送迎バスを運行する神戸市しあわせの村の休園日により変更となる場合がある。

※令和6年2月より神戸地区は毎週水曜日を休園日とする予定である。（ただし水曜日が祝日の場合はその翌日とする。）

※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。なお、事業者の提案により、開園時間を延長した場合、その延長に伴う運営費用の増加については、事業者の負担とする。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

淡路市夏まつり：淡路市夏まつり開催日（7月）【1日】

秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中1日】

みどりの日／5月4日【1日】

敬老の日／9月第3月曜日【1日】 ※満65歳以上の者のみ無料

第14条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設及び都市公園法第5条の申請を行い許可を得る必要がある収益施設（以下、「収益施設」という。）を対象として、個別仕様書及び収益施設運営規定書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。（別紙－1「主要公園施設一覧」、別紙－2「主要建築物一覧」、別紙－3「収益施設一覧」参照）

<業務内容>

公園施設維持管理業務（委託費により行う業務）

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・入園料徴収、運営維持管理業務以外の施設の管理運営者との連絡・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務
- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

(2) 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕
- ・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、トラクター等の農耕機、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

(3) 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理、農耕地管理等（草刈り、施肥、灌水、播種、剪定等）

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

(1) マネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。（詳細は別紙－6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。）

(2) 企画運営管理

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。なお、神戸地区については、里地里山の維持管理と一体となった、「伝統的季節観“二十四節気七十二候”に基づく体験」を含む里地里山体験プログラムを実施するとともに、伝統的文化に関する情報発信を行う。

また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対する情報やサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。さらに、淡路地区の隣接施設である淡路夢舞台、兵庫県立淡路島公園、神戸地区の隣接施設であるしあわせの村、キーナの森、Park-PFI事業者等との調整業務を行う。

2) 施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、

日常から、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行うとともに、管理者を定めて防犯、防火に努める。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。さらに、貴重種が生息している水景施設については、生物多様性の観点から適切な水質保全を行う。（詳細は別紙－7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。）

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。（詳細は別紙－7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。）

3) 植物管理業務

淡路地区では四季折々の花を来園者の鑑賞に供し来園者誘致の効果を最大限発揮するため、年間の管理計画を作成し、除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、時期ごとの魅力ある開花等情報を提供する。また、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。

神戸地区では対象地の生態系や景観の特性、希少種や生物多様性、この地の里地里山文化に係る固有性を基盤とした管理運営を行うために、それらの保全と適正な活用を目的として適切な管理を行う。本地区の植生管理は不確実性要素が多いことから、作業前後の状況の変化を把握し、管理内容を適正なものにフィードバックする順応的な管理を基本とし、試行を重ねて段階的に植生の質の維持・向上を図っていく。また、樹林地及び耕作地については、行催事や里山体験メニューの提供と一体となった管理を行う。（詳細は別紙－8「個別仕様書(植物)」を参照のこと。）

第15条 業務実施体制

1. 事業者は、国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、企画書並びに収益施設運営計画書において提案した管理運営業務の内容（提案書類）に基づいて、実現性及び利用者の安全性確保に考慮して、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出するものとする。

＜事業者が保有する必要がある資格＞

- ・ 1級造園施工管理技士

2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制の構築及び各業務に必要な人員数を適宜配置しなければならない。
3. 本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設

等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

4. 総括責任者、業務責任者及び業務担当者は、公園内で本業務を実施するにあたり役職及び氏名を記入した名札をつけるものとする。
5. 総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。
6. 開園期間中は、本共通仕様書第14条（1）～（3）の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務の業務責任者のうち少なくとも1名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本共通仕様書第14条（1）～（3）及び収益施設等設置管理運営業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を1人以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、本共通仕様書第14条（1）～（3）及び収益施設等設置管理運営業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。（ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。）なお、主な業務従事（勤務）場所は、淡路地区、神戸地区毎の管理棟とすることを想定している。（なお、本共通仕様書第14条（1）～（3）及び収益施設等設置管理運営業務が迅速かつ円滑に行われる体制が確保できるのであれば、テレワークについても勤務と認める。）
7. 管理事務室の開所時間は、原則、公園の公開日時に設定するものとする。ただし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて変更するものとする。
8. 本業務の実施に先だつて業務担当者の本業務における所属、役職、氏名等を記載した名簿を調査職員に報告するものとし、業務担当者に変更があった場合も同様とする。
9. この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するものとするが、経理担当者は、刑法（明治40年法律第45号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第16条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を近畿地方整備局に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 運営維持管理の実務を通じた経験、新たな情報公園利用者からの意見・苦情・要望、当該年度の天候等により、業務計画書の年度内での変更が望ましい場合は、調査職員と協議し、変更する。また、変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始14日前までに変更業務計画書を提出し、承

諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

4. 「9）四半期別必要経費内訳書」には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。
5. 業務実施体制には、組織図とともに業務担当者の本業務における所属、役職、氏名等を記載した名簿を添付する。また、業務担当者に変更があった場合には調査職員に報告する。

＜業務計画書に記載が必要な項目＞

- 1) 年間運営管理計画（月別）
- 2) 年間行催事計画書（月別）
- 3) 年間広報計画書（月別）
- 4) 年間ボランティア活動計画（月別）
- 5) 企画提案された実施方針（様式1-6「実施方針」により作成）
- 6) 業務実施体制（資格証明書の写しを含む）（様式1-5「実施体制」により作成）
- 7) 業務実施のための管理機構及び職務分担
- 8) 実施計画書（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 9) 四半期別必要経費内訳書（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 10) 再委託承諾申請書（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 11) 施設管理計画（建物管理、工作物管理、清掃）（別紙-7「個別仕様書（施設・設備）」第6条3項 参照）
- 12) 植物管理計画（管理目標、管理作業概要）（別紙-8「個別仕様書（植物）」第7条1項及び第8条5項参照）
- 13) 収益施設運営計画（提出様式3-1「収益施設運営計画書」参照）
- 14) 公園内巡視作業
- 15) 入園料徴収及び公園利用者への利用指導
- 16) 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- 17) 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- 18) 市民団体との連携
- 19) 環境への配慮

第17条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実にを行うことができるよう、報告書を調査職員に毎月及び四半期ごとに提出する。ただし、提出期限が土曜日、日曜日及び祝日に該当する場合は、翌開庁日とし、契約完了年度の業務最終月の提出期限は契約完了日までとする。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度の完了報告で提出すべき標準的な項目の書類（正本1通、副本1通）に成果物を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、近畿地方整備局からこれらに関する報告や実調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員が指示するものを電子データで納品する。

定期報告で提出すべき標準的な項目		
項目名	提出先	提出期限
管理月報 (様式1)	調査職員	翌月の10日
管理四半期報 (様式2)	調査職員	四半期翌月の15日
連絡会議報告書	調査職員	毎月5日まで
公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表	調査職員	毎月初め
公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表	調査職員	毎月初め
公園内全施設のガスメーター検針表及び算定表	調査職員	毎月初め
上記以外の公園管理者で指定した報告事項	調査職員	指示に従う

完了報告で提出すべき標準的な項目	
項目名	提出先
完了報告書 (別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)	調査職員
精算報告書 (別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)	調査職員
委託費経費内訳報告書 (別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)	調査職員
残存物件報告書 (別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)	調査職員
事業評価報告書 (任意様式)	調査職員
実施状況等の記録書 (下表参照)	調査職員

実施状況等の記録書に添付すべき標準的な項目	
項目名	提出先
作業日誌	調査職員
保守点検の記録	調査職員
作業実施数量の記録	調査職員
作業記録写真	調査職員
安全衛生点検の記録	調査職員
修繕等の記録	調査職員
事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録	調査職員
その他調査職員等が指示する記録	調査職員

<電子納品>

- ・電子データとは、「近畿地方整備局における電子納品の手引き(案)【業務編】【土木工事基本編】【情報共有システム編】(以下「電子納品の手引き」)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- ・最終年度の業務を完了したときには、別に定める様式(電子媒体納品書)に署名・捺印の上、「電

子納品の手引き」に基づいて作成した電子データをCD-R又はDVD-Rで2部提出する。

なお、データが大容量となる場合には、公園管理者と事業者の協議によりBD-Rとすることもできる。

- ・調査職員、事業者相互にCD-R又はDVD-Rの内容を確認した上でCD-R又はDVD-Rの受領を行うものとする。
- ・「電子納品の手引き」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- ・上記によりがたい場合は、調査職員と協議するものとする。

第18条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、近畿地方整備局等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後5年間保存する。

第19条 モニタリング業務

1. 事業者は、入園者等利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行うことができる。調査を行った場合、その結果について近畿地方整備局に報告する。

1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する入園者等利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ近畿地方整備局に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第20条 近畿地方整備局が行うモニタリング調査

1. 近畿地方整備局は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第19条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙ー13「都市公園利用アンケート調査」参照）
2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査実施に協力するものとする。

第3章 委託費の支払い

第21条 委託費代金の支払い

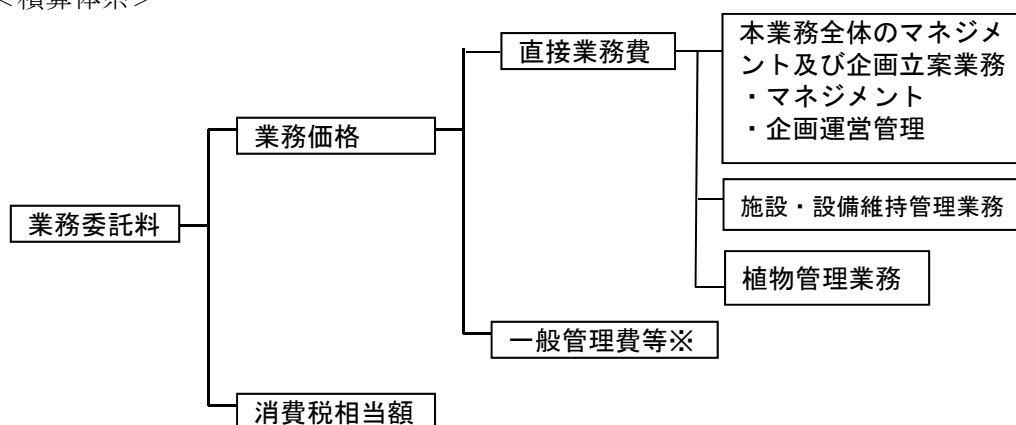
1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、本業務を実施することにより、包括的な質（R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務入札実施要項（以下、「実施要項」という。）1.3.1参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項1.3.2参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 近畿地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉園その他の事業者の責めに帰すことが出来ない

事由によると近畿地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

（注）事業者の責めに帰すことが出来ない場合とは以下の場合である。

- ・震災等大規模な自然災害の影響やウイルス等による感染症のまん延等の影響が認められる場合
 - ・募集時には計画のなかった主要施設の一定期間使用中止があった場合
 - ・公園の運営に関する利用者満足度及び公園特性を生かした植物管理に関する満足度について、過年度に比べ天候不良等の影響が認められる場合であって、達成すべき質からマイナス5%の範囲内で確保されている場合
 - ・その他、事業者の責めに帰すことが出来ない事由が発生し、近畿地方整備局が認めた場合
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実費額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
 4. 会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善指の示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。ただし、事業者の責めに抛らない場合は業務改善計画書は不要とする。
 5. 事業者の運営維持管理の責めに抛らないと近畿地方整備局が判断した、風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
 6. 本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。
 7. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

<積算体系>



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第22条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、近畿地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
2. 新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、豚熱のように重症化する恐れのある感染症等、及び危険生物（マムシやスズメバチ等）や野生動物（シカ、イノシシ等）への対応については、調査職員と協議の上、来園者、とりわけ行催事や里山体験メニューの参加者に注意を喚起し、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行うこと。
3. 園内で生息しているカモ類については、公園利用者の鑑賞に供するため、生息地周辺の衛生環境に留意するとともに、イタチ等害獣対策を十分に行い保護に努めること。
4. 近隣で鳥インフルエンザが確認された場合は園内の防疫体制を確実に実施し、公園利用者に対策についての周知を図ること。
5. 園内で野鳥や野生動物（シカ、イノシシ等）の状態に異常が認められる場合及び死骸が発見された場合は、迅速に関係機関及び調査職員に連絡するとともに、関係機関との協議を行い、対応を実施すること。
6. 公園内は原則、喫煙を禁止する。喫煙場所の設置については、調査職員と協議の上、承諾を得るものとする。なお、事業者は喫煙場所以外での喫煙を禁止することを明示すること。（別添－13「健康増進法」参照）
7. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、国営明石海峡公園事務所が定める別添－12「災害対策部運営計画」等を遵守すること。
8. 事業者は、近畿地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。作成した消防計画は調査職員へ提出し、承諾を得ること。（別添－6「消防計画書」参照）
9. 事業者は多数の公園利用者が集合するイベント等においては、神戸市火災予防条例または淡路広域消防事務組合火災予防条例に基づき、必要な措置を講ずるものとする。（別添－14「神戸市火災予防条例」、別添－15「淡路広域消防事務組合火災予防条例」参照）
10. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
11. 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第23条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。

3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員に報告する。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、災害対策部運営計画等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書様式（様式4「事故情報記録」参照）等により調査職員に報告するものとする。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所（図示）
 - 3) 事故発生の概要（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因など）
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略

第24条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出するものとする。
2. 事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を設置し、救急担当職員を配置する。救急担当職員は、上級の救急技能講習または、これと同等の講習を受講した者を配置すること。救急施設の主たる箇所に季節や利用プログラムの内容などを考慮して看護師を配置すること。（別添ー16「神戸市市民救命士上級コース 講習内容」参照）
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、入園者等利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第25条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、別添ー5「異常気象時における公園の開園・閉園判断基準」等に基づき、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ近畿地方整備局と協議しなければならない。ただし、緊急上やむ

を得ない事情があるときは、この限りではない。なお、災害防止には、緊急災害派遣隊（TEC-FO RCE）が防災拠点として本公園を使用する場合を含む。

2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
5. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
6. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、別添一 12「災害対策部運営計画」に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。
8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める別添一 12「災害対策部運営計画」に基づき、事業者の役割・行動・体制（業務継続計画（BCP）を含む）等を取りまとめた災害対策要領（別添一 7「災害対策要領」参照）を作成し、調査職員に提出し、承諾を得るものとする。
9. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成した災害対策要領に基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
10. 事業者は、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をしたうえ、速やかに調査職員に報告し、臨時に検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるものとする。
11. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

第5章 協議・調整等

第26条 近畿地方整備局の要請への協力

1. 調査職員から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、必要に応じ調査職員及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。
4. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は近畿地方整備局の指示により立会等に協力する。
5. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報

告するよう、努めるものとする。

第27条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員と調整すること。

第28条 近畿地方整備局との協議等

1. 事業者は、次の各号に掲げる場合は事前に調査職員と協議するものとする。
 - 1) 1件当たりの予定価格が50万円を超える機械器具等又は備品を購入しようとするとき。
 - 2) 本業務執行に関わる協定、覚書等を第三者と締結するとき。
2. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議する。
3. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めることができる。
4. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、近畿地方整備局と事業者の間で調整又は協議を行う。
5. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第29条 その他の協議・報告・調整等

1. 事業者は周辺施設と連携した利用促進等を図るため、調査職員と協議のうえ、周辺行政団体等と調整を行うものとする。過年度における代表的事例は、下記に示すとおりである。
 - 1) 周辺施設との連絡調整会議への出席
 - 2) 観光関連等各種関係会議への出席
2. 事業者は、下記に示す本公園の管理・運営等で必要な協議以下の調整を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。
 - 1) 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との調整
 - 2) その他園内施設の運営者との調整
 - 3) 持込みイベント等の利用調整
 - 4) その他調査職員が指示する団体等との調整

第30条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は事業者において行う。

第6章 雑則

第31条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料金の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等

1. 事業者は業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。（様式1-7「再委託又は下請負の予定」参照）
2. 事業者が近畿地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項8.3.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
3. 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
4. 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
5. 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
6. 再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
7. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第32条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第33条 建築物及び機械器具等の無償貸与等

1. 事業者の義務

事業者は、国より貸与された本業務の遂行に必要な建築物及び機械器具等を善良な管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

2. 建築物及び機械器具等の無償貸与

本業務の遂行に必要な、近畿地方整備局が保有する国の施設等を建築物及び機械器具等に限り、事業者が無償で貸与する。近畿地方整備局が無償で提供する建築物及び機械器具等は、別添－８「提供する建築物」、別紙－１７「提供施設一覧表（建築物、機械器具等）」及び別紙－１９「提供施設一覧表（備品以外の残存物品リスト）」に示す提供施設並びに他の園内施設（別添－３８「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）とする。提供施設については事業者にて適正に管理すること。なお、その取扱いについては、別添－９「提供施設等の取扱い」による。

また、事業者は、本業務完了の際、近畿地方整備局がその費用を負担した建築物及び機械器具等については近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該委託契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

3. 物品の管理及び修繕の取扱

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は調査職員に報告すること。また、無償貸与された物品、備品（取得価格（消費税込み）が５万円以上のもの）及び運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについては、別添－１０「取得した備品等の取扱い」による。

4. 購入する備品の取り扱い

事業者は、本業務の遂行に必要な物品（消費税税込み取得価格が５万円以上のもの）を取得する場合は、事前に調査職員と協議すること。

5. 残存物品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存物品とは別紙－１９「提供施設一覧表（備品以外の残存物品リスト）」に示す備品等で、本業務において管理上必要となった機械器具等、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が５万円以上のものをいう。また、近畿地方整備局より提供された備品については、５万円未満のものであっても残数を報告する。

その他、残存物品の取扱いについては、別添－１０「取得した備品等の取扱い」による。

6. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

7. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。

8. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、国事務所と協議のうえ承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、国事務所の承認・確認を得なければならない。

9. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

10. 施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、

物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・設備等に貼付し、常に管理すること。

第34条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。
 - 1) 運営・利用者サービスに関する事項
年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項等
 - 2) 施設・設備維持管理に関する事項
施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録等
 - 3) 動植物管理に関する事項
芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録等
 - 4) 収益施設運営に関する事項
運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項等
 - 5) 広報宣伝に関する事項
マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、取材記録、ホームページの更新や問い合わせに必要なデータ等
 - 6) イベントに関する事項
主催、共催イベント、里山体験メニューその他プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項
 - 7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項
ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報等
 - 8) 国への提出資料に関する事項
都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録等
 - 9) ホームページに係る全てのデータ及びドメイン、SNSのアカウントなど
「個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案業務）」第32条、第33条及び第34条に関する記録
 - 10) その他
救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録等
2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 事業者は、業務の履行期限又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本共通仕様書第14条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

第35条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議すること。

第36条 調査等への対応

事業者は、近畿地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第37条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、または同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は近畿地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第38条 愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定のうえ使用することができる。

第7章 コンプライアンス

第39条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 「R5-9 国営明石海峡公園運営維持管理業務」における情報のセキュリティ（別添-53「情報セキュリティについて」）に沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知りえた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第8章 個人情報の取扱いについて

第40条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第41条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第42条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第43条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第44条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第45条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第46条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第47条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために発注者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、近畿地方整備局又は調査職員が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第48条 管理の確認等

近畿地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、近畿地方整備局が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第49条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第50条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に

関して必要な事項を周知しなければならない。

第51条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

R 5－9 国営明石海峡公園
運営維持管理業務
個別仕様書

【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】

令和5年4月

国土交通省近畿地方整備局

第1編 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

第1章 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、R 5－9 国営明石海峡公園運営維持管理業務の本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第2条 基本事項

1. マネジメント及び企画立案を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、入園者等利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 入園者等利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。(別紙－17「提供施設一覧表(建築物、機械器具等)」、別紙－19「提供施設一覧表(備品以外の残存物品リスト)」、別紙－20「古民具リスト」参照)
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。(別添－9「提供施設等の取扱い」、別添－10「取得した備品等の取扱い」参照)
7. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップを心掛けるものとする。
8. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する役職及び氏名を記入した名札を作成し着用すること。
9. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者は、別添－17「業務入園規則」に基づき、入園者等利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努めること。
10. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、別添－17「業務入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努め走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には15km/h以下とする。
11. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、入園者等利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、入園者等利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
12. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
13. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。
14. スタッフの身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

第2章 業務のマネジメント及び企画立案業務

第3条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って適切に行うこと。

第4条 業務の計画立案

国営明石海峡公園の業務全般について、入園者等利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標を定めるとともに計画立案を行うものとする。

第5条 マネジメント業務

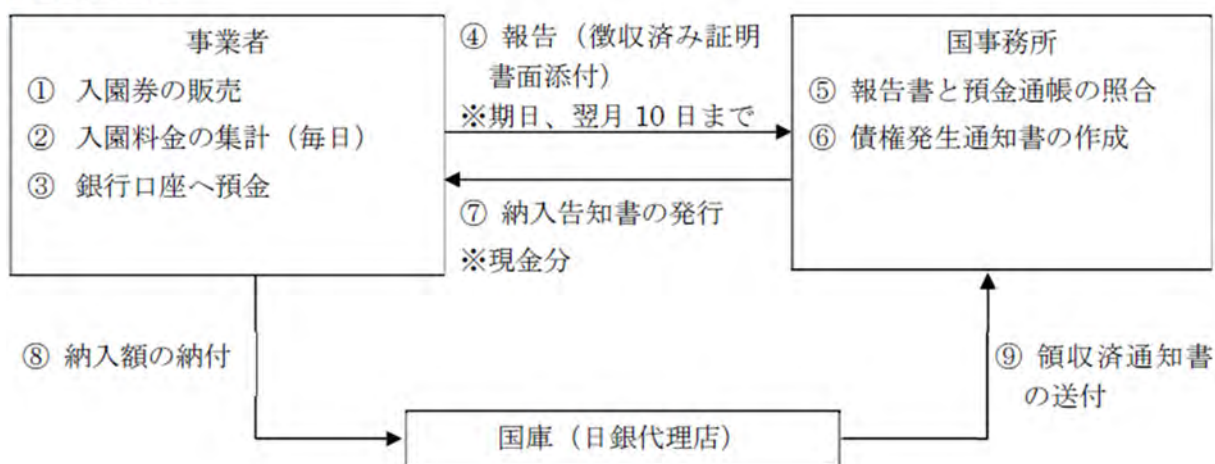
1. 別紙ー4「国営明石海峡公園運営維持管理基本方針」をふまえ、統一的な方針のもと、入園者等利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。
業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から国営明石海峡公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。
2. 近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 収益施設等設置管理運営業務が、他の維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うこと。
4. 毎日、入園者等利用者数を計測し、調査職員に別添ー3 1「入園者数報告様式」により報告すること。
5. 淡路地区においては、Park-PFI事業者と密に連携・調整を図り、各業務が円滑に行われるよう務めること。

第6条 入園料等の徴収

1. 事業者は、淡路地区においては原則として淡路口、東浦口、海岸口、連絡口の各ゲート、神戸地区においてはしあわせの村連絡口、藍那口の料金所及び別途調査職員が指示する場所において入園料等を徴収する。その際、つり銭、両替金を準備し、補充すること。
淡路地区においては券売機を管理するとともに必要な消耗品の供給をするなど自動販売に係る入園券の作成及び販売を行う。
神戸地区においては入園券の手売り、改札を行うことで、所定の入園料等を徴収するものとする。

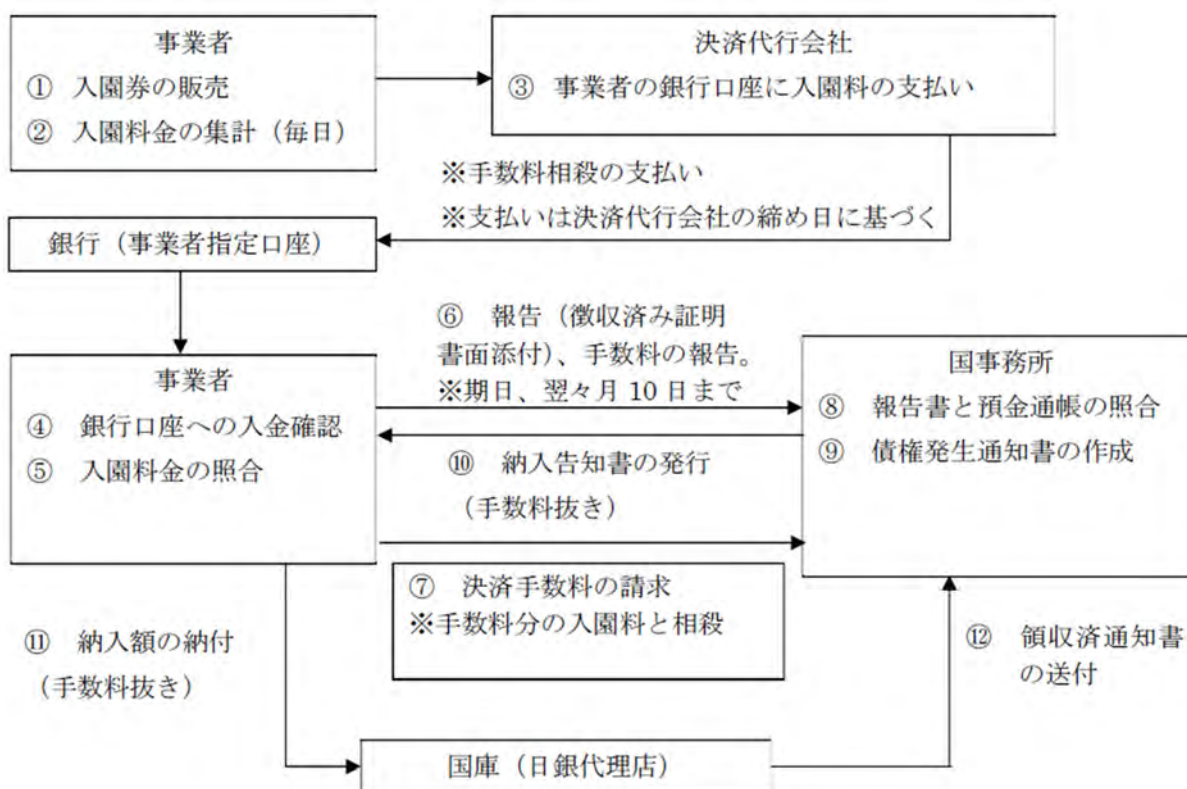
2. 事業者は、別添一 3 2 「パスポートの運用について」に基づき、調査職員の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りをを行い、所定の料金を徴収するものとする。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じるものとする。なお、入園券を購入した公園利用者に対して、年間パスポートの販売を行う場合は、調査職員の指定する場所にて差額販売を行うこと。
3. 年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び「共通仕様書」第 8 章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理すること。
4. 年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じること。
5. 事業者は、手売入園券及び周辺施設とのセット券等を印刷作成する場合は、近畿地方整備局長の承諾を得て作成し、近畿地方整備局長の承諾を得たうえでこれを販売するまでの間保管する。
6. 事業者は、毎月の近畿地方整備局が指定する期日までに徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、キャッシュレス決済に係る手数料分を除く額を近畿地方整備局所属の歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、調査職員との協議により、キャッシュレス決済に係る手数料分を国事務所が事業者を支払う場合は、事業者は手数料分の入園料を国庫に納入するものとする。
7. 国庫に納入する入園料は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、入園者等利用者数、日々の売り上げた券及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理すること。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
8. 入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理すること。
9. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保護福祉手帳を提示された方とその付添いの方 1 名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとること。なお、障害者手帳アプリの提示でも可とする。
10. 神戸地区においては、事業者は入園料の徴収等について、別紙一 9 「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書」に定める施設等運営者と連携して行う。
11. 上記に定めのない料金体系については、調査職員の指示によるものとする。
12. 事業者は、本業務の落札決定後速やかに、キャッシュレス券売機 1 台を設置する淡路地区において、入園料のキャッシュレス決済代行業者との契約手続きを行い、令和 6 年 2 月 1 日より滞りなく入園料のキャッシュレス決済が利用できるようにすること。なお、キャッシュレス決済の実施に伴う機器等の月額使用料や保守管理費用は委託費に見込むこととする。
13. 事業者の責によらない事故等により未収金等が生じた場合は、近畿地方整備局と事業者の間で協議の上、対処するものとする。

■現金の場合



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。ただし、利息の発生しない銀行口座を使用する場合を除く。

■キャッシュレスの場合



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑦～⑫の手続きを行う。ただし、利息の発生しない銀行口座を使用する場合を除く。

第7条 その他国庫に納入する収入

1. 事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する

書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

2. 事業者は、前条並びに前項の以外の事由により収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて国事務所に書面により報告し、国事務所の所属歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

第8条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（入園料の保管・輸送を対象）に加入すること。

第9条 繁忙日対応

1. 繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。
2. 行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための調査職員や関係者との協議・調整、適切な人員配置及び各種施設の早期開場の検討等、事前準備を含めた対応を行う。
 - 1) 入園ゲート周辺及び駐車場の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。
 - 2) 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対応するための情報伝達、対応方針決定手続き等の流れを作成し、その体制を整える。
3. 不足が予想される駐車場やトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う。
 - 1) 利用者数を想定し、臨時駐車場の開設準備、開園時間中の車両整理や案内・誘導員の増員、配置を行う。
 - 2) トイレやごみ箱等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、公園利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

第2編 企画広報

第1章 行催事企画運営

第10条 目的

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム（イベント・行事から構成される行催事含む）について、企画立案、開催・運営等の一連の作業を、ノウハウや創意工夫を発揮して行うものとする。

行催事は、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一環として通年的に提供されるサービスと、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供する定期および不定期のサービスがある。

また、上記行催事のほか、近畿地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙－9「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書」参照）。

なお、第三者が物品の販売等または展示会等により本公園の全部又は一部を独占して利用する場合等の行為については、都市公園法第12条に基づく近畿地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は適切に対応すること。

また、占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく近畿地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は本仕様書第16条に準じ適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

第11条 管理水準

事業者は、別添－20「行催事について」を踏まえ、行催事を適切に実施し、本公園の設置趣旨の達成及び利用促進に寄与するものとする。

第12条 年間行催事計画の作成

1. 事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行催事計画を作成する（「共通仕様書」第16条参照）。年間行催事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。
2. 神戸地区の年間行催事計画の作成にあたっては、「里山体験メニュー」および「里山学習プログラム」（本個別仕様書第15条参照）を行うものとする。

第13条 行催事の企画立案

1. 事業者は、行催事を円滑に実施するために、開催目的、現地、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする。（別添－33「行催事実施計画書例」参照）
2. 事業者は、行催事の企画立案にあたっては、地域の活性化に寄与するように地元公共団体、各種団体、企業、市民、園内で活動する市民団体等との連携を心がけて行うものとする。
3. 事業者は、学校等団体利用や持込みの行催事の積極的な誘致を図るとともに、これらの利用が他の利用者の利用や安全に支障が生じないように別添－18「イベントの許可条件」に留意し、十分に調整を図って対応するものとする。また、周辺施設との一体的利用について考慮し、広報及び行催事の実施の際には周辺施設の管理者と連絡、調整に努めるものとする。

第14条 行催事の開催・運営

行催事の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。

また、行催事の開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

1) 官公署への連絡、届出

行催事の主催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2) 事故防止等安全対策

「共通仕様書」第4章各条に掲げる園内の安全管理に留意するほか、参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には特に注意する。

また、大型の行催事的主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告すること。

3) 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、迅速に必要な人員を確保し、行催事の開催の可否の判断を行うとともに、行催事の参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うこと。

4) 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5) 地域連携の継承

別添-19「継続性の高いイベント対応」に示す大型イベント、地域連携イベント等について、地方公共団体との地域連携を継承するものとする。

第15条 里山体験メニュー等、里山学習プログラムの企画立案および実施

1. 神戸地区の利用プログラムは、里山体験メニューと里山学習プログラムからなる。

里山体験メニュー、里山学習プログラム

・里山体験メニュー

- ・「農耕や農地・林地の管理」と「農作物等の収穫」が同時に楽しめる
- ・年間を通じ提供
- ・季節に合わせた多様なメニューを実施

・里山学習プログラム

- ・自然環境に関する学習、里山での遊びや里山文化を反映した行事等
- ・公園の魅力向上につながる様々なプログラムを里山体験メニューの展開にあわせて提供する
- ・1～2時間程度のプログラム

※別添-21「里山体験メニュー・里山学習プログラムのイメージ」参照

2. 「里山体験メニュー」の企画立案および実施については、第12条から第14条に規定するほか、以下によるものとする。

1) 里山体験メニューは、年間を通じ提供するものとし、季節に合わせた多様なメニューを実施

- するものとする。
- 2) 里山体験メニューは参加者が「農耕や農地・林地の管理」と「農作物等の収穫」が同日に体験できるよう、計画するものとする。
 - 3) 里山体験メニューの提供は、植物管理業務と一体となっていくものとする。
 - 4) 里山体験メニューは、神戸地区において栽培可能な農作物、案内・指導技術の向上、参加者のニーズ等を踏まえ、順応的に拡大を図るものとする。
3. 里山体験メニューについては、次の事項に配慮するものとする。
- 1) 参加者に対し農村の伝統や当該メニューで体験する農耕、農地・林地の管理作業の意味が興味深く伝わること。
 - 2) 作業内容をわかりやすく案内できるよう十分な接遇の体制をとること。
 - 3) 公平性に留意し、農耕作業量以上の収穫物を提供しないようにすること。
4. 「農耕や農地・林地の管理」と「農作物等の収穫」の参考資料として別途「農業体験棚田管理マニュアル（平成26年2月作成）」を参考として提供する。
5. 里山体験メニュー、里山学習プログラムの企画立案及び実施にあたっては、古民具の活用を図るものとし、各民家及びプログラム内容に合わせた展示を行うものとする。古民具の展示入替えに伴う収穫場所については調査職員と協議・調整を行う。

第16条 行為の許可申請の調整等

主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づき第三者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込みイベント」という。）の開催について申請者からの届出があった場合は、別添ー23「都市公園法許可申請書」、その他指示する図書について、開園時間の延長を伴うものは2ヶ月前、伴わないものは1ヶ月前日安に関係者と調整を行い、準備作業開始の2週間前までに調査職員に提出するものとする。なお、持ち込みイベントについての広報を行う場合も、これに準じて調整を行うものとする。

- 1) 事業者は、利用者からの持込みイベントの相談窓口として、日時、規模、内容、繁忙日対策、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するものとするとともに、その概要を調査職員に報告すること。
- 2) 他の利用形態等との調整を経て、持込みイベントについて事業者と近畿地方整備局間で確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所も入りイベント主催者と調整を行う。
- 3) イベント主催者側から、事業者を通じ国事務所に対し必要書類の提出を受けるものとする。
- 4) 国事務所において都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収等を行う。
- 5) 事業者は、イベント開催時に実際に占有が発生したかどうかを確認し、調査職員に連絡するものとする。

＜都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー＞



※ 占有物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。(建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による)

＜都市公園法第6条に基づく占有の許可に関する手続きフロー＞



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする。(例外あり)

第17条 その他

1. 行催事開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。また、行催事終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
2. 行催事の実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
3. 行催事の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、別添-22「公園利用重点調整区域」または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
4. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に連絡し、その対処について報告する。
5. 行催事の実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
6. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
7. 行催事を開催する関係者については、ボランティア、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。
8. 本仕様書に定める行催事の実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。ただし、実施に当たっては、調査職員に事前に承諾を得た上で、実施するものとし、その徴収額と経費については、本業務委託の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、記録し保存する。

第2章 公園ボランティア・市民団体活動の支援・調整

第18条 管理水準

市民団体のボランティア活動を促進するため、事業者が既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、目標像・ルール等の共有体制を構築・運営し、活動の調整を行うものとする。また、ボランティア活動の拡大を図る。

第19条 ボランティア組織の支援・調整

淡路地区においては、ボランティア団体が組織されており、引き続きその活動の支援・調整を行う。令和3年度のボランティアの活動の内容は以下の表のとおりである。(別添-24「ボランティア活動規約」参照)

No.	活動名	活動概要	延参加者数
1	園芸福祉	園芸福祉実践として、障害者共同作業所のメンバーと海峡フレンズのサポーターでガーデニング棟周辺の園芸活動を実施。	30人
2	ペイント体験	ペイントの様々な技法を学べる体験教室。一般来園者も参加可能。公園内のイベントと連携しながら実施。	47人
3	市民花壇	園内の桜などの植物を接木等でふやし、植樹。	36人
4	公園ガイド	イベント期間中の公園ガイドボランティアの実施。ガイドの質の向上を目指した取り組み(ガイドミーティング)も実施。	143人
5	ミニ園芸体験	イベント期間中に園芸体験教室を実施。多肉植物の寄せ植えを指導。	68人
6	草木染体験	公園内の草花を利用した草木染めの体験教室。	93人
7	コミュニティー大工さんと作る園芸グッズ	園内設置用の木工作品づくり及びメンテナンス。	29人
8	海峡フレンズニュースレター作成	会員に配る活動報告などのニュースレターの作成	8人
9	コテージガーデン園芸活動	公園内のコテージガーデンにて苗の植え付け、剪定の実施。	114人
10	野点	一般来園者の方々と野点を楽しむ。(コロナ禍により中止)	0人
11	定例会	今後の活動についての情報共有	191人
12	フラワーアート	キッズ花のファッションショー、リース作り、オブジェのデコレーション等を実施。	35人

神戸地区においては、市民団体とは別に個人参加型ボランティアである「里山フレンズ」を募集し、イベント開催や各種プログラム活動への参加を促している。令和3年度のボランティア活動の内容は以下の表のとおりである。(別添-24「ボランティア活動規約」参照)

No.	活動グループ名	活動概要	延参加者数
1	かかしグループ	毎月第一日曜日に里山ガイドを実施。第四日曜日はガイド研修を自主的に実施。	63人
2	食グループ	藍那の食文化の伝承を目的として、園内で収穫した山菜、クリ、ヤマモモなどを使った料理のレシピ作成等を実施。	57人
3	生き物グループ	園内に生息する希少種などについて、調査、記録等を実施。	58人
4	クラフトグループ	園内で収穫した野草、竹等を活用し、草木染や寄せ植え、竹工作などのプログラムを提供。	160人
5	畑グループ	食グループと連携し、季節の食材やイベント用の観賞植物等を栽培し、活用。	177人

第20条 調査職員との協議等

1. 第19条以外に新たにボランティア活動を行う場合には、事業者は本公園において、活動を希望する個人または団体を対象とした公園ボランティア規約案を作成し、調査職員と協議すること。
2. 事業者は、ボランティア規約に基づき、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理を行うこととする。年間活動計画については、業務計画書として提出し、承諾を得るものとする。また、各年度末には次年度の計画を策定し、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第21条 ボランティア登録の抹消

近畿地方整備局は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行うものとする。

- 1) 登録者より登録取消しの申出があったとき
- 2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
- 3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第22条 ボランティア・市民団体活動に係る調整

事業者は、必要に応じボランティアが公園管理の目標・ルール等を共有できるよう、連絡会議等の運営を支援するものとする。

第23条 ボランティア活動の広報と新規メンバーの勧誘

事業者は、ボランティア活動の拡大を図るため、ホームページ等で同活動の内容・成果、参加者の感想などを広報するとともに、新規メンバーの勧誘、新規組織の積極的立ち上げに努力するものとする。

第24条 神戸地区における市民団体活動の内容

神戸地区においては、市民団体が開園前から公園の整備、イベント実施等に参画している。里山体験メニューや里山学習プログラムの実施にあたってはこれらの市民団体と連携・協力して行うこと。なお、令和4年度に活動している市民団体は以下の表のとおりである。(別添-25「あいな里山市民活動団体活動規定及びガイドブック」、別添-26「神戸地区市民団体活動位置図・活動内容」)

神戸地区で活動する市民団体（令和4年度）

No.	活動団体名	活動概要	神戸地区での活動会員数
1	NPO法人 シニアしごと創造塾	四季を通じて、あいな里山の農家の畑を感じる風景を作りとした、米づくりや無農薬野菜、椎茸栽培を実施している。収穫した野菜や米は、イベント時の食材として使用している。	7名
2	NPO法人 Present Garden to	知的障害者による、竹林管理やスマイルの育苗管理の景観保全活動を行なっている。イベントでは、アンクルン演奏を行なっている。	15名
3	NPO法人 あいな里山茅草同人	良好な茅場を保全するため、ネザサやセイタカアワダチソウなどの雑草の刈取りを行い、ススキ草原の環境保全を図っている。イベントでは、ストックヤードに保管したススキを使って、茅草体験やティピ作りなどの体験プログラムを提供している。	12名

No.	活動団体名	活動概要	神戸地区での活動会員数
4	あいな里山バイオパーク	休耕田を不耕起栽培、冬期湛水による米づくりを行う田圃ビオトープとして活用し、里山の景観保全を行なっている。イベントでは、竹のクラフト体験を提供している。	5名
5	あいな炭焼きくらぶ	草刈りや間伐等の樹林管理で生じた伐採木を活用し、炭焼を行なっている。また、無人カメラによる動物生態調査も行っている。イベントでは、炭焼窯の炭出し体験や丸太切り体験プログラムなどを提供している。	24名
6	あいな野草くらぶ	希少種や古くから親しまれた野草の保全を行い、里山の景観を守り、創出している。野草園の管理のほか、イベントでは、野草の観察・手入れ体験などを提供している。	19名
7	学半舎1995	高齢者および障害者による、野菜栽培、水田耕作活動を行なっている。収穫した野菜や米は、イベント時の食材として利用している。	15名
8	環境ボランティア わかば会	景観保全として、増殖した竹の間伐や草刈りを行なっている。イベントでは、伐採竹を利用した竹細工体験や、「阪神・淡路大震災1.17」のつどいに用いる竹灯明台づくりを提供している。	21名
9	神戸カワパタモロコ保全推進協議会	里地里山に生息する希少な動植物の生息状況調査および保全活動を行なっている。イベントでは、生き物の水槽展示や生き物観察会などを提供している。	25名他高校生
10	神戸芸術工科大学 あいな里山プロジェクト	公園内における棚田の活用について、景観的側面、自然環境的側面などの研究を行うことを目的としており、稲作をしながら素材の活用や工作機器のデザインの側面からの検証、プロトタイプへの考案を行なっている。イベントでは、自然素材オブジェの制作などを行っている。	7名
11	甲南大学里山レンジャー・アソシエーション	棚田の復元活動を通じて里山レンジャーを養成することを目的とし、休耕田を田圃ビオトープとして活用し、冬期湛水、不耕起栽培による米作りを行うとともに、自然観	5名

No.	活動団体名	活動概要	神戸地区での活動会員数
		察をとおして環境教育の実践のサポートを行っている。	
12	日本野鳥の会ひょうご	野鳥の観察と生息調査を行っており、観察会イベントを1回/月実施している。	20名
13	兵庫きのこ研究会	キノコの採取・栽培等を試し、里山の恵みであるキノコの活用について啓発を図り、キノコなどの菌類を中心とする自然の実態を観察・調査している。イベントでは、キノコの観察会を提供している。	19名
14	あいな竹ぐるーぷ	竹林調査や竹林整備を行い発生した竹材の有効活用を通じて、里山の環境保全を目的とする	12名

第25条 近畿地方整備局の支援内容

近畿地方整備局は、状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。

- 1) 駐車料、入園料及び園内交通施設料金の免除
- 2) その他、ボランティア活動や市民団体活動の実施に必要であると考えられる支援

第3章 広報

第26条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第27条 年間広報計画の作成

事業者は、ホームページ、SNS、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と密接に連絡調整した上で策定、提出し、承諾を得ることとする。

第28条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行うものとする。一般を対象とした広報媒体の場合は、原稿作成時に調査職員に提出する。

第29条 情報提供

事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、ホームページ、ダイレクトメール等による広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。

第30条 広報に係る素材等

1. 事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を使用することができる。使用の際は、原稿作成時等事前に調査職員に提出することとする。
本公園のロゴ（名称）等は別添—27「グラフィックマニュアル」に従って使用するものとする。
なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、近畿地方整備局が継承するものとする。
2. 事業者は、近畿地方整備局から提供したパンフレット等の電子媒体を、調査職員と協議の上、使用することができる。なお、提供した電子媒体について修正等を行う場合は、事前に調査職員に提出する。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出することとする。
3. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮し、他人が知的所有権を有する情報を広報活動に使用する場合は、事前に知的所有権の使用の承諾を得ることとする。

第31条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行うものとする。
なお、いずれの場合も事前に調査職員に連絡を行い、指示を受けるものとし、取材対応後、別添—34「マスコミ取材報告様式」により報告するものとする。

第32条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレ

レンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払うものとする。

第33条 ホームページ等による情報発信

1. 事業者は、国営明石海峡公園ホームページや SNS 上で発信する情報について「共通仕様書」第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び近畿地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。また、ホームページアクセシビリティについても留意して作成する。
2. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を国営明石海峡公園ホームページや SNS に掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 国営明石海峡公園のホームページは、国事務所が管理する「国営明石海峡公園事務所ホームページ」と国営明石海峡公園ホームページが存在し、収益施設や行催事等で作成したホームページについては国営明石海峡公園ホームページよりアクセスできるようリンクをはるものとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。
5. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に受発注者間で協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第34条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 事業者は、国営明石海峡公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。
なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権（ドメイン、SNS のアカウントを含む）については、近畿地方整備局が承継するものとする。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 事業者は、国営明石海峡公園のものであるとの誤解を与える内容の他のホームページや SNS を発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。
4. 事業者は、国営明石海峡公園ホームページの作成・更新等を行った場合は、その最終データを記録・保存し、業務完了時に調査職員に提出するものとする。データ形式は HTML ファイル及びその付属ファイルを基本とするが、詳細は受発注者間で協議するものとする。
5. 事業者は、国営明石海峡公園の SNS の作成・更新等を行った場合は、業務完了時に、SNS のアカウントを近畿地方整備局に引き継ぐこととする。

第35条 アクセス解析

アクセス解析を行い、その結果を月1回調査職員に報告するものとする。

第36条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNS を含む）は、国営明石海峡公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2. この仕様書によるもののほか、国営明石海峡公園ホームページや SNS の運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定めることとする。

第3編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導

第37条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

第38条 一般事項

1. 別添-28「利用指導・利用サービスマニュアル（案）」を参考にマニュアルを作成し調査職員の承諾を得るとともに、当該マニュアルの内容に留意し対応すること。
2. 公園利用者へ受付であることが容易に理解されるよう、必要な表示や案内を行うこと。
3. 事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。
4. 遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行うこと。
5. 別添-35「国営明石海峡公園における行為の禁止等に関する取扱要領」に記載されている「禁止する行為」を行っている者、他の公園利用者へ著しく迷惑をかける者等については、総括責任者が退園を命じることができるものとする。
6. 「花の中海」、「灘川とせせらぎ広場」、「芝生広場」、「こどもの森」、「大型複合遊具（夢っこランド）」、「バーベキューコーナー」では多くの利用が予想されることから、利用者指導を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努めること。
7. 灘川を管理する砂防管理者と公園管理者との間には、管理に関する協定が締結されている。これは、砂防設備の破損の復旧と異常埋塞土砂等の除去を砂防管理者が、草花・樹木の管理と砂防施設内の清掃等日常管理を公園管理者が分担して行うことを定めたものであり、この主旨に則った維持管理を行うこと。
8. 神戸地区においては、体験イベント等で使用する農具や工具の取り扱いについて丁寧に説明を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努めること。

第2章 公園利用者へのサービス業務

第39条 管理水準

1. 公園利用者に直接接する業務であり、公園利用者等が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

第40条 公園利用者への利用案内等

1. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、各ゲート、案内所等にて公園利用者の問い合わせに対応すること。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応すること。なお、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこととする。
2. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うこと。
4. 運営維持管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布すること。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 障害者及び高齢者等の補助を行うこと。
7. 公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー等の貸出しを行うこと。
8. 植栽の養生、耕作状況等を明示し、適切な利用を呼び掛けること。
9. 入園者数をカウントすること。なお、ホスピタリティにも留意し可能な範囲で外国人利用者数をカウントすること。
10. ゲート業務担当者は、毎日、当日の業務の結果を別添－29「利用サービス日誌」に記録すること。

第41条 団体利用調整

1. 団体での公園利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。
2. 団体での広場使用や昼食利用等について、調整を行うものとする。
3. 雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第42条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者へ届けるように指導すること。
3. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金や受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
4. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議すること。

第43条 展示・解説

神戸地区については、既に収集された農具、古民具等に加え、農村に特徴的な物品を収集し、既設の建築物・工作物等とともに計画的に展示・解説することにより、里地里山の文化や生活について来園者の興味を引くよう紹介すること。

第3章 園内巡視

第44条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取れるようにする。

第45条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を作成し、調査職員の許可を受けなければならない。
2. 巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、休園日警備、時間外巡視、異常時巡視、困障巡視、水遊び場監視がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行うものとする。
 - 1) 巡回範囲は、別添－30「巡回範囲」のとおりとし、これに従って1日2回巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等其他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
 - 3) 巡視員は、巡視の際、入場者がひと目でわかるような服装及び表示をするものとする。
 - 4) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。なお、巡視により異常を発見した場合、事業者は利用禁止や立入禁止等の処置を行うとともに応急修繕等を実施し、修繕前後を写真等で調査職員に報告するものとする。
 - 5) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条に定める行為が許可を得ずに行われていることを発見した場合には適切な指導・措置を行うものとする。

第46条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。

- 1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の施錠または解錠。
- 2) 園内における公園利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。
- 3) 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
- 4) 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告。
- 5) 事件、事故または災害等が発生した場合、公園施設の保全及び公園区域内の秩序の維持と調査職員への迅速な連絡及び報告。
- 6) 園内不審物の有無の確認。
- 7) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物を発見した場合、遺失物法に基づき適切に管理。
- 8) 火災、盗難及び不法不当行為の防止並びに排除。
- 9) 工事車両及び関係者等の区域内における出入りに関する秩序の保持。
- 10) 植物、施設及び清掃状況等の点検。
 - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び池や流水等の修景施設の異常の有無
 - (2) 園路、広場の路面、路側、法面、護岸、石組及び側溝・集水桝等排水機能の状況並びに橋梁、擁壁、階段、雨水桝、マンホール、階段、建物その他構造物等の異常の有無。

- (3) 門扉、柵、案内看板・標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無。
- (4) 電気、放送、緊急電話、給排水設備等の異常の有無。
- (5) 便所、園路広場のゴミ・枯枝収集等清掃の状況。
- (6) 管理棟、各ゲートの建物及び休憩所休養施設等の状況。
- (7) 遊具の破損、劣化等の状況及びゴミ、枯枝、突起物の除去。
- (8) 落石、災害、事故等不測の事態発生の有無。
- (9) その他、入園者の安全確保、及び諸施設の管理上必要な処置並びに上記巡視に基づく簡易な修繕及び清掃等の措置。
- (10) 蛇や蜂等公園利用者に危険性、不快感を与える動物の駆除。
- (11) 緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）。
- (12) 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。

第47条 繁忙日巡視

繁忙日巡視は、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から事前に多くの公園利用者が予想される日において、適切な人員配置を行い、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等の巡視を行うものとする。

なお、繁忙日とはイベント等の実施により臨時駐車場を使用する日をいう。

第48条 休園日巡視

休園日巡視は、休園日において、園内全体的見回りを行い、門扉閉鍵の確認、公園(無料区域を含む)でのたき火等の禁止行為の取締り、公園(有料区域)への不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに建物及び工作物の損壊防止の措置、器物の盗難防止の措置、野生動物による花壇、耕作地・果樹園等被害状況確認を行うものとし、1日2回行うものとする。

第49条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

- 1) 園内の被害状況
- 2) 利用障害等の状況

第50条 囲障巡視

囲障巡視は、囲障、仮門、仮柵等について、原則年に2回（2人1組で1地区につき1日、計2日間）行うものとする。

第51条 水遊び場監視

1. 水遊び場監視は、水遊び場機械運転期間（4月中旬～10月末）における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運転状況の確認等を行うものとする。

2. 対象となる水遊び場は、淡路地区の「子供の森」、「大型複合遊具（夢っこランド）」とする。

第52条 管理事務所内警備

1. 事業者は、管理棟が常に正常な機能を維持しているか確認すること。また、異常を発見した場合には、調査職員に報告するものとする。
2. 事業者は、管理棟に異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは適切な措置を講じるとともに、調査職員に報告するものとする。

第53条 報告等

1. 巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日誌（別添－29「利用サービス日誌」参照）に記録する。事業者は記録を保存するものとする。
2. 事業者は、巡視日誌及び巡回報告書、ゲート業務日誌を保存するものとする。
3. 重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受け、様式－4「事故情報記録」により調査職員に報告するものとする。

第54条 安全管理

巡視は徒歩、自転車、自動二輪車で行うものとする。但し、自動二輪車の場合は必ずヘルメットを着用し、時速15km以下を厳守するものとする。特にゲート周辺および混雑する場所では事故防止のため自転車、自動二輪車は手押しで移動するものとする。

第4編 園内移動施設

第1章 園内移動施設

第55条 管理水準

神戸地区及び淡路地区（海岸ゾーン）において、園内の移動を円滑にするため、園内移動施設を運行する。運行に当たっては、関係法令等を遵守し公園利用者の安全性、快適性にできるだけ配慮する。

第56条 施設の目的

園内移動施設は、来園者の移動に用いるものである。なお利用料金は無料とする。

第57条 運行対象施設

1. 神戸地区の運行対象施設について、近畿地方整備局から貸与する車両の仕様は次のとおりとするが、使用する車両は、これに限定しない。

動力方式	環境への負荷が少ない動力方式
サイズ（mm）	L4800×W1520×H2025 程度
重量（kg）	1300 程度

運行対象施設については、事業者が車両をリース等で確保し、運行時期に応じた車種及び繁忙期・閑散期を勘案した運行時刻、台数を立案して運営を行う。（別添－36「園内移動施設の運営方式（案）」参照）

2. 淡路地区（海岸ゾーン）の運行対象施設について、近畿地方整備局から貸与する車両の仕様は次のとおりとする。

動力方式	電動トラムカー
サイズ（mm）	牽引車 4,260（L）mm×2,070（W）mm×2,400（H）mm 1号車 4,400（L）mm×1,950（W）mm×1,950（H）mm 2号車 4,400（L）mm×1,950（W）mm×2,400（H）mm
重量（kg）	牽引車 3,460 1号車 1,160 2号車 1,160

運行対象施設については、繁忙期・閑散期を勘案した運行時刻等を立案して運営を行う。（別添－36「園内移動施設の運営方式（案）」参照）

第58条 責任者の選任

1. 事業者は、園内移動施設の運行にあたり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内移動施設の運行にあたらせるものとする。
 - 1) 施設担当責任者
運行管理者、運転者及び車掌の監督指導を行う人員
 - 2) 運行管理者
公園利用者の安全を考慮して、園内移動施設の運行に関して十分な知識を有する人員
 - 3) 運転者及び車掌

- ①満 18 才以上で身体健全な者
 - ②使用する車両に応じた自動車運転免許を有する者
 - ③園内移動施設の運転について必要な知識及び技能を有する者。
2. 前項の施設担当責任者、運行管理者、運転者、車掌については、「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書」第 2 編第 2 章第 15 条に規定する施設担当責任者、運行管理者、運転手及び車掌を兼ねることを妨げない。ただし、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

第 59 条 業務内容

1. 事業者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 園内移動施設の維持管理に関すること
 - 2) 園内移動施設の安全管理に関すること
 - 3) 園内移動施設の利用に伴う苦情処理に関すること
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随すること

第 60 条 運行日時

1. 神戸地区の園内移動施設は、原則として本公園の開園日のうち、休日祝日及び繁忙期の平日を運行日とする。
淡路地区（海岸ゾーン）の園内移動施設の運行日は、調査職員に協議するものとする。
2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた運行時間とする。
3. 繁忙日及び閑散期等対応、イベント等開催のため、運行時間を延長または変更する場合は、調査職員と事前に協議を行い、書面により提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より運行時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第 61 条 運行方法

1. 事業者は、運行区間、運行時間間隔、停留所の箇所、途中乗降の可否等運行方法についての計画（以下「運行計画」という。）を、運行可能台数、混雑状況、乗降客数、乗降に要する時間等を勘案して作成するとともに、実際の運行状況を把握し、適宜修正するものとする。
2. 運行計画は、実際の運行に先立ち、調査職員に協議するものとする。
3. 運行計画の作成に当たって、事業者は誠意をもって利用者の満足度の向上と不満の解消につとめなくてはならない。
4. 運行方法は、利用者にわかりやすいものでなければならない。
5. 事業者は、運行方法について事前にホームページや現地もしくは車内等において周知し、混乱を回避しなければならない。
6. 運行コースにおいては、15km/h 以下で走行する。繁忙期等においては調査職員と協議の上、電動以外の車両も増強するなど、弾力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。

第62条 施設・設備等の維持管理

事業者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 園内移動施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
- 2) その他園内移動施設の運行によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第63条 安全管理

1. 衛生管理及び安全管理は、事業者において全責任を負うものとする。
2. 運行開始前の準備
 - 1) 園内移動施設の安全な管理運営を行うために、事業者は安全衛生管理計画を定めて調査職員に提出するものとする。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。
 - 2) 事業者は、園内移動施設の安全衛生管理計画に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
3. 運行期間中の管理運営
事業者は、園内移動施設の安全衛生管理計画に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
4. 運行終了後の対応
事業者は、運行期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、運行終了の翌日から5年間保存すること。
5. 運行管理者は、園内移動施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止に努めるものとする。
6. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。
7. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。
8. 万一の車両火災発生に備え、公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消火活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。
9. 事業者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第64条 研修

事業者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

- 1) 園内移動施設に関する一般知識。
- 2) 園内移動施設の運行及び点検の方法。
- 3) 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
- 4) 故障時に講ずべき措置。
- 5) 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
- 6) 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
- 7) 国営明石海峡公園についての一般知識。

- 8) 園内移動施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
- 9) 関係法令その他必要な事項。

第65条 緊急時対応

1. 次の各号の時は、事業者は、運行を一時中止・変更又は休止するものとし、調査職員に報告するものとする。また、事業者は、園内移動施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。運行を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びバス停前に運行中止の掲示を行うとともに、ホームページで告知するなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、走行に危険が予想される時。
 - 2) 事故などの不測の事態が生じた時。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想される時。
 - 4) 車両が使用不能になり通常の運行に支障が生じた時。
 - 5) 調査職員の指示があった時。
2. 事業者は、前項1) から3) の規定により運行を中止したときは、運行ルートに異常のないことを確認しなければならない。
3. 運行ルート等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

第66条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

- 1) 運転手等の安全指示に従うこと。
- 2) 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
- 3) 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- 4) 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
- 5) 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
- 6) 危険物を所持して乗車しないこと。
- 7) ペットなどの動物は同乗させないこと。（神戸地区はケージに入れた場合のみ可）ただし、身体障害者補助犬は除く。

第2章 しあわせの村送迎バス

第67条 総則

事業者は、移動施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、事業者は近畿地方整備局と協議するものとする。また、本仕様書では移動施設の園内での運行を対象とし、一般道での運行については道路運送法、道路交通法等の関係法令等を遵守すること。

第68条 施設の目的

移動施設は、神戸地区における以下に示す所定のルートにおいて、高齢者や身体の不自由な方等公園利用者のしあわせの村（しあわせの村本館前）～本公園（長屋門）の移動を補助するための運行を目的とする。

第69条 運営対象施設

運営対象施設については、原則として事業者が持ち込む車両を使用すること。

第70条 責任者の選任

事業者は、移動施設の運行にあたり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、移動施設の運行にあたらせるものとする。

1) 施設担当責任者

運行管理者、運転者及び車掌の監督指導を行う人員

2) 運行管理者

公園利用者の安全を考慮して、移動施設の運行に関して十分な知識を有する人員

3) 運転者及び車掌

①満18才以上で身体健全な者

②中型一種自動車運転免許を有する者

（一般道での運行を行う場合は中型二種自動車運転免許を有する者）

③移動施設の運転について必要な知識及び技能を有する者

第71条 運行日時

1. 事業者は、原則として本公園の開園日を運行日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。

■運休日

公園の休園日及び車輛定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた運行時間とする。

3. 繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運行時間を延長または変更する場合は、近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。

4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より運行時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第72条 業務内容

1. 事業者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 移動施設の維持管理に関すること
 - 2) 移動施設の安全管理に関すること
 - 3) 移動施設の利用に伴う苦情処理に関すること
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随すること

第73条 施設の運営

1. 事業者は、移動施設の運営を行うにあたり、第68条に定めた運行ルートを実行するものとする。
2. 行催事等による運行への影響等管理上必要があるときは、運行ルート・停留所を変更することができるが、その場合、施設等運営者は、あらかじめ近畿地方整備局と協議するものとする。
3. 運行コースにおいて、15km/h以内で走行する。繁忙期等施設利用者数に応じて、弾力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。また、行催事等に応じて運行間隔及び時刻表を変更することができるが、その場合、近畿地方整備局と事前に運行間隔等について協議するものとする。また、公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して運行することとする。

第74条 施設・設備等の維持管理

事業者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第75条 安全管理

1. 衛生管理及び安全管理は、事業者において全責任を負うものとする。
2. 運行開始前の準備
 - 1) 移動施設の安全な管理運営を行うために、事業者は安全衛生管理計画を定めて近畿地方整備局に提出するものとする。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。
 - 2) 事業者は、移動施設の安全衛生管理計画に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
3. 運行期間中の管理運営
 - 1) 事業者は、移動施設の安全衛生管理計画に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
4. 運行終了後の対応
 - 1) 事業者は、運行期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、運行終了の翌日から5年間保存すること。
5. 運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、移動施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。

- 1) 始業終業点検
 - 2) 身だしなみチェック
 - 3) 清掃チェック
 - 4) 1ヶ月点検
 - 5) 納品業者への指導管理
 - 6) 定期点検(3ヶ月毎)
 - 7) 消防避難訓練
6. 点検検査に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心がけることとする。
ただし、毎日点検については安全作業を十分心がけ、下記にはよらない。
- 1) 作業服及び安全帽を必ず着用すること。
 - 2) 靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用すること。
7. 事業者は点検表(または運行日誌)の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日移動施設の運行開始前に試運転を行うとともに、点検表(または運行日誌)により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表(または運行日誌)に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。なお、点検項目は以下のとおりである。
- 1) 乗降口扉に破損はないか。座席、床、ボディー等に破損はないか。
 - 2) エンジン音に異常はないか。
 - 3) ブレーキの効きは十分か。
 - 4) ハンドルのあそびに異常はないか。
 - 5) タイヤの摩耗は正常範囲か。
 - 6) バンパー等車体に損傷はないか。
 - 7) ミラーその他機器に異常はないか。
 - 8) 放送設備は正常に働くか。
8. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として、身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。
9. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表(または運行日誌)に記載する。
10. 運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、これに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに近畿地方整備局と協議の上、異常の処置を行う。
11. 納品業者(修理業者含む)へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。
12. 道路運送車両法に基づき、法定3ヶ月点検を行う。
13. 公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消化活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。
14. 次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。
- 1) 製作又は購入したとき。

- 2) 一時休止後使用を再開したとき。
 - 3) 災害その他運転事故が生じたとき。
 - 4) 重要な改造又は、修理をしたとき。
 - 5) その他必要があるとき。
15. 次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。
- 1) 始業前。
 - 2) 諸点検をしたとき。
 - 3) その他必要があるとき。
16. 第5項に規定する点検検査等の実施の記録は、1ヶ月毎に取りまとめ近畿地方整備局に提出し、確認を得るものとする。
17. 事業者は、前項に規定する点検検査等の記録を3年以上保存するものとする。
18. 事業者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第76条 研修

事業者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

- 1) 移動施設に関する一般知識。
- 2) 移動施設の運行及び点検の方法。
- 3) 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
- 4) 故障時に講ずべき措置。
- 5) 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
- 6) 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
- 7) 国営明石海峡公園についての一般知識。
- 8) 移動施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
- 9) 関係法令その他必要な事項。

第77条 緊急時対応

1. 次の各号の時は、事業者は、運行を一時中止・変更又は休止するものとし、近畿地方整備局に報告するものとする。また、事業者は、移動施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない運行を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びバス停前に運行休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、走行に危険が予想されるとき。
 - 2) 事故などの不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。
 - 4) 近畿地方整備局又は維持管理業務受託者の総括責任者の指示のあったとき。
2. 事業者は、前項の規定により運行を中止したときは、運行ルートに異常のないことを確認しなければならない。

3. 運行ルート等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第78条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

- 1) 運転手等の安全指示に従うこと。
- 2) 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
- 3) 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- 4) 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
- 5) 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
- 6) 危険物を所持して乗車しないこと。

R 5－9 国営明石海峡公園
運営維持管理業務
個別仕様書

【施設・設備維持管理業務】

令和5年4月

国土交通省近畿地方整備局

第1編 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義が生じた場合は、近畿地方整備局の指定する調査職員と事前に協議するものとする。

第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出し、承諾を得なければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

第5条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第13条2により近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第6条 基本事項

1. 施設・設備維持管理は、業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。
なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、全園の施設・設備の状況を把握し、当該年度の予算の状況を踏まえ、必要性および効果の高いものを優先し、維持・補修を行うよう、年間の施設管理計画を作成する。
4. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
5. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、弾力的に配置するものとする。
6. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。(別紙-17「提供施設一覧表(建築物、機械器具等)」参照)
7. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること(別添-9「提供施設等の取扱い」、別添-10「取得した備品等の取扱い」参照)。

8. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
9. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
10. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
11. 業務責任者を含めた全てのスタッフは調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
12. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告すること。
13. 作業の前に周囲の床、壁、機器などの損傷を与えないように養生を行うこと。
14. 作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行うこと。

第7条 安全管理等

1. 常に公園管理者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、別添－17「業務入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、別途発行する車両運行許可証を前面に提示し、別添－17「業務入園規則」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際は15km/h以下とする。
3. 作業用車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、別添－17「業務入園規則」に基づいて決定するものとする。
5. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
6. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
7. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者には不快感を与えないよう留意するものとする。

第8条 利用者サービス

1. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。
なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整及び公園利用者への説明を行うこと。また、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員に作業時間を提出することとする。
2. 修繕作業等を実施する際は、一般来園者に支障がない時間帯で作業することを原則とするが、それが困難な場合は、何のための作業を実施しているかなどの説明を行い、作業の必要性を示して利用者の理解を得る措置を講じること。なお、茅葺の補修など見学の対象となり得る作業については、敢えて来園者の多い時期（時間帯）に実施する事なども考慮すること。

第9条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員に報

告すること。

第10条 大規模な修繕

大規模場修繕は近畿地方整備局において行うので、詳細は調査職員との協議によるものとする。

第11条 作成書類

1. 作業計画書

事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の点検・修繕等については、「共通仕様書」第15条で示す書類のほか、作業計画書（工程表含む）を作業前に作成して調査職員に提出すること。なお、遊具点検の作業計画書にあつては、作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取り扱いと処置方法、連絡手順について記載すること。（別添－37「遊具点検計画」参照）

2. 事業者は次表に掲げる書類を作成すること。業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。なお、作業に際し公園利用者の施設利用に制限が生じる場合は、調査職員の指示により作業日報等を提出すること。

作成書類		
書類名	提出先	作成期限
作業打合簿	調査職員	打合せ毎に終了後、速やかに
施工図書	調査職員	施工後、速やかに
作業記録写真※1	調査職員	作業終了後、速やかに
遊具点検関係：定期・精密点検記録簿※2	調査職員	作業終了後、速やかに
遊具点検関係：写真帳※3	調査職員	作業終了後、速やかに
水景施設水質管理関係：点検報告書※4	調査職員	作業終了後、速やかに
水景施設水質管理関係：適合確認検査簿※5	調査職員	業務終了後10日以内に
その他調査職員が指示する書類	調査職員	指示に従う

※1)、※4)、※5) 水景施設水質管理関係書類については、調査職員が指示する主要な水景施設に係るものを提出すること。

※2) 点検実施後、(一般社団法人)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPPA-SP-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき作成すること。

※3) 客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況を写真に記録。写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに整理すること。

第2編 建物維持修繕等

第12条 管理水準

事業者は、建物の外観及び内部を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第13条 建物・休憩所等修繕

別紙ー2「主要建築物一覧」に示す建物・休憩所等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が行う。

- 1) 外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防腐、防錆等の点検を行う。
- 2) 冬期は、凍結防止措置（水抜き）を実施するものとする。
- 3) 木造建築（一部茅葺）が多くを占める神戸地区の建物については、専門家の助言を得て適宜管理すること。

第14条 便所修繕

園内の便所について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、冬季は、凍結防止措置を実施し、配管・衛生器具の機能維持に努めること。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局において行う。

第15条 その他修繕

建物の維持修繕において、下表に示す本個別仕様書第13条及び第14条に該当しない建物については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

名称（淡路地区）	名称（神戸地区）
温室A	炭焼窯
温室B	ピザ窯（里山交流館前）
ピザ窯	

第3編 建物設備維持修繕

第16条 管理水準

空調設備及び昇降機の機能を常に安全かつ良好に維持するため軽微な修繕及び点検を行うものとする。

第17条 空調設備維持修繕等

園内の建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。(別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第18条 昇降機等設備保守点検等

園内の建物に設置されている昇降機等設備について、国土交通省が定めた「建築保全業務共通仕様書」に基づき点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。(別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第19条 消防設備維持修繕等

園内の建物内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。(別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第20条 その他

建物設備の維持修繕において本個別仕様書第16条から第19条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第4編 園路広場維持修繕工、その他維持修繕

第21条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第22条 園路・広場維持修繕等

舗装、階段、サイン・ファニチャー、手摺・柵等について、適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと。

第23条 灘川維持修繕等

淡路地区を流れる灘川において、利用者が川辺に下りて水に安全に親しめるように、適宜巡回点検し、護岸やせせらぎ広場等の親水施設の保全・整備を適切に実施するものとする。

第5編 遊具維持修繕工、その他修繕

第1章 基本事項

第24条 管理水準

遊具について、劣化や(一般社団法人)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

- 1) 安全性の確保
- 2) 機能の保持
- 3) 美観に配慮した形姿の維持

第25条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、(一般社団法人)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、(一般社団法人)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、(一般社団法人)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の定期点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6. 「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。
7. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
8. 「SP表示認定企業」とは、(一般社団法人)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S:2008QMS-SP表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(一般社団法人)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
9. 「SP点検済シール」とは、「SPマーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第26条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第27条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第28条 点検の種類

点検には、「日常点検」と「定期点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で業務計画を立案し、調査職員に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

第29条 診断の方法

遊具の点検は、点検表を作成し、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

1) 目視診断

遊具の外観・形状をみてその劣化状態を診断する方法

2) 触手診断

遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法

3) 聴音診断

遊具の可動部を動かし、発生する音からガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法

4) 打音診断

遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法

5) 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、仕様に対応できるかを診断する方法（複合系遊具の場合は単体ごとに行う）

6) JPFA 検査器具による判定

JPFA が開発した器具で遊具の規準（JPFA-SP-S:2014）に適合しているかを調べる方法

7) ノギスによる測定（JIS 認定商品を使用する）

8) メジャーによる測定（JIS 認定商品を使用する）

9) 傾斜計による測定

第30条 遊具日常点検等

1. 日常点検を行う者は、遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、合わせて設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。
2. 点検頻度は、遊具毎に日1回以上実施する。また、遊具維持修繕の担当職員による点検を月1回

実施する。

3. 点検対象遊具は、以下の通りとする。

<淡路地区>

名称	エリア区分	設置場所
タマネギ各種	風エリア	夢っこランド
メロディウォール		
フレキシジャングル		
ザイルジャングル		
ネットジャングル		
トンネルメイズ		
パネル遊具		
亀の砂場		
スパイラルクライム		
スパイダーネット		
スパイロスライダー		
ネットクライム		
パイプクライム		
空中散歩		
空中トンネル		
ボードクライム		
チューブスライダー		
うず潮ネット		
ルボア風車		
ターボツイスター		
リングラダー		
スライドワインダー		
竜巻スライダー		
上昇気流スライダー		
そよ風スライダー		
つむじ風スライダー		
パネルくぐり		
スロープ砂場		
イルカ		
カーブスライダー		
ダブルスライダー		
風エリア全域		
ピックフラワーデッキ		
飛び込むクジラのロープウェイ		
タイヤステップ		
ウォールクライム		
四連スライダー		
V字ブリッジ		
サンダートンネル		
ネットクライム		
小波デッキ		
大波デッキ		
さざ波デッキ		
パネルくぐり		
リングタワー		
チューブスライダー		
もしもしパイプ		
花エリア全域		
元気の帆	水エリア	
ボードロープ		
船首ネット		
甲板ネット		
パネルくぐり		
チューブスライダー		
ネットのぼり		
ローラー滑り台		
ウォーターガン		
ウォーターツリー		

ウォータードーム		
ウォータートンネル		
みのむしブランコ		
水エリア全域		
ゴロゴロスライダー(海側)	雲の砦	子供の森
ゴロゴロスライダー(山側)		
滑り台		
そらのとりで		
くものジャングルジム		
床等のクッション材及びワーム		
天空のリング		
よじのぼりネット		
よじのぼり壁		
くねくねサンゴ		
玉付きロープ		
ジャックとまめの木ぼう		
本体構造物		
橋		
子供の水辺		
雲の砦エリア全域		

<神戸地区>

名 称	エリア区分	設置場所
すべり台・4連	遊びの森地区	森のゾーン
複合遊具		
幼児用すべり台		
伝声管		

4. 公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで日常点検を実施すること。
5. 事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、日常点検記録簿を精査したうえで、保管しておく。
6. 点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。
7. 台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も点検を行うものとする。

第31条 遊具詳細点検

1. 定期点検を完了させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。
2. 事業者は、点検責任者を定め調査職員に事前に提出することとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
3. 点検を行う日時等は、作業計画書により実行する。
4. 点検対象遊具は、日常点検に準ずる。
5. 遊具の点検内容は、(一般社団法人)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
6. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一般社団法人)日本公園

施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。

7. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
8. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせて総合的な機能判定を行うこと。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員と協議をしておくこと。
9. 定期点検は、年1回実施すること。
10. 点検終了後、「合格」と判断された遊具は、調査職員に報告し、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には点検実施時期を明記して添付する。

第32条 遊具維持修繕等

点検により確認された破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。

第33条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずること。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告すること。
3. 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員と打ち合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員に速やかに報告する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(一般社団法人)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」を参考にすること。

第2章 その他修繕

第34条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第35条 その他修繕等

園路広場及び遊具以外の工作物について、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。(別添-38「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第6編 電気設備維持修繕

第36条 管理水準

使用電力量を計測するとともに、別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」に示す電気設備（分電盤、照明設備、監視カメラ設備等）、変電所、非常用発電所、常用発電機等の電気設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため、適時巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕を適切に行うものとする。

第37条 電気設備維持修繕等

1. 事業者は、月1回、調査職員が指示する日に各電気メーターの確認を行うこと。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、電気メーター検針結果の集計表を翌月の月初めまでに調査職員に提出すること。
2. 分電盤・配電盤等や照明設備及び別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」に示す施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。
3. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うこと。
4. 落雷があった場合には、翌日の開園までに電気設備の巡回点検を行うこととする。
5. 休園日に電気設備において異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講ずること。

第7編 汚水・排水施設維持修繕

第38条 管理水準

汚水・排水施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため、点検及び小規模な修繕を行うものとする。
(別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第39条 汚水・排水施設維持修繕

1. 事業者は、日常、適宜巡回点検し、分電盤のブザー音の確認等を行い、異常があれば小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。
2. 台風や大雨が予想される場合は、巡回点検を行うとともに、適切な対策を講じるものとする。
3. 繁忙期においては、汚水・排水施設の稼働状況を確認するとともに、法定点検の受託者等と連携し、汚水・排水施設の処理能力に沿った調整を行うこと。
4. 降雨時等に雨水ます等の状況及び土砂の堆積の有無を目視により確認し、必要に応じて堆積物の除去等を行う。

第8編 給水施設維持修繕

第40条 管理水準

本公園の全施設の使用水量を計測するとともに、別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」に示す給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため、点検及び小規模な修繕を行うものとする。

第41条 給水施設維持修繕等

1. 事業者は、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。
2. 漏水状況等の把握のため、各水道メーターの確認を適宜行うこと。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、水道メーター検針結果の集計表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員に提出すること。
3. 滅菌装置について、逆流止め玉弁およびサイホンブレーカーの動作や薬剤残量等の確認を行うこと。
4. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を行う。
5. 冬季の園内給水施設凍結による断水及び器具の破損を防止するため、水抜き等の凍結防止作業や一部の水飲み・手洗いの閉栓作業を行うものとする。
6. 繁忙期は、配水管の水圧が低下しないよう、適切な措置を講じること。
7. 夏季及び冬季においては、使用水量を調整する等の適切な措置を講じ、機能の維持に努めること。

第9編 親水施設水質管理

第42条 適用

本編を適用する親水施設は、親水利用を前提とした次の施設をいい、神戸地区における農業用水路やため池は、適用の対象外とする。臨時に足水、遊戯用スプリンクラーを設ける場合についても、次条の管理水準の規定を適用する。

淡路地区：夢っこランド（水の遊具、じゃぶじゃぶ池）、子どもの森（水遊び場）

第43条 管理水準

水景施設である水遊び場を常に安全かつ良好に維持するために、関係法令を遵守するとともに、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）に基づき、4月から10月を供用期間とし、供用期間中は以下の水質を保つよう管理を行うこと。

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH値 5.8以上 8.6以下	毎月1回以上
濁度	2度以下	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	
大腸菌群	検出されないこと	
一般細菌	200CFU/ml以下	
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上 0.4mg/L以下であること。また、亜塩素濃度は1.2mg/L以下であること。	毎日午前中1回以上 及び午後2回以上
総トリハロメタン	0.2mg/L以下が望ましい	毎年1回以上

※利用者が多数である場合等汚染負荷量が大い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

第44条 水景施設保守点検等

業務計画書に基づいて、次の各号に示す水景施設の巡視・点検を行う。

1. 運転前及び運転中に毎時1回、電気系統、バルブの開閉、水位、異音の確認等の点検を行う。
2. 巡視・点検結果は、点検報告書として作成し保存する。
3. 水質検査の結果、残留塩素濃度が基準値を下回る場合は、固形塩素剤を投入するなど、必要な措置を速やかに講じること。
4. 淡路地区において兵庫県洲本健康福祉事務所の水質検査等が実施されるときは、協力すること。
5. 下表に示す施設の法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

名称（淡路地区）
大型複合遊具（夢っこランド）
子供の森

第10編 その他設備維持修繕

第45条 管理水準

下表に示す本公園の設備等について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び修繕を行うものとする。

名称（淡路地区）	名称（神戸地区）
上下水関連施設、水循環設備、放送設備、電話設備等	上下水関連施設、放送設備、電話設備等 ため池及び農業用水路等

第46条 水循環設備維持修繕等

園内の循環水ポンプ場、循環水配管等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。（別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

第47条 放送設備保守点検等

日常、園内の放送設備、スピーカー、配線等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

第48条 電話設備維持修繕等

日常、園内の電話設備、配線等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

第49条 ため池及び農業用水路の水質管理ならびに維持修繕等

神戸地区におけるため池及び農業用水路等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（別添－38「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

なお、ため池などの農業用水の水質基準については、別添－39「農業用水に関する基準等」に基づき適切に管理することとするが、詳細は調査職員との協議によるものとする。

第11編 園内清掃、公園内建物清掃

第1章 基本事項

第50条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うものとする。

第51条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、支給しない。

第2章 清掃

第52条 建物、休憩所等清掃

1. 日常清掃

- 1) 壁、床、扉、窓、柱、ベンチ、机、イス、黒板等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、公園利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
- 2) くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。
- 3) 天井、照明器具、展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。
- 4) 清掃箇所及び実施頻度は下表を基本とし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定するものとする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
管理棟	1回/日	管理棟	3回/週
ビジター棟	1回/日	里山交流館	3回/週
淡路ロゲート棟	1回/日	木工棟（茅葺屋根）	1回/使用後
東浦ロゲート棟	1回/日	木工棟（瓦葺屋根）	1回/使用後
海岸ロゲート棟	1回/使用後	長屋門	3回/週
連絡ロゲート棟	1回/日	伝庫の家	3回/週
海のテラス	1回/日	里山情報館	3回/週
海岸臨時ゲート（ブース棟）	1回/使用後	農村舞台	1回/使用後
ガーデニング棟	1回/使用後	農村舞台控室	1回/使用後
温室（A棟）	1回/使用後	白拍子の家	1回/使用後
温室（B棟）	1回/使用後	厨房棟	3回/週
展望回廊	1回/日	相談ヶ辻の家	1回/使用後
広告棟	1回/使用後	サンデン休憩所	3回/週
パーゴラ（芝生広場）	1回/日	白拍子倉庫	1回/使用後
トラムカー車庫	1回/日	車庫棟	3回/週
海岸北ロゲート棟※1	1回/日	倉庫棟	3回/週

※1 令和7年度中に淡路地区海岸北ロゲート棟を追加供用する予定である。

2. 定期清掃

- 1) ガラス窓、網戸等を対象とした室内清掃を行うこと。
- 2) 屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。
- 3) 建物の周りに堆積した落ち葉、枯れ枝を除去すること。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
管理棟	1回/年	管理棟	1回/年
ビジター棟	1回/年	里山交流館	1回/年
淡路ロゲート棟	1回/年	木工棟（茅葺屋根）	1回/年
東浦ロゲート棟	1回/年	木工棟（瓦葺屋根）	1回/年
海岸ロゲート棟	1回/年	長屋門	1回/年
連絡ロゲート棟	1回/年	伝庫の家	1回/年
海のテラス	1回/年	里山情報館	1回/年
海岸臨時ゲート（ブー	1回/年	農村舞台	1回/年

ス棟)			
ガーデニング棟	1回/年	農村舞台控室	1回/年
温室 (A棟)	1回/年	白拍子の家	1回/年
温室 (B棟)	1回/年	厨房棟	1回/年
展望回廊	1回/年	相談ヶ辻の家	1回/年
広告棟	1回/年	サンデン休憩所	1回/年
あずまや	1回/年	白拍子倉庫	1回/年
パーゴラ (芝生広場)	1回/年	車庫棟	1回/年
トラムカー車庫	1回/年	倉庫棟	1回/年
海岸北口ゲート棟※1	1回/年	—	—

※1 令和7年度中に淡路地区海岸北口ゲート棟を追加供用する予定である。

第53条 便所清掃

1. 日常清掃

- 1) 清掃箇所は、下表のとおりとする。
- 2) 清掃中は、便所の利用者の利便性に配慮すること。
- 3) 衛生器具(便器、手洗い器等)、壁、天井、床、ブース、扉、窓、その他建具、鏡、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
- 4) トイレトペーパー及び石鹼水が常時あるように補充すること。
- 5) 汚物入れ等の清掃等を行うこと。
- 6) 清掃箇所ごとの実施頻度は下表を基本とし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定するものとする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
トイレ (船着場周辺)	1回/日	長屋門前駐車場便所棟	3回/週
トイレ (子どもの森)	1回/日	農家のにお便所棟	3回/週
トイレ (大地の虹)	1回/日	相談ヶ辻の家便所棟	3回/週
トイレ (花の丘道)	1回/日	サンデン休憩所便所棟	3回/週
トイレ (芝生広場)	1回/日	倉庫棟便所	3回/週
トイレ (ビジター棟付属)	1回/日	森のゾーンA 駐車場便所棟	3回/週
—	—	めだか池便所棟	3回/週
—	—	森のゾーンB 駐車場便所棟	3回/週
—	—	遊びの森便所棟	3回/週

2. 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

第54条 園路・広場、池・水遊び場等清掃

1. 日常清掃

- 1) 対象区域は全園を区域とする。ただし、別紙ー9「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書」の対象である収益施設は除く。
- 2) 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、工作物をきれいな状態に保つこと。
- 3) 園路、広場、排水枡、排水溝の土砂等を除去すること。

- 4) 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。
- 5) ごみ箱や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行うこと。
- 6) 池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去すること。
- 7) 外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行うこと。
- 8) 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に調査職員の判断により当該箇所を清掃するものとする。
- 9) 実施頻度は下表を基本とし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定するものとする。

実施頻度	
最繁忙期（4月～5月）	淡路地区1回/日、神戸地区3回/週
繁忙期（10月～11月）	
通常期（6月～9月、3月）	
閑散期（12月～2月）	土・日・祝日:1回/日、平日:1回/週

2. 定期清掃（池・水遊び場等の洗浄、ため池及び農業用水路）

- 1) ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、池の底部、側面部、景石等の高圧洗浄機を使用した洗浄作業及びブラッシングを行うこと。
- 2) 底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、池部への給水及びポンプを始動すること。
- 3) 清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は下表の通りとする。
- 4) 神戸地区のため池の浚渫はかいぼり（植物管理仕様書第51条）により毎年度1か所程度を選定し年1回を標準として実施する。用水路等の清掃については、年2回を標準とする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
大型複合遊具（夢っこランド）	9回/年	ため池の浚渫	植物管理仕様書参照
子供の森	9回/年	用水路等の清掃	2回/年
天壇テラス	1回/年	—	—
水の樹	2回/年	—	—
みずばしらの広場	2回/年	—	—
丘の噴水	1回/年	—	—
松の谷（二段の滝）	2回/年	—	—
水の棚田	2回/年	—	—
花の池（花隈池と流れ）	2回/年	—	—
空のテラス	2回/年	—	—
灘川	2回/年	—	—
風の丘流れ	2回/年	—	—
黄昏の庭噴水	1回/年	—	—

- 5) 汚水ポンプ等の汚水・汚泥は、浄化槽法その他関係法令に従って汲み取るとともに清掃を行い、あらかじめ調査職員に作業時間を提出することとする。

3. 定期清掃（園路・広場の舗装部分等の洗浄）

- 1) 藻や土砂等による汚れが顕著な部分の高圧洗浄機を使用した洗浄作業を行うこと。
 - 2) 園路、広場、排水桝、排水溝の土砂等を除去すること。
 - 3) 腐食・破損したテーブル、ベンチ等を撤去すること。
 - 4) 作業時間は調査職員の判断による。
4. 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

第55条 ごみ回収運搬工

1. 軽トラック等により、園内各所に存在するごみ箱から所定の集積箇所に運搬するものとし、ごみは、各地区の所在地の市の分別区分に従って分別を行うこと。なお、大型イベント、花見の時期等、大量のごみの発生が予想される場合は、臨時ごみ箱を設置し、公園利用者に分別指導を行う等、適切な措置を講じること。
2. ここでいうごみとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含むものとする。
3. ごみ運搬箇所については、別途指定するものとする。
4. 公園利用者に対してごみの持ち帰りを推奨する等により、ごみの減量に努めること。

第56条 除雪等

1. 降雪時等に、本公園の機能を維持するために、玄関周り、出入口周り、園路等において、機械及び人力により必要な除雪を行う。
2. 事業者は、除雪作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握し、路面や縁石等各工作物に損傷を与えないようにしなければならない。

第57条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び関係法令に従って、適正に処理すること。

R 5－9 国営明石海峡公園
運営維持管理業務
個別仕様書
【植物管理業務】

令和5年4月

国土交通省近畿地方整備局

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、「共通仕様書」、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、「共通仕様書」、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義が生じた場合は、調査職員と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員に提案し、協議の上、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うことも可能である。

- 1) 植物について大規模な補植及び植栽を要する事態が生じたとき。
- 2) 既存木の移植又は伐採を行う必要が生じたとき。
- 3) 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

第4条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第13条2項により近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第6条 基本事項

1. 植物管理業務は業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。

る。

5. 供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
(別紙-17「提供施設一覧表(建築物、機械器具等)」参照)
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。(別添-9「提供施設等の取扱い」、別添-10「取得した備品等の取扱い」参照)
7. 植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
9. 業務責任者を含めた全てのスタッフは調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
10. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップを心掛けるものとする。
11. ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。
12. 植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整のもと、相互連携を保ち、公園利用者の安全と行催事の質の確保に努めるものとする。
13. 園内高木の倒伏、枝折れの危険性を事前に把握するように努め、適切な対応処置を実施するものとする。また、ナラ枯れ、マツ枯れ等については速やかに被害を確認し、適切な防除対策等を講じるものとする。

第7条 淡路地区の植物管理に関する基本事項

1. 淡路地区については、広域の利用を設置目的とした国営公園として、年間を通じ、来園者に対し観賞価値の高い特徴的かつ魅力的な花卉があるよう、別添-51「花修景の実績」を踏まえ、業務計画書(本業務共通仕様書第16条の「業務計画書」)の植物管理計画に、植物管理の目標(花修景のテーマ、観賞に供する花の種類、重点修景区域、花見頃期間)、管理作業(管理作業、新規に植栽する植物、更新すべき植物等)、概算予算額、前年度との比較などを行った改善点等を記載する。なお、目標の検討に当たっては次の事項に配慮する。
 - 1) 年間全体としての来園者誘致効果を最大にすること。
 - 2) とりわけ冬期間の来園者誘致に配慮すること。
 - 3) 対象とする花卉は、木本・草本の別を問わない。
 - 4) 「あわじ花さじき」等周辺他施設の花修景の実態を把握し、役割分担及び本公園の特徴づけの可能性を検討する。
2. 植物管理計画の重点修景区域の設定に際しては、花が分散して密度が低く修景の効果が薄くなったり、重点修景区域間の距離が長く徒歩による移動に不便をきたすことがないように配慮する。
3. 植物管理計画に定める「花見頃期間」とは、七分咲き以上の開花状況を示す期間であり、開花状況は毎週の金曜日を基準とする。
4. 花修景のテーマ・花種、花見頃期間が、「チューリップアイランドパーティー」等継続性のあるイベントと関係あるものについては、選定の際に配慮するものとするが、新しいテーマ・花種の提案・導入は妨げない。
5. 園内の開花状況についてはPRや案内を行い、花修景の効果を高める。

第8条 神戸地区の植物管理に関する基本事項

1. 神戸地区では、より里地・里山らしい風景を保全・再生するため、対象地の生態系や景観の特性、希少種や生物多様性、この地の里地里山文化に係る固有性を基盤とし、それらの保全と適正な活用を目的として目標像に則した適切な管理を行う。
2. 神戸地区では生息・生育する貴重種に影響を与えないように十分に留意して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全するものとする。(別添ー49「貴重種一覧」参照)
3. 神戸地区では、個別仕様書「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」第15条に示す農耕や農地・林地の管理と収穫等をセットにした里山体験メニューを来園者に提供する。植物管理においては、耕作地の管理・耕作、食用植物・有用植物の維持・紹介を行い、常に来園者が農耕・収穫体験、食用植物・有用植物の利用体験等を行えるような環境を用意する。
4. 神戸地区の植物管理は、本地区の植生変化、農作物栽培の可能性、里山体験メニューの成果・課題などの不確実な要素が多いことから、管理作業の効果、農作物の栽培可能性、里山体験メニュー提供への有効性を常時把握し、管理内容の改善を提案し実施するよう順応的な管理を行う。
5. 第1項から第4項の「より里地・里山らしい風景の保全・再生」や「里山体験メニュー提供」の支援を行えるよう、業務計画書(本業務共通仕様書第16条の「業務計画書」)の植物管理計画に年間の植物管理の目標、作業対象区域、管理作業、栽培する作物の種類、概算予算額、前年度の作業結果を踏まえた変更点・改善点を定める。本計画は個別仕様書「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」第13条第1項の年間行事計画と整合が取れたものとする。
6. 神戸地区における植物発生材は、園内において処理または有効活用することを基本とする。
7. 神戸地区の植物管理の仕様については、第9章に示す。

第9条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、別添ー17「業務入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、別途発行する車両運行許可証を前面に提示し、別添ー17「業務入園規則」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際は15km/h以下とする。
3. 作業用車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、別添ー17「業務入園規則」に基づいて決定するものとする。
5. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
6. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去、及び全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
7. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
8. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。
9. 神戸地区の樹林地、耕作地については、来園者が体験プログラムを行う樹林地、耕作地について、

来園者に危険を及ぼす恐れのある物を極力排除するよう配慮するとともに、電気柵など管理上必要な危険物については、危険性を明示し来園者に注意を促すこと。

第10条 利用サービス

1. 淡路地区については、ホームページで現在の見ごろの花について積極的に情報を提供し、来園者の誘致に努めること。また、現地においては、現在見頃の花を案内し、来園者の満足度の向上に努めること。
2. 神戸地区については、農耕地、樹林地、貴重種の性質、意義等に関する情報を収集し、一年を通して来園者の興味を引くよう計画的に解説を掲示するよう配慮すること。なお、現地に解説板を設置する場合は、来園者が解説の対象を見分けることができるよう、解説板の位置、解説対象や周辺の雑草の管理等に配慮すること。
3. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合は、必要に応じて公園利用調整及び公園利用者への説明を行うこと。
4. 公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
5. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。

第2章 芝生管理（淡路地区）

第11条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行うこと。（別添－40「芝生管理区域図」を参照）。

管理区分	A	B	C	D
管理水準（目標）	特に修景性を求める芝生	花を散策する園路沿いや花壇周辺にあり、全体的な美観が求められる芝生地	花壇周辺にあり、全体的な美観が求められる芝生地	高木植生地の下草等、観賞に耐えうる修景性を求める芝生地
芝生地の分類	修景用芝生地	修景用芝生地	修景用芝生地	修景用芝生地
芝刈高	3cm	3cm	3cm	5cm
芝高	8cm以下	8cm以下	8cm以下	10cm以下
雑草混入	30%以下	50%以下	混入を認める	混入を認める
茎葉密生度	茎葉が密生し空隙が少ない	茎葉が密生し空隙が少ない	茎葉が密生し空隙が少ない	空隙あり
標準実施回数	（単位：回／年）			
芝刈・集草あり	7	5～7回	4～6回	4～5回
人力除草等	2～3回	2～3回	1～2回	0～1回
対象地	ポプラの丘(G, H工区)、パームガーデン(G工区)、移ろいの庭(L工区)、大地の虹(H工区)	花の丘道(A, B工区)、夢舞台側外周:9号園路(K工区)、花の中海周り・滝のテラス前・子供の森・海のテラス前(H工区)、芝生広場(M工区 M3)、管理棟周り(N-1～3工区)、陽だまりの丘、シースケープ・ラウンジエリア、シースケープ・フィールドエリア※1	春一番の丘サクラ植栽地周辺(C工区)、天壇テラス周辺(D工区)、せせらぎ広場(E工区)、花の谷(F工区)、水の棚田横(G1-114工区)、移ろいの園路より海側(H56工区)、海岸ゾーン(J工区)	国道28号沿い(I工区)、海岸ゾーン灘川流末池斜面・海岸ゲート海側斜面(J工区)、9号園路北石垣上(K工区)、海岸ゾーンいその楽園(J工区)、管理棟周り(N-10, 11)、

管理区分	E
管理水準（目標）	イベント、遊具足元などの動的利用に供する芝生地
芝生地の分類	修景用芝生地
芝刈高	5cm
芝高	10cm以下
雑草混入	混入を認める
茎葉密生度	茎葉が密生し空隙が少ない
標準実施回数	（単位：回／年）
芝刈・集草あり	7～8回
人力除草等	0～1回
対象地	芝生広場・夢っコランド周辺(M工区 M1, 2)

※1 令和7年度中にシースケープ・フィールドエリアを追加供用の予定。

※2 実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

※3 本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。不明な点は調査職員と協議を行うこと。

第12条 芝刈工

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むらや刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は管理水準を目安とするが、実施に際しては、調査職員と協議する。
4. 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
5. 刈り取った芝は、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
6. 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。
7. 市民団体など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第13条 芝生地除草工(人力除草等)

1. 人力除草等では芝生をいためないよう、除草器具等を用いて、根より丁寧に抜き取る。
2. 抜き取った雑草は、収集し、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
3. 除根後に穴を生じた場合は、必要に応じて目土(目砂)の充填を行う。
4. 第13条1～3に記載されている人力除草のほか、メリケントキンソウ等の公園利用に支障をきたす外来種を駆除するため、生育時期や繁茂場所において特定防除資材の散布やエアレーション、ブラッシングを実施するなど、複合的な管理を行う。

第14条 芝生施肥工

1. 過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 施肥は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。
3. 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認すると共に、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

第15条 芝生目土掛工

1. 管理区分A、B及びEにエアレーションを実施した場合に目土掛を行うことを基本とするが、その他の区域について調査職員の指示がある場合はその指示に従う。
2. 目土は植物の根、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した混入率

となるよう入念に混合する。

3. 目土は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
4. 芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

第16条 芝生エアレーション工

1. 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
2. 施工区域は管理区分 A、B 及び E を基本とするが、その他の区域について調査職員の指示がある場合はその指示に従う。
3. 穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。

第17条 芝生雑工

1. 芝生雑工（普通作業員）については業務責任者の判断する作業（部分的な養生、芝生保護材設置等）を実施するものとする。
2. 芝生雑工（軽作業員）については業務責任者の判断する作業（灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等）を実施するものとする。
3. 芝の補植を行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。
 - 2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水するものとする。
 - 3) 播種は、施工箇所を刈取・集草し、土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付けるものとする。その後、目土散布を行ったのち、速やかに灌水を行う。
 - 4) 芝の補植施工区域は管理区分 A、B、C 及び E を基本とするが、その他の区域について調査職員の指示がある場合はその指示に従う。

第18条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し最小限の区域における農薬散布に留める。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員の承諾を得て、適切な処置を講じる。
3. 散布方法は、調査職員と協議のうえ、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
4. 散布日は、調査職員と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
5. 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。

6. 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、入園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう、十分注意して行う。
7. 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
8. 施工区域は管理区分 A、B、C 及び E を基本とするが、その他の区域について調査職員の指示がある場合はその指示に従う。

第3章 中低木管理（淡路地区）

第19条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行うこと。（別添－4 1 「中低木管理区域図」を参照）

管理区分	A	B	C
特徴	修景性の高いエリアに位置し、美観性と機能美が求められる低木	遮蔽等機能性または中程度の美観性が求められる低木	疎林地や法面、又は粗放的管理が可能なエリアに位置する低木地
機能	観賞木、緑陰木	遮蔽、境界木、緑陰木、植えつぶし	法面緑化、雑草防止
管理水準（目標）	病虫害の早期発見、適正な樹形の維持に努め、特に第6条第4項で業務計画書に記載することとした植物管理計画の目標を達成する。	枝の張りだし等、利用上の支障要因の防止、生垣などの整形保持に注意し、良好な生育を維持する。	目的に応じた機能本位の植栽管理に努め、生育を粗放かつ良好に維持する
標準実施回数	（単位；回／年）		
刈込	1～2回（人力）または 1～2回（機械）	1～2回（人力）または 1～2回（機械）	必要に応じて実施（人力） 0～1回（機械）
刈込実施基準	実施時期は花芽形成を重視して決定するものとし、周囲と調査した高さの維持に配慮する。	自然樹形・整形など、個々の目標樹形を常に維持するとともに機能性も重視する。	更新、育成上必要と判断された場合に実施する。
除草実施基準	繁茂状況に応じて目立つ前に行う。	美観性を損なわない程度に雑草混入を認める。	生育を阻害されない程度に雑草混入を認める。
施肥実施基準	特に良好な開花状況を確保できるよう適切に行う。	通常生育を維持できるような生育状況に応じて適切に行う。	必要に応じて行う。
マルチング実施基準	修景的要素を個々に判断し、必要に応じて適切に行う。	修景的要素を個々に判断し、必要に応じて適切に行う。	特に行わない。
対象	花木（ツツジ類、アジサイ類、フヨウ類、ムクゲ、マキバブラシノキ、ノウゼンカズラ、サルスベリ、フジウツギ等）	ハイビヤクシン、ゲッケイジュ、メギ、アベリア、ネズミモチ等で、主として上記機能のために植栽されたもの。	のり面等の樹木

※1 実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

※2 本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。不明な点は調査職員と協議を行うこと。

第20条 中低木剪定工

1. 一般事項

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。

- 4) 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
 - 5) 刈り取った枝葉は速やかに収集し除去する。特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。なお、収集した枝葉は、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、適宜第53条リサイクル工の材料として活用する。
 - 6) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
 - 7) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする。
2. 寄植剪定
 - 1) 各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。
 - 2) 刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう速やかに処理するとともに、寄植の周辺をきれいに清掃すること。
 3. 生垣剪定(機械・人力)
 - 1) 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。
 - 2) 枝葉の空いた部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

第21条 中低木地除草工

1. 抜根除草
 - 1) 既存植物をいためないよう除草器具などを用いて根ごと取り除く。
 - 2) 抜き取った雑草は収集し、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
2. 人力除草
 - 1) 既存植物をいためないよう鎌などを用いて根際より刈り取る。
 - 2) 抜き取った雑草は収集し、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

第22条 中低木施肥工

1. 一般事項
 - 1) 施肥量は、過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。
 - 2) 溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。
2. 生垣施肥
 - 1) 寒肥は生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。立て穴の深さは20cm程度とする。
 - 2) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

3) 縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外周とする。

3. 低木施肥

1) 1本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥・壺肥を主体とし、使用する施肥の標準的な施肥量について、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。

(1)輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20cm 程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。

(2)壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。

2) 列植の場合、生垣施肥に準ずる。

3) 群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1㎡当たり3箇所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

第23条 中低木防除工

1. 剪定防除

1) アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、調査職員の指示する場所に集め、速やかに焼却処分あるいは土中に埋める。

2) 剪定方法は、中低木剪定工に準ずる。

2. 薬剤散布

1) 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等、散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関係法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。

2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議のうえ、適切な処置を講ずる。

3) 散布方法は、調査職員と協議のうえ、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。

4) 散布日は、調査職員と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。

5) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫害被害部分を中心にむらなく散布する。

6) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。

7) 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。

8) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に1)～7)の事項を調査職員と協議することができる。調査職員が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、2)～4)中の「調査職員と協議」は「調査職員に事前に提出」に読み替えるものとする。

第24条 中低木雑工・中低木巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 中低木雑工については業務責任者の判断する作業（ササ刈等）を実施するものとする。
2. 中低木巡回工（造園工）にて、植木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。
3. 中低木巡回工（普通作業員・軽作業員）にて、植木手入れ補助・支障木手入れやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
4. 中低木補植・樹種更新については、以下の項目に留意すること。
 - 1) 本公園の植栽や管理の状況、自然条件を考慮し、第6条第4項の植物管理計画に記した目標を達成するため魅力的な樹種への更新を行うこと。
 - 2) 樹高300cm未満の樹木を対象とする。
 - 3) 補植・更新は、隣接樹木の枝葉根部を損傷しないよう注意して行うものとする。
 - 4) 補植・更新は、作業対象が周辺となじむよう行うものとする。
 - 5) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。
 - 6) 補植・更新後は、十分灌水し、根元周辺を整正する。
 - 7) 更新の実施、および使用樹種の選定に当たっては、本公園の植栽や管理の状況、自然条件を考慮し、第6条第4項の植物管理計画に記した目標を達成するよう行うこと。
5. マルチングを行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) マルチング材は所定量をむらなく均一に敷き均すものとする。
 - 2) 使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては業務責任者が判断し、定めるものとする。

第4章 高木管理（淡路地区）

第25条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。（別添－42「高木管理区域図」を参照）

管理区分	A	B	C	D
特徴	花木	景観木、観賞木等樹形が修景要素の高い樹木	植栽されている空間にあった機能、美観を維持する	特殊樹木
機能	観賞	観賞	観賞、緑陰、遮蔽、境界	観賞
管理水準（目標）	個々の樹木が健全かつ順調な生育・開花を示すとともに、第6条第4項で業務計画書に記載することとした植物管理計画の目標を達成する。	樹形の観賞価値を維持する。抑制管理を中心とし、個々の個体にあった管理	樹木の機能と美観を維持する。特性を活かした管理を平均的に実施	樹種特性を活かし、景観木として適正に管理、特に来園者への安全性、特殊環境化の植物ゆえの環境適応性に留意
標準実施回数	（単位；回／年）			
剪定	適宜	仕立て概ね1回	適宜	—
剪定実施水準	樹木本来の樹形を維持することに加え、美しい開花を考慮。	樹木個々のあるべき樹形を見極め、周囲と調和した樹形美を維持する。	樹木本来の樹形を維持することに加え、心地よい緑陰をつくることも考慮。	特殊な環境下に本来育成する植物であることから、樹木本来の樹形を維持するために、環境に適応させることに留意した管理作業を行う
補植実施水準	枯損の場合は補植または樹種更新を行うことを基本とする。	枯損の場合は補植を基本とする	枯損した場合、必要に応じて補植を行う。ただし、過密の状態であれば補植は行わない	枯損の場合は補植を基本とする
対象地	園内全域	松の谷	園内全域	海岸エリア

※1 実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

※2 本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。不明な点は調査職員と協議を行うこと。

第26条 高木剪定工

1. 一般事項

- 1) 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- 2) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
- 3) 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等の樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- 4) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
- 5) 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。

- 6) 剪定した枝葉は、まとめて速やかに除去するとともに樹木周辺をきれいに清掃する。なお、収集した枝葉は、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、適宜第 49 条リサイクル工の材料として活用する。
- 7) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする。
- 9) 園路沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどが無いよう努めること。
- 10) 調査職員の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努めること。

2. 弱剪定

- 1) 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを、樹木本来の形や枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。
- 2) 主として剪定すべき枝は、1) 枯枝、2) 成長の止まった弱小の枝、3) 著しく病害虫におかされている枝、4) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝、5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝、6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝。
- 3) 病害虫枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- 4) 枝、弱小枝等はその枝の付け根から少し距離をおいて切りとる。
- 5) 園路沿い等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一を図りつつ剪定する。

3. 強剪定

- 1) 強剪定とは弱選定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
- 2) 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。
- 3) 古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、また割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

第 27 条 ヤゴ取り工

ヤゴ取りは、やご（ひこばえ）、幹ぶき（胴ぶき）を剪定鋏、鋸等で剪定するものとする。

第 28 条 高木施肥工

過去の実績を踏まえ、使用する施肥の標準的な施肥量の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特성에応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。

- 1) 輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20 cm 程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
- 2) 車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは 15~20cm 程度、長さは葉張りの 3 分の 1 程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。
- 3) 壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定

の肥料を入れ覆土する。堅穴の深さは20cm程度とする。

- 4) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍にくるように掘る。

第29条 高木防除工

1. 薬剤散布

- 1) 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等、散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関係法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。
- 2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議のうえ、適切な処置を講ずる。
- 3) 散布方法は、調査職員と協議のうえ、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
- 4) 散布日は、調査職員と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
- 5) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫害被害部分を中心にむらなく散布する。
- 6) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。
- 7) 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
- 8) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に1)～7)の事項を調査職員と協議することができる。調査職員が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、2)～4)中の「調査職員と協議」は「調査職員に事前に提出」に読み替えるものとする。

第30条 高木雑工・高木巡回工

1. 高木雑工については、業務責任者の判断する作業（サクラ伐採除根、資材運搬、堆肥切り返し等）を実施するものとする。
2. 高木巡回工（造園工）については、植木手入れやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 高木巡回工（普通作業員）については、サクラの手入れ・生垣整理やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

第5章 林地管理（淡路地区）

第31条 管理水準

淡路地区における林地は、土取り跡地からの再生をテーマとしたシンボリックな要素があるため、林地の生育に注視し、自然樹林への回帰を促すものとする。また、現在は野鳥も多く飛来しており、今後は野鳥観察や環境学習などにも活用することを想定しているため、利用者の障害となる支障木や枯枝等を調査職員と協議し撤去するものとする。（別添－43「林地管理区域図」を参照）

実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。不明な点は調査職員と協議を行うこと。

第32条 林地除草工

1. 林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取るものとする。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げるものとする。また、それにかからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。
4. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
5. 調査職員が残すよう指示した樹木、草花類は刈り取らないよう注意して施工するものとする。
6. 水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員の指示に従うこと。
7. 刈草は、調査職員の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。
8. 施工にあたり、自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高・刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員に報告することとする。
9. 市民団体など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第33条 林地病虫害防除工（薬剤投与）

1. 薬剤投与は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり、対象樹木は主として景観的に重要なマツ類とし、まとめて調査職員と協議の上決定する。
2. 対象樹木にマーキングを行い、薬剤を投与するものとする。
3. 樹幹注入作業は、公園利用者の安全に支障のない日時に行うものとする。
4. 薬剤の注入穴は、薬剤に合った穴をあけ、薬もれ、脱落等がないよう注意するものとする。
5. 投与後は速やかに容器を回収し、関係法令に基づき、適正に処理すること。また、注入穴はコルク、癒合剤等で埋めるものとする。

第34条 林地雑工・林地巡回工

1. 林地雑工については、業務責任者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去等）を実施するものとする。

2. 林地巡回工（普通作業員）については、支障枝除去・若竹除去やその他調査職員の指示による管理作業を行う。

第6章 草地管理（淡路地区）

第35条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草地管理を行うこと。（別添－44「草地管理区域図」を参照）。

管理区分	A
草高(最高草丈) 及び施工基準	30 cm以下に維持
標準実施回数	(単位：回/年)
刈込（刈込回数）	3
主な対象エリア	国道28号周辺、灘川周辺

- ※1 実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。
- ※2 本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。不明な点は調査職員と協議を行うこと。

第36条 草地除草工

1. 施工にあたり、自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高、刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員に報告するものとする。
2. 草地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
4. 刈草は、調査職員の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。
5. 市民団体など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第7章 花壇管理（淡路地区）

第37条 管理水準

別添ー45「花壇管理区域図」に定めた区域について、第7条により定めた淡路地区に関する植物管理計画に沿い、広域からの来園者に対し、観賞価値が高く健全な生育を示した花卉を、同計画に定めた期間、観賞に供する。より効果的な植栽区域・形態の変更・追加、花種の追加・変更は妨げない。

花壇の雑草の混入は極力避ける。花畑の雑草混入は一部容認する。

実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。不明な点は調査職員と協議を行うこと。

第38条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第39条 花壇植栽工

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 花苗の植え付けは、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付ける。なお、植え付けのデザインについては、事前に調査職員へ報告を行うこと。
3. 同じ花壇に植栽する場合、同じ種類の花苗は出来るだけ草丈、株立ちの均一なものを選び、開花期に咲き揃うように同じ高さに植えるものとする。
4. 草花面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凹凸のないよう一様にならす。
5. 肥料は、指定の施肥量を、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
6. 植え付け後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植え直しをする。
7. 抜き取った草花は、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

第40条 花壇施肥工

1. 元肥は、花壇面に過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う。

第41条 花壇巡回工

1. 花壇巡回工（普通作業員）については、耕耘、病虫害防除やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

2. 花壇巡回工（軽作業員）については、花がら摘み、ピンチ（切り戻し）、摘心、除草、誘因、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を逸しないよう行う。
4. 灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行きわたるよう浸透させる。

第8章 草花管理（淡路地区）

第42条 管理水準

別添一46「草花管理区域図」のエリアの草花植栽区域において、第7条により定めた淡路地区に関する植物管理計画に従い、広域からの来園者に対し、観賞価値が高く健全な生育を示した花卉を、同計画に定めた期間、観賞に供する。より効果的な草花植栽区域の変更・追加、花種の追加・変更は妨げない。

雑草の混入は一部容認する。

枯損した株については、補植を行う。補植に当たっては、より効果的な草種への更新を適宜検討する。

実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。不明な点は調査職員と協議を行うこと。

第43条 草花の補植・花種更新

1. 枯死した草花については、適宜補植・花種更新を行う。
2. 補植・花種更新については、下記の事項に留意し行うものとする。
 - 1) 花種更新は本公園の植栽や管理の状況、自然条件を考慮し、第6条第4項の植物管理計画に記載した目標を達成するため魅力的な花種への更新を行うこと。
 - 2) 補植・更新は作業対象が周辺となじむよう行うものとする。
 - 3) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。
 - 4) 補植・更新後は、十分灌水し、根元周辺を整正する。

第44条 草花材料一般

1. 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

第45条 新規植栽

1. 草花を新たな区域に植栽するときは調査職員の承諾を受ける。
2. 新規植栽は次の要領で行う。
 - 1) 草花面は床土をシャベルまたはトラクター等により20～30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
 - 2) 肥料を施す場合には、指定の施肥量を、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
 - 3) 花苗、球根の植えつけの際のデザインについては、調査職員と協議の上決定し、承諾を得た上で決定し、草花面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。
 - 4) 植えつけ後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植え直しする。

- 5) 深さ、播種間隔、播種時期等については業務責任者の判断により決定し、人力播種機等により播種を行い、必要に応じて覆土する。施工後十分な灌水及び養生を行う。

第46条 草花除草工

1. 人力により除草を抜根する。
2. 抜き取った雑草は根に付着した土を除いた後収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、除草後はきれいに清掃する。

第47条 草花刈込工

1. 枯れた地上部については、株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈込み及び施工時期について十分注意して決定する。
2. 刈り取った草花は、きれいに収集し、清掃した上で、調査職員の指示する場所に運搬・堆積する。

第48条 草花施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う。

第49条 草花防除工

草花病虫害防除工は、中低木防除工（薬剤散布）に準ずる。

第50条 草花雑工・草花巡回工

1. 草花雑工については業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去等）を実施するものとする。
2. 草花巡回工については業務責任者の判断により、通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業（育苗、堀上、補植、移植、株分け等）を実施するものとする。
3. 草花巡回工にて、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、株分け、花苗植付けに伴う割付、柵及び鉄ピンの設置・撤去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
4. 草花巡回工にて、花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘因、支柱設置、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、小規模な補植・移植、軽微な灌水、間引き、1年草抜取・刈取、球根堀上げ、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転補助、柵及び鉄ピンの設置・撤去補助、マルチングやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

第9章 神戸地区の植物管理

第51条管理水準、管理目標、管理内容

神戸地区における植物管理は、里山を構成する二次林や耕作地の健全な環境や景観を保全・維持するため、別添－48「植物管理区域図」に示す区分ごとに、長期的には下表に示す「管理水準」としていくことを目指し、「目標像」をふまえ、植物の実態に順応した管理を行う。

区分	草地	芝生	樹林
管理水準	かつての茅場や裾刈草地のような草地（チガヤ、ススキ等の高茎草本）	運動、休息の場に適する芝生地。野草の保全に配慮する。	コナラ・アベマキ林、常緑樹林、スギ林、アカマツ林、竹林等で、可能な限り見通しの良い樹林とする。また、観賞に適した植物の保全に配慮する。
目標像	外来種等の少ない健全なチガヤ、ススキ草地	外来種等の少ない、広場利用に適した芝生地。観賞に適する野草が点在する。	ササや一定の常緑低木を抑制した、見通しの良い樹林。観賞に適した植物がみられる。
管理内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年1～3回程度の機械除草を行う。 2. 刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。 3. 野草の保全に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1～3回程度の機械除草を行う。 ・刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。 ・野草生育箇所（ノシバ、オオジシバリ、キンポウゲ等）では、野草の育成を図るため必要な箇所では人力除草とする。 ・ノシバが衰退した箇所は適宜補植を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 植生の状況に応じ、年1回程度のササや除伐萌芽木、タケ等の下草刈り（機械）を行う。 2. 状況に応じて落葉掻きを行う。 3. 刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。 4. 野生ツツジの保全を図る。 5. 高木の皆伐更新や間伐、除伐については、別途、調査職員と協議し行うこととする。

区分	中低木	果樹	草花
管理水準	枝の張り出し等、利用上の支障要因の防止、生け垣などの整形保持に注意し、良好な生育を維持する。	ウメ、柑橘、クリ・カキ果樹園。「企画立案業務仕様書 第15条 里山体験メニューの実施」を行う場として機能するよう、来園者の農作業および収穫の体験に配慮した管理を行う。 周辺の石積み等の美観の維持を行う。	植栽した草花の順調な生長・開花を図る。開花期間にあつては雑草の混入をできる限り抑制する。 その他の期間にあつては雑草や枯れた地上部ができるだけ目立たないようにする。
目標像	遮蔽等機能性または中程度の美観性が求められる低木地（第3章 中低木管理の管理区分Bに準ずる）	健全なウメ、柑橘、クリ・カキ果樹園。石積みを含めた周辺景観を維持する。 里山体験メニュー提供の場として、年間のメニュー提供スケジュールおよび体験作業を考慮した管理を行う。	各草花ができるだけ長期間、優れた開花状況を示すこと。 開花期間においては、雑草が混入していないこと。 開花期間以外の期間は枯草の除去、雑草の繁茂を抑制すること。 より魅力的な花修景を行うため、適宜種類の転換を図ること。
管理内容	第3章 中低木管理に示す管理区分Bの管理水準と同様の管理を行う（第20条 中低木剪定工、第21条 中低木地除草工、第22条 中低木施肥工、第23条 中低木防除工、第24条 中低木雑工・中低木巡回工）。	1. 年1～2回程度、ササや下草の刈り払い（機械）を行う。 刈取り耐性の強い雑草は必要に応じ引き抜く。 2. 着果に適した剪定、施肥、防除等を行う。 3. 「企画立案業務仕様書 第15条 里山体験メニューの実施」に協力する。	第8章 草花管理と同様の管理を行う（第43条 草花の補植・花種更新、第46条 草花除草工 第47条 草花刈込工、第48条 草花施肥工、第49条 草花防除工、第50条 草花雑工・草花巡回工）

区分	水田	畑	ため池・湿地
管理水準	<p>里地里山らしい水田景観を維持した水田または蓮田。「企画立案業務仕様書第15条 里山体験メニューの実施」を行う場として機能するよう、来園者の農作業および収穫の体験に配慮した管理を行う。</p> <p>周辺の畦畔、水路等の美観の維持を行う。</p>	<p>里地里山らしい景観を維持した畑地。「企画立案業務仕様書 第15条 里山体験メニューの実施」を行う場として機能するよう、来園者の農作業および収穫の体験に配慮した管理を行う。</p> <p>周辺のり面等の美観の維持を行う。</p>	<p>里地里山らしいため池や小川など水辺景観を維持するとともに、ため池ごとの特性に応じ、水理機能および安全性の確保、植生等の保全を適切に行う。</p>
目標像	<p>里地里山として稲作体験が安全かつ快適に実施できるように水稻(うるち及びもち)または食用ハスを栽培するとともに、水田に隣接し一体的に水田景観を構成しているあぜ道、畦畔、水路を良好な状態に維持する。</p> <p>里山体験メニューの提供の場として、年間のメニュー提供スケジュールおよび体験作業を考慮した管理を行う。</p>	<p>里地里山として農耕体験が安全かつ快適に実施できるように野菜、雑穀等を栽培するとともに、畑地に隣接し一体的に景観を構成しているあぜ道、のり面、水路などを良好な状態に維持する。</p> <p>里山体験メニューの提供の場として、年間のメニュー提供スケジュールおよび体験作業を考慮した管理を行う。</p>	<p>里地里山として良好なため池等の水辺体験が安全にできるようにする。</p> <p>危険なため池については侵入防止柵、危険表示サインの維持、入り口の鍵の管理等を適切に行う。</p> <p>貴重な植生、エコトーンを保全し、観賞・学習に供する。</p> <p>ため池およびそれと隣接し一体的に水辺景観を構成している水辺・護岸・堤体・のり面等の清掃、草刈り・補修を行う。</p> <p>「かいぼり」を行い、水質・水深が良好な状態に維持する。</p>
管理内容	<p>1. 作付品種の特性を考慮し、年間、適当な時期に次の作業を行なう。</p> <p>①耕耘(田植えの準備作業として、荒起こし、水入れ、草刈り、あぜつけ、施肥、代かきを行う。</p> <p>②田植えおよび水管理(代かき後のできるだけ早い時期に田植えを行い、その後水が枯れないように管理を行う。</p> <p>③収穫、乾燥(米粒が大きくなり、成熟したら稲を刈取り、乾燥させ、脱穀する。)</p> <p>④土づくり(翌年も良質な稲作生産を行うため、地力維持のための土づくり対策を行う。)</p> <p>2. 畦畔の草刈りを行う。</p> <p>3. 里山体験メニューの提供に協力する。</p> <p>4. 本業務の参考として別途「農業体験棚田管理マニュアル(平成26年2月作成)」を提供する。</p>	<p>1. 作付作物の特性を考慮し、年間、適当な時期に次の作業を行なう。</p> <p>①耕耘、畝立て</p> <p>②播種・稚苗植栽</p> <p>③雑草管理</p> <p>④施肥</p> <p>⑤病虫害防除</p> <p>⑥収穫・脱穀</p> <p>⑦土づくり</p> <p>⑧防護柵・防護網等設置</p> <p>必要に応じ、マルチング、防風・防寒、支柱設置を行う。</p> <p>2. 里山体験メニューの提供に協力する。</p>	<p>1. 園内のため池の水深、機能、植生、周辺状況を把握する。</p> <p>2. 適宜巡視を行い、侵入防止柵、危険表示サインの維持補修する。</p> <p>3. 水面、水辺・護岸・堤体・のり面等の清掃、草刈り・補修を行う。</p> <p>4. 貴重な植物・植生については、日常生育状況を確認するとともに、適宜保全措置をとる。</p> <p>特に、じゅんさい池についてはジュンサイの生育に配慮する。</p> <p>5. 次の池については、池の状況や水の利用状況等を勘案し、毎年度1か所程度を選定し、かいぼりを行う。</p> <p>・かいぼりの対象となる主なため池 白拍子下池、白拍子上池、盆処西池、盆処東池、菅の谷池、小野新池、サンデン池、代が谷池、じゅんさい池他</p>

※1 実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

※2 本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。不明な点は調査職員と協議を行うこと。

第10章 特殊管理

第52条 対象

本章は、次の各号について適用する。施工は別添一47「特殊管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員の指示を受けること。

- 1) リサイクル工は、淡路地区及び神戸地区の両方に適用する。
- 2) 温室は、淡路地区のみに適用する。
- 3) 貴重植物管理、電気柵管理は、神戸地区のみに適用する。

第53条 リサイクル工

1. 堆肥づくりは、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥の製造場所及び堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等の管理基準や繰り返し方法、使用機械については、まとめて調査職員と協議した上で決定するものとする。
2. チップづくりは植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等として使用するために行うものとし、粒度や形状等の品質基準や使用目的、使用機械、チップ化を実施する場所等については、調査職員の指示によるものとする。
実施に先立ち、マルチング材やクッション材等、公園利用者が直接触れるチップについては、試験施工等により、粒度や形状の安全性についてまとめて調査職員の承諾を得るものとする。
3. 園内で発生した植物性発生材については、リサイクルを推進するものとし、製造したリサイクル品は全て園内で使用する。

第54条 温室管理水準

淡路地区の温室について、以下に示す管理水準を満たす特殊管理を行うこと。

1. 温室内において、公園内の希少植物や有用植物の増殖と、花壇及び草花の花を供給するための育成を、適切に行うこと。

第55条 温室管理

温室内において、事業者は、公園内の希少植物や有用植物を増殖するとともに花壇、及び草花の花を供給するための管理を行うものとし、草花及び草花補植用の植物の増殖と冬季の養生、種子からの花壇植栽の育成を行うものとする。なお、育成する植物の種類については、調査職員と協議の上その指示に従うものとする。

第56条 温室の規模

温室の規模は以下に示すとおりであり、事業者は効率的に活用するものとする。

- ・ A棟 37.8㎡×4棟
- ・ B棟 45.0㎡×1棟

第57条 貴重動植物管理

1. 本公園において、調査職員が指示する貴重動植物について、保護するよう努めること。
2. 貴重植物の位置図については別途提供する。

第58条 電気柵管理

公園内の農作物管理に関わる獣害対策として、電気柵管理を必要に応じて実施すること。

**R 5－9 国営明石海峡公園
収益施設等設置管理運営規定書**

令和 5 年 4 月

国土交通省近畿地方整備局

目 次

はじめに

第1編 国営明石海峡公園収益施設管理運営共通規定書

第1章 総則	1
第2章 マネジメント（運営管理）	18
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	23
第4章 安全衛生管理	25
第5章 施設管理	33
第6章 財産管理	35
第7章 自主事業	37

第2編 国営明石海峡公園収益施設管理運営個別規定書

第1章 駐車場	38
第2章 園内移動施設	44
第3章 飲食・物販施設	52
第4章 船遊施設	57
第5章 自動販売機	62
第6章 自主事業における行催事等	65
第7章 体験学習施設	67

はじめに

本規定書は、国営明石海峡公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、園内移動施設、飲食施設・物販施設、船遊施設、自動販売機、体験学習施設の管理運営業務において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営明石海峡公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考されたい。

第1編 国営明石海峡公園収益施設管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営明石海峡公園（以下、「本公園」という。）

<淡路地区>

所在地 兵庫県淡路市

敷地面積 約43.1ha（注）

注）対象地域は国営明石海峡公園淡路地区の供用区域及び海岸北臨時駐車場である。（Park-PFI施設は除く）

令和4年度現在：収益施設許可面積26,672.4m²

令和7年度中に淡路地区（海岸ゾーンシースケープ・フィールドエリア6.8ha）を追加供用する予定であるが、当該地区は運営維持管理業務の当初設計範囲に含まれる。

<神戸地区>

所在地 兵庫県神戸市

敷地面積 約46.2ha（注）

注）対象地域は国営明石海峡公園神戸地区の供用区域及び体験学習施設である。

令和4年度現在：収益施設許可面積1,903.4m²

なお、近畿地方整備局では、官民連携事業の導入を別途検討しており、都市公園法第5条に基づき第3者に公園施設の設置及び管理を許可することとなった場合、対象となる区域や施設の管理について、本業務の実施期間中に契約変更に関する協議を行うものとする。詳細は、別添—57「官民連携関連資料」を参照のこと。

■対象となる収益施設

対象となる収益施設は以下のとおり。（別紙—3「収益施設一覧」、別添—52「収益施設運営対象区域図」参照）

<淡路地区>

（常設）

公園施設の名称		数量	備考	
1	駐車場	① 東浦大型駐車場	2,367.2m ²	必須
		② 海岸南駐車場	4,221.9m ²	裁量
		③ 淡路口駐車場	19,373.9m ²	裁量
		④ 海岸北駐車場（料金ゲート）	80.3 m ²	必須
2	園内移動施設	① トラムカー（夢ハッチ号）	1式	裁量
		② 電動トラムカー	1式	裁量
3	飲食施設	① レストラン（花屋敷）	265.2m ²	必須

4	物販施設	①	船着場売店	249.0m ²	必須
		②	売店(東浦口ゲート棟)	48.7m ²	必須
5	船遊施設	①	船遊施設(船着場)	55.0m ²	裁量
6	自動販売機※1		公園内	-	必須

※1 自動販売機については、必要とする台数分の面積を第 14 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。なお、令和 4 年度現在、自動販売機は 13 台(11.22 m²)設置している。

※裁量施設の使用面積及び期間(日数)は、調査職員と協議のうえ決定する。

(臨時)

公園施設の名称			数量	備考	
1	駐車場	①	海岸北臨時駐車場(北)	28,297.1m ²	臨時
		②	海岸北臨時駐車場(南)	14,335.8m ²	臨時
		③	海岸北駐車場(料金ゲートを除く)	5,176 m ²	臨時

※使用面積及び期間(日数)は、調査職員と協議のうえ決定する。

<神戸地区>

(常設)

公園施設の名称			数量	備考	
1	駐車場	①	藍那口大型駐車場	342.2m ²	裁量
		②	森のゾーン身障者用駐車場	91.2m ²	必須
		③	森のゾーンA駐車場	433.7m ²	必須
		④	森のゾーン B 駐車場	100.0 m ²	裁量
		⑤	藍那口 A 駐車場	547.5m ²	必須
		⑥	藍那口 B 駐車場	454.0m ²	裁量
		⑦	藍那口 C 駐車場	1,868.4m ²	裁量
2	物販施設	①	売店(厨房棟)	27.4m ²	裁量
3	体験学習施設	①	里山活動体験林	約 18,000m ²	※特別裁量施設
		②	里地活動体験農地	約 17,000m ²	※特別裁量施設
4	自動販売機※1	①	公園内	-	必須

※1 自動販売機については、必要とする台数分の面積を第 14 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。なお、令和 4 年度現在、自動販売機は 5 台(4.05 m²)設置している。

※裁量施設の使用面積及び期間(日数)は、調査職員と協議のうえ決定する。

※「特別裁量施設」とは事業者が収益施設としての運営の有無を選択できる施設である。運営を行う場合、面積、運営日時等は別途近畿地方整備局との協議により定める。事業者が体験学習施設の運営を行わないときは、実施要項 4.2.3 の企画書の様式 2-2-11 にその旨を明示すること。

(臨時)

公園施設の名称		数量	備考	
1	駐車場	① 森のゾーン A 臨時駐車場	3,471.6 m ²	臨時
		② 森のゾーン B 臨時駐車場	4,681.1m ²	臨時
		③ 藍那口D臨時駐車場	1,885.7m ²	臨時
		④ 藍那口E臨時駐車場	2,554.6m ²	臨時
		⑤ しあわせの村連絡口臨時駐車場	1,563.7m ²	臨時

※駐車場使用面積及び期間(日数)は、土・日・祝日・繁忙日を基本とするが、調査職員と協議のうえ決定する。

2. 履行期限

管理運営期間は、令和6年2月1日から令和10年1月31日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引き継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、近畿地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等設置運營業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である淡路地区の駐車場、トラムカー、飲食施設・物販施設、船遊施設、自動販売機（必要な場合）及び神戸地区の駐車場、自動販売機（必要な場合）の管理運營業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条、第12条に基づき必要な手続きを行った上で実施しなければならない。

また、淡路地区海岸ゾーンシースケープ・ラウンジエリアにおいて、Park-PFI 施設の管理運営と相互に協力を図り、別添-58「国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーンシースケープ・ラウンジエリアの管理運営に関する協定」に基づき、一体的かつ効果的な管理運営を行う。

第3条 本業務の目的

本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、以下に掲げる本公園の設置目的や基本理念、基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、国営公園の管理主体者である近畿地方整備局または国営明石海峡公園事務所のこと。
- 2) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るために、事業者が実施する事業の対象となる独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第209号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 3) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事（広報を含む）、飲食・物販・体験施設の新設、管理運営を行う事業のこと。
- 4) 「施設等運営者」とは、収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。
- 5) 「調査職員」とは、R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務において、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者が指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員、調査員を総称している。
- 6) 「維持管理業務受託者」とは、R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 7) 「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として本規定書第2編「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8) 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者であり、主に各収益施設の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
- 9) 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
- 10) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 11) 「必須施設」とは、公園の開園日時に常時営業する施設のこと。
- 12) 「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。
- 13) 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
- 14) 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 15) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内もしくは建築施設内に設置されているもののこと。
- 16) 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
- 17) 「指示」とは、本規定書の定めに基づき、近畿地方整備局が施設等運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- 18) 「承諾」とは、施設等運営者が近畿地方整備局に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要

な事項について、近畿地方整備局が書面により同意すること。

- 19) 「協議」とは、本規定書の協議事項及び近畿地方整備局が指示する事項について、近畿地方整備局と施設等運営者が対等の立場で合議すること。
- 20) 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。
- 21) 「提出」とは、施設等運営者が近畿地方整備局に対し、業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
- 22) 「報告」とは、施設等運営者が近畿地方整備局に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
- 23) 「書面」とは、定められた様式または調査職員が指示する様式による、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。なお、情報共有システム等の活用も可とする。
- 24) 「利用料金」とは、収益施設の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
- 25) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 26) 「建物使用料及び土地使用料」とは、前項「施設使用料」のうち使用料金の定めのない公園の土地または建物を使用する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が近畿地方整備局に納める料金のこと。ただし、公共性の高い行事催事を国営明石海峡公園事務所との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
- 27) 「修繕」とは、施設若しくは設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 28) 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 29) 「改修」とは、施設、設備又は備品等の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 30) 「保守」とは、施設、設備又は備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 31) 「点検」とは、施設、設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
- 32) 「Park-PFI 施設」とは、Park-PFI 事業者が「淡路地区海岸ゾーン Park-PFI 事業協定書」に基づき、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の許可を得た上で、Park-PFI 事業者が管理する施設をいう。

第 5 条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、近畿地方整備局に都市公園法第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可申

請を行うものとする。基本的には、「R 5－9 国営明石海峡公園運営維持管理業務入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される様式3－1「収益施設管理運営計画書」及び本規定書に記載されている条件によるものとする。ただし、申請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。

なお、臨時売店については、本規定書第2編「国営明石海峡公園収益施設管理運営個別規定書 第3章 飲食施設・物販施設 第36条 繁忙期の対応」による。

2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、近畿地方整備局と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。
3. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令に必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び近畿地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法
- 3) 道路交通法
- 4) 景観法、屋外広告物条例
- 5) 労働基準法、労働安全衛生法
- 6) 施設維持、設備保守点検に関する法規
 - ①建築基準法
 - ②電気事業法
 - ③水道法
 - ④消防法
 - ⑤建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準(厚生労働省)
 - ⑥下水道法
 - ⑦水質汚濁防止法
 - ⑧浄化槽法以上のほか、施設維持管理に関する関連法規。
- 7) 食品衛生法
- 8) 大気汚染防止法
- 9) 騒音規制法
- 10) 振動規制法

- 11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 12) リサイクル法（容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）
- 13) エネルギー使用の合理化に関する法律
- 14) 個人情報保護に関する法律
- 15) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 16) 高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 17) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 18) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 19) 遺失物法
- 20) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 21) 生物多様性地域連携促進法
- 22) 森林法
- 23) 森林病虫害等防除法、その他松くい虫防除に関する関係法令等
- 24) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 25) 家畜伝染病予防法
- 26) 道路運送法
- 27) 健康増進法
- 28) 工事に関する法規、規定
 - ①建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
 - ②建設業法

以上のほか、工事に関する関連法規。
- 29) 公園維持管理の指針とすべき関係仕様書類

なお、施設の維持補修にあたり、利用者の安全な利用および国有財産の適切な管理を行ううえで配慮が必要な施設については、以下の仕様等に基づき施工すること。

 - ①土木請負工事必携（令和2年4月）（近畿地方整備局）
 - ②土木工事共通仕様書（案）（令和4年4月）（近畿地方整備局）
 - ③土木工事施工管理基準及び規格値（令和4年3月）（近畿地方整備局）
 - ④写真管理基準（案）（令和4年3月）（国土交通省）
 - ⑤「土木構造物標準設計」（建設省）
 - ⑥「土木工事標準設計図集」（平成17年2月）（近畿地方整備局）
 - ⑦「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）（令和4年版）（国土交通省）
 - ⑧「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（令和4年版）（国土交通省）
 - ⑨「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省）（令和4年）（国土交通省）
 - ⑩「機械工事共通仕様書」（案）（令和4年3月）
 - ⑪「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省）

このほか、誰もが安心して快適に利用できるよう、関連施設の補修等に当たっては、「公園のユニバーサルデザインマニュアル」（社団法人日本公園緑地協会）を参考に施工すること。
- 30) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令

- 31) 移動等円滑化促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
 - 32) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
 - 33) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（国土交通省）
 - 34) 公園施設の安全点検に係る指針(案)（平成 27 年 4 月）（国土交通省）
 - 35) 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成 29 年 9 月）（国土交通省）
 - 36) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添－2）
 - 37) 「環境省レッドリスト」ほか希少動植物に関する基準
 - 38) 猛禽類保護の進め方（環境省自然環境局野生生物課）
 - 39) 公園運営の指針とすべき基準類
 - 40) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(改訂版)(国土交通省住宅局住宅総合整備課)
 - 41) 都市公園の質の向上に向けた PaRk-PFI 活用ガイドライン（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
 - 42) その他、関係諸法令等
- ※上記の準拠規定につき、常に改訂された情報を確認し、業務を行うこと。

第 8 条 施設等運営者の義務

1. 本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第 5 条第 1 項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。
2. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合速やかに近畿地方整備局に報告しその指示に従うものとする。
3. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営明石海峡公園設置の意義を踏まえて行動すること。
4. 収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
5. 繁忙日には、臨時駐車場の確保や早期開場、行催事開催時には、園内移動施設の運行休止やルート・運行時間の変更等を行わなければならない。
6. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、近畿地方整備局の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
7. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等に対して、近畿地方整備局や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力すること。
8. 施設等運営者は、近畿地方整備局から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
9. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、周辺地域の施設等運営者や維持管理業務受託

者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。

10. 別添一 28 「利用指導・利用サービスマニュアル（案）」を参考に、収益施設の運営にあたること。
11. 施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に近畿地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営、特に飲食施設や物販施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第10条 近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、近畿地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	近畿地方整備局	施設等運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物及び園内移動施設の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者へ損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第32条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
近畿地方整備局又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、近畿地方整備局又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	

第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理にあたり、必要のあるときは、近畿地方整備局は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設に関する備品を対象とする。

第11条 公租公課

1. 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置したことにより賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
2. 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について近畿地方整備局に協力するものとする。

第12条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日及び時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては当該運営日時を変更して運営することができる。（下表を参照）。

開園期間及び時間

開園期間	開園時間（淡路地区）	開園時間（神戸地区）
4月1日～6月30日	9：30～17：00	9：30～17：00
7月1日～8月31日	9：30～18：00	9：30～18：00
9月1日～10月31日	9：30～17：00	9：30～17：00
11月1日～3月31日	9：30～16：00	9：30～16：00

※休園日は、12月31日～1月1日及び2月の第2月曜日（金曜日）から金曜日。ただし、神戸地区の2月の休園日は送迎バスを運行する神戸市しあわせの村の休園日により変更となる場合がある。

※令和6年2月より神戸地区は毎週水曜日を休園日とする予定である。（ただし水曜日が祝日の場合はその翌日とする。）

※繁忙期、行催事開催時等においては、施設等運営者が調査職員に協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、維持管理業務受託者が調査職員に協議し、承諾を得て休園とすることができる。

※開園時間はイベント等により変更する場合がある。

※施設等運営者は、近畿地方整備局からの臨時休園・時間短縮延長の通知に従うこと。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4月1日～6月30日【期間中1日】
- ・淡路市夏まつり：淡路市夏まつり開催日（7月）【1日】
- ・秋の都市緑化月間：10月1日～10月31日【期間中1日】
- ・みどりの日：5月4日【1日】
- ・敬老の日：9月第3月曜日【1日】※満65歳以上の者のみ無料

2. 近畿地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 近畿地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。
4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ近畿地方整備局と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

第13条 提供品目及び利用料金

1. 飲食施設や物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては公園利用者の要望等に配慮して定めるものとする。
2. 各施設の利用料金については、駐車場は、近畿地方整備局長の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他の収益施設の料金設定等については、近畿地方整備局長との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支バランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。
なお、施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に調査職員と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
3. 施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第14条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について
毎月の施設使用料については、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。
指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	税抜き施設使用料（円／年）
国営明石海峡公園収益施設 1式	R3 約 1,200 万円 (H31(R 元)約 1,600 万円)

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

※臨時分を含んでいない。

※令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、参考として平成31年度（令和元年度）の金額を併記している。

なお、風水害その他の事業者の責めに帰すことが出来ない事由により長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱いについては、近畿地方整備局と施設等運営管理者の間で協議するものとする。

【個別施設毎の施設使用料の目安】

<淡路地区>

公園施設の名称		税抜き施設使用料（円／月）	
1	駐車場	① 東浦大型駐車場	66,281
		② 海岸南駐車場	118,213
		③ 淡路口駐車場	542,468
		④ 海岸北駐車場(料金ゲート)	4,010
2	園内移動施設	① ترامカー(夢ハッチ号)	10,845
		② 電動 ترامカー	19,460
3	飲食施設	① レストラン(花屋敷)	58,953
4	物販施設	① 船着場売店	28,884
		② 売店(東浦口ゲート棟)	21,432
5	船遊施設	① 船着場	6,380
6	自動販売機※1	① 公園内	-

※1 自動販売機については、必要とする台数分の面積を第 14 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。なお、令和4年度現在、自動販売機は 13 台(2,906 円／月)設置している。

(臨時)

公園施設の名称		税抜き施設使用料（円／月）	
1	駐車場	① 海岸北臨時駐車場(北)	1,216,775
		② 海岸北臨時駐車場(南)	616,439
		③ 海岸北駐車場(料金ゲートを除く)	351,968

<神戸地区>

公園施設の名称		税抜き施設使用料（円／月）	
1	駐車場	① 藍那口大型駐車場	7,186
		② 森のゾーン身障者用駐車場	1,915
		③ 森のゾーンA駐車場	14,745
		④ 森のゾーンB駐車場	3,300
		⑤ 藍那口A駐車場	11,497
		⑥ 藍那口B駐車場	9,534
		⑦ 藍那口C駐車場	33,631
2	物販施設	① 売店(厨房棟)	11,782
3	体験学習施設	① 里山活動体験林	146,340
		② 里地活動体験農地	138,210
4	自動販売機※1	② 公園内	-

※1 自動販売機については、必要とする台数分の面積を第 14 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。なお、令和4年度現在、自動販売機は 5 台(5,921 円／月)設置している。

(臨時)

公園施設の名称		税抜き施設使用料（円／月）	
1	駐車場	① 森のゾーンA臨時駐車場	128,874

	②	森のゾーンB 臨時駐車場	149,695
	③	藍那口D臨時駐車場	30,171
	④	藍那口E臨時駐車場	33,209
	⑤	しあわせの村連絡口臨時駐車場	25,019

※施設使用料は「行政財産を使用または収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7蔵管第1号）に基づき算定し、毎年4月1日に前年使用料との調整を行い改定する予定である。

※施設運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。

※施設使用料には別途消費税が課される。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から20日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

【参考：個別施設毎の施設使用料及び土地使用料について】

公園施設の名称		税抜き施設使用料（円/月）
淡路地区		
1	臨時売店	(都度告知)
2	自動販売機	(都度告知)
神戸地区		
1	臨時売店	(都度告知)
2	自動販売機	(都度告知)

※ 淡路地区の令和4年度の土地使用料は最大70円/月・m²、建物使用料は最大1,240円/月・m²であった。

神戸地区の令和4の土地使用料は、最大64円/月・m²、建物使用料は最大430円/月・m²であった。

※ [建物の占有] 及び [土地の占有で占有期間が1ヶ月を超えない場合] は、別途消費税が課される。

※ 建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7蔵管第1号）に基づき算定し、毎年4月1日に前年使用料との調整を行い改定する予定である。

第15条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 通常の飲食施設・物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。

- 2) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については近畿地方整備局が点検を行うものとし、近畿地方整備局が実施する法定点検以外の定期点検については施設等運営者が行う。定期点検の実施時期については協議の上、近畿地方整備局に書面により提出すること。点検結果については遅滞なく近畿地方整備局に書面により報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、近畿地方整備局と協議を行い、協議録を保管するとともに書面をもって負担等を定めるものとする。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で近畿地方整備局の指示する方法により維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は近畿地方整備局と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に近畿地方整備局または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、近畿地方整備局と費用分担ルール及び費用分担結果の近畿地方整備局との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第16条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。
- 2) 近畿地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。（別添—53「情報セキュリティについて」参照）

2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第

6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第17条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により近畿地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない。(様式1-7「再委託又は下請負の予定(協力企業の名称等)」参照)
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により近畿地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより近畿地方整備局に損害を及ぼしたときは、近畿地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。
6. 施設等運営者は、前項の規定により近畿地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに近畿地方整備局に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により近畿地方整備局に報告するものとする。

第18条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設を運営するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、近畿地方整備局に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

第19条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、近畿地方整備局とあらかじめ協議を行った場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

第20条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、近畿地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、近畿地方整備局は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または近畿地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合は、近畿地方整備局または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは近畿地方整備局が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び近畿地方整備局間で事前に協議を行った上で、近畿地方整備局の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、近畿地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
4. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について近畿地方整備局が書面により指示することとする。

第22条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない

い。

2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、必要に応じて火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第24条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、近畿地方整備局の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、近畿地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。
3. 施設等運営者は、事業者名、施設運営者名、再委託運営者名などをホームページや現地で掲示すること。

第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、近畿地方整備局の協議により、決定することとする。

第2章 マネジメント（運営管理）

第26条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、近畿地方整備局が指定した様式による関係書類を近畿地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が近畿地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後近畿地方整備局に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、近畿地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じて近畿地方整備局と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 近畿地方整備局と収益施設等設置運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要領を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、近畿地方整備局と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。
- 4) 不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに近畿地方整備局と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次に掲げる事項について近畿地方整備局に書面により報告するものとする。

項目名	提出期限
管理運営要領	許可日より14日以内に提出
管理運営報告書(月毎の売上高、施設利用者数等)	翌月の10日迄に提出
業務打合せ簿	打合せ毎に終了後速やかに提出
施設保守定期点検等の実施結果報告	点検後速やかに提出
業務実施体制	管理運営要領と同時に提出
その他調査職員が指示する書類	適宜提出

第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の企画立案及びマネジメントを担当する収益施設等設置管理運営業務責任者を配置しなければならない。

4. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支払いは認めない。
5. 開園期間中は、維持管理業務の共通仕様書第 14 条(1)の業務責任者（総括責任者）が勤務する体制か、共通仕様書第 14 条(2)～(3)の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少なくとも 1 名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等設置管理運営業務責任者が勤務しない場合については、業務に精通したものを勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。
6. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調整し、業務を遂行する。
 - 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者について
 - ①施設等運営者は、業務における収益施設等設置管理運営業務責任者を定め、近畿地方整備局に通知するものとする。
 - ②収益施設等設置管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。
 - 2) 適切な業務従事者の配置について
 - ①収益施設等設置管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ちの業務量が適切となるよう配慮すること。
 - ②近畿地方整備局は、必要に応じて収益施設等設置管理運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

第 28 条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より 14 日以内に企画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ①業務内容（商品、価格及びサービス内容、運営日時、イベント企画等）
 - ②業務の実施方針（「再委託に関する事」を含む。）
 - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④業務の実施体制
 - ⑤連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥救急対応
 - ⑦安全衛生管理計画（安全管理規則、事故予防、点検、検査の方法、など）
 - ⑧緊急時対応
 - ⑨収支計画書（収益施設全体及び個別施設毎）
 - ⑩その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定にあたっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた管理運営要領の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。

- 3) 施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合（主な商品とその価格等警備な変更は除く）は、近畿地方整備局と協議の上、近畿地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。
 - 4) 近畿地方整備局は、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づき管理運営要領の修正が必要と判断した場合は、施設等運営者に管理運営要領の変更を指示することができる。
 - 5) 管理運営要領は施設等管理者の責任で作成するが、公園施設の管理は管理運営要領に従って行われることから、下記の場合のように記載内容が不十分な場合は、再検討を指示することがある。
 - ①必要な施設、項目の記載がない。
 - ②内容が本規定書に反する。
 - ③実際の管理を行うのに適正かつ十分な個別、具体的、詳細な記述がない。
 - ④連絡体制（緊急時含む）に不備がある。
 - ⑤収支計画書において、収益施設の運営に持続性が認められない。
 - ⑥その他管理上必要な事項が記載されていない、または疑義がある。
 - 6) 運営日時、価格、サービス内容、割り引き、施設運営者の追加、変更、その他管理運営内容を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。
 - 7) 管理運営要領を変更する場合は、近畿地方整備局に変更箇所、理由を明らかにした上で、変更した管理運営要領を提出しなければならない。
2. 管理運営報告書
- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、近畿地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。（別添－5 4「収益施設収支状況報告」参照）
 - 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月 10 日までに書面により近畿地方整備局に報告すること。
 - 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、近畿地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに近畿地方整備局の指示に従い、誠実に対応すること。
 - 4) 近畿地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。
3. 施設の修繕等
- 1) 施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に調査職員に書面により報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
 - 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に調査職員と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
 - 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、調査職員と事前に書面により協議し、承諾を得な

ればならない。

- 4) 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い近畿地方整備局または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、調査職員の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。

4. 価格・サービス内容の決定・変更

施設等運営者は、管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に近畿地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。

5. 施設等運営者の変更

新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

6. 広告物の掲出

施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ近畿地方整備局に提示し書面により承諾を得るものとし、掲出物については許可区域内とする。

なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、近畿地方整備局と書面により協議を行うこと。

①収益施設の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。あわせて、国営明石海峡公園の施設であることを明示すること。

さらに、企画商品等の企画名称に国営明石海峡公園の名称を冠したものとする場合、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさで表示する。(別添—27「グラフィックマニュアル」参照)

②収益施設の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

③施設等運営者は、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広告物はもちろんのこと、協賛する国営明石海峡公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

④施設等運営者は、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営明石海峡公園の名称より小さく表

示すること。

7. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を近畿地方整備局に書面により提出しなければならない。

- ①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- ②施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- ③施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。
- ④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- ⑤施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 1) 関係機関等との協議。
- 2) その他施設の運営者との協議。

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、近畿地方整備局と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、近畿地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

近畿地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心がけるものとする。
2. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての作業員について、名札を作成し着用すること。
5. 作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開園時間中の乗り入れも最小限にとどめること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。（別添-17「業務入園規則」参照）

第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認または引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに書面をもって報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

第36条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見などの聴取や記録に取り組まなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文、苦情などの意見を集約し、近畿地方整備局に書面により報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に策定し、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で広報活動を行う。
4. 施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームペ

ージに掲載することは可能である。

但し、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、ホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。

なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に近畿地方整備局と協議を行う。

5. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営明石海峡公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取り扱いについて」及び近畿地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。
8. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に近畿地方整備局と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、近畿地方整備局に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

第4章 安全衛生管理

第39条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、本公園の収益施設に関し安全管理上の一切の責務を負うものである。
- 2) 施設等運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 3) 本業務の履行にあたり、適切な措置・対応を行うなど、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、近畿地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 4) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、近畿地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 5) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、近畿地方整備局に報告するものとする。
- 6) 異常を確認した場合、速やかに近畿地方整備局に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 7) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に近畿地方整備局と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに近畿地方整備局に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 8) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

2. 安全確保

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、安全確保の一切の責務を負うものである。
- 2) 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 3) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を近畿地方整備局に書面により報告の上講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 4) 工事車両の運転については近畿地方整備局発行の許可書を前面に掲示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動は、15km/h以下で走行するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
- 5) 公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 6) 作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
 - 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
 - 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めるときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
 - 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに近畿地方整備局に報告する。
 - 5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。
4. 災害時、異常時等の対応
- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ近畿地方整備局に書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
 - 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、とった措置の内容を近畿地方整備局に速やかに書面により報告する。
 - 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
 - 4) 台風、豪雨等の災害発生時に近畿地方整備局の指示した箇所巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
 - 5) 近畿地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
 - 6) 近畿地方整備局の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、近畿地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
 - 7) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、近畿地方整備局に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
 - 8) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編第6条にもとづき適切な措置・対応を行うこと。
 - 9) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は近畿地方整備局の指示により立会等に協力する。

第40条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画を近畿地方整備局に提出の上、書面に

より承認を受けること。

2) 安全衛生管理計画に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。

3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく近畿地方整備局に書面により報告すること。

2. 定期点検

1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。

2) 下記の表に掲げる施設の定期点検項目について、原則として施設等運営者が行うが、別途近畿地方整備局が行う点検（●印）との役割分担について協議の上実施し、両社が不可分のものについては費用を按分する。協議内容については近畿地方整備局が書面により残すものとする。

3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

■施設の定期点検項目（1）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
外部	屋根		
	外壁		
	ひさし（車寄せ）・とい		
	軒天井・ひさし下端		
	外部床		
	バルコニー		
	外部建具		
	外部用自動ドア		
	エキスパンションジョイント金物		
	内壁・柱・はり		
内部	内部天井		
	内部床		
	内部建具		
	内部用自動ドア		
	構造体・基礎		
構造部	照明器具（蛍光灯）		
電灯・動力設備	分電盤・開閉器箱		
	制御盤		
	幹線		
	配電盤等（内部機器を除く。）	●	
受変電設備	変圧器	●	
	交流遮断機	●	
	断路器	●	
	計器用変成器	●	
	避雷器	●	
	高圧負荷開閉器	●	
	高圧カットアウト	●	
	高圧電磁接触器	●	
	力率改善装置	●	
	指示計器・保護継電器	●	
	低圧開閉器類	●	
	特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C-GIS）	●	
	その他の特別高圧関連機器	●	

■施設の定期点検項目（2）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
自家発電設備	自家発電設備	●	
直流電源設備	共通事項	●	
	整流装置	●	
	蓄電池	●	
交流無停電電源設備	共通事項	●	
	交流無停電電源設備（簡易型を除く。）	●	
	交流無停電電源設備（簡易型）	●	
通信・情報設備	構内情報通信網設備	●	
	構内交換設備	●	
	拡声設備	●	
	監視カメラ設備	●	
	駐車場管制設備	●	
外灯	外灯		
構内配電線路・構内通信線路	構内配電線路・構内通信線路		
冷熱源機器	パッケージ形空気調和機		

■施設の定期点検項目（3）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
空気調和等関連機器	送風機		
	天井扇・有圧換気扇		
	全熱交換器		
給排水衛生機器	汚水槽・雑排水槽	○	
	汚水槽・雑排水槽の清掃	○	
	電気温水器		
	衛生器具		
ダクト及び配管	ダクト		
	配管		
水質管理	飲料水（給水設備）	○	
中央監視制御装置	中央監視制御装置	●	
消防用設備等	消防用設備	●	
建築基準法関係防災設備	非常用照明装置	○	
	排煙設備	○	

■施設の定期点検項目（4）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
工作物	設備架台・囲障（ルーバー等）		
外構	敷地		
	へい		
	門		
	排水枡・マンホール・側溝・街きよ		
植栽・緑地	植栽・緑地		

中項目	小項目	法定点検	留意事項
ねずみ・昆虫等の防除			

■関係法令

法令名	参照条項	条件の有無	条件に関わる参照条項
建築基準法	第十二条	○	第六条、別表第一
			【令】 第十四条の二、第十六条
官公庁施設の建設等に関する法律	第十一条、第十二条	○	官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令
消防法	第十四条の三の二	○	【危険物の規制に関する政令】 第七条の三、第八条の五
	第十七条、第十七条の三の二、第十七条の三の三	× (公共建築)	【令】 第六条、第七条、第三十五条、第三十六条、別表第一
人事院規則 10-4	第十五条、第三十二条、第三十四条	×	別表第七、別表第八
事務所衛生基準規則	第九条、第十条	×	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第四条	○	第二条
			【令】 第一条
高圧ガス保安法	第三十五条、第三十五条の二	○	【一般高圧ガス保安規則】 第七十九条、第八十三条
			【冷凍保安規則】 第四十条、第四十四条
水道法	第三十四条の二	○	第三条
			【令】 第二条
電気事業法	第三十九条、第四十二条	○	第三十八条
			【令】 第五十条
ガス事業法	第四十条の二	×	第二条
			【則】 第一百七条
浄化槽法	第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条	×	第二条
ボイラー及び压力容器安全規則	第三十二条、第六十七条	○	第一条
			【労働安全衛生法施行令】 第一条

※ [条件の有無] ○：義務付けする施設、設備等について、規模等の条件が付されているもの

3. 自主点検

自主点検は、下記の表に掲げる項目のうち該当するものについて、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

■施設の自主点検項目

大項目	中項目	小項目
建築	建築	建築

電気設備	電灯・動力設備	電灯・動力設備
	受変電設備	受変電設備
	自家発電設備	自家発電設備
	直流電源設備	直流電源設備
	交流無停電電源設備	交流無停電電源設備
機械設備	温熱源機器	運転・監視記録
		鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー
		真空式温水発生機・無圧式温水発生機
		温風暖房機
	冷熱源機器	運転・監視記録
		冷熱源機器
	空気調和等関連機器	空気調和等関連機器
給排水衛生機器	給排水衛生機器	
	循環ろ過装置	
監視制御設備	中央監視制御設備	中央監視制御装置
搬送設備	昇降機	昇降機

4. 日常点検

- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。
- 2) 建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
- 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに近畿地方整備局に報告するものとする。

5. スタッフ管理・研修

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ごみの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理すること。

- 6) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。(別添—17「業務入園規則」参照)

第41条 危機管理

1. 事故・災害

1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、近畿地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2) 予防対策

- ①施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は近畿地方整備局に書面により報告するものとする。
- ②本業務を行う場所、若しくはその周辺に第三者が存する場合、または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を近畿地方整備局に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

3) 初期対応

- ①施設等運営者は、近畿地方整備局の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止または運転制限をする等の措置をした上、直ちに近畿地方整備局に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
- ③その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により近畿地方整備局に報告するものとする。なお、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

- 一 事故発生日時
- 二 事故発生場所（図示）
- 三 事故発生の原因（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因など）
- 四 事故の程度
- 五 人身事故の場合は、医師の診断結果
- 六 事故処理の概略

④重大事故については直ちに近畿地方整備局に報告し、その指示に従うこととする。

2. 異常事態対策

- 1) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設等運営者は、異常な事態が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに

近畿地方整備局へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、許可を受けた施設内及びその周辺の環境を良好に維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
3. 設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。

第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が清掃を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に近畿地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに近畿地方整備局に提出するものとする。また業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その工事実施範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に近畿地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに近畿地方整備局に提出するものとする。また、業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 常に施設利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
3. 工事車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動は15km/h以下で走行するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。(別添—17「業務入園規則」参照)

4. 施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
5. 作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
6. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第6章 財産管理

第46条 台帳管理

1. 施設等運営者が施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第47条 備品の取り扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。ただし、業務開始時に近畿地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、近畿地方整備局が定める規定等による。

2. 特定備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。ただし、「第1章 第21条 業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、「第1章 第22条 立退料等の不請求」にあるとおり、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

ただし、近畿地方整備局の承諾を得て、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

第48条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するときまたは、契約が解除された場合は、近畿地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當である場合、近畿地方整備局の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第27条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らか場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第7章 自主事業

第49条 飲食・物販・体験学習施設等の設置運営

利用者サービスの向上のため本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に基づき施設を新設し、管理運営する場合は、本業務の実施期間を超えて10年間を限度として実施することができるものとする。この場合、実施期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。

また、施設を新設する場合、実施期間終了時又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。

第2編 国営明石海峡公園収益施設管理運営個別規定書

第1章 駐車場

第1条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は近畿地方整備局と協議するものとする。

第2条 施設の利用目的

駐車場及び臨時駐車場は、公園利用者の国営明石海峡公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の利用目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

<淡路地区>

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

《必須施設》

施設名称	大 型	普 通	うち 身体障害者用	原付・自動二輪
東浦大型駐車場	22 台	—	—	—
海岸北駐車場(料金ゲート)	—	—	—	—

《裁量施設》

施設名称	大 型	普 通	うち 身体障害者用	原付・自動二輪
海岸南駐車場	—	158 台	4 台	10 台
淡路口駐車場	35 台	357 台	8 台	20 台

■運営対象施設一覧（臨時駐車場）

公園施設の名称		数量
駐車場	海岸北臨時駐車場(北)	28,297.1m ²
	海岸北臨時駐車場(南)	14,335.8m ²
	海岸北駐車場(料金ゲートを除く)	5,176 m ²

※駐車場使用面積及び期間(日数)は、土・日・祝日・繁忙日を基本とするが、調査職員と協議のうえ決定する。

<神戸地区>

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

《必須施設》

施設名称	大 型	普 通	うち 身体障害者用	原付・自動二輪
森のゾーン身障者用駐車場	—	2 台	2 台	—
森のゾーンA駐車場	—	14 台	—	—
藍那口 A 駐車場	—	42 台	4 台	—

《裁量施設》

施設名称	大 型	普 通	うち 身体障害者用	原付・自動二輪
藍那口大型駐車場	5 台	—	—	—
藍那口 B 駐車場	—	35 台	—	—
藍那口 C 駐車場	—	44 台	—	—
森のゾーンB駐車場	—	8 台	—	—

ただし、神戸地区の駐車場に関しては、隣接するしあわせの村との連携内容を踏まえて行うこと。

■運営対象施設一覧（臨時駐車場）

公園施設の名称		台数
駐車場	森のゾーン A 臨時駐車場	106 台
	森のゾーン B 臨時駐車場	218 台
	藍那口D臨時駐車場	37 台
	藍那口E臨時駐車場	40 台
	しあわせの村連絡口臨時駐車場	58 台

※駐車場使用面積及び期間(日数)は、土・日・祝日・繁忙日を基本とするが、調査職員と協議のうえ決定する。

第4条 担当責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任したうえで駐車場の管理運営にあたらせるものとする。

第5条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。
2. 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間から閉園時間の1時間前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。
3. 繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長または変更する場合は、近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第6条 利用料金

駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、近畿地方整備局長の指定する料金を上限とする。臨時駐車場の利用料金についても同様である。

■利用料金一覧<近畿地方整備局長の指定する上限料金>

車種	利用料金	備考
	一般	
大型（1日）	1,600 円	車体総重量 8 t 以上、最大積載量 5 t 以上、または乗車定員が 30 名以上の車両。

普通（1日）	500円	上記以外の自動車。
二輪（1日）	100円	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	運転手または同乗者が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、駐車料金が免除。同乗者が11名以上の場合、2名の方の手帳の提示が必要。

※「海岸北駐車場」の利用料金については、Park-PFI 施設利用者は無料とする。

第7条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 駐車場の運営に関すること。
- 2) 駐車場の維持管理に関すること。
- 3) 駐車場の安全管理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第8条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第26条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 駐車場の運営

- 1) 原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場することとするが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。なお、残車両所有の施設利用者から退出の申し出があった場合は、適切に対処すること。
- 2) 駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行うこと。
- 3) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて協議することとする。
- 4) 施設等運営者は、駐車場利用料金の徴収及び領収書の発行、回数券の販売及び領収書の発行等について、維持管理業務受託者と連携して行う。
- 5) 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある駐車場においては、駐車場利用料金の徴収を駐車場管理機器の精算機において行うものとし、回収にあたっては十分注意を払い行うものとする。その際、つり銭を補充するなどの金銭管理を行うこと。ただし、繁忙期においては、必要人員を配置し徴収を行う。

2. 繁忙期の対応

- 1) 駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策を立て、本公園内外に臨時駐車場を確保するとともに、警備、案内・誘導員を増員するなど、事前に必要な措置を講ずるものとする。
- 2) 施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

3. 臨時駐車場の確保

＜淡路地区＞

- 1) 繁忙期においては、第3条表に示す臨時駐車場の区域において、確実に施設利用者の駐

車スペースを確保しなければならない。なお、臨時駐車場の確保日については、近畿地方整備局と協議の上、決定する。

- 2) 臨時駐車場の使用は、常設駐車場が満車となる状態を見計らって、開始する。
- 3) 臨時駐車場への案内は、臨時駐車場の使用時に限定して、看板を設置し、利用者の指導を行う。特に歩行者や入園者の安全確保には細心の注意を行う。
- 4) 臨時駐車場の安全管理として、臨時駐車場の出入口部及び駐車スペース（駐車行為）に安全誘導員を適宜配備する。
- 5) 臨時駐車場の使用時は、一般園地との範囲区分が明確となるよう、移動看板及び簡易柵等を設置する。また、特に公園利用の混雑が予想されるときは、ハンドマイクによる誘導も行うものとする。

4. 利用制限等

次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができるものとする。

- ① 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
- ② 危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

第9条 施設・設備等の維持管理

1. 駐車場管理機器については、近畿地方整備局が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。なお、当該施設・設備の保守・点検については、近畿地方整備局が別途実施する。
2. 営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場管理機器の電源を確実に切る。
3. 機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。
4. 駐車場管理機器について万一故障が発生し、ただちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用するなどの方法により、迅速かつ確実にを行い、入出場車両に支障をきたさないようにする。
5. 駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙－8「個別仕様書（植物管理）」に準じて実施すること。

第10条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。
2. やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者への的確に告知すると共に近畿地方整備局に報告する。
3. 緊急車両等の入出場については適宜協力をすること。
4. 施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施する。また、事件、事故または災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行う。

第11条 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、R5-9国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対応する。

第12条 施設利用上の注意事項

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、少なくとも以下の各号について看板等において注意を促す。

- 1) 場内での車両通行速度は、時速15km/hを超えないこと。
- 2) 場内での追い越しをしないこと。
- 3) 喫煙又は火気の取り扱いをしないこと。
- 4) 標識又は係員の指示に従うこと。
- 5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。
- 6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししないこと。
- 7) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと。
- 8) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしないこと。

第13条 費用負担

1. 駐車場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 駐車場の満車表示など施設利用者の利便に資する移動式看板（既設の看板の更新も含む）他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、管理備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。
4. 近畿地方整備局の職員や業務や公園管理に係る市民団体の活動等で入園する業務入園者等からは、駐車料を徴収することはできない。（別添-17「業務入園規則」参照）
5. 神戸地区の料金徴収については、しあわせの村連絡口における料金徴収に係る本業務委託費との費用分担がある。

第14条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。
 - 2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第2章 園内移動施設

第15条 総則

施設等運営者は、園内移動施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は近畿地方整備局と協議するものとする。

園内移動施設の導入は、施設等運営者の裁量施設とする。

第16条 施設の目的

園内移動施設は、以下に示す所定のルートにおいて、高齢者や身体の不自由な方等公園利用者の公園内の移動を補助するための園内移動施設の運行を目的とする。

<淡路地区>

■運行ルート（令和4年度現在）

a.バス停：A 駅(東浦ロゲート駅) ⇄ B 駅(淡路ロゲート駅)

b.転回場所：「船着場前」及び「移ろいの庭前」

【4月～11月・3月】



第17条 運営対象施設

運営対象施設の仕様は次のとおりとする。

<淡路地区>

■運営対象施設一覧

・トラムカー（夢ハッチ号）

項目	仕様		
	牽引車	1号車	2号車
寸法	4,250(L)mm × 2,100(W)mm × 2,600(H)mm	4,040(L)mm × 2,100(W)mm × 2,900(H)mm	4,120(L)mm × 2,100(W)mm × 2,900(H)mm
重量	4,110kg	1,470kg	1,510kg
乗車定員	1人	20人	17人
走行速度	最高 15 km/h（満員乗車時） 但し、安全のため 10 km/h 以下の速度で運行		
最小回転半径	7 m		
製造年度	平成 12 年度		
その他	燃料はプロパンガスを使用 使用量は、1日1本を目安とし、常時2本程度を燃料保管倉庫に保管しておく 修繕費用 ¥564,164（令和2、3年度平均額）		

・電動トラムカー

項目	仕様		
	牽引車	1号車	2号車
寸法	4,260(L)mm × 2,070(W)mm × 2,400(H)mm	4,400(L)mm × 1,950(W)mm × 2,400(H)mm	4,400(L)mm × 1,950(W)mm × 2,400(H)mm
重量	3,460kg	1,160kg	1,160kg
乗車定員	1人	22人	18人
走行速度	最高 30 km/h（満員乗車時） 但し、安全のため 10 km/h 以下の速度で運行		
最小回転半径	5 m		
製造年度	平成 31 年度		
その他	燃料は電力を使用 1日10時間以上の充電を目安とする 修繕費用 実績なし（令和2、3年度平均額）		

なお、運営対象施設については、原則として上記車両を使用することとするが、施設等運営者が上記車両に追加して持ち込む車両を使用することを妨げない。但し、持ち込みの車両を使用する場合は、別途近畿地方整備局と協議するものとする。また、持ち込んだ車両についても本章の規定を適用するものとする。

第18条 責任者の選任

施設等運営者は、園内移動施設の運行にあたり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上

で、園内移動施設の運行にあたらせるものとする。

1) 施設担当責任者

運行管理者、運転者及び車掌の監督指導を行う人員

2) 運行管理者

公園利用者の安全を考慮して、園内移動施設の運行に関して十分な知識を有する人員

3) 運転者及び車掌

①満 18 才以上で身体健全な者

②普通一種自動車運転免許を有する者

③園内移動施設の運転について必要な知識及び技能を有する者

第 19 条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。

■運休日

公園の休園日及び車輛定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。
3. 繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長または変更する場合は、近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第 20 条 利用料金

施設利用者へ提供する園内移動施設の利用料金は、障害者や高齢者の園内移動施設であるため、施設利用者の負担軽減の観点から、以下に定める額を上限とするが、施設等運営者の提案により、その料金を下げる場合、近畿地方整備局と協議の上、定めるものとする。

■＜参考＞利用料金一覧

利用料金	
一般	300 円
身障者及び 3 歳以下	無料

第 21 条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 園内移動施設の運行及び利用料金の徴収、領収書の発行に関すること
 - 2) 園内移動施設の維持管理に関すること
 - 3) 園内移動施設の安全管理に関すること
 - 4) 園内移動施設の利用に伴う苦情処理に関すること
 - 5) 前各号に掲げる業務に付随すること

第22条 施設の運営

1. 施設等運営者は、園内移動施設の運営を行うにあたり、第16条に定めた運行ルートを実行するものとする。
2. 行催事等による運行への影響等管理上必要があるときは、運行ルート・停留所を変更することができるが、その場合、施設等運営者は、あらかじめ近畿地方整備局と協議するものとする。
3. 運行コースにおいて、10km/h以内で走行する。繁忙期等施設利用者数に応じて、弾力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。また、行催事等に応じて運行間隔及び時刻表を変更することができるが、その場合、近畿地方整備局と事前に運行間隔等について協議するものとする。また、公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して運行することとする。

第23条 施設・設備等の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第24条 安全管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 営業開始前の準備
 - 1) 園内移動施設の安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画を定めて近畿地方整備局に提出するものとする。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。
 - 2) 施設等運営者は、園内移動施設安全衛生管理計画に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
3. 営業期間中の管理運営
 - 1) 施設等運営者は、園内移動施設安全衛生管理計画に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
4. 営業終了後の対応
 - 1) 施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から5年間保存すること。
5. 運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、園内移動施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。
 - 1) 始業終業点検
 - 2) 身だしなみチェック
 - 3) 清掃チェック

- 4) 1ヶ月点検
 - 5) 納品業者への指導管理
 - 6) 定期点検（1年次）
 - 7) 消防避難訓練
6. 点検検査に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心がけることとする。ただし、毎日点検については安全作業を十分心がけ、下記にはよらない。
- 1) 作業服及び安全帽を必ず着用すること。
 - 2) 靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用すること。
7. 施設等運営者は点検表（または運行日誌）の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日園内移動施設の運行開始前に試運転を行うとともに、点検表（または運行日誌）により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。なお、点検項目は以下のとおりである。
- 1) 乗降口扉に破損はないか。座席、床、ボディー等に破損はないか。
 - 2) エンジン音に異常はないか。
 - 3) ブレーキの効きは十分か。
 - 4) ハンドルのあそびに異常はないか。
 - 5) タイヤの摩耗は正常範囲か。
 - 6) バンパー等車体に損傷はないか。
 - 7) ミラーその他機器に異常はないか。
 - 8) 放送設備は正常に働くか。
8. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として、身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。
9. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。
10. 運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、これに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに近畿地方整備局と協議の上、異常の処置を行う。
11. 納品業者（修理業者含む）へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。
12. 年1回、下記検査項目に基づき検査項目1ヶ年検査表を作成の上、これにより定期検査（1年次）を行う。また、1ヶ年検査表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに近畿地方整備局と協議の上、異常の処置を行う。

■ 1ヶ年検査の内容一覧

検査項目	検査内容	備考
構造物	1. シャーシー等のリベット、ボルトの弛み等の良否 2. 各取付部の摩耗、欠損等の有無 3. 消火器、報知機等作動の良否	

放送設備 信号・通信	1. 電線の腐食、支持物等の損傷の有無及び取付状態の良否	
車体・搬器	1. 軸取付部の各組立ボルトの弛み及び外部の状態、異常の有無 2. タイヤの摩耗、欠損の有無、作動の良否 3. 各車軸、取付部等の給油状態の良否	
駆動装置 制御装置	1. エンジン・プラグの異常の有無 2. 各軸受組立部の摩耗及び異常の有無 3. 制御片の摩耗及び制動片と制動輪の間隔等の良否 4. 接続部の摩耗作用の良否	必要により油 の取替
制御回路	1. バッテリーの接続状態、バッテリー液の状態、各端子の取付等 異常の有無 2. 各計器類の作用の良否	

13. 公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消火活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。
14. 次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。
- 1) 製作又は購入したとき。
 - 2) 一時休止後使用を再開したとき。
 - 3) 災害その他運転事故が生じたとき。
 - 4) 重要な改造又は、修理をしたとき。
 - 5) その他必要があるとき。
15. 次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。
- 1) 始業前。
 - 2) 諸点検をしたとき。
 - 3) その他必要があるとき。
16. 第5項に規定する点検検査等の実施の記録は、1ヶ月毎に取りまとめ近畿地方整備局に提出し、確認を得るものとする。
17. 施設等運営者は、前項に規定する点検検査等の記録を3年以上保存するものとする。
18. 施設等運営者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第25条 研修

施設等運営者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

- 1) 園内移動施設に関する一般知識。
- 2) 園内移動施設の運行及び点検の方法。
- 3) 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
- 4) 故障時に講ずべき措置。
- 5) 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
- 6) 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
- 7) 国営明石海峡公園についての一般知識。

- 8) 園内移動施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
- 9) 関係法令その他必要な事項。

第26条 緊急時対応

1. 次の各号の時は、施設等運営者は、運行を一時中止・変更又は休止するものとし、近畿地方整備局に報告するものとする。また、施設等運営者は、園内移動施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない運行を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びバス停前に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、走行に危険が予想される時。
 - 2) 事故などの不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想される時。
 - 4) 近畿地方整備局又は維持管理業務受託者の総括責任者の指示のあったとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定により運行を中止したときは、運行ルートに異常のないことを確認しなければならない。
3. 運行ルート等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第27条 費用負担

1. 園内移動施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、園内移動施設への車両（ただし、施設等運営者が持ち込む車両）の導入、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用を始めとする運営に関する設備・備品等（建物除く）の費用、園内移動施設の安全対策に要する費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第28条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

- 1) 運転手等の安全指示に従うこと。

- 2) 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
- 3) 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- 4) 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
- 5) 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
- 6) 危険物を所持して乗車しないこと。

第29条 責任の範囲

1. 共通仕様書第6条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは園内移動施設の整備不良等によらない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第3章 飲食・物販施設

第30条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項または本規定書に疑義が生じたときは、その都度、近畿地方整備局と協議するものとする。

第31条 施設の利用目的

飲食施設・物販施設は、国営明石海峡公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第32条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<淡路地区>

《必須施設》

<飲食施設>

施設名称	営業場所
レストラン花屋敷	文化交流ゾーン

<物販施設>

施設名称	営業場所
売店（東浦口ゲート）	文化交流ゾーン
売店（船着場）	文化交流ゾーン

<神戸地区>

《裁量施設》

<物販施設※1>

施設名称	営業場所
売店（厨房棟）	棚田ゾーン

※ 使用面積及び期間（日数）については、調査職員と協議の上決定する。

第33条 責任者の選任

施設等運営者は、各地区に施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第34条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。
2. 臨時施設については、近畿地方整備局と協議の上、決定すること。
3. 定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は近畿地

方整備局と事前に協議を行い、書面により提出するものとする。

4. 施設等運営者は、以下の営業時間を原則とする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて営業時間の短縮又は延長する場合は、近畿地方整備局と協議をすることとする。
5. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

■営業時間

<飲食施設>

開園時間～閉園時間

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間の営業時間延長の場合は、飲食施設毎に協議するものとする。

<物販施設>

(年間常設売店)

開園時間～閉園時間

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間の営業時間延長の場合は、協議するものとする。

第35条 販売内容・利用料金

施設利用者へ提供する商品は提案された内容とするが、販売価格は近畿地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図るなど、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、近畿地方整備局と事前に協議すること。

■サービス内容等一覧（例）

地区	施設名称	販売・貸出品目
淡路地区	レストラン花屋敷	セット、麺類、軽食
	売店（東浦ロゲート）	加工品類（弁当類を含む）、乾物類、農畜産物類、レク用品類、カメラ用品類、キーホルダー類、ぬいぐるみ・玩具類、衣類、帽子小物類、日用雑貨類、工芸品類、図書類等
	売店（船着場）	
	売店（自動販売機）	飲料水類、アルコール類、菓子類
神戸地区	売店（厨房棟）	加工品類（弁当類を含む）、乾物類、農畜産物類、レク用品類、カメラ用品類、キーホルダー類、ぬいぐるみ・玩具類、衣類、帽子小物類、日用雑貨類、工芸品類、図書類等 飲料水類、アルコール類、菓子類

第36条 繁忙期の対応

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、臨時売店を開設できるものとする。なお、開設にあたっては、事前に開設場所・期間、開設時間及び販売品目について施設等運営者から近畿地方整備局と書面により協議するものとする。

第37条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
- 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
- 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第38条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第39条 安全衛生管理等

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画及び緊急時連絡体制を定めて、近畿地方整備局に報告すること。また、安全衛生管理計画作成にあたっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく近畿地方整備局に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
 - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭などを確認すること。

- 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、近畿地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
 - 9) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととするなど、二次感染の防止に努めること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により近畿地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、近畿地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、近畿地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第40条 費用負担

1. 飲食施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するのに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合
又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して近畿地方整備局に引き渡すこと。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する

第41条 責任の範囲

1. 共通仕様書第6条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第42条 施設利用上の注意

次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。

- 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
- 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
- 3) ペット等の動物。ただし、身体障害者補助犬については除く。
- 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第4章 船遊施設

第43条 総則

施設等運営者は、船遊施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は近畿地方整備局と協議するものとする。

なお、船遊施設は裁量施設とする。

第44条 施設の目的

船遊施設は、国営明石海峡公園において施設利用者へのボート等の貸出しを行うことを施設の目的とする。

第45条 運営対象施設及び運営範囲

1. 運営対象施設は次のとおりであり、また、ボート運営の範囲は別途提示する。
2. 貸出しに供するボートは、施設利用者が快適に利用できる台数を施設等運営者が準備すること。

■営業ボート数（令和4年度まで）

種類	数量(艇)	規格				定員(名)
		全長(m)	全幅(m)	全高(m)	重量(kg)	
サイクルボート	12	4.10	2.20	2.25	220	6

第46条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で船遊施設の管理運営にあたらせるものとする。

第47条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。なお、営業日を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、近畿地方整備局と事前に協議し、書面により提出するものとする。

■運休日

公園の休園日、定期点検日及び荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

2. 営業時間は原則として開園時間に合わせるものとする。ただし、発券時間及びボートの貸出受付時間は本公園の開園時間から閉園時間の1時間前まで、ボートの貸出終了時間は閉園時間の30分前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、近畿地方整備局と協議することとする。
また、行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。
3. 繁忙日の対応等により、運営時間を延長または変更する場合は、近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。

4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第48条 利用料金

施設利用者へ提供するボート貸出の利用料金は、提案された内容とするが、市場価格並みとすること。

なお、ボートの利用者は、下船したときはボートの利用券（以下「利用券」という。）を係員に渡すものとし、時間超過の場合には規定の超過料金を支払うものとする。また、利用券を紛失したときは、別途に料金を徴収することがある。

利用券は、原則として自動券売機にて発行するものとする。

■利用料金一覧（令和4年度まで）

区分	時間	利用料金	超過料金 15分毎
大人	30分	400円	200円
子供(小中学生)		200円	100円

第49条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) ボートの貸出しに関すること。
 - 2) ボートハウス、栈橋、浮き栈橋の維持管理に関すること。
 - 3) ボートの利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、ボートの貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
3. ボートの貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、近畿地方整備局と協議を行う。

第50条 施設の運営

1. ボートの運営
 - 1) 施設等運営者は、ボート貸出に際して必要人員を配置し、チケットの授受、ボート乗降のサポート、貸出中のボートの安全確認等を行うものとする。
 - 2) 施設等運営者は、ボートの貸出開始前に水位の確認、及びボートに異常がないか確認を行うこととする。
 - 3) 施設等運営者は、救命艇の操縦のため、営業期間中は船舶免許保持者を1名以上/日ずつ業務に従事させなければならない。
 - 4) 施設等運営者は、閉園後全てのボートが返却されているか台数確認を行い、不足している場合は早急にボートの探索を行うこととする。
 - 5) 施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講ずるものとする。

- 6) 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて、動線を工夫する等円滑な誘導に努めること。
- 7) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて近畿地方整備局と協議すること。

2. 利用制限等

- 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ①酒気を帯びた者。
 - ②係員の指示に従わない者。
 - ③他の施設利用者の迷惑となるおそれのある者。
 - ④付添者を伴わない10歳未満の者。
 - ⑤ペット等の動物。

第51条 施設・設備等の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る光熱水費（池の補給水費用を除く）。
- 2) 施設に係る清掃及び塵芥処理（池内のボート利用に起因するごみを含む）。
- 3) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 4) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第52条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適にボートを利用されるよう心がけ、常にボートを正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行う。
2. ボート及びボート場の安全を確保するため、以下の項目について、ボート及びボート場の始業前点検を行う。
 - 1) ボート舟艇に蛇等が入っていないかなどボート及びボート場周辺の清掃・点検。
 - 2) 救命胴衣の点検。
 - 3) いつでも出動できるよう救助艇の点検を行い、良好な管理をすること。
3. 施設等運営者は、ボートを良好に保つため、日常点検整備、月次点検整備、集中整備を行う。
 - 1) 日常点検整備：毎日、貸出しに際してボートの点検整備を行うこと。
 - 2) 月次点検整備：点検整備項目を定めた上で、ボートの点検整備を月1回行うこと。
 - 3) 集中整備：ボートの点検整備を行うこと。
4. 施設等運営者は、日常点検整備として、ボートを貸し出す際、次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検し貸し出すこととする。

■ 始業点検

- 1) 水抜きプラグ（オートビルジ）の点検（目視）
- 2) オール・クラッチ・クラッチ台の点検（目視、触検）
- 3) 救命浮環の確認（目視）
- 4) 係船ロープの点検（目視、触検）

■ ボート貸出時・返却時点検

1) 船体異常の有無、座席の汚れ、忘れ物確認（目視）

■終業点検

1) ボート数、異常の確認

2) ボートの整理・整頓

3) 栈橋・施設の整理・整頓、施錠確認

5. 施設等運営者は、月次点検整備として、ボートについて、次の各号に関する点検整備を行う。

1) 各可動部及び取付部の作動点検、ボルト増締

2) 船体、船底（亀裂、穴、腐食など）点検

6. 施設等運営者は、集中整備として、ボートについて、次の各号に関する整備を行う。

1) 各船体洗浄

2) 船体、船底（亀裂、穴、腐食など）点検

3) 各部分解点検・清掃、グリスアップ等

4) 部品の修理・交換

5) 船体キズ修理・塗装

6) 予備部品補充

7. 施設等運営者は、施設利用者の安全を十分に確保するものとし、下記事項について留意する。

1) 乗下船案内

係員は、利用者を栈橋に案内して、乗船又は下船させる。

2) 乗船及び下船

施設利用者の乗船及び下船に際して、係員は、ボートをしっかり固定させ、施設利用者の安全を図るものとする。

3) 乗船定員

定員超過の乗船は、認めないものとする。

第53条 緊急時の対応

1. 営業休止の基準は、以下のとおりとする。

1) 風速5m以上の、悪天候等安全管理上支障をきたすおそれのあるとき（施設等運営者の判断による）。

2) 近くで雷が発生し、落雷のおそれがあるとき。

3) 雨天のとき。ただし、施設利用者に迷惑のかからない程度の雨天時を除く。

4) 有感地震のとき。

5) その他、故障等の緊急事態が発生または発生が予想されるとき。

2. 施設等運営者は、前項の規定により営業を休止したときは、再開の前に水鳥の池や栈橋、浮き栈橋に異常のないことを確認しなければならない。

3. 水鳥の池や栈橋、浮き栈橋等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取ることとする。

第54条 費用負担

1. 貸しボート運営に係る一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出しに供するボートを始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、ライフジャケット等本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、ボートを破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第55条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

- 1) 二人漕ぎをしないこと。
- 2) 船上で立ち上がらないこと。
- 3) 島及びブイで仕切った立入禁止区域内には、立ち入らないこと。
- 4) 貸しボートから空き缶、ごみ等を捨てないこと。
- 5) 池では、魚等を放流したり、取ったりしないこと。
- 6) 池では泳がないこと。

第5章 自動販売機

第56条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 自動販売機での販売は、缶又はペットボトル又は紙パック、ヌードル、紙コップの飲料品（乳飲料を含む）等を想定しているが、販売価格は市場価格に準じる
2. 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
3. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
4. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
5. 設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。

■設置箇所一覧

<淡路地区>（令和4年度実績）

設置箇所	設置する自動販売機の種類・台数
東浦口ゲート前	飲料1台
子供の森	飲料1台
ビジター棟南側	飲料1台
ビジター棟北側	飲料・アイス各1台（計2台）
芝生広場	飲料3台
夢っこランド	飲料2台
淡路口ゲート前	飲料1台
管理棟	飲料1台
海のテラス	飲料1台

<神戸地区>（令和4年度実績）

設置箇所	設置する自動販売機の種類
長屋門前	飲料
厨房棟内	飲料
相談ヶ辻の家横	飲料
サンデン便所棟横	飲料
遊びの森遊具周辺	飲料

※台数については、調査職員と協議の上決定するものとする。

第57条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で自動販売機の管理運営にあたらせるものとする。

第58条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、

清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等)、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等(建物除く)の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。

その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に調査職員と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の調査職員との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、近畿地方整備局及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。

3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第59条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

第60条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前近畿地方整備局と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。

3. 販売商品等については事前に近畿地方整備局と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、近畿地方整備局の指示に従うこと。

第6章 自主事業における行催事等

第61条 自主事業における行催事等

1. 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業(広報も含む)を実施することができる。
2. 行催事を開催行する場合は、本公園の利用者増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、別添一22「公園利用重点調整区域」または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
5. 調査職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
6. 事業者は、自主事業実施による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応すること。
7. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、開園時間の延長を伴うものは2ヶ月前、伴わないものは1ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の2週間前までには申請書を近畿地方整備局に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
8. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、施設使用料または建物使用料及び土地使用料が不要となる場合もある。
9. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用(水道、電気料金を含む)を負担するものとする。
10. 事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 事業者は、事前に近畿地方整備局長の承諾を得た上で、自主事業の実施場所等に協賛企業の名称等の表示を行うことができる。この場合、兵庫県屋外広告物条例等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示できない。
 - 2) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
11. 事業者は調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

第62条 自主事業における飲食・物販・体験学習施設等の新設・管理運営

施設等運営者は、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴うものに限っては、別添－５５（体験学習施設の設置可能範囲）、及び別添－５６（飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲）に定める範囲において、施設を新設し、本業務の実施期間を超えて、10年間を上限として管理運営することができる。この場合、管理運営の方法については、本規定書に記載する各種収益施設の方法に準じるものとする。なお、自主事業においても他の収益施設同様に、都市公園法第5条に基づく許可を受けた上で、土地使用料を収めなければならない。

新たに飲食・物販・体験学習施設を設置した場合、本業務契約期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承継）も可能である。

また、施設を新設する場合、実施期間終了時又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。

第7章 自主事業における体験学習施設の新設・管理運営

第63条 総則

体験学習施設は、未開園区域のうち、第65条に指定された下表の耕作地・樹林地の範囲において、施設運営者が都市公園法第5条の許可を受けて設置及び管理運営する施設である。

体験学習施設は、自主事業で実施されることを期待する。

第64条 施設の目的

体験学習施設は、国営明石海峡公園神戸地区において、来園者への里地・里山体験の機会の提供、レクリエーションの提供等を行う施設である。

荒廃した里山林を公園利用者参加による間伐・伐採や下草刈り、林産品等の栽培、林間レクリエーション活動などを通じて良好な里山林として再生・保全・利用することを考慮して運営を行う。

第65条 運営対象範囲

体験学習施設の区域は、下表の耕作地・樹林地の範囲（別添—55「体験学習施設の設置可能範囲」参照）のうち、事業者が提示した区域である。

施設名称		面積
体験学習施設	里山活動体験林	約 18,000m ²
	里地活動体験農地	約 17,000m ²

第66条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、体験学習施設の管理運営にあたらせるものとする。

第67条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、定休日の設定ができるものとする。
2. 定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出するものとする。
3. 施設等運営者は、以下の営業時間を原則とする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて営業時間の短縮又は延長する場合は、近畿地方整備局と協議をすることとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第68条 利用料金

施設利用者の利用料金は、近畿地方整備局と協議の上、定めるものとする。

第69条 業務内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うことができる。

- 1) 里地・里山の維持管理に関すること
- 2) 耕作・収穫体験の提供
- 3) 収穫物および薪等採取物の調理、販売に関すること
- 4) 里地・里山におけるレクリエーション活動の提供に関すること
- 5) 里地・里山における文化活動・学習活動に関すること
- 6) 上記2～5に係る利用料金、代金、参加費等の徴収、領収証の発行に関すること
- 7) 上記2～5に係る安全管理に関すること
- 8) 占用区域の安全管理に関すること
- 9) 体験学習施設の利用に伴う苦情処理に関すること
- 10) 前各号に掲げる業務に付随すること

第70条 里地・里山および施設・設備の維持管理

施設等管理者は、使用期間中、里地・里山の機能の維持、および安全確保に必要な管理を行うものとする。

第71条 費用負担

体験学習施設に関わる一切の費用（農耕や維持管理に係る機械器具、種苗、肥料・土壌改良材に係る経費、光熱水費等）、運営に関する備品等の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

その他、本業務を実施するにあたり必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡す必要があるが、公園管理者が特別に承認した場合は原状回復を行わず、近畿地方整備局に引き渡すこと。

第72条 責任の範囲

1. 共通仕様書第6条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用

者に損害の賠償を求める。

第73条 施設利用上の注意

原則として禁止事項は以下のとおりとする。

- 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある行為。
- 2) 公園で定める制限事項に違反する行為。
- 3) ペット等の動物の持込み。ただし、身体障害者補助犬については除く。
- 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる行為。

【国営明石海峡公園 淡路地区】

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分	370,639	359,127	377,421	376,772
	成果報酬等				
旅費その他					
減価償却費					
退職給付費用					
間接部門費					
計 (a)					
参考値 (b)					
(a) + (b)					
(注: 事項)					
・ 委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。					
・ 令和3年度現在の開園面積は 40.4ha。					
運営維持管理業務 (収益施設等設置管理運営業務にかかる費用を除く)					
		(単位：千円)			
	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	
業務全体のマネジメント及び企画立案	185,585	177,110	194,260	192,965	
施設・設備管理	33,937	30,765	115,258	112,067	
植物管理	118,601	118,031	28,472	33,904	
一般管理費等	5,061	3,868	5,124	3,584	
消費税相当額	27,455	29,353	34,306	34,252	
小計	370,639	359,127	377,421	376,772	

2 従来の実施に要した人員 (単位：人)				
(淡路地区)	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
常勤職員	13	14	15	15
非常勤職員	26	25	25	26

(令和5年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 企業の業務実績に関する要件
同種又は類似業務の経験

2. 技術力に関する要件
○ 植物管理業務責任者
1級造園施工管理技士

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・ 入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった(平成31-35年度)

1. 企業の業務実績に関する要件

	① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	② 施設・設備維持管理業務	③ 植物管理業務	④ 収益施設等設置管理運営業務
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に必要要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・設備維持管理業務に必要要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物管理業務に必要要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益施設等設置管理運営業務に必要要件
注	<p>下記に示す業務(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)において1件以上の実績を有していること(申請書類提出時において実施中の業務については、平成32年1月31日までに完了したもの)</p> <p>下記(1)～(2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を1件以上有すること</p> <p>1.2.1参照)の実績を1件以上有すること</p>	<p>下記(1)～(2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を1件以上有すること</p> <p>1.2.1参照)の実績を1件以上有すること</p>	<p>下記(1)～(2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績(収益施設のうら、いずれかの1種類以上の運営を行った実績)を1件以上有すること</p>	<p>下記(1)～(2)のいずれかを対象とした施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.2参照)の実績(収益施設のうら、いずれかの1種類以上の運営を行った実績)を1件以上有すること</p>
留意事項	<p>1) 地区公園、特殊公園、都市市民全衆の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など)</p> <p>2) レクリエーション施設※2又は観光、商業施設※3で、園地管理※4で、園地管理※4を行っている施設</p>			
保有資格者	<p>1 級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること</p>			

※1: 業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。(共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。)

※2: レクリエーション施設(主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例: 遊園地、動物園、植物園、水遊び、牧場、テーマパーク、テニスコート、ゴルフ場等))

※3: 観光、商業施設: 宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例: 大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)

※4: 園地: 屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に開示されているとともに、適切な計画的な維持管理がなされていると見なされる園地。(移動可能なフランチ等一部の植物管理は含まない)

2. 技術力に関する要件

○ 植物管理業務責任者
1級造園施工管理技士

(業務の繁閑の状況とその対応)
なし

(注: 記事項)

- ・ 運営維持管理業務の費用のみ(収益施設等設置管理運営業務に係る人員はのぞく。)
- ・ 平成30年度に委託企業の職員13名、長期アルバイト26名、平成31年度(令和元年度)に委託企業の職員14名、長期アルバイト25名、令和2年度に委託企業の職員15名、長期アルバイト25名、令和3年度に委託企業の職員15名、長期アルバイト26名が従事していた。
- ・ 従事者に求める知識や技術は、平成31年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）

- 別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」、別紙27「公園利用者に対して供与した施設・設備」
 ている物品一覧」及び別紙29「建物・工作物に係る修繕履歴」
- 運営維持管理業務の施設・設備のみ（収益施設等設置管理運営業務に係る施設・設備は除く。）。

（注記事項）

4 従来の実施における目的の達成の程度

■年間指標

	平成30年度		平成31年度（令和元年度）		令和2年度		令和3年度			
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績		
									4月～12月	2月～3月
公園利用者数（単位：人）※1	222,635	244,719	186,137	212,882	47,000	42,880	410,000	239,668	410,000	340,252
公園に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2（単位：％）	89	86.6	89	87.2	90	99	90	98.6	90	98.2
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	85	83	87	83.6	90	94	90	96.9	90	97.1
利用プログラムの年間開催回数、年間開催回数、延べ参加人数※5 （単位：回）	131	175	98	125	22	10	131	111	131	156
延べ参加人数 （単位：人）	44,550	92,242	33,413	48,714	7,400	4,882	44,500	26,852	44,500	47,876
マスコミによる報道件数（単位：件）	429	374	321	228	-	-	-	-	-	-
ホームページ総アクセス件数 （単位：件）	253,556	506,406	190,167	386,332	-	-	-	-	-	-
SNSによる情報発信件数（単位：件）	-	-	-	-	50	63	300	610	300	796

■四半期指標

	平成30年度				平成31年度（令和元年度）				令和2年度				令和3年度			
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園利用者数 ^{※1} （単位：人）	81,537	107,651	72,644	44,393	31,956	50,761	36,498	41,714	81,537	120,495	72,644	44,794	31,956	47,393	47,000	42,880
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率 ^{※2} （単位：％）	91	86.8	85	86.1	92	89	86	84.3	91	84.6	85	89	95	88	90	89
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」 ^{※3}	92	86.5	82	83.9	88	88.7	77	73	92	78.5	92	85.3	88	87.1	90	94
公園利用者数 ^{※1} （単位：人）	160,000	239,960	136,000	73,347	62,000	71,040	56,000	65,321	160,000	299,600	136,000	73,347	62,000	71,040	56,000	65,321
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率 ^{※2} （単位：％）	90	96.7	90	98.1	90	98.9	90	98.8	90	96.7	90	98.1	90	98.9	90	98.8
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」 ^{※3}	90	96.9	90	97.0	90	98.6	90	94.9	90	96.9	90	97.0	90	98.6	90	94.9
公園利用者数 ^{※1} （単位：人）	160,000	103,861	136,000	68,060	62,000	95,735	56,000	72,596	160,000	103,861	136,000	68,060	62,000	95,735	56,000	72,596
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率 ^{※2} （単位：％）	90	98.0	90	98.4	90	99.4	90	98.8	90	98.0	90	98.4	90	99.4	90	98.8
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」 ^{※3}	90	95.5	90	98.2	90	99.1	90	95.6	90	95.5	90	98.2	90	99.1	90	95.6

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)
運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。
運営管理の重点事項を選定している。
2. (目標値・計画値の設定根拠)
包括的な質の水準を目標値・計画値として設定している。
3. (実績の計算・把握の方法)
実施要項1.3.4.モニタリング方法による。
管理者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。
4. 表中の注記は以下のとおり。
 - ※1：公園利用者数の集計方法は別紙-12による。
 - ※2：国が春・夏・秋・冬の平日・休日の計8日間調査を行っている利用実態調査（別紙-13）の間 10-13「この公園を利用している総合的な満足度について」における「満足」「やや満足」の合計回答比率。
 - ※3：国が春・夏・秋・冬の平日・休日の計8日間調査を行っている利用実態調査（別紙-13）の間 10-1「緑の量や花の演出について」の合計回答比率。
 - ※4：利用プログラムとは、国営明石海峡公園の施設を利用して行う内容で、国営明石海峡公園が主催又は共催するもの。
 - ※5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。
委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告はカウントできるものとする。
 - ・テレビ (NHK・民放) ・ラジオ (AM、FM) の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
 - ・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが淡路市及び神戸市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。
 - ・事件、事故等の報道件数は除く。
 - ※6：ホームページの総アクセス件数は、淡路地区と神戸地区のサイトへのアクセス件数である。
(標数のページを閲覧した場合も1件とカウントする。)

5 従来の実施方法等

従来の実施方法

・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

・花の演出、広報、イベント・行事を一元的に検討し、利用者数及び満足度を目標としている。

(注記事項)

・別紙-12「公園利用者数」、別紙-13「都市公園利用アンケート調査」、別紙-14「イベントリスト (実績)」、別紙-15「SNS投稿件数」

【業務区分表】

業務内容	業務細目	現状(H31-35年度)		R6-9年度		備考 (作業時期・頻度・条件等)
		国土交通省	A(受託者) A以外の業者	国土交通省	B(受託者) B以外の業者	
①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務 ②施設・設備維持管理業務 ③植物管理業務 ④収益施設等設置管理業務	本業務全体の企画立案及びマネジメント業務		○		○	通年
	維持修繕・保守 点検 清掃		○		○	通年
	植物管理業務		○		○	通年
	収益施設等設置 管理業務		○		○	通年
自主事業			○		○	通年

国営明石海峡公園運営維持管理業務

【国営明石海峡公園 神戸地区】

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分	301,308	294,740	262,405	262,405
	成果報酬等				
旅費その他					
減価償却費					
退職給付費用					
間接部門費					
計(a)					
参考値(b)					
(a) + (b)					

(注：事項)

- ・委託費定額部分の内訳は以下のおりである。
- ・令和3年度現在の開園面積は46.2ha。

運営維持管理業務（収益施設等設置管理運営業務にかかる費用を除く）

		(単位：千円)		
		平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
植物管理	88,396	92,068	71,352	71,097
施設・設備管理	24,734	32,647	23,094	22,686
業務全体のマネジメント及び企画立案	144,620	130,219	131,823	132,286
間接業務費	257,752	254,934	226,269	226,069
一般管理費等	21,319	17,376	12,279	12,479
消費税相当額	22,319	24,189	23,855	23,855
小計	301,308	296,502	262,405	262,405

。

2 従来の実施に要した人員 (単位：人)

(淡路地区)	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
常勤職員	15	15	13	13
非常勤職員	0	0	0	0

(令和5年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 企業の業務実績に関する要件
同種又は類似業務の経験
2. 技術力に関する要件
○植物管理業務責任者
1級造園施工管理技士

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった(平成31~35年度)

1. 企業の業務実績に関する要件

	①施設・設備維持管理業務 必要要件	②施設・設備維持管理業務 必要要件	③植物管理業務 必要要件	④収益施設等管理運営業務 必要要件
業務実績	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務 企業立案業務に必要要件	②施設・設備維持管理業務に必要要件	③植物管理業務に必要要件	④収益施設等管理運営業務に必要要件
注記	下記に示す業務(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)において1件以上の実績を有していること(申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成32年1月31日までに完了するもの) 下記(1)~(2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を1件以上有すること	下記(1)~(2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を1件以上有すること	下記(1)~(2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を1件以上有すること	下記(1)~(2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を1種類以上有すること
注意	1) 地区公園、特殊公園、都市市民広場の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など) 2) レクリエーション施設※2 又は観光・商業施設※3 で、園地管理※4 としての実績も認める			
保有資格			1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること	

- ※1：業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。(共同体内の実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。)
- ※2：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水庭園、球場、テニスコート、ゴルフ場等)
- ※3：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一体的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
- ※4：園地：屋外において半面を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に開放されているとともに、適切な計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等一部の植物管理は含まない。)

2. 技術力に関する要件

- 植物管理業務責任者
1級造園施工管理技士

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設等設置管理運営業務に係る人員はのぞく。)
- ・平成30年度委託企業の職員15名、平成31年度委託企業の職員15名、令和2年度委託企業の職員13名、令和3年度委託企業の職員13名が従事していた。
- ・従事者に求める知識や技術は、平成31年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）

- ・ 別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」、別紙27「公園利用者に対して供与した施設・設備」
 ている物品一覧」及び別紙29「建物・工作物に係る修繕履歴」
- ・ 運営維持管理業務の施設・設備のみ（収益施設等設置管理運営業務に係る施設・設備は除く。）。

（注記事項）

4 従来の実施における目的の達成の程度

■年間指標

	平成30年度		平成31年度（令和元年度）		令和2年度		令和3年度		
	目標 計画	実績	4月～12月		2月～3月		目標 計画	実績	
			目標 計画	実績	目標 計画	実績			
公園利用者数（単位：人）※1	140,000	43,917	125,000	38,715	4,300	4,194	39,000	34,422	47,344
公園に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2（単位：％）	80	81	80	81	90	96	92	97	98
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	60	77	60	76	90	96	90	97	98
利用プログラムの年間開催回数、延べ参加人数※5	24	176	18	145	4	800	24	88	106
年間開催回数、延べ参加人数※5	19,200	21,181	17,100	23,210	6	315	8,300	11,588	11,989
（単位：人）									
マスコミによる報道件数（単位：件）	120	456	90	535	-	-	-	-	-
ホームページ総アクセス件数（単位：件）	87,000	123,435	77,400	99,613	-	-	-	-	-
SNSによる情報発信件数（単位：件）	-	-	55	406	50	41	330	612	1,271

■四半期指標

	平成30年度						平成31年度（令和元年度）							
	4～6月		7～9月		10～12月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園利用者数※1（単位：人）	53,000	17,300	32,000	6,350	40,000	11,359	53,000	15,904	32,000	10,439	40,000	12,372	4,300	4,194
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2（単位：％）	80	81	80	77	80	89	80	82	80	80	82	82	92	96
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	60	77	60	83	60	66	60	83	60	69	60	76	80	96
（単位：％）														
公園利用者数※1（単位：人）	15,600	3,455	8,000	9,637	8,700	14,333	6,700	15,600	3,455	8,000	9,637	8,700	14,333	6,997
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2（単位：％）	92	94	92	100	92	96	92	100	92	92	92	96	92	100
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	90	94.3	90	100	90	96	90	94.3	90	100	90	96	90	97
（単位：％）														
公園利用者数※1（単位：人）	15,600	11,546	8,000	11,804	8,700	14,861	6,700	15,600	11,546	8,000	11,804	8,700	14,861	9,133
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2（単位：％）	92	99	92	98	92	98	92	99	92	92	96	92	98	99
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	90	99	90	97	90	99	90	99	90	97	90	99	90	98
（単位：％）														

5 従来の実施方法等
従来の実施方法
・業務区分表参照 (事業の目的を達成する観点から重視している事項)
・花の演出、広報、イベント・行催事を一元的に検討し、利用者数及び満足度を目標としている。
(注記事項)
・別紙-12「公園利用者数」、別紙-13「都市公園利用アンケート調査」、別紙-14「イベントリスト(実績)」、別紙-15「SNS投稿件数」

<p>(注記事項)</p> <p>1. (指標の意義、選定根拠) 運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。 運営管理の重点事項を選定している。</p> <p>2. (目標値・計画値の設定根拠) 包括的な質の水準を目標値・計画値として設定している。</p> <p>3. (実績の計算・把握の方法) 実施要項1.3.4.モニタリング方法による。 管理者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。</p> <p>4. 表中の注記は以下のおり。 ※1：公園利用者数の集計方法は別紙-12による。 ※2：国が春・夏・秋・冬の平日・休日の計8日間調査を行っている利用実態調査(別紙-13)の間10-14「この公園を利用している総合的な満足度について」における「満足」「やや満足」の合計回答比率。 ※3：国が春・夏・秋・冬の平日・休日の計8日間調査を行っている利用実態調査(別紙-13)の間10-1「緑の量や花の演出について」の合計回答比率。 ※4：利用プログラムとは、国営明石海峡公園の施設を利用して行う内容で、国営明石海峡公園が主催又は共催するもの。 ※5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。 委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告はカウントできるものとする。 ・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。 ・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが淡路市及び神戸市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。 ・事件、事故等の報道件数は除く。 ※6：ホームページの総アクセス件数は、淡路地区と神戸地区のサイトへのアクセス件数である。 (標数のページを閲覧した場合も1件とカウントする。)</p>

【業務区分表】

業務内容	業務細目	現状(H31-35年度)		R6-9年度		備考 (作業時期・頻度・条件等)
		国土交通省	A(受託者) A以外の業者	国土交通省	B(受託者) B以外の業者	
①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務 ②施設・設備維持管理業務 ③植物管理業務 ④収益施設等設置管理業務	本業務全体の企画立案及びマネジメント業務		○		○	通年
	維持修繕・保守 点検 清掃		○		○	通年
	植物管理業務		○		○	通年
	収益施設等設置 管理業務		○		○	通年
	自主事業		○		○	通年

国営明石海峡公園運営維持管理業務

精算報告書

H30		(単位:円)		
経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額 (A)-(B)	備考
植物管理	118,228,000	118,600,853	-372,853	
施設・設備管理	30,210,000	33,937,448	-3,727,448	
業務全体のマネジメント 及び企画立案	189,685,000	185,584,699	4,100,301	
一般管理費等	5,061,000	5,061,000	0	
消費税相当額	27,454,720	27,454,720	0	
計	370,638,720	370,638,720	0	

精算報告書

H31(R1)		(単位:円)		
経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額 (A)-(B)	備考
植物管理	116,218,000	118,030,698	-1,812,698	
施設・設備管理	29,453,000	30,765,617	-1,312,617	
業務全体のマネジメント 及び企画立案	179,900,000	177,109,601	2,790,399	
一般管理費等	3,868,000	3,868,000	0	
消費税相当額	29,688,040	29,353,124	334,916	
計	359,127,040	359,127,040	0	

精算報告書

R2 (単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額(A)-(B)	備考
業務全体のマネジメント及び企画立案	198,250,000	194,260,409	3,989,591	
植物管理	111,708,000	115,258,054	-3,550,054	
施設・設備管理	28,028,000	28,472,178	-444,178	
一般管理費等	5,124,000	5,124,000	0	
消費税相当額	34,311,000	34,306,359	4,641	
計	377,421,000	377,421,000	0	

精算報告書

R3 (単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額(A)-(B)	備考
業務全体のマネジメント及び企画立案	200,414,000	192,965,165	7,448,835	
植物管理	107,708,000	112,066,565	-4,358,565	
施設・設備管理	29,274,000	33,904,270	-4,630,270	
一般管理費等	5,124,000	3,584,000	1,540,000	
消費税相当額	34,252,000	34,252,000	0	
計	376,772,000	376,772,000	0	

精算報告書

H30		(単位:円)		
経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額(A)-(B)	備考
植物管理	84,969,000	88,396,348	-3,427,348	
施設・設備管理	26,800,000	24,734,794	2,065,206	
業務全体のマネジメント及び企画立案	144,620,000	144,620,957	-957	
一般管理等	22,600,000	21,236,901	1,363,099	
消費税相当額	22,319,120	22,319,120	0	
計	301,308,120	301,308,120	0	

精算報告書

H31(R1)		(単位:円)		
経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額(A)-(B)	備考
植物管理	92,909,000	92,069,258	839,742	
施設・設備管理	33,990,000	32,647,819	1,342,181	
業務全体のマネジメント及び企画立案	124,297,000	130,219,283	-5,922,283	
一般管理等	20,976,000	17,376,378	3,599,622	
消費税相当額	24,330,000	24,189,262	140,738	
計	296,502,000	296,502,000	0	

精算報告書

R2 (単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額(A)-(B)	備考
植物管理	132,600,000	131,823,528	776,472	
施設・設備管理	70,000,000	71,352,866	-1,352,866	
業務全体のマネジメント及び企画立案	23,100,000	23,094,308	5,692	
一般管理等	12,850,000	12,279,298	570,702	
消費税相当額	23,855,000	23,855,000	0	
計	262,405,000	262,405,000	0	

精算報告書

R3 (単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額(A)-(B)	備考
植物管理	132,600,000	132,286,707	313,293	
施設・設備管理	70,000,000	71,097,310	-1,097,310	
業務全体のマネジメント及び企画立案	23,100,000	22,686,931	413,069	
一般管理等	12,850,000	12,479,052	370,948	
消費税相当額	23,855,000	23,855,000	0	
計	262,405,000	262,405,000	0	

公園利用者数等

■公園利用者数

【H30年度】 (単位：人)

	第1四半期				第2四半期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	9月	
有料区域	77,875	69,926	19,463	63,699	25,785	21,511		
大人	42,128	22,398	10,605	7,400	13,754	10,826		
子供	8,851	4,756	1,669	1,599	4,305	3,842		
シルバー	10,570	4,534	2,140	827	1,059	981		
無料入園者※1	16,326	38,238	5,049	53,873	6,667	5,862		
無料区域	9,150	11,768	4,841	2,538	1,614	7,796		
合計	87,025	81,694	24,304	66,237	27,399	29,307		
四半期合計	193,023				122,943			
うち包括的な質の評価対象となる利用者数	167,264				110,995			

(単位：人)

	第3四半期				第4四半期				累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月		
有料区域	43,542	20,857	8,967	11,463	13,484	37,185	413,757		
大人	19,056	10,204	4,491	5,689	4,521	18,941	170,013		
子供	4,389	2,465	1,149	1,456	894	3,599	38,974		
シルバー	5,736	2,712	559	762	1,029	4,823	35,732		
無料入園者※1	14,361	5,476	2,768	3,556	7,040	9,822	169,038		
無料区域	7,828	7,109	8,423	2,631	2,520	3,087	69,305		
合計	51,370	27,966	17,390	14,094	16,004	40,272	483,062		
四半期合計	96,726				70,370				483,062
うち包括的な質の評価対象となる利用者数	73,366				62,132				413,757

※1 無料日の有料エリア入園者については無料入園者に含む

【H31年度(R1年度)】

(単位：人)

	第1四半期				第2四半期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	9月	
有料区域	77,644	102,809	21,022	61,655	25,911	18,422		
大人	36,873	32,073	11,180	10,240	13,560	9,924		
子供	9,273	11,893	1,839	2,241	3,844	1,651		
シルバー	9,215	5,695	2,454	1,224	953	1,157		
無料入園者※1	22,283	53,148	5,549	47,950	7,554	5,690		
無料区域	6,599	13,255	5,378	2,947	2,932	9,095		
合計	84,243	116,064	26,400	64,602	28,843	27,517		
四半期合計	226,707				120,962			
うち包括的な質の評価対象となる利用者数	201,475				105,988			

(単位：人)

	第3四半期				第4四半期				累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月		
有料区域	33,256	30,876	9,302	12,865	11,402	31,478	436,642		
大人	12,851	14,678	4,490	6,299	5,601	16,284	174,053		
子供	2,551	4,599	1,266	1,770	961	4,034	45,922		
シルバー	4,228	2,204	526	772	856	2,218	31,502		
無料入園者※1	13,626	9,395	3,020	4,024	3,984	8,942	185,165		
無料区域	6,197	6,486	7,032	3,118	1,458	764	65,261		
合計	39,453	37,362	16,334	15,983	12,860	32,242	501,903		
四半期合計	93,149				61,085				501,903
うち包括的な質の評価対象となる利用者数	73,434				55,745				436,642

※1 無料日の有料エリア入園者については無料入園者に含む

【R2年度】

(単位：人)

	第1四半期			第2四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
有料区域	6,328	4,082	19,550	12,566	33,940	26,841
	(77,644) ^{※2}	(102,809) ^{※2}				
大人	3,266	2,092	10,257	5,711	21,104	14,539
子供	801	480	1,533	835	2,989	2,707
シルバー	715	269	2,543	700	1,268	1,104
無料入園者 ^{※1}	1,546	1,241	5,217	5,320	8,579	8,491
無料区域	80	120	80	480	1,077	1,234
合計	6,408	4,202	19,630	13,046	35,017	28,075
四半期合計	30,240					
うち包括的な質の評価対象となる利用者数	29,960 (200,003) ^{※2}					

(単位：人)

	第3四半期			第4四半期			累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料区域	34,629	25,401	11,010	6,791	14,201	44,329	239,668
	(31,478) ^{※2}						(396,860) ^{※2}
大人	13,274	13,221	5,198	3,111	7,104	19,143	70,396
子供	2,388	2,477	1,161	945	1,394	3,387	18,351
シルバー	3,359	1,911	551	309	1,228	5,574	43,326
無料入園者 ^{※1}	15,608	7,792	4,100	2,426	4,475	16,225	53,697
無料区域	1,940	3,693	4,895	1,474	565	15,710	31,348
合計	36,569	29,094	15,905	8,265	14,766	60,039	271,016
四半期合計	81,568						
うち包括的な質の評価対象となる利用者数	71,040						
	65,321 (52,470) ^{※2}						

※1 無料日の有料エリア入園者については無料入園者を含む

※2 包括的な質の設定にあたっては、()内の数値を使用した。()内の数値は、緊急事態宣言に伴う臨時休園及び淡路花博20周年記念花みどりフェア期間中(令和2年4月1日～5月31日、令和3年3月1日～31日)の利用者数を除外するため、該当期間に平成31年4月1日～5月31日、令和2年9月1日～10月31日の利用者数を代入したものである。

【R3年度】

(単位：人)

	第1四半期			第2四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
有料区域	53,560	34,305	15,996	19,783	24,836	23,441
	(77,644) ^{※2}	(102,809) ^{※2}				(26,841) ^{※2}
大人	30,226	21,354	8,578	11,228	15,129	12,987
子供	4,434	2,808	858	2,118	3,098	2,271
シルバー	6,545	1,641	1,738	830	709	1,562
無料入園者 ^{※1}	12,355	8,502	4,822	5,607	5,900	6,621
無料区域	30,484	17,353	108	400	208	2,010
合計	84,044	51,658	16,104	20,183	25,044	25,451
四半期合計	151,806					
うち包括的な質の評価対象となる利用者数	103,861 (196,449) ^{※2}					

(単位：人)

	第3四半期			第4四半期			累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料区域	53,970	27,921	13,844	14,261	13,549	44,786	340,252
	(34,629) ^{※2}						(416,899) ^{※2}
大人	25,597	13,157	6,402	6,867	6,590	23,042	97,242
子供	4,458	3,142	1,702	1,892	1,295	3,993	29,507
シルバー	6,589	2,868	889	735	751	5,032	60,671
無料入園者 ^{※1}	17,326	8,754	4,851	4,767	4,913	12,719	103,893
無料区域	9,178	3,273	5,024	1,401	992	3,108	73,539
合計	63,148	31,194	18,868	15,662	14,541	47,894	413,791
四半期合計	113,210						
うち包括的な質の評価対象となる利用者数	95,735 (76,394) ^{※2}						

※1 無料日の有料エリア入園者については無料入園者を含む

※2 包括的な質の設定にあたっては、()内の数値を使用した。()内の数値は、淡路花博20周年記念花みどりフェア期間中(令和3年4月1日～5月31日、9月1日～10月31日)の利用者数を除外するために、該当期間に平成31年4月1日～5月31日、令和2年9月1日～10月31日の利用者数を代入したものである。

公園利用者数等

■公園利用者数

【H30 年度】

(単位：人)

	第1四半期				第2四半期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	8月	9月
有料入園者	2,307	1,894	2,675	805	1,048	1,044		
大人	1,383	1,030	1,899	444	754	480		
シルバー	924	864	776	361	294	564		
無料入園者(小人)	360	1,309	1,826	266	370	233		
無料入園者(一般)	1,401	3,817	1,711	791	907	886		
合計(有料区域)	4,068	7,020	6,212	1,862	2,325	2,163		
四半期合計 (有料区域)	17,300							
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	17,300							

(単位：人)

	第3四半期				第4四半期				累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月	3月	
有料入園者	2,660	1,354	808	1,362	642	1,156			17,755
大人	1,564	562	367	726	241	459			9,909
シルバー	1,096	792	441	636	401	697			7,846
無料入園者(小人)	1,720	458	375	519	149	256			7,841
無料入園者(一般)	2,319	916	749	1,268	1,367	2,189			18,321
合計(有料区域)	6,699	2,728	1,932	3,149	2,158	3,601			43,917
四半期合計 (有料区域)	11,359								
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	11,359								

【H31 年度 (R1 年度)】

(単位：人)

	第1四半期				第2四半期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	8月	9月
有料入園者	1,678	2,003	2,245	2,091	1,037	1,430		
大人	887	1,161	1,500	1,484	754	769		
シルバー	791	842	745	607	283	661		
無料入園者(小人)	426	1,862	1,506	433	536	605		
無料入園者(一般)	1,561	3,271	1,352	1,592	1,234	1,481		
合計(有料区域)	3,665	7,136	5,103	4,116	2,807	3,516		
四半期合計 (有料区域)	15,904							
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	15,904							

(単位：人)

	第3四半期				第4四半期				累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月	3月	
有料入園者	2,208	1,553	667	1,412	747	1,319			18,390
大人	1,364	586	283	867	371	649			10,675
シルバー	844	967	384	545	376	670			7,715
無料入園者(小人)	2,058	937	252	416	123	261			9,415
無料入園者(一般)	2,724	1,153	820	1,263	751	993			18,195
合計(有料区域)	6,990	3,643	1,739	3,091	1,621	2,573			46,000
四半期合計 (有料区域)	12,372								
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	12,372								

【R2 年度】 (単位：人)

	第1四半期				第2四半期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	8月	9月
有料入園者	395	213	1,013	994	1,427	1,943		
大人	205	104	514	569	1,002	1,186		
シルハ-	190	109	499	425	425	757		
無料入園者(小人)	76	42	125	177	477	778		
無料入園者(一般)	270	271	1,050	1,005	1,351	1,485		
合計(有料区域)	741	526	2,188	2,176	3,255	4,206		
四半期合計 (有料区域)	3,455				9,637			
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	3,455				9,637			

(単位：人)

	第3四半期				第4四半期				累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月	3月	
有料入園者	1,987	2,336	991	931	1,231	1,529			14,990
大人	922	1,133	500	525	682	702			8,044
シルハ-	1,065	1,203	491	406	549	827			6,946
無料入園者(小人)	2,894	847	175	304	143	230			6,268
無料入園者(一般)	2,733	1,403	967	768	833	1,028			13,164
合計(有料区域)	7,614	4,586	2,133	2,003	2,207	2,787			34,422
四半期合計 (有料区域)	14,333				6,997				34,422
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	14,333				6,997				34,422

【R3 年度】 (単位：人)

	第1四半期				第2四半期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	8月	9月
有料入園者	1,469	2,174	1,949	2,100	1,331	3,106		
大人	808	1,568	1,331	1,607	988	1,650		
シルハ-	661	6,006	618	493	343	1,456		
無料入園者(小人)	407	550	474	392	394	450		
無料入園者(一般)	1,457	1,341	1,725	1,286	1,194	1,551		
合計(有料区域)	3,333	4,065	4,148	3,778	2,919	5,107		
四半期合計 (有料区域)	11,546				11,804			
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	11,546				11,804			

(単位：人)

	第3四半期				第4四半期				累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月	3月	
有料入園者	2,986	1,804	882	1,659	815	1,744			22,019
大人	1,854	971	438	1,012	464	974			13,247
シルハ-	1,132	833	444	647	351	770			13,754
無料入園者(小人)	2,251	1,658	341	487	237	303			7,944
無料入園者(一般)	2,028	1,777	1,134	1,559	782	1,547			17,564
合計(有料区域)	7,265	5,239	2,357	3,705	1,834	3,594			47,344
四半期合計 (有料区域)	14,861				9,133				47,344
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	14,861				9,133				47,344

このアンケートはみなさまの公園をより良くするためのものです。お手数かとは存じますがどうぞご協力ください。

公園名称（ ）

問 1. あなた自身のことについてお尋ねします。

- 1-1. 性別 ①男性 ②女性
1-2. 年齢 ①小学校下級生 ②小学校上級生 ③中学生 ④高校生等 (15~18歳) ⑤19~29歳 ⑥30~39歳 ⑦40~49歳 ⑧50~59歳 ⑨60~64歳 ⑩65~69歳 ⑪70歳以上
1-3. 職業 ①農林漁業 ②サラリーマン ③自営業 ④主婦 ⑤学生 ⑥その他
1-4. 住所 ()市 ()区 ()町 ()丁目

Q1-1
Q1-2
Q1-3

問 1.1. この公園の管理についてお気付きになったことを、1つだけお選びください。

- ①特に不満はない ②施設がこわれている ③ゴミが多い ④雑草が多い
⑤木や草花の管理が悪い ⑥トイレが汚い ⑦禁止事項が多い
⑧その他 ()

Q11

問 2. 本日はどなたといらっしゃいましたか。

- ①一人 ②友人・知人 ③カップル ④夫婦 ⑤家族 ⑥学校の団体
⑦地域の団体 ⑧職場の団体 ⑨その他 ()

Q2

問 3. ここに来るまでの主な交通機関を教えてください。

- ①徒歩 ②自転車 ③バス、電車等の公共交通 ④貸切バス ⑤自家用車
⑥バイク ⑦その他 ()

Q3

問 4. 家を出てから（あるいは勤務先等から）ここまで、どのくらい時間がかかりましたか。

- ①5分以内 ②5~15分 ③15~30分 ④30分~1時間
⑤1時間~1時間30分 ⑥1時間30分~2時間 ⑦2時間以上

Q4

問 5. この公園を知ったきっかけは何ですか。

- ①いつも来ている ②たまたま付近を通りかかった ③人から聞いて
④市や町の広報を見て ⑤テレビ・ラジオ・雑誌等の紹介
⑥インターネットでみて ⑦ポスター・チラシを見て
⑧その他 ()

Q5

問 6. きょう、この公園をお選びになった理由は何ですか。あてはまるものをいくつもお答え下さい。

- ①近い ②交通の便がよい ③費用がかからない ④きれいな ⑤広い
⑥緑が多い ⑦安全 ⑧高齢者や身障者にとって使いやすい
⑨ベンチ等がありゆっくりできる ⑩スポーツ施設がある
⑪文化的な施設がある ⑫遊具や子どもの遊び場が充実している
⑬催し物をやっている ⑭賑わって活気がある ⑮歴史や情緒がある
⑯静かで落ち着ける ⑰犬の散歩ができる
⑱その他 ()

Q6

問 7. きょうはこの公園でどんなことをなさいましたか。いくつでもお選び下さい。

- ①散歩をした ②犬の散歩をした ③通り道として通過した ④のんびり休んだ
⑤子どもを遊ばせた ⑥友人・知人と遊んだ ⑦運動をした
⑧花や緑、自然を楽しんだ ⑨食事をした ⑩催し物を見た・参加した
⑪会話を楽しんだ ⑫運動競技を見た
⑬植物の手入れや清掃などの活動に参加した
⑭公園内の施設を利用した (施設名)
⑮その他 ()

Q7

問 8. 今日はここにどのくらい滞在していましたか。

- ①15分以内 ②15~30分 ③30~1時間 ④1時間~2時間
⑤2時間~3時間 ⑥3時間~5時間 ⑦5時間以上

Q8

問 9. この公園はどの程度利用されますか。

- ①ほぼ毎日 ②週に2~3回 ③週に1回 ④月に2~3回 ⑤月に1回
⑥年に数回 ⑦年に1回 ⑧数年に1回程度 ⑨はじめて来た

Q9

問 10. この公園を利用して、以下の項目に関して満足した点に、最も近い番号を1~5の中から1つ選んで番号を記入して下さい。

Table with 5 columns (満足, やや満足, 普通, やや不満, 不満) and 13 rows of survey items (Q10-1 to Q10-13).

問 1.2. あなたはどんな公園がほしいと思いますか。いくつでもお答え下さい。

- ①身近な場所にあり、子どもが遊び、緑や花にふれあうことができる公園
②遊戯や散策が楽しめ、ゆっくり休むことができる公園
③木々も多く緑豊かで、スポーツや健康づくり、行事を楽しむことができる公園
④街の中央にあり、様々な活動ができる街を代表するような公園
⑤本格的な競技やスポーツ大会などができる施設の整った公園
⑥緑豊かで自然とのふれあいができ、景色や見晴らしの良い郊外にある公園
⑦動植物や環境などについて学べる施設やプログラムのある公園
⑧泊りがけでアウトドアスポーツをはじめ、日頃できない活動を楽しむことができる公園
⑨会社やお店が多い街で小さくても休憩や気分転換ができる公園
⑩自然の環境が豊かで、地域の緑として大切な森や緑がある公園
⑪その他 ()

Q12

問 1.3. あなたは公園の役割として、どのようなことを期待しますか。いくつでもお答えください。

- ①快適で美しいまちづくりの拠点
②ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化に役立つこと
③多様な生物の生息の場
④自然やいきものとのふれあいの場
⑤災害時に避難できること
⑥公園づくりや植物の手入れなど社会参加の場
⑦地域の歴史資産の保存・活用の場
⑧地域の観光拠点
⑨いろいろな世代の人や地域の人との交流の場
⑩趣味や文化活動の場
⑪子どもの遊び空間
⑫運動、スポーツ、健康づくりの場
⑬屋外で食事をしたり、遊べる場
⑭やすらぎやくつろぎの場
⑮花やきれいな景色を楽しめる場
⑯その他 ()

Q13

問 1.4. この公園の入園料についてどうお考えですか。

- ①非常に安い ②安い ③ふつう ④高い ⑤非常に高い

Q14

問 1.5. ①、②あるいは④、⑤を選択した方について、そのようにお考えになる理由をお書きください。

(理由)

公園までの距離（調査担当部局で記入）
①250m以下 ②25~500m ③500m~1km ④1~2.5km ⑤2.5~5km
⑥5~10km ⑦10~20km ⑧20~50km ⑨50~100km ⑩100km以上

問 1.6. シースケープ・ラウンジエリアが国営明石海峡公園の一部であることをご存じでしたか。

- ①知っていた ②知らなかった

問 1.7. シースケープ・ラウンジエリアのどの施設を利用しましたか。いくつでもお選びください。

- ①天然温泉 伊弉諾（いざなぎ）の湯 ②水着温泉 伊弉冉（いざなみ）の湯湯
③温泉カフェ ④てうづしき ⑤ITALIAN ペスケリア・アンコラ
⑥鯨 贈（ぞう） ⑦新鮮正和食 風波 ⑧RENTACYLE シクリズムアワジ

問 15. “問 14”において①、②あるいは④、⑤を選択した方について、そのようにお考えになる理由
 をお書き下さい。

(理由)

問 16. どちらの入園口から入園されましたか。
 ①しあわせの村 連絡口 ②相談ヶ辻 歩行者口 ③藍那 歩行者口 ④藍那口

“問 16”において①を選択した方のみお答え下さい。

問 17. ここに来る前に、しあわせの村の施設を利用しましたか。
 あるいは、この後利用する予定はありますか。(本口中)

- ①利用していないし、利用する予定もない
- ②しあわせの村の施設を利用してから来た
- ③この後、しあわせの村の施設を利用する予定だ

“問 17”において②、③を選択した方のみお答え下さい。

問 18. 使った(使う予定)の施設はどこですか。いくつでもお答えください。

- ①しあわせの村の芝生広場 ②トリム園地 ③日本庭園 ④宿泊施設 ⑤温泉
- ⑥ゴルフ場 ⑦キャンプ場 ⑧馬事公苑 ⑨レストラン
- ⑩その他 ()

ご回答いただきました。ありがとうございます。以下はこちらで記入いたしますので、ご記入は不要です。
 公園までの距離(調査担当局で記入)

- ①250m以下 ②250～500m ③500m～1km ④1～2.5km ⑤2.5～5km
- ⑥5～10km ⑦10～20km ⑧20～50km ⑨50～100km ⑩100km以上

問 11. この公園の管理についてお気付きになったことを、1つだけお選び下さい。
 ①特に不満はない ②施設がこわれている ③ゴミが多い ④雑草が多い
 ⑤木や草花の管理が悪い ⑥トイレが汚い ⑦禁止事項が多い
 ⑧その他 ()

問 12. あなたはどんな公園がほしいと思いますか。いくつでもお答え下さい。

- ①身近な場所にあり、子供が遊び、緑や花にふれあうことができる公園
- ②遊戯や散策が楽しめる、ゆったり休むことができる公園
- ③木々も多く緑豊かで、スポーツや健康づくり、行事を楽しむことができる公園
- ④街の中央にあり、様々な活動ができる、街を代表するような公園
- ⑤本格的な競技やスポーツ大会などができる施設の整った公園
- ⑥緑豊かで自然とのふれあいができ、景色や見晴らしの良い郊外にある公園
- ⑦動植物や環境などについて学べる施設やプログラムのある公園
- ⑧泊りがけでアウトドアスポーツをはじめ、日頃できない活動を楽しむことができる公園
- ⑨会社やお店が多い街で小さくても休憩や気分転換ができる公園
- ⑩自然の環境が豊かで、地域の緑として大切な森や緑がある公園
- ⑪その他 ()

問 13. あなたは公園の役割として、どのようなことを期待しますか。いくつでもお答え下さい。

- ①快適で美しいまちづくりの拠点 ②ヒーローランド現象の緩和や地球温暖化に役立つこと
- ③多様な生き物の生息の場 ④自然や生き物とのふれあいの場 ⑤災害時に避難できること
- ⑥公園づくりや植物の手入れなど社会参加の場 ⑦地域の歴史遺産の保存・活用の場
- ⑧地域の観光拠点 ⑨いろいろな世代の人や地域のひととの交流の場 ⑩趣味や文化活動の場
- ⑪子供の遊び空間 ⑫運動、スポーツ、健康づくりの場 ⑬屋外で食事したり、遊べる場
- ⑭やすらぎやくつろぎの場 ⑮花やきれいな景色を楽しめる場
- ⑯その他 ()

問 14. この公園の入園料についてどうお考えですか。

- ①非常に安い ②安い ③ふつう ④高い ⑤非常に高い

イベントリスト (実績)

【平成30年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日時	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4月～3月	園内全域	緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー。季節ごとに問題入れ替え。	928	参加者数	12	
4/1、8、15	連絡ロケット出発	春のカーニバル チューリップガイドツアー	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイドツアー。	120	参加者数	3	
4/22、30、5/3、4、5、6	連絡ロケット出発	春のカーニバル フラワーガイドツアー	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイドツアー。	455	参加者数	6	
4/29	連絡ロケット出発	春のカーニバル 春の花めぐりツアー（特別版清水先生）	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイドツアーの特別版。植物のスペシャリスト緑花文化士である清水美蓮子氏によるガイドツアーを実施する	33	参加者数	1	
4/1、5/5	大地の虹 野外ステージ	春のカーニバル ステージショー	チューリップで囲まれた大地の虹野外ステージで、ジャグリングやバルーンアートショー、ステイールパン演奏など地元で活動されている個人やグループによるステージイベント開催	-	参加者数	2	
4/14	大地の虹花壇周辺	春のカーニバル 花と緑の相談コーナー	専門家による花・緑に関する相談会を実施	4	参加者数	1	
4/28～5/6	各ゲート周辺	春のカーニバル こいのぼりの掲揚	入場ゲート周辺に、こいのぼりを掲揚する。	-	展示	1	
5/12	大地の虹花壇	春のカーニバル チューリップの球根掘り体験	チューリップとムスカリの球根掘り体験	395	参加者数	1	
5/19、20	ボブラの丘花壇	春のカーニバル お花のつみとり体験	ナデシコなどのお花を摘み取る体験	966	参加者数	2	
4/1～5/20	ビジター棟	春のカーニバル 神戸淡路鳴門自動車道全通20周年事業展示	神戸淡路鳴門自動車道全通20周年を記念してパネルなどの展示	-	展示	1	
4/1～5/20	ビジター棟	春のカーニバル 海峽フレンズ作品展	ボランティアグループ海峽フレンズの活動PR展示	-	展示	1	
5/5	移ろいの庭	春のカーニバル キッズ花のファッションショー	園内のお花を使って作ったドレスを着た子供のファッションショー	14	参加者数	1	
4/21、22、5/19、20	9号園路	春のカーニバル オープンガーデン	淡路島内のオープンガーデンに参加し、9号園路に特設花壇を設けた	3,026	参加者数	4	
6/25～7/7	各ゲート	七夕飾り	各ゲートに七夕飾りを掛け、来園者に自由に短冊を書いてもらう	-	展示	1	
6/1～7/16	芝生広場	でかボールで遊ぶ	芝生広場で大きなボールを貸し出しし、自由に遊んでもらう	-	参加者数	1	
7/7～9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント 生きてる世界のカブトムシ・クワガタムシ展	世界最大のヘラクレスオオカブト、世界一美しいといわれるニジイロクワガタなど、人気の昆虫たちを生きた状態で展示し、昆虫ごとに観察に役立つ解説を添えた。	-	展示	1	
7/7～9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント 昆虫標本とタペストリーの展示	世界の昆虫の標本や、タペストリーの展示	-	展示	1	
7/7～9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント わくわく昆虫キッズコーナー	昆虫にまつわる絵本や絵合わせパズルなど、小さい子どもが楽しめるキッズスペースを設置した。	-	参加者数	1	
7/7～9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント ヘラクレスと記念撮影しよう	大人気のヘラクレスオオカブトとの記念撮影会を実施。	5,488	参加者数	54	
7/7～9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント 金のカブトムシをさがそう	クイズに答えて、ビジター棟内に隠れている金のカブトムシを見つける	1,014	参加者数	54	
7/15、16、8/11、12	大地の虹花壇	夏の生き物イベント ヒマワリのつみとり体験	ヒマワリを摘み取る体験	862	参加者数	4	
8/11～15	ビジター棟前	夏の生き物イベント ひんやり足水コーナー	足水と涼を感じていただけるスペースを、海が見えるビジター棟前に設置した。	-	参加者数	5	
8/11～15	ビジター棟前	夏の生き物イベント ひんやりプール	大きなビニールプールを4つ設置	-	参加者数	8	
8/11～19、9/23	ビジター棟	夏の生き物イベント 昔なつかし遊び体験	里帰りて来園した家族連れなどに、世代交流しながら楽しめる音遊びコーナーを設置した。	-	参加者数	8	
8/5、12	ビジター棟	夏の生き物イベント 折り紙教室	折り紙の折り方教室	72	参加者数	2	
8/28	ビジター棟	夏の生き物イベント 木製積み木教室	カブラで色々な形を作る体験	81	参加者数	1	

9/16、17、23、24、10/7、8、14、23、11/3、4	園内全域	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	公園ボランティア「海峡フレンズ」による公園ガイド。	495参加者数	10	
10/21	連絡ロケット出発	秋のカーニバル	秋の花めぐりツアー（特別版清水先生）	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアーの特別版。植物のスペシャリスト緑花文化士である清水美重子氏によるガイドツアーを実施する	44参加者数	1	
9/29、30、10/20、21、28	大地の虹ほか	秋のカーニバル	コスモスのつみとり体験	満開のコスモスをお客様に摘み取っていただく。	1,510参加者数	5	
10/6~8	陽だまりの丘	秋のカーニバル	ダリア花壇のガイドツアー	ダリア花壇のガイドツアー	30参加者数	3	
10/20	陽だまりの丘	秋のカーニバル	ダリアのインフィオラータ	ダリアの花でインフィオラータを作る体験	30参加者数	1	
10/27	芝生広場	秋のカーニバル	ニューススポーツ体験	ラダーゲッターやバッキーなどのニューススポーツを体験	340参加者数	1	
10/27	芝生広場	秋のカーニバル	体力測定&健康診断	兵庫県作業療法士会による体力測定と健康相談	53参加者数	1	
10/27	芝生広場	秋のカーニバル	花と緑の相談コーナー緑ワークショップ	近隣の市民団体が花緑の体験イベントを開催	-参加者数	1	
10/27、28	ビジター棟前	秋のカーニバル	あいなな里山公園でとれたお米を使ったボン菓子のふるまい	ボン菓子のふるまい	1,000参加者数	2	
11/3	淡路ロケット前	秋のカーニバル	豚汁のふるまい	豚汁のふるまい	1,000参加者数	1	
9/15~11/4	ビジター棟	秋のカーニバル	春の写生画コンテスト作品展	「春の写生画コンテスト2018」における応募作品の展示を行う。	-展示	1	
10/7、14	芝生広場	秋のカーニバル	園芸療法体験会	園芸療法を体験	60参加者数	2	
11/17~2/17	9号園路		花と光のページェント	イルミネーション	8,631参加者数	1	
12/8~1/14	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石や標本の展示	アンモナイト等の化石や恐竜の頭部レプリカなどの展示	-展示	1	
12/8~1/14	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の大型絵本の展示	恐竜の大型絵本を展示	-展示	1	
12/8、9、15、16、22、23 1/5、6、12、13	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の絵本の読み聞かせ	地元尾朗読ボランティアによる絵本音読み聞かせ	220参加者数	10	
12/8~1/14 (12/31・1/1の休園日を除く)、1/19~2/24	芝生広場	あわジオフェスティバル	ユニバーサル巨大迷路	車椅子でも入れる巨大な迷路	14,333参加者数	71	
12/23、24	淡路ロケット前	あわジオフェスティバル	クリスマスボン菓子のふるまい	ココア味のボン菓子のふるまい	600参加者数	2	
12/26~30	淡路ロケット前	あわジオフェスティバル	お正月飾りのお飾り付け	升花壇の木にお正月の飾りつけをしてもらう	48参加者数	5	
12/8~1/14 (12/31・1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	海峡フレンズ作品展	ボランティアグループ海峡フレンズの活動PR展示	-展示	1	
1/13、14	移ろいの庭	あわジオフェスティバル	寒咲きナノハナつみとり体験	寒咲きナノハナの摘み取り体験	513参加者数	2	
1/2、3	淡路ロケット前	あわジオフェスティバル	ぜんざいのふるまい	ぜんざいのふるまい	600参加者数	2	
1/12	ビジター棟	あわジオフェスティバル	ストーンペインティング	石に絵を描く体験	274参加者数	1	
1/5、6	ビジター棟	あわジオフェスティバル	竹灯籠作り	1.17の竹灯籠を作る体験	117参加者数	2	
1/13、14	移ろいの庭	あわジオフェスティバル	野草茶のふるまい	神戸地区で作った野草茶のふるまい	359参加者数	2	
1/19~2/24(2/4・5休園日を除く)	ビジター棟	宇宙イベント	衛星や探査機模型の展示	衛星や探査機の模型(だいち2号、みちびき、はやぶさ等)、宇宙服、宇宙食等の展示	-展示	1	
1/19~2/24(2/4・5休園日を除く)	ビジター棟	宇宙イベント	ブルースーツの試着	宇宙飛行士が着用するブルースーツの試着体験	632参加者数	35	
1/19、20、26、27、2/2、3、9、11、16、17、23、24	管理センター2階	宇宙イベント	ロケット打ち上げ音響体験ビデオ上映	JAXAのロケット打ち上げ音響を体験できるDVDの上映	1,058参加者数	12	
1/19~2/24(2/4・5休園日を除く)	ビジター棟	宇宙イベント	レゴロボットの操作体験	ipadでレゴロボットを操作する体験	593参加者数	35	

1/27	ビジター棟	宇宙イベント	JAXA講演会	宇宙航空研究開発機構(JAXA)の講師による講演会	58参加者数	1	
1/19、20、2、2/2、9、10、11、16、17、23、24	ビジター棟	宇宙イベント	JAXAコスミックカレッジ	注射器ロケット、かさ袋ロケット等の製作・実験、真空体験など	1,192参加者数	11	
1/19～2/24(2/4・5休園日を除く)	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙に関するクイズ	宇宙に関するクイズに答える	860参加者数	35	
2/26	園内全域		予約ガイド	団体の予約ガイド	22参加者数	1	
2/2～3/13	ポブラの丘		かざぐるまで花を咲かそう	ポブラの丘に数千本のかざぐるまを展示	-展示	1	
3/3、9、10	連絡ロゲート発	桜まつり	早春のガイドツアー	見頃であるカワツヅクラ等をメインに、花修景等の解説を交えながら公園の見どころを巡る公園ガイドツアー	110参加者数	3	
3/3	クリスマスローズガーデン	桜まつり	クリスマスローズ講習会	クリスマスローズガーデンで、クリスマスローズの育て方の講習会	13参加者数	1	
3/10	春一番の丘	桜まつり	豚汁のふるまい	豚汁のふるまい	150参加者数	1	
3/10	春一番の丘	桜まつり	春の俳句	俳句を書いて展示する	5参加者数	1	
3/17、21、24、31	連絡ロゲート出発	春のカーニバル	スイセンガイドツアー	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイドツアー。	273参加者数	4	
3/16	ビジター棟	春のカーニバル	パフォーマンス&バルーンアート教室	パフォーマンスによるバルーンアート教室	158参加者数	1	
4/1～5/20	ビジター棟	春のカーニバル	海峽フレンズ作品展	ボランティアグループ海峽フレンズの活動PR展示	-展示	1	
計					48,839	451	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
4/1～5/20の土日祝、4/1～6	ビジター棟	春のカーニバル	動物のダンボールクラフト	729	参加者数	23	
4/1～5/20の土日祝、4/1～6	ビジター棟	春のカーニバル	ダンボール迷路	1,630	参加者数	23	
4/1～5/13の土日祝、4/1～6	芝生広場	春のカーニバル	ふわふわ遊具	6,137	参加者数	16	
4/1～15の土日祝	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	466	参加者数	4	
4/1～15の土日祝	大地の虹周辺	春のカーニバル	オランダ衣装体験	46	参加者数	4	
4/1～5/13の日祝、4/7	東浦ロゲート	秋のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	335	参加者数	9	
4/8	東浦ロゲート前	春のカーニバル	ペイント体験	25	参加者数	1	
4/15	ビジター棟横	春のカーニバル	チューリップで染める草木染め体験	14	参加者数	1	
4/21～5/6の土日祝	ビジター棟	春のカーニバル	兜のクラフトづくり	161	参加者数	9	
4/1～5/20の土日祝、4/1～6	ビジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	1,376	参加者数	23	
4/14、5/6	ビジター棟	春のカーニバル	吹き戻しつくってピー	148	参加者数	2	
6/16～24の土日	ビジター棟	季節のクラフトあそび	あじさいアレンジメント・ラベンダークラフト	179	参加者数	4	
7/22	芝生広場	淡路市夏まつり	淡路市夏まつり模擬店	1,987	参加者数	1	
7/7～9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント	昆虫のダンボールクラフト	2,666	参加者数	55	

7/7~9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント	自然素材で工作しよう	自然素材を利用したクラフト体験。	860参加者数	54	
7/7~9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント	手作り貯金箱を作ってみよう	竹間伐材や剪定木や、国営明石海峡公園（神戸地区）で伐採した竹などの自然素材を使って、貯金箱を作るイベント。	1,119参加者数	54	
7/7~23	ビジター棟	夏の生き物イベント	ダンボール迷路	毎回人気のダンボール迷路を設置し、子どもたちの観察力、発見力、空間認識能力をきたえるきっかけとなることを目指した。	1,044参加者数	16	
7/16	ビジター棟	夏の生き物イベント	カプトムシ・クワガタムの飼育方教室	専門家を講師とするカプトムシやクワガタムの飼育方教室。	91参加者数	1	
8/4、8/26	ビジター棟	夏の生き物イベント	ピカピカ泥団子を作ろう	陶芸粘土でピカピカに光る泥団子を作る体験。	78参加者数	2	
7/14、29	春一番の丘	夏の生き物イベント	水ロケットで遊ぼう	身近にあるペットボトルで水ロケットを作り、自分で作ったロケットを打ち上げて楽しんだ。	55参加者数	3	
8/4、9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント	牛乳パックでカメラを作って写真を撮ろう	牛乳パックでカメラを作り、日光写真を撮る体験。	57参加者数	2	
8/12、8/16	ビジター棟	夏の生き物イベント	山口先生の楽しい絵画教室	淡路島の芸術家・山口先生による本格的な絵画教室。	56参加者数	2	
7/28、8/14	ビジター棟	夏の生き物イベント	万華鏡をつくろう	間伐材や剪定木などの自然素材を使って万華鏡（テレイドスコープ）を作る。	90参加者数	2	
8/25、8/26	ビジター棟	夏の生き物イベント	ころころ石ころアート	石ころにカプトムシなどの絵を自由に描くイベント。	88参加者数	2	
8/25、8/26	ビジター棟	夏の生き物イベント	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	39参加者数	2	
8/19	瀬川	夏の生き物イベント	専門家とゆく水辺のいきもの観察会	瀬川のいきものを専門家に解説してもらおう。	14参加者数	1	
8/10	磯の楽園	夏の生き物イベント	専門家とゆく海辺のいきもの観察会	磯の楽園で海辺のいきものを専門家に解説してもらおう。	16参加者数	1	
8/19	管理センター2階研修室	夏の生き物イベント	手作りラジオで楽しもう！	はんだごてを使ってラジオつくる体験。	9参加者数	1	
7/14、8/18	ビジター棟	夏の生き物イベント	吹き戻しつくってピー	淡路島特産の吹き戻しを作って遊ぶ体験。	162参加者数	2	
8/5	ビジター棟	夏の生き物イベント	フラワーリース作り	園内の植物を使ってフラワーリースをつくる体験。	26参加者数	1	
9/21、10/12、11/16、1/13、2/10、2/24	管理センター2階研修室、園内	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティア実践講座	園芸療法ボランティアを育成する講座。	102参加者数	6	
9/15~10/28の土日祝	ビジター棟	秋のカーニバル	木エクラフト	自然素材を利用したクラフト体験	567参加者数	16	
9/15~10/28の土日祝	ビジター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	色とりどりの風船に好きな絵を描いてもらう。	497参加者数	16	
9/15~10/28の土日祝	ビジター棟	秋のカーニバル	ダンボール迷路	室内で子供たちが楽しめる人気のダンボール迷路を設置する。	1,323参加者数	16	
9/15~10/14の土日祝	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車に乗る体験。	976参加者数	10	
9/23、24	ピザ釜周辺	秋のカーニバル	ピザ焼き体験	公園内で収穫したハーブ植物等を利用したピザづくり体験。	66参加者数	2	
9/22	芝生広場	秋のカーニバル	ミズノ流キッズスポーツ塾	子供向け走り方教室や忍者の動きを取り入れたスポーツ教室。	48参加者数	1	
9/16~10/28の土日祝	東浦ロケット	秋のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験。	215参加者数	10	
9/23	東浦ロケット	秋のカーニバル	マリーゴールドを使った草木染め体験	園内のマリーゴールドの花びらでハンカチを染める体験。	30参加者数	1	
10/7	東浦ロケット	秋のカーニバル	ペイント体験	瓦に絵を描く体験。	14参加者数	1	
10/6~8	花の丘道あずまや	秋のカーニバル	ダリアの花びら染め	宝塚ダリアを使ってハンカチを染める染め物教室。	9参加者数	3	
10/6~8	花の丘道あずまや	秋のカーニバル	ダリアを使ったフラワーアレンジメント	宝塚ダリアを使ってフラワーアレンジメントを作る体験。	13参加者数	3	
10/14	花の丘道あずまや	秋のカーニバル	秋の野点	満開のコスモスを眺めながら抹茶を楽しんでいただく。	100参加者数	1	

11/4	ビジター棟	秋のカーニバル	アロマキャンドル作り	アロマキャンドルを作る体験。	13参加者数	1	
11/17～25の土日祝	ビジター棟	季節のクラフトあそび	森の時計づくり	園内の植物廃材を使って時計を作る体験。	97参加者数	5	
11/17～25の土日祝	ビジター棟	季節のクラフトあそび	メッセージボード作り	園内の植物廃材を使ってメッセージボードを作る体験。	62参加者数	5	
12/8～24の土日祝、25	ビジター棟	季節のクラフトあそび	クリスマスリース作り	園内の植物廃材を使ってクリスマスリースを作る体験。	268参加者数	8	
12/8～1/14 (12/31、1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で、恐竜の模型を組み立て作るペーパークラフト。	926参加者数	36	
12/8～1/14 (12/31、1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の木エクラフト	公園内の剪定枝や松ぼっくり、木の実等を使ったクラフト体験。	227参加者数	36	
12/8～1/14 (12/31、1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	ダンボール迷路	室内で子供たちが楽しめる人気のダンボール迷路を設置する。	2104参加者数	36	
12/25～30	ビジター棟	あわジオフェスティバル	お正月かざりをつくらう	公園内の自然素材を使用してお正月かざりを作るクラフト体験。	152参加者数	6	
12/16	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石を探そう	篠山層群の岩石を実際に割り、化石発掘を体験。	74参加者数	1	
12/16	ビジター棟	あわジオフェスティバル	チータンワークショップ	丹波竜のちーたんの缶バッジ等のグッズを作るイベント。	40参加者数	1	
12/16	ビジター棟	あわジオフェスティバル	ちりめんモンスター標本図鑑作り	ちりめんの中にある魚などでオリジナルの標本図鑑をつくる体験。	29参加者数	1	
12/24、1/13	ビジター棟	あわジオフェスティバル	バルーンアート体験	バルーンアートを作る体験。	75参加者数	2	
1/2～14	ビジター棟	あわジオフェスティバル	お絵かき風	風に絵をかいて芝生広場で風あげをする。	500参加者数	13	
1/19～2/27 (2/4、5休園日を除く)	ビジター棟	季節のクラフトあそび	おひなさまづくり	園内の植物廃材を使っておひなさまを作る体験。	138参加者数	11	
1/19～2/27 (2/4、5休園日を除く)	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙グッズショップ	宇宙食等のグッズショップ。	1,031参加者数	13	
2/3	ビジター棟	宇宙イベント	モデルロケットの打ち上げ体験	モデルロケットを組み立てて、実際に飛ばす体験。	26参加者数	1	
3/2～15の土日祝	ビジター棟	桜まつり	つるしかざりづくり	園内の植物廃材を使ってつるしかざりを作る体験。	22参加者数	4	
3/2～31の土日祝、3/25～30	ビジター棟	桜まつり 春のカーニバル	動物のダンボールクラフト	ダンボールを使用したペーパークラフトに自由に色を塗っていただき、自分だけの作品を作る。	378参加者数	16	
3/2～31の土日祝、3/25～30	ビジター棟	桜まつり 春のカーニバル	ダンボール迷路	毎回人気のダンボール迷路を設置し、子どもたちの観察力、発見力、空間認識能力をきたえるきっかけとなることを目指した。	726参加者数	16	
3/10	春一番の丘	桜まつり	桜で染める草木染め体験	桜を使ってハンカチを染める染め物教室。	15参加者数	1	
3/9	春一番の丘	桜まつり	春の茶店	桜の木の下で桜のシフォンケーキと紅茶等を楽しんでいただく。	217参加者数	1	
3/10	春一番の丘	桜まつり	春の野点	桜の木の下で本格的な野点を楽しんでいただく。	76参加者数	1	
3/16～31の土日祝、3/25～30	ビジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	色とりどりの風船に好きな絵を描いてもらう。	272参加者数	12	
3/23～31の土日祝	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車に乗る体験。	895参加者数	4	
3/17～31の日祝	東浦ロケート	春のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験。	127参加者数	4	
計					32,153	642	

③大型主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
3/17	5/20	園内全域	春のカーニバル	春の花々の見頃の時期に合わせさまざまなイベントを展開する。	186958	期間中入園者数	1	
7/7	9/2	ビジター棟	夏の生き物イベント	毎年恒例となった生き物の展示、クラフトイベントを継続させるとともに、夏休みの課題の手助けとなるイベントを開催。	24013	期間中イベント会場入場者数	1	
9/15	11/4	公園内全域	秋のカーニバル	秋の花々の見頃の時期に合わせさまざまなイベントを展開する。	72554	期間中入園者数	1	
12/8	1/14	ビジター棟	あわジオフェスティバル	毎年恒例となった恐竜に関する展示、クラフトイベントを継続させるとともに、冬休みの体験イベントを開催。	9733	期間中イベント会場入場者数	1	
計					293258		4	

④主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
3/17	5/20		春の写生画コンテスト2018	春の花修景や公園を楽しむ人々の情景を子供達が絵に描くことで、花と緑とのかかわりあいの大切さをより感じていただく。	277	応募点数	1	
9/17	11/9		秋の公園写真コンテスト2018	秋の花修景をより多くの人に知ってもらい、花や緑とのかかわりあいを深めるとともに、写真を通じて公園の魅力や感動などを、多くの方に伝える。	171	応募点数	1	
計					448		2	

⑤共催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/1	5/26	9号園路	お絵かき花壇づくりコンテスト	子どもたちが描いた絵をもとに、家族で花壇制作を行うコンテスト	-	展示		(一財)淡路島く にうみ協会
7/22	7/22	芝生広場	淡路市夏まつり	淡路市民の夏祭り。	50250	入園者数	1	淡路市
9/24	9/24	海岸南駐車場、パーベ キュー広場	淡路島ロングライド150	淡路島の外周150kmを一周(通称、アワイチ)するサイクルイベント。	2184	参加者数	1	(一財)淡路島 くにうみ協会、 兵庫県、洲本 市、南あわじ 市、淡路市、国 営明石海峡公園 事務所、明石海 峡公園管理セン ター、スポーツ ニッポン新聞社 他
11/3	11/3	ビジター棟	具-1グランプリ	おにぎりの具のアイデアを競うイベント。	333	参加者数	1	淡路市
3/24	3/31	9号園路	お絵かき花壇づくりコンテスト	子どもたちが描いた絵をもとに、家族で花壇制作を行うコンテスト	-	展示		(一財)淡路島く にうみ協会
計					52,767		3	

⑥持込みイベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/7、4/15	4/7、4/15	園内	花と緑の写真教室	島内の花や緑の美しさを表現するためにカメラの設定などの基本を学ぶ写真教室。	41	参加者数	2	
9/15	9/17	芝生広場、移ろいの庭、 海岸北臨時駐車場	UNDOKAI World Cup	『UNDOKAI World Cup』は、「健康であり続ける社会を目指して」「地方創生」と「健康」「伝統文化の発信」を大会コンセプトに、「誰もが気軽に参加できる運動会」「競技」を中心としたスポーツ大会。	5,188	参加者数	1	
10/16	10/16	園内及び9号園路	秋の緑と花を愛でる会	兵庫県ビジョン委員を対象に、交流促進を図る場として園内で花を愛でる。	437	参加者数	1	
9/29	9/29	花の中海、花の中海周 辺、東浦口駐車場、海岸 北臨時駐車場	LOVE TRIATHLON	花の中海でスイム、海岸臨時駐車場でバイク、園内でランのトライアスロンを行う。	112	参加者数	1	
10/6 10/12	10/8 10/14	芝生広場、海岸北臨時駐 車場、パーベキュー一広 場、淡路口駐車場の一部	ロハスフェスタ	「みんなの小さなエコを大きなエコに」をテーマに、雑貨販売やステージイベントなどを開催。	25,905	参加者数	1	
11/3	11/4	海岸北臨時駐車場	淡路島バイクフェスタ	全国のライダーが一同に集結する、関西最大級のバイクイベント。	2,162	参加者数	1	
計					33,845		7	

【平成31年度（令和元年度）】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者区分	回数 (回)	備考
4月～3月	園内全域	緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー。季節ごとに問題入れ替え。	939	参加者数	12	
4/7	連絡ロケット出発	春のカーニバル チューリップガイドツアー	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	50	参加者数	1	
4/28, 29, 5/3, 4, 5, 6, 12, 19	連絡ロケット出発	春のカーニバル フラワーガイドツアー	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	508	参加者数	8	
4/21	連絡ロケット出発	春のカーニバル 春の花めぐりツアー（特別版清水先生）	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアーの特別版。植物のスペシャリスト緑花文化士である清水美重子氏によるガイドツアーを実施する	23	参加者数	1	
4/6、5/5	大地の虹 野外ステージ	春のカーニバル ステージショー	チューリップで囲まれた大地の虹野外ステージで、ジャグリングやバルーンアートショー、スティールパン演奏など地元で活動されている個人やグループによるステージイベントを開催	-	参加者数	2	
4/27～5/19	各ゲート周辺	春のカーニバル およげ！こいのぼり	入場ゲート周辺に、こいのぼりを掲揚する。	-	展示	1	
4/1～4/21	淡路ロケット、東浦ロケット	春のカーニバル オランダ衣装でお出迎えby案山子	オランダ衣装を着た案山子が入場ゲートでお出迎えをする	-	展示	1	
5/11、12	大地の虹花壇	春のカーニバル チューリップの球根掘り体験	チューリップとムスカリの球根掘り体験	944	参加者数	2	
5/18、19	ポプラの丘花壇	春のカーニバル お花のつみとり体験	ナデシコなどのお花を摘み取る体験	892	参加者数	2	
4/1～4/21	大地の虹	春のカーニバル オランダ風車の展示	チューリップ花壇にミニチュアのオランダ風車を展示	-	展示	1	
4/1～5/19	ビジター棟	春のカーニバル 海峡フレンズ作品展	ボランティアグループ海峡フレンズの活動PR展示	-	展示	1	
4/7	移ろいの庭	春のカーニバル キッズ花のファッションショー	園内のお花を使って作ったドレスを着た子供のファッションショー	14	参加者数	1	
4/20, 21, 5/18, 19	9号園路	春のカーニバル オープンガーデン	淡路島内のオープンガーデンに参加し、9号園路に特設花壇を設けた	3,311	参加者数	4	
4/26	パームガーデン	春のカーニバル カーネーションの植栽体験	淡路島の特産カーネーションの植え付け体験	135	参加者数	1	
4/20、4/27	ビジター棟	春のカーニバル 折り紙教室	折り紙の折り方教室	52	参加者数	2	
4/8、4/9、4/16	園内全域	予約ガイド	団体の予約ガイド	190	参加者数	3	
6/24～7/7	各ゲート	七夕飾り	各ゲートに七夕飾りを設け、来園者に自由に短冊を書いてもらう	-	展示	1	
6/1～7/16	芝生広場	でかボールで遊ぶ	芝生広場で大きなボールを貸し出しし、自由に遊んでもらう	-	参加者数	1	
7/137～9/1	ビジター棟	夏の生き物イベント 生きてる世界のカブトムシ・クワガタムシ展	世界最大のヘラクレスオオカブト、世界一美しいといわれるニジロクワガタなど、人気の昆虫たちを生きた状態で展示し、昆虫ごとに観察に役立つ解説を添えた。	-	展示	1	
7/137～9/1	ビジター棟	夏の生き物イベント 昆虫標本とタベストリーの展示	世界の昆虫の標本や、タベストリーの展示	-	展示	1	
7/17～9/1	ビジター棟	夏の生き物イベント わくわく昆虫キッズコーナー	昆虫にまつわる絵本や絵合わせパズルなど、小さい子どもが楽しめるキッズスペースを設置した。	-	参加者数	1	
7/17～9/1	ビジター棟	夏の生き物イベント ヘラクレスと記念撮影をしよう	大人気のヘラクレスオオカブトとの記念撮影会を実施。	4,695	参加者数	49	

7/17~9/1	ビジター棟	夏の生き物イベント	金のカブトムシをさがそう	クイズに答えて、ビジター棟内に隠れている金のカブトムシを見つける	1,586	参加者数	48	
7/1、8/10、11	大地の虹花壇	夏の生き物イベント	ヒマワリのつみとり体験	ヒマワリを摘み取る体験	930	参加者数	3	
8/3~9/1の土日祝	じゃぶじゃぶ池	夏の生き物イベント	ひんやりみすと	ミストを出して涼を演出	-	参加者数	14	
8/3~9/1の土日祝	ビジター棟横	夏の生き物イベント	ひんやりプール	大きなビニールプールを4つ設置	-	参加者数	12	
8/10~16	ビジター棟	夏の生き物イベント	昔なつかし遊び体験	里帰りて来園した家族連れなどに、世代交流しながら楽しめる昔遊びコーナーを設置した。	-	参加者数	7	
8/10、17	ビジター棟	夏の生き物イベント	折り紙教室	折り紙の折り方教室	79	参加者数	2	
8/21	ビジター棟	夏の生き物イベント	木製積み木教室	カブラで色々な形を作る体験	59	参加者数	1	
9/15、16、29、10/6、13、14、27、11/3、4	園内全域	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	公園ボランティア「海峡フレンズ」による公園ガイド。	476	参加者数	9	
10/20	連絡ロケット出発	秋のカーニバル	秋の花めぐりツアー（特別版清水先生）	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアーの特別版。植物のスペシャリスト緑花文化士である清水美重子氏によるガイドツアーを実施する	15	参加者数	1	
10/6~6	陽だまりの丘	秋のカーニバル	ダリア花壇のガイドツアー	ダリア花壇のガイドツアー	65	参加者数	3	
10/27	芝生広場	秋のカーニバル	ニュースポーツ体験	ラダーゲッターやバッコなどのニュースポーツを体験	397	参加者数	1	
10/27	芝生広場	秋のカーニバル	体力測定&健康診断	兵庫県作業療法士会による体力測定と健康相談	64	参加者数	1	
10/27	芝生広場	秋のカーニバル	花と緑の相談コーナー緑ワークショップ	近隣の市民団体が花緑の体験イベントを開催	-	参加者数	1	
10/26、27	ビジター棟前	秋のカーニバル	あいなな里山公園でとれたお米を使ったボン菓子のふまい	ボン菓子のふるまい	500	参加者数	2	
11/3	淡路ロケット前	秋のカーニバル	豚汁のふるまい	豚汁のふるまい	300	参加者数	1	
9/14~11/4	ビジター棟	秋のカーニバル	春の写生画コンテスト作品展	「春の写生画コンテスト2019」における応募作品の展示を行う。	-	展示	1	
10/15	園内全域		予約ガイド	団体の予約ガイド	48	参加者数	1	
11/17~2/17	9号園路		花と光のページェント	イルミネーション	7,162	参加者数	1	
12/7~1/13 (12/31・1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石や標本の展示	アンモナイト等の化石や恐竜の頭部レプリカなどの展示	-	展示	1	
12/7、8、14、15、21、22、1/11、12	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の絵本の読み聞かせ	地元尾朗読ボランティアによる絵本音読み聞かせ	195	参加者数	8	
12/7~1/13の土日祝、12/23~1/5 (12/31・1/1の休園日を除く)、2/1~3/1の土日祝	芝生広場	あわジオフェスティバル	ユニバーサル巨大迷路	車椅子でも入れる巨大な迷路	15,051	参加者数	29	
12/21、22	淡路ロケット前	あわジオフェスティバル	クリスマスボン菓子のふるまい	ココア味のボン菓子のふるまい	600	参加者数	2	
12/21、22、28、29、30	淡路ロケット前	あわジオフェスティバル	お正月飾りのお飾り付け	升花壇の木にお正月の飾りつけをしてもらう	-	参加者数	5	
12/7~1/13 (12/31・1/1の休園日を除く)	ビジター棟棟	あわジオフェスティバル	海峡フレンズ作品展	ボランティアグループ海峡フレンズの活動PR展示	-	展示	1	
1/12、13	移ろいの庭	あわジオフェスティバル	寒咲きナノハナつみとり体験	寒咲きナノハナの摘み取り体験	271	参加者数	2	

1/3、4	淡路ロケット前	あわジオフェスティバル	ぜんざいのふるまい	ぜんざいのふるまい	600 参加者数	2	
1/4、5	ビクター棟	あわジオフェスティバル	竹灯籠作り	1.17の竹灯籠を作る体験	79 参加者数	2	
1/12、13	移ろいの庭	あわジオフェスティバル	野草茶のふるまい	神戸地区で作った野草茶のふるまい	387 参加者数	2	
2/8.9.15.16.22.24	ビクター棟	宇宙イベント	JAXAコズミックカレッジ	注射器ロケット、かさ袋ロケット等の製作・実験、真空体験など	194 参加者数	6	
2/23	連絡ロケット発	桜まつり	早春のガイドツアー	見頃であるカワツザクラ等をメインに、花修景等の解説を交えながら公園の見どころを巡る公園ガイドツアー	100 参加者数	1	
2/23	クリスマスローズガーデン	桜まつり	クリスマスローズ講習会	クリスマスローズガーデンで、クリスマスローズの育て方の講習会	7 参加者数	1	
3/20~31	大地の虹	春のカーニバル	オランダ風車の展示	チューリップ花壇にミニチュアのオランダ風車を展示	- 展示	1	
計					1,638	269	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
4/1~5/219の土日祝、4/1~5	ビクター棟	春のカーニバル 動物のダンボールクラフト	ダンボールを使用したペーパークラフトに自由に色を塗っていただき、自分だけの作品を作る。	452	参加者数	24	
4/1~5/219の土日祝、4/1~5	ビクター棟	春のカーニバル お絵かき風船	風船に好きな絵を描くクラフト体験。	784	参加者数	24	
4/1~5/219の土日祝、4/1~5	ビクター棟	春のカーニバル ダンボール迷路	毎回人気のダンボール迷路を設置し、子どもたちの観察力、発見力、空間認識能力をきたえるきっかけとなることを目指しイベント。	1,085	参加者数	24	
4/6, 7, 13, 20, 21	春一番の丘	春のカーニバル おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車に乗る体験。	914	参加者数	5	
4/6, 7, 13, 20, 21	大地の虹周辺	春のカーニバル オランダ衣装体験	オランダ民族衣装を着て、チューリップ花壇で写真を撮る。	89	参加者数	5	
4/7, 21, 28, 29, 30, 5/3, 4, 5, 6, 12	東浦ロケット	春のカーニバル 多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	144	参加者数	5	
4/6	東浦ロケット前	春のカーニバル ペイント体験	テラコッタの鉢に春色を描く。	7	参加者数	1	
4/14	ビクター棟横	春のカーニバル チューリップで染める草木染め体験	チューリップの花びらでハンカチ等を染める染め物教室。	8	参加者数	1	
4/20~5/6の土日祝	ビクター棟	春のカーニバル 兜のクラフトづくり	子供の日に合わせて、ダンボールを使って兜を作る。	71	参加者数	11	
4/14, 4/21	ビクター棟	春のカーニバル 吹き戻しつくってビー	淡路島特産の吹き戻しを作って遊ぶ体験。	61	参加者数	2	
5/18, 19	海のテラス休憩所	春のカーニバル ハーブ石鹸作り	ハーブの精油で香りづけした石鹸を作る体験	25	参加者数	2	
5/3	花の丘道あずまや	春のカーニバル プチアレンジメントづくり	つもとりに体験で摘み取ったお花を使ってフラワーアレンジメントを作る体験	48	参加者数	1	
6/16~24の土日	ビクター棟	季節のクラフトあそび あじさいアレンジメント・ラベンダークラフト	ラベンダーとアジサイを利用したクラフト体験。	130	参加者数	4	
7/20	芝生広場	淡路市夏まつり 淡路市夏まつり模擬店	淡路市民の夏祭り。	1,636	参加者数	1	
7/13~9/1	ビクター棟	夏の生き物イベント 昆虫のダンボールクラフト	ダンボール紙でカブトムシやクワガタムシ等の昆虫模型を組み立て作るイベント。	1,760	参加者数	50	
7/13~9/1	ビクター棟	夏の生き物イベント 自然素材で工作しよう	自然素材を利用したクラフト体験。	639	参加者数	49	

7/13~9/1	ビクター棟	夏の生き物イベント	手作り貯金箱を作ってみよう	竹間伐材や剪定木や、国営明石海峡公園(神戸地区)で伐採した竹などの自然素材を使って、貯金箱を作るイベント。	747	参加者数	49	
7/13~7/25	ビクター棟	夏の生き物イベント	ダンボール迷路	毎人気のあるダンボール迷路を設置し、子どもたちの観察力、発見力、空間認識能力をきたえるきっかけとなることを目指した。	966	参加者数	13	
8/13	ビクター棟	夏の生き物イベント	カブトムシ・クワガタムシの飼育教室	専門家を講師とするカブトムシやクワガタムシの飼育教室。	48	参加者数	1	
8/3、8/17	ビクター棟	夏の生き物イベント	ピカピカ泥団子を作ろう	陶芸粘土でピカピカに光る泥団子を作る体験。	79	参加者数	2	
7/13、8/4、8/12	春一番の丘	夏の生き物イベント	水ロケットで遊ぼう	身近にあるペットボトルで水ロケットを作り、自分で作ったロケットを打ち上げて楽しんだ。	50	参加者数	3	
8/3、8/17	ビクター棟	夏の生き物イベント	牛乳パックでカメラを作って写真を撮ろう	牛乳パックでカメラを作り、日光写真を撮る体験。	54	参加者数	2	
8/15	ビクター棟	夏の生き物イベント	山口先生の楽しい絵画教室	淡路島の芸術家・山口先生による本格的な絵画教室。	46	参加者数	1	
7/14	ビクター棟	夏の生き物イベント	ハーバリウム作り体験	ハーバリウムを作る体験	12	参加者数	1	
8/4	ビクター棟	夏の生き物イベント	オリジナル香水作り体験	オリジナルの香水を作る体験	10	参加者数	1	
7/28	ビクター棟	夏の生き物イベント	万華鏡をつくらう	間伐材や剪定木などの自然素材を使って万華鏡(テレイドスコープ)を作る。	51	参加者数	1	
8/24、8/25	ビクター棟	夏の生き物イベント	ころころ石ころアート	石ころにカブトムシなどの絵を自由に描くイベント。	49	参加者数	2	
8/24、8/25	ビクター棟	夏の生き物イベント	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	38	参加者数	2	
7/18	灘川	夏の生き物イベント	専門家とゆく水辺のいきもの観察会	灘川のいきものを専門家に解説してもらおう。	20	参加者数	1	
8/10	管理センター2階 研修室	夏の生き物イベント	手作りラジオで楽しもう!	はんだごてを使ってラジオつくる体験。	14	参加者数	1	
7/13、8/13	ビクター棟	夏の生き物イベント	吹き戻しつくってピー	淡路島特産の吹き戻しを作って遊ぶ体験。	127	参加者数	2	
8/3、8/4	ビクター棟	夏の生き物イベント	フラワーリース作り	園内の植物を使ってフラワーリースをつくる体験。	60	参加者数	1	
9/8、9/27、10/6、 10/11、11/10、11/15	管理センター2階 研修室、園内	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティア実践講座	園芸療法ボランティアを育成する講座。	70	参加者数	6	
9/14~10/27の土日祝	ビクター棟1階	秋のカーニバル	木エクラフト	自然素材を利用したクラフト体験	466	参加者数	17	
9/14~10/27の土日祝	ビクター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	色とりどりの風船に好きな絵を描いてもらう。	250	参加者数	17	
9/14~10/27の土日祝	ビクター棟	秋のカーニバル	ダンボール迷路	室内で子供たちが楽しめる人気のダンボール迷路を設置する。	907	参加者数	17	
9/14~10/14の土日祝	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車に乗る体験。	722	参加者数	9	
9/15~10/27の日祝	東浦口ゲート	秋のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験。	147	参加者数	8	
10/22	ピザ釜周辺	秋のカーニバル	ピザ焼き体験	公園内で収穫したハーブ植物等を利用したピザづくり体験。	20	参加者数	2	
9/22	東浦口ゲート	秋のカーニバル	マリーゴールドを使った草木染め体験	園内のマリーゴールドの花びらでハンカチを染める体験。	12	参加者数	1	
10/6	東浦口ゲート	秋のカーニバル	ペイント体験	瓦に絵を描く体験。	7	参加者数	1	

10/4~6	花の丘道あずまや	秋のカーニバル	ダリアの花びら染め	宝塚ダリアを使ってハンカチを染める染め物教室。	14	参加者数	3	
10/4~6	花の丘道あずまや	秋のカーニバル	ダリアを使ったフラワーアレンジメント	宝塚ダリアを使ってフラワーアレンジメントを作る体験。	5	参加者数	3	
10/13	花の丘道あずまや	秋のカーニバル	秋の野点	満開のコスモスを眺めながら抹茶を楽しんでいただく。	80	参加者数	1	
11/4	ビジター棟	秋のカーニバル	レインスティックを作ろう	雨の音が出る楽器レインスティックを作る体験	28	参加者数	1	
11/17~24の土日祝	ビジター棟	季節のクラフトあそび	森の時計づくり	園内の植物廃材を使って時計を作る体験。	68	参加者数	5	
11/17~24の土日祝	ビジター棟	季節のクラフトあそび	メッセージボード作り	園内の植物廃材を使ってメッセージボードを作る体験。	37	参加者数	5	
12/7~23の土日祝、12/24	ビジター棟	季節のクラフトあそび	クリスマスリース作り	園内の植物廃材を使ってクリスマスリースを作る体験。	172	参加者数	8	
12/7~1/13の土日祝、12/23~1/5 (12/31、1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で、恐竜の模型を組み立て作るペーパークラフト。	983	参加者数	21	
12/7~1/13の土日祝、12/23~1/5 (12/31、1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の木エクラフト	公園内の剪定枝や松ぼっくり、木の実等を使ったクラフト体験。	135	参加者数	21	
12/7~1/13の土日祝、12/23~1/5 (12/31、1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	ダンボール迷路	室内で子供たちが楽しめる人気のダンボール迷路を設置する。	1,465	参加者数	21	
12/21、22、28、29、30	ビジター棟	あわジオフェスティバル	お正月かざりをつくろう	公園内の自然素材を使用してお正月かざりを作るクラフト体験。	258	参加者数	5	
12/22	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜にペイントしよう	小さな恐竜のフィギュアに色付けする体験	24	参加者数	1	
12/22	ビジター棟	あわジオフェスティバル	マイティラノをつくろう	ティラノサウルスの頭骨模型に粘土で肉付けし、ティラノサウルスの頭部を作る体験	24	参加者数	1	
1/4	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石を探そう	篠山層群の岩石を実際に割り、化石発掘を体験。	40	参加者数	1	
12/8	ビジター棟	あわジオフェスティバル	キラキラドーム作り	小さな容器でオリジナルのスノードームを作る体験	36	参加者数	1	
1/2~5、11、12、13、14	ビジター棟	あわジオフェスティバル	お絵かき風	風に絵をかいて芝生広場で風あげをする。	523	参加者数	7	
1/25~2/24の土日祝	ビジター棟	季節のクラフトあそび	おひなさまづくり	園内の植物廃材を使っておひなさまを作る体験。	101	参加者数	11	
計					16,818		486	

③大型主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
3/16	5/19	園内全域	春のカーニバル	春の花々の見頃の時期に合わせさまざまなイベントを展開する。	210368	期間中入園者数	1	
7/13	9/1	ビジター棟	夏の生き物イベント	毎年恒例となった生き物の展示、クラフトイベントを継続させるとともに、夏休みの課題の手助けとなるイベントを開催。	24120	期間中イベント会場入場者数	1	
9/14	11/4	公園内全域	秋のカーニバル	秋の花々の見頃の時期に合わせさまざまなイベントを開催する。	77996	期間中入園者数	1	
12/7	1/13	ビジター棟	あわジオフェスティバル	毎年恒例となった恐竜に関する展示、クラフトイベントを継続させるとともに、冬休みの体験イベントを開催。	9640	期間中イベント会場入場者数	1	
計					322124		4	

④主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
3/16	5/19		春の写生画コンテスト2019	春の花修景や公園を楽しむ人々の情景を子供達が絵に描くことで、花と緑とのかかりあいの大切さをより感じていただく。	156	応募点数	1	
9/16	11/9		公園写真コンテスト2019	秋の花修景をより多くの人に知ってもらい、花や緑とのかかりあいを深めるとともに、写真を通じて公園の魅力や感動などを、多くの方に伝える。	111	応募点数	1	
計					267		2	

⑤共催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/1	5/26	9号園路	お絵かき花壇づくりコンテスト	子どもたちが描いた絵をもとに、家族で花壇制作を行うコンテスト	-	展示		(一財)淡路島くにうみ協会
7/20	7/20	芝生広場	淡路市夏まつり	淡路市民の夏祭り。	42946	入園者数	1	淡路市
9/16	9/16	海岸南駐車場、パーベキュー広場	淡路島ロングライド150	淡路島の外周150kmを一周(通称、アワイチ)するサイクリングイベント。	2204	参加者数	1	(一財)淡路島くにうみ協会、兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、国営明石海峡公園事務所、明石海峡公園管理センター、スポーツニッポン新聞社 他
11/3	11/3	ビクター棟	具-1グランプリ	おにぎりの具のアイデアを競うイベント。	353	参加者数	1	淡路市
3//23	3/31	9号園路	お絵かき花壇づくりコンテスト	子どもたちが描いた絵をもとに、家族で花壇制作を行うコンテスト	-	展示		(一財)淡路島くにうみ協会
計					45,503		3	

⑥持込みイベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
6/30	6/30	花の中海、花の中海周辺、東浦口駐車場、海岸北臨時駐車場	LOVE TRIATHLON	花の中海でスイム、海岸臨時駐車場でバイク、園内でランのトライアスロンを行う。	508	参加者数	1	
10/16	10/16	園内及び9号園路	秋の緑と花を愛でる会	兵庫県ビジョン委員を対象に、交流促進を図る場として園内で花を愛でる。	523	参加者数	1	
10/19	10/20	海岸北臨時駐車場	淡路島バイクフェスタ	全国のライダーが一同に集結する、関西最大級のバイクイベント。	2,608	参加者数	1	
11/2	11/4	芝生広場、移ろいの庭、海岸北臨時駐車場、淡路口駐車場	UNDOKAI World Cap	『UNDOKAI World Cup』は、健康であり続ける社会を目指して“地方創生と“健康、“伝統文化の発信”を大会コンセプトに、誰もが気軽に参加できる運動会競技を中心としたスポーツ大会	5,505	参加者数	1	
計					9,144		4	

【令和2年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4月～3月	園内全域	緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー。季節ごとに問題入れ替え。	543	参加者数	12	
6/27～7/7	各ゲート	七夕飾り	各ゲートに七夕飾りを設け、来園者に自由に短冊を書いてもらう	-	展示	1	
7/18～8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	昆虫標本とタペストリーの展示	-	展示	1	
7/18～8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	金のカブトムシをさがそう	-	参加者数	1	
7/18～8/31	ビジター棟周辺	夏の生き物イベント	れいんぼーあんぶれら	-	展示	1	
7/18～8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	海峽フレンズ作品展	-	展示	1	
8/8、9	大地の虹花壇	夏の生き物イベント	ヒマワリのつみとり体験	254	参加者数	2	
8/15	護国	夏の生き物イベント	専門家とゆく水辺のいきもの観察会	20	参加者数	1	
9/20、21、22、27、10/4、25、11/1、3	連絡ロゲート出発	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	299	参加者数	8	
9/27	園内全域	秋のカーニバル	環境学習ラリー	48	参加者数	1	
10/18	連絡ロゲート出発	秋のカーニバル	秋の花めぐりツアー（特別版清水先生）	18	参加者数	1	
10/24、31、11/1、3	大地の虹ほか	秋のカーニバル	コスモスのつみとり体験	510	参加者数	4	
10/25	芝生広場	秋のカーニバル	ニューススポーツ体験	260	参加者数	1	
10/25	ビジター棟前	秋のカーニバル	あいなな里山公園でとれたお米を使ったポン菓子ふりまい	250	参加者数	1	
10/1～10/31	ビジター棟	秋のカーニバル	ハロウィンを楽しもう	-	展示	1	
10/17～11/3	移ろいの庭	秋のカーニバル	あんぶれぼー	-	展示	1	
11/28～2/14（12/31・1/1、2/8～12の休園日を除く）	9号園路		花と光のページェント	6,525	展示	1	
12/5～1/11（12/31・1/1の休園日を除く）	ビジター棟	あわじオフェスティバル	化石や標本の展示	-	展示	1	
11/28、29、12/5、6、12、13、19、20、24、25、26、27、28、29、30、1/2、3、4、5、9、10、11、1/30、31、2/6、7、13、14、20、21、23、27、28	芝生広場	あわじオフェスティバル	ユニバーサル巨大迷路	10,742	参加者数	33	
12/19～12/27	ビジター棟	あわじオフェスティバル	はっぴークリスマス	-	展示	1	
1/2、1/3	淡路ロゲート前	あわじオフェスティバル	ココア味ポン菓子のふりまい	600	参加者数	2	
1/10、11	移ろいの庭	あわじオフェスティバル	寒咲きナノハナつみとり体験	145	参加者数	2	
1/2～3/31	ビジター棟	あわじオフェスティバル	公園写真コンテスト入賞作品展	-	展示	1	
2/1～3/7	ポプラの丘		かざぐるまで花を映かそう	-	展示	1	
1/23～2/28（2/8～12休園日を除く）	ビジター棟	宇宙イベント	衛星や探査機模型の展示	-	展示	1	
1/23、24、30、31、2/6、7、13、14、20、21、23、27、28	管理センター2階	宇宙イベント	ロケット打ち上げ音響体験ビデオ上映	436	参加者数	12	

1/23、24、30、31、2/6、13、14、20、21、27、28	ビジター棟	宇宙イベント	JAXAコスミックカレッジ	注射器ロケット、かさ袋ロケット等の製作・実験、真空体験など	231参加者数	11
1/23、24、30、31、2/6、7、13、14、20、21、23、27、28	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙に関するクイズ	宇宙に関するクイズに答える	547参加者数	13
2/21、23、28、3/7、14	連絡ロゲート発	桜まつり	早春のガイドツアー	見頃であるカワヅザクラ等をメインに、花修景等の解説を交えながら公園の見どころを巡る公園ガイドツアー	148参加者数	5
3/20	連絡ロゲート出発	春のカーニバル	フラワーガイドツアー	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー	33参加者数	1
3/16	ビジター棟	春のカーニバル	パフォーマンス&バルーンアート教室	パフォーマーによるバルーンアート教室	158参加者数	1
3/20~3/31	ビジター棟	春のカーニバル	海峡フレンズ作品展	ボランティアグループ海峡フレンズの活動PR展示	- 展示	1
3/20~3/31	海のテラス休憩所	春のカーニバル	公園写真コンテスト2020入賞作品展	公園写真コンテスト2020入賞作品の展示	- 展示	1
3/20	東浦ロゲート	春のカーニバル	淡路花博20周年記念 花みどりフェア 春期オープニングセレモニー	淡路花博20周年記念 花みどりフェアのメイン会場としてオープニングセレモニーを開催	208参加者数	1
3/20~3/31	移ろいの庭	春のカーニバル	淡路花博20周年記念 花みどりフェア 淡路から発信し実践・提言するSDGsのデモンストレーションガーデン	環境立島を目指す淡路島において「人と自然の共生」が再確認できSDGsにつながる手法を伝えることができるデモンストレーションガーデンを制作、自然環境を持続的に維持するためのランドスケープ手法や、ガーデン手法が学べるモデルガーデンとして、淡路から新しい緑化メニューの発信	- 展示	1
3/20~3/31	ビジター棟	春のカーニバル	ダンボールアート展 Produced by Teki Tamada	古紙リサイクルで生み出すSDGsの理念に合致した素材ダンボールに、新しい命を吹き込むように生き物を制作する兵庫県出身の造形作家・玉田多紀氏プロデュース作品展	2,090 展示	1
3/20~3/31	9号園路	春のカーニバル	おもてなしデザインガーデン	淡路島に関連する様々な植物・素材を組み合わせ、昨今の「SNS映え」を意識し、色彩豊かで華やかなガーデンと、面白さや可憐さを兼ね備えるガーデンのゾーンを設け、来園者が回遊し、体験できるガーデンを企画	- 展示	1
3/20	淡路ロゲート	春のカーニバル	花みどりフェアにおける県産鶏卵・鶏肉消費拡大キャンペーン	県内外での高病原性鳥インフルエンザ発生を受けて、県内養鶏農家支援や県産鶏卵・鶏肉の消費促進のため、花みどりフェアにおいて、表園される方に県産の卵・鶏肉加工品や啓発グッズの配布	1,850参加者数	1
計					25,915	131

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
7/18~8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	昆虫のダンボールクラフト	464	参加者数	45	
7/18~8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	自然素材で工作しよう	207	参加者数	45	
7/18~8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	手作り貯金箱を作ってみよう	153	参加者数	45	
7/23、24、8/1、2	春一番の丘	夏の生き物イベント	水ロケットで遊ぼう	65	参加者数	4	
8/14、8/29	ビジター棟	夏の生き物イベント	牛乳パックでカメラを作った写真をとろう	9	参加者数	2	
8/13、8/16	ビジター棟	夏の生き物イベント	山口先生の楽しい絵画教室	31	参加者数	2	
7/25、7/26	ビジター棟	夏の生き物イベント	万華鏡をつくろう	9	参加者数	2	
8/22、8/23	ビジター棟	夏の生き物イベント	ころころ石ころアート	62	参加者数	2	
8/22、8/23	ビジター棟	夏の生き物イベント	多肉植物の寄せ植え教室	31	参加者数	2	
8/30	ビジター棟	夏の生き物イベント	ハーバリウム作り体験	6	参加者数	1	
9/15~11/1の土日祝	ビジター棟	秋のカーニバル	木工クラフト	446	参加者数	16	
9/15~11/1の土日祝	ビジター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	305	参加者数	16	
9/19、20、21、22、26、27、10/3、4、18	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	1,310	参加者数	16	
9/21、22、27、10/4、18、25	東浦ロゲート	秋のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	243	参加者数	6	

9/20	東浦ロゲート	秋のカーニバル	マリーゴールドを使った草木染め体験	園内のマリーゴールドの花びらでハンカチを染める体験。	30参加者数	1	
10/4	東浦ロゲート	秋のカーニバル	ペイント体験	テラコッタの鉢に絵を描く体験。	27参加者数	1	
11/3	ピジター棟	秋のカーニバル	レインスティックを作ろう	雨の音が出る楽器レインスティックを作る体験	22参加者数	1	
11/14～23の土日祝	ピジター棟	季節のクラフトあそび	森の時計づくり	園内の植物廃材を使って時計を作る体験。	46参加者数	5	
11/14～23の土日祝	ピジター棟	季節のクラフトあそび	メッセージボード作り	園内の植物廃材を使ってメッセージボードを作る体験。	24参加者数	5	
12/5、6、12、13、19、20、24、25、26、27、28、29、30	ピジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で、恐竜の模型を組み立て作るペーパークラフト。	624参加者数	20	
12/5、6、12、13、19、20、24、25、26、27、28、29、30	ピジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の木エクラフト	公園内の剪定枝や松ぼっくり、木の実等を使ったクラフト体験。	80参加者数	20	
12/5、6、12、13、19、20、24	ピジター棟	季節のクラフトあそび	クリスマスリース作り	園内の植物廃材を使ってクリスマスリースを作る体験。	128参加者数	7	
12/25、26、27、28、29、30	ピジター棟	あわジオフェスティバル	お正月かざりをつくらう	公園内の自然素材を使用してお正月かざりを作るクラフト体験。	123参加者数	6	
12/5	ピジター棟	あわジオフェスティバル	化石を探そう	篠山層群の岩石を実際に割り、化石発掘を体験。	56参加者数	1	
12/12	ピジター棟	あわジオフェスティバル	チーターワークショップ	丹波電のちーたんの缶バッジ等のグッズを作るイベント。	38参加者数	1	
1/2～5.9.10.11	ピジター棟	あわジオフェスティバル	お絵かき風	風に絵を吹いて芝生広場で風あげをする。	169参加者数	7	
12/22	ピジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜にペイントしよう	小さな恐竜のフィギュアに色付けする体験	24参加者数	1	
12/22	ピジター棟	あわジオフェスティバル	マイティラノをつくらう	ティラノサウルスの頭骨模型に粘土で肉付けし、ティラノサウルスの頭部を作る体験	24参加者数	1	
1/2、24、30、31、2/6、7、13、14、20、21、23、27、28	ピジター棟	季節のクラフトあそび	おひなさまづくり	園内の植物廃材を使っておひなさまを作る体験。	117参加者数	13	
1/2、24、30、31、2/6、7、13、14、20、21、23、27、28	ピジター棟	宇宙イベント	宇宙のダンボールクラフト	ダンボール紙でロケットや探査機等の模型を組み立て作るイベント。	301参加者数	13	
2/7	ピジター棟	宇宙イベント	モデルロケットの打ち上げ体験	モデルロケットを組み立てて、実際に飛ばす体験。	13参加者数	1	
3/6、7、13、14	ピジター棟	桜まつり	つるしさがりづくり	園内の植物廃材を使ってつるしさを体験。	21参加者数	4	
3/6、7、20、21、27、28	ピジター棟	桜まつり 春のカーニバル	動物のダンボールクラフト	ダンボールを使用したペーパークラフトに自由に色を塗っていただき、自分だけの作品を作る。	103参加者数	6	
2/27	春一番の丘	桜まつり	桜で染める草木染め体験	桜を使ってハンカチを染める染め物教室。	18参加者数	1	
3/20、21、27、28	ピジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	色とりどりの風船に好きな絵を描いてもらう。	52参加者数	4	
3/20、27	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車に乗る体験。	330参加者数	2	
3/20	東浦ロゲート	春のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験。	54参加者数	1	
3/20、3/21	ピジター棟	春のカーニバル	ダンボールアート作品のワークショップ	古紙リサイクルで生み出すSDGsの理念に合致した素材ダンボールに、新しい命を吹き込むように生き物を制作するファミリー層向けワークショップを展開	11参加者数	2	
3/20、3/27	花の中海周辺	春のカーニバル	淡路・馬車花小路	馬車に乗って花を愛でながら優雅に散策。馬との記念撮影など、触れ合いを通じた癒しの時間を創出。	169参加者数	2	
計					5,945	330	

③大型主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
3/20	5/17	園内全域	春のカーニバル	春の花々の見頃の時期に合わせてさまざまなイベントを展開する。	26989	期間中入園者数	1	
7/18	8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	毎年恒例となった生き物の展示、クラフトイベントを継続させるとともに、夏休みの課題の手助けとなるイベントを開催。	42913	期間中入園者数	1	
9/19	11/3	公園内全域	秋のカーニバル	秋の花々の見頃の時期に合わせてさまざまなイベントを展開する。	63418	期間中入園者数	1	
12/5	1/11	ビジター棟	あわジオフェスティバル	毎年恒例となった恐竜に関する展示、クラフトイベントを継続させるとともに、冬休みの体験イベントを開催。	20468	期間中入園者数	1	
計					153,788		4	

④主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
3/20	5/17		公園写生画コンテスト2020(神戸地区主催)	春の花修景や公園を楽しむ人々の情景を子供達が絵に描くことで、花と緑とのかかわりあいの大切さをより感じていただく。	48	応募点数	1	
9/19	11/6		公園写真コンテスト2020	秋の花修景をより多くの人に知ってもらい、花や緑とのかかわりあいを深めるとともに、写真を通じて公園の魅力や感動などを、多くの方に伝える。	275	応募点数	1	
計					323		2	

⑤共催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/1	6/2	9号園路	お絵かき花壇づくりコンテスト	子どもたちが描いた絵をもとに、家族で花壇制作を行うコンテスト	-	展示	1	(一財)淡路島く うみ協会
12/11	12/27	園内全域	クリスマスデジタルスタンプラリー	園内4か所(夢っこランド、月のテラス、移ろいの庭、タコのお出迎え花壇)にQRコードの看板を設置し、スマートフォンでデジタルスタンプラリーを楽しんでもらう	144	参加者数	1	北淡路花緑ネッ トワーク会議
9/19	11月中旬	園内全域	淡路花博20周年記念 花みどりフェアイベント	秋のカーニバルをプレイベントとして位置づけ	63418	期間中入園者数	1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会
3/13	3/31	9号園路	お絵かき花壇づくりコンテスト	子どもたちが描いた絵をもとに、家族で花壇制作を行うコンテスト	-	展示	1	(一財)淡路島く うみ協会
3/13	3/31	9号園路	淡路花博20周年記念 高校生花とみどりのガーデン	県内の農林関係の過程を学ぶ高校生が、日頃学んだ知識や技術を生かして創作した庭を展示する	-	展示	1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会
計					63,562		5	

⑥持込みイベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
3/19 3/26	3/21 3/28	淡路ロケット周辺	淡路花博20周年記念 花みどりフェア ひょうご フードマルシェ	淡路島でしか味わうことができない特別メニューや、兵庫県各地の名物メニューを提供するブースを展開。			1	
3/27	3/28	9号園路	淡路花博20周年記念 花みどりフェア 暮らしフェ スタ	郡会が身近にある田舎暮らし「デュアルライフ」ができる淡路島の暮らしをまるごと体験出来るイベントを実施。「新しいライフスタイルの創造」に寄与するため「暮らしの選択肢に淡路島を！」をキーワードに当イベントを拡充して実施し、移住定住促進や交流人口・関係人口の拡大を目指す			1	
9/13	9/13	園内	オリエンテーリング	日本学生オリエンテーリング選手権大会 スプリント競技部門関西地区代表選手選考会	88	参加者数	1	
11/29	11/29	パーベキュー広場	アワイテサイクルフェスタ	淡路島ロングライド150の代替イベントとして開催。サイクルメーカーの試乗会、展示会のほか、トークショーなども開催。	902	参加者数	1	
計					990		4	

【令和3年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4月～3月	園内全域	春のカーニバル	緑花クイズラリー	1,033	参加者数	12	
4/18	連絡ロケート出 発	春のカーニバル	チューリップガイドツアー	18	参加者数	1	
4/11	連絡ロケート出 発	春のカーニバル	春の花めぐりツアー（特別 版清水先生）	25	参加者数	1	
4/24～5/30	各ゲート周辺	春のカーニバル	およげ！こいのぼり	-	展示	1	
4/1～5/30	淡路ロケート、 東浦ロケート	春のカーニバル	オランダ衣装でお出迎えby 案山子	-	展示	1	
4/1～5/30	海のテラス休憩 所	春のカーニバル	公園写真コンテスト2020入 賞作品展	-	展示	1	
6/5、6	大地の虹花壇	春のカーニバル	チューリップの球根掘り体 験	118	参加者数	2	
5/22、23	ポプラの丘花壇	春のカーニバル	お花のつもとり体験	332	参加者数	2	
4/1～4/19	大地の虹	春のカーニバル	オランダ風車の展示	-	展示	1	
4/1～5/30	ビジター棟	春のカーニバル	海峽フレンズ作品展	-	展示	1	
4/18	移ろいの庭	春のカーニバル	キッズ花のファッション ショー	17	参加者数	1	
4/17、4/18、5/15、5/16	9号園路	春のカーニバル	オープンガーデン	-	展示	4	
4/1～5/30	移ろいの庭	春のカーニバル	淡路花博20周年記念 花み どりフェア 淡路から発信 し実践・提言するSDGsのテ モンスターションガーデン	-	展示	1	
4/1～5/30	ビジター棟	春のカーニバル	ダンボールアート展 Produced by Taki Tamada	5,303	展示	1	
4/1～5/30	9号園路	春のカーニバル	おもてなしデザインガー デン	-	展示	1	
6/1～8/31	海のテラス休憩 所		公園写生画コンテスト2020 優秀作品展	-	展示	1	
6/26～7/7	各ゲート		七夕飾り	-	展示	1	
7/17～8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	昆虫標本とタペストリーの 展示	-	展示	1	
7/17～8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	金のカブトムシをさがそう	671	参加者数	46	
7/17～8/31	ビジター棟周辺	夏の生き物イベント	れいんぼーあんぶれら	-	展示	1	
8/7、8	大地の虹花壇	夏の生き物イベント	ヒマワリのつもとり体験	252	参加者数	2	
10/3、10、17、31、11/3	園内全域	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	476	参加者数	9	
10/24	連絡ロケート出 発	秋のカーニバル	秋の花めぐりツアー（特別 版清水先生）	15	参加者数	1	
10/2	芝生広場	秋のカーニバル	ニューススポーツ体験	397	参加者数	1	

11/3	芝生広場	秋のカーニバル	花と緑の相談コーナー ワークショップ	近隣の市民団体が花緑の体験イベントを開催	-参加者数	1	
10/2	ビジター棟前	秋のカーニバル	あいなな里山公園でとれた お米を使ったボン菓子のふ まい	ボン菓子のふるまい	500参加者数	2	
10/2~6 10/30~11/3	移ろいの庭	秋のカーニバル	ふかふかダリア	花手水のように、移ろいの庭の水盤にダリアの花を浮かべる	-展示	1	
10/1~10/31	ビジター棟	秋のカーニバル	ハロウィンを楽しもう	ビジター棟2階にハロウィンの館を設営し、ハロウィンのフォトスポットとする	-展示	1	
9/11~10/3	移ろいの庭	秋のカーニバル	あんぶれらぼーる	カラフルなビニール傘作ったボールを芝生の上に並べるアート展示	-展示	1	
11/20~3/30	9号園路		あかりのいざない	イルミネーション	5,919参加者数	1	
12/4~1/10 (12/31・1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石や標本の展示	アンモナイト等の化石や恐竜の頭部レプリカなどの展示	-展示	1	
12/4、5、11、12、18、19、26、1/8、9、10	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の絵本の読み聞かせ	地元尾朗読ボランティアによる絵本音読み聞かせ	186参加者数	10	
12/4、5、11、12、18、19、24、25、26、27、28、29、30、1/2、3、4、5、6、8、9、10、22、23、29、30、2/5、6、11、12、13、19、20、23、26、27	芝生広場	あわジオフェスティバル	ユニバーサル巨大迷路	車椅子でも入れる巨大な迷路	14,562参加者数	35	
1/2、3	淡路口ゲート前	あわジオフェスティバル	菓子のふるまい	ココア味のボン菓子のふるまい	600参加者数	2	
1/22	移ろいの庭	あわジオフェスティバル	寒咲きナノハナつみとり体験	寒咲きナノハナの摘み取り体験	62参加者数	1	
2/5~3/6	ポプラの丘		かざぐるまで花を咲かそう	ポプラの丘に数千本のかざぐるまを展示	-展示	1	
1/22~2/27 (2/14~18休園日を除く)	ビジター棟	宇宙イベント	衛星や探査機模型の展示	衛星や探査機の模型(だいち2号、みちびき、はやぶさ等)、宇宙服、宇宙食等の展示	-展示	1	
1/22、23、29、30 2/5、6、11、12、13、19、20、23、26、27	管理センター2階	宇宙イベント	ロケット打ち上げ音響体感ビデオ上映	JAXAのロケット打ち上げ音響体感DVDの上映	333参加者数	14	
1/22、23、29、30、2/5、11、12、13、20、23、26、27、29、30	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙に関するクイズ	宇宙に関するクイズに答える	487参加者数	14	
1/22、23、29、30、2/5、11、12、13、20、23、26、27、29、30	ビジター棟	宇宙イベント	JAXAコズミックカレッジ	注射器ロケット、かさ袋ロケット等の製作・実験、真空体験など	281参加者数	13	
2/20、23、27、3/6、13	連絡口ゲート発	桜まつり	早春のガイドツアー	見頃であるカワヅザクラ等をメインに、花修景等の解説を交えながら公園の見どころを巡る公園ガイドツアー	220参加者数	5	
3/5	園内全域	桜まつり	サクラ・ミモザのガイドツアー	園内のサクラの品種やミモザの解説	9参加者数	1	
2/27	春一番の丘	桜まつり	桜の苗木配布	園内桜の実生苗の配布	30参加者数	1	
3/19~31	大地の虹	春のカーニバル	オランダ風車の展示	チューリップ花壇にミニチュアのオランダ風車を展示	-展示	1	
3/19~31	移ろいの庭	春のカーニバル	開園20周年記念 芝生の地上絵	開園20周年を記念して、移ろいの庭に芝生の地上絵を展示	-展示	1	
3/19~31	ビジター棟	春のカーニバル	開園20周年記念 パネル展示	開園20周年を記念して、パネル展を開催	-展示	1	
3/21	園内全域	春のカーニバル	開園20周年記念 スタンプラリー	開園20周年を記念して、スタンプラリーを開催	1,043参加者数	1	
3/19~3/31	淡路口ゲート、東浦口ゲート	春のカーニバル	オランダ衣装でお出迎えby 栗山子	オランダ衣装を着た栗山子が入場ゲートでお出迎えをする	-展示	1	
3/19~3/31	ビジター棟	春のカーニバル	海峡フレンズ作品展	ボランティアグループ海峡フレンズの活動PR展示	-展示	1	
3/19~3/31	海のテラス休憩所	春のカーニバル	四季の風景展	公園の四季の風景やイベントポスター展	-展示	1	
3/20、21、26、27	連絡口ゲート出発	春のカーニバル	フラワーガイドツアー	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	33参加者数	1	
計					32,922	208	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/3、5/15	花の中海周辺	春のカーニバル 淡路・馬車花小路	馬車に乗って花を愛でながら優雅に散策。馬との記念撮影など、触れ合いを通じた癒しの時間を創出。	249	参加者数	2	
4/18	ビジター棟	春のカーニバル ひょうごの花キャンペーン 推進事業	フラワーアレンジメント教室・兵庫県産の花PR花の島である淡路島において、淡路島産を中心とした兵庫県産花弁を用いた花のモニュメント展示や来場者を対象にしたフラワーアレンジメント教室を開催！ 淡路	42	参加者数	1	
4/3、4、10、11、17、18、24 5/15、16、22、23、28、29	ビジター棟	春のカーニバル 動物のダンボールクラフト	ダンボールを使用したペーパークラフトに自由に色を塗っていただき、自分だけの作品を作る。	136	参加者数	13	
4/3、4、10、11、17、18、24 5/15、16、22、23、28、29	ビジター棟	春のカーニバル お絵かき風船	風船に好きな絵を描くクラフト体験。	150	参加者数	13	
4/3、10、11、18	春一番の丘	春のカーニバル おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車に乗る体験。	587	参加者数	4	
4/11、18	大地の虹	春のカーニバル 多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	94	参加者数	2	
4/10	ビジター棟横	春のカーニバル チューリップで染める草木 染め体験	チューリップの花びらでハンカチ等を染める染め物教室。	17	参加者数	1	
4/17、18、24	ビジター棟	春のカーニバル 兜のクラフトづくり	子供の日に合わせて、ダンボールを使って兜を作る。	4	参加者数	3	
6/19、20、26、27	ビジター棟	季節のクラフトあそび あじさいアレンジメント・ ラベンダークラフト	ラベンダーとアジサイを利用したクラフト体験。	67	参加者数	4	
7/17～8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント 昆虫のダンボールクラフト	ダンボール紙でカブトムシやクワガタムシ等の昆虫模型を組み立てるイベント。	909	参加者数	46	
7/17～8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント 自然素材で工作しよう	自然素材を利用したクラフト体験。	408	参加者数	46	
7/17～8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント 手作り貯金箱を作ってみよう	竹間伐材や剪定木や、国営明石海峡公園(神戸地区)で伐採した竹などの自然素材を使って、貯金箱を作るイベント。	448	参加者数	46	
7/22、23、24	春一番の丘	夏の生き物イベント 水ロケットで遊ぼう	身近にあるペットボトルで水ロケットを作り、自分で作ったロケットを打ち上げて楽しんだ。	64	参加者数	3	
7/31、8/1	ビジター棟	夏の生き物イベント 牛乳パックでカメラを作っ て写真を撮ろう	牛乳パックでカメラを作り、日光写真を撮る体験。	43	参加者数	2	
8/13、8/15	ビジター棟	夏の生き物イベント 山口先生の楽しい絵画教室	淡路島の芸術家・山口先生による本格的な絵画教室。	42	参加者数	2	
7/18、7/25	ビジター棟	夏の生き物イベント 万華鏡をつくらう	間伐材や剪定木などの自然素材を使って万華鏡(テレイドスコープ)を作る。	40	参加者数	2	
7/23	ビジター棟	夏の生き物イベント ハーブ石鹸作り体験	ハーブの精油で香りづけした石鹸を作る体験	40	参加者数	1	
9/18～10/31の土日祝	ビジター棟	秋のカーニバル 木工クラフト	自然素材を利用したクラフト体験	556	参加者数	16	
9/18～10/31の土日祝	ビジター棟	秋のカーニバル お絵かき風船	色とりどりの風船に好きな絵を描いてもらう。	428	参加者数	16	
9/18～10/10の土日祝	春一番の丘	春のカーニバル おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車に乗る体験。	909	参加者数	10	
10/3、17、31	大地の虹	秋のカーニバル 多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験。	104	参加者数	3	
10/10	大地の虹	秋のカーニバル マリーゴールドを使った草 木染め体験	園内のマリーゴールドの花びらでハンカチを染める体験。	17	参加者数	1	
10/24	大地の虹	秋のカーニバル ペイント体験	テラコッタの鉢に絵を描く体験。	30	参加者数	1	
10/30、31	花の丘道あずま や	秋のカーニバル ダリアを使ったフラワー アレンジメント&花びら染め	宝塚ダリアを使ってハンカチを染める染め物教室。&宝塚ダリアを使ってフラワーアレンジメントを作る体験。	36	参加者数	2	
11/3	ビジター棟	秋のカーニバル レインスティックを作ろう	雨の音が出る楽器レインスティックを作る体験	33	参加者数	1	
11/20～28の土日祝	ビジター棟	季節のクラフトあそび 森の時計づくり	園内の植物廃材を使って時計を作る体験。	55	参加者数	5	

11/20～28の土日祝	ビジター棟	季節のクラフトあそび	メッセージボード作り	園内の植物廃材を使ってメッセージボードを作る体験。	21	参加者数	5	
12/4、5、11、12、18、19、24、25、26、27、28、29、30	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で、恐竜の模型を組み立て作るペーパークラフト。	670	参加者数	21	
12/4、5、11、12、18、19、24、25、26、27、28、29、30	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の木エクラフト	公園内の剪定枝や松ぼっくり、木の実等を使ったクラフト体験。	125	参加者数	21	
12/4、5、11、12、18、19	ビジター棟	季節のクラフトあそび	クリスマスリース作り	園内の植物廃材を使ってクリスマスリースを作る体験。	203	参加者数	6	
12/24、25、26、27、28、29、30	ビジター棟	あわジオフェスティバル	お正月かざりをつくらう	公園内の自然素材を使用してお正月かざりを作るクラフト体験。	162	参加者数	7	
12/4	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石を探そう	篠山層群の岩石を実際に割り、化石発掘を体験。	41	参加者数	1	
12/11	ビジター棟	あわジオフェスティバル	チータンワークショップ	丹波竜のちーたんの缶バッジ等のグッズを作るイベント。	65	参加者数	1	
1/2、3、4、5、6、8、9、10	ビジター棟	あわジオフェスティバル	お絵かき風	風に絵をかいて芝生広場で風あげをする。	168	参加者数	8	
1/3	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜にペイントしよう	小さな恐竜のフィギュアに色付けする体験	8	参加者数	1	
1/3	ビジター棟	あわジオフェスティバル	マイティラノをつくらう	ティラノサウルスの頭骨模型に粘土で肉付けし、ティラノサウルスの頭部を作る体験	11	参加者数	1	
1/9、10	ビジター棟	あわジオフェスティバル	動物ふれあい体験	乗馬体験などで動物に触れ合う体験	278	参加者数	2	
1/22、23、29、30 2/5、6、11、12、13、19、20、23、26、27	ビジター棟	季節のクラフトあそび	おひなさまづくり	園内の植物廃材を使っておひなさまを作る体験。	117	参加者数	14	
1/22、23、29、30 2/5、6、11、12、13、19、20、23、26、27	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙のダンボールクラフト	ダンボール紙でロケットや探査機等の模型を組み立て作るイベント。	129	参加者数	9	
2/6	ビジター棟	宇宙イベント	モデルロケットの打ち上げ体験	モデルロケットを組み立てて、実際に飛ばす体験。	4	参加者数	1	
3/5、6、12、13	ビジター棟	桜まつり	つるしかざりづくり	園内の植物廃材を使ってつるしかざりを作る体験。	14	参加者数	4	
3/5、6、12、13、19、20、21、26、27	ビジター棟	桜まつり 春のカーニバル	動物のダンボールクラフト	ダンボールを使用したペーパークラフトに自由に色を塗っていただき、自分だけの作品を作る。	129	参加者数	9	
3/19、20、21、26、27	ビジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	色とりどりの風船に好きな絵を描いてもらう。	120	参加者数	5	
3/19、20、21、27	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車に乗る体験。	569	参加者数	4	
3/20、21、27	大地の虹	春のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験。	64	参加者数	3	
計					8,406		369	

③大型主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
3/20	5/30	園内全域	春のカーニバル	春の花々の見頃の時期に合わせさまざまなイベントを展開する。	26989	期間中入園者数	1	
7/17	8/31	ビジター棟	夏の生き物イベント	毎年恒例となった生き物の展示、クラフトイベントを継続させるとともに、夏休みの課題の助けとなるイベントを開催。	42913	期間中入園者数	1	
9/18	11/3	公園内全域	秋のカーニバル	秋の花々の見頃の時期に合わせさまざまなイベントを開催する。	63418	期間中入園者数	1	
12/4	1/10	ビジター棟	あわジオフェスティバル	毎年恒例となった恐竜に関する展示、クラフトイベントを継続させるとともに、冬休みの体験イベントを開催。	20468	期間中入園者数	1	
計					153,788		4	

④主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
3/20	5/30		公園写生画コンテスト2021	春の花修景や公園を楽しむ人々の情景を子供達が絵に描くことで、花と緑とのかかわりあいの大切さをより感じていただく。	48	応募点数	1	
9/19	11/5		公園写真コンテスト2021(神戸地区主催)	秋の花修景をより多くの人に知ってもらい、花や緑とのかかわりあいを深めるとともに、写真を通じて公園の魅力や感動などを、多くの方に伝える。	275	応募点数	1	
計					323		2	

⑤共催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/1	5/30	9号園路	お絵かき花壇づくりコンテスト	子どもたちが描いた絵をもとに、家族で花壇制作を行うコンテスト	-	展示	1	(一財)淡路島く にうみ協会
4/1	5/30	9号園路	淡路花博20周年記念 高校生花とみどりのガーデン	県内の農林関係の過程を学ぶ高校生が、日頃学んだ知識や技術を生かして創作した庭を展示する	-	展示	1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会
3/13	3/31	9号園路	お絵かき花壇づくりコンテスト	子どもたちが描いた絵をもとに、家族で花壇制作を行うコンテスト	-	展示	1	(一財)淡路島く にうみ協会
計					-		3	

⑥持込みイベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/3、4、10、 11、17、18	4/3、4、10、 11、17、18	淡路ロケート周 辺	淡路花博20周年記念 花みどりフェア ひょうごフード マルシェ	淡路島でしか味わうことができない特別メ ニューや、兵庫県各地の名物メニューを提 供するブースを展開。			1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会
4/3	4/3	バーベキュー広 場	キャンプ！	ラジオ関西で放送しているファミリーカ ンピング番組『キャンプる！』のオフ企画 として『デイキャンプ』を実施。会場で は、パーソナリティによるトークショーと キャンプ用品の展示。	365	参加者数	1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会、神戸新聞 事業者
4/10	4/11	ビジター棟、周 辺	島スイーツガーデン	淡路島”の自然が育む新鮮な素材(淡路島 産のフルーツ・牛乳・玉ねぎ・たまご等) をふんだんに使用し、淡路島のパティシエ たちが創る「島スイーツ」を一堂に集め、 淡路島ならではのカフェを限定オープン	1,445	参加者数	1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会、洲本商工 会議所
4/10	4/11	ビジター棟、周 辺	島スイーツガーデン	淡路島”の自然が育む新鮮な素材(淡路島 産のフルーツ・牛乳・玉ねぎ・たまご等) をふんだんに使用し、淡路島のパティシエ たちが創る「島スイーツ」を一堂に集め、 淡路島ならではのカフェを限定オープン	1,445	参加者数	1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会、洲本商工 会議所
10/23	10/24	ビジター棟	淡路花博20周年記念 花みどりフェア秋 花とみどりで 健康になろう	花と緑は、こころ・からだ・社会的健康づ くりに関与する。このことについて体験を 通じて学べるワークショップを開催	61	参加者数	1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会
10/9	10/10	芝生広場	淡路花博20周年記念 東京キャッチボールクラブin淡路 島	キャッチボールを通じて、笑顔溢れるコ ミュニケーションの場をつくる	1,650	参加者数	1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会
10/16	10/17	芝生広場	淡路花博20周年記念 ロハスフェスタ淡路島	「みんなの小さなエコを大きなエコに」を テーマに、雑貨販売やステージイベントな どを開催。	6,860	参加者数	1	淡路花博20周年 記念事業実行委 員会
計					11,826		7	

【平成30年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/1・4/7・4/28 10:40～12:15	園内各所	春の里山探検ハイキング ～スタッフガイドツアー～	園内の見頃の植物等を管理センタースタッフのご案内	33	参加者数	1	3日間実施
4/21・5/19・6/23・ 9/1・12/1・1/26・3/23 4～7月早期開園 8:00～11:00 8～3月 10:30～12:45	園内各所	探鳥会 in あいな里山公園	里山で見られる野鳥を季節を通して参加者と観察し、種名、写真にて記録を行う。	337	参加者数	1	月1回実施 10/28・11/12 雨天中止
5/5・5/6 13:00～16:00	相談ヶ辻の家他	GWイベント 丸太切り体験& 丸太イス作り	丸太切り体験の後切った輪切りの材で丸太イスを作る	146	参加者数	1	2日間実施
4/28・4/29・ 4/30・5/1・5/2・ 5/3・5/4・5/5・ 5/6 11:00～15:00	相談ヶ辻の家前 広場	GWイベント イタドリのとこつり	蛸に見立てたイタドリを釣る。野草を使った遊び体験	487	参加者数	1	9日間実施
4/28・4/29・ 4/30・5/1・5/2・ 5/3・5/4・5/5・ 5/6 10:00～16:00	せせらぎ広場	GWイベント ふわふわ道具で遊ぶ	せせらぎ広場にふわふわ道具を設置	814	参加者数	1	9日間実施
4/29 10:00～15:00	情報館	GWイベント こども里山写生会	春の里山風景を描いて写生画コンテスト2018に応募してもらう	16	参加者数	1	
4/30 11:00～14:00	農家になわ	GWイベント 神戸里山暮らし相談会	農村への移住促進として農村移住相談	0	参加者数	1	
5/3 10:30～12:00	園内～キーナの 森	GWイベント あいなからキーナの森へハイキン グ	キーナの森へお弁当を食べにハイキン グ	27	参加者数	1	
5/4 10:30～12:00	切りサン尾根道	GWイベント 森を探検しよう	開通した切りサン尾根道を歩く	8	参加者数	1	
5/4 10:30～15:00	農村舞台	GWイベント あおむしむしこんには	まっぴー山ろぼ連続プログラム。あおむしをじっくり観察して優しく触ってみる	195	参加者数	1	
5/4 10:00～16:00	切通広場	GWイベント 里山どうぶつえん	仔牛、ヤギ、ブタ、ウサギ、アヒルの展示及び動物たちとのふれあ	268	参加者数	1	
5/5 11:00～15:00	農村舞台前広場	GWイベント ミニトレインがやってくる～	神戸電鉄のミニトレインを農村舞台前で走らせた	450	参加者数	1	
5/5 ①10:00～12:00 ②13:00～14:00	白拍子上池	GWイベント ザリガニ釣り体験	池に生息する外来種ザリガニの駆除啓蒙を兼ねて釣り体験。	100	参加者数	2	
5/5 10:30～14:00	炭焼き窯	GWイベント 炭焼き体験(口焚き)	炭焼きの「口焚き」を体験	73	参加者数	1	
5/6 13:30～14:30	炭焼き窯	GWイベント 炭焼き体験(窯出し)	1日がかかりで焼いた炭の「窯だし」を体験	73	参加者数	1	
5/6 13:00～14:30	野草園	GWイベント 草花あそび	草花を使った笛や首飾り作りと野草園案内。	14	参加者数	1	
5/26・5/27・6/2・ 6/3・6/9・6/10 10:30～14:00	白拍子棚田 小野水田	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	田植え体験	657	参加者数	1	6日間実施
5/26 11:00～11:45	農村舞台	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	和太鼓演奏	100	参加者数	1	
5/26 12:00～12:45	農村舞台	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	あべよしえ サクソ演奏&バルーンアート	100	参加者数	1	
5/26 11:00～14:00	農家になわ	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	神戸里山暮らし相談会	0	参加者数	1	
5/26 ①10:00～12:00 ②13:00～14:00	白拍子下池	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	ペットボトルでモンドリ作り 池の生きもの調査	52	参加者数	2	
5/27 11:00～11:30	白拍子棚田	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	早乙女田植え	80	参加者数	1	
5/27 12:00～13:00	農村舞台	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	川辺ゆかコンサート	60	参加者数	1	
5/27 13:15～14:00	農村舞台	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	アクトス藤原台ダンススクール	60	参加者数	1	
5/27 14:00～14:15	農村舞台	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	餅まき	100	参加者数	1	
5/26～8/31 10:30～13:30	小野水田	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	泥んこプール	150	参加者数	1	
5/26・5/27・6/2・ 6/3・6/9・6/10 10:00～16:00	せせらぎ広場	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	草すべり	30	参加者数	1	6日間実施
6/1・2・8・9 19:30～21:15	しあわせの村連 続口駐車場～春 のゾーンB駐車場	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	ホテルのタペ	1646	参加者数	1	4日間実施
6/3 11:00～15:00	白拍子棚田	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	田植え体験(ピオパーク)	9	参加者数	1	
6/3 ①10:00～12:00 ②13:00～14:00	釜庭東池・めだ か池周辺	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	水辺に生息の外来種調査	9	参加人数	2	
6/9 11:00～15:00	炭焼き窯	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	炭焼き体験(口焚き)	65	参加者数	1	
6/9 11:00～15:00	炭焼き窯	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	丸太切りと薪割り体験	65	参加者数	1	
6/9 10:30～14:30	野草園	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	野草園ササユリ鑑賞会	32	参加人数	1	
6/9 ①10:30～12:30 ②13:00～14:30	美林地区・野草 園	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	里山ササユリ鑑賞会	1	参加人数	2	
6/10 ①10:00～12:00 ②13:00～14:00	かしの小道周辺 ため池	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	モリアオガエルの観察	54	参加人数	2	
6/10 13:00～14:00	炭焼き窯	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	炭焼き体験(窯出し)	10	参加者数	1	
6/30 10:30～14:00	園内各所	園内全域	昆虫採集大会	0	参加者数	0	雨天中止
7/1・15 10:40～12:15	園内各所	スタッフガイド(初夏)	園内の見頃の植物等を管理センタースタッフのご案内	11	参加者数	1	2日間実施
7/11～7/16 9:30～16:00	長屋門	やまもまつり	松ぼっくりつり	50	参加者数	1	6日間実施
7/14・7/15・7/16 11:00～15:00	長屋門	やまもまつり	やまもシロップ・果実のふるまい、 蓮シヤワー	100	参加者数	1	3日間実施
7/15 10:40～12:10	園内各所	やまもまつり	初夏の里山を歩こう!	4	参加者数	1	
7/30 ①10:30～12:30 ②14:00～16:00	木工棟(瓦)		田んぼの番人! 案山子をつくってみよう	32	参加者数	1	1日2回実施
9/16 10:30～13:00	農村舞台		昆虫大捜査線	120	参加者数		
9/24 10:30～12:30	木工棟(瓦)		あいなのチョウとあそび	31	参加者数		
9/30 10:30～12:30	木工棟(瓦)		栗拾いと栗の和菓子づくり	0	参加者数	0	雨天中止
10/6～10/21 の間の土日祝	白拍子棚田	あいな里山 秋フェスタ	稲刈り体験	1372	参加者数	1	7日間実施

10/6～10/21	9:30～16:00	長屋門	あいな里山秋フェスタ	松ぼっくりつり	いろいろな球果を釣り上げ何の実かを確認	50	参加者数	1	16日間実施
10/7	10:30～14:30	白拍子の家裏	あいな里山秋フェスタ	脱穀体験	足踏み脱穀機を使用した脱穀体験	47	参加者数	1	
10/7	10:30～14:30	野草園	あいな里山秋フェスタ	野草園 秋の七草観賞会	野草園に咲く秋の七草を随時説明鑑賞	20	参加者数	1	
10/13	10:30～14:30	里山美林地区～自然保存ゾーン～キナーの森	あいな里山秋フェスタ	あいなからキナーの森へハイキング!	キナーの森との連携プロジェクト。あいなからキナーの森を往復。	22	参加者数	1	
10/13	11:20～12:30	白拍子の家	あいな里山秋フェスタ	原田伸郎と園内散策ツアー	ラジオ関西「原田伸郎」公開録音に併せて、原田伸郎氏とともに公園を散策するツアー	32	参加者数	1	
10/13・10/14	10:30～14:30	炭焼き窯	あいな里山秋フェスタ	丸太切り体験	両引きノコを使った丸太切り体験とイスづくり	72	参加者数	1	2日間実施
10/13	10:30～14:30	炭焼き窯	あいな里山秋フェスタ	炭焼き体験 口焚き編	炭焼き体験。薪を炭焼き窯の中へ投入体験	19	参加者数	1	
10/13	①10:30～12:00 ②13:00～14:30	園内水辺	あいな里山秋フェスタ	水辺の外来生物生息調査 & 生きものタッチサービス	水辺に生息する外来生物調査	100	参加者数	2	
10/13	11:00～11:20	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	アクトス藤原台ダンススクール	ヒップホップダンスチームによるステージ	50	参加者数	1	
10/13	11:30～11:50	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	あべよしえ サックス演奏&バルーンアート	サックス演奏とバルーンアートのパフォーマンス	50	参加者数	1	
10/13	13:00～14:30	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	原田伸郎 ラジオ関西公開録音	雨宮さんのステージもあり	180	参加者数	1	
10/13	14:30～15:00	農家のにわ	あいな里山秋フェスタ	原田伸郎とじゃんけん大会	観客とじゃんけん大会。プレゼントあり	180	参加者数	1	
10/13・10/21	13日15:00～15:15 21日15:15～15:30	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	餅まき	園内で収穫したもち米で作った餅で餅まき	100	参加者数	1	2日間実施
10/14	10:30～14:00	炭焼き窯	あいな里山秋フェスタ	炭焼き体験 窯出し編	炭焼き体験。前日焼いた炭の窯出し体験	36	参加者数	1	
10/14	10:30～12:00	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	秋の朝ムシ！～きッピー山からこんにちは！～	きッピー山ラボとの連携プロジェクト。昆虫採集をして、分類の後里山の虫について学ぶ。	110	参加者数	1	
10/20	13:30～16:00	切通し・サンデン休憩所	あいな里山秋フェスタ	コスモス摘み	切り通しからサンデン休憩所の満開のコスモスを摘み取り持ち帰る	166	参加者数	1	
10/20	10:40～12:10	園内各所	あいな里山秋フェスタ	爽りの秋だ！里山を歩く	公園スタッフとともに秋の見どころや自然を案内。参加者には栗拾いや夏季狩りなどのお楽しみ付き。	3	参加者数	1	
10/21	11:00～15:00	白拍子棚田	あいな里山秋フェスタ	竹遊具遊び	学生ボランティアの指導による竹遊具遊び	219	参加者数	1	
10/21	13:00～16:00	農村舞台花道	あいな里山秋フェスタ	万灯会(まんとうえ)展示	来園者やプログラム参加者に絵を描いていただいた灯籠を展示	50	参加者数	1	
10/21	12:50～13:30	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	aina里山hura	園内で採集したシラカンの葉で作った例をつけ、フラダンス披露	50	参加者数	1	
10/21	12:00～12:45	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	UNITY DANCE SCHOOL	地元で活躍するヒップホップダンスチームによるステージ	50	参加者数	1	
10/21	14:30～15:10	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	和太鼓演奏&ワークショップ	神戸鈴蘭台高校和太鼓部による演奏とワークショップ	50	参加者数	1	
11/10、11、23、12/22、23	10:30～12:30 13:30～15:30	小野蓮田		どろんこレンコン掘り	合羽と長靴を着用し、泥んこの蓮田に入ってレンコン掘り！掘りたてのレンコンはお土産に。	18	参加者数	2	
12/14・1/6・1/8	10:30～15:00	竹林・白拍子の家	初まつり(とんど焼き)	竹灯明台づくり	「阪神淡路大震災1.17のついで」で使用した竹灯明台づくり。園内で活動する市民団体と協働で竹林での竹伐りだしから実施。参加者には七草粥や豚汁ふるまい。	148	参加者数	1	各団体を合わせて3日間実施
1/12	10:30～14:30	炭焼き窯	初まつり(とんど焼き)	炭焼き体験 口焚き編	炭焼き体験。薪を炭焼き窯の中へ投入体験	30	参加者数	1	
1/13	13:00～14:00	炭焼き窯	初まつり(とんど焼き)	炭焼き体験 窯出し編	炭焼き体験。前日焼いた炭の窯出し体験	37	参加者数	1	
1/13	10:45～11:30	白拍子棚田	初まつり(とんど焼き)	火入れ式	無病息災・五穀豊穡を祈りとんど焼きを実施。神戸鈴蘭台高校の和太鼓演奏で開式。	1300	参加者数	1	
1/13	11:15～12:30	白拍子棚田	初まつり(とんど焼き)	女竹の餅焼き	藍那の伝統、女竹に餅をつけてとんどのおきびで餅焼き体験	100	参加者数	1	250名
1/13	12:00～13:15	交流館のにわ	初まつり(とんど焼き)	ビザのふるまい	交流館前広場のビザ窯を使用したビザを提供	50	参加者数	1	100名
1/13	11:30～12:00	白拍子棚田	初まつり(とんど焼き)	和太鼓演奏&ワークショップ	神戸鈴蘭台高校和太鼓部による演奏とワークショップ	50	参加者数	1	
1/7～1/14	9:30～16:00	里山情報館	初まつり(とんど焼き)	里のまなび(展示)	あいなのきの写真展	30	参加者数	1	8日間実施
1/14	10:00～15:00	農村舞台横機	初まつり(とんど焼き)	昔あそび体験	コマ回し、羽根つき、縄跳び、竹トンボ、竹馬などボランティアに遊び方を教えてもらってトライ。	119	参加者数	1	
1/20	10:30～12:45	切通広場		茅刈り体験	茅葺屋根の材料になるススキ。茅葺職人さんからお話を聞いた後、ススキを刈ってティビ(草の家)を作る	26	参加者数	1	
2/10、16、17				大根のかつら剥き大会		59	参加者数	1	3日間実施
2/11	11:00～13:30	白拍子のにわ		七草粥ふるまい	春の七草を野辺で採取し七草粥を煮で調理。七草粥の由来や七草糰子など、暮らしの歳時の中での伝統行事として紹介	65	参加者数	1	
2/24	10:30～12:30 13:30～15:30	小野畑上池		ため池の生きもの調査とかいほり体験	冬期の里山管理・補修作業としてため池のかいほり実施	81	参加者数	2	
3/31	10:30～12:00	園内各所		早春の里山みつかけ女ハイキング	一足早い春の里山をみつかけ公園スタッフと園内を歩く。野草や生きものを併せ楽しみ、道すがら山菜摘みや野菜収穫などのお土産も。	41	参加者数	1	
2018/4/1～2019/3/31		園内各所		あいな里山クイズラリー	セルフ型クイズラリー	915	参加者数		毎日
2018/4/1～2019/3/31		園内各所		里山体験メニュー		9,879	参加者数		毎日2～3回実施
計				利用プログラム 177回		22,645		89	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/2・7/16・11/3・2/11	10:30~12:45	長屋門・園内各所	あいな里山 おもしろ植物観察会	植物を中心に観察しながら、あいな里山の地域の暮らしと自然との関わりについて、講師の話をお聞きながら学ぶ。	112	参加者数	4 4日間実施
4/14・5/12・6/9・7/14・8/11・10/13	10:30~12:45	農村舞台	里山deヨガ	4~10月の第2土曜日に開催。農村舞台上でヨガ体験。ヨガの後は里山体験メニューに参加。心も体もリラックス。	60	参加者数	1 4~10月 月1回実施 9/8中止
4/8	10:30~12:45	木工棟(瓦)	よもぎ団子をつくらう	昔なつかしのおやつ、よもぎ団子。野辺でよもぎの若葉を摘んで、調理して巻を味わう。	33	参加者数	1
4/21	10:30~13:40	白拍子の家他	春の山菜天ぷらを楽しもう	春の里山で野草を観察しながら散策を楽しむ。お昼には10種類以上の山菜の天ぷらを食べさせていただくスペシャルな一日。	31	参加者数	1
4/28・4/29・4/30・5/3・5/5・5/6	10:30~12:30	相談ヶ辻の家他	GWイベント 背負子をしょって柴拾い&かまど体験	サンデン尾根道で柴拾い、相談ヶ辻で薪割り、かまどで火起こし体験。園内で採取したわらびでわらびご飯を炊きふるまい	138	参加者数	1 6日間実施
4/15	10:30~13:40	やまもも園	やまももの木を植えよう	あいな里山公園のシンボルであるやまももの木を植樹する。	38	参加者数	1
4/28・29	10:00~15:00	白拍子の家	GWイベント 春の草木染め	春の草木を使った染め体験	14	参加者数	1
5/4	10:00~16:00	農村舞台広場周辺	GWイベント 森の吹き矢あそび	昔ながらの吹き矢遊び	65	参加者数	1
4/29・4/30・5/3・5/4・5/5・5/6	13:00~16:00	農家の家	GWイベント 竹細工を楽しむ	竹コップリ、竹笛、一輪挿し、器、足つぼ踏み等の竹細工体験	192	参加者数	1 6日間実施
5/3		木工棟	GWイベント 親子で楽しむ木工教室	親子で廃材を使った工作を実施	7	参加者数	1
5/3	①11:00~12:45 ②13:45~15:30	農村舞台前	GWイベント チェーンソーアート☆ワークショップ	チェーンソーアートを実演、そのあと実際にチェーンソーを使ってスウェードントーネを作る	4	参加者数	1
5/4・5		木工棟	GWイベント オリジナル缶バッジを作ろう	オリジナルの缶バッジ作り	89	参加者数	1
5/6	①11:00~12:15 ②13:30~14:45	農村舞台周辺	GWイベント みんなで忍者	里山で忍者に返信！自然の中で五感をを使った謎解きなど忍者修行を体験	96	参加者数	2
4/29・6/16・8/11・10/8・12/24・3/10	10:30~12:30	長屋門・園内各所	水辺の生きもの観察会	水田、ため池など水辺を中心に、講師とトンビいものを採取しながら観察する。一年を通して、里山の生きもの営みについて学ぶ	205	参加者数	1 6日間実施
5/20	10:30~14:30	白拍子餅田 白拍子の家周辺	家族de米づくり "田植え"	田植え、お楽しみ昼食、消しゴムづくり、マシュマロ焼きで一日を楽しく過ごす。	64	参加者数	1
5/27・6/3・6/10	11:00~14:30	あいな里山フェスタ 田植えまつり	草木染め	草木を使った染め体験	37	参加者数	1 3日間実施
5/27・6/3	10:00~14:00	あいな里山フェスタ 田植えまつり	オリジナル缶バッジを作ろう	オリジナルの缶バッジ作り	62	参加者数	1 2日間実施
5/27	①10:00~12:00 ②13:30~15:30	木工棟(茅)	あいな里山フェスタ 田植えまつり 竹細工体験・紙クラフト遊び	竹コップリ・竹笛の竹細工、紙クラフトづくり	30	参加者数	2
6/3・6/9・6/10	13:00~16:00	農家の家・白拍子の家周辺	あいな里山フェスタ 田植えまつり 竹細工を楽しむ	竹コップリ・一輪挿し・器などの竹細工づくり	89	参加者数	1 3日間実施
6/10	10:30~12:30	梅林・木工棟	あいな里山フェスタ 田植えまつり ウメの収穫とシロップづくり	初夏は梅しごこの季節！みんなで梅の実を収穫し、甘く爽やかな梅シロップをつくる。	45	参加者数	1
6/1・6/2・6/8・6/9	夜間開催 19:30~21:15	森のゾーン8駐車場~代ヶ谷水田	夜の生きもの観察会	初めての夜の生きもの観察会。川辺に舞うゲンジボタル、湿地に光るヘイケボタルを観察する。	52	参加者数	1
6/17	10:30~14:30	白拍子の家他	家族でジャガイモ掘り体験	畑でジャガイモを掘り、ジャガイモ尽くしのお楽しみ昼食後、マシュマロやジャガイモ焼きを楽しむ。	60	参加者数	1
6/24	10:30~14:00	園内各所	あいなきのこフィールド講座	園内に生えているきのこを観察、収集し同定する。	24	参加者数	1
7/1	10:30~14:00	園内各所	昆虫採集大会	昆虫少年・少女の復活を目指し、みんなで昆虫を採取する。	78	参加者数	1
7/15	11:00~14:00	白拍子の家緑劇	やまもまつり オリジナル缶バッジを作ろう	あいな里山公園の風景に名前を書いたり、自分でデザインして世界に一つだけの缶バッジづくり	4	参加者数	1
7/14・7/15・7/16	①10:00~12:00 ②13:30~15:30	木工棟(茅)	やまもまつり 竹細工・紙クラフト体験	竹でコップリ、花器、写真立て、竹笛作り体験。紙バックでクラフト体験	31	参加者数	2
7/14・7/15・7/16	9:30~16:00	里山美林地区	やまもまつり やまもも摘み体験	やまももの収穫を体験する	186	参加者数	1 随時受付
7/14	10:30~11:30	農村舞台	やまもまつり aina 里山 hula & 髪飾り作りワークショップ	園内で採取したやまももの葉を使って髪飾り作りに挑戦。髪飾り作りのはたけ、竹の楽器を使ってフラレッション	1	参加者数	1
7/15	10:30~12:15	農村広場地区	やまもまつり スペシャルトーク&やまもも摘み体験	藍那自治会の方から栽培していたころの話や収穫方法の話を聞き歴史を学ぶ	50	参加者数	1
7/14		農家の家	やまもまつり 親子で楽しむ！木工教室	本立て・キーボックス・イスの作成	2	参加者数	1
7/15	①11:30~ ②14:15~	木工棟(瓦)	やまもまつり やまももシロップづくり	冷凍保存していたやまももを使用、育みの会の指導でグループごとにシロップづくり挑戦	102	参加者数	2
7/22・9/9・12/9・3/24	10:30~13:20		あいな歴史ウォーク	講師と共に古道を歩きながら地域の歴史について学ぶ	41	参加者数	1 9/9中止
7/28	10:30~12:30		あいな地層と化石を読む	神戸層群の地質や化石を観察する。	23	参加者数	1
8/4・11	10:30~14:45		親子で楽しむジビエ料理教室と野生動物ワークショップ	里山の野生動物の存在や害獣の現状を学ぶ	63	参加者数	1
8/5	10:30~12:30	木工棟(瓦)	"あいなうどん"づくりに挑戦！	毎年田植え作業が落ち着いた頃行われる藍那の伝統行事「うどんまつり」。地域の方よりお話を聞いた後、みんながうどんを手作りして一緒にいただきます	20	参加者数	1
8/12	10:30~12:00 13:30~15:00	木工棟(瓦)	シン革クラフトに挑戦	害獣で捕獲した個体の有効活用を実践するプログラム	50	参加者数	2
8/12	10:30~12:30	白拍子の家他	夏休み☆昆虫採集講座「初級編」	子ども達を対象に、講師と虫取り網を持って草地や雑木林に出かけ、昆虫の探し方、採り方について実践しながら学ぶ	33	参加者数	1
8/19	10:30~12:00 13:30~15:00		里山のおもしろ動物ワークショップとオリジナル缶バッジ作り	里山の野生動物の種類や特徴、生態について楽しく学ぶプログラム。	23	参加者数	2
8/19	10:30~14:30	白拍子の家他	夏休み 家族で学び遊ぼう	身近な素材を題材に、夏休みの自由課題にも役立つ理科実験に取り組みプログラム。竹細工やザリガニ釣りも体験。	47	参加者数	1
7/29	10:30~12:30	小野水田	田んぼdeサッカー大会	田植え前の田んぼを利用し実施。1チーム7人、優勝、準優勝チームには公園で収穫したお米と野菜を贈呈。	0	参加者数	1 台風で閉園、および熱中症の危険のため中止
9/2	12:30~14:30	相談ヶ辻の家	藍の生葉染め	あいな里山公園で育てた藍を使って染色体験を実施。	24	参加者数	1
9/15	夜間開催 17:45~20:00	相談ヶ辻の家	秋の鳴く虫を聴く夕べ	リーンリーン、チンチロリン、初秋の風物詩「鳴く虫」のお話を聞いた後、夜の里山に出かけ合唱を楽しみながら、声を聴き分ける。	18	参加者数	1
9/23	10:30~15:00	白拍子の家他	親子で米づくり「福刈り」	うるち米、餅米の福刈りとはさがけ体験。竹細工や紙飛行機づくりなど遊びも。昼食付	50	参加者数	1
9/24	16:30~20:00	相談ヶ辻の家	中秋の名月とお月見団子を楽しむ夕べ	星空の語り部と共に十五夜の話をお聞き、望遠鏡で観察。	0	参加者数	1 雨天中止
9/29	10:30~12:30	木工棟(瓦)	あいなきのこフィールド調査	きのこを通して自然との共生を学ぶプログラム	0	参加者数	1 雨天中止
10/6・10/7・10/8・10/14・10/20	11:00~12:30	相談ヶ辻の家周辺	あいな里山秋フェスタ 柴拾い&丸太切り&かまど体験	丸太切り、薪割り、かまどで豆ごはんを炊く体験	128	参加者数	1 5日間実施
10/6・10/7・10/13	13:00~16:00	農家の家	あいな里山秋フェスタ 楽しい竹細工をしよう	園内で伐採した竹でコップリ・一輪挿し、笛などを制作	88	参加者数	1 3日間実施
10/6・10/13	10:30~16:00	白拍子の家	あいな里山秋フェスタ 輪投げ遊び	スポーツ競技用の輪投げを使った輪投げ	50	参加者数	1 10/6は荒天のため中止
10/8	①11:00~12:15 ②13:30~14:45	農村舞台周辺	あいな里山秋フェスタ みんなで忍者 ~からくり謎の謎~	里山で忍者に变身！自然の中で五感をを使った謎解きなど忍者修行を体験	92	参加者数	2

10/13	11:00～	里山交流館前	あいな里山秋フェスタ	焼き栗・焼き芋販売	ドラムコンロで焼いた栗と芋をふるまう	73	参加者数	1	
10/14	10:30～15:00	白拍子の家他	あいな里山秋フェスタ	家族でさつまいも掘りとさつまいもランチを楽しむ	秋といえは芋掘り！特製さつまいもランチと竹細工や紙飛行機、焼き芋のお楽しみもある。	52	参加者数	1	
10/14	14:00～16:00	農家のにわ	あいな里山秋フェスタ	干し柿づくり体験	渋柿で干し柿作り体験	30	参加者数	1	
10/20	10:00～柿がなくなるまで	野草園	あいな里山秋フェスタ	柿狩りと野草園鑑賞会	野草園に咲く秋の七草を鑑賞してもらうとともに、羊竹での柿の収穫体験	0	参加者数	1	柿の食害と台風による不作で中止
10/21	11:00～12:00	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	シラカシの葉でマイ首飾りを作ろう	シラカシの葉でマイ首飾り(レイ)作り体験	8	参加者数	1	
10/21	10:30～14:30	木工棟(瓦)	あいな里山秋フェスタ	松ぼっくりツリーリースクラフト体験	松ぼっくりを装飾しツリーリースを作成	46	参加者数	1	
10/21	①10:00～12:00 ②13:30～15:00	木工棟(茅)	あいな里山秋フェスタ	竹細工体験・紙クラフト遊び	園内で伐採した竹でこぼりなどの竹細工、紙クラフト作成	30	参加者数	2	
10/21	10:00～15:00	里山交流館前	あいな里山秋フェスタ	草木染め	栗のイガなどで染体験	20	参加者数	1	
10/7	10:30～12:30	園内		里山の蝶に会いにいこう	渡りの蝶、アサギマダラなどの蝶を観察	18	参加者数	1	
10/28	10:30～12:30	木工棟(瓦)		さつまいも de どんら焼きづくり	公園で収穫したサツマイモを館にして焼き印を押しオリジナルどんら焼きを作る。	40	参加者数	1	
11/4	10:30～13:30	木工棟(瓦)		とことんイノシシ	イノシシをテーマに学び、猪肉ジビエ料理を頂く。	41	参加者数	1	
11/11	10:30～13:30	里山交流館他		森の手入れ体験講座「しいたけのほだぎづくり」	樹林に入り、しいたけのほだ木に使う樹木を伐る。講師が安全な樹林管理の方法を指導する。終了後はタッチオープンを使った野外の料理のランチも。	33	参加者数	1	
11/18	10:30～12:30	木工棟(瓦)		どんぐり拾いとクラフト作り	園内の各種どんぐりを採取し、クラフト制作する。	40	参加者数	1	
11/25	10:30～12:30	木工棟(瓦)		葉っぱザウルスをつくろう	園内で集めた葉っぱや木の葉、小枝などの組み合わせで恐竜等の生き物クラフトを行う。	30	参加者数	1	
12/2	10:30～13:30	木工棟(瓦)		大根の甘酢漬けと大根餅をつくろう	公園で収穫した大根で甘酢漬けと大根餅をつくる。	45	参加者数	1	
12/16	10:30～15:00	白拍子の家		家族で餅つき！ ～お餅のバイキングもある～	9月に収穫したもち米で餅つき。子どもたちは紙飛行機や竹細工遊びも。つきたての餅とお雑煮の昼食とお餅のお土産	62	参加者数	1	
12/23	10:30～12:30	伝庫の家		稲わらでお正月飾りをつくろう ～地元の方に学ぶしめ縄づくり～	公園の稲わらを使って、地元の方に教えてもらいながら、お正月用のしめ縄を作る。	31	参加者数	1	
1/13	10:30～14:30	里山交流館	初まつり	どんぐりトロボづくり	どんぐりに簡単なペイントを施しトロボづくり。	109	参加者数	1	
1/13		木工棟(瓦)	初まつり	楽しい入浴剤をつくろう	入浴剤づくり体験	144	参加者数	1	
1/13		木工棟(茅)	初まつり	竹細工体験	一輪挿し、器、ペンダントづくりなど	55	参加者数	1	
1/27	10:30～12:30	木工棟(瓦)		～伝統食を学ぶシリーズ①～ 米糍の仕込みと塩糍づくり	伝統食を学ぶ連続講座。蒸した米と麹菌から「米糍」を仕込む。次に米糍を使って「塩糍」づくり。	40	参加者数	1	
2/3	10:30～12:30	木工棟(瓦)		～伝統食を学ぶシリーズ②～ 味噌づくり	伝統食を学ぶ連続講座。前週に仕込んだ「米糍」と大豆を使って「味噌」づくりに挑戦！仕込んだ味噌はお持ち帰り。	42	参加者数	1	
2/10	10:30～12:30	白拍子のにわ他		冬本番！しいたけの菌入れと炭焼き体験	ほだ木にしいたけの菌を打ち込む。タッチオープン料理のランチ、炭の薫出しに挑戦	59	参加者数	1	
2/17	10:30～14:30	白拍子の家他		藍染体験	公園で栽培した藍を使って草木染を行う。	22	参加者数	1	
3/3	10:30～12:30	木工棟(瓦)		牡丹餅づくり	公園で収穫した小豆を使って粒あんを作り、お米と餅米を丸めたお団子を色んで、普段かしいほもちづくりに挑戦	48	参加者数	1	
3/17	10:30～12:30	白拍子のにわ		あいな里山 新酒まつり ～杉まぶりにチャレンジ～	・昨秋棚田で収穫したお米から出来上がった新酒の振舞いと新酒を祝う杉まぶりにチャレンジ	31	参加者数	1	
3/21	10:30～15:00	白拍子の家他		ハンノキの草木染めと公園散策	公園に自生するハンノキを使って草木染めに挑戦。公園スタンプと園内散策しながらの樹木や野草の観察も。手作りランチ付き。	29	参加者数	1	
3/25	10:30～15:00	伝庫の家他		あいな歴史ウォーキング ～幻の古道 徳川道を歩く～	幕末に幕府が付替えを命じた徳川道(西園往還道)。園内に未だ残るこの道の痕跡をたどりながら公園を南下し、白川に出て最終地点の名谷駅を目指して歩く。	21	参加者数	1	
計			利用プログラム	95回		3,950		88	

③大型主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
2018/4/28	2018/5/6	園内全域	あつまれ！里山っこ	家族連れをターゲットにした内容で、新たな来園者の獲得とリピーターへの魅力アップ向上を目指し実施。	4,159	参加者数	1	
2018/5/26	2018/6/10	園内全域	あいな里山夏フェスタ田植えまつり	四大まつりのひとつ、田植え体験を通して里山の生活・文化などを伝承するため親子で体験できるメニューを実施。	5,404	参加者数	1	
2018/7/7	2018/7/16	園内全域	あいな里山夏フェスタやまもまつり(メイン日7/15)	公園のシンボル樹であり、蓋那地域の暮らしの中で育まれてきた“やまも”をテーマにしたイベント	806	参加者数	1	7/7～7/10は豪雨とそれに伴う被害処理のため休園
2018/10/6	2018/10/21	園内全域	あいな里山秋フェスタ(メイン日:10/13・21 あいな里山まつり)	公園の最大のまつり「あいな里山まつり」を月間まつりへと拡大し、里山の魅力を最大限に楽しむとともに公園の知名度向上につなげる	4,664	参加者数	1	
2019/1/6	2019/1/13	園内全域	あいな冬フェスタ～あいな初まつり～(メイン日:1/13とんど焼き)	四大祭りの一つである「あいなとんど焼き」を拡大し「あいな初まつり」とし実施する。あいなの歴史とした楽しさを体験するとともに入園者の無病息災・五穀豊穡を祈る。	1,677	参加者数	1	
計			利用プログラム	67回	16,710		5	

④主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤共催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑥持込みイベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

【平成31年度（令和元年度）】
①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考		
4/28・5/4・9/8・ 9/15・9/29	園内各所	～スタッフガイドツアー～	園内の見頃の植物等を管理センタースタッフのご案内	97	参加者数	1	5日間実施		
4/20・5/18・ 6/22・9/7・9/28・ 12/7・1/25・3/28	園内各所	探鳥会 in あいな里山公園	里山で見られる野鳥を季節を通して参加者と観察し、種名、写真にて記録を行う。	235	参加者数	1	8回実施 3/28新型コロナウイルスにより中止		
5/1, 2, 3, 4, 5, 6, 6/16, 9/1 6	園内各所	フレンズガイド	里山フレンズによる園内見どころガイド	113	参加者数	1			
5/12	もも林	菜の花摘み取り体験	母の日になみな菜の花の摘み取り体験を実施	27	参加者数	1			
5/13	キーナの森	キーナの森へ探検ハイキング	隣接する施設とのコラボプログラム	27	参加者数	1			
4/27・4/28・ 4/29・4/30	相談ヶ辻の家前 広場	春フェスタ	木工棟	104	参加者数	1	4日間実施		
4/28	①10:00～12:00 ②13:00～14:00	めだか池	ザリガニ釣り体験	115	参加者数	2			
4/27～5/6	9:30～16:00	農家の庭 相談ヶ辻の家	春フェスタ	さとやまにあ	クイズラリー	448	参加者数	10日間実施	
4/28	10:00～16:00	切通広場	春フェスタ	里山どうぶつえん	仔牛、ヤギ、フタ、ウサギ、アヒルの展示及び動物たちとのふれあい	192	参加者数	1	
4/27～30	10:40～12:10	園内	春フェスタ	野草・山菜ガイドツアー	園内に生息する野草や山菜についてガイド	25	参加者数	4日間実施	
4/28		園内	春フェスタ	こども写生会	園内の好きな場所で写生会実施	8	参加者数	1	
4/30	10:30～11:30	園内	春フェスタ	ミヤマカラスアゲハを里山にかえそ う	ケージで育てたミヤマカラスアゲハを園内に放蝶する	32	参加者数	1	
4/28・30	11:00～15:00	農家の庭	春フェスタ	輪投げあそび	輪投げを楽しむプログラム	69	参加者数	2日間実施	
4/30	①14:15～14:45 ②15:00～15:30	農村舞台 白拍子の家	春フェスタ	aina里山hura	KHLカオリフレッレンによるフラダンスのステージ	50	参加者数	1	
5/1～6	10:40～12:10	園内	GWイベント	はじめての里山公園ガイドツアー	里山フレンズによる園内見どころガイド	80	参加者数	6日間実施	
5/1～6	9:30～17:00	農家の庭	GWイベント	昔あそび	コマ回し、羽根つき、縄跳び、竹トンボ。	100	参加者数	6日間実施	
5/3	9:30～16:00	園内	GWイベント	宝探しゲーム	園内各所にあるお宝さがしゲーム	88	参加者数	1	
5/3	10:00～15:00	キーナの森他	GWイベント	あいなからキーナの森にハイキング	ハイキングプログラム	27	参加者数	1	
5/4	①10:00～12:00 ②13:00～14:00	農家の庭	GWイベント	生き物タッチサービス	カメやザリガニ等に触れるプログラム	100	参加者数	2	
5/5	9:30～16:00	園内	GWイベント	スタンブラリー＆お菓子作り	スタンブラリーをしてお菓子を釣る	78	参加者数	1	
5/5	13:00～14:30	野草園他	GWイベント	草花あそび	草花を使った笛や首飾り作りと野草園案内。	15	参加者数	1	
5/25, 26	12:00～14:00 10:30～14:00	白拍子棚田	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	田植え体験&タマネギ収穫	おこしによる田植えと昔ながらの田植え定規を使った田植え体験	374	参加者数	2日間実施	
5/25	10:30～11:10	農村舞台	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	和太鼓演奏	神戸鈴蘭台高校和太鼓部による和太鼓演奏	50	参加者数	1	
5/25	13:30～14:00	農村舞台	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	川辺ゆかコンサート	藍那出身の歌手川辺ゆかさんによる民謡と民族音楽のコンサート	50	参加者数	1	
5/25	11:00～11:30	白拍子棚田	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	早乙女田植え	川辺ゆかさんの田植え唄とともに高校生による早乙女田植えを実施	100	参加者数	1	
5/25	10:00～15:00	交流館	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	野鳥と遊ぼう	野鳥クイズ、バードウォッチング等を楽しむ	63	参加者数	1	
5/26	10:00～14:00	炭焼き窯周辺	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	丸太切り体験	丸太をのこぎりでひく体験	53	参加者数	1	
6/1～9	19:30～21:15	しあわせの村連 絡口駐車場～森 のゾーンB駐車場		ゲンジボタル鑑賞会	ゲンジボタル鑑賞会(フリー)	545	参加者数	1	9日間実施 6/2,7,8雨天中止
6/8, 9	14:30～14:30	園内		初夏の里山発見ガイド	ササユリ鑑賞、モリアオガエル観察	86	参加者数	1	2日間実施
6/29	10:30～14:00	園内各所		昆虫採集大会	昆虫少年少女の復活を目指し、虫好きの子供・大人みんなで網を振るって昆虫採集を実施。	142	参加者数	0	
6/30	10:30～12:00	園内各所		きのこ観察会	園内のきのこを観察、採集し同定する	0	参加者数	1	雨天中止
7/6, 7	10:00～14:00	園内各所	やまもまつり	ヤマモモ摘み体験	園内にあるヤマモモと摘み体験プログラム	483	参加者数	1	2日間実施
7/6, 7	9:30～16:00	白拍子周辺	やまもまつり	里山クイズラリー&スタンブラリー	セルフ型、園内3か所のポイントのスタンプと6か所に設置したクイズに答えて園内散策 参加賞あり	137	参加者数	1	2日間実施
7/6	10:00～14:00	園内	やまもまつり	コスモス摘み&生き物探索	園内のコスモスや生き物の探索を行う	60	参加者数	1	
7/7	13:00～13:30	農村舞台	やまもまつり	里山deフラダンス	フラダンスの鑑賞会	50	参加者数	1	
7/7	14:00～14:45	農村舞台	やまもまつり	父娘デュオ	音楽を楽しむ	50	参加者数	1	
7/7	15:00～	農村舞台	やまもまつり	たまねぎじゃんけん大会	じゃんけんが勝った方に、園内で収穫したタマネギをプレゼント	200	参加者数	1	
7/27	①10:30～12:30 ②14:00～16:00	木工棟(瓦)		田んぼの番人！ 案山子をつくってみよう	秋の収穫期に備えて棚田に設置する案山子づくりに取り組む。夏に咲く稲の花を見学、作業のお礼に夏野菜の収穫を楽しむ	28	参加者数	1	1日2回実施
7/28, 10/27	10:30～12:30	小野水田		アメリカザリガニ捕獲大作戦	小野水田で来園者と共にアメリカザリガニを採集する	407	参加者数	1	
8/3	10:30～12:30	相談ヶ辻の家		水の教室	自然との共生や日頃の生活を見直し水の大切さを学ぶ	29	参加者数	1	
8/25	11:00～15:00	切り通し草池		源平合戦水てっぽう合戦	園内の孟宗竹でみず鉄砲を作り、対抗戦をおこなう	60	参加者数	1	
9/15	10:30～14:30	野草園	あいな里山 秋フェスタ	野草園 秋の七草鑑賞会	野草園に咲く秋の七草を随時説明鑑賞	23	参加者数	1	
10/5～10/14 の間の土日祝	10:00～14:00	白拍子棚田他	あいな里山 秋フェスタ	福刈り体験&芋ほり	体験メニューとして実施。作業は福刈り、収穫は芋ほり。	1035	参加者数	1	4日間実施 10/12台風により中止
10/5～10/14 の間の土日祝	9:30～16:00	農村舞台前	あいな里山 秋フェスタ	昔あそび	羽子板やコマ回し等で自由に遊ぶプログラム	147	参加者数	1	9日間実施 10/12台風により中止
10/5～10/14	9:30～16:30	交流館	あいな里山 秋フェスタ	野生動物のはく製標本展示	里山に生息する野生動物の標本を展示	255	参加者数	1	4日間実施 10/13台風により中止
10/6	11:00～14:00	白拍子の家横	あいな里山 秋フェスタ	脱穀体験	足踏み脱穀機を使用した脱穀体験	130	参加者数	1	

10/8	11:00~15:00	白拍子棚田	あいな里山秋フェスタ	竹遊具あそび	学生ボランティアによる竹遊具あそび	0	参加者数	1	
10/12、13	①10:00~12:00 ②13:00~14:00	白拍子上池	あいな里山秋フェスタ	ザリガニ釣り	外来種のアメリカザリガニを釣り、駆除の必要性もPR	71	参加者数	1	1日2回実施
10/12	13:15	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	歌舞伎上演	歌舞伎鑑賞	50	参加者数	1	
10/13	11:45~12:10	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	里山hura	フラダンスの鑑賞	50	参加者数	1	
10/13	11:25~11:45	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	サクセス演奏とバルーンアート	サクセスの演奏を聞きながらバルーンアートを楽しむ	50	参加者数	1	
10/13	11:00~12:12	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	ダンススクール演技	地元のヒップホップダンスチームの演技を鑑賞	50	参加者数	1	
10/13	10:00~15:00	伝蔵の家 切通広場	あいな里山秋フェスタ	里山どうぶつえん	仔牛、ヤギ、ブタ、ウサギ、アヒルの展示及び動物たちとのふれあい	203	参加者数	1	
10/13	11:00~12:10	白拍子の家	あいな里山秋フェスタ	原田伸郎と園内散策ツアー	原田伸郎と園内を散策するプログラム	50	参加者数	1	
10/12、13	10:00~15:00	炭焼き窯	あいな里山秋フェスタ	薪アート体験	薪を使ったアート	86	参加者数	1	2日間実施
10/12、13	11:00~15:00	炭焼き窯周辺	あいな里山秋フェスタ	炭焼き体験 口焚き、窯出し	炭焼き体験。薪を炭焼き窯の中へ投入体験	0	参加者数	1	台風で実施できず
10/14	13:00~15:00	農家の庭歩k	あいな里山秋フェスタ	ミニ運動会	輪投げや玉入れ等の運動会を実施	250	参加者数	1	
10/13	15:00~	農村舞台	あいな里山秋フェスタ	餅まき	園内で収穫したもち米で作った餅で餅まきの予定だったが、雨のため手渡し	100	参加者数	1	雨天
10/27	10:00~15:00	キーナの森		キーナの森へのハイキング	隣接するキーナの森との連携プログラム	16	参加者数	1	
11/9	10:30~12:30	木工棟		竹クラフトをしよう	竹の持つ特性を生かして、クラフトを行う	8	参加者数	1	
12/1	10:30~14:30	切り通し草地		茅刈体験	園内の茅場でスキを刈り取りティビを制作する	26	参加者数	1	
12/8				どんぐり運動会		53	参加者数	1	
12/12	10:15~14:00	白拍子のにわ		竹灯明台づくり	神戸学院大附属中学校の生徒による活動	102	参加者数	1	
1/2、3	10:00~15:00	長屋門		ガラボン抽選会	来園者に抽選会を楽しんでもらう	150	参加者数	1	2日間実施
1/11	11:00~14:00	炭焼き窯		炭焼き体験&薪アート体験	炭焼き体験。炭の振る舞い実施。	55	参加者数	1	
1/11	10:30~15:00	竹林・白拍子の家	初まつり	竹灯明台づくり	「阪神淡路大震災1.17のついで」で使用した竹灯明台づくり。園内で活動する市民団体と協働で竹林での竹伐りだしから実施。参加者には七草粥や豚汁ふるまい。	152	参加者数	1	
1/13	10:45~11:30	白拍子棚田	初まつり (とんど焼き)	火入れ式	無病息災・五穀豊穡を祈りとんど焼きを実施。神戸鈴蘭台高校の和太鼓演奏で開式。	900	参加者数	1	
1/13	12:30~13:30	白拍子棚田	初まつり (とんど焼き)	和太鼓演奏&ワークショップ	神戸鈴蘭台高校和太鼓部による演奏とワークショップ	900	参加者数	1	
1/13	12:00~14:30	農家の庭	初まつり (とんど焼き)	女竹餅焼き大会	焼きもちの振る舞い	245	参加者数	1	
1/13	10:30~15:00	白拍子の庭	初まつり	葉オブジェ作り	干支の動物を来園者と一緒に葉で作る	10	参加者数	1	
1/11、13	10:00~15:00	園内各所	初まつり (とんど焼き)	里山スタンプ&クイズラリー	セルフ型、園内3カ所のポイントのスタンプと6カ所に設置したクイズに答えて園内散策 ガラボンで抽選	157	参加者数	1	
1/2~13	10:00~15:00	農村舞台横側	初まつり (とんど焼き)	昔あそび体験	コマ回し、羽根つき、縄跳び、竹トンボ、竹馬などボランティアに遊び方を教えてもらってトライ。	119	参加者数	1	
2/2	11:00~13:30	白拍子のにわ		七草粥ふるまい	春の七草を野辺で採取し七草粥を職で調理。七草粥の由来や七草粥子など、暮らしの歳時の中での伝統行事として紹介	140	参加者数	1	
2019/4/1~2020/3/31		園内各所		あいな里山クイズラリー	セルフ型クイズラリー	671	参加者数		毎日
2019/4/1~2020/3/31		園内各所		里山体験メニュー		9,344	参加者数		毎日2~3回実施
計				利用プログラム 177回		20,595		74	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考		
4/14・7/20・ 11/24・2/2	長屋門・園内各所	あいな里山 おもしろ植物観察会	植物を中心に観察しながら、あいな里山の地域の暮らしと自然との関わりについて、講師の話を聞きながら学ぶ。	85	参加者数	1	4日間実施		
4/13・5/11・6/8・ 7/13・8/10・10/12	農村舞台	里山deヨガ	4~10月の第2土曜日に開催。農村舞台の上でヨガ体験。ヨガの後は里山体験メニューに参加。心も体もリラックス。	51	参加者数	1	4~10月 月1回実施 10/12中止		
4/20	白拍子の家	春の山菜天ぷらを楽しむ	春の里山で野草を観察しながら散策を楽しむ。お昼には10種類以上の山菜の天ぷらを食べていただくスペシャルな一日。	36	参加者数	1			
5/5・6/15・7/7・8/4・ 10/6・12/22	長屋門・園内各所	水辺の生きもの観察会	水辺、ため池など水辺を中心に、講師とトニにいものを採取しながら観察する。一年を通し、里山の生きもの営みについて学ぶ	144	参加者数	1	6日間実施 6/15雨天中止		
4/27・4/28・ 4/29・4/30	相談ヶ辻の家	春フェスタ	背負子をしよって炭拾い&かまど体験	107	参加者数	1	6日間実施		
4/28	情報館	春フェスタ	ぶにゆぶにゆスライムづくり	57	参加者数	1			
4/29	①11:00~12:15 ②13:30~14:45	農村舞台周辺	春フェスタ	みんなで忍者	86	参加者数	2		
4/30	10:30~12:00 13:00~14:30	情報館	春フェスタ	きのこ等じみーな生き物観察会	11	参加者数	1		
4/30		木工棟	春フェスタ	缶バッジを作ろう	14	参加者数	1		
5/6	10:00~16:00	園外	GWイベント	徳川道を歩こう	15	参加者数	1		
5/12	10:30~12:30	木工棟(瓦)		竹でおもちゃを作ろう	28	参加者数	1		
5/19	10:30~14:30	白拍子棚田 白拍子の家周辺		家族de米づくり "田植え"	59	参加者数	1		
5/25	13:00~16:00	木工棟	あいな里山春フェスタ 田植えまつり	竹細工体験・紙クラフト体験	24	参加者数	2		
6/2、10/5	10:00~12:00	園内各所		里山の蝶に会いにいこう	園内で蝶を採集し特製の蚊帳テントに入れて蜜を指に付け吸わせて観察。じっくり鑑賞したあとは最後にみんなで放蝶。	69	参加者数	1	
6/15	夜間開催 19:00~21:30	園内各所		里山のホタル観察会	初めての夜の生きもの観察会。川辺に舞うゲンジボタル、湿地に光るヘイケボタルを観察する。	0	参加者数	1	雨天中止
6/22	14:00~16:00	ハンノキ池		ミドリジミに会いに行こう	ハンノキ池に集まるミドリジミを観察する	15	参加者数	1	
6/23	10:30~14:30	白拍子の家		家族でジャガイモ掘り体験	畑でジャガイモを掘り、ジャガイモ尽くしのお楽しみ昼食後、マシュマロやジャガイモ焼きを楽しむ。	55	参加者数	1	
6/23	夜間開催 19:00~21:30	園内各所		里山のホタル観察会	初めての夜の生きもの観察会。川辺に舞うゲンジボタル、湿地に光るヘイケボタルを観察する。	55	参加者数	1	
7/6	13:00~16:00	農家の庭	やまもまつり	楽しい竹細工	竹ひごのいろいろな編み方を体験	15	参加者数	1	

7/6・7/7	11:00～15:00	白拍子の家縁側	やまもまつり	世界に一つの缶バッジを作ろう	あいな里山公園の風景に名前を書いたり、自分でデザインして世界に一つの缶バッジづくり	161	参加者数	1	2回実施
7/7	①10:00～12:00 ②13:30～15:30	木工棟(茅)	やまもまつり	竹細工・紙クラフト体験	竹でコップリ、花器、写真立て、竹笛作り体験。紙バックでクラフト体験	150	参加者数	2	
7/6	①11:30～ ②14:15～	木工棟(瓦)	やまもまつり	やまもシロップづくり	冷凍保存していたやまももを使用、育みの会の指導でグループごとにシロップづくり挑戦	61	参加者数	2	
7/7	10:30～15:00	白拍子の家	やまもまつり	楽しい消しゴムづくり	オリジナルの消しゴムづくり体験	110	参加者数	1	
7/7	①10:30～11:45 ②13:30～14:45	伝蔵の家	やまもまつり	やまももスリットワーク&積み体験	地元の長老からやまももについてのお話を聞き、積み体験をする	97	参加者数	2	
7/6	10:30～12:30	園内	やまもまつり	オオムラサキ観察会	園内のオオムラサキを観察する	61	参加者数	2	
7/15	10:30～13:00	木工棟(瓦)		昆虫大捜査線	講師を招いての昆虫採集プログラム	185	参加者数	1	
7/21	10:30～12:30	木工棟(瓦)		“あいなうどん”づくりに挑戦!	毎年田植え作業が落ち着いた頃行われる藍部の伝統行事「うどんまつり」。地域の方よりお話を聞いた後、みんなでうどんを手作りして一緒にいただく	29	参加者数	1	
5/6、11/17、12/7	10:30～13:20			あいな歴史お祭り	講師と共に古道を歩きながら地域の歴史について学ぶ	46	参加者数	1	9/9中止
7/28、2/24	10:30～12:30	里山美林地区、木工棟		あいな地層と化石を読む	神戸層群の地質や化石を観察する。	87	参加者数	1	
8/11	10:30～12:30	白拍子の家他		夏休み☆昆虫採集講座「初級編」	子ども達を対象に、講師と虫取り網を持って草地や雑木林に出かけ、昆虫の探し方、採り方について実践しながら学ぶ	42	参加者数	1	
8/12	10:30～12:00 13:30～15:00	木工棟(瓦)		シシ革クラフトに挑戦	畜産で捕獲した個体の有効活用を実践するプログラム	32	参加者数	2	
8/14、15、16	10:00～16:30	木工棟(瓦)		むしむしといけん	夏休みの特別企画。子供達昆虫と触れ親しみプログラム	256	参加者数	1	2日間実施 8/15雨天中止
8/18	10:30～14:30	白拍子の家他		夏休み 家族で学び遊ぼう	身近な素材を題材に、夏休みの自由課題にも役立つ理科実験に取り組みプログラム。竹細工やザリガニ釣りも体験。	50	参加者数	1	
9/8	12:30～14:30	相談ヶ辻の家		藍の生業染め	あいな里山公園で育てた藍を使って染色体験を実施。	18	参加者数	1	
9/13	16:30～20:00	相談ヶ辻の家		中秋の名月とお月見団子を楽しむ夕べ	星空の語り部と共に十五夜のお話を聞き、望遠鏡で観察。	24	参加者数	1	
9/14	10:30～12:30	木工棟(瓦)		あいなきのこフィールド調査	きのこを通して自然との共生を学ぶプログラム	30	参加者数	1	
9/21	夜間開催 17:45～20:00	相談ヶ辻の家		秋の鳴く虫を聴く夕べ	リーンリーン、チンチロリン 初秋の風物詩“鳴く虫”のお話を聞いた後、夜の里山に出かけ合唱を楽しみながら、声を聴き分ける。	33	参加者数	1	
9/22	10:30～15:00	白拍子の家他		親子で米づくり“稲刈り”	うるち米、餅米の稲刈りとはさがり体験。竹細工や紙飛行機づくりなど遊びも。昼食付	48	参加者数	1	
9/23	10:30～14:30	木工棟(瓦)		里山の草木染体験	公園で採取した植物で草木染をする	18	参加者数	1	
9/29	10:30～15:00	交流館、木工棟他		とことんシカ	ニホンシカについて専門家から学習し、シェフによるジビエ料理を楽しむ	18	参加者数	1	
10/6	①11:00～12:15 ②13:30～14:45	農村舞台周辺	あいな里山秋フェスタ	みんなで忍者～里山あしがの巻～	里山で忍者に返信! 自然の中で五感を使った謎解きなど忍者修行体験	86	参加者数	2	
10/5	10:30～12:30	園内	あいな里山秋フェスタ	里山の蝶に会いにいこう	遠りの蝶、アサギマダラなどの蝶を観察	30	参加者数	1	
10/6、7、13	13:00～16:00	農家の庭	あいな里山秋フェスタ	楽しい竹細工をしよう	園内で採取した竹を使って工作をする	114	参加者数	1	3日間実施
10/12	①10:00～12:00 ②13:30～14:30	木工棟	あいな里山秋フェスタ	竹細工体験・紙クラフト体験	竹工作を実施	0	参加者数	1	
10/13	①10:00～12:00 ②13:30～14:30	交流館、木工棟他	あいな里山秋フェスタ	おもしろ動物ワークショップ	野生動物についてクイズやワークショップで楽しむ	63	参加者数	2	
10/13	14:00～16:00	木工棟(茅)	あいな里山秋フェスタ	干し柿づくり体験	渋柿で干し柿作り体験	0	参加者数	1	
10/13	10:30～14:30	木工棟(瓦)	あいな里山秋フェスタ	松ぼっくりツリー・リース作り	松ぼっくりに装飾をして楽しむ	33	参加者数	1	
10/13	10:30～14:30	情報館	あいな里山秋フェスタ	消しゴムを作ろう	ゴム素材で消しゴムを作る	126	参加者数	1	
10/20	10:30～15:00	白拍子の家他		家族でさつまいも掘りときつまいもランチを楽しむ	秋といえど収穫! 特製さつまいもランチと竹細工や紙飛行機、焼き芋のお楽しみもある。	63	参加者数	1	
10/26	10:30～14:30	木工棟(瓦)		柿ハンづくり&秋のクラフト	親子で柿ハン作りに挑戦するプログラム	38	参加者数	1	
11/3	10:30～13:30	木工棟(瓦)		スペシャルジビエのつどい	ジビエ肉と園内の収穫物を利用した料理を楽しむ	24	参加者数	1	
11/4	10:30～13:30	木工棟(瓦)		シシ革クラフトに挑戦		22	参加者数	1	
11/10	10:30～13:30	里山交流館他		森の手入れ体験講座「しいたけのほだぎくり」	樹林に入り、しいたけのほだ木に使う樹木を伐る。講師が安全な樹林管理の方法を指導する。終了後はタッチオンを使った野外の料理のランチも。	38	参加者数	1	
11/23	10:30～14:30	木工棟(瓦)		楽しいクリスマスグッズをつくらう	園内で採取した小枝や実を使って工作を楽しむ	35	参加者数	1	
12/1	10:30～14:30	木工棟		とことんイノシシ	シェフを招いてジビエ料理を楽しむ	34	参加者数	1	
12/8	13:00～15:00	木工棟(瓦)		すてきなクリスマスリースをつくらう	クリスマスリース作りを通して本園をよりよく知ってもらう	31	参加者数	1	
12/15	10:30～15:00	白拍子の家		家族で餅つき! ~お餅のハイキングもあるよ~	9月に収穫したもち米で餅つき。子どもたちは紙飛行機や竹細工遊びも。つきたての餅とお雑煮の昼食&お餅のお土産	64	参加者数	1	
12/21	10:30～12:30	伝蔵の家		稲わらでお正月飾りをつくらう ~地元の方に学ぶ“しめ縄”づくり~	公園の稲わらを使って、地元の方に教えてもらいながら、お正月用の“しめ縄”を作る。	20	参加者数	1	
1/13	10:30～14:30	里山交流館	初まつり	どんぐりトロボづくり	どんぐりに簡単なペイントを施しトロボづくり。	120	参加者数	1	
1/13	10:30～15:00	木工棟(瓦)	初まつり	楽しい入浴剤をつくらう	入浴剤づくり体験	130	参加者数	1	
1/13	10:30～15:00	木工棟(茅)	初まつり	楽しい竹細工	一輪挿し、器、ペンダントづくりなど	56	参加者数	1	
1/19	10:30～14:30	木工棟(瓦)		五連原づくり	オリジナルの五連原を作って掲げるプログラム	45	参加者数	1	
1/26	10:30～14:30	木工棟(瓦)		冬のアウトドアクッキングと飛ぶおもちゃづくり	段ボールオーブンでピザを焼き、竹とビニルで工作を行う	33	参加者数	1	
2/9	10:30～12:30	白拍子の家他		冬本番! しいたけの菌入れと炭焼き体験	ほだ木にしいたけの菌を打ち込む。ダッチオーブン料理のランチ後、炭の窯出しに挑戦	56	参加者数	1	
2/16	10:30～14:30	白拍子の家他		藍染体験	公園で栽培した藍を使って草木染を行う。	15	参加者数	1	
計				利用プログラム 95回		3,758		74	

③大型主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
2019/4/27	2019/4/30	園内全域	あつまれ里っこ あいなであそぼう	公園が開園して3回目となる大型連休中に「あつまれ里っこ あいなであそぼう」と題してイベントを開催。	1,351	参加者数	1	
2019/5/1	2019/5/6	園内全域	GWイベント	春フェスタ後も来園者を楽しんでいただけるイベントを開催	2,380	参加者数	1	

2019/5/25	2019/5/26	白拍子棚田	田植えまつり	開園して三周年を迎える中、田植え体験を通して里山の生活・文化に触れる機会とした	3,675	参加者数	1	
2019/7/6	2019/7/7	園内全域	あいな里山夏フェスタやまもまつり ※メイン日を7/16とした	公園のシンボル樹であり、藍那地域の暮らしの中で育まれてきた“やまも”をテーマにしたイベント	1,302	参加者数	1	
2019/10/5	2019/10/14	園内全域	あいな里山秋フェスタ（メイン日：10/5・6・12・13 あいな里山まつり）	公園の最大のまつり「あいな里山まつり」を月間まつりへと拡大し、里山の恵みを最大限に楽しむとともに公園の知名度向上につなげる	3,400	参加者数	1	
2020/1/11	2020/1/13	園内全域	あいな冬フェスタ～あいな初まつり～ （メイン日：とんど焼き）	四大祭りの一つである「あいなとんど焼き」を拡大し「あいな初まつり」とし実施する。あいなの魂とした寒さを体験するとともに入園者の無病息災・五穀豊穡を祈る。	1,631	参加者数	1	
計			利用プログラム 78回		13,739		6	

④主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤共催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑥持込みイベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

【令和2年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考		
4/1・4/7・4/28	園内各所	春の里山探検ハイキング ～スタッフガイドツアー～	園内で見頃の植物等を管理センタースタッフがご案内	33	参加者数	1	3日間実施		
4/25・5/23・6/27・ 9/26・12/5・1/23	園内各所	4～7月早朝開園 8:00～11:00 8～3月 10:30～12:45	探鳥会 in あいな里山公園	里山で見られる野鳥を季節を通して参加者と観察し、種名、写真にて記録を行う。	24	参加者数	1	月1回実施 内3回新型コロナウイルスにより中止	
4/12	農村舞台	おたまじゃくしデビュー	おたまじゃくしと触れ合うプログラム	0	参加者数	2	新型コロナウイルスにより中止		
5/2～6	多目的広場	GWイベント	シューシュー草すべり	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
5/2～4	相談ヶ辻の家	GWイベント	背負子でゴー、	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
5/2, 6	園内	GWイベント	里山ガイドウォーク	0	参加者数	2	新型コロナウイルスにより中止		
5/3	古民家	GWイベント	宝探しゲーム	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
5/3	農家のわ周辺 他	GWイベント	春の運動会	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
5/4	園内	GWイベント	こども里山写生会	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
5/4	切り通し広場	GWイベント	里山どうぶつえん	0	参加者数	2	新型コロナウイルスにより中止		
4/25～5	農村舞台	GWイベント	ハチの巣階段ボール迷路	0	参加者数	11	新型コロナウイルスにより中止		
5/4・5・6	サンデン休憩所	GWイベント	菜の花摘み取り体験	0	参加者数	3	新型コロナウイルスにより中止		
5/3	野草園	GWイベント	草花あそび	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
5/30・5/31	白拍子棚田	田植えまつり	田植え体験	0	参加者数	2	新型コロナウイルスにより中止		
5/31	農村舞台	田植えまつり	和太鼓演奏	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
5/31	農村舞台	田植えまつり	川辺ゆかコンサート	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
5/31	白拍子棚田	田植えまつり	早乙女田植え	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
5/31	農村舞台	田植えまつり	開園4周年記念餅まき	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
6/6	代ヶ谷棚田他	里山の蝶に会いに行こう	園内の生息する蝶の採取と観察プログラム	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
6/7	野草園	野草園ササユリ観賞会	野草園に野草くらぶのメンバーが常駐し、[最盛期を迎えたササユリ]を中心に野草園を案内解説	0	参加者数	1	新型コロナウイルスにより中止		
6/20, 21, 27	園内各所	スタッフガイド(初夏)	園内で見頃の植物等を管理センタースタッフがご案内	24	参加者数	1	3日間実施		
7/12	園内各所	スタッフガイド(夏)	園内で見頃の植物等を管理センタースタッフがご案内	8	参加者数	1			
8/9	①10:30～12:30 ②14:00～16:00	木工棟(瓦)	田んぼの番人！ 案山子をつくってみよう	19	参加者数	2			
8/30	①10:30～12:00 ②13:00～14:30	切り通し草地	源平合戦みずでっぽう合戦	40	参加者数	1			
9/6	10:30～14:30	野草園	秋の七草鑑賞会	30	参加者数	1			
9/21, 22	10:40～12:00	棚田ゾーン	秋の里山ガイド	75	参加者数	1			
10/4	10:30～12:00	農村舞台前	あいな里山 秋フェスタ	ミニゲームフェスタ	輪投げ、どんぐり投げ等のゲームで楽しむ	240	参加者数	1	
10/4	10:30～15:00	白拍子棚田	あいな里山 秋フェスタ	縄跳び	縄で作った縄跳びで飛んだ回数を競う	36	参加者数	1	
10/3・10・11	10:00～15:00	農村舞台前	あいな里山 秋フェスタ	昔あそび体験	フラフープ、コマ回し、バトミントン等で自由に遊ぶ	152	参加者数	1	3日間実施 10/10荒天中止
10/3・4・10・11	10:30～14:30 6回/日	白拍子棚田他	あいな里山 秋フェスタ	稲刈り体験	体験メニューとして実施。作業は稲刈り、収穫は芋掘り。	525	参加者数	6	4日間実施 10/10荒天中止
10/12	11:00～14:00	白拍子の家棟	あいな里山 秋フェスタ	脱穀体験	足踏み脱穀機を使用した脱穀体験	70	参加者数	1	
10/11	10:00～14:30	炭焼き窯周辺	あいな里山 秋フェスタ	エコタンで竹炭づくり	炭化装置を使って消臭剤づくり	61	参加者数	1	
10/17	10:30～14:00	木工棟(瓦)	全国一斉風揚げ	新型コロナウイルス収束を願って全国で一斉に風揚げを行うプログラム	23	参加者数	1		
10/25	10:30～12:00 13:30～15:00	小野水田	アメリカザリガニ捕獲大作戦	小野水田周辺でアメリカザリガニを採るプログラム	111	参加者数	2		
11/15	10:30～13:30	里山交流館他	森の手入れ体験講座 「しいたけのほだぎづくり」	樹林に入り、しいたけのほだ木に使う樹木を伐る。講師が安全な樹林管理の方法を指導する。終了後はタッチオンを使った野外の料理のランチ。	14	参加者数	1		
11/21, 12/19	10:30～12:30 13:30～15:30	小野蓮田	どろんこレンコン掘り	合羽と長靴を着用し、泥んこの蓮田に入ってレンコン掘り！掘りたてのレンコンはお土産に。	135	参加者数	2		
11/22	10:30～12:30	木工棟(瓦)	どんぐり脱殻し迷路を作ろう	園内でどんぐり拾いを行い、それらを材料にして脱殻し迷路を作る	19	参加者数	1		
11/28	10:00～15:20	3園	3園チャレンジウォーク	3園連携プロジェクトとしてウォーキングイベントを開催	23	参加者数	1		
11/1～12/28	10:00～15:30	3園	3園連携スタンプラリー	ウォーキングプログラムと並行してスタンプラリー実施	137	参加者数	1		
1/9	10:30～15:00	竹林・白拍子の家	初まつり	竹灯明台づくり	「阪神淡路大震災(17のついで)」で使用する竹灯明台づくり。園内で活動する市民団体と協働で竹林での竹伐りから実施。参加者には七草粥や豚汁ふるまい。	80	参加者数	1	
1/13	10:30～11:15	白拍子棚田	初まつり (とんど焼き)	火入れ式	無病息災・五穀豊穡を祈りとんど焼きを実施。神戸鈴蘭台高校の和太鼓演奏で開式。	0	参加者数	1	無観客にて実施
1/13	11:00～11:45	白拍子棚田	初まつり (とんど焼き)	和太鼓演奏	神戸鈴蘭台高校和太鼓部による演奏とワークショップ	0	参加者数	1	
1/13	11:00～11:15	農村舞台前	初まつり (とんど焼き)	書家のパフォーマンス	今年の一字を書くパフォーマンス	0	参加者数	1	
1/2～11	10:00～15:00	農村舞台横他	初まつり (とんど焼き)	昔あそび体験	コマ回し、羽根つき、縄跳び、竹トンボ、竹馬などボランティアに遊び方を教えてもらってトライ。	50	参加者数	1	
12/6	10:30～12:45	切通広場		茅刈り体験	茅葺屋根の材料になるスキ。茅葺職人さんからお話を聞いた後、スキを刈ってティビ(草の家)を作る	29	参加者数	1	

2/6	10:30~12:30 13:30~15:30	メダカ池	ため池の生きもの調査と かいぼり体験	冬期の里山管理・補修作業としてため池のかいぼり実施	50	参加者数	1	
2/11	10:30~12:30	交流館他	あいな地層・化石観察と岩石実 物図鑑作り	園内の神戸層群の地層を観察し、実物岩石図鑑を作成する	24	参加者数	1	
2/27	10:30~15:00	交流館	かやぶきフォーラム	神戸芸工大と本園が連携し茅葺古民家について話し合う	30	参加者数	1	
3/15	10:30~12:00	園内各所	フレンズガイド(早春)	一早い春の里山をみつけに公園スタッフと園内を歩く。野草 や生きものを缶詰したり、道具がら山菜摘みや野菜収穫などの お土産も。	28	参加者数	1	
2020/4/1~2021/3/31		園内各所	あいな里山クイズラリー	セルフ型クイズラリー	915	参加者数		毎日
2020/4/1~2021/3/31		園内各所	里山体験メニュー		9,879	参加者数		毎日2~3回実施
計			利用プログラム	177回	12,884		73	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者区分	回数 (回)	備考
4/18・7/19・ 11/3・2/21	10:30~12:45 長屋門・園内各 所	あいな里山 おもしろ植物観察 会	植物を中心に観察しながら、あいな里山の地域の暮らしと自然 との関わりについて、講師の話を聞きながら学ぶ。	65	参加者数	1	3日間実施 4/18新型コロナウイルスに よって中止
5/9・10/17	10:30~12:45 農村舞台	里山deヨガ	4~10月の第2土曜日に開催。農村舞台の上でヨガ体験。ヨガ の後は里山体験メニューに参加。心も体もリラックス。	19	参加者数	1	5/9中止
4/5	10:30~12:45 木工棟(瓦)	よもぎ団子をつくろう	昔なつかしのおやつ、よもぎ団子。野辺でよもぎの若葉を摘ん で、調理して春を味わう。	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
4/11	10:30~13:40 白拍子の家他	春の山菜天ぷらを楽しむ	春の里山で野草を観察しながら散策を楽しむ。お昼には10種 類以上の山菜の天ぷらを食べさせていただくスペシャルな一日。	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
4/29	10:30~12:30 園内	地味な生き物観察会	園内のきのこ等を探し、ルーペや顕微鏡で観察	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
4/25~5/5	10:00~15:00 農村舞台	GWイベント 段ボール迷路	ハチの巣型の段ボール迷路を楽しむプログラム	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
5/6	11:00~12:15 13:30~13:00 農村舞台	GWイベント みんなで忍者	忍者の仮装をしてミッションをクリアー	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
5/10	10:00~15:00 白拍子のにわ	GWイベント 春の草木染め	春の草木を使った染め体験	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
5/17	10:30~12:30 園内	あいな森の太木に会いに行こう	園内に生えている太木を巡るプログラム。	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
5/2・5/3・5/4・ 5/6	13:00~16:00 農家のにわ	GWイベント 竹細工を楽しむ	竹コッポリ、竹笛、一輪挿し、器、足つぼ踏み等の竹細工体験	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
5/3	10:30~15:30 情報館	GWイベント ぶにゆぶにゆスライム作り	スタッフ指導のもと、スライムづくりをする	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
4/26・6/14・8/2・ 9/27・3/7	10:30~12:30 長屋門・園内各 所	水辺の生きもの観察会	水田、ため池など水辺を中心に、講師とトンビにいもものを採取し ながら観察する。一年を通し、里山の生きものの営みについて 学ぶ	79	参加者数	1	2日間実施 新型コロナウイルスにより2 回中止
5/24	10:30~14:30 白拍子棚田 白拍子の家周辺	家族de米づくり "田植え"	田植え、お楽しみ昼食、消しゴムづくり、マシュマロ焼きで一日 を楽し過ごす。	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
5/30	12:30~14:30 相談ヶ辻の家	藍の生葉染め	あいな里山公園で育てた藍を使って染色体験を実施。	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
6/20	10:30~14:30 白拍子の家他	家族でジャガイモ掘り体験	畑でジャガイモを掘り、ジャガイモ尽くしのお楽しみ昼食後、マ シュマロやジャガイモ焼きを楽しむ。	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
7/5	10:30~14:30 白拍子の家他	家族でジャガイモ掘り体験	畑でジャガイモを掘り、ジャガイモ尽くしのお楽しみ昼食後、マ シュマロやジャガイモ焼きを楽しむ。	40	参加者数	1	
7/5、9/6	10:30~14:00 園内各所	あいな夏のきのこ観察会	園内に生えているきのこを観察、収集し同定する。	36	参加者数	1	
7/23	①10:00~12:00 ②11:00~13:00 ③13:30~15:30 ④14:40~16:30 白拍子棚田、野 草園	虫捕り夏の陣	子供達が夏休みの昆虫採集を楽しむプログラム	77	参加者数	4	
7/4	13:00~16:00 白拍子の家	やまもまつり 竹クラフト体験	竹ひごのいろいろな編み方を体験	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
7/4	10:30~12:30 園内	やまもまつり あいなのおもろさき観察会	園内に生息する蝶の観察	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
7/5	11:00~15:00 白拍子の家縁側	やまもまつり 世界に一つの缶バッジを作ろう	あいな里山公園の風景に名前を書いたり、自分でデザインして 世界に一つの缶バッジづくり	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
7/5	①10:00~12:00 ②13:30~15:30 木工棟(茅)	やまもまつり 竹細工・紙クラフト体験	竹でコッポリ、花器、写真立て、竹笛作り体験。紙バックでクラフ ト体験	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
7/4	①11:30~ ②14:15~ 木工棟	やまもまつり やまもシロップづくり	園内で採れたやまもを使ってシロップを作る	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
7/5	10:30~14:30 情報館	やまもまつり 楽しい消しゴムづくり	オリジナルの計目づくり体験	0	参加者数	1	新型コロナウイルスのため 中止
5/9、11/14、3/13	10:30~13:20 近隣施設	あいな歴史ハイキング	講師と共に古道を歩きながら地域の歴史について学ぶ	39	参加者数	1	5/9中止
7/26、11/23	10:30~12:30 木工棟他	あいな地層と化石を読む	神戸層群の地質や化石を観察する。	17	参加者数	1	7/6雨天中止
8/9	10:30~12:30 白拍子棚田周辺	夏休み昆虫採集へgo	昆虫ビギナー対象に講師とともに採取を行う	21	参加者数	1	
8/16	10:40~12:10 白拍子棚田周辺	あいなのお盆ガイドツアー	藍那のお盆をスタッフと共に歩くプログラム	5	参加者数	1	
8/23	10:30~14:30 白拍子の家他	夏休み 家族で学び遊ぼう	身近な素材を題材に、夏休みの自由課題にも役立つ理科実験 に取り組むプログラム。7/24の皮で草木染	34	参加者数	1	
9/12	夜間開催 17:45~20:00 相談ヶ辻の家	秋の鳴く虫を聴く夕べ	リーンリーン、チンチロリン 初秋の風物詩"鳴く虫"のお話を聞 いた後、夜の里山に出かけ合唱を楽しみながら、声を聴き分け る。	24	参加者数	1	
9/20	10:30~15:00 白拍子の家他	親子で米づくり"稲刈り"	うるち米、餅米の稲刈りとはさがり体験。竹細工や紙飛行機づ くりなど遊びも。昼食付	48	参加者数	1	
10/11	11:00~15:00 木工棟	あいな里山 秋フェスタ	消しゴムを作ろう	130	参加者数	7	1日7回実施
10/11	10:30~12:30 園内	あいな里山 秋フェスタ	里山の蝶に会いに行こう	24	参加者数	1	
10/11	10:00~11:00 園内	あいな里山 秋フェスタ	きのこ散策	32	参加者数	3	1日3回実施
10/10	13:00~15:00 農家の庭	あいな里山 秋フェスタ	竹細工体験	30	参加者数	1	
10/18	10:30~15:00 白拍子の家他	あいな里山 秋フェスタ	家族でさつまいも掘りとさつまいもラ ンチを楽しむ	55	参加者数	1	
10/31	17:30~20:30 相談ヶ辻の家	あいな里山 秋フェスタ	里山でブルームーンを楽しむ夕べ	24	参加者数	1	
10/4	13:00~15:00 木工棟(茅)	あいな里山 秋フェスタ	干し柿づくり体験	30	参加者数	1	
11/8	10:30~12:00 白拍子田んぼ他	あいな里山 秋フェスタ	里山のカメラについて学ぶ	23	参加者数	1	
12/12	10:30~12:30 木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	冬の里山のリース作り	24	参加者数	1	
12/13	10:30~12:30 木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	野生動物のフィールドサインを読む	20	参加者数	1	
12/13	10:30~15:00 白拍子の家	あいな里山 秋フェスタ	家族で餅つき！ ～お餅のハイキングもあるよ～	48	参加者数	1	

12/26	10:30~12:30	伝庫の家		稲わらでお正月飾りをつくろう ～地元の方に学ぶしめ縄づくり～	公園の稲わらを使って、地元の方に教えてもらいながら、お正月用の「しめ縄」を作る。	24	参加者数	1	
1/11	11:30~14:30	木工棟	初まつり	入浴剤をつくろう	材料を調査し、入浴剤を作る	0	参加者数	1	中止
1/13	13:00~14:00	炭焼き窯	初まつり	窯出し体験	炭の窯出しの体験	22	参加者数	1	
1/16	10:30~15:00	木工棟他		五連凧づくり&大凧あげ大会	講師と共にオリジナルの五連凧を作り、みんなで揚げるプログラム	53	参加者数	1	
1/24	10:30~12:30	白拍子の家の家		シカ草クラフト	捕獲された害獣の資源活用と啓発をテーマとしたプログラム	22	参加者数	1	
1/31	10:30~12:45	農村舞台		節分だ、鬼のお面づくり&豆まき	身近な素材を使って鬼のお面づくりをし、みんなで豆まきをする	25	参加者数	1	
2/28	10:30~12:30	木工棟他		早春の草花でおひなさまを作ろう	早春の草木を採集し、それらを材料にしてお雛様を作る	20	参加者数	1	
3/13	10:30~15:00	伝庫の家他		あいな歴史ウォーキング ～幻の古道 徳川道を歩く～	幕末に幕府が付替えを命じた徳川道(西園佳運道)。園内に未だ残るこの道の痕跡をたどりながら公園を南下し、白川に出て最終地点の名谷駅を目指して歩く。	21	参加者数	1	
3/14	10:30~12:30	木工棟他		あいな里山 新酒まつり ～ワラ牛オブジェを作ろう～	新酒披露に合わせて、ワラ牛オブジェを制作する	17	参加者数	1	
3/27	10:00~15:00	園内		里山のけもの道を探検しよう	身近な里山を自律的に安全に歩く技術を学ぶプログラム	10	参加者数	1	
計				利用プログラム 95回		1,158		63	

③大型主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
2020/5/2	2018/5/6	園内全域	あつまれ! 里山っこ	公園が開園して初めての大型連休。家族連れをターゲットにした内容で、新たな来園者の獲得とリピーターの魅力アップ向上を目指し実施	0	参加者数	1	新型コロナのため中止
2020/5/30	2020/5/31	白拍子棚田	田植えまつり	申し込み制で来園者に田植え体験をしてもらう。同時に、早乙女田植えの実演、和太鼓演奏等で楽しんでもらう。	0	参加者数	1	新型コロナのため中止
2020/7/4	2020/7/5	園内全域	あいな里山夏フェスタやまもまつり	公園のシンボル樹であり、蓋那地域の暮らしの中で育まれてきた「やまも」をテーマにしたイベント	0	参加者数	1	新型コロナのため中止
2020/10/3	2020/10/11	園内全域	あいな里山秋フェスタ	公園の最大のまつり「あいな里山まつり」を月間まつりへと拡大し、里山の恵みを最大限に楽しむとともに公園の知名度向上につなげる。	2,913	参加者数	1	
2021/1/2	2021/1/11	園内全域	あいな冬フェスタ～あいな初まつり～ (メイン日:とんど焼き)	四大祭りの一つである「あいなとんど焼き」を拡大し「あいな初まつり」とし実施する。あいなの凍とした寒さを体験するとともに入園者の無病息災・五穀豊穡を祈る。	1,029	参加者数	1	
計			利用プログラム 45回		3,942		5	

④主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤共催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑥持込みイベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

【令和3年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考		
4/24・5/22・12/4・2/19 4～7月早朝開園 8:00～11:00 8～3月 10:30～12:45	園内各所	探鳥会 in あいな里山公園	里山で見られる野鳥を季節を通して参加者と観察し、種名、写真にて記録を行う。	24	参加者数	1	4/24・5/22・2/19中止		
4/10	農村舞台	おたまじゃくしタッチ	おたまじゃくしと触れ合うプログラム	162	参加者数	2			
4/11、5/9、6/13、7/11、8/8、9/12、10/10、11/14、12/12、1/9、2/13、3/13	棚田ゾーン周辺	里山フレンズガイド	里山フレンズとともに園内を見どころを散策する	80	参加者数	1	月1回実施 5/9、6/13中止		
5/1～5	多目的広場	GWイベント	シューシュー草すべり	0	参加者数	1	5日間実施 新型コロナのため中止		
5/1～5	農村舞台前	GWイベント	昔あそび体験	0	参加者数	1	5日間実施 新型コロナのため中止		
5/2	農村舞台前	GWイベント	ミニゲーム大会	0	参加者数	1	新型コロナのため中止		
5/2・30	園内	GWイベント	子ども里山写生会	0	参加者数	1	2日間実施 新型コロナ及び雨天のため中止		
5/17～6/6	交流館	映画「るろうに剣心」写真展示会	本園でも撮影がおこなわれた映画写真展示と説明会	469	参加者数	1	21日間実施		
5/5・6/6	木工棟(茅)	やまもまつり	竹細工・紙クラフト体験	0	参加者数	1	2日間実施 新型コロナのため中止		
5/2	野草園池	GWイベント	草花あそび	0	参加者数	1	新型コロナのため中止		
5/23、11/27	3園	3園チャレンジウォーク	キーナの森、しあわせの村との3園連携プログラム	27	参加者数	1	2日間実施		
5/29・5/30・6/5・6/6	白拍子棚田	田植えまつり	田植え体験	0	参加者数	1	4日間実施 新型コロナのため中止		
5/1～5	多目的広場	田植えまつり	シューシュー草すべり	96	参加者数	1	5日間実施		
5/1～5	農村舞台前	田植えまつり	昔あそび体験	76	参加者数	1	5日間実施		
5/29	白拍子棚田	田植えまつり	早乙女の実演	0	参加者数	1	新型コロナのため中止		
5/29	農村舞台	田植えまつり	和太鼓演奏	0	参加者数	1	新型コロナのため中止		
5/29	農村舞台	田植えまつり	川辺ゆかコンサート	0	参加者数	1	新型コロナのため中止		
6/6	①10:30～12:00 ②13:00～14:30	里山美林地区他	田植えまつり	里山ササユリ観察会	39	参加者数	2	1日2回実施	
5/30	10:00～15:30	炭焼き窯	田植えまつり	丸太切り体験	41	参加者数	1		
7/3・4	10:00～16:00	農村舞台前	やまもまつり	昔あそび体験	70	参加者数	1	2日間実施	
7/3・4	10:00～15:00	白拍子周辺	やまもまつり	里山クイズラリー&スタンプラリー	57	参加者数	1	2日間実施	
7/25	①10:30～12:00 ②13:30～15:00	木工棟(瓦)	田んぼの番人！ 案山子をつくってみよう	秋の収穫期に備えて棚田に設置する案山子づくりに取り組む。夏に咲く稲の花を見学、作業のお礼に夏野菜の収穫を楽しむ	23	参加者数	2	1日2回実施	
8/21	①10:30～12:30 ②14:00～16:00	小野水田	夏休みザリガニ捕獲大作戦	アメリカザリガニ捕獲をすることで外来種対策の啓発を図る	99	参加者数	2		
8/29	①10:30～12:00 ②13:00～14:30	切り通し草地	源平合戦みずでっぽう合戦	大学生と一緒にみずでっぽうによる源平合戦を行う	0	参加者数	1	中止	
9/5	10:30～14:30	野草園	秋の七草鑑賞会	野草園に咲く秋の七草を随時説明鑑賞	41	参加者数	1		
10/2	10:30～12:00	農村舞台前	あいな里山秋フェスタ	ミニゲームフェスタ	輪投げ、どんぐり投げ等のゲームで楽しむ	52	参加者数	1	
10/2	10:30～15:00	白拍子棚田	あいな里山秋フェスタ	藁縄跳び	藁縄で作った縄跳びで飛んだ回数を競う	60	参加者数	1	
10/2・3・9・10	10:30～14:30	白拍子棚田他	あいな里山秋フェスタ	稲刈り体験	体験メニューとして実施。作業は稲刈り、収穫は芋掘り。	705	参加者数	6	6×4日間
10/3・9・10	9:30～16:00	農村舞台前	あいな里山秋フェスタ	昔あそび体験	コマ回し、羽根つき、縄跳び、竹トンボ、竹馬などボランティアに遊び方を教えてもらってトライ。	34	参加者数	1	3日間実施
10/10	11:00～14:00	白拍子の家横	あいな里山秋フェスタ	脱穀体験	足踏み脱穀機を使用した脱穀体験	135	参加者数	1	
10/9・10	10:00～15:30	炭焼き窯	あいな里山秋フェスタ	丸太切り体験	両引き鋸で丸太切りを行う	250	参加者数	1	2日間実施
10/10	10:30～14:30	木工棟(瓦)	あいな里山秋フェスタ	ツリー・リース作り	園内で採取した木の葉や葉等を使ってリースをつくる	62	参加者数	1	
10/8・10	11:00～15:00	炭焼き窯周辺	あいな里山秋フェスタ	炭焼き体験 口焚き、窯出し	炭焼き体験。薪を炭焼き窯の中へ投入、窯出し塔の体験をする	71	参加者数	1	2日間実施
1/8	10:30～15:00	竹林・白拍子の家	初まつり(とんど焼き)	竹灯明づくり	「阪神淡路大震災1.17のつどい」で使用する竹灯明づくり。園内で活動する市民団体と協働で竹林での竹伐りだしから実施。参加者には七草粥や豚汁ふるまい。	100	参加者数	1	
1/10	11:00～15:00	炭焼き窯周辺	初まつり(とんど焼き)	炭焼き体験 口焚き、窯出し	炭焼き体験。薪を炭焼き窯の中へ投入、窯出し塔の体験をする	137	参加者数	1	
1/10	10:45～11:30	白拍子棚田	初まつり(とんど焼き)	火入れ式	無病息災・五穀豊穡を祈りとんど焼きを実施。神戸鈴蘭台高校の和太鼓演奏で開式。	405	参加者数	1	
1/10	11:30～12:00	白拍子棚田	初まつり(とんど焼き)	和太鼓演奏	神戸鈴蘭台高校和太鼓による演奏	400	参加者数	1	
12/25～1/9	10:00～15:00	長屋門	初まつり(とんど焼き)	里山de選試し	ミッションを実行してガラボロ抽選会に参加	506	参加者数	1	14日間実施
1/2～10	10:00～15:00	農村舞台横他	初まつり(とんど焼き)	昔あそび体験	コマ回し、羽根つき、縄跳び、竹トンボ、竹馬などボランティアに遊び方を教えてもらってトライ。	200	参加者数	1	
2/5	10:30～12:30 13:30～15:30	メダカ池	メダカ池	ため池の生きもの調査と かいほり体験	冬期の里山管理・補修作業としてため池のかいほり実施	35	参加者数	1	
2020/4/1～2021/3/31		園内各所		あいな里山クイズラリー	セルフ型クイズラリー	1752	参加者数		毎日
2020/4/1～2021/3/31		園内各所		里山体験メニュー		5,320	参加者数		毎日2～3回実施
計			利用プログラム 177回			11,528		49	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考	
7/18・10/31・2/6	10:30~12:45	長屋門・園内各所	あいな里山 おもしろ植物観察会	植物を中心に観察しながら、あいな里山の地域の暮らしと自然との関わりについて、講師の話をお聞きながら学ぶ。	111	参加者数	1	
5/15・10/30	10:30~12:45	農村舞台	里山deヨガ	農村舞台の上でヨガ体験。ヨガの後は里山体験メニューに参加。心も体もリラックス。	40	参加者数	1	
4/18	10:30~13:40	白拍子の家他	春の山菜天ぷらを楽しもう	春の里山で野草を観察しながら散策を楽しむ。お昼には10種類以上の山菜の天ぷらを食べていただくスペシャルな一日。	12	参加者数	1	
5/2	10:00~15:30	木工棟	GWイベント	消しゴムを作ろう	スタッフの指導のもと、消しゴム作りを行う	0	参加者数	7
5/16	10:30~12:30	園内	あいな森の太木に会いに行こう	園内に生えている太木を巡るプログラム。	13	参加者数	1	
5/5	10:00~15:00	木工棟	GWイベント	オリジナル缶バッジを作ろう	オリジナルの缶バッジ作り	0	参加者数	1
5/3	①11:00~12:15 ②13:30~14:45	農村舞台周辺	GWイベント	みんなで忍者	里山で忍者に返信！自然の中で五感を使った謎解きなど忍者修行を体験	0	参加者数	1
4/25・9/23・3/6	10:30~12:30	長屋門・園内各所	水辺の生きものたんけん隊	水田、ため池など水辺を中心に、講師とトンリいもを採取しながら観察する。一年を通し、里山の生きものの営みについて学ぶ	83	参加者数	1	
5/23	10:30~14:30	白拍子棚田 白拍子の家周辺	家族de米づくり "田植え"	田植え、お楽しみ昼食、消しゴムづくり、マシュマロ焼きで一日を楽しみ過ごす。	0	参加者数	1	
5/30	10:30~15:30	白拍子の家周辺	田植えまつり	入浴剤の材料を正確に測り混ぜて固めて入浴剤づくり	0	参加者数	1	
6/5	10:30~12:30	代ヶ谷棚田他	楽しい入浴剤づくり	入浴剤の材料を正確に測り混ぜて固めて入浴剤づくり	0	参加者数	1	
6/12, 19	19:10~21:00	代ヶ谷棚田他	里山の蝶に会いに行こう	園内の生息する蝶の採取と観察プログラム	36	参加者数	1	
6/12, 19	19:10~21:00	代ヶ谷棚田他	ヘイケボタル観察会	園内に生息するヘイケボタルを観察する	60	参加者数	1	
6/26	10:00~14:00	園内各所	昆虫採集大会	講師と共に園内で昆虫採集を行い、後に同定をする	51	参加者数	1	
6/27	10:30~14:30	白拍子の家他	家族でジャガイモ掘り体験	畑でジャガイモを掘り、ジャガイモ尽くしのお楽しみ昼食後、マシュマロやジャガイモ焼きを楽しむ。	46	参加者数	1	
7/4, 10/16	10:30~14:00	園内各所	あいな夏のきのこ観察会	園内に生えているきのこを観察、収集し同定する。	30	参加者数	1	
7/3	10:30~12:20	園内各所	あいな森のオオムラサキ観察会	園内に生息するオオムラサキを採取、鑑賞する	27	参加者数	1	
7/3	①11:00 ②13:30	園内各所	やまもまつり	みんなて忍者	忍者の仮装をしてミッションをクリア	56	参加者数	2
7/4	①11:30 ②13:30	農村舞台他	やまもまつり	ヤマモスバトトーク&摘み体験	あいな長老にやまもまつりについてのお話を聞き、摘み体験をする	54	参加者数	2
7/3	13:00~16:00	白拍子の家	やまもまつり	竹クラフト体験	竹ひごのいろいろな編み方を体験	11	参加者数	1
7/4	13:00~16:00	木工棟(茅)	やまもまつり	竹細工・紙クラフト体験	竹でコップ、花器、写真立て、竹笛作り体験。紙バックでクラフト体験	50	参加者数	1
7/3	10:00~15:00	白拍子の家	やまもまつり	楽しい消しゴムづくり	オリジナルの消しゴムづくり体験	18	参加者数	1
7/17	10:30~12:30	園内	里山のカメラについて学ぼう	カメラを通して自然環境について考えたり、外来生物について教わったりする	17	参加者数	1	
7/24	10:30~12:30	園内各所	地質・化石観察と岩石図鑑作り	白川層群の観察を通して神戸の大地の生い立ちを学ぶ	19	参加者数	1	
8/7	10:30~12:30	白拍子棚田周辺	夏休み昆虫採集へGO	昆虫ビギナー対象に講師とともに採取を行う	30	参加者数	1	
5/9, 11/6, 1/22, 3/19	10:30~13:20	近隣施設	あいな歴史ハイキング	講師と共に古道を歩きながら地域の歴史について学ぶ	68	参加者数	1	
8/8	10:30~15:00	木工棟他	夏休み家族で工作体験を楽しもう	家族向け工作を楽しむプログラム	41	参加者数	1	
8/14	18:50~21:00	農村舞台	旧暦七夕の星空観察と音楽の夕べ	旧暦の七夕を味わい、星空観察をする	0	参加者数	1	
8/22	10:30~12:30	木工棟他	夏の竹工作	竹を使って船を作るプログラム	22	参加者数	1	
9/5	10:30~12:30	木工棟他	里山の草木染体験	公園内で採れた植物を使って草木染を実施	15	参加者数	1	
9/11	夜間開催 17:45~20:00	相談ヶ辻の家	秋の鳴く虫を聴く夕べ	リーンリン、チンチロリン 初秋の風物詩"鳴く虫"のお話を聞いた後、夜の里山に出かけ合唱を楽しみながら、声を聴き分ける。	25	参加者数	1	
9/18	①10:00~12:00 ②13:00~15:00	園内各所	あきムシ	子供達が虫捕りをして、お気に入りの虫をスケッチするプログラム	45	参加者数	1	
9/19	10:30~15:00	白拍子の家他	親子で米づくり"福刈り"	うるち米、餅米の福刈りとはさがり体験。竹細工や紙飛行機づくりなど遊びも。昼食付	55	参加者数	1	
9/21	17:45~20:45	相談ヶ辻の家	中秋の名月を味わう夕べ	満月の観察と月にちなんだ音楽を楽しむプログラム	25	参加者数	1	
10/3	10:30~15:30	白拍子の家周辺	あいな里山秋フェスタ	楽しい入浴剤づくり	入浴剤の材料を正確に測り混ぜて固めて入浴剤づくり	74	参加者数	1
10/9	10:30~12:30	園内	あいな里山秋フェスタ	里山の蝶に会いに行こう	廻りの蝶、アサギマダラなどの蝶を観察	30	参加者数	1
10/3	13:00~15:00	木工棟(茅)	あいな里山秋フェスタ	竹細工体験	園内で伐採した竹でこぼりなどの竹細工体験	37	参加者数	1
10/9	13:00~15:00	木工棟(茅)	あいな里山秋フェスタ	干し柿づくり体験	渋柿で干し柿作り体験	25	参加者数	1
10/10	①10:30 ②13:00	農家の庭	あいな里山秋フェスタ	竹細工体験	園内で伐採した竹でこぼりなどの竹細工体験	68	参加者数	1
10/17	10:30~12:00	木工棟他	秋のリース・ハロウィン飾り作り	収穫したオモチカボチャや綿の実を使ってリース作りをする	13	参加者数	1	
10/24	10:30~15:00	白拍子の家他	家族でさつまも掘りときつまいもランチを楽しもう	秋といは芋掘り！特製さつまもランチと竹細工や紙飛行機、焼き芋のお楽しみもある。	59	参加者数	1	
11/3	10:00~12:45	木工棟他	ヒコキを作って大空に飛ばそう	ゴム動力の飛行機をキットから組み立てて飛ばす	27	参加者数	1	
11/14	10:30~12:00	やまもも園	しいたけの積木づくり	樹林管理としてシイタケの積木づくりを行う	16	参加者数	1	
11/20, 12/18	10:30~12:30 13:30~15:30	小野蓮田	どろんこんこん掘り		103	参加者数	2	
11/21	10:30~12:30	木工棟(瓦)	野生動物のフィールドサインを読む	講師とともに園内に残された野生動物の足跡や糞をてがかりにその生態について学ぶ	21	参加者数	1	
12/5	10:30~12:45	切通広場	茅刈り体験	茅葺屋根の材料になるススキ、茅藨草さんからお話を聞いた後、ススキを刈ってティビ(車)の家を作る	33	参加者数	1	
12/12	10:30~12:00	木工棟(瓦)	竹の縁で寄せ植え体験	お正月をテーマとした寄せ植えづくりを行う	18	参加者数	1	
12/19	10:30~15:00	白拍子の家	家族で餅つき！ ～お餅のハイキングもあるよ～	9月に収穫したもち米で餅つき。子どもたちは紙飛行機や竹細工遊びも。つきたての餅とお雑煮の昼食とお餅のお土産	57	参加者数	1	
12/26	10:30~12:30	伝陣の家	福わらでお正月飾りをつくらう ～地元の方に学ぶ"しめ縄"づくり～	公園の福わらを使って、地元の方に教えてもらいながら、お正月用の"しめ縄"を作る。	29	参加者数	1	
1/10	11:00~14:30	木工棟	初まつり	消しゴム作り	オリジナルの消しゴムづくり体験	90	参加者数	1
1/15	10:30~15:00	木工棟他	五連風づくり&大風あげ大会	講師と共にオリジナルの五連風を作り、みんなで揚げるプログラム	39	参加者数	1	

1/30	10:30~12:45	農村舞台	節分だ、鬼のお面づくり&豆まき	身近な素材を使って鬼のお面づくりをし、みんなで豆まきをする	33	参加者数	1	
2/13	10:30~12:00	白拍子のにわ	しいたけの菌打ちと炭焼き体験	樹林の手入れとその資源活用を学ぶ	26	参加者数	1	
2/20	10:30~12:30	交流館	地球の歴史46億年を探る	化石の実物に触れながら地球の歴史を学ぶ	12	参加者数	1	
2/26	10:30~14:00	農村舞台	ふゆムシ	朽木や落ち葉に潜む虫達を観察する	23	参加者数	1	
3/12	10:30~12:30	木工棟他	シカ草クラフトに挑戦	捕獲された個体の資源活用と啓発をテーマとしたプログラム	22	参加者数	1	
3/13	10:30~12:30	木工棟他	あいな里山 新酒まつり ~千支のわら細工作り~	新酒披露に合わせて、ワラ牛オブジェを制作する	0	参加者数	1	中止
3/27	10:00~14:00	園内	親子で探検、あいな森ハイキング	自然保全ゾーン、水と緑のゾーンなどでハイキングを行う	14	参加者数	1	
計			利用プログラム 95回		1,929		64	

③大型主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
2021/5/1	2021/5/5	園内全域	あつまれ！里山っこ	公園が開園して初めての大型連休。家族連れをターゲットにした内容で、新たな来園者の獲得とリピーターへの魅力アップ向上を目指し実施	8	参加者数	1	イベントは新型コロナのため中止
2021/5/29	2021/6/6	園内全域	田植えまつり	田植え体験をメインとしたフェスタの開催	401	参加者数	1	新型コロナのため実施可能なプログラムのみ実施
2021/7/3	2021/7/4	園内全域	あいな里山夏フェスタやまもまつり	公園のシンボル樹であり、藍那地域の暮らしの中で育まれてきた“やまも”をテーマにしたイベント	613	参加者数	1	やまもの不作により一部プログラム中止
2021/10/2	2021/10/10	園内全域	あいな里山秋フェスタ	公園の最大のまつり「あいな里山まつり」を月間まつりへと拡大し、里山の恵みを最大限に楽しむとともに公園の知名度向上につなげる	3,156	参加者数	1	
2021/12/25	2022/1/10	園内全域	あいな冬フェスタ～あいな初まつり～ (メイン日：とんど焼き)	四大祭りの一つである「あいなとんど焼き」を拡大し「あいな初まつり」とし実施する。あいなの高とした寒さを体験するとともに入園者の無病息災・五穀豊穡を祈る。	2,263	参加者数	1	
計			利用プログラム 45回		6,441		5	

④主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤共催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑥持込みイベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

ホームページ総アクセス件数

SNS の投稿件数

■ 淡路地区

	開始時期、投稿数				(単位：件)		
	淡路	神戸	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	
Facebook	https://www.facebook.com/awaji-kaikyopark/ 開始：2013年3月19日 H30：－ H31 (R1)：38 R2：240 R3：298	https://www.facebook.com/ainasa-toyama/ 開始：2016年5月9日 H30：－ H31 (R1)：38 R2：111 R3：390	105,513	84,709	37,526	103,421	
Instagram	https://www.instagram.com/akashiikyopark/ 開始：2018年1月23日 H30：－ H31 (R1)：33 R2：212 R3：240	https://www.instagram.com/kobekaiikyopark/ 開始：2016年7月1日 H30：－ H31 (R1)：77 R2：205 R3：401	36,780	33,307	56,236	54,023	
Twitter	https://twitter.com/awajikaikyopark 開始：2013年3月 H30：65 H31 (R1)：38 R2：158 R3：258	https://twitter.com/kobekaiikyopark 開始：2016年5月 H30：－ H31 (R1)：332 R2：296 R3：480	26,478	27,680	37,392	31,067	
合計			506,406	502,724	503,936	651,881	

■神戸地区

	(単位：件)			
	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
4月	12,172	12,020	7,623	14,835
5月	15,916	14,779	9,964	17,022
6月	13,409	14,061	9,384	18,593
7月	9,386	10,258	9,733	14,751
8月	8,177	9,239	11,715	12,463
9月	10,515	11,547	16,367	19,382
10月	14,493	14,157	16,056	17,325
11月	7,253	8,182	10,959	14,519
12月	8,732	5,370	6,761	11,945
1月	7,945	8,986	7,827	17,380
2月	6,687	7,029	11,295	15,540
3月	8,750	10,021	11,625	18,512
合計	123,435	125,649	129,309	192,267

総アクセス件数の集計方法

総アクセス件数は「トップページの訪問数」とする。

※訪問数：延べ訪問者数（同一IPはカウントする。）

以下のページのカウント数（重複は考慮しない）

<http://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/>

マスコミ報道件数

■淡路地区

【H30年度】		(単位：件)			
	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	月合計
4月	15	21	4	2	42
5月	6	9	1	0	16
6月	9	6	0	1	16
7月	14	9	4	2	29
8月	18	8	1	1	28
9月	23	14	1	0	38
10月	18	8	5	1	32
11月	9	12	0	0	21
12月	26	10	6	1	43
1月	24	12	2	2	40
2月	20	11	2	1	34
3月	13	17	5	0	35
合計	333	234	53	19	374

【H31 (R1) 年度】

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	月合計
4月	13	18	4	0	35
5月	16	10	2	0	28
6月	12	11	0	0	23
7月	17	11	1	0	29
8月	16	7	1	0	24
9月	17	10	2	0	29
10月	11	7	6	1	25
11月	12	4	1	0	17
12月	5	10	1	2	18
1月	7	7	1	0	15
2月	3	5	0	0	8
3月	8	16	2	1	27
合計	137	116	21	4	278

【R2年度】

(単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	月合計
4月	9	14	7	0	30
5月	5	5	4	0	14
6月	14	5	5	1	25
7月	9	3	4	0	16
8月	12	4	4	1	21
9月	10	6	2	0	18
10月	18	5	0	0	23
11月	9	4	0	0	13
12月	12	6	1	0	19
1月	10	9	0	2	21
2月	18	13	2	0	33
3月	24	19	5	0	48
合計	150	93	34	4	281

【R3年度】

(単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	月合計
4月	10	16	5	0	31
5月	9	6	0	0	15
6月	9	3	1	0	13
7月	4	6	0	1	11
8月	11	10	0	0	21
9月	16	12	1	0	29
10月	12	4	6	0	22
11月	7	5	0	0	12
12月	11	3	0	0	14
1月	6	6	1	0	13
2月	19	7	2	0	28
3月	9	14	5	0	28
合計	123	92	21	1	237

■神戸地区

【H30年度】

(単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	その他	計
4月	2	6	0	1	11	20
5月	9	8	0	1	13	31
6月	5	1	0	0	7	13
7月	2	5	0	0	10	17
8月	3	2	0	0	14	19
9月	11	3	0	0	12	26
10月	7	8	0	1	10	26
11月	3	3	0	0	29	35
12月	9	4	5	1	83	102
1月	10	7	2	0	44	63
2月	5	1	1	1	50	58
3月	3	2	0	0	41	46
合計	69	50	8	5	324	456

【H31 (R1)年度】

(単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	その他	計
4月	1	5	0	0	49	55
5月	6	7	0	0	43	56
6月	3	0	1	0	52	56
7月	2	4	0	0	52	58
8月	9	2	0	0	52	63
9月	5	3	0	0	61	69
10月	2	7	0	2	56	67
11月	4	2	0	1	53	60
12月	2	0	0	1	48	51
1月	8	1	7	0	48	64
2月	2	0	0	0	6	8
3月	1	1	0	0	5	7
合計	45	32	8	4	525	614

【R2年度】 (単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	その他	計
4月	0	3	0	0	0	3
5月	0	0	0	0	0	0
6月	0	1	0	0	1	2
7月	2	0	0	0	1	3
8月	6	0	0	0	3	9
9月	3	0	1	0	1	5
10月	0	0	1	0	7	8
11月	1	1	1	0	3	6
12月	2	0	0	0	8	10
1月	5	1	3	0	29	38
2月	4	0	1	0	0	5
3月	3	0	0	0	3	6
合計	26	6	7	0	56	95

【R3年度】 (単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	その他	計
4月	3	1	1	0	1	6
5月	2	1	0	0	0	3
6月	1	1	0	0	0	2
7月	0	0	0	0	0	0
8月	3	2	0	1	0	6
9月	6	3	0	0	0	9
10月	1	3	0	1	0	5
11月	0	1	0	0	0	1
12月	0	2	0	0	1	3
1月	4	0	4	0	15	23
2月	2	1	0	0	0	3
3月	0	0	0	0	0	0
合計	22	15	5	2	17	61

開園時間延伸状況

別紙(淡路)-16

【平成30年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	春季早朝開園による変更	4月1日(日)～5月6日(日)の土日・祝	9:30～17:00	8:00～17:00	澁川以南の公園南側区域	計14日
2	淡路市夏まつりによる時間延長(夜間開園)	7月22日(日)	9:30～18:00	9:30～21:30	夢っこランドを除く移ろいの庭以北	計1日
3	夏季早朝開園による変更	8月1日(水)～8月31日(金)	9:30～18:00	8:00～18:00	澁川以南の公園南側区域	計31日

【平成31年度(令和元年度)】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	春季早朝開園による変更	4月6日(土)～5月6日(月・祝)の土日・祝	9:30～18:00	8:00～18:00	澁川以南の公園南側区域	計16日
2	淡路市夏まつりによる時間延長(夜間開園)	7月20日(土)	9:30～18:00	9:30～21:30	夢っこランドを除く移ろいの庭以北	計1日
3	夏季早朝開園による変更	8月1日(木)～8月31日(土)	9:30～18:00	8:00～18:00	澁川以南の公園南側区域	計31日

【令和2年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	
1	夏季早朝開園による変更	8月1日(土)～8月31日(月)	9:30～18:00	8:00～18:00	澁川以南の公園南側区域	計31日
2	淡路花博20周年記念 花みどりフェア(春期)開催に係る開園時間延長	3月20日(土)～3月31日(水)	9:30～16:00	9:30～18:00		計11日

【令和3年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	淡路花博20周年記念 花みどりフェア(春期)開催に係る開園時間延長	4月1日(木)～5月30日(日)	9:30～17:00	9:30～18:00		計60日
2	夏季早朝開園による変更	8月1日(日)～8月31日(火)	9:30～18:00	8:00～18:00	澁川以南の公園南側区域	計31日
3	春のカーニバル2022開催に係る開園時間延長	3月19日(土)～3月31日(木)	9:30～16:00	9:30～17:00		計13日

開園時間延伸状況

別紙(神戸)ー16

【平成30年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「ホタルの夕べ～みつけよう！里山に舞う生命の灯」	6月1日(金)・2日(土)・8日(金)・9日(土)	9:30～17:00	9:30～17:00 19:30～21:15	しあわせの村連絡ロゲート前～森のゾーンB駐車場	
2	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「夏の夜空の火星・木星・土星を望遠鏡で眺めよう ～15年に一度の火星の大接近を体感しよう～」	7月31日(火)	9:30～18:00	9:30～18:00 19:00～21:00	相談ヶ辻の家～森のゾーンA駐車場	
3	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「秋の鳴く虫を聴く夕べ」	9月15日(土)	9:30～17:00	9:30～17:00 17:45～20:00	相談ヶ辻の家～小野水田、代ヶ谷棚田～森のゾーンA駐車場	
4	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「中秋の名月とお月見団子を楽しむ夕べ」	9月24日(月、振祝)	9:30～17:00	9:30～17:00 17:15～20:15	相談ヶ辻の家	

【平成31年度(令和元年度)】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「ゲンジボタル観賞会(フリー) 里山のホタル観察会」	6月23日(日)	9:30～17:00	9:30～17:00 18:30～20:30	しあわせの村連絡ロゲート前～森のゾーンB駐車場	
2	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「中秋の名月とお月見団子を楽しむ夕べ」	9月13日(金)	9:30～17:00	9:30～17:00 17:15～20:15	相談ヶ辻の家	
3	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「秋の鳴く虫を聴く夕べ」	9月21日(土)	9:30～17:00	9:30～17:00 17:45～20:00	相談ヶ辻の家～小野水田、代ヶ谷棚田～森のゾーンA駐車場	台風接近で中止

【令和2年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「秋の鳴く虫を聴く夕べ」	9月12日(土)	9:30～17:00	9:30～17:00 17:45～20:00	相談ヶ辻の家～小野水田、代ヶ谷棚田～森のゾーンA駐車場	
2	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「里山でブルームーンを楽しむ夕べ ～月の音楽とお団子とともに～」	10月31日(土)	9:30～17:00	9:30～17:00 17:30～20:20	相談ヶ辻の家	

【令和3年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「ホタルの夕べ ～里山のきらめき・ヘイケボタル観察会～」	6月12日(土) 19日(土)	9:30～17:00	9:30～17:00 19:15～21:15	しあわせの村連絡路ロケット前～森のゾーンB駐車場	
2	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「旧暦七夕の星空かんざつと音楽の夕べ」	8月14日(土)	9:30～18:00	9:30～18:00 18:50～20:55	農村舞台	雨天中止
3	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「秋の鳴く虫を聴く夕べ」	9月11日(土)	9:30～17:00	9:30～17:00 17:45～20:00	相談ヶ辻の家～小野水田、代ヶ谷棚田～森のゾーンA駐車場	
4	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「中秋の名月をあじわう夕べ ～月の音楽とお団子とともに～」	9月21日(火)	9:30～17:00	9:30～17:00 17:45～20:15	相談ヶ辻の家	

提供施設一覧表(建築物、機械器具等)

提供施設一覧(建築物)

[国営明石海峡公園事務所]

[淡路地区]

番号	名称	構造	数量(床面積㎡) 全体	備考
1	管理棟	SRC	1592.1	H13
2	ピジター棟	RC	1216.8	H15
3	淡路ロゲート棟	RC	311.2	H15
4	東浦ロゲート棟	RC	461.7	H13
5	海岸ロゲート棟	RC	851.7	H16
6	連絡ロゲート棟	W	11.8	H19
7	海のテラス	RC	642.2	H13
8	海岸臨時ゲート(ブース棟)	S	6.3	H13
9	ガーデニング棟	SRC	504.6	H16
10	温室(A棟)4棟	S	151.2	H16
11	温室(B棟)	S	45.0	H16
12	展望回廊	RC	62.3	H15
13	あずまや(花の丘道)4棟	W	80.0	H14
14	広告塔	SRC	125.0	H17
15	車庫棟	W	160.0	R2
16	トイレ(船着場周辺)	RC	161.0	H11
17	トイレ(子供の本)	RC	120.9	H13
18	トイレ(大地の虹)	RC	60.5	H13
19	トイレ(花の丘道)	RC	82.6	H13
20	トイレ(芝生広場)	RC	175.8	H15
21	トイレ(ピジター棟附属)	RC	89.8	H16
合計			6912.4	

凡例
SRC:鉄骨・鉄筋コンクリート
RC:鉄筋コンクリート
W:木造
S:鉄骨

※備考欄は設置年度を示す

提供施設一覧(機械器具等)

[国営明石海峡公園事務所]

[淡路地区]

通し番号	機械器具名	規格	単位	数量	備考
1	シユレツダー(裁断機)	アスカSC7501GD	台	1	管理センター H20.3
2	シユレツダー	MSV-F31C 投入幅A3、 裁断サイズ4mm×22mm	台	1	管理センター H28.3
3	乳母車ラック	W1200・D900・H1800	台	3	東浦ゲート H14.3
4	車椅子	MATUNAGA AR-500	台	7	各ゲート H18.3
5	車椅子	MATUNAGA AR-500	台	3	各ゲート H20.3
6	リヤカー	SC-S8A	台	4	海岸ロゲート H18.3
7	工具セット	RYOBI55-7131	台	1	ガーデニング棟 H17.1
8	発電機	新ダイワ工業 IEG2000M-Y	台	1	管理センター H20.3
9	発電機	EM26 2.6kVA 9.2リットル	台	1	各ゲート H28.3
10	発電機	EM26 2.6kVA 9.2リットル	台	1	管理センター H28.3
11	洗浄機	WS-1513 545×500×485	台	1	管理センター H28.3
12	テント	ニュークイックフレーム H4号 屋根幕 白	台	2	管理センター H28.3
13	テント	榎高320cm、軒高200cm 奥行356cm、間口356cm	台	2	管理センター H28.3
14	トラムカー	ユメハッチ号 トラムカー1両、客車2両	台	1	公園内 H13.3
15	消防用 消火ポンプ	C-1型	台	2	公園内 H14.1
16	券売機	TS-FX20NR2	台	2	淡路ロゲート H28.12
17	券売機	TS-FX20NR2	台	2	東浦ロゲート H30.3
18	券売機	TS-FX20NR2	台	1	連絡ロゲート H30.3
19	電動カート	遊歩スタンダード・ハート ナー	台	1	東浦ロゲート H25.3
20	電動カート	遊歩 パートナー	台	1	東浦ロゲート H28.3
21	券売機	KC-TS30IQ(R)	台	1	淡路ロゲート R4.3
22	入場ゲート	TAG-10000	台	1	淡路ロゲート R4.3

提供施設一覧表(建築物、機械器具等)

提供施設一覧(建築物)

[国営明石海峡公園事務所]
【神戸地区】

番号	名称	構造	数量(床面積㎡)		備考
			全体		
1	伝庫の家	W	130.7		H18
2	長屋門	W	128.1		H17
3	里山交流館	W	588.2		H19
4	木工棟(茅葺)	W	140.9		H19
5	木工棟(瓦葺)	W	100.9		H19
6	便所棟(長屋門前駐車場)	W	34.9		H19
7	里山情報館	W	100.9		H19
8	便所棟(農家のにわ)	W	88.4		H20
9	農村舞台	W	272.5		H21
10	農村舞台控室棟	W	64.0		H21
11	白拍子の家	W	201.1		H19
12	厨房棟	W	161.8		H19
13	相談ヶ辻の家	W	126.3		H21
14	便所棟(相談ヶ辻の家)	W	25.2		H21
15	便所棟(サンデン休憩所)	W	52.4		H22
16	サンデン休憩所	W	48.5		H22
17	管理棟	W(一部RC)	678.0		H23
18	便所棟(めだか池)	ユニットタイプ(FRP)	13.9		H28
19	便所棟(森のゾーンA駐車場)	ユニットタイプ(FRP)	13.9		H28
20	便所棟(森のゾーンB駐車場)	ユニットタイプ(FRP)	13.9		H28
21	便所棟(遊びの森)	ユニットタイプ(FRP)	13.9		H28
22	車庫棟	W	120.0		H30
23	倉庫棟	W	170.0		H30
24	かや場倉庫	S	300.0		H30
合計			3568.4		

凡例
SRC: 鉄骨・鉄筋コンクリート
RC: 鉄筋コンクリート
W: 木造
S: 鉄骨

※備考欄は設置年度を示す

提供施設一覧(機械器具等)

[国営明石海峡公園事務所]
【神戸地区】

通し番号	機械器具名	規格	単位	数量	備考
1	金庫	ナ44FM2-28	台	2	管理棟 H26.3
2	硬貨計数機	ローレル LCS110	台	1	管理棟 H26.3
3	紙幣計数機	ローレル F-1500B	台	1	管理棟 H26.3
4	冷蔵庫	NR-B2681	台	1	管理棟金庫 H14.2
5	収納庫	横引壁面収納庫	台	1	管理棟 H19.10
6	洗浄機	長靴洗浄機 ツルミポンプTBW型	台	2	管理棟 H20.2
7	調理台	ダイニングボード パモウナ PR-900R	台	1	管理棟 H18.1
8	パウチ	A1対応 アコフランス GDR B635	台	1	管理棟 H27.3
9	シュレッダー	アスカSC7501CD MSD-D31SRM 明光商会	台	1	管理棟 H27.2
10	認証機	アマノAR-100 ロゴスタンプ 機能付き	台	1	管理棟 H27.9
11	硬貨計数機	(株)エンゲルス製 コインカウンター SOC-20 174W×207D×154 H	台	2	管理棟 H28.3
12	モニター	液晶モニター NEC MultiSync LCD-V432-N2	台	1	管理棟 H28.2
13	自転車	ナショナルマシン B-PXFA544	台	3	管理棟 H19.2
14	パネル	コクヨ XWP-GS0815G	個	7	管理棟 H19.2
15	キーボックス	LION キーボックス No. 240KB	台	1	管理棟 H28.2
16	テレビ	東芝 REGZA40J	台	1	里山情報館 H25.3
17	ロールスクリーン	EPSON ELPSC25	個	1	里山交流館 H25.3
18	キャビネット	H9.530 神戸宮織より管理機	台	1	里山交流館 H21.3
19	DVDレコーダー	パナソニック DMR-XP15-K	台	1	里山交流館 H21.3
20	テレビ	パナソニック TH-L32X1-K	台	1	里山交流館 H21.3
21	下駄箱	ライオン SB-43BA 長靴用	台	1	里山交流館 H21.3
22	台	テレビ台 ライオン 771-T7VTR-700C	台	1	里山交流館 H15.11
23	ホワイトボード	プラス NW-36SA	台	1	里山交流館 H15.8
24	アンブ	ワイヤレスアンブ UNI-PEX WA-862CDA	台	1	里山交流館 H26.10
25	チェーンソー	共立 CS260T	台	1	里山交流館 H25.7
26	椅子	Combiエンジェルチェア NS- R1 授乳用ベージュ	脚	2	里山交流館 H26.10
27	台	(株)ヤマザキ G-002 おむ つ交換用 ヘルト付	台	1	里山交流館 H26.10

通し 番号	機械器具名	規格	単位	数量	備考
28	冷蔵庫	ナショナルNR-C377M-S	台	1	里山交流館 H21.1
29	ビジネスキッチン	コクヨ BK-20FIN	台	1	里山交流館 H15.10
30	ラック	計量ラック SEIKO K-6560-5	台	1	里山交流館 H27.3
31	エアコン	CS-225C/小部屋用予備コン セント共 単相100V	台	1	里山交流館 H28.2
32	ソファーベットの	(株)ソノハラ製作所 FORTE 1950/2100 前面ローリング式収 納	台	1	長屋門 H26.10
33	車椅子	NAW-16C-DT-HP-G16イン アットホーテル	台	2	長屋門 H28.2
34	乳母車	施設用ベビーカー combi S C51	台	5	長屋門 H28.2
35	台	ステンレス作業台 サカイ AB-1809	台	1	厨房棟 H18.1
36	ロッカー	コクヨLN-M52LGY	台	1	厨房棟 H15.8
37	洗濯機	全自動洗濯機 ナショナル NA-F70AP	台	1	厨房棟 H9.12
38	冷蔵庫	ナショナルNR-F461A-SR	台	1	厨房棟 H17.9
39	クーラーボックス		台	1	厨房棟 H8.3
40	洗浄機	オカネットBW-3	台	1	厨房棟 H15.3
41	製氷器	ホシザキ製氷機 IM-75M-1	台	1	厨房棟 H27.3
42	冷凍庫	ホシザキキューブ形冷凍庫 FT-120PTE1	台	1	厨房棟 H27.3
43	冷蔵庫	プレハブ冷蔵庫 PR-22EE-2.5	台	1	厨房棟 H27.3 重要
44	テント	ハローハイブテント 屋根型テント1.5×2間	台	2	農村舞台 H26.3
45	定式幕	歌舞伎幕	枚	1	農村舞台 H28.2
46	ストーブ	WI3000×H3030 ホンマ製作所 ダルム型薪ス トーブ DM-700TX	台	1	相談ヶ辻の家 H27.1
47	雑工器具	シカ用電気柵3箇所(5段)① 270m②300m③380m 3箇所 計	式	1	相談ヶ辻倉庫 H28.2
48	空気調節装置	業務用4方向天井 カセットタイプ 冷房能力25.0KW	台	1	木工棟(瓦) H28.3 重要
49	電動自転車	ナショナル BE-EHL762	台	2	木工棟(茅) H18.2
50	エンジンポンプ	工進 KM-50C-SET 2インチ散水ホースセット	台	1	テント倉庫 H26.7
51	テント	㈱小川キャンパル	台	1	テント倉庫 H16.2
52	テント	セント越智工業所 らくらくテ ント2号 1.5×2間 三方幕 付	台	2	テント倉庫 H25.3
53	テント	本多テント商会GK式テント屋 根型 本体1.5×2間	台	1	テント倉庫 H25.10
54	テント	2号(1.5×2間) テント骨組み	台	2	テント倉庫 H19.2
55	テント	ハイブテント1間×2間 片屋 根ブラウソ	台	1	テント倉庫 H28.1

通し 番号	機械器具名	規格	単位	数量	備考
56	高圧洗浄機	WS-1513 545×500×485	台	1	テント倉庫 H28.3
57	雑工器具	FNC1202FA2(フレール刃 仕様)トラクター用	台	1	車庫棟 H27.3
58	台車	ハンディ台車 S-8-A リヤカーのこと	台	1	車庫棟 H14.6
59	リヤカー	㈱ナガノ DCR-9565	台	1	車庫棟 H17.7
60	トラムカー	ワックトラムカー	台	1	車庫棟 H27.12 重要
61	雑工器具	昭和ブリッジ 2本セット NS BW-270-30-1.5	台	1	車庫棟 H26.3
62	発電機	新ダイワ工業(株) IEG2000M-Y	台	1	テント倉庫 H20.3
63	換気扇	ハンディファン HD-20C	台	1	車庫棟 H14.6
64	冷蔵庫	エムケー精工(株) AR-S1 4ASF 低温貯蔵庫 玄米用	台	3	車庫棟 H26.3
65	雑工器具	アルミ製 ナガノ製 傾斜地用	台	1	テント倉庫 H19.7
66	耕耘機	ヤンマーミニ耕耘機 スーバーホネ	台	1	車庫棟 H25.6
67	雑工作機器類	網すり機	台	1	車庫棟 H25.6
68	インターホン	親機 モニター付き端末 IX- ニニダップ FSC-SM MV	台	3	管理棟、長屋門、相談ヶ 辻 H28.1
69	物置	ヨド物置 間口292奥行222 LMD-2922H	台	1	相談ヶ辻だんだん畑 H28.1
70	作業車	ヤンマートラクター EG225	台	1	車庫棟 H26.3 重要
71	プロッター	EIS178-06H	台	1	管理棟 H20.3
72	テレビ	パナソニック VIERA TH- 42C305	台	1	管理棟 H28.4
73	洗濯機	HITACHI ビートウォッシュ BW-7WV-A 7kgブルー	台	1	管理棟 H28.4
74	プロジェクター	エプソン EB-W420 3,001m WXGA	台	1	里山交流館 H28.4
75	認証機	AR-100 ロゴスタンプ 機能付き	個	2	管理棟 H28.6
76	車体カバー	雨よけカーテン トラムカー 用	枚	1	車庫棟 H28.6
77	エアコン	富士通ゼネラル AS-R22F- W	台	4	白川口料金所(2)、7藍那口料金 所② H28.7
78	冷凍庫	業務用冷凍冷蔵庫 HF-90ZT3-ML	台	1	厨房棟 H29.1
79	雑厨房用機器	玄米・野菜低温貯蔵庫 LWA-35	台	1	厨房棟 H29.1
80	テント	集会用テント H4号(2間×3間)	枚	3	テント倉庫 H29.2
81	物置	ドマーレ FXN-95HY カラールUG	台	1	管理棟 H29.2
82	投光機	LED投光機 100W 2灯 三 脚式	台	2	農村舞台控室 H29.2
83	ベンチ	EX-13002 ひのき	台	25	神戸地区各所 H29.1
84	雑器具	吊物ハドン、ハドン吊ワイヤー、手 動ワイヤー、元滑車、枝滑車、昇降 用ワイヤー	台	2	農村舞台 H29.2

リース物件リスト

[淡路地区]

種別	物件名	単位	数量
車両	ハイゼットワゴン	台	2
	セレナ	台	1
	軽トラ	台	1
	バイク	台	3
	フォークリフト	台	1
事務用機器	複写機	台	1
	硬貨計算機	台	5
	紙幣選別機	台	5
	AED	台	2
	パソコン	台	17

リース物件リスト

[神戸地区]

種別	物件名	単位	数量
車両	ヴィッツ	台	1
	ハイエース（福祉車両）	台	1
	ノア	台	1
	軽ダンプ	台	1
	軽トラック	台	1
	軽バン4WD	台	2
	原付	台	2
事務用機器	デスクトップパソコン	台	3
	ノートパソコン	台	19
	NAS（ネットワークHDD）	台	1
	NASバックアップ	台	1
	複合機	台	1
運営用機器	携帯電話（法人契約）	台	18
	AED	台	3
	仮設トイレ	台	3

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
H14.1.17	両袖机	ウチダ1-327-0002	1	224,400	224,400	運営管理	継続使用
H14.1.17	両袖机	ウチダ1-566-0540	6	61,200	367,200	運営管理	継続使用
H14.1.17	片袖机	ウチダ1-566-1440	4	41,300	165,200	運営管理	継続使用
H14.1.17	脇机	ウチダ1-566-6000	3	24,600	73,800	運営管理	継続使用
H14.1.17	書庫	ウチダ1-327-0006	2	149,600	299,200	運営管理	継続使用
H14.1.17	書庫(扉なし)	ウチダ1-277-7018	4	37,000	148,000	運営管理	継続使用
H14.1.17	書庫(扉なし)	ウチダ1-277-7021	4	41,100	164,400	運営管理	継続使用
H14.1.17	両開き書庫	ウチダ1-277-2018	6	38,700	232,200	運営管理	継続使用
H14.1.17	ロッカー	ウチダ1-302-3412	1	37,700	37,700	運営管理	継続使用
H14.1.17	ロッカー	ウチダ1-302-3432	6	31,000	186,000	運営管理	継続使用
H14.1.17	ロッカー	ウチダ1-302-3432	4	31,000	124,000	運営管理	継続使用
H14.1.17	シューズロッカー	コクヨSK-N43F1	3	31,600	94,800	運営管理	継続使用
H14.1.17	傘立て	ウチダ6-400-1011	3	25,500	76,500	運営管理	継続使用
H14.1.17	マガジンラック	ITOKI VB-QV065NB-T-3	1	31,200	31,200	運営管理	継続使用
H14.1.17	オフィスボード	ウチダ1-269-0060	1	52,000	52,000	運営管理	継続使用
H14.1.17	応接3点セット チェア	コクヨOE-885-LCS	2	143,400	286,800	運営管理	継続使用
H14.1.17	応接3点セット イス	コクヨOE-883-LCS	1	371,900	371,900	運営管理	継続使用
H14.1.17	応接3点セット テーブル	コクヨNT-281R	1	73,400	73,400	運営管理	継続使用
H14.1.17	応接3点セット チェア	オカムラ8336A-P301	2	135,400	270,800	運営管理	継続使用
H14.1.17	応接3点セット イス	オカムラ8366A-B-P301	1	240,200	240,200	運営管理	継続使用
H14.1.17	応接3点セット テーブル	オカムラ8343A-W42	1	79,000	79,000	運営管理	継続使用
H14.1.17	サイドボード	ウチダ1-327-0011	1	136,000	136,000	運営管理	継続使用
H14.1.17	パソコンデスク	ウチダ1-566-2440	2	31,400	62,800	運営管理	継続使用
H14.1.17	ソートキャビネット	ウチダ1-301-2026	1	51,500	51,500	運営管理	継続使用
H14.1.17	ハンフレッタラック	オカムラL954PZ-113	1	51,900	51,900	運営管理	継続使用
H14.1.17	平面型面庫	オカムラ3051KZ-Z13	1	74,500	74,500	運営管理	継続使用
H14.1.17	会議用テーブル (前あり)	オカムラ8185NB-MD76	1	42,000	42,000	運営管理	継続使用
H14.1.17	会議用テーブル (前なし)	オカムラ8186HZ-MC42	18	23,700	426,600	運営管理	継続使用

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
H14.1.17	講義台	ウチダG-734-0002	1	238,000	238,000	運営管理	継続使用
H14.1.17	チェア一台車	ウチダ1-313-9280	2	38,400	76,800	運営管理	継続使用
H14.1.17	スチール棚	コクヨSE-N06616	4	46,600	186,400	運営管理	継続使用
H14.1.17	耐火金庫(大)	オカムラFK138D-Z13	1	243,700	243,700	運営管理	継続使用
H14.1.17	耐火金庫(小)	オカムラFK138D-Z13	1	106,700	106,700	運営管理	継続使用
H14.1.17	食器棚	コクヨBK-W110F1	1	78,800	78,800	運営管理	継続使用
H14.1.17	キッチンケース	コクヨBK-1FIN	1	29,900	29,900	運営管理	継続使用
H14.1.17	クリーンロッカー	ウチダ1-302-4013	4	22,700	90,800	運営管理	継続使用
H14.1.17	クロスハネルW450	ウチダ1-553-0402	1	21,200	21,200	運営管理	継続使用
H14.1.17	クロスハネルW600	ウチダ1-553-0412	1	26,400	26,400	運営管理	継続使用
H14.1.17	クロスハネルW900	ウチダ1-553-0452	2	30,100	60,200	運営管理	継続使用
H14.1.17	クロスハネルW1000	ウチダ1-553-0462	4	31,300	125,200	運営管理	継続使用
H14.1.17	クロスハネルW1100	ウチダ1-553-0472	1	32,600	32,600	運営管理	継続使用
H14.1.17	コートスタンド	400×1820	1	23,100	23,100	運営管理費	継続使用
H14.1.17	電話台	450×450×800	1	21,500	21,500	運営管理	継続使用
H14.1.28	収納家具	ウチダ 1-277-2018 SU-2 両開き書庫	3	44,300	132,900	運営管理	継続使用
H14.1.28	プリンターテーブル	1-243-5320	2	25,200	50,400	運営管理	継続使用
H14.1.28	2連梯子	GX-400 (アルイン コ)	1	21,600	21,600	運営管理	継続使用
H14.1.28	発電機	EM-23 (ホンダ技研製) 2.3KW/交流/直流両用	1	125,000	125,000	運営管理	継続使用
H14.1.28	ハンチングラック	コクヨE-123ES	2	60,000	120,000	運営管理	継続使用
H14.1.28	消防用消火ホース	国家検定品 13K口径 65mm	5	28,000	140,000	運営管理	継続使用
H14.1.28	消防用 吸管	口径65mm	1	55,000	55,000	運営管理	継続使用
H14.1.28	消防用 管鑿	(肩ベルト/噴霧ノル ス) 口径65mm	1	25,000	25,000	運営管理	継続使用
H14.1.28	脚立	SWH-24 (長谷川工 業)	1	53,000	53,000	運営管理	継続使用
H14.2.5	重量ラック	RH-S40C コクヨ	6	72,000	432,000	運営管理	継続使用
H14.2.10	週間予定表	4×3型 ウチダ 6-190-0306	1	32,600	32,600	運営管理	継続使用
H14.2.10	引違い書庫	ウチダ SH-100 1- 277-5535	6	39,000	234,000	運営管理	継続使用
H14.2.10	両開き書庫	ウチダ T-100 1- 277-5533	2	36,600	73,200	運営管理	継続使用
H14.2.10	掃除機	MC-6600MD	1	55,800	55,800	運営管理	継続使用

提供施設一覧(残存物品)

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
H14.2.10	冷蔵庫	NR-C2D3-H	1	94,000	94,000	运营管理	継続使用
H14.2.15	消防用消火ホース	国家検定品 13K口径 65mm	5	28,000	140,000	运营管理	継続使用
H14.2.15	消防用 吸管	口径65mm	1	55,000	55,000	运营管理	継続使用
H14.2.15	消防用 管輪	(厚ベルトル/噴霧ノズル) 口径65mm	1	25,000	25,000	运营管理	継続使用
H14.2.20	双眼鏡	ニコンエンゼル 8x25	2	21,950	43,900	运营管理	継続使用
H14.2.20	双眼鏡	ニコンワイヤードスコープ 30xワイド接眼レンズ付	2	83,000	166,000	运营管理	継続使用
H14.2.20	ビデオカメラ	ソニーネットワーク ハンディカムTRV30	1	132,000	132,000	运营管理	継続使用
H14.2.20	一眼レフカメラ本体	キャノンEOS7ボディ	1	65,000	65,000	运营管理	継続使用
H14.2.20	一眼レフカメラレンズ	(広角)28~105	1	31,000	31,000	运营管理	継続使用
H14.2.20	一眼レフカメラレンズ	(望遠)75~300	1	36,100	36,100	运营管理	継続使用
H14.2.20	一眼レフカメラストロボ	スピードライト 42DEX	1	26,000	26,000	运营管理	継続使用
H14.2.21	紙幣計算機	F1500	1	430,000	430,000	运营管理	継続使用
H14.2.25	片袖机 警備員	ウチダ 1-566-1270	1	34,600	34,600	运营管理	継続使用
H14.2.25	会議用テーブル	オカムラ 8185NW- MD76 ローズ	1	26,250	26,250	运营管理	継続使用
H14.2.25	会議用テーブル	オカムラ 8185NW- MD76 ローズ	2	26,250	52,500	运营管理	継続使用
H14.2.25	片袖机 臨時職員	ウチダ 1-566-1270	3	34,600	103,800	运营管理	継続使用
H14.2.25	面開書庫	ウチダ 3x6型 1- 300-2100	1	35,300	35,300	运营管理	継続使用
H14.2.25	ハネルスクリーン(3連x1)	ウチダ 6-470-4602	1	102,000	102,000	运营管理	継続使用
H14.2.25	クリーンロンッカー	ウチダ 5-847-4022 D型	2	33,000	66,000	运营管理	継続使用
H14.2.25	座車テーブル	ウチダ 1-385-0505 チーク	5	20,700	103,500	运营管理	継続使用
H14.2.25	クロススクリーン(3連)	ウチダ 6-470-4402	1	41,100	41,100	运营管理	継続使用
H14.2.25	食器棚	ウチダ 1-318-2261 26型	1	48,000	48,000	运营管理	継続使用
H14.2.25	薬品戸棚	ウチダ 2-530-0221 NW-90	1	158,000	158,000	运营管理	継続使用
H14.2.25	アコーディオンスクリーン	KOKUYO SN-A65Kw	2	36,800	73,600	运营管理	継続使用
H14.2.25	片袖机 看護婦	ウチダ 1-566-1270	1	34,600	34,600	运营管理	継続使用
H14.2.25	回転椅子 看護婦	ウチダ 5-300-2108 ローズ	1	23,600	23,600	运营管理	継続使用
H14.2.25	救護用ベット	ウチダ 2-530-1105+ マットレス2-530-111	1	49,400	49,400	运营管理	継続使用
H14.2.25	片袖机	ウチダ 1-566-1270	1	34,600	34,600	运营管理	継続使用
H14.2.25	ハンフレッタラック	ウチダ α150型	1	59,800	59,800	运营管理	継続使用

提供施設一覧(残存物品)

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
H14.2.25	食器棚	ウチダ 1-318-2230	1	28,200	28,200	运营管理	継続使用
H14.2.25	片袖机	ウチダ 1-566-1270	1	34,600	34,600	运营管理	継続使用
H14.2.25	食器棚	ウチダ 1-318-2230	1	28,200	28,200	运营管理	継続使用
H14.2.25	食器棚	ウチダ 5-801-0018	1	85,600	85,600	运营管理	継続使用
H14.2.25	キルビメーター	ウチダ D型	1	24,650	24,650	运营管理	継続使用
H14.2.25	プラニメーター	ウチダ KP-90N	1	83,300	83,300	运营管理	継続使用
H14.2.25	シューズロッカー	コクヨ SX-M43TF1	2	31,600	63,200	运营管理	継続使用
H14.2.25	ソファア	ウチダ 1-384-2021	5	44,200	221,000	运营管理	継続使用
H14.2.26	硬質計算機	G1000	1	260,000	260,000	运营管理	継続使用
H14.3.1	案内板	Mサイズ 6B-53F1	1	23,170	23,170	运营管理	継続使用
H14.3.4	洗濯機	NA-F50P1-W	1	58,800	58,800	运营管理	継続使用
H14.3.4	イベントアンプ	WA-420	1	375,000	375,000	运营管理	継続使用
H14.3.4	チューナー	WX-D4002	2	45,000	90,000	运营管理	継続使用
H14.3.4	スピーチ用マイクロホン	WX4100B	2	33,000	66,000	运营管理	継続使用
H14.3.4	ダイビン型マイクロホン	WX-4300B	2	36,800	73,600	运营管理	継続使用
H14.3.4	スピーカー	WS-A1200	2	87,500	175,000	运营管理	継続使用
H14.3.4	スピーカースタンド	W2-SS200	2	24,500	49,000	运营管理	継続使用
H14.3.4	ワイヤレスアンプ	WX-282C	1	136,500	136,500	运营管理	継続使用
H14.3.20	ワイヤレスアンプ	WX-282C	1	136,500	136,500	运营管理	継続使用
H14.3.20	スピーチ用マイクロホン	WX-4100B	1	33,000	33,000	运营管理	継続使用
H14.3.26	片袖デスク	ウチダ1-566-1440	1	48,200	48,200	运营管理	継続使用
H14.3.26	脇デスク	ウチダ1-566-6002	1	25,700	25,700	运营管理	継続使用
H14.3.27	キーケース	ウチダUK-192	1	47,250	47,250	运营管理	継続使用
H14.4.4	ロッカー	ウチダ 1-302-3432	1	31,000	31,000	运营管理	継続使用
H14.4.4	耐火金庫	オカムラ FK130D- Z13	1	250,900	250,900	运营管理	継続使用
H14.4.26	エアコン	CS-WV22A	1	88,200	88,200	建物管理	継続使用
H14.4.30	会議用テーブル(前あり)	8185NB-MD76	10	42,000	420,000	运营管理	継続使用
H14.4.30	テーブル	LION MA-1560489- 25	2	25,400	50,800	运营管理	継続使用
H14.5.2	ハネルスクリーン(2連x2)	ウチダ6-470-4602	1	102,000	204,000	运营管理	継続使用

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
H15.3.20	書籍	原色牧野植物大図鑑(維舟編) 子葉植物(維)	1	36,750	36,750	運営管理費	継続使用
H15.3.25	平デスク	ウチダ1-566-2640	1	43,500	43,500	運営管理	継続使用
H15.9.22	パワーハイブテント	1.5K×2K(ピンク)	2	51,500	103,000	諸掛	継続使用
H15.10.23	手押車	生興NF-307S	1	47,000	47,000	諸掛	継続使用
H15.10.30	軽量ラック(基本)	コクヨMI-6615N	1	26,000	26,000	運営管理	継続使用
H15.10.30	軽量ラック(増設)	コクヨMI-6615ON	1	23,500	23,500	運営管理	継続使用
H16.3.1	耐火金庫	オカムラFK336D-Z13	1	230,000	230,000	運営管理	継続使用
H16.3.1	掃除機	日立CV-PE8	2	24,800	49,600	運営管理	継続使用
H16.3.1	冷蔵庫	ナショナルNR-B162J	2	38,800	77,600	運営管理	継続使用
H16.3.10	ホワイトボード	ウチダ1-269-0060 0B-1000N LS36	5	42,000	210,000	運営管理	継続使用
H16.3.10	食器棚	ウチダ1-318-Z30 D20	2	23,600	47,200	運営管理	継続使用
H16.3.10	片袖机	ウチダ5-166-1270	3	28,000	84,000	運営管理	継続使用
H16.3.10	オーブン棚	イトーキAH-M188LS-WE	3	37,000	111,000	運営管理	継続使用
H16.3.10	ハンフレッタラック	ウチダ1-357-1015α 150型	2	50,200	100,400	運営管理	継続使用
H16.4.16	ハネルスクリーン	コクヨ SN-Y181K202	10	28,000	280,000	諸掛	継続使用
H16.5.16	案内板	コクヨGB-53F1	6	21,500	129,000	運営管理	継続使用
H16.6.1	担架	ウチダ2532-1067	1	21,000	21,000	運営管理	継続使用
H16.6.10	デスクトップハネル	ウチダ140cm	3	22,500	67,500	運営管理	継続使用
H16.6.10	デスクトップハネル	ウチダ160cm	1	26,000	26,000	運営管理	継続使用
H16.7.30	團芸アルミ三脚		1	22,572	22,572	工作物管理	継続使用
H17.4.14	パワーハイブテント	2K×3K	3	144,200	432,600	諸掛	継続使用
H17.7.29	パワーアンプ	PHONIC XP3000	1	69,800	69,800	諸掛	継続使用
H17.7.29	アナログ・ミキサー	PHONIC IMU 1822X	1	29,800	29,800	諸掛	継続使用
H17.7.29	スピーカー1000W	PEAVEY TLM2X	2	52,200	104,400	諸掛	継続使用
H17.7.29	ワイヤレスマイク	MM-8000	2	38,700	77,400	諸掛	継続使用
H17.7.29	パワーアンプ	CLASSIC CP1000	1	43,600	43,600	諸掛	継続使用
H17.7.29	フロアモニター	500W PEAVEY TLM2X	2	29,800	59,600	諸掛	継続使用
H17.8.15	リヤカー	5号	1	65,000	65,000	諸掛	継続使用
H17.11.17	ポータブルPH計	HM-20P	1	59,500	59,500	工作物管理	継続使用

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
H14.5.2	ポータブル残留塩素計	オレガノ製OR-50	1	91,000	91,000	工作物	継続使用
H14.5.7	ホワイトボード(足車型)	L10N 510-48H-12N	3	43,200	129,600	運営管理	継続使用
H14.5.7	シューズボックス	L10N SB093V652-36	3	36,580	109,740	運営管理	継続使用
H14.5.7	ソファ	ウチダ1-384-2021	4	44,200	176,800	運営管理	継続使用
H14.5.13	冷蔵庫	NR-A5TA-W 他	2	24,800	49,600	運営管理	継続使用
H14.5.14	デジタル上面自動量り	J T X 146-024	1	28,000	28,000	運営管理	継続使用
H14.5.14	オーブン棚	イトーキAH-M188LS-WE	4	51,060	204,240	運営管理	継続使用
H14.5.14	アコーディオンスクリーン	VMM-1916AV-A	2	54,000	108,000	運営管理	継続使用
H14.5.14	脇デスク	ウチダ1-566-601	2	23,600	47,200	運営管理	継続使用
H14.8.12	網付台車	ウチダ 1-356-1122	2	48,000	96,000	運営管理	継続使用
H14.8.26	XI払機	B1GM-B023M	1	24,800	24,800	植物管理	継続使用
H14.9.10	パワーハイブテント	2K×3K	4	40,800	163,200	諸掛	継続使用
H14.9.18	簡単テント	1.8K×1.8K	4	49,600	198,400	諸掛	継続使用
H14.10.2	コインロッカー	KL6H53コクヨ	2	85,500	171,000	諸掛	継続使用
H14.10.10	イナハ物置	イナハNBW-20	1	87,000	87,000	運営管理	継続使用
H14.10.17	重量ラック	コクヨ RH-S11	2	60,000	120,000	運営管理	継続使用
H14.11.5	休憩用ベンチ	コクヨ1840×620×760	5	95,000	475,000	諸掛	継続使用
H14.11.11	全備用テーブル(キャスター付)	コクヨKT-PS711	10	44,000	440,000	運営管理	継続使用
H14.11.25	0HPワゴン	コクヨBD-PS10F1	1	80,000	80,000	運営管理	継続使用
H14.11.25	ワゴン	コクヨNG-KA11P14N	1	32,000	32,000	運営管理	継続使用
H14.11.26	三脚スタンド式スクリーン	コクヨPT-V080-P	1	68,000	68,000	運営管理	継続使用
H14.11.26	ハネルスクリーン	コクヨSN-SP153	1	87,000	87,000	運営管理	継続使用
H14.11.26	耐火金庫	コクヨHS-232K	1	138,000	138,000	運営管理	継続使用
H14.11.26	アルミ運搬車	昭和HC-2S	1	32,000	32,000	運営管理	継続使用
H15.1.6	木製ベンチ	コクヨPF-MC10N	5	95,000	475,000	諸掛	継続使用
H15.1.8	重量ラック	コクヨRH-S40	2	96,000	192,000	運営管理	継続使用
H15.1.8	重量ラック(増設)	コクヨRH-S40C	1	85,000	85,000	運営管理	継続使用
H15.3.20	書籍	URBAN GARDENING	1	39,900	39,900	運営管理費	継続使用
H15.3.20	書籍	原色牧野植物大図鑑(合弁編)	1	31,500	31,500	運営管理費	継続使用

提供施設一覧（残存物品）

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
H17.12.17	ポスターボード	ウチダ α-200型	1	51,220	51,220	運営管理	継続使用
H17.12.17	パンフレットラック	ウチダ CP-310	1	43,030	43,030	運営管理	継続使用
H17.12.26	パソコン	Dimensio31000	2	134,972	269,944	諸掛	継続使用
H17.12.29	面番書庫・書庫用 ペーパース	T-18・B-900	1	43,355	43,355	運営管理	継続使用
H17.12.29	キーケース	UT-192	4	40,950	163,800	運営管理	継続使用
H18.3.31	デジタルカメラ	Canon EOS 300	1	178,000	178,000	諸掛	継続使用
H19.2.16	書籍 フローラ	産調出版	1	22,400	22,400	工作物管理	継続使用
H19.3.27	両袖机	ウチダFEED S-147- 2P3	1	60,580	60,580	運営管理	継続使用
H19.4.1	パワーハイブテント	2K×3K	2	93,000	186,000	諸掛	継続使用
H21.3.10	ロイヤルテント	2K×2K 青白	2	126,200	252,400	諸掛	継続使用
H22.3.25	傘立て（野点傘用）	鉄製組立式 stc 020-20b-13-8-φ	1	24,360	24,360	諸掛	継続使用
H25.2.1	ビジネスプロジェクト ター	エブソン EB-1965	1	255,150	255,150	運営管理	継続使用
H30.3.20	プロア	ゼノアプロア EBZ5100	2	64,584	129,168	運営管理	継続使用
H30.3.29	デスクトップパソコン ミニタワー	7コア・16GB・5TB GDRB635A1	1	278,640	278,640	運営管理	継続使用

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
H28.7.27	エンジンチェーセンサー	GS251T/2RC25	1	54,000	54,000	管理運営	継続使用
H28.8.25	音響機材(パワーアンプ)	QSC GXD4	1	56,949	56,949	管理運営	継続使用
H29.3.24	射灯ホド	SN-PXW181SAMHSNE1	1	76,140	76,140	管理運営	継続使用
H29.5.10	射灯ホド	SN-PXW181SAMHSNE1	1	76,140	76,140	管理運営	継続使用
H29.5.27	大黒幕	W11000×H3200	1	172,800	172,800	管理運営	継続使用
H30.1.18	エンジンチェーセンサー	マサ MEAM300LR	2	62,640	125,280	管理運営	継続使用
H30.1.30	業務用石油ストーブ	コロロ GHCI9FK	2	62,467	124,934	管理運営	継続使用
H30.3.12	テント屋根幕	小川キャンパル 2×3間	2	55,296	55,296	管理運営	継続使用
H30.3.12	テントセット	小川キャンパル1×1.5間	1	84,240	84,240	管理運営	継続使用
H30.3.12	クイックテントセット	TS-22 240×240	1	55,944	55,944	管理運営	継続使用
H30.3.27	投光機	本田技研 マリンライト 400W4灯式	2	516,240	1,032,480	管理運営	継続使用
H30.3.27	防音型発電機	本田技研 EU281SIJMA2	2	262,440	524,880	管理運営	継続使用
H30.9.14	浅井戸用押し上げ装置	リウ・ウー・ウー (高台式)	1	133,056	133,056	管理運営	継続使用
H31.1.2	ワイヤレスマイク	島村楽器 SHURE SUX288/P658	1	58,000	58,000	管理運営	継続使用
H31.1.10	電気温水器	REN2502BH	1	74,520	74,520	管理運営	継続使用
H31.2.20	クイックテントセット	TS-23	1	82,296	82,296	管理運営	継続使用
H31.3.20	投光機	HONDA EM4004W6 4灯式	1	516,240	516,240	管理運営	継続使用
H31.3.20	発電機	HONDA EU281SIJMA2	1	262,440	262,440	管理運営	継続使用
H31.3.20	発電機	YAMAHA EF9HIS	2	77,694	155,388	管理運営	継続使用
H31.3.20	発電機	YAMAHA EF16HIS	2	115,732	231,464	管理運営	継続使用
R1.7.11	アルミブリッジ	日軽 PF30	1	170,404	170,404	管理運営	継続使用
R2.1.24	物置	イナバ MDK-197CP	2	73,150	146,300	管理運営	継続使用
R2.1.26	ミニ耕運機	ホンダ ピアンタFV200	1	108,000	108,000	管理運営	継続使用
R2.1.29	バイブテント	岸工業 1.5K×2K	2	83,853	167,706	管理運営	継続使用
R2.1.29	バイブテント	岸工業 2K×3K	2	139,700	279,400	管理運営	継続使用
R2.1.29	サイネージ	三菱 DSM-401.8	1	82,500	82,500	管理運営	継続使用
R2.1.30	プリンター	ブラザー MFC-J6997CDW	1	69,080	69,080	管理運営	継続使用
R2.1.31	ダンボール迷路	六角迷路40マス	1	139,040	139,040	管理運営	継続使用

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
R2.3.8	2点式フオーク	コベルコ建機日本 SK09SR	1	165,000	165,000	管理運営	継続使用
R2.9.7	クイックテント	TS-23 3600×2400	1	83,820	83,820	管理運営	継続使用
R2.9.7	クイックテント	TS-22 2400×2400	1	56,100	56,100	管理運営	継続使用
R2.10.9	電気温水器	TOTO REN06A1E1S	1	55,000	55,000	管理運営	継続使用
R3.3.7	テント屋根幕	小川キャンパル テントH-4号	1	60,940	60,940	管理運営	継続使用
R3.3.7	片流れテント屋根幕	小川キャンパル QJ-19	1	66,000	66,000	管理運営	継続使用
R3.3.10	木製テーブル	日本製レッドスター OHPM-105 (SST)	2	73,000	146,000	管理運営	継続使用
R3.10.15	防犯カメラ一式	カヌー HDW1200EMN-POC-0250B	1	133,485	133,485	管理運営	継続使用
R4.3.1	テントフレーム	キャンパル 2×3間 7458H4	1	128,700	128,700	管理運営	継続使用
R4.3.1	屋外用ベンチ	RP-1800N	12	139,800	1,677,600	管理運営	継続使用

古民具リスト

別紙(神戸)-20

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
001	糸巻き	糸巻き	60	60	40	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	
002	掛け時計	掛け時計	55	30	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	
003	ミン箱	ミン箱	30	35	20	1	木工棟(Ⅱ)	木材	C	部品等の欠損修理等が必要	谷上小学校より寄贈	
004	半切	増殖たき用	40	80	80	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	
005	ふるい	ふるい	10	35	35	1	木工棟(Ⅱ)	竹	B	展示物として使用可能	-	伝42-3(3/4)
006	ふるい	ふるい	10	20	20	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	
007	木工舟の分間さおばかり	ちんぎ	105	10	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	伝37
008	焼かない瓶	製練瓶	95	120	60	1	伝蔵の家	木材、鉄	C	部品等の欠損修理等が必要	谷上小学校より寄贈	
009	天秤ばかり	秤	10	60	20	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表3004
010	天秤ばかり	秤	10	60	20	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表3004
011	片手クワ	篋	15	15	15	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	
012	片手クワ	覆爪	10	20	20	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表あ101
013	金ぐし	覆爪	15	20	20	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	伝40
014	片手クワ	覆爪	15	15	20	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表あ101
015	ホーク	ホーク	40	20	-	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	C	部品等の欠損修理等が必要	-	
016	石臼取っ手	石臼取っ手	25	10	15	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	
017	牛用田打ち草(並木補え)	牛用田打ち草	30	30	40	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	
018	田植え定規	田植え定規	165	60	15	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	モ-16 1
019	田植え定規	田植え定規	150	55	15	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	モ-16 2
020	田植え定規	田植え定規	165	60	15	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	モ-16 3
021	田植え定規	田植え定規	145	30	15	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	
022	田植え定規	田植え定規	155	30	15	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	
023	蒸じめ	蒸練機	145	35	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	
024	作稼機	水田中耕除草機	160	45	45	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	
025	作稼機	水田中耕除草機	160	45	45	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	
026	草取り機(田打ち機)	水稲の株元掻き 稲の分けつ促進のため、株元土を掻き均す	160	45	45	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	
027	田打ち草	水田中耕除草機	145	20	60	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表あ102
028	株秤	株秤	80	-	-	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	-	

1 / 20

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
029	株秤	株秤	105	-	-	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	-	
030	不明	-	110	-	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	
031	穀竿	穀竿	165	φ10	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	
032	芯棒	穀竿	160	φ10	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	
033	トンボ	地面を均すのに使用 藁、豆を干すときの均しに使用	160	45	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	表あ28(1/3)
034	トンボ	地面を均すのに使用 藁、豆を干すときの均しに使用	160	45	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	表あ28(2/3)
035	芯棒	-	160	15	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	
036	穀竿	穀竿	165	φ10	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表伝36
037	穀竿	穀竿	185	φ10	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	
038	穀竿	穀竿	240	φ10	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	21-2
039	穀竿	穀竿	180	φ10	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	
040	穀竿	穀竿	210	φ10	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	
041	古民具G	-	80	□5	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	表あ96(1/2)
042	古民具G	-	80	□5	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	表あ96(2/2)
043	限	限	80	15	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	表あ24
044	シャベル	シャベル	85	20	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	
045	不明	-	5	40	20	3	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	
046	陶器	-	15	15	15	1	木工棟(Ⅱ)	その他	B	展示物として使用可能	-	109
047	脱穀機	脱穀機	65	65	55	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表86
048	脱穀機	脱穀機	75	70	70	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表86
049	千歯	千歯	70	60	65	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表伝33
050	千歯	千歯	5	60	30	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	
051	千歯	千歯	10	60	30	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	
052	ポンプ(筒先)	ポンプ(筒先)	125	φ5	-	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	-	107
053	車輪(鉄車)	車輪(大八車)	φ70	30	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表伝38-2
054	芯棒	芯棒	100	φ5	-	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	-	芯棒2セット
055	車輪(鉄車)	車輪(大八車)	φ70	30	-	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表伝38-1
056	わらしじりみ	わらしじりみ	40	25	100	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	-	
057	古民具A	茶釜	30	30	30	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	-	表3011

2 / 20

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
058	織機	織機	90	φ10	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ38
059	くさび	くさび	25	φ10	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
060	くさび	くさび	25	φ10	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
061	穀物用一斗割	一斗割	30	30	30	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	赤あ12
062	升セット	升セット	10	20	20	4	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
063	升セット	升セット	10	20	20	3	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
064	手押しポンプ	手押しポンプ	65	15	50	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	ポンプ(清化用)
065	大工道具箱	大工道具箱	30	80	20	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
066	ノコギリ	ノコギリ	45	—	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ124
067	鉋	鉋	60	10	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ125
068	鉋	鉋	45	—	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
069	皮むき	皮むき	60	φ10	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ120
070	ウズメキ	釘抜き	60	—	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ127
071	鎌	鎌	40	40	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ119
072	やっここ	—	35	—	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ128
073	木引きのこ	木挽きのこ	80	30	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ132
074	つめつき器具	手鉤	35	—	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ123
075	木錠	木錠	25	φ15	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	赤あ97
076	左官こて	—	15	5	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ92
077	槌の子	槌の子 榎編みに使う	15	φ5	—	8	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
078	槌の子	槌の子 榎編みに使う	15	φ5	—	3	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
079	くさび	くさび	30	φ10	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
080	木箱	木箱	25	90	40	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
081	左官こて	金こて	25	10	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ92
082	鉄のツメ	—	16	5	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	C	部品等の欠損修理等が必要	—	赤あ126
083	ノコギリ	ノコギリ	85	15	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	あ122
084	木引きのこ	木挽きのこ	110	15	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ133
085	木引きのこ	木挽きのこ	110	10	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ131
086	木引きのこ	木挽きのこ	110	10	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ129

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
087	木引きのこ	木挽きのこ	110	10	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ130
088	籠3セット	かんな	30	10	5	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
089	籠3セット	かんな	15	5	5	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
090	籠3セット	かんな	25	10	5	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
091	カンナの一種	かんな	25	10	5	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ104
092	籠3セット	かんな	20	10	5	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
093	籠3セット	かんな	20	5	5	1	木工棟(Ⅱ)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	籠3セット 402
094	たたき棒	茅たたき	65	20	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	—	赤あ99
095	箆	箆	25	15	5	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	—
096	金尺	金尺	550	25	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	金尺151-1
097	金尺	金尺	50	25	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	金尺251-2
098	こて板	こて板	20	20	5	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
099	押型	こて板	25	15	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	赤あ98
100	米すくい器	米すくい器	10	25	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
101	押型	—	25	15	10	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
102	工芸品	拡大鏡(理科器具)	5	5	5	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
103	菓子り	—	5	40	15	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ97(Nc4072と植)
104	自在鉋の部品	—	10	5	5	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ90
105	不明	—	25	10	5	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	—
106	片手鎌	雁爪	20	20	20	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ112
107	片手鎌	雁爪	15	15	15	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ111
108	片手鎌	雁爪	15	15	20	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ113
109	電気蚊取り器	電気蚊取り器(牛舎用)	10	30	30	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
110	ランプ	ランプ	60	φ15	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ80
111	シャンデリア型ランプ	シャンデリア型ランプ	50	60	—	1	木工棟(Ⅱ)	鉄	B	展示物として使用可能	—	—
112	不明	—	20	40	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
113	糸巻き	糸巻き	20	15	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
114	彫刻セット	—	5	10	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	赤あ105
115	模型の水車小屋	模型(水車小屋)	50	60	—	1	木工棟(Ⅱ)	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—

古民具調査票

管理札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
116	鞍・尻籠(牛用)	鞍・尻籠(牛用)	35	55	—	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	—	506
117	尻籠(牛用)	尻籠(牛用)	80	φ5	—	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	—	501(4七分)
118	尻籠(牛用)	尻籠(牛用)	90	φ5	—	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
119	尻籠(牛用)	—	115	φ5	—	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
120	尻籠(牛用)	—	90	φ5	—	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
121	牛の鞍	牛の鞍	—	—	—	1	木工棟(畜)	木材、その他	B	展示物として使用可能	—	—
122	毛籠(牛用)	毛籠(牛用)	—	—	—	1	伝蔵の家	木材、その他	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
123	鼻木(牛用)	鼻木(牛用)	—	—	—	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
124	柄杓桶	柄杓桶	—	—	—	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
125	餅搥機(牛用スキ)	代掻きマンガ	—	—	—	1	木工棟(畜)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
126	砕土機	砕土機(牛用)	—	—	—	1	木工棟(畜)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
127	牛用鋤	代掻きマンガ	—	—	—	1	木工棟(畜)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
128	大空稼	鋤	—	—	—	1	木工棟(畜)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
129	うね切り機	鋤	—	—	—	1	木工棟(畜)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤伝35(1/3)
130	万石	万石	—	—	—	1	木工棟(畜)	木材、その他	B	展示物として使用可能	—	赤伝34
131	二段磨スキ	—	220	40	35	1	木工棟(畜)	木材	C	部品等の欠損 修理等が必要	谷上小学校より寄贈	—
132	砕土機	代掻き鋤	125	100	70	1	木工棟(畜)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
133	大空稼	中床鋤	170	100	70	1	木工棟(畜)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
134	牛籠	牛籠	85	55	10	1	木工棟(畜)	藁	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	505
135	踏み鋤	踏み鋤	90	150	25	1	木工棟(畜)	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	508
136	唐箕	唐箕	120	110	65	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	—	赤伝32
137	唐箕	唐箕	115	110	70	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	—	黒1055
138	豆より皿	豆より皿	60	60	5	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
139	布はり板	布はり板	185	40	5	1	木工棟(畜)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
140	たて	たて	80	80	80	1	木工棟(畜)	藁	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
141	もっこ	もっこ	50	50	—	1	木工棟(畜)	藁	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	赤伝43
142	藁(ふご)	藁(ふご) 作物運搬カゴ	80	80	80	1	木工棟(畜)	藁	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
143	藁(ふご)	藁(ふご) 作物運搬カゴ	80	80	80	1	木工棟(畜)	藁	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
144	藁(ふご)	藁(ふご) 作物運搬カゴ	40	60	80	1	木工棟(畜)	藁	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—

古民具調査票

管理札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
145	もっこ	もっこ	60	60	—	1	木工棟(畜)	藁	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
146	かご(もの入れ)	穀物籠	15	30	30	1	木工棟(畜)	竹	B	展示物として使用可能	—	赤あ94
147	雑穀入れ	穀物籠	25	40	40	1	木工棟(畜)	竹	B	展示物として使用可能	—	赤あ77
148	不明	—	55	25	—	1	木工棟(畜)	木材	B	展示物として使用可能	—	—
149	草鞋	草鞋	20	—	—	1	木工棟(畜)	藁	B	展示物として使用可能	—	—
150	長持	長持	55	175	65	1	木工棟(畜)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
151	写真	写真	40	30	—	1	木工棟(畜)	その他	B	展示物として使用可能	—	—
152	航空写真	航空写真	70	70	—	1	木工棟(畜)	その他	B	展示物として使用可能	—	—
153	やまももカゴ	やまももカゴ	20	20	20	1	里山交流館	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
154	平籠	平籠・蓋	10	35	25	1	里山交流館	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
155	火鉢	火鉢 三徳 三徳の上に鉄籠を載せて湯を沸かす	35	60	60	1	伝蔵の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	赤伝29
156	花籠	花籠	35	20	20	1	伝蔵の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
157	燗台	燗台	35	20	20	1	伝蔵の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
158	草鞋 化粧木箱	草鞋 化粧木箱	20	30	25	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	—	—
159	産敷机	産敷机	30	150	120	1	伝蔵の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	伝15
160	ちゃぶ台	ちゃぶ台	35	90	—	1	伝蔵の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	1117
161	産敷机	産敷机	35	105	85	1	伝蔵の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
162	足踏みミシン	足踏みミシン	80	90	45	1	伝蔵の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	赤1120
163	藁白	石臼 粟・豆の粉を挽く	65	65	65	1	伝蔵の家	木材、その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	藁の原料となる藁の種も残っていた。 神経痛の薬
164	炬燵	炬燵 炬燵の鉢状のものに灰を入れ、その中に炭火を入れる	25	25	25	1	伝蔵の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
165	馬籠(マグワ)	馬籠(マグワ) 牛に取り付けて土起こしをする	60	145	45	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
166	鞍・尻籠	鞍・尻籠 鞍を牛の背に載せ、尻籠は尻っぱねをさせないためのもの	45	50	25	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
167	洗い桶	洗い桶 水を入れて、天押棒で洗い運ぶ	40	35	35	1	伝蔵の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
168	しいこ	もっこ ものを入れ、運ぶ道具	20	20	20	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	—	写真左 赤伝41
169	農具	—	85	135	30	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
170	牛籠	牛に着用(牛の合羽)	20	20	20	1	伝蔵の家	木材、藁	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
171	籠	籠 牛に吊かせて土起こしをする	85	135	30	1	伝蔵の家	木材、藁	B	展示物として使用可能	—	—
172	牛の草鞋	牛の草鞋 牛が一歩進歩するときにかかせる	95	70	×	2	伝蔵の家	藁	B	展示物として使用可能	—	写真右
173	鼻輪	鼻輪 牛の鼻に着用	145	100	25	3	伝蔵の家	木材、藁	B	展示物として使用可能	—	写真中央

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
174	漕斗	漕斗茶を後に入れるときに使用	φ10	—	—	1	伝蔵の家	漆	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	40
175	ひきうす	石臼粟・豆の粉を挽く	15	15	×	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	—	赤あ48
176	担い籠	担い籠袋と取り取った草を入れ、天秤棒等で運ぶ道具	40	60	60	1	伝蔵の家	漆	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
177	担い籠	担い籠袋と取り取った草を入れ、天秤棒等で運ぶ道具	30	50	50	1	伝蔵の家	漆	B	展示物として使用可能	—	—
178	担い桶	担い桶水を入れて、天秤棒で担いで運ぶ	50	35	35	1	伝蔵の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
179	トンボ	トンボ代掻き時に不陸を均すために使用	160	70	10	1	伝蔵の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	写真中央
180	田打ち草(田の草取り機)	田打ち草(田の草取り機)草の間の除草用	150	60	25	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
181	田打ち草(田の草取り機)	田打ち草(田の草取り機)草の間の除草用	150	60	25	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
182	田植え定規	田植え定規田植え時の間隔を明示する道具	180	60	20	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	—	写真中央
183	限	限	140	15	35	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
184	限	限	100	20	35	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
185	担い桶	担い桶水を入れて、天秤棒で担いで運ぶ	40	35	35	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	—	—
186	担い桶	担い桶水を入れて、天秤棒で担いで運ぶ	40	35	35	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	—	—
187	もっこ	もっこ荷物を運ぶときに使用	—	—	—	1	伝蔵の家	漆	D	破棄の検討が必要	—	破損して使用不可(下の写真と併せて一つ)
188	もっこ	もっこ荷物を運ぶときに使用	—	—	—	1	伝蔵の家	漆	D	破棄の検討が必要	—	破損して使用不可(上の写真と併せて一つ)
189	もっこ	もっこ荷物を運ぶときに使用	—	60	60	1	伝蔵の家	漆	D	破棄の検討が必要	—	—
190	もっこ	もっこ荷物を運ぶときに使用	—	60	60	1	伝蔵の家	漆	D	破棄の検討が必要	—	—
191	わら編み袋(じょうろ入り)	ふご土等の重いものを入れ、天秤棒で担いで運搬する	15	70	70	1	伝蔵の家	漆	C	部品等の欠損 修理等が必要	—	—
192	わら編み袋(じょうろ入り)	ふご土等の重いものを入れ、天秤棒で担いで運搬する	15	70	70	1	伝蔵の家	漆	C	部品等の欠損 修理等が必要	—	—
193	わらの袋	糞(ふご)田植え後の糞を入れる	80	80	80	1	伝蔵の家	漆	C	部品等の欠損 修理等が必要	—	赤あ33
194	わらの袋	糞(ふご)田植え後の糞を入れる	80	80	80	1	伝蔵の家	漆	B	展示物として使用可能	—	赤あ33
195	木引きのこ	木挽きのこ草等を刈り取るのに使用	75	10	—	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	—	取っ手がなく、このままでは使用不可
196	不明	—	105	15	—	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
197	不明	—	30	2	—	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	—	—
198	木引きのこ	木挽きのこ	110	12	—	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	—	—
199	限	—	140	12	37	3	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	写真手前
200	不明	—	250	10	15	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	—	—
201	かご	しんどう	40	40	40	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
202	担い桶	担い桶	40	30	30	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
203	ざる	ざる	20	35	35	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
204	桶	桶	30	35	35	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
205	桶	桶	30	35	35	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
206	桶	桶	30	35	35	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
207	ザル②	片口箕	20	50	60	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	黒1123
208	箕	片口箕	20	60	50	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	黒1124
209	ザル①	片口箕	20	50	60	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	黒1122
210	片口箕	片口箕	20	50	60	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
211	箕	箕	25	60	65	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
212	箕	箕	25	60	65	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	伝蔵-3
213	かご	丹波籠	15	40	40	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	36(丹波籠)竹かご1-6
214	漕斗	漕斗 鉄竿 米入れ用	40	65	65	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
215	漕斗	漕斗 鉄竿 米入れ用	25	35	35	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
216	片口箕	片口箕	10	35	35	1	伝蔵の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
217	かご(もの入れ)桶	かご	20	30	30	1	伝蔵の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	赤3005
218	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(1/10)
219	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(2/10)
220	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(3/10)
221	ふるい	ふるい	10	40	40	1	木工様(瓦)	木材	B	展示物として使用可能	—	谷上小学校より寄贈
222	ふるい	ふるい	10	35	35	1	木工様(瓦)	木材	B	展示物として使用可能	—	谷上小学校より寄贈
223	ふるい	ふるい	10	35	35	1	木工様(瓦)	木材	B	展示物として使用可能	—	谷上小学校より寄贈
224	竹籠	丹波籠	25	35	35	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	36(丹波籠)竹かご2-6
225	槌の子	木槌(槌紐) 取たき用	35	10	10	1	木工様(瓦)	木材	B	展示物として使用可能	—	谷上小学校より寄贈
226	槌の子	木槌(槌紐) 取たき用	30	10	10	1	木工様(瓦)	木材	B	展示物として使用可能	—	谷上小学校より寄贈
227	槌の子	木槌(槌紐) 取たき用	20	10	10	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
228	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(4/10)
229	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工様(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(5/10)
230	竹カゴ・取手付	手かご	30	30	30	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
231	垂箕	垂箕	15	70	70	1	木工様(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(1/4)

古民具調査票

管理札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
232	番箕	番箕	15	70	70	1	木工棟(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	2/4)
233	番箕	番箕	15	70	70	1	木工棟(瓦)	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	3/4)
234	かけや	かけや	90	20	10	1	木工棟(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
235	かけや	かけや	80	20	15	1	木工棟(瓦)	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
236	田打ち車(田の草取り機)	田打ち車(田の草取り機) 種の間除草用	25	25	160	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	2台のうち1台
237	田打ち車(田の草取り機)	田打ち車(田の草取り機) 種の間除草用	25	25	160	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	2台のうち1台
238	古民具C	縁・灰撒	40	45	30	1	伝蔵の家	木材、その他	B	展示物として使用可能	-	表あ15
239	ふるい枠	ふるい枠	12	70	70	1	伝蔵の家	木材	D	破棄の検討が必要	-	網目がなく、使用不可能
240	網運び用枠	網運び用枠 熱い網等を移動させる場合に使用	-	50	50	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	-	-
241	糸巻き	糸巻き	20	20	20	6	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
242	ランプ置き	ランプ置き ランプを吊るす	40	10	10	1	伝蔵の家	鉄	D	破棄の検討が必要	-	-
243	水差し	水差し お茶を入れておき、茶道等で使用	10	10	10	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	-	-
244	鎌	鎌刈り鎌 草を刈り取るのに使用	30	-	-	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	-	-
245	竿ちんぎ(棒秤)	棒秤 物品の重さを量る	60	-	-	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
246	雁爪	雁爪 地面を掘り起こすのに使用	20	25	20	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
247	洗面器	洗面器 お茶を入れ、洗面等で使用	8	28	28	1	伝蔵の家	鉄	C	部品等の欠損 修理等が必要	-	-
248	番箕	番箕 農作物等を乾かす	90	70	12	1	伝蔵の家	竹	B	展示物として使用可能	-	-
249	鳩台	鳩台 縦横立て	40	30	30	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	-	-
250	通たんぼ	通たんぼ	15	30	15	1	伝蔵の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
251	はしご	はしご	290	40	-	4	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
252	石臼	石臼	20	30	30	1	伝蔵の家	石	C	部品等の欠損 修理等が必要	-	-
253	草鞋	草鞋	20	-	-	1	白拍子の家	藁	B	展示物として使用可能	-	-
254	もんどり	もんどり 糸等を揃えるのに使用	40	15	15	1	伝蔵の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
255	草鞋	草鞋	20	-	-	1	伝蔵の家	藁	B	展示物として使用可能	-	-
256	草鞋	草鞋	20	-	-	1	伝蔵の家	藁	B	展示物として使用可能	-	-
257	草鞋縫い機	草鞋縫い機	125	50	40	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
258	むしろ	むしろ	-	-	-	4	伝蔵の家	藁	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
259	羽釜・蓋	羽釜・蓋	25	45	45	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	伝21-3
260	羽釜・蓋	羽釜・蓋	19	27	27	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	伝21-2

9 / 20

古民具調査票

管理札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
261	茶釜	茶釜	20	25	25	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	-	表伝21-1(1/3)
262	火灼	火灼 お茶の炭火を取り出すときに使用	70	14	-	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
263	済のすみ入れ	済のすみ入れ お茶釜 使用した炭を入れ、空気を遮断して消し炭とする	30	30	30	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	-	表伝24
264	炭入れ	炭入れ	20	30	30	1	伝蔵の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
265	炭入れ	炭入れ	17	16	16	1	伝蔵の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
266	練炭コンロ	練炭コンロ 練炭を火元とするコンロ	16	15	15	8	伝蔵の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
267	炭入れ	炭入れ	15	16	16	3	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	-	-
268	水差し	水差し	20	15	15	1	伝蔵の家	陶磁器	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	表伝16
269	酒入れ	酒入れ	28	15	15	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	-	表伝26
270	とっつり	とっつり 酒を入れて持ち運ぶ	30	15	15	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	-	表伝25
271	丸釜	丸釜 料理等を運ぶのに使用	40	32	32	1	伝蔵の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	伝-49
272	おけ	おけ 味噌汁 味噌を保管	25	25	25	1	伝蔵の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	表伝28
273	はがま	羽釜・蓋	30	30	30	1	伝蔵の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	表伝27
274	茶箱(4段)	茶箱(4段)	20	22	22	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	-	-
275	御燗	御燗	7	13	13	5	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
276	ひょうたん	ひょうたん	25	12	12	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
277	はしご	はしご	230	20	-	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
278	木挽きのこ	木挽きのこ	60	6	-	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	-	-
279	不明	-	13	23	23	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	-	-
280	化粧箱	化粧箱	20	27	16	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	表1114
281	れんたん入れ	練炭入れ	18	13	13	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	-	表伝23
282	火鉢	火鉢	25	30	30	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	-	-
283	火鉢	火鉢	19	21	21	1	伝蔵の家	その他	B	展示物として使用可能	-	-
284	お膳	お膳	10	36	36	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
285	木箱	木箱	36	34	34	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
286	旗	旗	60	-	-	1	伝蔵の家	木材、その他	B	展示物として使用可能	-	-
287	お膳	お膳	30	30	-	1	伝蔵の家	木材	C	部品等の欠損 修理等が必要	-	-
288	自転車	自転車	100	170	60	1	伝蔵の家 屋外	鉄、その他	C	部品等の欠損 修理等が必要	-	-
289	つちの子	つちの子	13	-	-	10	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	-	-

10 / 20

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
290	車輪	車輪	—	60	60	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ39
291	バケツ	バケツ 瓦屋根下地に使用する切り取り入り土の運搬に使用した	37	26	26	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
292	古民具D	—	18	26	26	1	伝蔵の家 屋外	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ16
293	糸巻製機	糸巻製機	80	90	32	1	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	—	赤あ46
294	脱穀機	干曲 稲や麦を脱穀するのに使用	45	45	60	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ14
295	一斗升	一斗升 一斗の量を量る升	32	φ30	—	1	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	—	すりきり共
296	脱穀機	脱穀機 稲や麦を脱穀するのに使用	75		70	1	伝蔵の家 屋外	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ5
297	爪	爪 穀物をあおってふるい、殻・ごみを除く道具	65	60	20	1	伝蔵の家 屋外	竹	B	展示物として使用可能	—	赤あ17(1/2)
298	フック	フック 約瓶の清書を掛ける	23	—	—	1	伝蔵の家 屋外	鉄	B	展示物として使用可能	—	—
299	約瓶清書	清書 約瓶を掛ける清書	φ27	—	—	1	伝蔵の家 屋外	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ116
300	うねたて	箱力用ブラウ 剛立て用の輪	85	160	50	1	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	—	黒サ7
301	唐箕	脱穀した穀、麦、大豆等に混入する稗切れ、葉、ごみの選別に、また玄米中の胚芽の除去に使用	140	130	65	1	伝蔵の家	木材	B	展示物として使用可能	—	赤あ6
302	すじ引き	えんが 土を掘り起こすのに使用	200	45	45	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
303	田打ち車(田の草取り機)	田打ち車(田の草取り機) 田の間の除草用	155	20	35	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
304	田打ち車(田の草取り機)	田打ち車(田の草取り機) 田の間の除草用	155	20	35	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
305	田打ち車(田の草取り機)	田打ち車(田の草取り機) 田の間の除草用	155	20	35	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
306	田打ち車(田の草取り機)	田打ち車(田の草取り機) 田の間の除草用	155	20	35	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
307	畷	畷 田を耕すのに使用	125	20	17	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
308	畷	畷 田を耕すのに使用	130	20	17	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ70
309	畷	畷 田を耕すのに使用	130	20	10	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ107
310	畷	畷 田を耕すのに使用	120	10	20	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
311	かまどかき	火かき棒かまど・五右衛門風呂焚付口から炭火を掻き出す	90	10	5	1	伝蔵の家 屋外	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤伝20(1/2)
312	水稲の株元掻き	水稲の株元掻き稲の分けつ促進のため、株元土を掻き均す	150	45	45	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
313	水稲の株元掻き	水稲の株元掻き稲の分けつ促進のため、株元土を掻き均す	150	45	45	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
314	トンボ	地面を均すのに使用	70	25	15	1	伝蔵の家 屋外	木材	A	腐食などがなく実用に道具として使える	—	赤あ108
315	箱刈器	刈り削し式の人力用刈器で、機械を押しして2〜3畝を刈取り、刈取った稲を機械の側方に並べていく	145	25	35	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ35
316	畷	畷(短床畷)水田の耕起用に使用	100	140	20	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
317	田植え定規	田植え定規1人田植用えの定規	155	30	15	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
318	むしろ織部品	むしろ織機を織るのに江戸後期から大正中期頃まで使用	100	—	—	1	伝蔵の家 屋外	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ69

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
319	天秤秤	天秤秤重いものを量る天秤秤	105	φ3	—	1	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	—	—
320	むしろ織機	むしろ織機 織(むしろ)を織るのに江戸後期から大正中期頃まで使用	140	—	—	1	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	—	—
321	天秤秤	天秤秤重いものを量る天秤秤	180	—	—	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
322	古民具B	田舟窪田で収穫した稲の運搬に使用	7	35	50	2	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	—	赤あ11
323	ならし板	稲、麦、雑穀等を篩で天日乾燥するとき、材料を広げたり、均したり、混ぜたりして、乾燥ムラを防ぐのに使用する	120	23	12	1	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	—	—
324	底口	火事の際に家屋を壊したり、材木運搬の際にひっかけたりするのに用いる	130	10	—	1	伝蔵の家 屋外	木、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ109
325	畷	畷 田を耕すのに使用	140	10	35	1	伝蔵の家 屋外	木材	C	部品等の欠損修理等が必要	—	—
326	畷	畷 田を耕すのに使用	140	15	35	1	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	—	—
327	畷	畷 田を耕すのに使用	140	15	35	1	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	—	—
328	田植え定規	田植え定規1人用の田植定規	180	65	17	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ36
329	田植え定規	田植え定規2人用の田植定規	155	55	17	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	赤あ36
330	籾すり機	籾すり機から籾殻を取り除き玄米にする機器	170	170	50	1	伝蔵の家 屋外	鉄	B	展示物として使用可能	—	—
331	灰むき	—	70	20	10	1	伝蔵の家 屋外	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
332	火かき棒と灰かき	火かき棒石炭ストーブ等を整備するのに使用	65	20	20	3	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	—	赤伝(火かき棒) 赤伝(灰かき)
333	火鉢	角火鉢木製枠に銅板を付けたもの	20	26	26	1	伝蔵の家	鉄	B	展示物として使用可能	—	—
334	牛の鞍	牛の鞍	25	40	20	1	伝蔵の家 屋外	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
335	竹細工	竹細工	55	15	—	1	伝蔵の家	竹	C	部品等の欠損修理等が必要	—	赤あ59
336	蓆	そろばん	35	10	—	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	赤あ58(1/3)
337	蓆	そろばん	40	10	—	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	赤あ58(2/3)
338	蓆	そろばん	40	10	—	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	赤あ58(3/3)
339	わっぱ	わっぱ 弁当箱	10	20	10	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実用に道具として使える	谷上小学校より寄贈	37
340	わっぱ	わっぱ 弁当箱	10	20	10	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実用に道具として使える	谷上小学校より寄贈	37
341	火かき	火かき棒 まかど・石炭ストーブなどをメンテナンスするとき使用	50	10	—	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	—	53
342	火かき	火かき棒 まかど・石炭ストーブなどをメンテナンスするとき使用	50	10	—	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
343	火製斗(ヒシ)	火製斗 熱した金属の熱と重みにより、布を伸ばす	30	2	—	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
344	かご	かご	20	15	15	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実用に道具として使える	—	—
345	蓆	蓆	20	φ2.5	—	1	白拍子の家	木	A	腐食などがなく実用に道具として使える	—	—
346	水筒	水筒	35	φ2.5	—	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実用に道具として使える	—	52
347	水筒	水筒	25	φ2.5	—	1	木工棟	竹	A	腐食などがなく実用に道具として使える	—	—

古民具調査票

管理札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
348	ひょうたん	ひょうたん	20	φ5	—	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ9(1/4)
349	ひょうたん	ひょうたん	15	φ10	—	1	白拍子の家	木材	C	部品等の欠損修理等が必要	—	非あ9(2/4)
350	糸繰り	糸ぐり	30	50	15	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	—
351	茶箱	茶箱 葉を育てる	65	105	—	7	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
352	ひょうたん	ひょうたん	25	φ15	—	2	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ9(3/4)(4/4)
353	糸繰り	糸ぐり	30	20	20	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
354	糸巻き	糸巻き	20	20	20	5→6	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(6'10/10)
355	ざる	ざる	5	φ35	—	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ42(1/4)
356	炭入れ(一斗升)	炭一斗升	25	35	35	1	白拍子の家	木材、鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ86
357	鉢	鉢	15	24	—	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ84
358	とかき棒	一斗升に米などを入れて平らにならす	38	φ5.5	—	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
359	田植え用糸巻き	糸巻き	60	45	45	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	非あ75
360	つぼ	つぼ	45	φ30	—	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
361	一斗升	一斗升	35	φ30	—	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	非あ103
362	かご	かご	15	φ25	—	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
363	竹籠	—	25	φ25	—	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ73
364	かご	—	20	φ35	—	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
365	タライ	たらい	24	φ58	—	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ9(No398と対)
366	洗濯板	洗濯板	20	60	—	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
367	木臼	木臼	50	φ40	—	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
368	磁臼	磁臼	37	φ36	—	1	白拍子の家	石	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	旧名称間違(未割)
369	磁臼(ヒキウス)	磁臼	37	φ36	—	1	白拍子の家	石、木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
370	可動式籠	可動式籠	95	60	40	1	白拍子の家	その他	B	展示物として使用可能→破壊	—	—
371	から台	から台	17	φ45	—	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
372	可動式籠	可動式籠	120	55	42	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
373	糸巻き	糸巻き	30	13	—	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
374	漬物石	漬物石	17	φ22	—	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
375	アイロン	アイロン	15	15	10	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
376	ランプ	ランプ	25	φ10	—	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—

古民具調査票

管理札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
377	吊りランプ	ランプ	30	17	17	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
378	埴	埴	—	φ13	—	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	非あ60
379	枕	枕	9	20	13	1	白拍子の家	藁	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ78
380	しよく台	燗台	80	φ30	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ88
381	燗台	燗台	18	φ20	—	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
382	しよく台	燗台	68	25	25	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	—	非あ89
383	ランプ	ランプ	25	9	9	1	白拍子の家	木材、その他	B	展示物として使用可能	—	—
384	燗台	燗台	60	20	20	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
385	燗台	燗台	63	φ29	—	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
386	火鉢(はし、スコップ)	火鉢・火ばさみ	24	φ21	—	1	白拍子の家	陶器	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
387	燗台	燗台	12	φ8.5	—	2	白拍子の家	竹→鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
388	湯たんぼ	湯たんぼ	10	33	33	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
389	電気あんか	電気あんか 布筒の中で暖をとる	15	25	20	1	白拍子の家	その他	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
390	湯たんぼ	湯たんぼ	14	17	30	1	白拍子の家	その他	B	展示物として使用可能	—	非あ86
391	湯たんぼ	湯たんぼ	10	25	22	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
392	レコード	レコード	30	30	—	1	白拍子の家	木材	B→C	展示物として使用可能	—	—
393	しょう像画	レリーフ	41	31	—	1	白拍子の家	その他	B	展示物として使用可能	—	非あ79
394	炭入れ	炭入れ	25	40	40	1	白拍子の家	その他	B	展示物として使用可能	—	—
395	一斗升	計量に使用する(現在は炭入れ)	26	35	35	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
396	火かき棒	火かき棒	100	5	4	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	—	非あ114
397	じゅず、衣しょう(カゴ入)	柳行李	7	60	45	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	非あ31
398	たらい(蓋)	たらい(蓋)	—	φ63	—	1	木工棟	木材	B	展示物として使用可能	—	非あ9(No365と対)
399	かんな	かんな	6	48	17	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	—
400	古民具E			83	46	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	—	非あ18
401	角樽	角樽	66	36	23	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
402	新電器	新電器	18	40	40	1	白拍子の家	その他	B	展示物として使用可能	—	—
403	卓上ライト	卓上ライト	40	φ18	—	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
404	徳利	酒とを入り替えて持ち運ぶ	25	φ13	—	1→2	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ85
405	茶箱	茶箱	37	28	28	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—

古民具調査票

管理札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
406	座敷机	座敷机	30	87	50	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
407	茶すり	茶遣り 茶屋等をすりつぶすの使用	14	φ42	-	1	白拍子の家	その他	B	展示物として使用可能	-	非あ87(No103と箱) 非あ92
408	自在鉤	自在鉤 脚付車の上に乗る用器具	140	-	-	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
409	樽返し	ふるい	17	φ42	-	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
410	ざる	ざる	18	φ57	-	1	白拍子の家	竹	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
411	花瓶	つぼ	16	φ15	-	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	非あ81
412	皿	皿	5	φ31	-	1	白拍子の家	磁器	B	展示物として使用可能	-	非あ82
413	かご	かご	18	φ18	-	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
414	鉢	鉢	15	φ23	-	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
415	手水鉢	鉢	15	φ30	-	1	白拍子の家	陶磁器	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	非あ83
416	皿籠	皿籠	5	φ56	-	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
417	ふたつき容器の蓋	次ナベ蓋		φ30	-	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	-	非あ74
418	平かご	平かご	17	30	30	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
419	平かご	平かご	17	30	30	1	白拍子の家	竹	B	展示物として使用可能	-	非あ19
420	平かご・蓋共	平かご・蓋	10	36	28	1	白拍子の家	竹、その他	B	展示物として使用可能	-	非あ19
421	焼魚割	鮎割し	70	φ10	-	1	白拍子の家	蓼	B	展示物として使用可能	-	非あ85
422	びく(竹製あみ)	釣った魚を持ち運ぶのに使用	35	φ35	-	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	非あ72
423	煎の一種	-	40	32	25	1	白拍子の家	竹、その他	B	展示物として使用可能	-	非あ76
424	蒸籠用器具	蒸籠用器具	25	-	-	1	白拍子の家	鉢	B	展示物として使用可能	-	-
425	臥(かます)	かます 煎物を入れる蒸むしろの袋	90	180	-	1	白拍子の家	蓼	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
426	巻(ふご)	巻(ふご) 作物乾燥用かご	80	φ80	-	1	白拍子の家	蓼	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
427	種入れ	巻(ふご)	30	φ45	-	1	白拍子の家	蓼	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
428	どじょうすくい	魚とり煎	38	100	40	1	白拍子の家	蓼、その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
429	ザル③	かご	24	φ24	-	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	黒1124
430	ザル④	かご	8	φ23	-	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	黒1125
431	桶蓋	桶蓋		φ33	-	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
432	平籠	平籠・蓋	10	37	28	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
433	ざる	ざる	5	φ55	-	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	非伝42/2(4)
434	かご	かご	45	φ35	-	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-

古民具調査票

管理札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
435	つづみ	鉢	26	φ20	-	1	白拍子の家	皮、竹	B	展示物として使用可能	-	非あ57
436	柳行李	柳行李	22	53	36	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
437	瓦瓦	瓦瓦	45	60	15	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
438	瓦瓦	瓦瓦	25	40	14	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
439	丹波電	丹波電	7	38	30	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	36(丹波電) 竹カゴ3-6
440	樽炬燵	樽炬燵	25	30	30	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
441	炬燵A	炬燵	40	40	40	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	非あ13
442	炬燵A	炬燵	25	25	25	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
443	煎蓋	煎蓋	3	φ92	-	1	白拍子の家	竹	B	展示物として使用可能	-	-
444	草鞋	草鞋	20	-	-	6	白拍子の家	蓼	B	展示物として使用可能	-	-
445	木桶	木桶	45	-	-	1	木工棟	木材、鉄	D	破棄の検討が必要	-	-
446	もっこ	もっこ 荷物を運ぶときに使用	-	φ65	-	2	白拍子の家	蓼	B	展示物として使用可能	-	-
447	牛用わらじ	牛の草鞋 牛が一般道を歩くときに履かせる	10	10	-	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
448	もっこ	もっこ 荷物を運ぶときに使用	-	60	60	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
449	編笠	編笠 雨が降った時に使用	-	φ48	-	1	白拍子の家	竹、その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	非あ84
450	編笠	編笠 雨が降った時に使用	-	φ50	-	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	非あ84
451	わら編み袋(じょうろ入り)	ふご 土等の重いものを入れ、天秤棒で担いで運搬する	40	φ50	-	1	白拍子の家	蓼	B	展示物として使用可能	-	-
452	わら編み袋(じょうろ入り)	ふご 土等の重いものを入れ、天秤棒で担いで運搬する	40	φ50	-	1	白拍子の家	蓼	B	展示物として使用可能	-	-
453	かご	-	55	φ45	-	1	木工棟	木材	B	展示物として使用可能	-	-
454	垂瓦	垂瓦 農作物等を乾かす	100	-	-	1	白拍子の家	竹	B	展示物として使用可能	-	-
455	灰入れ(取取線香器)	灰入れ(取取線香器)	18	φ18	-	1	白拍子の家	陶器	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	非あ81
456	わら編み袋(じょうろ入り)	ふご 土等の重いものを入れ、天秤棒で担いで運搬する	13	φ30	-	1	白拍子の家	蓼	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
457	ふるい(柿)	ふるい(柿)	10	10	-	1	木工棟	竹	C	部品等の欠損 修理等が必要	-	-
458	牛用わらじ	牛の草鞋 牛が一般道を歩くときに履かせる	10	10	-	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-
459	わらじ	わらじ	20	-	-	2	白拍子の家	蓼	B	展示物として使用可能	-	-
460	わらじ	わらじ	20	-	-	1	白拍子の家	蓼	B	展示物として使用可能	-	-
461	わらじ編み	わらじ編み	60	110	35	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
462	わらじ	わらじ	20	-	-	1	白拍子の家	蓼	B	展示物として使用可能	-	-
463	1合升	1合升	5.5	10	10	1	白拍子の家	木材	B	展示物として使用可能	-	-

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考
			H	W	D						
464	天秤棒	天秤棒	150	φ6	—	1	白拍子の家	竹	B	展示物として使用可能	—
465	ざる	皿箆	6	φ63	—	1	木工棟	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈
466	皿箆台	皿箆台	55	φ55	—	1	白拍子の家	竹	B	展示物として使用可能	—
467	蓋付電	蓋付電	40	φ50	—	1	白拍子の家	漆	B	展示物として使用可能	—
468	瓦	瓦	40	75	20	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—
469	むしろ織	冠織機 紐を織むのに使用	170	260	75	1	白拍子の家	藁	B	展示物として使用可能	— 赤あ37
470	電話機	電話	11	21	17	1	白拍子の家	その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈
471	産布団	産布団	—	φ57	—	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈
472	産布団	産布団	—	φ57	—	1	白拍子の家	竹	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈
473	膳入れ	膳・お膳	25	φ37	—	1	白拍子の家	藁	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈
474	わらじ	わらじ	20	—	—	2	白拍子の家	藁	B	展示物として使用可能	—
475	唐箕	簸穀や選別する	120	110	65	1	相談ヶ辻の家	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈
476	水揚げ	濯水用	155	210	80	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈
477	トンボ	トンボ 土を均す	160	80	—	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	— 1127
478	トンボ	トンボ 土を均す	160	80	—	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	黒1127 赤あ20
479	引き桶	水取用	35	25	15	1	木工棟	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈 判断不能
480	押し切り	頭を切る	15	85	15	1	木工棟	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈 判断不能
481	振編み履(足)	振を編む機械の足2本	70	40	5	2	相談ヶ辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈
482	織しめ	織しめ	—	φ150	—	1	相談ヶ辻の家 軒下	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈
483	ちんぎ	ちんぎ 紐を織る	—	190	—	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	— 袴のみ
484	蓆爪	片手蓆 草刈り用	13	17	16	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
485	蓆爪	片手蓆 草刈り用	20	20	20	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
486	鎌	鎌	47	14	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
487	鎌	鎌(大)	126	17	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	— 赤あ134
488	草刈り鎌	草刈り用	140	35	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
489	鎌	鎌(大)	136	16	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
490	手鎌	手鎌	20	9	—	—	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
491	手鎌	手鎌	34	17	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
492	手鎌	手鎌	35	15	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—

17 / 20

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考
			H	W	D						
493	手鎌	手鎌	36	10	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
494	手鎌	手鎌(大)	42	25	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
495	冴たたき	冴ぶき部をたたいて整える	105	34	8	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	—
496	つるばし	つるばし	90	35	—	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
497	織中織	—	100	25	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈
498	ふるい	ふるい	10	φ33	—	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	— 網の目が粗い
499	ふるい	ふるい	10	φ33	—	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	— 網の目が細かい
500	ふるい	ふるい	10	φ33	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	— 網の目が細かい
501	こもづつ	こもづつ 振を織むためのおもり	10	φ5	—	12	木工棟	木材	B	展示物として使用可能	— 赤あ100
502	限	—	150	20	22	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	— 赤あ30
503	柄探し	柄探し用	165	40	22	1	相談ヶ辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈
504	限	限	146	14	20	1	相談ヶ辻の家軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
505	鎌	手鎌	40	20	—	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
506	稲刈り機	稲刈り用	147	30	35	1	木工棟	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈
507	草取り機(ならし用)	田打ち草	150	31	30	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈
508	草取り機	草取り機	160	50	45	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—
509	六角棒	—	130	φ3	—	1	相談ヶ辻の家軒下	木材	B	展示物として使用可能	— 赤あ29
510	六角棒	—	120	φ3	—	1	相談ヶ辻の家軒下	木材	B	展示物として使用可能	— 赤あ29
511	担い棒	担い棒	115	φ3	—	1	相談ヶ辻の家軒下	木材	B	展示物として使用可能	—
512	田植え枠	田植え枠 紐を等間隔に挿えるために使用	40	120	13	1	相談ヶ辻の家軒下	木材	B	展示物として使用可能	—
513	田植え枠	田植え枠 紐を等間隔に挿えるために使用	40	120	13	1	相談ヶ辻の家軒下	木材	B	展示物として使用可能	—
514	ふるい	ふるい	120	65	15	1	相談ヶ辻の家軒下	木材	C	部品等の欠損 修理等が必要	黒1126
515	バケツ	バケツ	36	φ25	—	1	木工棟	鉄	B	展示物として使用可能	—
516	バケツ	バケツ	36	φ25	—	1	相談ヶ辻の家軒下	鉄	B	展示物として使用可能	—
517	判子	判子 袋の中身を確認する	44	φ3	—	1	相談ヶ辻の家軒下	鉄	B	展示物として使用可能	— 赤あ121
518	判子	判子 袋の中身を確認する	44	φ3	—	1	相談ヶ辻の家軒下	鉄	B	展示物として使用可能	—
519	鼻木	鼻木 牛の鼻につける	17	13	—	1	相談ヶ辻の家軒下	竹	B	展示物として使用可能	—
520	限	—	75	10	20	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	— 赤あ22
521	限	限	120	20	12	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—

18 / 20

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
522	俵	俵	150	14	30	1	相談ヶ辻の家軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
523	トンボ	トンボ 土を均す	140	70	10	1	木工棟	木材	B	展示物として使用可能	—	3/3
524	俵	俵	140	20	12	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
525	じょれん	じょれん	120	24	21	1	木工棟	木材、鉄	B	展示物として使用可能	—	—
526	米すくい器	米すくい器	8	24	15	1	木工棟	木材	B	展示物として使用可能	—	—
527	担い棒	担い棒	170	6	—	1	相談ヶ辻の家軒下	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
528	藁笥	藁笥	155	115	40	1	相談ヶ辻の家軒下	木材	C	部品等の欠損 修理等が必要	—	—
529	藁笥	藁笥	120	90	40	1	相談ヶ辻の家軒下	木材	C	部品等の欠損 修理等が必要	—	—
530	田打ち車	田打ち車 脱穀用	35	30	40	1	相談ヶ辻の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
531	石炭ストーブ	—	65	φ40	—	1	相談ヶ辻の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
532	千歯	千歯	10	60	30	1	木工棟	木材	B	展示物として使用可能	—	—
533	へら	唐鎌用	35	16	—	1	相談ヶ辻の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
534	箱火鉢の枠	箱火鉢の枠	70	50	—	1	相談ヶ辻の家	木材	B	展示物として使用可能	—	—
535	籠漕し	—	75	100	60	1	相談ヶ辻の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
536	備容器	蓄穀よけ	95	30	15	1	相談ヶ辻の家	鉄	C	部品等の欠損 修理等が必要	谷上小学校より寄贈	—
537	足踏み機	脱穀用	70	80	70	1	相談ヶ辻の家	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
538	千歯抜き	脱穀用	40	60	120	1	相談ヶ辻の家	—	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
539	手押しポンプ	ポンプ	90	150	25	1	相談ヶ辻の家	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
540	漕斗	漕斗	35	φ42	—	1	木工棟	垂松メッキ銅板	B	展示物として使用可能	—	—
541	化粧箱	化粧道具入れ	30	25	34	1	相談ヶ辻の家	木材	B	展示物として使用可能	—	—
542	花瓶	花瓶	30	φ12	—	1	相談ヶ辻の家	陶器	B	展示物として使用可能	—	—
543	花入れ(とう)	—	45	45	20	1	相談ヶ辻の家	藤、木材	B	展示物として使用可能	—	非1118
544	漕斗	漕斗	30	φ40	—	1	木工棟	垂松メッキ銅板	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
545	漕斗	漕斗	28	φ40	—	1	木工棟	垂松メッキ銅板	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
546	火鉢	火鉢	40	φ60	—	1	相談ヶ辻の家	陶器	B	展示物として使用可能	—	—
547	石臼	—	24	φ33	—	1	相談ヶ辻の家 軒下	石	B	展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	—
548	壺	壺	60	φ45	—	1	相談ヶ辻の家	陶器	B	展示物として使用可能	—	—
549	鉢	鉢	10	φ20	—	1	白拍子の家	陶器	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ42
550	巻(ふこ)	巻(ふこ) 作物運搬カゴ	30	φ80	—	1	白拍子の家	藁	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—

古民具調査票

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考	
			H	W	D							
551	さおばかり	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	—	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ53
552	さおばかり	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	—	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ54
553	ハカリ棒	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	—	—	1	白拍子の家	木材、鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ47
554	さおばかり	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	—	—	1	白拍子の家	木材、鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ52
555	さおばかり	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	63	—	—	1	白拍子の家	木材、鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ51
556	種ちんぎ	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	58	—	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
557	種ちんぎ	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	—	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
558	種ちんぎ	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	57	—	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
559	種ちんぎ	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	57	—	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
560	種ちんぎ	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	78	—	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
561	さおばかり	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	145	—	—	1	白拍子の家	木材、鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ50
562	木製おもり	木製おもり チンギと使うことで重さを計測	23	φ11	—	1	木工棟	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	3/4
563	おもり	木製おもり チンギと使うことで重さを計測	16	φ13	—	1	木工棟	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	2/4
564	おもり	木製おもり チンギと使うことで重さを計測	23	φ11	—	1	木工棟	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	3/4
565	おもり	木製おもり チンギと使うことで重さを計測	15	φ13	—	1	木工棟	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	4/4
566	おもり	おもり チンギと使うことで重さを計測	10	φ10	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	3/18
567	おもり	おもり チンギと使うことで重さを計測	10	φ10	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	2/18
568	おもり	おもり チンギと使うことで重さを計測	9	φ6.5	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	3/18
569	おもり	おもり チンギと使うことで重さを計測	9	φ6	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	4/18
570	ちんぎセット	重さを量るのに使用	56	—	—	1	白拍子の家	鉄、その他	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	5/18
571	おもり	チンギとおもりに使うことで重さを量る	13	φ9	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	6/18
572	台ばかり	重さを量るのに使用	35	50	25	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	お札の裏付 7~8/18
573	ばねばかり	重さを量るのに使用	18	—	—	1	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
574	藁すり	藁等をすりつぶすのに使用	—	φ30	—	1	白拍子の家	鉄	B	展示物として使用可能	—	—
575	一斗升	一斗升 一斗を量るのに使用	32	φ32	—	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
576	引き出し	箆箱	35	51	21	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	非あ10
577	御伊勢箱	箱火鉢の枠	30	72	50	1	白拍子の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	—
578	漕斗	漕斗	13	φ17	—	2	白拍子の家	鉄	A	腐食などがなく実際に道具として使える	—	—
579	車輪	車輪(大八車)	φ80	17	—	2	相談ヶ辻の家	木材	A	腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	非あ39

危機管理対応実績(事故対応)

【平成30年度】 (単位:件)

	事故	事件	病気等	計
4月	2	0	0	2
5月	1	0	0	1
6月	0	0	0	0
7月	0	0	0	0
8月	0	0	0	0
9月	0	0	0	0
10月	0	0	0	0
11月	0	0	0	0
12月	0	0	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	0	0	0	0
計	3	0	0	3

【平成31年度(令和元年度)】

	事故	事件	病気等	計
4月	0	0	0	0
5月	0	0	0	0
6月	0	0	0	0
7月	0	0	0	0
8月	0	0	1	1
9月	0	0	0	0
10月	0	0	0	0
11月	1	0	0	1
12月	0	0	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	1	0	0	1
計	2	0	1	3

【令和2年度】

	事故	事件	病気等	計
4月	0	0	0	0
5月	0	0	0	0
6月	0	0	0	0
7月	0	0	0	0
8月	0	0	0	0
9月	0	0	0	0
10月	1	0	0	1
11月	0	0	0	0
12月	0	0	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	0	0	0	0
計	1	0	0	1

【令和3年度】

	事故	事件	病気等	計
4月	1	0	0	1
5月	0	0	0	0
6月	1	0	0	1
7月	0	0	0	0
8月	0	0	0	0
9月	2	0	0	2
10月	1	0	1	2
11月	0	0	0	0
12月	0	0	0	0
1月	1	0	0	1
2月	0	0	0	0
3月	1	0	0	1
計	7	0	1	8

【平成30年度】

●事故											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
2018/4/1	11:00	負傷	裂傷	不明	夢っコランド	未園者	40歳	男性	-	-	-
2018/4/1	11:40	負傷	骨折・裂傷	不明	夢っコランド	未園者	50歳	女性	-	-	-
2018/5/14	17:20	負傷	裂傷	不明	夢っコランド	未園者	32歳	男性	-	-	-

●事件											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●病気等											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【平成31年度(令和元年度)】

●事故											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
2019/8/11	15:30	病気	吐き気・めまい	不明	海岸ロケート	未園者	18歳	女性	-	-	-
2019/11/4	14:20	負傷	裂傷	不明	夢っコランド	未園者	7歳	女性	-	-	-
2020/3/12	11:40	負傷	打撲・擦過傷	不明	子供の森西側トイレ周辺	未園者	3歳	男性	-	-	-

●事件											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●病気等											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【令和2年度】

●事故

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
2020/10/3	14:20	負傷	打撲	全治1週間	春一番の丘	来園者	6歳	男性	-	-	-

●事件

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●病気等

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【令和3年度】

●事故

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
2021/4/2	12:00	負傷	打撲	不明	移ろいの庭	来園者	不明	女性	-	-	-
2021/6/27	11:00	負傷	脳震盪	不明	夢っコランド	来園者	3歳	女性	-	-	-
2021/9/12	14:55	負傷	切り傷	不明	じゃぶじゃぶ池	来園者	6歳	男性	-	-	-
2021/9/26	14:40	負傷	切り傷	不明	夢っコランド	来園者	7歳	男性	-	-	-
2021/10/2	12:00	負傷	裂傷	不明	ポプラの丘	来園者	71歳	女性	-	-	-
2022/1/10	13:15	負傷	骨折	不明	芝生広場	来園者	70歳	女性	-	-	-
2022/3/12	15:30	負傷	打撲	不明	夢っコランド	来園者	7歳	男性	-	-	-

●事件

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●病気等

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
2021/10/11	12:00			脱水症により気絶	大地の虹 北花壇	来園者	74歳	女性	-	-	-

危機管理対応実績(事故対応)

【平成30年度】 (単位:件)

	事故	事件	病気等	計
4月	2		1	3
5月				
6月				
7月				
8月	1		1	2
9月			1	1
10月			2	2
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計	3		5	8

【平成31年度(令和元年度)】

	事故	事件	病気等	計
4月			1	1
5月				
6月				
7月				
8月			1	1
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月			1	1
3月				
計			3	3

【令和2年度】 (単位:件)

	事故	事件	病気等	計
4月				
5月	1			1
6月	1			1
7月				
8月				
9月				
10月				
11月			1	1
12月				
1月	1			1
2月				
3月				
計	3		1	4

【令和3年度】

	事故	事件	病気等	計
4月				
5月				
6月				
7月	1			1
8月	1			1
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月	1		2	3
3月				
計	3		2	5

【平成30年度】

●事故											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
4月26日	17時頃	車両以外	物損	しあわせの村連絡口スライドゲート不具合	しあわせの村連絡口スライドゲート						
4月29日	14時40分頃	車両事故	物損	トラムカーバッテリーショート	森のゾーンB駐車場						
4月30日	13時30分頃	病気	負傷	トレイルランニング大会中体調不良	ザンデン北側尻根道	参加者	50才	男性			
8月26日	17時頃	車両事故	物損	トラムカーを方向転換する際石垣に接触	森のゾーンB駐車場	神鉄バススタッフ	76才	男性			
8月29日	11時頃	その他	負傷	あいな育みの会スタッフがマムシに咬まれる	小野の畑	あいな育みの会スタッフ	63才	女性			
9月14日	9時50分頃	病気	負傷	狭いくせいスタッフが腫瘍の発作にて転倒 顔面打撲	いくせいの詰所トイレ	狭いくせいスタッフ	33才	男性			
10月13日	9時50分頃	その他	負傷	来園者が後頭部を蜂に刺された	農家の家	来園者	41才	女性			
10月13日	12時35分頃	その他	負傷	プログラムに参加していた女性がハサミで 人差し指切創	白拍子の家	来園者	51才	女性			

●事件											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●病気等											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【平成31年度(令和元年度)】

●事故											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
4月28日	14時頃	その他	負傷	来園者が「森のゾーンB駐車場」治いの法 面をよじ登ろうとした際足が滑り左肩脱臼	森のBゾーン駐車場	来園者	42才	男性			
8月4日	13時40分頃	病気	負傷	おもてなしスタッフが審判体験を指導中熱 中症にかかる	白拍子の家	シルバー人材 センター	74才	男性			
2月21日	14時30分頃	その他	負傷	神戸市遠園協会の構成会社社員が作 業中右上腕部骨折	森のAゾーン駐車場	遠園協力会	61才	男性			

●事件											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●病気等											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【令和2年度】

●事故											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
5月14日	3時5分頃	車両	物損	市道協作業員が運転中に脱輪、降車して車を持ち上げようとして脱輪、車体が勝手に動き車が横転	小野畑(小野道沿)	市道協	56才	男性			
6月8日	16時頃	車両以外	負傷	市道協作業員が草刈り作業中草刈り機刀脚先端の金属片が草刈り箇所地表部の物体に接触して飛び当作業員の左足大腿内側に突き刺さる	交流館付近	市道協	66才	男性			
11月10日	13時10分頃	その他	負傷	里山フランススタッフが竹馬づくりの作業中足を滑らせ転倒	くり林南側法面	里山フランス	78才	男性			
1月1日	13時15分頃	車両	物損	県道62号線を走行中の自家用車が当園看板を乗り越げ自損事故	あいなろスライドゲート						

●事件											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●病気等											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【令和3年度】

●事故											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
7月4日	11時20分頃	車両以外	負傷	きのご観覧会の参加者がきのこを採取中に転落 顔部5針縫合、産後2カ所損傷	めだか池下流木見川内	未図者	63才	男性			
8月1日	13時頃	車両	物損	公用車と来園者の車が接触し、双方のミラーが損傷	しあわせの料料金所から森のゾーン駐車場途中	おもてなしスタッフ	61才	男性			
2月15日	17時45分頃	車両	物損	センター職員が帰宅中に白川口料金所付近で鹿に追突された	白川口料金所付近	センター職員	30代	男性			
2月5日	不明	病気	負傷	里山プログラム講師新型コロナウイルス判明	不明	外部講師	60代	男性			
2月18日	不明	病気	負傷	料金所スタッフ新型コロナウイルス判明	不明	シルバー人材センター	70代	男性			

●事件											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●病気等											
◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

危機管理対応実績<<自然災害、火災>>

【平成30年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
平成30年7月6日～7月7日	大雨	-	大雨のため7月6日～7日閉園
平成30年7月29日	台風	-	台風のため閉園
平成30年8月23日	台風	-	台風20号 倒木45本、傾斜木49本、幹折れ78本
平成30年9月4日	台風	-	台風21号 台風のため閉園 倒木3本、傾斜木6本、幹折れ6本
平成30年9月30日	台風	-	台風のため閉園

【平成31年度(令和元年度)】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
令和元年8月15日	台風		台風のため閉園
令和元年10月12日	台風		台風のため閉園

【令和2年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
令和2年4月8日～5月25日	その他	-	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により休園

【令和3年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
-	-	-	-

危機管理対応実績<<自然災害、火災>>

【平成30年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
平成30年7月6日	台風	-	西日本豪雨災害により、かんきつ山法面崩壊、遊びの森法面崩壊、木見川護岸崩壊など大小36ヶ所が被災
平成30年7月29日	台風	-	台風12号接近、臨時休園、被害なし
平成30年8月23日	台風	-	台風20号接近、西日本豪雨被災個所の被害拡大のほか、古民家4棟の屋根や雨戸が破損するなど28件の被害
平成30年9月4日	台風	-	台風21号接近、臨時休園、倒木多数のほか森のゾーンA身障者用駐車場の法面崩壊・フェンス破損、木見川氾濫などの被害
平成30年9月30日	台風	-	台風24号接近、臨時休園、大きな被害なし

【平成31年度(令和元年度)】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
令和元年8月15日	台風	-	台風10号接近・臨時休園・被害なし
令和元年9月23日	台風	-	台風17号接近・被害なし
令和元年10月12日	台風	-	台風19号接近・被害なし
令和元年10月21-22日	台風	-	台風20号接近・被害なし

【令和2年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
令和2年4月8日～5月25日	その他	-	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により休園

【令和3年度】

災害発生日時	災害種別	震度	駐車場
令和3年8月18日	大雨・落雷	-	<ul style="list-style-type: none"> ・白川口料金所付近土砂崩れ(2日間休園) ・サンデン休憩所停電 ・森のゾーンA身障者用駐車場の池護岸崩壊 ・森のゾーンB駐車場枯損マツ倒木 ・めだか池付近園路への大枝落枝2ヶ所

総括責任者による外部会議への出席

管理センター長が参加する会合等(平成30年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
「2018 淡路島ロングライド150」実行委員会	会長：洲本市長 委員：県民局長 淡路市長他	淡路島を自転車で行く、自然・景色をアビリティするイベントを運営する委員会	平成30年4月23日(月) 淡路県民局会議室
第13回淡路市夏まつり実行委員会	会長：淡路市長 委員：公園事務所長 淡路市商工会長 他	市民・帰省客、観光客がともに交流する市のまつり(花火)を運営する委員会	平成30年5月9日(水) 平成30年10月31日(水) 淡路市役所
お絵かき花壇コンテスト審査委員会	委員長：(一財)淡路島くうみ協会の副理事長 委員：(一財)淡路島くうみ協会専務理事・事務局長、国営明石海峡公園管理センター長(ほか)	(一財)淡路島くうみ協会が主催する、お絵かき花壇コンテストにおける優秀作品を選定する。	平成31年3月23日(土) 淡路夢舞台国際会議場

総括責任者による外部会議への出席

管理センター長が参加する会合等(平成31年度(令和元年度)実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
「2019 淡路島ロングライド150」実行委員会	会長：洲本市長 委員：県民局長 淡路市長他	淡路島を自転車で行く、自然・景色をアビリティするイベントを運営する委員会	平成31年4月24日(水) 淡路県民局会議室
第14回淡路市夏まつり実行委員会	会長：淡路市長 委員：公園事務所長 淡路市商工会長 他	市民・帰省客、観光客がともに交流する市のまつり(花火)を運営する委員会	令和元年5月7日(火) 令和2年2月13日(木) 淡路市役所
淡路夢舞台サステイナブル・パーク創造委員会	座長：淡路市理事 委員：国営公園事務所	淡路夢舞台の未整備エリアの土地利用について、計画、課題、政策決定等に係る協議、調整を行う。	令和2年2月17日(月) 淡路市役所
お絵かき花壇コンテスト審査委員会	委員長：(一財)淡路島くうみ協会の副理事長 委員：(一財)淡路島くうみ協会専務理事・事務局長、国営明石海峡公園管理センター長(ほか)	(一財)淡路島くうみ協会が主催する、お絵かき花壇コンテストにおける優秀作品を選定する。	令和2年3月28日(土) 淡路夢舞台国際会議場

総括責任者による外部会議への出席

管理センター長が参加する会合等(令和2年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
お絵かき花壇コンテスト審査員会	委員長：(一財)淡路島くとうみ協会副理事長 委員：(一財)淡路島くとうみ協会専務理事・事務局長、国営明石海峡公園管理センター長 ほか	(一財)淡路島くとうみ協会が主催する、お絵かき花壇コンテストにおける優秀作品を選定する。	令和3年3月20日(土) 淡路夢舞台国際会議場

総括責任者による外部会議への出席

管理センター長が参加する会合等(令和3年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
「2021 淡路島ロングライド150」実行委員会	会長：洲本市長 委員：県民局長 淡路市長他	淡路島を自転車で1周し、自然・景色をアピールするイベントを運営する委員会	令和3年4月30日(水) 淡路県民局会議室
お絵かき花壇コンテスト審査員会	委員長：(一財)淡路島くとうみ協会副理事長 委員：(一財)淡路島くとうみ協会専務理事・事務局長、国営明石海峡公園管理センター長 ほか	(一財)淡路島くとうみ協会が主催する、お絵かき花壇コンテストにおける優秀作品を選定する。	令和4年3月27日(土) 淡路夢舞台国際会議場

神戸地区責任者による外部会議への出席

園長が参加する会合等(平成30年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
神戸市北区行政総合調整会議	会長：北区長 委員：北区内の県市の行政組織のトップ	北区内の県市の行政組織のトップが集い、北区役所など行政の円滑な運営を推進する。	平成30年5月10日(木) 平成30年7月12日(木) 平成30年9月13日(木) 平成30年11月15日(木) 平成31年1月10日(木) 平成31年3月14日(木) ・北区役所大会議室
神戸市西部地区観光施設協議会	座 長：須磨寺管長 事務局：須磨水族園 委 員：神戸市西区、北区、須磨区、垂水区に所在する観光施設の長。神戸市観光協会等。	西神戸エリア(神戸市須磨、垂水、西、北区)の神社仏閣、宿泊施設、観光施設など23施設で構成され、西神戸エリアの観光振興や観光まちづくりを推進する。	平成30年5月15日(火) ・須磨海浜水族園 ・第1回幹事会 平成30年6月28日(木) ・シーパル須磨 ・総会 平成30年10月16日(火) ・グリーコピア神戸 ・第2回幹事会 平成31年3月18日(月) ・須磨海浜水族園 ・第3回幹事会

神戸地区責任者による外部会議への出席

園長が参加する会合等(平成31年度(令和元年度)実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
神戸市北区行政総合調整会議	会長：北区長 委員：北区内の県市の行政組織のトップ	北区内の県市の行政組織のトップが集い、北区役所など行政の円滑な運営を推進する。	令和元年5月16日(木) 令和元年7月11日(木) 令和元年9月12日(木) 令和2年1月9日(木) ・北区役所大会議室
神戸市西部地区観光施設協議会	座 長：須磨寺管長 事務局：須磨水族園 委 員：神戸市西区、北区、須磨区、垂水区に所在する観光施設の長。神戸市観光協会等。	西神戸エリア(神戸市須磨、垂水、西、北区)の神社仏閣、宿泊施設、観光施設など23施設で構成され、西神戸エリアの観光振興や観光まちづくりを推進する。	令和元年5月14日(火) ・須磨海浜水族園 ・第1回幹事会 令和元年6月19日(水) ・シーパル須磨 ・総会 令和元年10月23日(水) ・須磨海浜水族園 ・第2回幹事会 令和2年3月24日(火) ・第3回幹事会 新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止

神戸地区責任者による外部会議への出席

園長が参加する会合等（令和2年度実績）

会合名	対象者	内 容	実施日
神戸市北区行政総合調整会議	会長：北区長 委員：北区内の県市の行政組織のトップ	北区内の県市の行政組織のトップが集い、北区役所など行政の円滑な運営を推進する。	新型コロナウイルス感染症対策のため資料提供のみ 令和2年10月6日（火） 令和3年1月14日（木）
神戸市西部地区観光施設協議会	座 長：須磨寺管長 事務局：須磨水族園 委 員：神戸市西区、北区、須磨区、垂水区に所在する観光施設の長。神戸市観光協会等。	西神戸エリア（神戸市須磨、垂水、西、北区）の神社仏閣、宿泊施設、観光施設など23施設で構成され、西神戸エリアの観光振興や観光まちづくりを推進する。	新型コロナウイルス感染症対策のため ・令和3年3月30日（水） ・総会書面評決

神戸地区責任者による外部会議への出席

園長が参加する会合等（令和3年度実績）

会合名	対象者	内 容	実施日
神戸市北区行政総合調整会議	会長：北区長 委員：北区内の県市の行政組織のトップ	北区内の県市の行政組織のトップが集い、北区役所など行政の円滑な運営を推進する。	新型コロナウイルス感染症対策のため開催無し。 令和3年7月20日資料提供のみ
神戸市西部地区観光施設協議会	座 長：須磨寺管長 事務局：須磨水族園 委 員：神戸市西区、北区、須磨区、垂水区に所在する観光施設の長。神戸市観光協会等。	西神戸エリア（神戸市須磨、垂水、西、北区）の神社仏閣、宿泊施設、観光施設など22施設で構成され、西神戸エリアの観光振興や観光まちづくりを推進する。	令和3年7月14日（水） ・寿楼 臨水亭 ・第1回幹事会 令和3年8月20日（金） ・書面評決 ・総会 令和3年12月23日（木） ・須磨海浜水族園 ・第2回幹事会

苦情・要望処理件数

【平成30年度】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情、要望等集計		35	19	16	11	33	7	4	15	17	8	15	10	190
良い点		25	14	14	11	29	3	1	11	15	7	12	9	151
お気づきの点		10	5	2	0	4	4	3	4	2	1	3	1	39
合計		35	19	16	11	33	7	4	15	17	8	15	10	190

【平成31年度(令和元年度)】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情、要望等集計		25	16	6	21	35	11	3	11	7	9	6	8	186
良い点		21	11	3	9	32	8	1	6	4	7	3	4	109
お気づきの点		4	5	3	12	3	3	2	5	3	2	3	4	49
合計		25	16	6	21	35	11	3	11	7	9	6	8	186

良い点、お気づきの点の内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般	18	11	13	4	11	2	1	3	4	2	3	6	78
	行事・広報 関係	2	1	7	7	14	1	5	11	5	6	1	1	53
	施設関係	4	1	1	4	4	2	2	1	2	3	2	16	4
	建物管理 関係	1	2				1							4
	特定公園施設 収益関係													
	利用者サービス ヘルプ関係													
	その他													
	計	25	14	14	11	29	3	1	11	15	7	12	9	151
	公園全般	3	1	1	1	1	1	1	1	1				8
	行事・広報 関係	1	3	1	3	1	1	2	1	1	1	2		12
施設関係	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		7	
建物管理 関係	1							2					3	
特定公園施設 収益関係	1	1	1	1	1	1	1					1	5	
利用者サービス ヘルプ関係	1						1						2	
その他	1						1						2	
計	10	5	2	4	4	4	3	4	2	1	3	1	39	

良い点、お気づきの点の内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
良い点	公園全般	12	5	1	3	12	7	1	5	2	5	2	2	57	
	行事・広報 関係	2	1		5	19			1	2	2	1	1	34	
	施設関係	2	3	2		1	1						1	10	
	建物管理 関係	4	1		1									6	
	特定公園施設 収益関係	1												1	
	利用者サービス ヘルプ関係														
	その他	1												1	
	計	21	11	3	9	32	8	1	6	4	7	3	4	109	
	公園全般	2			2	1	2			2	1			3	13
	行事・広報 関係				2	1			1			3		7	
施設関係	1	1	1	5	1	2	1	1	1	1			14		
建物管理 関係				1									1		
特定公園施設 収益関係	1	1	2	2	1			3				1	11		
利用者サービス ヘルプ関係	2												2		
その他		1											1		
計	4	5	3	12	3	3	2	5	3	2	3	4	49		

【令和2年度】
苦情、要望等集計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	1	3	2	1	10	2	5	7	2	3	1	11	48
お気づきの点	1	0	4	3	3	1	2	1	1	0	2	2	20
合計	2	3	6	4	13	3	7	8	3	3	3	13	68

(単位:件)

【令和3年度】

苦情、要望等集計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	16	7	7	4	14	4	6	9	11	13	8	15	114
お気づきの点	2	2	3	2	5	0	4	6	4	3	1	2	34
合計	18	9	10	6	19	4	10	15	15	16	9	17	148

良い点、お気づきの点の内訳

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
良い点	公園全般	1	2	1	1	4	2	3	6	2	2	1	7	
	行事・広報指導関係					3	1	1	1	1		1	7	
	施設関係	1			1	1	1						4	
	建物管理関係					2						2	4	
	特定公園施設収容関係		1										1	
	利用者サービス・イベント関係													
	その他													
	計	1	3	2	1	10	2	5	7	2	3	1	11	48
	お気づきの点	公園全般	1		1				1				2	5
		行事・広報指導関係								1		2		3
施設関係				1	2	3	1	1					8	
建物管理関係				1									1	
特定公園施設収容関係			1		1			1					3	
利用者サービス・イベント関係														
その他														
計		1	0	4	3	3	1	2	1	1	0	2	2	20

良い点、お気づきの点の内訳

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
良い点	公園全般	9	6	4	1	5	2	3	7	5	9	7	70	
	行事・広報指導関係	3			2	6	1		1	5	4	1	23	
	施設関係	1	1			2		1					5	
	建物管理関係	3	2	2	1	1	1	2	1	1		3	15	
	特定公園施設収容関係		1										1	
	利用者サービス・イベント関係													
	その他													
	計	16	7	7	4	14	4	6	9	11	13	8	15	114
	お気づきの点	公園全般		2	1		1			4		2	1	11
		行事・広報指導関係							2	1	4		1	9
施設関係						2							3	
建物管理関係				1		1							2	
特定公園施設収容関係		2						2	1	2	1	1	8	
利用者サービス・イベント関係													1	
その他														
計		2	2	3	2	5	0	4	6	4	3	1	2	34

苦情・要望処理件数

【平成31年度】

苦情・要望等集計

	(単位:件)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	3	1	5	1	1	2	2	1	3	0	1	1	21
お気づきの点	6	1	3	4	2	9	9	4	3	1	8	2	52
合計	9	2	8	5	3	11	11	5	6	1	9	3	73

【平成31年度(令和元年度)】

苦情・要望等集計

	(単位:件)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	2	2	2	7	0	3	2	0	1	0	0	1	20
お気づきの点	1	6	1	3	3	8	6	4	4	11	12	10	69
合計	3	8	3	10	3	11	8	4	5	11	12	11	89

良い点、お気づきの点の内訳

	(単位:件)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般(A-1)	3	1	4				2	1	1	1	1	14
	行事・広報紙等関係(A-2)			1	1	1	2		2				7
	施設関係(A-3)												
	植物管理関係(A-4)												
	特定公園施設収容関係(A-5)												
	利用者サービスヘルプ関係(A-6)												
計	3	1	5	1	1	2	2	1	3	0	1	1	21
お気づきの点	公園全般(B-1)	4	2	2	2	2	9	9	1	3	6	1	39
	行事・広報紙等関係(B-2)	2			2				3		1		8
	施設関係(B-3)			1	1						2	1	5
	植物管理関係(B-4)												
	特定公園施設収容関係(B-5)												
	利用者サービスヘルプ関係(B-6)												
計	6	1	3	4	2	9	9	4	3	1	8	2	52

良い点、お気づきの点の内訳

	(単位:件)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般(A-1)			2	3			2	1				8
	行事・広報紙等関係(A-2)	2	2		3		1	1	1			1	11
	施設関係(A-3)												
	植物管理関係(A-4)												
	特定公園施設収容関係(A-5)												
	利用者サービスヘルプ関係(A-6)				1								1
計	2	2	2	7	0	3	2	1	1			20	
お気づきの点	公園全般(B-1)		1			1	4	1	1	1			9
	行事・広報紙等関係(B-2)	1	1	1	1	2	2	1	3	5	6	4	28
	施設関係(B-3)		1					2		1	1		5
	植物管理関係(B-4)									1	1	1	3
	特定公園施設収容関係(B-5)												
	利用者サービスヘルプ関係(B-6)		4		2		2	1	1	1	3	4	24
計	1	6	1	3	3	8	6	4	4	11	12	10	69

【令和2年度】

苦情、要望等集計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	1	1	2	2	1	1	3	1	2	5	2	3	24
お気づきの点		2	5	7	12	3	2	15	7	4	1	6	64
合計	1	3	7	9	13	4	5	16	9	9	3	9	88

【令和3年度】

苦情、要望等集計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	1	1	4	4	3	7	3	2	2	5	1	2	35
お気づきの点		2	4	3	0	3	3	1	0	2	1	1	20
合計	1	3	8	7	3	10	6	3	2	7	2	3	55

良い点、お気づきの点の内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
良い点	公園全般 (A-1)	1					2	1		4	2	3	16	
	行事・広報紙等関係 (A-2)		1		1	1	1		2	1			7	
	施設関係 (A-3)													
	植物管理関係 (A-4)					1							1	
	特定公園施設設置関係 (A-5)													
	利用者サービスヘルプ関係 (A-6)													
計	1	1	2	2	1	1	3	1	2	5	2	3	24	
お気づきの点	公園全般 (B-1)		1	4	1	5			1	1			13	
	行事・広報紙等関係 (B-2)		1	1	5	2	1	1	12	4	1	1	4	33
	施設関係 (B-3)							1						1
	植物管理関係 (B-4)													3
	特定公園施設設置関係 (B-5)													
	利用者サービスヘルプ関係 (B-6)				1	5			2	2	3		1	14
計	0	2	5	7	12	3	2	15	7	4	1	6	64	

良い点、お気づきの点の内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般 (A-1)	1	1		3	2	6		2	1	3	2	21
	行事・広報紙等関係 (A-2)			4	1	1	3		1	2	1		13
	施設関係 (A-3)												
	植物管理関係 (A-4)												
	特定公園施設設置関係 (A-5)												
	利用者サービスヘルプ関係 (A-6)						1						1
計	1	1	4	4	3	7	3	2	2	5	1	2	35
お気づきの点	公園全般 (B-1)		1	1			1						4
	行事・広報紙等関係 (B-2)		1		1		1	1		1	1		6
	施設関係 (B-3)			1	1				1				3
	植物管理関係 (B-4)												1
	特定公園施設設置関係 (B-5)												
	利用者サービスヘルプ関係 (B-6)			2	1			1		1		1	6
計	0	2	4	3	0	3	3	1	2	1	1	20	

一 行事期間中の広電(紙媒体)実績

【平成30年度】	行事	ポスター(A1)	チラシ(A4)	規格	チラシ	規格	単位:枚
	夏休みいきものイベント	20	180,000	両面フルカラー			
	秋の公開写真コンテスト	20	20,000	両面フルカラー			
	秋のカーニバル	20	182,500	両面フルカラー			
	あわんオフエスティバル	20	120,000	両面フルカラー			
	きみもみらいの宇宙博士になれる	20	93,000	両面フルカラー			
	桜まつり	15	10,000	両面フルカラー			
	チューリップアップアイランドパーティー	15	5,000	両面フルカラー			
	春の写生画コンテスト	15	300,000	両面フルカラー			
	春のカーニバル	20	100,000	両面フルカラー			

【平成31年度(令和元年度)】	行事	ポスター(A1)	チラシ(A4)	規格	チラシ	規格	単位:枚
	夏休みいきものイベント	20	180,000	両面フルカラー			
	秋の公開写真コンテスト	20	30,000	両面フルカラー			
	秋のカーニバル	20	180,000	両面フルカラー			
	あわんオフエスティバル	20	120,000	両面フルカラー			
	桜まつり	20	10,000	両面フルカラー			
	チューリップアップアイランドパーティー	15	7,000	両面フルカラー			
	春の写生画コンテスト(神戸地区で作成配布)	-	-	両面フルカラー			
	春のカーニバル	20	100,000	両面フルカラー			

【令和2年度】	行事	ポスター(A1)	チラシ(A4)	規格	チラシ	規格	単位:枚
	夏休みいきものイベント	20	60,000	両面フルカラー			
	秋の公開写真コンテスト	20	30,000	両面フルカラー			
	秋のカーニバル	20	180,000	両面フルカラー			
	あわんオフエスティバル	20	120,000	両面フルカラー			
	きみもみらいの宇宙博士になれる	20	90,000	両面フルカラー			
	桜まつり	20	10,000	両面フルカラー			
	チューリップアップアイランドパーティー	15	3,000	両面フルカラー			
	春の写生画コンテスト	15	300,000	両面フルカラー			
	春のカーニバル	20	100,000	両面フルカラー			

【令和3年度】	行事	ポスター(A1)	チラシ(A4)	規格	チラシ	規格	単位:枚
	夏休みいきものイベント	20	120,000	両面フルカラー			
	秋の公開写真コンテスト(神戸地区で作成配布)	-	-	両面フルカラー			
	秋のカーニバル	20	150,000	両面フルカラー			
	あわんオフエスティバル	20	100,000	両面フルカラー			
	きみもみらいの宇宙博士になれる	20	80,000	両面フルカラー			
	桜まつり	20	10,000	両面フルカラー			
	チューリップアップアイランドパーティー	15	7,500	両面フルカラー			
	春の写生画コンテスト(神戸地区で作成配布)	-	-	両面フルカラー			
	春のカーニバル	20	80,000	両面フルカラー			

行催事開催時の広報(紙媒体)実績

【平成30年度】

単位:枚

行事	ポスター(B3)	チラシ(A3 2つ折)	規格	チラシ(A4)	規格
春フェスタ(GWイベント)				32,000	両面フルカラー
春フェスタ(田植えまつり)	1,500			35,000	両面フルカラー
夏フェスタ(やまもまつり)	1,200			30,000	両面フルカラー
秋フェスタ(里山まつり)	1,500	26,000 ※プログラム合併号	両面フルカラー 2つ折	31,000 ※うち3,000は修正版	両面フルカラー
冬フェスタ(初まつり)	2,600			31,000	両面フルカラー

【平成31年度(令和元年度)】

単位:枚

行事	ポスター(B3)	チラシ(A3 2つ折)	規格	チラシ(A4)	規格
春フェスタ(GWイベント・田植えまつり)	1,500	28,000	両面フルカラー 2つ折		
夏フェスタ(やまもまつり)	1,400			25,000	両面フルカラー
秋フェスタ(里山まつり)	2,350			29,000	両面フルカラー
冬フェスタ(初まつり)	1,100			28,000	両面フルカラー

【令和2年度】

単位:枚

行事	ポスター(B3)	チラシ(A3 2つ折)	規格	チラシ(A4)	規格
公園写生画コンテスト2020				300,000	両面フルカラー
春フェスタ(GWイベント・田植えまつり)	中止			中止	両面フルカラー
夏フェスタ(やまもまつり)	中止			中止	
秋フェスタ(里山まつり)		16,000 ※プログラム合併号	両面フルカラー 2つ折		
冬フェスタ(初まつり)				3,000	両面フルカラー

【令和3年度】

単位:枚

行事	ポスター(B3)	チラシ(A3 2つ折)	規格	チラシ(A4)	規格
春フェスタ(GWイベント・田植えまつり)		14,000	両面フルカラー 2つ折		
公園写真コンテスト2021				10,000	両面フルカラー
夏フェスタ(やまもまつり) ※裏面(るろうに剣心写真展)				13,000	両面フルカラー 初版6500、 修正版6500
秋フェスタ(里山まつり)		6,500 ※プログラム合併号	両面フルカラー 2つ折		
冬フェスタ(初まつり)		6,000 ※プログラム合併号	両面フルカラー 2つ折		

記事掲載申込み(プレスリリース資料)実績

【平成30年度】	日付	内容
	4月2日	キッズ花のファッションショー開催
	4月2日	チューリップが見頃を迎えました。
	4月22日	リビングスタンドステージー展
	4月28日	ネモフィラ展&こいのぼり
	5月25日	ポート感謝デー
	5月25日	でかボールで遊ぼう
	6月6日	夢ハッチ号特別便アジサイルート
	6月6日	季節のクラフト アジサイ・ラベンダー・クラフト
	6月12日	ユリが見ごろです
	6月12日	アジサイが見ごろです
	6月12日	インハッチ号特別便アジサイ展
	6月21日	わくわく昆虫フェスタ開催
	6月21日	七夕飾り
	6月28日	春の写生画コンテスト表彰式開催
	7月11日	ヒマワリつみとり体験開催
	7月11日	氷ロケットを飛ばそう
	7月13日	アオリユウゼツラン開花
	7月14日	春の写生画コンテスト表彰式開催結果
	7月17日	7/22入園無料&浜路花まつり
	7月21日	ヒマワリが見ごろ
	7月23日	アオリユウゼツラン開花！
	7月24日	ポーチュカが見ごろです。
	7月31日	本館20周年記念芝生アート
	8月4日	ヒマワリを見に行こう
	8月6日	万華鏡をつくらう！
	8月10日	園芸療法ボランティア実演講座
	8月10日	石ころアート&多肉植物寄せ植え教室
	8月24日	一部閉園について
	8月28日	秋のカーニバル2016開催します。
	9月1日	秋の公園写真コンテスト作品募集
	9月10日	春の写生画コンテスト作品展
	9月17日	草木染め体験・ミスリ既キャスポート展
	9月27日	コスモスのつみとり体験
	10月8日	ダリア展
	10月10日	秋の野点

10月10日	スイフヨウが見ごろ
10月14日	コスモスのつみとり体験
10月14日	秋のポート感謝デー
10月15日	ハロウィンを楽しもう！
10月17日	コスモスが見ごろを迎えています。
10月21日	ダリアのインフィオラータ展
10月24日	10月27日は無料入園日！
10月30日	豚汁のふるまひ
11月9日	園芸療法ボランティア講座の実践
11月9日	季節のクラフトあそび秋 森の時計づくり
11月12日	園芸療法ボランティア実演講座 参加者募集
11月22日	園芸療法体験会開催
11月28日	あわじオフェエスフェスティバル開催します！
12月1日	クリスマスリースづくり実施します
12月1日	芝生広場に巨大迷路が登場&あわじオ予告
12月12日	叱咤さがそろう&チリモン&らーたん
12月13日	秋の公園写真コンテスト表彰式
12月20日	クリスマスを楽しもう！ポト菓子ふるまひ
12月12日	お正月飾りをつくらう
12月24日	夢ハッチ号あわじオ特別便
12月24日	お庭かき廻し&ぜんざいのふるまひ
1月6日	きみみらいの宇宙博士になれる&浜路口駐車場無料キャンペーン
1月5日	寒咲きナハナ展
1月6日	寒咲きナハナのつみとり体験
1月6日	700万人達成イベント
1月14日	1.7魔神・浜路大塚沢公園の竹灯籠
1月17日	ハボタン&ストック
1月22日	自然素材のおひなさまづくり
1月22日	特別講演
1月30日	アイスチューリップが見ごろです
2月1日	早咲き桜まつり
2月1日	モデルロケット打ち上げ体験
2月2日	カザグルマで花を吹かせよう
2月6日	公園楽しみ方講座&公園ボランティア新メンバー募集！
2月11日	フラワー・ハルタン
2月17日	春の写生画コンテスト作品募集します！190217
2月22日	春のカーニバル開催
2月13日	クリスマスローズ展です
3月2日	河津桜展
3月24日	セイヨウスイセン展
3月29日	チューリップ展

※抜けばみ先

新聞	朝日新聞社神戸総局、朝日新聞社洲本支局、朝日新聞社明石支局、朝日新聞社淡路支局、読売新聞社洲本支局、読売新聞社神戸総局、神戸新聞社淡路支局、神戸新聞社洲本支局、神戸新聞社津名支局
テレビ	徳島放送、徳島テレビ、朝日放送、テレビ本紙、四国放送、KBS香川県、NHK神戸放送局淡路放送局、NHK徳島、サンテレビジョン淡路放送局、サンテレビジョン松山放送局、淡路島テレビジョン
ラジオ	ラジオ関西、ラジオ大阪、岡山ラジオエフエム、RSK山陽放送、KBS FM、RBS京
その他	淡路島観光協会

【平成31年度(令和元年度)】

日付	内容
4月6日	キッズ花のファッションショー開催
4月8日	チューリップの花びら集め体験
4月18日	ネモフィラ見ごろ
4月22日	リビンゲストンデーンジー見ごろ
4月23日	おふけ！こいのぼり
4月28日	フジシラシ見ごろ
4月30日	チューリップ&ムスカリの球根掘り体験
5月10日	お花のつみとり体験
5月17日	ポート感謝デー
5月20日	シャレホビーが見ごろです
5月22日	でかボールで遊ぼう
5月31日	夢ハッチ号特別便アジサイルート
6月8日	季節のクラフト アジサイ・ライベン・ダークラフト
6月10日	七夕飾り
6月14日	ユリが見ごろです
6月14日	アジサイが見ごろです
6月21日	アーチチョーク見頃です
6月24日	わくわく昆虫フェスタ開催
7月5日	17/20入園無料&淡路市夏まつり
7月6日	ヒマワリつみとり体験開催
7月10日	水rocketとぼそろ
7月17日	ヒマワリが見ごろ
7月19日	万華鏡をつくろう！
7月22日	園芸療法ボランティア実践講座(高齢者支援向け)
7月22日	園芸療法ボランティア実践講座(幼児・子育て向け)
7月24日	アオノリュウゼツラン吹き始め
8月1日	夏の写生画コンテスト表彰式開催
8月19日	石ころアート&多終寄せ植え
8月24日	夏の写生画コンテスト表彰式結果
9月1日	秋のカーニバル2018開催します。
9月23日	秋の公園写真コンテスト作品募集
9月23日	コスモスのつみとり体験
9月29日	スイフヨウが見ごろ
10月8日	秋の野点
10月10日	秋のポート感謝デー
10月15日	ハロウィンを楽しもう！
10月19日	ダリアが見ごろ
10月20日	10月27日は無料入園日！
10月22日	ポチ菓子ふるふるのまゐり&多肉植物の寄せ植え体験

2月19日	春のカーニバル開催
2月23日	公園の楽しみ方講座
2月27日	開園20周年2022
3月3日	河津桜今週末見頃に
3月10日	公開学生画コンテスト2022作品募集
3月27日	チュートリアル講座

※投じ込み先

新聞	朝日新聞社神戸総局、朝日新聞社洲本支局、朝日新聞社明石支局、毎日新聞社神戸支局、読売新聞社洲本支局、読売新聞社神戸総局、産経新聞社神戸支局、毎日新聞社三木支局、日本経済新聞社神戸支局、神戸新聞社総局、神戸新聞社各支局
テレビ	毎日放送、読売テレビ、関西テレビ、朝日放送、テレビ大阪、同国放送、KBS京都、NHK神戸放送局送信所、NHK徳島、サンテレビジョン機運部、淡路島テレビジョン、e5光テレビ、OMIテレビジョン、
ラジオ	ラジオ関西、ラジオ大阪、MBSラジオ、岡山シティエフエム、RSK山陽放送、KISS FM、KBS京都、
その他	淡路島観光協会

記者掛け込み(プレスリリース資料)実績

【平成30年度】

日付	内容
平成30年4月2日	あいな里山公園 5月のイベント案内
平成30年4月9日	ツツジの満開リレーが始まりました！
平成30年4月16日	あいな里山公園 GIV期間のイベント案内
平成30年4月25日	あいな里山公園 6月のイベント案内
平成30年5月7日	あいな里山公園 田植えまつり案内
平成30年5月14日	5月26日 泥んこボール開き！
平成30年5月21日	6月1、2、8、9 ゲンジボタル鑑賞会！
平成30年5月31日	あいな里山公園 7月のイベント案内
平成30年6月4日	サウエリが暑ごちを迎えています
平成30年6月11日	7/7～16 やまももまつり開催！
平成30年6月21日	7/29 田んぼでサッカー大会を開催！
平成30年7月2日	あいな里山公園 8月のイベント案内
平成30年7月12日	8月3日(金)～20日(月) あいな里山の野生どうぶつ展開催！
平成30年7月19日	8月4日(土)、8月11日(土・祝)ジエ料理イベントを開催！
平成30年8月8日	あいな里山の野生どうぶつ展開催中！
平成30年8月2日	あいな里山公園 9月のイベント案内
平成30年8月15日	8/25日(土) 竹の水鉄砲で暑平合戦を開催！
平成30年8月20日	9月はあいなで昆虫を学ぼう！！
平成30年8月25日	あいな里山公園 10月のイベント案内
平成30年9月3日	あいな里山秋フェスタ あいなの秋を楽しもう！！開催！
平成30年9月19日	ヒガンバナが暑ごちを迎えます
平成30年9月24日	秋の公園写真コンテスト開催中！
平成30年10月3日	10/6～21の土日祝日 福列り体験を開催！
平成30年10月4日	あいな里山公園 11月、12月のイベント案内
平成30年10月10日	10月13、13、21日 第19回あいな里山まつり開催
平成30年10月18日	消防団が里山の里を守ります～10/21あいな里山まつりで消防訓練を体験！～
平成30年10月22日	11/3(土)おもしろ植物観察会を開催！
平成30年11月5日	あいな里山公園で平成30年度新米が播れました！
平成30年11月16日	あいな里山公園の本紅葉が暑ごちを迎えています
平成30年11月19日	11/25日)葉っぱザウルスをつくろう
平成30年11月26日	12/9(日)あいな歴史ウォーキング
平成30年12月3日	あいな里山公園 1月、2月のイベント案内
平成30年12月13日	2019年1月6日(日)「1,17のつどい」竹灯明台づくりを行います！
平成30年12月17日	2018年1月13日(日)とんど焼きを開催！
平成30年12月17日	12月22～23日 冬季のゆず湯&足湯
平成30年12月25日	2019年1月11日から「相談会」が団体利用可能となります
平成30年12月25日	2019年1月11日里山口正式オープン！

平成21年1月7日	藍那野長かし&あいな里山公園広報大使かかしの任命式を開催します
平成21年1月23日	2月11日(月・祝) あいな里山おもしろ植物観察会と七草粥のふるまひを行います
平成21年2月1日	あいな里山公園 3月のイベント案内
平成21年2月4日	2月10、16、17日 早蕨の本郷まつり開催！
平成21年2月12日	2月24日 たま油のかいほりし生きもの調査
平成21年2月18日	あいな里山公園 梅の開花 カスマサンジョウウオ、ニホンアマガエルの子
平成21年2月25日	あいな里山公園 4月のイベント案内
平成21年3月28日	あいな里山公園 5月のイベント案内
平成21年3月28日	あいな里山公園 里山 de 健康ヨガ

※授け込み先

新聞	【神戸経済記者クラブ】朝日新聞社神戸総局、毎日新聞社神戸支局、読売新聞社神戸支局、産経新聞社神戸支局、毎日新聞社神戸支局、読売新聞社神戸支局、時事通信社神戸支局、朝日新聞社神戸支局、毎日新聞社神戸支局、読売新聞社神戸支局、読売新聞社神戸支局、日本経済新聞社神戸支局、神戸新聞社 兵庫おでかけ情報 青空主義、
テレビ ラジオ	【神戸経済記者クラブ】NHK神戸放送局、ラジオ関西(神戸)、関西テレビ放送(神戸)、関西放送(神戸)、関西テレビ放送(神戸)、読売テレビ放送(神戸)、サンテレビジョン(徳島)、サンテレビジョン 報道制作局、サンテレビジョン 放送局放送部、JCOM コミュニティチャンネル部、ラジオ関西 サンデー神戸、ラジオ 報道制作局、Kiss FM KOBE 営業部、毎日放送ちんぷんぷい、毎日放送、せやほん、読売テレビ、朝日テレビ、テレビ大阪、関西テレビ 読者部、GULP、サンカ、KBS京都 ラジオ制作局、ラジオ大阪、FM山陽放送 ラジオセ
その他	D-Journal、北区のじかん、

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

(台・枚)

入口	乳母車	車椅子	電動カート	リヤカー	タープ	日傘	雨傘	リード	杖	音声カード	レジャーシート
東浦	6	6	2	0	0	2	39	4	3	21	5
連絡	2	2	0	0	0	9	2	5	2	15	5
淡路	6	9	0	0	0	19	18	7	2	8	5
海岸	2	2	0	15	15	5	3	3	0	0	0

計	16	19	2	15	15	35	62	19	7	44	15
---	----	----	---	----	----	----	----	----	---	----	----

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

(台・本)

入口	乳母車	車椅子	双眼鏡	捕虫網							
長屋門	5	2	15	15							

計	5	2	15	15							
---	---	---	----	----	--	--	--	--	--	--	--

(令和4年度) 巡視計画書 (淡路地区)

1 目的

本計画書は、国営明石海峡公園の供用区域について、公園利用者の安全利用確保と公園施設の維持を効果的かつ、円滑に行うため日常的に巡視を実施し、事故、災害等不測の事態に備えるとともに、緊急の処置を講ずることを目的とする。

2 体制

園内の巡視は、明石海峡公園管理センター（以下「管理センター」という。）の職員及び巡視員が行う。

3 巡視業務基本事項

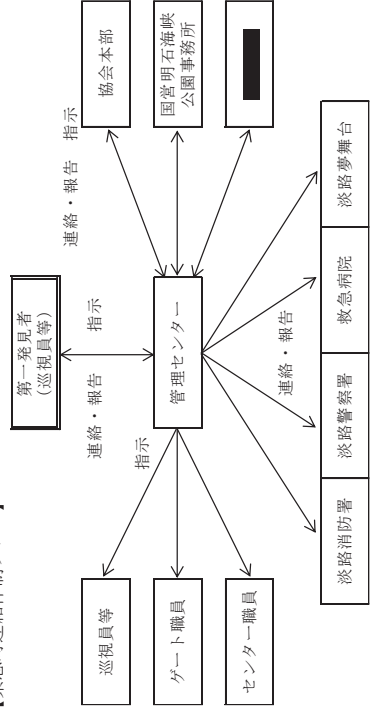
- (1) 主要巡視ルートは、別紙図面（別紙-1）に基づき巡視を行う。
- (2) 巡視の際は、巡視を行っていることがひと目でわかるような服装及び表示をする。
- (3) 巡視の際は、公園利用者に対して不快感を与えないよう常に親切、丁寧に接する。
- (4) 巡視の際は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するとともに、管理センターへ連絡する。
- (5) 園内で事故・災害等の発生及び異常を確認した場合は、下記の緊急時連絡体制フローに従い管理センターに連絡を行う。
- (6) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為や第36条4における「禁止する行為」を発見した場合には適切な指導をする。
- (7) 巡視は徒歩、自転車、自動車、自動二輪車で行うものとする。但し、自動二輪車の場合は必ずヘルメットを着用し、時速15km以下を厳守する。特にゲート周辺および混雑する場所では事故防止のため自転車、自動二輪車は手押しで移動する。
- (8) 巡視時間等は、原則として次のとおりとする。

【巡視時間等】

4月～6月・9月～10月	7月・8月	11月～3月
7:30～17:30	7:30～18:30	7:30～16:30
平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：3名	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：3名	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：3名
Aルートは、1日2回巡視する。 Bルートは、瀬川を基準に北と南に分けて1日2回巡視する。		

※ 早朝開園及びイベント等により巡視時間を延長することがある

【緊急時連絡体制フロー】



4 巡視業務内容

入園者等が、安全かつ快適に過ごせるように次の巡視業務を行う。

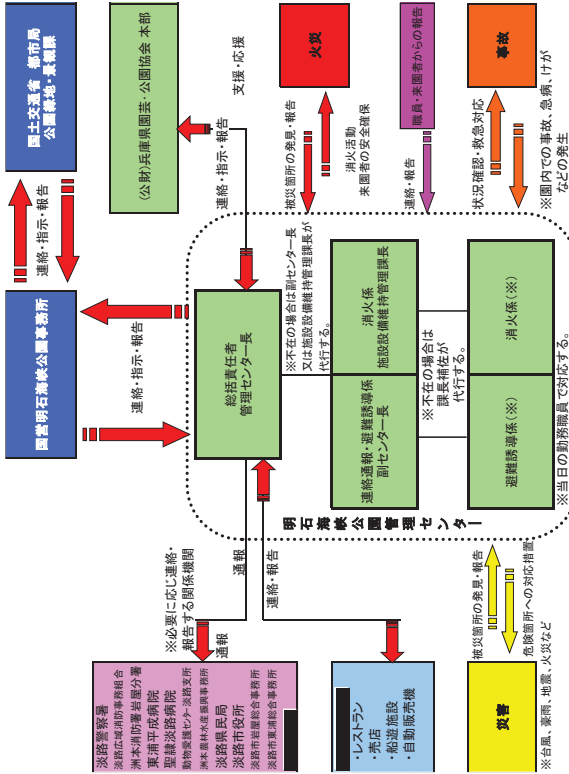
- (1) 通常巡視
 - 通常巡視は、繁忙日及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、原則として毎日2回、点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。
 - ① 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の錠錠または施錠。
 - ② 園内における公園利用者（車輦等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。
 - ③ 公園利用者等の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
 - ④ 特に「子供の森」「せせらぎ広場」「花の中海」「夢っこランド」での危険な利用火気の使用、ベットの放し置き、遊具での悪ふざけ・誤利用・年齢制限・保護者同伴の有無、混雑場所でのキャッチボール等
 - ⑤ 利用者への周知として公園内持込禁止物品については各ゲート入口に看板を設置する（別紙-2）。
 - ⑥ 「バーベキュー広場の利用について」に基づく指導
 - ⑦ 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告。
 - ⑧ 事件、事故または災害等が発生した場合、公園施設の保全及び公園区域内の秩序の維持と管理センターへの迅速な連絡及び報告。
 - ⑨ 園内不審物の有無の確認。
 - ⑩ 拾得物の発見した場合速やかな報告及び拾得物預かり書の作成。
 - ⑪ 火災、盗難及び不法行為の防止並びに排除。
 - ⑫ 工事車両及び関係者等の区域内における出入りに関する秩序の保持。
 - ⑬ 植物、施設及び清掃状況等の点検。（なお、軽微な点検とし、別途担当職員が専門的に点検を実施）
 - ⑭ 樹木、芝生、草花等の生育状況及び池や流水等の修景施設（天壇テラス、水の樹、みずばし）の広場、子供の森、丘の噴水、松の谷、水の畑、水の遊具、園内の水のみ場等）の異常の有無。
 - ⑮ 園路、広場の路面、路側、法面、護岸、石組及び側溝・集水溝等排水機能の状況並びに橋梁、擁壁、階段、雨水樹、マンホール、階段、建物その他構造物等の異常の有無。
 - ⑯ 門扉、柵、案内看板・標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無。
 - ⑰ 電気、放送、緊急電話、電光掲示板、給排水設備等の異常の有無。
 - ⑱ 便所、園路、広場、休憩所、ビジター棟等のゴミ・枯枝収集等清掃の状況。
 - ⑲ 管理棟、各ゲートの建物及び休憩所休養施設等の状況。
 - ⑳ 遊具の破損、劣化等の状況及びゴミ、枯枝、突起物の除去。
 - ㉑ 落石、災害、事故等不測の事態発生の有無。
 - ㉒ その他、入園者の安全確保、及び諸施設の管理上必要な処置並びに上記巡視に基づき簡易な修繕及び清掃等の措置。
 - ① 緊急車両（救急車、消防車、パトカー等）の誘導。
 - ② 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。
 - ③ 水遊び場（子供の森、大型複合遊具（夢っこランド））の監視。特に、水遊び場機械運転期間（4月中旬～10月末）における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運転状況の確認等。
- (2) 繁忙日巡視

繁忙日巡視は、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から事前に多くの公園利用者が見込まれる日において、適切な人員配置を行い、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等の巡視を行うものとする。

(3) 休園日巡視

2月の休園日巡視は、管理センター職員（2名以上）による園内全体の見回りを行う。

【緊急時連絡体制】



緊急連絡体制関係連絡先一覧

<p>【明石警察公園管理センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理センター長 ② 施設設備維持管理課長 ③ 施設設備維持管理課長 ④ 施設設備維持管理課長 ⑤ 施設設備維持管理課長 ⑥ 施設設備維持管理課長 ⑦ 施設設備維持管理課長 ⑧ 施設設備維持管理課長 ⑨ 施設設備維持管理課長 ⑩ 施設設備維持管理課長 ⑪ 施設設備維持管理課長 ⑫ 施設設備維持管理課長 ⑬ 施設設備維持管理課長 ⑭ 施設設備維持管理課長 ⑮ 施設設備維持管理課長 ⑯ 施設設備維持管理課長 ⑰ 施設設備維持管理課長 ⑱ 施設設備維持管理課長 ⑲ 施設設備維持管理課長 ⑳ 施設設備維持管理課長 ㉑ 施設設備維持管理課長 ㉒ 施設設備維持管理課長 ㉓ 施設設備維持管理課長 ㉔ 施設設備維持管理課長 ㉕ 施設設備維持管理課長 ㉖ 施設設備維持管理課長 ㉗ 施設設備維持管理課長 ㉘ 施設設備維持管理課長 ㉙ 施設設備維持管理課長 ㉚ 施設設備維持管理課長 ㉛ 施設設備維持管理課長 ㉜ 施設設備維持管理課長 ㉝ 施設設備維持管理課長 ㉞ 施設設備維持管理課長 ㉟ 施設設備維持管理課長 ㊱ 施設設備維持管理課長 ㊲ 施設設備維持管理課長 ㊳ 施設設備維持管理課長 ㊴ 施設設備維持管理課長 ㊵ 施設設備維持管理課長 ㊶ 施設設備維持管理課長 ㊷ 施設設備維持管理課長 ㊸ 施設設備維持管理課長 ㊹ 施設設備維持管理課長 ㊺ 施設設備維持管理課長 	<p>【消防団、消防署、消防団、消防署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防団長 ② 消防団長 ③ 消防団長 ④ 消防団長 ⑤ 消防団長 ⑥ 消防団長 ⑦ 消防団長 ⑧ 消防団長 ⑨ 消防団長 ⑩ 消防団長 ⑪ 消防団長 ⑫ 消防団長 ⑬ 消防団長 ⑭ 消防団長 ⑮ 消防団長 ⑯ 消防団長 ⑰ 消防団長 ⑱ 消防団長 ⑲ 消防団長 ⑳ 消防団長 ㉑ 消防団長 ㉒ 消防団長 ㉓ 消防団長 ㉔ 消防団長 ㉕ 消防団長 ㉖ 消防団長 ㉗ 消防団長 ㉘ 消防団長 ㉙ 消防団長 ㉚ 消防団長 ㉛ 消防団長 ㉜ 消防団長 ㉝ 消防団長 ㉞ 消防団長 ㉟ 消防団長 ㊱ 消防団長 ㊲ 消防団長 ㊳ 消防団長 ㊴ 消防団長 ㊵ 消防団長 ㊶ 消防団長 ㊷ 消防団長 ㊸ 消防団長 ㊹ 消防団長 ㊺ 消防団長 	<p>【消防団、消防署、消防団、消防署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防団長 ② 消防団長 ③ 消防団長 ④ 消防団長 ⑤ 消防団長 ⑥ 消防団長 ⑦ 消防団長 ⑧ 消防団長 ⑨ 消防団長 ⑩ 消防団長 ⑪ 消防団長 ⑫ 消防団長 ⑬ 消防団長 ⑭ 消防団長 ⑮ 消防団長 ⑯ 消防団長 ⑰ 消防団長 ⑱ 消防団長 ⑲ 消防団長 ⑳ 消防団長 ㉑ 消防団長 ㉒ 消防団長 ㉓ 消防団長 ㉔ 消防団長 ㉕ 消防団長 ㉖ 消防団長 ㉗ 消防団長 ㉘ 消防団長 ㉙ 消防団長 ㉚ 消防団長 ㉛ 消防団長 ㉜ 消防団長 ㉝ 消防団長 ㉞ 消防団長 ㉟ 消防団長 ㊱ 消防団長 ㊲ 消防団長 ㊳ 消防団長 ㊴ 消防団長 ㊵ 消防団長 ㊶ 消防団長 ㊷ 消防団長 ㊸ 消防団長 ㊹ 消防団長 ㊺ 消防団長
---	---	---

- (4) 異常時巡視
園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じて巡視を行うものとする。
- (5) 囲障巡視
囲障巡視は、囲障（L=6.0km）、仮門、仮柵等について、原則年に2回（2人1組）行うものとする。（6月、12月予定）
- (6) 巡視日誌及び報告書
① 巡視点検の結果を巡視日誌（別紙-4）に記録する。
② 事故等が発生した場合は、管理センターへ報告する。
- 5 管理センター職員による巡視補完業務
(1) 巡視により施設及び構造物について異常を発見した場合は、利用禁止や立入禁止等の処置を行うとともに応急修繕等を実施する。
(2) 重大な事件・事故または災害等の発生を確認した際には、園内の利用規制及び利用者への案内誘導等を適切に行うとともに、遅滞なく調査職員等に報告し指示を受け、事故記録により調査職員等に報告するものとする。
(3) 突風や雷雨時には園内施設、看板等の安全対策を行い、状況に応じて利用者の避難誘導を行う。
(4) その他、巡視員から緊急救急事案の連絡を受けた際には、「災害対策要領」、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」、「消防計画」等に基づき、適切に対応を行う。
- 6 その他関連資料
(1) 非常電話、緊急車両進入経路、消火設備位置を事務所内に掲示し確認できるようにする。別紙-5
(2) 避難誘導場所を事務所内に掲示し確認できるようにする。別紙-6
(3) 園内車両入園は「車両入園規則」に従う。

- (1) パークセンター管理棟
(2) 東浦大遊覧車線
(3) いそぎの楽園
(4) しおきせ橋
(5) 東浦ロゲータ
(6) 産婆ロゲータ
(7) 天壇ナス
(8) 春一番の丘
(9) 水の地戸
(10) 空のナス
(11) 夜路ロゲータ
(12) 茂生広場
(13) 夢つこうプラ
(14) 移るいの歴
(15) 水の舞
(16) 海のナス
(17) 海軍ロゲータ
(18) 子供の家
(19) 船着き場
(20) 花の丘道
(21) ホノラの丘
(22) せせらぎ広場
(23) パークセンターカーブニンゴラ橋

主要巡視ルート（自動二輪車）



国営明石海峡公園 主要巡視ルート

- 主に自動二輪車による巡視（細道及び茂生内等は徒歩巡視）
Bルート
Aルート
(1)～(23) 自動二輪車による巡視

この措置は園内での**不幸な事故を未然に防ぎ、お客様が被害者**はもとより**加害者とならない為**に行っております。
ご理解のうえご協力お願いいたします。

公園内持ち込み禁止物品

公園利用上のご案内	持ち込み禁止物品
危険物の持ち込み	花火、火薬、大量のガス器具、油脂類及び火を利用する器具類（おさい花園、イベントでの使用を除く）、ビン類、その他劇薬に属するものの
公園内では動植物を保護していますので、釣りや採取はできません	竿、補鳥網、補虫用具、植物採取用具
全ての来園者が安全に公園を利用できるように禁止しています	槍・ナイフ等刃物、竹刀・木刀類、エアガン・モデルガン、弓矢、ハチノコ、ブーメラン、模型飛行機（エンジン・モーター稼働）、ドローン、金属・木製バット及び硬球、ゴルフ用具類、スポーツカイト、スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、キックボード、自転車、パラソル、ラジコンカー（エンジン・モーター稼働）
その他	ボート・カヌー（公園で用慮するものを除く）

使用場所に制限があり混雑時には持ち込めないもの

公園利用上のご案内	制限付き持ち込み物品
芝生広場で利用できません	小型タープ・小型テント（2～3人用） テッキチャエアー
芝生広場、春一番の丘、海のテラス前広場で利用できません（園路では乗用禁止）	三輪車、幼児用足こぎ車（モーター稼働を除く）、幼児用3輪キックボード（キックバー・エンジン・モーター付は不可）、一輪車

※ 園内に持ち込まれた**全ての物品により発生した事故及び怪我の責任は負えません**。
お客様の自己責任として、安全には充分に注意して下さい。

事前に許可が必要なもの

公園利用上のご案内	事前許可物品
事前の占用許可と占用料が必要となります	大型タープ・大型テント（2間・3間以上）、競技用ネット、カラオケ等の音響器具

国営明石海峡公園巡視日報

令和 年 月 日	氏名	印
記事		
巡視時間等	時 分 ～ 時 分	巡視状況
緊急事態の場合は経過内容及び時間等を記事欄に記入		

国営明石海峡公園巡視日誌

管理センター長		副センター長		年 月 日		曜日 (天候)		(巡視員数)		(巡視員数)	
園長		副園長		主任		係長		係員		係員	
園長		副園長		主任		係長		係員		係員	
園路広場		園路		園路		園路		園路		園路	
水景施設		水景		水景		水景		水景		水景	
休憩所		休憩		休憩		休憩		休憩		休憩	
トイレ		トイレ		トイレ		トイレ		トイレ		トイレ	
遊具		遊具		遊具		遊具		遊具		遊具	
水遊び場		水遊び		水遊び		水遊び		水遊び		水遊び	
電気		電気		電気		電気		電気		電気	
給排水		給排水		給排水		給排水		給排水		給排水	
建物外壁		建物		建物		建物		建物		建物	
業務車両		業務		業務		業務		業務		業務	
水道指す数		水道		水道		水道		水道		水道	
利用者管理、救急、その他の取扱い事項		利用		利用		利用		利用		利用	
措置結果		措置		措置		措置		措置		措置	



令和4年度(H34) 巡視計画書 (神戸地区)

1 目的

本計画書は、国営明石海峡公園神戸地区の供用区域について、公園利用者の安全利用確保と公園施設の維持を効果的かつ、円滑に行うため日常的に巡視を実施し、事故、災害等不測の事態に備えるとともに、緊急の処置を講ずることを目的とする。

2 体制

園内の巡視は、明石海峡公園神戸地区管理センター（以下「管理センター」という。）の職員及び巡視員が行う。

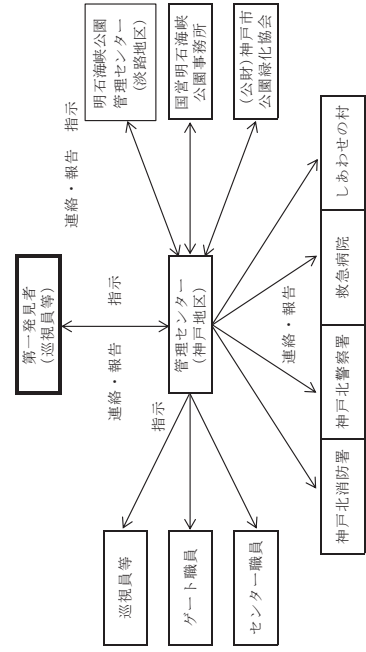
3 巡視業務基本事項

- (1) 主要巡視ルートは、別紙図面（別紙-1）に基づき巡視を行う。
- (2) 巡視の際は、巡視を行っていることがひと目でわかるような服装及び表示をする。
- (3) 巡視の際は、公園利用者に対して不快感を与えないよう常に親切、丁寧に接する。
- (4) 巡視の際は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するとともに、管理センターへ連絡する。
- (5) 園内で事故・災害等の発生及び異常を確認した場合は、下記の緊急時連絡体制フローに従い管理センターに連絡を行う。
- (6) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為や第36条4における「禁止する行為」を発見した場合には適切な指導をする。
- (7) 巡視は徒歩、自転車、原動機付自転車、自動車で行うものとする。但し、原動機付自転車の場合は必ずヘルメットを着用し、自動車類の場合は、時速15km以下を厳守する。混雑する場所では事故防止のため自転車、原動機付自転車は押し移動する。
- (8) 巡視時間等は、原則として次のとおりとする。

【巡視時間等】

	4月～6月 ・9月・10月	7月・8月	11月～3月
巡視時間	8:00～17:30	8:00～18:30	8:00～17:00
巡視体制	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：2名	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：2名	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：2名
巡視パターン	A、Bルートは、1日2回巡視する。 Cルートは、1週間に1回及び降雨後巡視する。		

※ 早朝開園及びイベント等により巡視時間を延長することがある
【緊急時連絡体制フロー】



H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務 兵庫県園芸・公園協会共同体

公園持ち込み禁止品

この措置は園内での不幸な事故を未然に防ぎ、お客様が被害者とはもとより加害者とならない為に行っておりです。ご理解のうえご協力をお願いいたします。

公園内持ち込み禁止物品

公園利用上のご案内	持ち込み禁止物品
危険物の持ち込み	花火、火薬、大量のガス器具、油脂類及び火を利用する器具類（おさい花園、イベントでの使用を除く）、ピン類、その他劇薬に属するもの
公園内では動植物を保護していますので、釣りや採取はできません	罟、捕鳥網、植物採取用具
全ての来園者が安全に公園を利用できるように禁止しています	槍・ナイフ等刃物、竹刀・木刀類、エアガン・モデルガン、弓矢、パチンコ、ブーメラン、模型飛行機（エンジン・モーター稼働）、小型無人機（ドローン）、金属・木製のバット及び硬球、ゴルフ用具類、スポーツカイト、スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、キックボード、自転車、パラソル、ラジコンカー（エンジン・モーター稼働）

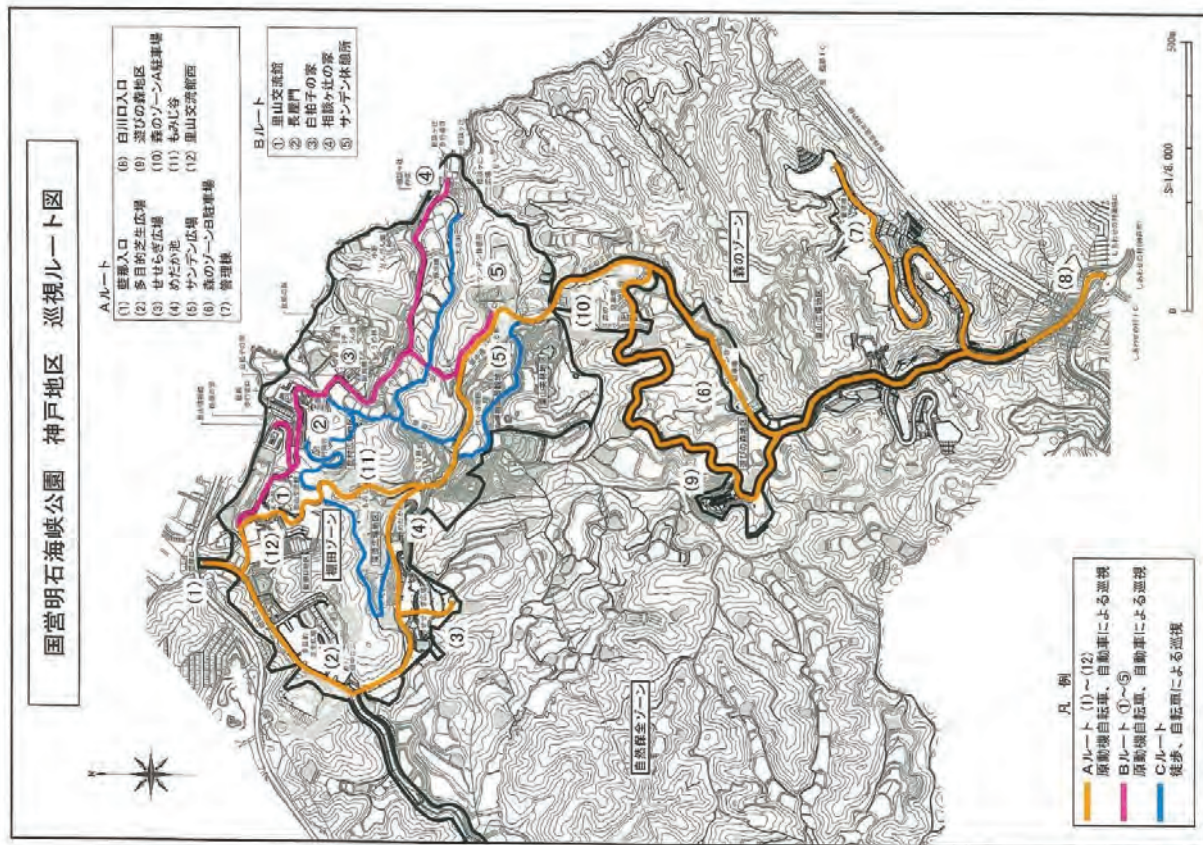
使用場所に制限があり混雑時には持ち込めないもの

公園利用上のご案内	制限付き持ち込み物品
園内各所の芝生広場で利用できません	小型タープ・小型テント（2～3人用） テッキチエア
園路では乗用禁止です	三輪車、幼児用足こぎ車（モーター稼働を除く）、幼児用3輪キックボード（キックバー・エンジン・モーター付は不可）、一輪車

※園内に持ち込まれた全ての物品により発生した事故及び怪我の責任は負えません。お客様の自己責任として、安全には十分に注意して下さい。

事前に許可が必要なもの

公園利用上のご案内	事前許可物品
事前の占用許可と占用料が必要となります	大型タープ・大型テント（2間・3間以上）、競技用ネット、カラオケ等の音響器具

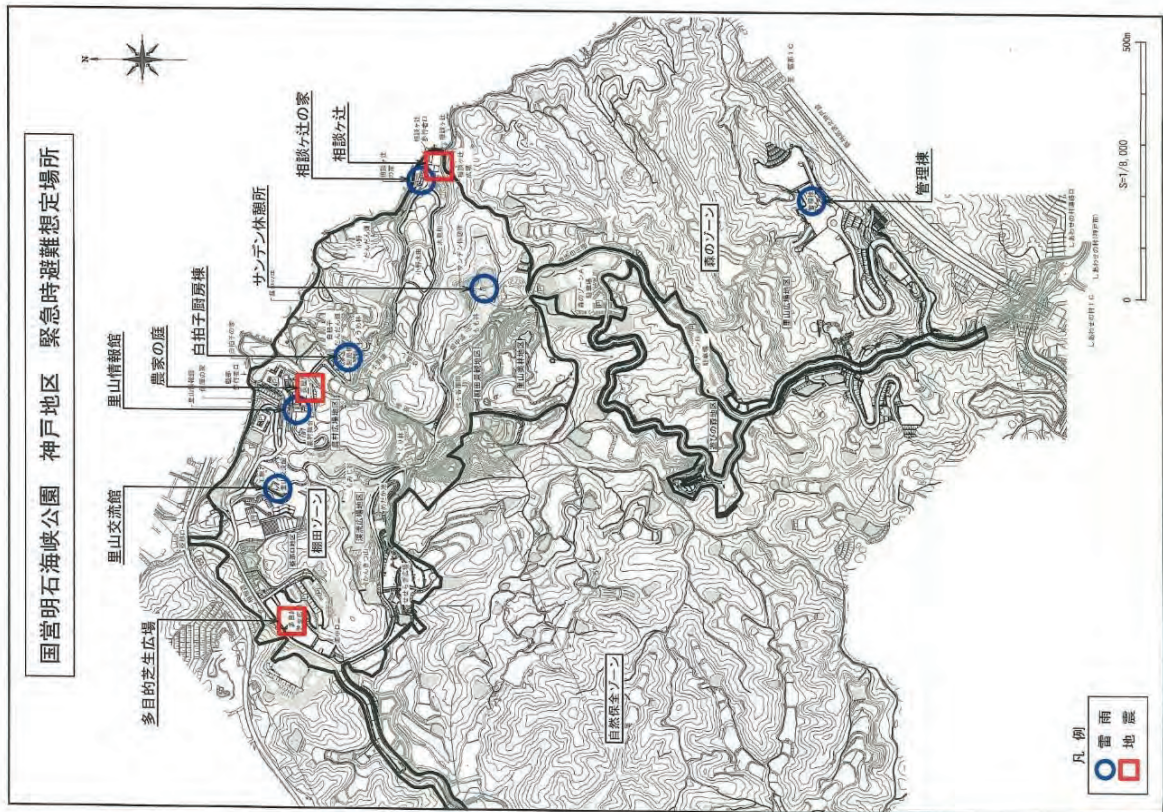


事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	年 月 日	午後 時 分頃	天候
公園名			公園種別
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名	設置年月	年	月
事故発生箇所	製造・施工者		
直近の日常点検	年 月 日	点検者	
直近の定期点検	年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因	(地面の状態、公園施設の構造、利用者の行動、服装・持ち物 等)		
保護者等の見守り状況			

当該施設の写真・図面

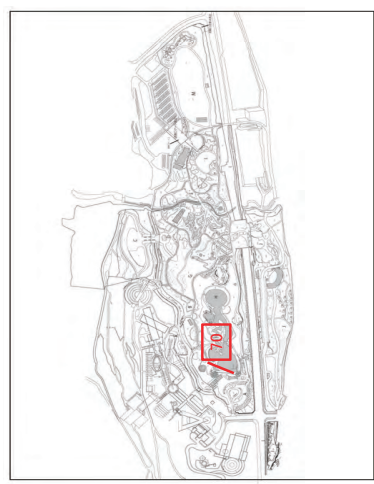
□別紙添付あり □別紙添付なし	
事故発生後の対応	
負傷者の救助内容	応急手当 搬送
当該施設の措置の内容	応急措置 本格的な措置
関係機関への通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省
備考	
記録者	
氏名	所属



修繕箇所(建物) H30年度 - R3年度

No.	年度	種目	種別	件名	修繕費(税込み)
1	30	建物	建物管理	池のテラス山前自動扉修理	48,600
2	2	建物	建物管理	池のテラス山前自動扉車交換	43,200
3	3	建物	建物管理	レストラ花屋敷 照明器具修繕	21,188
4	4	建物	建物管理	ピスター球室天井修繕	207,000
5	5	建物	建物管理	池のテラス床修繕	356,000
6	9	建物	建物管理	池のテラス山前自動扉修理	31,860
7	9	建物	建物管理	池のテラス山前自動扉修理	619,000
8	6	建物	建物管理	芝生広場トイレ 照明器具修繕	119,000
9	9	建物	建物管理	ピスター棟2階廊下 空調機器修理	243,000
10	10	建物	建物管理	花屋敷テラス 手摺交換	81,000
11	11	建物	建物管理	松葉場手摺・花屋敷修繕	200,880
12	12	建物	建物管理	花屋敷テラス 手摺交換	85,320
13	13	建物	建物設備管理	子供の森女子トイレ 紙巻器交換他	35,640
14	14	建物	建物設備管理	東浦口ゲート男子トイレウォッシュレット交換	42,120
15	15	建物	建物設備管理	東浦口ゲート案内ファンター 取替	177,984
16	16	建物	建物設備管理	東浦口 男子トイレ紙巻器交換	35,856
17	17	建物	建物設備管理	ピスター棟1階男子トイレウォッシュレット交換	42,120
18	18	建物	建物設備管理	管理棟2階廊下 空調機器修理	24,840
19	19	建物	建物設備管理	管理棟2階廊下 空調機器修理	62,424
20	20	建物	建物設備管理	管理棟2階廊下 空調機器修理	617,954
21	21	建物	建物設備管理	東浦口ゲート棟 トイレまじり解体	16,200
22	22	建物	建物設備管理	池のテラス空調機器部品取替	31,060
23	23	建物	建物設備管理	トレットバーホールター 交換	228,960
1	24	建物	建物管理	池のテラス山前 自動扉センサー取替	38,880
2	25	建物	建物管理	池のテラス山前 自動扉車取替	43,200
3	26	建物	建物管理	大部の町 西所修繕	799,200
4	27	建物	建物管理	ハニーラ産卵ペンダ取替	818,400
5	28	建物	建物管理	花の丘通 西所修繕	334,400
6	29	建物	建物管理	池のテラス山前 自動扉設置取替	632,000
7	30	建物	建物管理	ピスター棟1階 自動扉修理	68,000
8	31	建物	建物管理	ピスター棟1階 自動扉修理	53,600
9	32	建物	建物管理	レストラ花屋敷 紙巻器交換	23,914
10	33	建物	建物管理	花の丘 ベンチ受け台取替	99,000
11	34	建物	建物設備管理	池のテラス多目的トイレ自動フラッシュバルブ修理他	291,180
12	35	建物	建物設備管理	池のテラス多目的トイレ自動フラッシュバルブ修理	280,897
13	36	建物	建物設備管理	池のテラス多目的トイレ自動フラッシュバルブ修理	336,646
14	37	建物	建物設備管理	池のテラス多目的トイレ自動フラッシュバルブ修理	110,278
15	38	建物	建物設備管理	池のテラス多目的トイレ自動フラッシュバルブ修理	351,000
16	39	建物	建物設備管理	管理棟2階廊下空調機器修理	124,300
17	40	建物	建物設備管理	管理棟2階廊下空調機器修理	157,575
18	41	建物	建物設備管理	東浦口ゲート空調機器修理	198,330
19	42	建物	建物設備管理	管理棟1階空調機器修理	60,610
20	43	建物	建物設備管理	ピスター棟空調機器修理	70,224
21	44	建物	建物設備管理	淡路コート照明器具修繕	50,600
22	45	建物	建物設備管理	管理棟1F 男子トイレウォッシュレット交換	27,500
23	46	建物	建物設備管理	消防設備不良箇所改修	358,600
24	47	建物	建物設備管理	花の上道トイレ 洗面水取替交換	89,100
1	48	建物	建物管理	管理棟事務室排気扇ワイヤー取替	41,800
2	49	建物	建物管理	移しの庭園 西所修繕	98,280
3	50	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	268,000
4	51	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	655,710
5	52	建物	建物管理	温泉湯光カマド取替工(3棟)	398,900
6	53	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	393,000
7	54	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	468,000
8	55	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	468,000
9	56	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	10,780
10	57	建物	建物管理	管理棟女子トイレウォッシュレット取替	51,480
11	58	建物	建物管理	ハニーラ産卵ペンダ取替	178,310
12	59	建物	建物管理	東浦口ゲート空調機器部品取替	42,350
13	60	建物	建物管理	レストラ花屋敷紙巻器修理	40,370
14	61	建物	建物管理	ピスター棟自動扉部品取替(駆動プリー-DS-11)	8,800
15	62	建物	建物管理	管理棟2階男子トイレ排水トラップ交換工	53,460
16	63	建物	建物管理	ピスター棟1階電気モーターユニット修繕工	14,278
17	64	建物	建物管理	管理棟2階空調機 冷凍ガス補充工	96,800
18	65	建物	建物管理	ウォッシュレット兼取替工(ピスター棟屋外トイレ)	13,200
19	66	建物	建物管理	池のテラスウォッシュレット設置工	880,000
20	67	建物	建物管理	ウォッシュレット交換工(ピスター棟 2階トイレ箇所)	160,600
21	68	建物	建物管理	カーニバル棟給湯器取替工	292,600
1	69	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	45,650
2	70	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	999,350
3	71	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	168,320
4	72	建物	建物管理	東浦口ゲート内モーター修繕	12,870
5	73	建物	建物管理	管理棟(強風)内空調内(自動扉修理)工事	67,780
6	74	建物	建物管理	東浦口ゲート分庫庫内(11)モーター修繕	8,580
7	75	建物	建物管理	ピスター棟床修繕工	357,500
8	76	建物	建物管理	池のテラスクロス貼替工	396,000
9	77	建物	建物管理	ピスター棟花屋敷修繕	26,400
10	78	建物	建物管理	管理棟自動扉修理工事	105,600
11	79	建物	建物管理	管理棟自動扉修理工事	105,600
12	80	建物	建物管理	ピスター棟送風機自動扉全取替工事	440,000
13	81	建物	建物管理	東浦口ゲート送風機修繕	48,400
14	82	建物	建物管理	非常用照明器具修理	294,800
15	83	建物	建物管理	照明器具修繕(ピスター棟 子供の森トイレ)	59,510
16	84	建物	建物管理	空調機器部品取替修理(ピスター棟2階トイレ)	68,090
17	85	建物	建物管理	芝生広場女子トイレウォッシュレット交換工事	113,960
18	86	建物	建物管理	管理棟2階床修繕工	23,430
19	87	建物	建物管理	管理棟1階床修繕工	401,500
20	88	建物	建物管理	管理棟1階空調機器取替修理	25,850

(実施位置図)



令和10年度 主要修繕内容と金額(建物)

No.	年度	種目	種別	件名	修繕費	
70	10	建物	建物管理	芝生広場修繕工事	999,350	
					計	999,350

修繕履歴(工作物管理) H30年度 - R3年度

№	年度	細目	種別	件名	修繕費
1	1	30	工作物	湖のテラス周辺園路設置補修工	216,000
2	2	30	工作物	湖のテラス ウォーターデッキ張替	995,760
3	3	30	工作物	花の谷 木葺更新	518,400
4	4	30	工作物	ホブラの丘散水栓漏水修理	17,000
5	5	30	工作物	藤瀬園舎木葺取替	619,920
6	6	30	工作物	ハーベキュー広場日国園路ゲート改修	237,800
7	7	30	工作物	夢っランド水の遊具ウォーターガン配管取替	44,280
8	8	30	工作物	夢っランド空中散歩下部ネット補強	720,468
9	9	30	工作物	夢っランド水中散歩上部ネット補強	423,792
10	10	30	工作物	水の遊具ウォーターガン用遊具ポンプ接続配管修理	14,040
11	11	30	工作物	水の遊具ウォーターガン用遊具ポンプ接続配管修理	15,240
12	12	30	工作物	じゃぶじゃぶ池の園路舗装	115,344
13	13	30	工作物	子供の森 木葺取替	17,280
14	14	30	工作物	ハネルタマギ撤去	173,880
15	15	30	工作物	夢っランド木葺取替	130,800
16	16	30	工作物	夢っランド風の遊具ウォーターガン配管取替	743,040
17	17	30	工作物	夢っランド水の遊具ウォーターガン配管取替	486,000
18	18	30	工作物	ハイカライル コム空母遊具	270,540
19	19	30	工作物	夢っランド木葺取替	569,916
20	20	30	工作物	じゃぶじゃぶ池 コム空母遊具	628,560
21	21	30	工作物	夢っランド木葺取替	931,012
22	22	30	工作物	じゃぶじゃぶ池 ライン塗装	931,012
23	23	30	工作物	夢っランド水の遊具ウォーターガン配管取替	98,280
24	24	30	工作物	夢っランド砂遊び取替	684,440
25	25	30	工作物	夢っランド水の遊具ウォーターガン配管取替	216,000
26	26	30	工作物	スプリング遊具補修	545,400
27	27	30	工作物	じゃぶじゃぶ池 水の遊具 機器修理	425,304
28	28	30	工作物	夢っランド木葺取替	777,600
29	29	30	工作物	大地の虹トレイル コンセント増設	14,580
30	30	30	工作物	カテーニング棟前散水栓修理	99,360
31	31	30	工作物	水葺取替	41,040
32	32	30	工作物	水の樹 除菌機取替工事	933,120
33	33	30	工作物	処理水ポンプ2号機 モーター取替	91,800
34	34	30	工作物	ビザ養建屋 屋根修繕	153,000
1	35	1	工作物	藤瀬園舎木材取替他	395,909
2	36	1	工作物	花の谷 園路舗装修繕	251,640
3	37	1	工作物	藤瀬園舎木材取替	825,000
4	38	1	工作物	藤瀬園舎木材取替	487,332
5	39	1	工作物	花の谷 園路舗装修繕	289,016
6	40	1	工作物	松の谷 園路舗装修繕	471,960
7	41	1	工作物	夢っランド つむじみ風スライダース修繕	275,400
8	42	1	工作物	子供の木切 プール補修塗装その他工事	801,360
9	43	1	工作物	じゃぶじゃぶ池遊具取替	124,200
10	44	1	工作物	子供の木切 葦花ポンプ取替	20,520
11	45	1	工作物	夢っランド 水の遊具ポンプ取替	95,736
12	46	1	工作物	子供の森 木葺取替	388,800
13	47	1	工作物	夢っランド 木葺取替	768,900
14	48	1	工作物	夢っランド 木葺取替	269,500
15	49	1	工作物	夢っランド 木葺取替	63,900
16	50	1	工作物	管理棟休室給水設備修繕	72,248
17	51	1	工作物	管理棟休室給水設備修繕	12,100
18	52	1	工作物	ハスル養建屋給水設備修繕	381,700
19	53	1	工作物	東浦口 木葺取替	29,950
20	54	1	工作物	花の丘遊具内散水栓漏水修理	11,528
21	55	1	工作物	雨水貯留槽 処理水ポンプ増設用フレア取替	43,200
22	56	1	工作物	中水槽電機取替修繕	90,720
23	57	1	工作物	雨水貯留槽 原水ポンプ他取替	507,100
24	58	1	工作物	プロワー修繕他	25,172
25	59	1	工作物	じゃぶじゃぶ池 修繕塗装	574,926
26	60	1	工作物	夢っランド 遊具修繕塗装	535,232
27	61	1	工作物	夢っランド ハイカライル修繕	552,530
2	62	2	工作物	閉閉式テント修繕工	171,160
3	63	2	工作物	閉閉式テント修繕工	768,900
4	64	2	工作物	ハーベキュー広場看板貼替	55,000
5	65	2	工作物	閉閉式テント修繕工	768,900
6	66	2	工作物	湖のテラスベンチ花壇天板取替工	132,000
7	67	2	工作物	藤瀬園舎取替工	693,000
8	68	2	工作物	夢っランドの庭の手葺替工	311,140
9	69	2	工作物	じゃぶじゃぶ池遊具取替	408,100
10	70	2	工作物	子供の森水の遊具ウォーターガン修繕	200,123
11	71	2	工作物	夢っランド木葺取替	243,650
12	72	2	工作物	夢っランド木葺取替	82,033
12	73	2	工作物	子どもの森水の遊具ウォーターガン修繕	128,500

№	年度	細目	種別	件名	修繕費
13	74	2	工作物	雲のジャンダルジュムコンテナ舗装修繕工	613,800
14	75	2	工作物	ゴロゴロスライダース落下防止扉取替修繕工	993,300
15	76	2	工作物	夢っランド木葺取替	726,550
16	77	2	工作物	夢っランド木葺取替	647,900
17	78	2	工作物	雲のジャンダルジュムコンテナ取替	937,200
18	79	2	工作物	水の遊具ウォーターガン用遊具ポンプ接続配管修理	105,600
19	80	2	工作物	夢っランド木葺取替	324,500
20	81	2	工作物	夢っランド木葺取替	349,250
21	82	2	工作物	じゃぶじゃぶ池 散水栓ポンプ修理	133,694
22	83	2	工作物	水の遊具ウォーターガン用遊具ポンプ接続配管修理	99,000
23	84	2	工作物	管理センター西側外灯ポール修繕工	330,000
24	85	2	工作物	東浦口ゲート閉閉式テント設置工	199,100
25	86	2	工作物	水の遊具ウォーターガン用遊具ポンプ接続配管修理	234,900
1	87	3	工作物	花の谷 木葺取替	88,110
2	88	3	工作物	管理棟西側木葺取替	62,940
3	89	3	工作物	夢っランド木葺取替	125,400
4	90	3	工作物	閉閉式テント新設工事	548,900
5	91	3	工作物	大地の虹(橋)木葺取替	69,000
6	92	3	工作物	じゃぶじゃぶ池 木葺取替	59,400
7	93	3	工作物	夢っランド木葺取替	339,272
8	94	3	工作物	夢っランド木葺取替	17,800
9	95	3	工作物	藤瀬園舎木葺取替	93,300
10	96	3	工作物	子供の森の遊具ウォーターガン取替工事	136,400
11	97	3	工作物	漢川休憩室取替(西側)取替工事	330,000
12	98	3	工作物	東浦口ゲート(橋)木葺取替	235,940
13	99	3	工作物	東浦口ゲート木葺取替	135,900
14	100	3	工作物	東浦口ゲート木葺取替	97,800
15	101	3	工作物	夢っランド木葺取替	385,000
16	102	3	工作物	子供の森の手葺替工	29,040
17	103	3	工作物	子供の森ウォーターガン取替工事	988,900
18	104	3	工作物	子どもの森ウォーターガン取替工事	233,000
19	105	3	工作物	夢っランド木葺取替	123,640
20	106	3	工作物	夢っランド木葺取替	123,750
21	107	3	工作物	夢っランド木葺取替	236,500
22	108	3	工作物	夢っランド木葺取替	352,000
23	109	3	工作物	夢っランド木葺取替	718,300
24	110	3	工作物	湖のテラス木葺取替	53,020
25	111	3	工作物	湖のテラス木葺取替	426,800
26	112	3	工作物	夢っランド木葺取替	13,640
27	113	3	工作物	夢っランド木葺取替	99,000
28	114	3	工作物	夢っランド木葺取替	14,267
29	115	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	33,000
30	116	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	36,664
31	117	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	23,100
32	118	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	36,300
33	119	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	49,800
34	120	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	31,350
35	121	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	189,200
36	122	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	647,210
37	123	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	13,750
38	124	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	352,000
39	125	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	104,500
40	126	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	35,960
41	127	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	181,500
42	128	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	115,500
43	129	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	202,400
44	130	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	106,480
45	131	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	699,600
46	132	3	工作物	水の遊具ウォーターガン取替	699,600

修繕履歴(建物) H30年度 - R3年度 (円)

No.	運番	起業日	年度	工程	細目	種別	件名	修繕費
1		4/6	30	建物	建物管理	建物設備管理	消防設備ポンプ修繕	170,000
2		4/10	30	建物	建物管理	建物管理	ビニールハウス裏冷房設置	37,000
3		8/20	30	建物	建物管理	建物管理	農家のにお便所掘り出し機修繕	92,500
4		8/21	30	建物	建物管理	建物管理	サンデンス休憩所設備修理	40,000
5		8/29	30	建物	建物管理	建物管理	伝馬の家玄關戸修理	92,000
6		8/29	30	建物	建物管理	建物管理	農作業台物入扉修理	45,000
7		8/30	30	建物	建物管理	建物管理	長門林業大形冷蔵庫前よけ修理	92,500
8		9/11	30	建物	建物管理	建物管理	長門窓ガラス取替	30,000
9		11/12	30	建物	建物管理	建物設備管理	長門電機機器修理	26,600
10		11/26	30	建物	建物管理	建物管理	木口加工一式	334,500
11		12/1	30	建物	建物管理	建物管理	国内茅葺民家屋根修繕	400,000
12		1/4	30	建物	建物管理	建物管理	茅葺屋根修繕	78,400
13		1/8	30	建物	建物管理	建物設備管理	里山交流館流し給湯器設備修繕	90,000
14		1/8	30	建物	建物管理	建物設備管理	森白駐車場男子トイレ小便器修繕	26,000
15		2/21	30	建物	建物管理	建物設備管理	ひらか池トイレ漏水修繕	30,000
16		2/21	30	建物	建物管理	建物設備管理	水栓取替	21,000
17		3/1	30	建物	建物管理	建物設備管理	園内電気設備修繕	78,000
1		11/16	31	建物	建物管理	建物管理	農家の庭トイレ防凍対策	140,500
2		11/16	31	建物	建物管理	建物管理	農作業台矢切形修繕	89,000
3		12/1	31	建物	建物管理	建物管理	木工棟(茅)補修工事	200,000
4		1/7	31	建物	建物管理	建物設備管理	農家の庭といれ手洗い器修繕	86,000
5		2/5	31	建物	建物管理	建物設備管理	白瓦ハッチェージエアコン修理作業	15,000
6		2/27	31	建物	建物管理	建物設備管理	森のB駐車場トイレ排水溝修繕	26,000
1		6/9	R2	建物	建物管理	建物設備管理	森のA駐車場トイレ修繕	15,000
2		9/1	R2	建物	建物管理	建物設備管理	センター機器手洗い器修繕	52,000
3		10/22	R2	建物	建物管理	建物設備管理	厨房様多目的トイレ排水修繕	43,000
4		11/5	R2	建物	建物管理	建物設備管理	交流館多目的トイレ修繕	45,000
5		11/5	R2	建物	建物管理	建物設備管理	交流館多目的トイレ排水器修繕	140,000
6		12/7	R2	建物	建物管理	建物管理	長門女子トイレ天井換気口設置	36,000
7		1/7	R2	建物	建物管理	建物管理	森白駐車場トイレ他機器修繕	45,000
8		1/12	R2	建物	建物管理	建物設備管理	農家のトイレ他機器修繕	30,000
9		1/16	R2	建物	建物管理	建物設備管理	飯谷トイレポンプ入れ替え	6,000
10		1/25	R2	建物	建物管理	建物管理	唐津シャワー修繕	61,000
11		2/21	R2	建物	建物管理	建物設備管理	火災報知器工事	60,545
12		2/21	R2	建物	建物管理	建物設備管理	スプリンクラー修繕工事他	1,480,000
1			R3	建物	建物管理	建物設備管理	築園運搬機工事一式	330,400
2		09/06	R3	建物	建物管理	建物設備管理	厨房様エアコン修理	69,670
3			R3	建物	建物管理	建物設備管理	消防ポンプ修繕	175,000
4		09/03	R3	建物	建物管理	建物設備管理	伝馬の家スプリンクラー修繕	50,000
5		08/06	R3	建物	建物管理	建物設備管理	森のB駐車場エアコン修繕	11,400

令和3年度 主要修繕内容と金額(建物)

No.	件名	備考	修繕費
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			

(築地位置図)



清掃場所・場所内窓之方法等

平成31年度 工事	種別	細目	数量	単位	規格
一般清掃	巡回清掃(1)	樂仁郡清掃	日	8人/日	
	巡回清掃(2)	樂仁郡清掃	日	7人/日	
	巡回清掃(3)	通称郡清掃(1)	日	6人/日	
	巡回清掃(4)	通称郡清掃(2)	日	5人/日	
	巡回清掃(5)	岡部郡清掃	日	4人/日	
	巡回清掃(6)		日	3人/日	
	巡回清掃(7)		54 日	2人/日	
	巡回清掃(8)		302 日	1人/日	
雑工	清掃員		人		
	作業手当分	清掃員	h		
一般清掃 計		356 日 410 人 0.0 h			
ごみ処理工	園内ゴミ回収		9 日	2回/日	
	園内ゴミ回収(2)		347 日	1回/日	
	園内ゴミ搬出(A)		回		
	園内ゴミ搬出(B)		回		
	園内ゴミ搬出(C)		回		
ごみ処理工 計		356 日 395 回			
便所清掃	便所清掃	便所清掃(1)	日	4人/日	
	便所清掃(2)		3 日	3人/日	
	便所清掃(3)		78 日	2人/日	
	便所清掃(4)		275 日	1人/日	
	便所清掃(5)			5人/日	
便所清掃雑工	清掃員		人		
	作業手当分	清掃員	h		
便所清掃 計		356 日 440 人 0.00 h			
計		1088 日 850 人 385 回 0.00 h			

清掃場所・場所内窓之方法等

平成31年度 工事	種別	細目	数量	単位	規格
一般清掃	巡回清掃(1)	樂仁郡清掃	日	8人/日	
	巡回清掃(2)	樂仁郡清掃	日	7人/日	
	巡回清掃(3)	通称郡清掃(1)	日	6人/日	
	巡回清掃(4)	通称郡清掃(2)	日	5人/日	
	巡回清掃(5)		日	4人/日	
	巡回清掃(6)		日	3人/日	
	巡回清掃(7)		44 日	2人/日	
	巡回清掃(8)		312 日	1人/日	
雑工	清掃員		人		
	作業手当分	清掃員	h		
一般清掃 計		356 日 400 人 0.0 h			
ごみ処理工	園内ゴミ回収		9 日	2回/日	
	園内ゴミ回収(2)		347 日	1回/日	
	園内ゴミ搬出(A)		回		
	園内ゴミ搬出(B)		回		
	園内ゴミ搬出(C)		回		
ごみ処理工 計		356 日 395 回			
便所清掃	便所清掃	便所清掃(1)	日	4人/日	
	便所清掃(2)		4 日	3人/日	
	便所清掃(3)		72 日	2人/日	
	便所清掃(4)		280 日	1人/日	
	便所清掃(5)			5人/日	
便所清掃雑工	清掃員		人		
	作業手当分	清掃員	h		
便所清掃 計		356 日 438 人 0.00 h			
計		1088 日 838 人 385 回 0.00 h			

—清掃箇所・場所・内容・方法等—

令和2年度 工費	種別	細目	数量	単価	規格
一般清掃	巡回清掃(1)	墨江七期清掃	日	6人/日	
	巡回清掃(2)	紫江七期清掃	日	7人/日	
	巡回清掃(3)	蓮葉期清掃(1)	日	6人/日	
	巡回清掃(4)	蓮葉期清掃(2)	日	5人/日	
	巡回清掃(5)	西段期清掃	日	4人/日	
	巡回清掃(6)		日	3人/日	
	巡回清掃(7)		3日	2人/日	
	巡回清掃(8)		307日	1人/日	
	雑工	清掃員	人		
	作業手当分	清掃員	h		
一般清掃 計			310日 313人 0.0h		
ごみ処理工	園内ごみ回収		5日	2回/日	
	園内ごみ回収(2)		274日	1回/日	
	園内ごみ搬出(A)			回	
	園内ごみ搬出(B)			回	
	園内ごみ搬出(C)			回	
ごみ処理工 計			279日 284回		
便所清掃	便所清掃	便所清掃(1)	日	4人/日	
	便所清掃(2)		5日	3人/日	
	便所清掃(3)		50日	2人/日	
	便所清掃(4)		255日	1人/日	
	便所清掃(5)			5人/日	
	便所清掃雑工	清掃員	人		
	作業手当分	清掃員	h		
便所清掃 計			310日 370人 0.00h		
計			699日 683人 284回 0.00h		

—清掃箇所・場所・内容・方法等—

令和2年度 工費	種別	細目	数量	単価	規格
一般清掃	巡回清掃(1)	墨江七期清掃	日	6人/日	
	巡回清掃(2)	紫江七期清掃	日	7人/日	
	巡回清掃(3)	蓮葉期清掃(1)	日	6人/日	
	巡回清掃(4)	蓮葉期清掃(2)	日	5人/日	
	巡回清掃(5)	西段期清掃	日	4人/日	
	巡回清掃(6)		日	3人/日	
	巡回清掃(7)		日	2人/日	
	巡回清掃(8)		358日	1人/日	
	雑工	清掃員	人		
	作業手当分	清掃員	h		
一般清掃 計			358日 358人 0.0h		
ごみ処理工	園内ごみ回収		6日	2回/日	
	園内ごみ回収(2)		349日	1回/日	
	園内ごみ搬出(A)			回	
	園内ごみ搬出(B)			回	
	園内ごみ搬出(C)			回	
ごみ処理工 計			355日 361回		
便所清掃	便所清掃	便所清掃(1)	日	4人/日	
	便所清掃(2)		12日	3人/日	
	便所清掃(3)		47日	2人/日	
	便所清掃(4)		299日	1人/日	
	便所清掃(5)			5人/日	
	便所清掃雑工	清掃員	人		
	作業手当分	清掃員	h		
便所清掃 計			358日 429人 0.00h		
計			1071日 787人 361回 0.00h		

廃棄物の取り扱い

【平成30年度】一般廃棄物数量

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日			280		20				40			
2日	540	140	100				330		30			
3日	170		110				50		50			60
4日	170		280		240	40	30					
5日	220				70		40				10	
6日	180				40		10		70	30	170	
7日			620	80	30				80		80	
8日			480		70				20			
9日	440	120	180				60	10	30			
10日	100		40		100	50	100		40		340	30
11日	100		70		160	40	20				40	
12日	140				40		20				50	
13日	170		200	40	50		40		320	110	150	30
14日			40		70				80			
15日	120	70	70				220	50	60			40
16日	90		60		180	30	40		40			
17日	130		30		80		30				140	
18日	110				60		20		300	140	50	
19日	100				80				160		20	
20日			280	50	80				60			
21日			80		30							
22日	400	60	40				440	140				
23日	120		90		300	30	60		30		280	30
24日	90		100		60		20				40	
25日	520				60		60		320	80	20	
26日	160		260	50	40				90		30	
27日			60		40				40			
28日	740	70	50		110	60	220					
29日			50		50				50			
30日	4,820	460	3,970	290	1,750	150	1,930	300	2,220	360	2,140	160
31日												
月計												

【平成31年度(令和元年度)】一般廃棄物数量

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	360	30	60				140		30			
2日	90		120		70	10	40		10		180	20
3日	70		320		40		30				20	
4日	80		260		40		10				60	
5日	70		260		30		30		180		50	
6日			850	340	30		30		30		10	
7日	380		100		30		120		40			
8日	100		70		40		40				180	60
9日	220		30		80	20	10		40		10	
10日	50		40		40		70				40	
11日	80				120		40				30	
12日			250		30		40		150	10	20	
13日			30		20		90		70			
14日	300	20	20		100		10		50		170	50
15日	60		30		50		20				30	
16日	160		80		40		40		240	10	40	
17日	80		180	30	40		40				60	
18日			60		30							
19日	120		40		60		460	120	10		120	50
20日	90		30		20		20		30		80	
21日	80		30		140	20	30				30	
22日	230		60		30		40		180	30	40	
23日	60		10		320	100	80		40		30	
24日	170		20		10		110	10	20		20	
25日	260		30		20		20		40		150	10
26日	260		30		30		20		80		40	
27日	70		40		40		110		20		20	
28日	260		30		20		20		40		40	
29日	740	70	50		110	60	220					
30日			50		50				50			
31日	3,210	120	3,310	590	920	50	1,530	210	1,370	100	1,370	190
月計												

廃棄物の取り扱い

【平成30年度】一般廃棄物数量

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	40		70									
2日	20		20		150	40	20		80	5		
3日	70		30		60		60		50	120	10	
4日	30		190	20	60		40		80	50	60	
5日	20		50		70		40		10	180	20	
6日			90		50		80		320	10	70	
7日	300	50	210		50		30		80	50		
8日	120		40		300	10	60		100		180	10
9日	140		10		90	20	10		70	80	10	
10日	40		150	20	50		30		60	60	120	
11日			80		20		20		180		100	
12日	260	30	30		300	10	60		300	20		
13日	60		30		60		40		130		160	
14日			30		40		40		200			
15日	30		120	40	20		110		70		220	10
16日	70		30		60	40	60		70		60	
17日	30		30		300	10	60		40		60	
18日			120		20		110		70		50	
19日	30		40		60		40		60		80	
20日			30		20		30		150	20	20	
21日	350	50	30		50		80	10	180	10	70	
22日	50		40		30		40		60		200	10
23日	30		40		50	20	40		70		20	
24日	30		170	30	120		80		240	20	80	
25日			30		80		70		150	50	50	
26日			40		20		70		80		70	
27日			40		160		70	10	30			
28日	60	30	40				50		70		50	
29日	50		30				30		200	10	220	10
30日	40		30		120	30	40		60		100	
31日	2,410	170	1,380	110	1,600	120	1,360	60	1,870	50	2,520	40
月計												

廃棄物の取り扱い

【令和2年度】一般廃棄物数量

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	80		50		120	30	30				70	
2日	40				30						30	
3日	80				50	100	100	100	100	10	30	
4日					80	30	30	30	30	80		
5日					30		60	60	100			
6日	320				120							
7日	60								30		100	
8日	70		50		150	80	70	70	70	70	70	
9日	60		30		30	50	110	5	150	30	70	
10日					30	30	30	100	100	70		
11日					30				70			
12日					10							
13日	80				200	200	120	120	120	160		
14日	20				80	80	80	80	80	70		
15日	10		60		120	70	70	70	70	130		
16日	80				80	130	130	130	80	5	60	
17日	20				70	10	50	80	100	100		
18日					20				50	20		
19日					20				50			
20日					100	100	10	30			120	
21日	20				150	70					100	
22日					10	100	100	100	100	30	30	
23日					20	60					70	
24日	90				20	20	50	25	60	80	70	
25日					60							
26日					27	27	30	30	30	30	70	
27日			260		27	130	27	70	70	70		
28日	20		40		60	20	20	20	60	60	60	
29日					80	80	80	80	80	120		
30日						50	50	60	60	120		
31日												
月計	970	0	610	0	1,360	1,410	1,410	1,520	1,520	20	1,690	0

【令和3年度】一般廃棄物数量

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	80				80		60					
2日	70		130		40		90		120		50	
3日			60		50		40		40		40	
4日			260	5	40		120	5	40			
5日	80		60		70		40		50		120	10
6日	90		70		120		20		80		30	
7日	80				70		40		100		50	
8日					100	10	60		100		40	
9日					120		70		100			
10日					320		80		70			
11日	240	10			200		70		70			
12日	100		80		100	10	50		100		180	
13日	60		80		60		40		60		60	
14日	120		120		60		30		30		50	
15日	80		150		60		30		90	10	50	
16日	80				60		30		30		70	
17日			190		40		80		100			
18日			30		30		40		60			
19日			60	5	40		20		70		140	
20日			30		60		40		70		30	
21日	110		30		100	5	30		100		60	
22日					30		30		50	10	80	
23日	100				130	10	40		60			
24日					40		30		70		70	
25日					240		40		40		50	
26日					80		40		100		50	
27日					40		70		60		120	10
28日					80		40		20		80	
29日					50		20		70		20	
30日	280				50		40		120		20	
31日					70	5			30			
月計	2,480	20	1,830	20	2,270	2,270	1,750	1,750	1,530	30	1,450	20

廃棄物の取り扱い

【令和2年度】一般廃棄物数量

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	30		120		50		50		60		270	
2日	70		80		180		40		30		30	
3日					60		40		20		40	
4日			80		130		70		40		30	
5日	120											
6日	50		120									
7日	40				120	5	60		180		150	
8日	140				80		50		40		40	
9日	280		260		220		130		320		220	10
10日			80		40		100				20	
11日			30		220		30		30		30	
12日	40		110		40		80		40		40	
13日	80				150	5	70		350		200	
14日	60				50		50		120		20	
15日	40		160		100		80		50		30	
16日	40		120		240		60		40		40	
17日					180		120		20			
18日	120	15	360		120		120		80			
19日	40				20		60		80			
20日	80				120	5	70		40			
21日	40				20		40		30			
22日	70		200		100		120		60			
23日	60		100		60		60		40			
24日			100		60		120		30			
25日			150		60		40		40			
26日	240		160		110	5	60					
27日	70				80		40					
28日	100				100		40					
29日	40		200	10	100							
30日					20		20					
31日												
月計	1,990	15	2,620	20	2,120	20	1,260	0	1,460	0	1,040	10

廃棄物の取り扱い

【平成30年度】一般廃棄物数量

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日												
2日	100						50					70
3日												
4日					50							
5日									100			
6日			140	40								
7日												
8日												
9日	110						50					60
10日												
11日					70	10						
12日									90	10		
13日			60	10								
14日												
15日			90	10			90					10
16日												
17日									60			
18日												
19日												
20日									90			
21日			80				60	10				
22日												
23日	60				50							30
24日												
25日												
26日												
27日			120						110			
28日												
29日												
30日	150						30					
31日												
月計	510	10	400	50	230	10	280	10	390	10	210	10

【平成31年度(令和元年度)】一般廃棄物数量

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日	110						110					
2日					160							110
3日												
4日												
5日									70			
6日			120	10								
7日												
8日	50						100	10				
9日					50							110
10日												
11日												
12日									80	10		
13日			90									
14日												
15日			110				90					
16日					70							110
17日												
18日												
19日									140			
20日												
21日			80				60					
22日												
23日					60							60
24日												
25日												
26日												
27日			120						70			
28日												
29日	130						70					
30日												
31日												
月計	480	0	410	10	340	0	430	10	360	10	480	0

廃棄物の取り扱い

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日	70											
2日												
3日					100							
4日									60			60
5日			60									
6日												
7日							150					
8日			90									
9日												
10日												
11日					50				70			60
12日												
13日												
14日	150	10					130					
15日												
16日												
17日					90							
18日												130
19日												
20日												
21日												
22日	120						50					
23日												
24日					100				80			100
25日												
26日												
27日												
28日												
29日	70						50	10				
30日												
31日												
月計	500	10	220	10	340	0	380	10	210	0	350	0

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日												
2日					60							30
3日												
4日									60	10		
5日			50									
6日												
7日			80									
8日												
9日												
10日					100							30
11日												
12日					80				50			
13日												
14日	130											
15日												
16日												
17日					60							40
18日												
19日												
20日												
21日	100											
22日												
23日					100				60			50
24日												
25日												
26日												
27日												
28日												
29日												
30日					50							30
31日												
月計	380	0	240	0	370	0	300	0	210	10	180	0

廃棄物の取り扱い

【令和2年度】一般廃棄物数量

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日					20							
2日									40	10		
3日												
4日			20	10								
5日												
6日	60						80					
7日												
8日												
9日												
10日												
11日			20						70			
12日												
13日	40						60					
14日					20							
15日												
16日												
17日									60			
18日												
19日												
20日	40						40					
21日												
22日					40							
23日												
24日									40			
25日			50									
26日												
27日							80					
28日												
29日					60							
30日												
31日												
月計	140	0	90	10	180	0	260	0	250	10	190	10

【令和3年度】一般廃棄物数量

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日												
2日												
3日												
4日									50			
5日												
6日	100											
7日												
8日												
9日												
10日												
11日												
12日			30									
13日												
14日												
15日												
16日												
17日												
18日												
19日												
20日	80											
21日												
22日												
23日												
24日												
25日												
26日												
27日	30											
28日												
29日												
30日												
31日	240	0	330	10	220	0	360	10	390	10	570	0
月計	240	0	330	10	220	0	360	10	390	10	570	0

廃棄物の取り扱い

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日												
2日												
3日			50									
4日												
5日	40						110					
6日												
7日												
8日												
9日												
10日			50									
11日												
12日	60						50	10				
13日												
14日												
15日												
16日												
17日												
18日												
19日	110											
20日												
21日												
22日												
23日												
24日												
25日												
26日												
27日	50											
28日												
29日												
30日												
31日												
月計	260	0	270	10	270	0	270	10	300	0	300	0

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日												
2日												
3日												
4日												
5日	70											
6日												
7日												
8日												
9日												
10日												
11日												
12日												
13日												
14日												
15日												
16日												
17日												
18日												
19日												
20日												
21日												
22日												
23日												
24日												
25日												
26日												
27日												
28日												
29日												
30日												
31日												
月計	280	10	420	0	310	0	230	10	100	0	220	10

産業廃棄物(排出量等)

【平成30年度】

項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	伐採木(大径木の幹)	26.0	t	467,280
産業廃棄物	混合廃棄物	32.0	m3	259,200
(一般廃棄物)	松枯れ枝葉(チップ処理材)	24.3	t	243,400

【平成31年度(令和元年度)】

項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	伐採木(大径木の幹)	47.7	t	877,200
産業廃棄物	混合廃棄物	40.0	m3	381,600
(一般廃棄物)	松枯れ枝葉(チップ処理材)	33.3	t	333,100

【令和2年度】

項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	伐採木(大径木の幹)等	0.0	t	0
産業廃棄物	混合廃棄物	48.0	m3	475,200

【令和3年度】

項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	伐採木(大径木の幹)等	0.0	t	0
産業廃棄物	混合廃棄物	48.0	m3	430,100

可燃ゴミ、資源ゴミは含まない

産業廃棄物(排出量等)

【平成30年度】

項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	廃プラ・金属他	3.5	m3	37,800
(一般廃棄物)	枝葉	159.3	t	3,505,480

【平成31年度(令和元年度)】

項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	廃プラ・金属他	3.5	m3	58,531
(一般廃棄物)	枝葉	183.6	t	4,038,980

【令和2年度】

項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	廃プラ・金属他	4.9	m3	53,900
(一般廃棄物)	枝葉	152.2	t	3,349,280

【令和3年度】

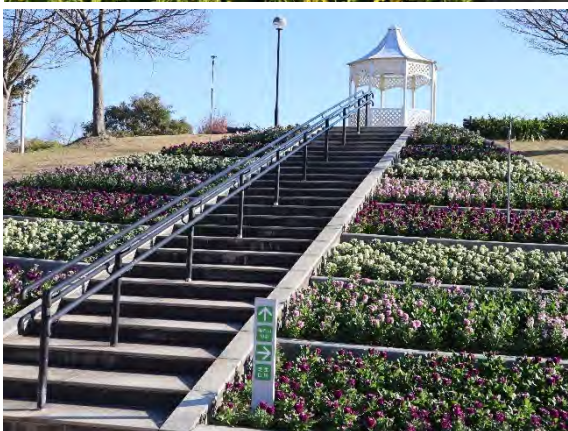
項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	廃プラ・金属他	7.0	m3	77,000
(一般廃棄物)	枝葉	171.2	t	3,726,206

可燃ゴミ、資源ゴミは含まない

冬期の花修景の事例

令和3年度

- ・ 移ろいの庭：（花畑）寒咲きナノハナ、キンセンカ （階段花壇）ストック
（芝生）淡路地区開園 20 周年記念 芝生地上絵



- ・ 花の丘道半円形花壇：ハボタン、ビオラ、シロタエギク



- ・ ゲート周辺お正月装飾 門松の設置



冬期の花修景の事例

令和3年度

	
<p>農家のにわ 正月植栽</p>	<p>藍那口 A 駐車場 ハボタン植栽</p>
	
<p>しあわせの村連絡口 ハボタン植栽</p>	<p>白拍子の家 新春門松</p>
	
<p>長屋門 新春門松</p>	<p>サンデン休憩所 ハボタンプランター植栽</p>

農業、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)
平成30年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
2018	4	11	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌剤散布		農業	オーソサイド80水和剤	1kg/袋	0.3 袋
	4	17	中低木管理	Bランク	東浦口周辺他	病虫害防除	312 L		シラカン・ホックスウッド等	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.5 本
	4	17	中低木管理	Bランク	東浦口周辺他	病虫害防除				農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.5 袋
	4	23	芝生管理	Fランク	芝生広場・夢っこランド周辺	雑工(普通作業員)	2 人	メリケントキンソウ抑制作業		特殊資材	ナナラAG	20kg/袋	72 袋
	4	26	芝生管理	Fランク	芝生広場・夢っこランド周辺	雑工(普通作業員)	3 人	メリケントキンソウ抑制作業		特殊資材	トロナ	20kg/袋	6 袋
	4	27	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	雑工(普通作業員)	3 人	メリケントキンソウ抑制作業		特殊資材	ナナラAG	20kg/袋	67 袋
	4	27	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	雑工(普通作業員)	3 人	メリケントキンソウ抑制作業		特殊資材	トロナ	20kg/袋	2 袋
	4	30	花壇管理	花壇管理	花の丘道他	その他作業	1 式	コテージガーデン作業		農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	0.05 袋
	5	9	芝生管理	Cランク	海岸ゾーン(しおさい花園)	雑工(普通作業員)	1 人	メリケントキンソウ抑制作業		特殊資材	ナナラAG	20kg/袋	40 袋
	5	9	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	600 畝			農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.6 袋
	5	10	芝生管理	Aランク	バームガーデン	雑工(普通作業員)	1.5 人	メリケントキンソウ抑制作業		特殊資材	ナナラAG	20kg/袋	3 袋
	5	10	芝生管理	Fランク	芝生広場・夢っこランド周辺	雑工(普通作業員)	1.5 人	メリケントキンソウ抑制作業		特殊資材	ナナラAG	20kg/袋	13 袋
	5	15	花壇管理	花壇管理	淡路ロケート・ビクター棟前マスタ花壇	巡回工(普通作業員)	1.5 人	地ごしらえ作業		農業	フォース粒剤	3kg/袋	1 袋
	5	21	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘他	その他作業	1 式	殺菌剤散布作業		農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	1.8 袋
	6	3	高木管理	Cランク	ポプラの丘、船着き場周辺	その他作業	1 式	殺菌剤散布作業	クスサン	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.6 本
	6	4	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコレート水和剤	100g/袋	1.8 袋
	6	7	中低木管理	Bランク	管理棟(N工区)	その他作業	1 式	殺菌剤散布作業	ツゲノメイガ	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.2 本
	6	17	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇他	その他作業	1 式	殺菌剤散布作業	クサツゲ	農業	ベニカS	100ml/本	0.25 本
	6	21	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 畝			農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	6	22	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 畝			農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	6	22	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコレート水和剤	100g/袋	1.8 袋
	6	25	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 畝			農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	6	30	花壇管理	花壇管理	バームガーデン	雑工(16≦N<25)	0 m ²	耕耘作業		農業	フォース粒剤	3kg/袋	0.3 袋
	6	30	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	雑工(16≦N<25)	0 m ²	耕耘作業		農業	フォース粒剤	3kg/袋	0.7 袋
	7	9	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 畝		対象:カミキリムシ	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	7	10	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 畝		対象:カミキリムシ	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	7	11	花壇管理	花畑管理	大地の虹南・北花壇	病虫害防除	2248 m ²	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.9 袋
	7	12	花壇管理	花壇管理	バームガーデン他	病虫害防除	810 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコレート水和剤	500g/袋	0.5 袋
	7	12	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 畝		対象:カミキリムシ	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	7	24	高木管理	Cランク	子供の森	病虫害防除	100 畝		ヤマモモ(対象:イラガ)	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.2 本
	8	1	高木管理	Dランク	バームガーデン	病虫害防除	100 畝		カナリヤン(対象:ヤシオオサゾウムシ)	農業	スミバインMC	12L/缶	0.16 缶
	8	9	高木管理	Cランク	9号通路、花の丘道	巡回工(造園工)	0.375 人	病虫害防除(人力散布)作業	(対象:カミキリムシ)43本	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	8	9	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコレート水和剤	500g/袋	0.36 袋
	8	10	高木管理	Cランク	花の中海、陽だまりの丘、ポプラの丘	巡回工(造園工)	0.375 人	病虫害防除(人力散布)作業	(対象:カミキリムシ)14本	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	8	20	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	0.75 人	病虫害防除(人力散布)作業	(対象:カミキリムシ)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	8	21	高木管理	Cランク	春一番の丘	巡回工(造園工)	0.25 人	病虫害防除(人力散布)作業	(対象:カミキリムシ)計56本	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	9	15	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコレート水和剤	500g/袋	0.6 袋
	9	16	花壇管理	花壇管理	花の丘道(コテージガーデン)	その他作業	1 式	海峽フランス コテージガーデン作業		農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	0.45 袋
	10	1	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	788 m ²	殺菌・殺虫剤散布作業		農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.48 本
	10	1	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除				農業	ダコニール1000	500ml/本	0.48 本
	10	9	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌・殺虫剤散布作業		農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.36 本
	10	9	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除				農業	ダコレート水和剤	500g/袋	0.36 袋
	10	22	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	1460 m ²	殺菌・殺虫剤散布作業		農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.88 本
	10	22	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除				農業	ダコニール1000	500ml/本	0.88 本
	11	28	高木管理	Cランク	ポプラの丘	巡回工(造園工)	0.5 人	イタリヤポプラ芯止め、切戻し作業		農業	トップジンMペースト	1kg/本	0.5 本
	12	12	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	962 m ²	殺菌剤散布作業		農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	2 袋
	12	14	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	病虫害防除	491 m ²	殺菌剤散布作業		農業	アファム乳剤	100ml/本	1.1 本
	12	15	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	1460 m ²	殺菌剤散布作業		農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	3 袋
	12	26	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	2201 m ²	殺菌剤散布作業		農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	4.6 袋
2019	1	7	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコレート水和剤	500g/袋	0.36 袋
	1	18	林地管理	林地管理	いその楽園等	巡回工(普通作業員)	3 人	クロマツ樹幹注入作業		農業	グリーンガード・NEO	90ml/本	270 本
	2	21	花壇管理	花畑管理	大地の虹南・大地の虹北	病虫害防除	2422 m ²	殺菌剤散布作業		農業	フロンサイド水和剤	500g/袋	2.25 袋
	2	26	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	2201 m ²	殺菌剤散布作業		農業	フロンサイド水和剤	500g/袋	0.23 袋
	3	22	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	962 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコニール1000	500ml/本	0.58 本
	3	25	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	1460 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコニール1000	500ml/本	0.88 本
	3	28	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	2201 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコニール1000	500ml/本	1.34 本
肥料													
2018	4	10	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」他	施肥2	176 m ²	液肥散布作業		液体肥料	ハイボネックス	800ml/本	0.9 本
	4	16	花壇管理	花壇管理	バームガーデン	巡回工(普通作業員)	1 人	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	1 袋
	5	1	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	施肥1	1236 m ²	肥料散布作業		化成肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	3.09 袋
	5	8	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇、大地の虹南花壇、花屋敷前花壇、花屋敷園路沿い花壇	雑工(16≦N<25)	0 m ²	花苗抜き取り及び耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	9 袋
	5	15	草花管理	宿根草	水の棚田周辺	その他作業	1 式	ユリ植栽地の施肥作業		化成肥料	パーディラーJ	20kg/袋	0.5 袋
	5	15	花壇管理	花壇管理	淡路ロケート・ビクター棟前マスタ花壇	巡回工(普通作業員)	1.5 人	地ごしらえ作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	1 袋
	5	15	花壇管理	花壇管理	淡路路交差点花壇	雑工(16≦N<25)	67 m ²	耕耘及び花苗補付け作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	2 袋
	5	16	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	巡回工(普通作業員)	1 人	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	3 袋
	5	17	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	雑工(16≦N<25)	0 m ²	花苗抜き取り及び耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	16 袋
	5	18	花壇管理	花壇管理	花の丘道花壇	巡回工(普通作業員)	2 人	花苗抜き取り及び耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	1 袋
	5	24	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	雑工(16≦N<25)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	22 袋
	5	25	花壇管理	花壇管理	花火鳥前花壇、立体花壇「花火鳥」周辺、子供の森花壇	雑工(16≦N<25)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	5 袋
	5	27	草花管理	宿根草	花の谷・移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	バラ花がら摘み及びユリ等施肥		化成肥料	パーディラーJ	20kg/袋	2 袋
	6	8	花壇管理	花壇管理	井戸花壇周辺	巡回工(普通作業員)	0.5 人	地ごしらえ作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	2 袋
	6	8	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	雑工(16≦N<25)	60 m ²	耕耘及び花苗補付け作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	2 袋
	6	14	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	雑工(16≦N<25)	0 m ²	花苗補付け作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	60 袋
	6	21	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	雑工(16≦N<25)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパード・エコデザインミックス	15kg/袋	98 袋
	6	26	芝生管理	Fランク	芝生広場・夢っこランド周辺	施肥	28415 m ²			化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	43 袋

平成30年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
	9	21	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0 m ²	花苗抜き取り及び植え付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	9 袋
	10	12	花壇管理	花壇管理	花の中海橋花壇	巡回工(普通作業員)	0.5 人	地ごしらえ作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8 袋
	11	5	中低木管理	Aランク	ウツギ	巡回工(造園工)	1 人	移植作業	(使用機器:パワーショベル(PC18MR))	土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	6 袋
	11	7	花壇管理	花壇管理	バームガーデン	植栽2(25≦N≦36)	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	15 袋
	11	7	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	植栽2(25≦N≦36)	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	62 袋
	11	10	草花管理	芝生地	春一番の丘	巡回工(普通作業員)	1.5 人	地ごしらえ作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	20 袋
	11	13	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	2 人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	75 袋
	11	13	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇・淡路口交差点花壇	植栽2(25≦N≦36)	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	35 袋
	11	16	花壇管理	花壇管理	ビジター棟前マス花壇	巡回工(普通作業員)	4 人	プランニング後取り養生及び地ごしらえ作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	12 袋
	11	20	中低木管理	Bランク	移ろいの庭	巡回工(造園工)	1.5 人	オリーブ植栽作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	3 袋
	11	23	花壇管理	花壇管理	海のテラス・花火鳥前花壇・立体花壇「花火鳥」周辺・子供の森	植栽2(25≦N≦36)	0 m ²	耕耘及び整地作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	52 袋
	11	26	花壇管理	花壇管理	花屋敷前花壇・花屋敷園路沿い花壇・立体花壇「タコトピアリー」周辺	植栽2(25≦N≦36)	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	17 袋
	11	26	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	球根植栽	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	121 袋
	11	27	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコトピアリー」	立体植栽	31.7 m ²	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	8 袋
	11	27	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	球根植栽	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	183 袋
	11	29	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0 m ²	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	8 袋
	11	29	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇・ポプラの丘	球根植栽	0 m ²	耕耘及び位置出し作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	200 袋
	11	29	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇・ポプラの丘	球根植栽	0 m ²	耕耘及び位置出し作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	79 袋
	12	1	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	104 m ²	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	2 袋
	12	5	花壇管理	花壇管理	連絡ロゲート周辺花壇他	巡回工(普通作業員)	2 人	地ごしらえ作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	12 袋
	12	5	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	球根植栽	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8 袋
	12	10	草花管理	宿根草	花の丘道(クリスマスローズガーデン)	巡回工(普通作業員)	3 人	移植及び花苗(クリスマスローズ)植付け作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	5 袋
	12	13	草花管理	宿根草	せせらぎ広場他	その他作業	1 式	花苗植付け作業	(海峡フレンズ植栽活動)	土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	3 袋
	12	14	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	3 人	地ごしらえ作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	50 袋
	12	14	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)				土壌改良材	赤玉土	16L/袋	20 袋
	12	14	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)				土壌改良材	日向土	18L/袋	53 袋
2019	1	15	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	1 人	地ごしらえ作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	5 袋
	1	30	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	3 人	耕耘作業	(花壇造成)	土壌改良材	グローアップ	40L/袋	100 袋
	1	30	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)				土壌改良材	赤玉土	16L/袋	100 袋
	1	30	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)				土壌改良材	日向かる石	18L/袋	100 袋
	2	5	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	1 人	耕耘及び宿根草植付け作業	(ローズマリー他)	土壌改良材	グローアップ	40L/袋	5 袋
	2	9	花壇管理	花壇管理	東浦口ゲート周辺トイレ前花壇	巡回工(普通作業員)	0.25 人	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	3 袋
	2	12	草花管理	宿根草	香りのテラス	巡回工(普通作業員)	0.25 人	真砂土投入作業		土壌改良材	真砂土(10mm)	10mmふるい	3.31 m ³
	3	4	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	目土掛	50 m ²		5mm厚	土壌改良材	真砂土10	10mmふるい	2.5 m ³
	3	8	芝生管理	Bランク	花の中海周り(その1)	雑工(普通作業員)	3 人	芝生補植作業		土壌改良材	真砂土10	10mmふるい	1.24 m ³
	3	9	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	植栽1(16≦N<25)	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	46 袋
	3	11	芝生管理	Bランク	花の丘道	雑工(普通作業員)	3 人	芝生補植作業		土壌改良材	真砂土10	10mmふるい	1 m ³
	3	14	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	植栽2(25≦N≦36)	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	75 袋

農業、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)
平成31年～令和元年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
2019	4	5	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	病虫害防除	491 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコレート水和剤	500g/袋	3.3 袋
	4	16	芝生管理	Fランク	芝生広場・夢っコランド周辺	雑工(普通作業員)	3 人	メリケントキンソウ抑制作業	(トロナ散布)使用機器:高圧洗浄機	特殊資材	トロナ	20kg/袋	6 袋
	4	17	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	雑工(普通作業員)	2 人	メリケントキンソウ抑制作業	(トロナ散布)(使用機器:高圧洗浄機)	特殊資材	トロナ	20kg/袋	2 袋
	4	20	芝生管理	Cランク	海岸ゾーン(しおさい花園)	雑工(普通作業員)	3 人	メリケントキンソウ抑制作業	(ナナラAG散布)	特殊資材	ナナラAG	20kg/袋	37 袋
	4	22	芝生管理	Bランク	花の丘道沿い他	雑工(普通作業員)	1.25 人	メリケントキンソウ抑制作業	(ナナラAG散布)	特殊資材	ナナラAG	20kg/袋	10 袋
	4	23	芝生管理	Aランク	大地の虹	雑工(普通作業員)	3 人	メリケントキンソウ抑制作業	(ナナラAG散布)	特殊資材	ナナラAG	20kg/袋	84 袋
	4	26	芝生管理	Fランク	芝生広場・夢っコランド周辺	雑工(普通作業員)	6 人	メリケントキンソウ抑制作業	(ナナラAG散布)	特殊資材	ナナラAG	20kg/袋	34 袋
	5	10	高木管理	Cランク	芝生広場・夢っコランド周辺	病虫害防除	300 ㎡	フジ		農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.67 本
	5	11	高木管理	Aランク	春一番の丘	雑工(普通作業員)	0.25 人	灌水作業	(ウメ)	農業	タチガレエースM液剤	500ml/本	1 本
	5	13	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	0 ㎡	殺菌剤・殺菌剤散布作業		農業	トレボン乳剤	500ml/本	2 本
	5	13	高木管理	Cランク	花の丘道	その他作業	1 式	病虫害防除(人力散布)作業	(コナラ)	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.1 本
	5	21	中低木管理	Aランク	ツツジ	病虫害防除	400 ㎡	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.54 袋
	5	25	高木管理	Cランク	園内全域	その他作業	1 式	殺菌剤散布作業	アメリカフウ	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.4 本
	5	27	高木管理	Aランク	春一番の丘	その他作業	1 式	殺菌剤散布作業	ウメ	農業	モスピラン顆粒水溶剤	250g/袋	0.04 袋
	6	4	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	0 ㎡	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.8 袋
	6	5	中低木管理	Aランク	アジサイ	その他作業	1 式	殺菌剤・殺菌剤散布作業		農業	サンヨール	500ml/本	0.08 本
	6	10	高木管理	Aランク	春一番の丘	その他作業	1 式	殺菌剤散布作業	(ウメ部分)	農業	モスピラン顆粒水溶剤	250g/袋	0.16 袋
	6	11	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	1.5 人	防除剤設置作業	カミキリムシ	農業	バイオリサくカミキリスリム		200 本
	6	13	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	0 ㎡	殺菌剤散布作業	(対象:カミキリムシ防除)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	9 本
	7	4	高木管理	Cランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	防除剤塗付作業	オリーブ	農業	ガットサイドS	1kg/本	0.8 本
	7	6	高木管理	Cランク	花の丘道	その他作業	1 式	ハチ対策作業		農業	ハチアブスプレー	510ml	1 本
	7	8	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	4 人	耕耘作業		農業	ダイアジノン粒剤5	3kg/袋	1 袋
	7	10	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌剤土壌灌注作業		農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	3.6 袋
	7	17	高木管理	Dランク	バームガーデン	巡回工(造園工)	2 人	高所剪定作業	(使用機器:高所作業車)	農業	スミバインMC	12L/缶	0.25 缶
	7	24	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	1 人	病虫害防除(人力散布)作業		農業	ダントツ水溶剤	250g/本	6 本
	7	25	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	1 人	病虫害防除(人力散布)作業		農業	ダントツ水溶剤	250g/本	6 本
	7	28	花壇管理	花壇管理	花の丘道(コテージガーデン)他	その他作業		循環フレンズ コテージガーデン作業		農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	0.6 袋
	8	20	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	1.05 袋
	9	4	高木管理	Dランク	園内全域	巡回工(造園工)	0.5 人	殺菌剤散布作業	(対象:カナリヤシ)	農業	スミバインMC	12L/缶	0.33 缶
	9	4	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	788 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコニール1000	500ml/本	0.5 本
	9	9	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	788 m ²	殺菌剤散布作業		農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	0.96 袋
	9	10	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌剤散布作業		農業	ダコレート水和剤	500g/袋	0.6 袋
	10	1	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	788 m ²	殺菌剤散布作業		農業	モレスタン水和剤	100g/袋	0.4 袋
	10	23	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	594 m ²	殺菌剤散布作業		農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.36 本
	11	21	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	病虫害防除	348 m ²	殺菌剤散布作業		農業	アフーム乳剤	500ml/本	0.22 本
	12	4	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	1321 m ²	殺菌剤散布作業	(1回目)	農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	2.8 袋
	12	5	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	828 m ²	殺菌剤散布作業	(1回目)	農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	1.8 袋
	12	10	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	1822 m ²	殺菌剤散布作業	(1回目)	農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	3.8 袋
	12	11	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	828 m ²	殺菌剤散布作業	(2回目)	農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	1.7 袋
	12	19	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	1321 m ²	殺菌剤散布作業	(2回目)	農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	2.7 袋
	12	19	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	1822 m ²	殺菌剤散布作業	(2回目)	農業	リゾレックス水和剤	500g/袋	3.7 袋
2020	1	29	林地管理	林地管理	国道沿い	巡回工(普通作業員)	5 人	樹幹注入作業	クロマツ	農業	グリーンガード・NEO	90ml/本	140 本
	1	30	林地管理	林地管理	国道沿い	巡回工(普通作業員)	5 人	樹幹注入作業	クロマツ	農業	グリーンガード・NEO	90ml/本	130 本
	2	13	芝生管理	Bランク	海のテラス前	その他作業		雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.75 本
	2	27	芝生管理	Cランク	しおさい花園(BBQ広場)	その他作業		雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	1 本
	3	3	芝生管理	Eランク	芝生広場中央	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.025 本
	3	5	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.013 本
	3	6	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.013 本
	3	7	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.013 本
	3	19	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇他	病虫害防除	400 L	殺菌剤散布作業		農業	フロンサイド水和剤	500g/袋	0.4 袋
	3	21	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.025 本
	3	23	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.025 本
	3	24	芝生管理	Bランク	9号園路(南側)	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.025 本
	3	25	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭他	病虫害防除	320 L	殺菌剤散布作業		農業	ダコニール1000	500ml/本	0.64 本
	3	25	芝生管理	Bランク	9号園路(南側)	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.025 本
	3	26	芝生管理	Aランク	大地の虹	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.025 本
	3	26	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘他	病虫害防除	400 L	殺菌剤散布作業		農業	ダコニール1000	500ml/本	0.8 本
肥料													
2019	4	16	花壇管理	花壇管理	東浦口ゲート周辺(トイレ棟横)	巡回工(普通作業員)	2 人	連杭設置及び耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	1 袋
	4	18	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	雑載(19≦N<16)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	3.5 袋
	4	20	草花管理	宿根草	花の中海周辺	雑工(軽作業員)	0.5 人	花苗植付け作業	(レモングラス)	有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	0.2 袋
	4	26	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	巡回工(普通作業員)	1 人	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	1.6 袋
	4	29	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	施肥1	1236 m ²	追肥作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	4.3 袋
	5	8	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコピアリー」	立体植栽	0 m ²	花苗植付け作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1 袋
	5	9	花壇管理	花壇管理	花屋敷前花壇	雑載(19≦N<16)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	1 袋
	5	9	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコピアリー」周辺	雑載(216≦N<25)	71 m ²	花苗植付け作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	1.9 袋
	5	9	花壇管理	花壇管理	花屋敷園路沿い花壇・子供の森花壇	雑載(216≦N<25)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	0.5 袋
	5	11	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇・大地の虹南花壇型花壇	雑載(216≦N<25)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	9 袋
	5	12	花壇管理	花壇管理	9号園路花壇	その他作業	1 式	ハンギング 液肥散布作業		液体肥料	ハイポネックス	800ml/本	0.025 本
	5	13	花壇管理	花壇管理	9号園路花壇	その他作業	1 式	花苗植付け作業		化成肥料	バーディラーJ	20kg/袋	0.5 袋
	5	13	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	その他作業	1 式	施肥作業		化成肥料	ベガス8号	20kg/袋	0.5 袋
	5	16	花壇管理	花壇管理	淡路口交差点・子供の森花壇	雑載(216≦N<25)	99 m ²	耕耘及び花苗植付け作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	3 袋
	5	17	花壇管理	花壇管理	滝のテラス	雑載(216≦N<25)	79 m ²	耕耘及び花苗植付け作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	3 袋
	5	17	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	雑載(216≦N<25)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	51 袋
	5	22	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0 m ²	花苗植付け作業		化成肥料	高度化成	20kg/袋	1 袋
	5	26	花壇管理	花壇管理	レストラン花屋敷周辺	その他作業	1 式	花苗植付け作業	(ハーブ)	化成肥料	バーディラーJ	20kg/袋	0.2 袋
	5	26	草花管理	宿根草	水の棚田・花の谷周辺	その他作業	1 式	ユリ施肥作業		化成肥料	バーディラーJ	20kg/袋	1.8 袋

平成31年～令和元年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
	5	27	中低木管理	Bランク	園内全域	巡回工(造園工)	3人	刈込作業(ローズマリー)		化成肥料	パーディラージ	20kg/袋	0.35袋
	5	30	高木管理	Dランク	園内全域	雑工(普通作業員)	0.75人	打ち込み型肥料施肥作業(カネリーマン 15本)		化成肥料	グリーンパイル・ラーズ	300g/本	90本
	5	30	高木管理	Cランク	園内全域	雑工(普通作業員)	0.5人	打ち込み型肥料施肥作業(トウジロ 12本)		化成肥料	グリーンパイル・ラーズ	300g/本	24本
	5	30	高木管理	Aランク	園内全域	雑工(普通作業員)	3.75人	打ち込み型肥料施肥作業(サクラ 114本)		化成肥料	グリーンパイル・ラーズ	300g/本	311本
	6	3	花壇管理	花壇管理	淡路口ゲート周辺	巡回工(軽作業員)	1人	花苗植付け作業	(プランター)	化成肥料	パーディラージ	20kg/袋	1袋
	6	5	花壇管理	花壇管理	温室周辺	その他作業	1式	木製樽型プランター(4基)植栽作業		化成肥料	パーディラージ	20kg/袋	0.25袋
	6	14	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	施肥	7049㎡			化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	10.6袋
	6	14	芝生管理	Aランク	陽だまりの丘	施肥	1719㎡			化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	2.6袋
	6	14	芝生管理	Aランク	バームガーデン	施肥	998㎡			化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	1.6袋
	6	14	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	施肥	6368㎡			化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	9.6袋
	6	14	芝生管理	Aランク	大地の虹	施肥	5008㎡			化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	7.6袋
	6	15	芝生管理	Fランク	芝生広場・夢っこランド周辺	施肥	28415㎡			化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	43袋
	6	15	高木管理	Cランク	園内全域	雑工(普通作業員)	0.75人	打ち込み型肥料施肥作業		化成肥料	グリーンパイル・ラーズ	300g/本	225本
	6	17	芝生管理	Bランク	花の丘道	施肥	4794㎡			化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	7.5袋
	6	17	芝生管理	Bランク	花の中海周り	施肥	4969㎡			化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	7.5袋
	6	17	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	60袋
	6	19	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	98袋
	6	20	芝生管理	Aランク	大地の虹	雑工(普通作業員)	8人	芝生補植作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	10袋
	6	28	花壇管理	花壇管理	バームガーデン	雑穀1(9≦N<16)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	3袋
	7	8	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	4人	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	16袋
	7	17	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	5袋
	8	6	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	22袋
	9	4	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		化成肥料	普通化成	20kg/袋	3.4袋
	9	5	花壇管理	花畑管理	花の丘道半円形花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1.2袋
	9	7	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	3.7袋
	9	20	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	施肥1	594㎡	肥料散布作業		化成肥料	パーディラージ	20kg/袋	3袋
	9	29	高木管理	Cランク	移ろいの庭	その他作業	1式	オリブ補植作業		化成肥料	パーディラージ	20kg/袋	0.06袋
	10	9	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	施肥1	594㎡	肥料散布作業		化成肥料	ペガス8号	20kg/袋	1.8袋
	10	30	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	7.2袋
	10	30	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	雑穀3(25≦N≦36)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	2.1袋
	11	11	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇	雑穀3(25≦N≦36)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	6袋
	11	12	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	1.5人	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	3袋
	11	12	花壇管理	花壇管理	滝のテラス	雑穀3(25≦N≦36)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	1袋
	11	26	花壇管理	花壇管理	花屋敷園路沿い花壇	雑穀3(25≦N≦36)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	かんとりスーパードコデザインミックス	15kg/袋	1.5袋
	12	3	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0㎡	花苗植付け作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1袋
	12	10	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業		PCS バラ等管理作業		有機肥料	マイローズばらの肥料	1.6kg/袋	1.5袋
	12	19	草花管理	芝生地	陽だまりの丘	雑工(軽作業員)	2人	球根植付け作業	(スイセン・ユリ)	化成肥料	パーディラージ	20kg/袋	1袋
2020	2	21	草花管理	宿根草	花の丘道(クリスマスローズガーデン)	巡回工(普通作業員)	0.25人	追肥作業		化成肥料	パーディラージ	20kg/袋	2袋
	2	25	花壇管理	花壇管理	ピジター棟前マstype花壇	雑工(軽作業員)	3人	花苗植え替え作業		化成肥料	パーディラージ	20kg/袋	1袋
	3	11	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	施肥(粒肥)	2774㎡	部分		化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	3袋
	3	12	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	花畑雑穀(16種/㎡)	498㎡	花苗植付け作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1.25袋
土壌改良													
2019	4	9	草花管理	宿根草	花の丘道周辺・移ろいの庭(黄昏の庭)	巡回工(普通作業員)	1人	花苗植付け作業	(バラ)	土壌改良材	鹿沼土	14L/袋	3袋
	4	16	花壇管理	花壇管理	東浦口ゲート周辺(トイレ棟横)	巡回工(普通作業員)	2人	連杭設置及び耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	10袋
	4	17	花壇管理	花壇管理	9号園路花壇	巡回工(普通作業員)	3人	地ごしらえ作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	4袋
	4	18	花壇管理	花壇管理	バームガーデン	巡回工(普通作業員)	1.5人	耕耘及び位置出し作業(雑穀体験準備)		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	8袋
	4	18	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	雑穀1(9≦N<16)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	17袋
	4	20	草花管理	宿根草	花の中海周辺	雑工(軽作業員)	0.5人	花苗植付け作業	(レモングラス)	土壌改良材	グローアップ	40L/袋	1袋
	4	26	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	巡回工(普通作業員)	1人	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	8袋
	5	8	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコピアリー」	立体植栽	0㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	7袋
	5	9	花壇管理	花壇管理	花屋敷前花壇	雑穀1(9≦N<16)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	5袋
	5	9	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	雑穀2(16≦N<25)	71㎡	耕耘及び花苗植付け作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	9袋
	5	9	花壇管理	花壇管理	花屋敷園路沿い花壇・子供の森花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	3袋
	5	11	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇・大地の虹南花壇型花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	36袋
	5	13	花壇管理	花壇管理	9号園路花壇	その他作業	1式	花苗植付け作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	2袋
	5	16	花壇管理	花壇管理	淡路口交差点・子供の森花壇	雑穀2(16≦N<25)	99㎡	耕耘及び花苗植付け作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	11袋
	5	17	花壇管理	花壇管理	滝のテラス	雑穀2(16≦N<25)	79㎡	耕耘及び花苗植付け作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	10袋
	5	17	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	94袋
	5	21	花壇管理	花壇管理	ピジター棟前マstype花壇	巡回工(普通作業員)	1.5人	地ごしらえ及びプランバ植付け作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	6袋
	5	22	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	7袋
	5	23	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	6袋
	5	26	花壇管理	花壇管理	レストラン花屋敷周辺	その他作業	1式	花苗植付け作業	(ハーブ)	土壌改良材	グローアップ	40L/袋	3袋
	5	29	花壇管理	花壇管理	連絡口ゲート周辺花壇	巡回工(普通作業員)	1人	地ごしらえ作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	2袋
	5	29	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	1人	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	12袋
	6	17	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	279袋
	6	19	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	183袋
	6	28	花壇管理	花壇管理	バームガーデン	雑穀1(9≦N<16)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	15袋
	7	5	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	3人	耕耘作業	(花壇補修)	土壌改良材	グローアップ	40L/袋	40袋
	7	8	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	4人	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	75袋
	7	17	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	22袋
	8	6	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	99袋
	9	4	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	172袋
	9	5	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	8袋
	9	7	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	183袋
	9	17	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコピアリー」	立体植栽	31.7㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	8袋
	9	18	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	8袋
	9	29	高木管理	Cランク	移ろいの庭	その他作業	1式	オリブ補植作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	0.5袋
	10	30	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	雑穀2(16≦N<25)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	34袋
	10	30	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	雑穀3(25≦N≦36)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	10袋

平成31年～令和元年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
	11	1	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」他	巡回工(普通作業員)	2人	花苗補植作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	1袋
	11	5	花壇管理	花畑管理	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	1人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	4袋
	11	11	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇	植栽(25≦N≦36)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	26袋
	11	12	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	1.5人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8袋
	11	12	草花管理	宿根草	花の丘道(クリスマスローズガーデン)	巡回工(普通作業員)	4.5人	地ごしらえ作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	20袋
	11	12	花壇管理	花壇管理	滝のテラス	植栽(25≦N≦36)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	2袋
	11	13	花壇管理	花壇管理	連絡口ゲート周辺花壇	巡回工(普通作業員)	0.75人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	10袋
	11	20	中低木管理	Bランク	ピジター棟前	その他作業	1式	モミノキ(養生苗)植付け作業		土壌改良材	ひゅうが土	大粒18L/袋	2袋
	11	25	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	3.75人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	75袋
	11	25	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	102袋
	11	26	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8袋
	11	26	花壇管理	花壇管理	花屋敷前花壇・花屋敷園路沿い花壇	植栽(25≦N≦36)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	7袋
	11	26	花壇管理	花壇管理	花火鳥前花壇	植栽(25≦N≦36)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	0.8袋
	11	26	花壇管理	花壇管理	立体花壇「花火鳥」周辺	植栽(25≦N≦36)	0㎡	花苗抜き取り作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	15袋
	11	27	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	植栽(25≦N≦36)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	9袋
	11	27	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	104袋
	11	28	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	166袋
	11	29	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコピアリー」	立体植栽	31.7㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	8袋
	11	30	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	13袋
	12	2	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	球根植栽	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	228袋
	12	3	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	14袋
	12	12	花壇管理	花壇管理	東浦口ゲート横花壇	巡回工(普通作業員)	1人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	6袋
	12	16	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	7人	花壇縁切り及び宿根草整理作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	12袋
	12	18	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	5人	花壇縁切り及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	5袋
	12	19	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	0.5人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	10袋
	12	19	草花管理	芝生地	陽だまりの丘	雑工(軽作業員)	2人	球根植付け作業	(スイセン・ユリ)	土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	6袋
2020	1	8	芝生管理	Bランク	花の中海周(り)その2)	雑工(普通作業員)	5人	花壇芝生化 準備作業	(使用機器:パワーショベル他)	用土	真砂土25	25mmふるい	30.5㎡
	1	14	芝生管理	Bランク	花の中海周(り)その1)	雑工(普通作業員)	9人	花壇芝生化 準備作業	(使用機器:パワーショベル他)	用土	真砂土25	25mmふるい	21㎡
	1	16	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	雑工(普通作業員)	9人	花壇芝生化 準備作業	(使用機器:パワーショベル他)	用土	真砂土25	25mmふるい	21㎡
	1	18	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	雑工(普通作業員)	7人	花壇芝生化 準備作業		用土	真砂土25	25mmふるい	14.5㎡
	1	20	芝生管理	Bランク	花の中海周(り)その2)	雑工(普通作業員)	10人	花壇芝生化 準備作業	(使用機器:パワーショベル他)	用土	真砂土25	25mmふるい	24㎡
	2	18	芝生管理	Aランク	大地の虹	巡回工(普通作業員)	8人	花壇芝生化 準備作業		用土	真砂土25	25mmふるい	12㎡
	2	19	芝生管理	Bランク	花の中海周(り)その1)	巡回工(普通作業員)	8人	花壇芝生化作業		用土	真砂土10	10mmふるい	6㎡
	2	21	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	巡回工(普通作業員)	7人	花壇芝生化作業		用土	真砂土10	10mmふるい	8㎡
	2	22	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	巡回工(普通作業員)	1.5人	花壇芝生化作業		用土	真砂土10	10mmふるい	2㎡
	2	24	芝生管理	Bランク	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	7人	花壇芝生化作業		用土	真砂土10	10mmふるい	7㎡
	2	25	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	巡回工(普通作業員)	8人	花壇芝生化作業		用土	真砂土10	10mmふるい	7㎡
	2	26	芝生管理	Bランク	海のテラス前	巡回工(普通作業員)	7人	花壇芝生化作業		用土	真砂土10	10mmふるい	4㎡
	2	27	芝生管理	Bランク	管理棟周り	巡回工(普通作業員)	8人	花壇芝生化作業		用土	真砂土10	10mmふるい	2㎡
	2	28	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	巡回工(普通作業員)	7人	花壇芝生化作業	(目土掛け)	用土	真砂土10	10mmふるい	4㎡
	2	28	花壇管理	花畑管理	花の丘道(スイセン地)	巡回工(普通作業員)	1人	芝張り準備 コンクリート敷き取り及び真砂土投入作業		用土	真砂土10	10mmふるい	5㎡
	3	2	花壇管理	花壇管理	花の丘道(スイセン地)	巡回工(普通作業員)	3.75人	芝張り作業		用土	真砂土10	10mmふるい	1㎡
	3	11	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	花畑植栽(16株/㎡)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	63袋

農業、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)

令和2年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
2020	4	2	芝生管理	Eランク	芝生広場中央	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.025 本
	4	3	芝生管理	Eランク	芝生広場中央	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.025 本
	4	6	高木管理	Aランク	園内全域	その他作業	1 式	殺虫剤散布作業	害虫名:オビカレハ	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.01 本
	4	8	芝生管理	Aランク	大地の虹	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	トリビュートOD	1L/本	0.05 本
	4	14	高木管理	Aランク	園内全域	その他作業	1 式	殺虫剤散布作業	害虫名:オビカレハ	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.02 本
	4	17	高木管理	Aランク	園内全域	その他作業	1 式	殺虫剤散布作業	害虫名:オビカレハ	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.04 本
	4	21	中低木管理	Aランク	アジサイ	巡回工(造園工)	1 人	殺虫剤・殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	2 袋
	4	21	中低木管理	Aランク	アジサイ	巡回工(造園工)	1 人	殺虫剤・殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	2 袋
	4	21	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	2 人	サクラ枯れ枝処分作業		農業	トップジンMペースト	1kg/本	0.3 本
	4	21	芝生管理	Bランク	海のテラス前	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	4	22	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	2 人	サクラ枯れ枝処分作業		農業	トップジンMペースト	1kg/本	0.5 本
	4	22	芝生管理	Aランク	大地の虹	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	4	23	芝生管理	Aランク	大地の虹	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	4	24	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	4	25	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	4	27	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	4	28	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	4	30	芝生管理	Eランク	芝生広場中央	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	5	1	芝生管理	Eランク	芝生広場中央	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	5	2	芝生管理	Eランク	芝生広場中央	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	5	7	芝生管理	Eランク	芝生広場中央	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	5	8	芝生管理	Cランク	しおさい花園(BBQ広場)	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	5	9	芝生管理	Cランク	しおさい花園(BBQ広場)	その他作業	1 式	雑草抑制作業		農業	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	5	12	中低木管理	Aランク	アジサイ	巡回工(造園工)	1 人	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	2 袋
	5	13	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	150 L	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.4 袋
	5	19	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS パラ等管理作業		農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	0.2 袋
	5	22	高木管理	Aランク	芝生広場・夢っコランド周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布作業	(フジ・害虫:ケムシ類)	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.4 本
	5	22	高木管理	Cランク	ポプラの丘	その他作業	1 式	殺虫剤散布作業	(イタリアンポプラ・害虫:マイマイガ)	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.4 本
	6	1	高木管理	Dランク	園内全域	巡回工(造園工)	0.5 人	殺虫剤散布作業	対象:ヤシオオサゾウムシ(50倍)	農業	スミバインMC	12L/缶	0.33 缶
	6	2	花壇管理	花畑管理	淡路口ゲート周辺	その他作業	1 式	農薬散布および花がら摘み	ハイビスカス	農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	0.1 袋
	6	2	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	(1,000倍)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	1 袋
	6	3	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	1 袋
	6	9	高木管理	Cランク	陽だまりの丘	巡回工(造園工)	2 人	切戻し剪定作業	(クスノキ)	農業	トップジンMペースト	1kg/本	0.3 本
	6	16	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ゴマダラカミキリ(2,000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	6	17	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ゴマダラカミキリ(2,000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	6	20	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	400 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ゴマダラカミキリ(2,000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	0.8 本
	6	22	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ゴマダラカミキリ(2,000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	6	22	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	3 人	害虫防除剤(バイオリサ)設置	対象:ゴマダラカミキリ	農業	バイオリサ(カミキリ)スリム		200 本
	6	23	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ゴマダラカミキリ(2,000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	6	24	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ゴマダラカミキリ(2,000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	6	24	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	4 人	耕耘作業		農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	0.5 袋
	6	24	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	250 L	殺菌剤散布作業		農業	アフーム乳剤	500ml/本	0.5 本
	6	26	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	400 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ゴマダラカミキリ(2,000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	0.8 本
	6	27	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	病虫害防除	250 L	殺菌剤散布作業		農業	ダントツ水溶剤	500g/袋	0.5 袋
	7	1	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ゴマダラカミキリ(2,000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	7	1	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	250 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.5 本
	7	1	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	250 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	ダコニール1000	500ml/本	0.5 本
	7	2	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ゴマダラカミキリ(2,000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	7	2	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	400 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.8 本
	7	2	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	400 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	ダコニール1000	500ml/本	0.8 本
	7	9	花壇管理	立休花壇	立休花壇「花火鳥」他	病虫害防除	200 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.4 本
	7	9	花壇管理	立休花壇	立休花壇「花火鳥」他	病虫害防除	200 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.4 袋
	7	14	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	250 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	Zボルドー	500g/袋	1 袋
	7	16	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	(サンヨール・約500倍・ダントツ水溶剤・2,000倍)	農業	サンヨール	500ml/本	1.7 本
	7	16	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	7	29	草花管理	宿根草	シラン地	病虫害防除	100 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	サブロール乳剤	500ml/本	0.2 本
	7	29	草花管理	宿根草	シラン地	病虫害防除	100 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.2 袋
	7	31	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業	(サンヨール・約500倍・ダントツ水溶剤・2,000倍)	農業	サンヨール	500ml/本	1.7 本
	7	31	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	ダントツ水溶剤	250g/本	1 本
	7	31	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・西花壇	花畑耕耘(1畝/m)	0 m	耕耘作業		農業	ダイアジン粒剤5	3kg/袋	0.7 袋
	8	3	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	0.75 人	病虫害防除(人力散布)作業		農業	ダントツ水溶剤	250g/本	6 本
	8	4	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	0.5 人	病虫害防除(人力散布)作業		農業	ダントツ水溶剤	250g/本	4 本
	8	5	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS パラ等管理作業		農業	ベニカR乳剤	100ml/本	0.5 本
	8	6	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	0.75 人	病虫害防除(人力散布)作業		農業	ダントツ水溶剤	250g/本	4 本
	8	11	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘・大地の虹北花壇他	病虫害防除	200 ㊦	殺菌剤散布作業	(対象:立枯れ病他)	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.4 本
	8	11	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘・大地の虹北花壇他	病虫害防除	200 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.4 袋
	8	12	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	0.75 人	病虫害防除(人力散布)作業		農業	ダントツ水溶剤	250g/本	6 本
	8	18	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	0.75 人	病虫害防除(人力散布)作業		農業	ダントツ水溶剤	250g/本	2.4 本
	8	20	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	花畑耕耘(1畝/m)	0 m	耕耘作業		農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	1.9 袋
	8	27	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	150 ㊦	殺菌剤散布作業	(対象:シロオビノメイガ(幼虫))	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.3 本
	8	29	高木管理	Cランク	芝生広場・夢っコランド周辺	その他作業	1 式	殺菌剤散布作業	(対象:イラガ)	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.4 本
	9	3	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	花畑耕耘(1畝/m)	0 m	位置出し作業		農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	1.6 袋
	9	8	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	150 ㊦	殺菌剤散布作業	(対象:ヨトウムシ)	農業	トレボン乳剤	500ml/本	0.3 本
	9	8	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	150 ㊦	殺菌剤散布作業		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	0.3 袋
	9	14	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	170 ㊦	殺菌剤散布作業	(対象:アブラムシ)	農業	モレスタン水和剤	100g/袋	0.85 袋
	9	15	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	270 ㊦	殺菌剤散布作業	(対象:アブラムシ)	農業	モレスタン水和剤	100g/袋	1.35 袋
	9	16	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	370 ㊦	殺菌剤散布作業	(対象:アブラムシ)	農業	モレスタン水和剤	100g/袋	1.85 袋
	9	22	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	370 ㊦	殺菌剤散布作業	対象:ヨトウムシ 1000倍希釈	農業	オルトラン水和剤	500g/袋	0.74 袋

令和2年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
10	10	1	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	150 畝	殺虫剤散布作業	(対象:ヨトウムシ)	農薬	オルトラン水和剤	500g/袋	0.3 袋
10	10	13	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	150 畝	殺虫・殺菌剤散布作業	(対象:ヨトウムシ・うどん粉病)	農薬	オルトラン水和剤	500g/袋	0.3 袋
10	10	13	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除				農薬	ダコニール1000	500ml/本	0.3 本
10	21	21	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	200 畝	殺虫剤散布作業	(対象:うどんこ病)	農薬	トップジンM水和剤	500g/袋	0.4 袋
11	9	9	高木管理	Aランク	夢舞台側外周:9号園路	巡回工(造園工)	0.5 人	下枝剪定作業		農薬	トップジンMペースト	1kg/本	0.15 本
11	10	10	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	病虫害防除	150 畝	殺虫剤散布作業	(対象:ヨトウムシ他)	農薬	オルトラン水和剤	500g/袋	0.3 袋
11	24	24	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇他	病虫害防除	30 畝	殺菌剤散布作業	(対象:リゾクニア菌)	農薬	リゾレックス水和剤	500g/袋	0.6 袋
11	27	27	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	3 人	切戻し剪定作業	(デイゴ類)	農薬	トップジンMペースト	1kg/本	1.23 本
11	28	28	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	190 畝	殺菌剤散布作業	(対象:リゾクニア菌)	農薬	リゾレックス水和剤	500g/袋	3.8 袋
12	7	7	高木管理	Cランク	植物発生材処理作業地	その他作業	1 式	くん蒸作業	対象:クロマツ、ウバメガシ等の幹害虫:カンノナガキクイムシ、マツノザイセンチュウ、ゴマダラカミキリムシ幼虫	農薬	ヤシマNCS	1L/本	9 本
12	7	7	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	病虫害防除	140 畝	殺虫剤散布作業	(対象:ヨトウムシ)	農薬	アフーム乳剤	500ml/本	0.3 本
12	8	8	高木管理	Cランク	植物発生材処理作業地	その他作業	1 式	くん蒸作業	対象:クロマツの枝葉害虫:マツノザイセンチュウ、ゴマダラカミキリムシ幼虫	農薬	ヤシマNCS	1L/本	25 本
12	19	19	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布作業	(対象:ハモグリバエ)	農薬	オルトラン水和剤	500g/袋	70 g
12	23	23	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布作業	(対象:ハモグリバエ)	農薬	オルトラン水和剤	500g/袋	50 g
12	28	28	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	370 畝	殺菌剤散布作業	(対象:リゾクニア菌)	農薬	リゾレックス水和剤	500g/袋	3.7 袋
2021	1	14	高木管理	Cランク	海岸ゾーン	巡回工(普通作業員)	5 人	松枯れ防止剤樹幹注入作業	クロマツ	農薬	グリーンガード・NEO	90ml/本	270 本
	1	26	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	病虫害防除	200 畝	殺菌剤散布作業	(対象:ベト病他)	農薬	ダコニール1000	500ml/本	0.4 本
	2	4	芝生管理	Bランク	花の丘道	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	トリビュートOD	1L/本	0.09 本
	2	5	芝生管理	Bランク	花の丘道	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	トリビュートOD	1L/本	0.06 本
	2	8	芝生管理	Bランク	花の丘道	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	トリビュートOD	1L/本	0.21 本
	2	9	芝生管理	Bランク	海のテラス前	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	トリビュートOD	1L/本	0.5 本
	2	10	芝生管理	Bランク	海のテラス前	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	トリビュートOD	1L/本	0.5 本
	2	16	芝生管理	Dランク	いその楽園	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	デスティニーWDG	100g/袋	0.25 袋
	2	17	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	デスティニーWDG	100g/袋	0.15 袋
	2	17	芝生管理	Bランク	9号園路(南側)	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	デスティニーWDG	100g/袋	0.25 袋
	2	18	芝生管理	Bランク	東浦口ゲート周辺	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	デスティニーWDG	100g/袋	0.15 袋
	2	19	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	デスティニーWDG	100g/袋	0.1 袋
	2	24	草花管理	宿根草	バームガーデン他	病虫害防除	150 畝	殺虫・殺菌剤散布作業	(対象:ハモグリバエ他)	農薬	オルトラン水和剤	500g/袋	0.3 袋
	2	24	草花管理	宿根草	バームガーデン他	病虫害防除				農薬	トップジンM水和剤	500g/袋	0.3 袋
	3	3	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	380 畝	殺菌剤散布作業	(対象:褐色斑点病他)	農薬	ダコニール1000	500ml/本	0.74 本
	3	12	芝生管理	Aランク	移ろいの庭周辺	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	デスティニーWDG	100g/袋	0.7 袋
	3	15	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	デスティニーWDG	100g/袋	0.15 袋
	3	16	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	デスティニーWDG	100g/袋	0.24 袋
	3	19	芝生管理	Aランク	ポプラの丘	その他作業	1 式	メリケントキンソウ抑制作業		農薬	デスティニーWDG	100g/袋	0.15 袋
	3	22	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		農薬	オルトラン粒剤	3kg/袋	1 袋
肥料													
2020	4	24	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	巡回工(造園工)	3 人	耕耘及び花苗植え付け作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2 袋
	5	8	花壇管理	花壇管理	大地の虹南花壇・夢舞台交差点花壇・花屋敷周辺花壇	巡回工(造園工)	3 人	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.9 袋
	5	9	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇・夢舞台交差点花壇・花火鳥前花壇	巡回工(造園工)	1.5 人	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.4 袋
	5	11	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	巡回工(造園工)	3 人	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.9 袋
	5	19	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇・花の丘道半円形花壇	巡回工(造園工)	7 人	耕耘及び花苗植え付け作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2 袋
	5	20	花壇管理	花壇管理	ピジター棟前マサ型花壇・東浦口ゲート横花壇・大地の虹南花壇・バームガーデン	巡回工(造園工)	7 人	耕耘及び花苗植え付け作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.4 袋
	5	22	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	その他作業	1 式	土壌入れ、リサイクル堆肥他改良材投入作業		有機肥料	かんどりスーパーエコデザインミックス	15kg/袋	27 袋
	6	2	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		有機肥料	マイローズばらの肥料	1.6kg/袋	2 袋
	6	4	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・南花壇	花畑植栽(9株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	2 袋
	6	9	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	巡回工(普通作業員)	6 人	集草及び耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	3.3 袋
	6	17	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1 袋
	6	18	高木管理	Aランク	園内全域	施肥(樹木用打込肥料)	311 本		サクラ	化成肥料	グリーンパイル・ラージ	300g/本	311 本
	6	18	高木管理	Dランク	園内全域	施肥(樹木用打込肥料)	114 本		カナリーヤシ、シュロ	化成肥料	グリーンパイル・ラージ	300g/本	114 本
	6	24	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	4 人	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1.3 袋
	7	8	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・南花壇	施肥(液肥)	250 L	液肥散布作業		液体肥料	ペンタキープ	800ml/本	0.63 本
	7	17	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」他	施肥(液肥)	200 L	液肥散布作業		液体肥料	ハイボネックス	800ml/本	0.5 本
	7	20	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	施肥(粒肥)	1321 m ²	肥料散布作業(追肥)		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	2 袋
	7	21	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	2 人	追肥及びマルチング作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1 袋
	7	31	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・西花壇	花畑植栽(16株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1.2 袋
	8	5	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	花畑植栽(16株/m)	104 m ²	花苗植替え作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.27 袋
	8	19	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	花畑植栽(16株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	2 袋
	8	20	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	花畑植栽(16株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	3.6 袋
	8	31	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	花畑植栽(16株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	3 袋
	9	7	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	花畑植栽(16株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2 袋
	9	9	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	花畑植栽(25株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2 袋
	9	9	花壇管理	花壇管理	花屋敷園路沿い花壇	花畑植栽(16株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.1 袋
	9	11	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0 m ²	花苗植付け作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.25 袋
	10	3	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	0.25 人	追肥作業		化成肥料	マグアンプK	20kg/袋	1 袋
	10	27	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	花畑植栽(9株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.9 袋
	11	6	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇	花畑植栽(16株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.6 袋
	11	6	草花管理	宿根草	花の丘道(クリスマスローズガーデン)	雑工(軽作業員)	0.5 人	追肥作業		化成肥料	パーディラーJ	20kg/袋	2 袋
	11	10	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	花畑植栽(16株/m)	0 m ²	花苗抜き取り及び耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2 袋
	11	13	花壇管理	花壇管理	大地の虹南花壇	花畑植栽(9株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2 袋
	11	13	花壇管理	花壇管理	海のテラス	花畑植栽(9株/m)	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.05 袋
	11	16	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	球根植栽	0 m ²	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.3 袋
	11	17	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	花畑植栽(25株/m)	0 m ²	花苗抜き取り及び耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2 袋
	11	17	花壇管理	花壇管理	花屋敷前花壇	球根植栽	0 m ²	花苗抜き取り及び耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.1 袋
	11	17	花壇管理	花壇管理	花屋敷園路沿い花壇	花畑植栽(25株/m)	0 m ²	花苗抜き取り及び耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.1 袋

令和2年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
	11	18	花壇管理	花壇管理	ビジター棟前マス型花壇	巡回工(普通作業員)	2人	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.1袋
	11	18	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.1袋
	11	18	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.3袋
	11	19	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	球根植栽	0㎡	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	4.6袋
	11	25	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	球根植栽	0㎡	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	4.6袋
2021	2	3	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業		有機肥料	マイローズばらの肥料	1.6kg/袋	1.5袋
	2	18	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業	(バラ苗植栽)	有機肥料	発酵油粕	10kg/袋	1袋
	2	18	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業				有機肥料	魚粉	20kg/袋	1袋
	2	18	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業				有機肥料	過リン酸石灰	20kg/袋	1袋
	2	18	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業				有機肥料	骨粉	5kg/袋	2袋
	2	26	花壇管理	花壇管理	温室前	その他作業	1式	寄せ植え作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1袋
	3	3	花壇管理	花壇管理	月のテラス周辺他	雑工(軽作業員)	2人	花苗植付け及び追肥作業		化成肥料	普通化成	20kg/袋	1.2袋
	3	3	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	花畑植栽(16株/㎡)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1.2袋
	3	8	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	花畑植栽(16株/㎡)	0㎡	耕耘作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.7袋
	3	10	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	花壇植栽(16株/㎡)	60㎡	花苗植替え作業		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2袋
	3	16	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	花苗植付け作業		有機肥料	マイローズばらの肥料	1.6kg/袋	0.2袋
土壌改良													
2020	4	24	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコピアリー」	巡回工(造園工)	5人	花苗植え付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	8袋
	4	24	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	巡回工(造園工)	3人	耕耘及び花苗植え付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	9袋
	4	27	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	巡回工(造園工)	8人	花苗植え付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	8袋
	4	30	高木管理	Cランク	移ろいの庭	巡回工(造園工)	4人	オリーブ植え付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	7袋
	4	30	高木管理	Cランク	移ろいの庭	巡回工(造園工)				土壌改良材	日向かる石	16L/袋	23袋
	4	30	花壇管理	花壇管理	立体花壇「花火鳥」周辺	巡回工(造園工)	4人	耕耘及び花苗植え付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	15袋
	5	7	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	2人	鳴門オレンジ植付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	2袋
	5	7	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)				土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	3袋
	5	7	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	2人	ギンヨウアカシア植付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	10袋
	5	7	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)				土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	13袋
	5	8	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	2人	キバナイベー植付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8袋
	5	8	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)				土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	10袋
	5	8	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	2人	ジャカラダ植付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	3袋
	5	8	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)				土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	4袋
	5	8	花壇管理	花壇管理	大地の虹南花壇・夢舞台交差点花壇・花屋敷周辺花壇	巡回工(造園工)	3人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	44袋
	5	9	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇・夢舞台交差点花壇・花火鳥前花壇	巡回工(造園工)	1.5人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	18袋
	5	11	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	巡回工(造園工)	3人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	44袋
	5	15	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	巡回工(造園工)	1人	土壌入替 真砂土投入作業		用土	おろし真砂土		18.8㎡
	5	19	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇・花の丘道半円形花壇	巡回工(造園工)	7人	耕耘及び花苗植付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8袋
	5	20	花壇管理	花壇管理	ビジター棟前マス型花壇・東浦口ゲート横花壇・大地の虹南花壇・パームガーデン	巡回工(造園工)	7人	耕耘及び花苗植付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	32袋
	5	22	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	その他作業	1式	土壌入替、リサイクル堆肥地改良材投入作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	311袋
	5	27	草花管理	宿根草	東浦口ゲート周辺	巡回工(普通作業員)	5.25人	リノリウム植付け準備 地掃き作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	9袋
	5	29	特殊管理	温室管理	ガーデンニング棟屋上	巡回工(普通作業員)	1.5人	地掃き作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	34袋
	6	4	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・南花壇	花畑植栽(9株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	98袋
	6	9	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	巡回工(普通作業員)	6人	集草及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	166袋
	6	17	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	4袋
	6	24	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	4人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	63袋
	7	15	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	巡回工(普通作業員)	3人	花苗補植作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	1袋
	7	21	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	4人	マルチング作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	50袋
	7	21	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	2人	追肥及びマルチング作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	50袋
	7	22	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	2人	マルチング作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	50袋
	7	23	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	1.25人	マルチング作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	18袋
	7	23	花壇管理	花壇管理	ビジター棟前マス型花壇	巡回工(普通作業員)	1.25人	マルチング作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	30袋
	7	28	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	巡回工(普通作業員)	3.5人	花苗補植作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	1袋
	7	31	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・西花壇	花畑植栽(16株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	60袋
	8	5	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	花壇植栽(16株/㎡)	104㎡	花苗植替え作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	14袋
	8	19	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	花畑植栽(16株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	394袋
	8	20	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	花畑植栽(16株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	176袋
	8	31	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	花畑植栽(16株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	152袋
	9	7	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	花壇植栽(16株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8袋
	9	9	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	花壇植栽(25株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	9袋
	9	9	花壇管理	花壇管理	花屋敷園路沿い花壇	花壇植栽(16株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	3袋
	9	10	中低木管理	Aランク	アジサイ	その他作業	1式	アジサイ鉢上げ作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	0.25袋
	9	10	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコピアリー」	立体植栽	31.7㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	8袋
	9	11	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	立体植栽	0㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	15袋
	10	27	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	花畑植栽(9株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	44袋
	11	6	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇	花畑植栽(16株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	26袋
	11	10	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	花壇植栽(16株/㎡)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	9袋
	11	12	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコピアリー」	立体植栽	0㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	1袋
	11	13	花壇管理	花壇管理	大地の虹南花壇	花壇植栽(9株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	10袋
	11	13	花壇管理	花壇管理	滝のテラス	花壇植栽(9株/㎡)	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	2袋
	11	13	花壇管理	立体花壇	立体花壇「タコピアリー」	立体植栽	31.7㎡	花苗植付け作業		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	4袋
	11	16	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	14袋
	11	16	草花管理	宿根草	移ろいの庭(黄昏の庭)	巡回工(普通作業員)	0.5人	真砂土投入作業		用土	真砂土10		2㎡
	11	17	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	花壇植栽(25株/㎡)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8袋
	11	17	花壇管理	花壇管理	花屋敷前花壇	球根植栽	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	5袋
	11	17	花壇管理	花壇管理	花屋敷園路沿い花壇	花壇植栽(16株/㎡)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	3袋
	11	18	花壇管理	花壇管理	ビジター棟前マス型花壇	巡回工(普通作業員)	2人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	4袋
	11	18	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	5袋
	11	18	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	球根植栽	0㎡	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	14袋

令和2年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
	11	19	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	球根植栽	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	228 袋
	11	24	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	巡回工(普通作業員)	8 人	花壇形状変更 芝刈り及び芝張り作業		用土	おろし真砂土		3 m ³
	11	25	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	球根植栽	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	228 袋
	11	26	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	巡回工(普通作業員)	1.5 人	芝張り作業		用土	おろし真砂土		1 m ³
	11	27	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	球根植栽	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	50 袋
	11	27	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	その他作業	1 式	花壇形状変更 聖地及び真砂土投入作業		用土	おろし真砂土		14 m ³
	11	30	草花管理	宿根草	バームガーデン	巡回工(普通作業員)	5 人	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	249 袋
	12	1	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	1 人	地拵え作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	16 袋
	12	3	花壇管理	花壇管理	東浦口ゲート周辺(トイレ棟横)	花壇植栽(25株/m ²)	0 m ²	花苗抜取り及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8 袋
	12	4	花壇管理	花壇管理	連絡口ゲート周辺	巡回工(普通作業員)	1 人	地ごしらえ作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	6 袋
	12	8	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	1.5 人	芝切り及び耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	20 袋
	12	21	草花管理	宿根草	移ろいの庭(黄昏の庭)他	巡回工(普通作業員)	3 人	芝張り作業		用土	おろし真砂土		0.5 m ³
2021	1	18	高木管理	Aランク	春一番の丘	巡回工(造園工)	2 人	サクラ植栽準備 土壌改良作業		土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	190 袋
	1	29	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	3 袋
	2	3	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	4 袋
	2	6	中低木管理	Bランク	大地の虹	巡回工(普通作業員)	1.5 人	オウゴンマサキ植栽準備作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	5 袋
	2	12	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	6.5 袋
	2	12	草花管理	宿根草	ビジター棟2F花壇	巡回工(普通作業員)	1.75 人	用土投入作業		用土	ピバソイル	30L/袋	100 袋
	2	16	高木管理	Aランク	春一番の丘	巡回工(造園工)	3 人	サクラ苗木植付け作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	10 袋
	2	16	高木管理	Aランク	春一番の丘	巡回工(造園工)				土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	10 袋
	2	18	芝生管理	Cランク	春一番の丘	巡回工(普通作業員)	3 人	芝生補植作業	(鉢周り)	用土	おろし真砂土		1 m ³
	2	18	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(バラ苗植栽)	土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	15 袋
	2	21	花壇管理	花壇管理	花の丘道(コテージガーデン)他	その他作業	1 式	海峽フレンズコテージガーデン作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	15 袋
	2	25	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	2.5 袋
	3	1	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	2.5 人	地拵え作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	12 袋
	3	3	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	花畑植栽(16株/m ²)	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	63 袋
	3	4	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	1 袋
	3	8	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	花畑植栽(16株/m ²)	0 m ²	耕耘作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	34 袋
	3	9	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	4 袋
	3	9	花壇管理	花壇管理	ポプラの丘周辺(淡路フォトリング)	巡回工(普通作業員)	1 人	地拵え作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	16 袋
	3	10	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	花壇植栽(16株/m ²)	60 m ²	花苗植替え作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8 袋
	3	22	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	7 袋

農業、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)

令和3年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
2021	4	10	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	300 ㊦	殺虫剤散布	(対象:立枯れ病他)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	300 g
4	19	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	500 ㊦	殺虫剤散布	(対象:シノコキウイムシ)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	250 g	
4	19	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	1.5 人	枯れ枝処分作業	(サクラ)	農業	トップジンMペースト	1kg/本	1 本	
4	19	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	0 ㊦	殺菌剤散布作業	(対象:褐斑病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	500 g	
4	20	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	500 ㊦	殺虫剤散布作業	(対象:シノコキウイムシ)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	250 g	
4	20	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除		殺菌剤散布作業	(対象:褐斑病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	500 g	
4	20	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(病虫害防除15L、対象:うどん粉病、黒星病)	農業	サポロール乳剤	500ml/本	15 ml	
4	20	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業		PCS バラ等管理作業	(病虫害防除15L、対象:アブラムシ他)	農業	オルトラン液剤(300ml)	300ml/本	30 ml	
4	21	草花管理	宿根草	花の丘道	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:ランシキユススのハマグリハエ駆除)	農業	オルトラン液剤(300ml)	300ml/本	30 ml	
4	30	高木管理	Cランク	花の中海周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:カシワノキ、シダレヤナギ7本、ケムシ等)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	50 ml	
5	4	花壇管理	立体花壇	立体花壇「花火鳥」	その他作業	1 式	殺菌剤散布	(対象:ビオラ、黒点病、100%)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	100 g	
5	11	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(病虫害防除30L、対象:コガネムシ他)	農業	ベニカR乳剤	100ml/本	120 ml	
5	11	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業		PCS バラ等管理作業	(病虫害防除30L、対象:黒星病)	農業	トップジンMゾル	500ml/本	30 ml	
5	20	-		春一番の丘					農業	ハイパーX粒剤	5kg/袋	1.5 kg	
5	25	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	400 ㊦	殺虫剤散布		農業	トレポソール乳剤	500ml/本	400 ml	
5	25	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除		殺菌剤散布		農業	トップジンM水和剤	500g/袋	400 g	
5	26	高木管理	Cランク	芝生広場・夢っコランド周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:ウバメガシ10本、ケムシ)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	15 ml	
5	29	中低木管理	Aランク	ツツジ	その他作業	1 式	殺菌剤散布	(対象:ツツジ類褐斑病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	200 g	
5	31	中低木管理	Aランク	アジサイ	その他作業	1 式	殺菌剤散布	(対象:アジサイ、褐斑病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	500 g	
6	1	中低木管理	Aランク	アジサイ	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布	(対象:アジサイ3,545㎡、褐斑病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	500 g	
6	1	高木管理	Cランク	ポプラの丘	巡回工(造園工)	2 人	防虫剤(バイオナシ)設置	(対象:イタリアポプラ等、ゴマダラカミキリ)	農業	バイオナシスリム		200 本	
6	1	高木管理	Cランク	園内全域	その他作業	1 式	殺菌剤樹幹注入	(対象:カシノナガキウイムシ)	農業	ウツキンゴDASH	50ml/本	150 本	
6	1	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(液量20L、対象:コガネムシ他)	農業	オルトラン液剤(300ml)	300ml/本	40 ml	
6	1	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業		PCS バラ等管理作業	(液量20L、対象:うどん粉病、黒星病)	農業	サポロール乳剤	500ml/本	20 ml	
6	2	高木管理	Cランク	水の棚田周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:モミジハフウ、クスサン)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	300 ml	
6	8	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(液量5L、対象:うどん粉病、黒星病)	農業	サポロール乳剤	500ml/本	5 ml	
6	8	花壇管理	花壇管理	立体花壇「花火鳥」周辺	病虫害防除		殺虫剤散布	(粒剤、耕耘時に土壌混和)	農業	ダイアジン粒剤5	3kg/袋	1 kg	
6	15	高木管理	Cランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:ケヤキ5本、シンクイムシ)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	20 g	
6	15	高木管理	Cランク	花の中海周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:シダレヤナギ7本、ハマキムシ)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	10 ml	
6	17	高木管理	Cランク	園内全域	病虫害防除	1000 ㊦	殺虫剤散布	(対象:ゴマダラカミキリ、2000倍)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	2150 g	
6	21	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(薬剤散布:20L、対象:黒星病・うどんこ病)	農業	トップジンMゾル	500ml/本	20 ml	
6	21	中低木管理	Bランク	移ろいの庭	その他作業	1 式	殺菌剤散布	(対象:ビオウヤナギ等、さび病)	農業	トップジンMゾル	500ml/本	30 ml	
6	23	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・南花壇	病虫害防除	240 ㊦	殺菌剤散布	(対象:うどんこ病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	240 g	
6	29	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	240 ㊦	殺虫剤散布	(対象:ヨトウムシ他)	農業	オルトラン水和剤	500g/袋	240 g	
6	29	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除		殺菌剤散布	(対象:うどん粉病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	240 g	
6	30	中低木管理	Bランク	管理棟(N工区)	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:ボックスウッド、ツゲノメイガ)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	20 ml	
6	30	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	病虫害防除	180 ㊦	殺虫剤散布	(対象:ヨトウムシ他)	農業	オルトラン水和剤	500g/袋	180 g	
6	30	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	病虫害防除		殺菌剤散布	(対象:うどん粉病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	180 g	
7	5	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇・ポプラの丘(南花壇)	病虫害防除	490 ㊦	殺菌剤散布	(対象:べと病他)	農業	オーソサイド80水和剤	1kg/袋	817 g	
7	10	高木管理	Cランク	芝生広場・夢っコランド周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:アメリカフウ、イラガ)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	200 ml	
7	12	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(薬剤散布:45L、対象:黒星病・うどんこ病、イモムシ類他)	農業	オルトラン液剤(300ml)	300ml/本	30 ml	
7	12	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業		PCS バラ等管理作業		農業	トップジンMゾル	500ml/本	30 ml	
7	20	高木管理	Dランク	園内全域	病虫害防除	200 ㊦	殺虫剤散布	(対象:カナリヤシ、ヤシオオサザノムシ)	農業	スミバインMC	12L/缶	4 L	
7	26	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇他	病虫害防除	150 ㊦	殺菌剤散布	(対象:立枯れ病他)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	150 g	
7	27	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	1 人	病虫害防除(人力散布)	(対象:ゴマダラカミキリ・20本)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	750 g	
7	28	高木管理	Cランク	園内全域	巡回工(造園工)	1 人	病虫害防除(人力散布)	(対象:ゴマダラカミキリ・30本)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	750 g	
7	30	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	病虫害防除	420 ㊦	殺虫剤散布	(対象:コガネムシ)	農業	ダントツ水溶剤	250g/本	210 g	
8	2	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(殺虫剤散布(対象:コガネムシ他))	農業	オルトラン粒剤	3kg/袋	3 Kg	
8	4	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・西花壇	巡回工(普通作業員)	0.5 人	殺虫剤散布	(粒剤、対象:ヨトウムシ他)	農業	ダイアジン粒剤5	3kg/袋	2.8 kg	
8	6	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	巡回工(普通作業員)	0.5 人	殺虫剤散布	(粒剤、対象:ヨトウムシ他)	農業	ダイアジン粒剤5	3kg/袋	7.3 kg	
8	10	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・中央花壇	巡回工(普通作業員)	0.5 人	殺虫剤散布	(粒剤、対象:ヨトウムシ他)	農業	ダイアジン粒剤5	3kg/袋	1.7 kg	
8	20	中低木管理	Aランク	フヨウ	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:アブラムシ、15%)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	15 ml	
8	21	中低木管理	Bランク	管理棟(N工区)	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:ボックスウッド・ツゲノメイガ、20%)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	20 ml	
8	24	高木管理	Cランク	芝生広場・夢っコランド周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:ウバメガシ・ケムシ、20%)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	20 ml	
8	25	草花管理	宿根草	海のテラス、花の丘道、温室	その他作業	1 式	殺虫剤散布		農業	オルトラン液剤(300ml)	300ml/本	5 ml	
8	25	草花管理	宿根草	海のテラス、花の丘道、温室	その他作業		殺菌剤散布		農業	サポロール乳剤	500ml/本	5 ml	
8	25	高木管理	Cランク	芝生広場・夢っコランド周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:ウバメガシ・ケムシ、20%)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	20 ml	
8	26	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	巡回工(普通作業員)	0.25 人	殺虫剤散布	(対象:ヨトウムシ)	農業	ダイアジン粒剤5	3kg/袋	4.8 kg	
8	27	高木管理	Cランク	芝生広場・夢っコランド周辺	その他作業	1 式	殺虫剤散布	(対象:ウバメガシ・ケムシ、20%)	農業	トレポソール乳剤	500ml/本	20 ml	
8	27	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除	320 ㊦	殺虫剤散布	(対象:ヨトウムシ他)	農業	オルトラン水和剤	500g/袋	320 g	
8	27	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘	病虫害防除		殺菌剤散布	(対象:うどん粉病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	320 g	
8	30	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘・南花壇	巡回工(普通作業員)	0.25 人	殺虫剤散布	(対象:ヨトウムシ)	農業	ダイアジン粒剤5	3kg/袋	3.7 kg	
9	7	花壇管理	花壇管理	淡路口ゲート前他	巡回工(普通作業員)	2 人	地直し及び整理整頓(除草機等含む)		農業	ダイアジン粒剤5	3kg/袋	0.2 kg	
9	7	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	1.5 人	耕転及び整地(殺虫剤散布含む)		農業	ダイアジン粒剤5	3kg/袋	3 kg	
9	9	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(病虫害防除30L、対象:黒星病他)	農業	サポロール乳剤	500ml/本	30 ml	
9	11	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除	400 ㊦	殺虫剤散布	(対象:アブラムシ)	農業	オルトラン水和剤	500g/袋	400 g	
9	11	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	病虫害防除		殺菌剤散布	(対象:うどんこ病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	400 g	
9	15	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇・ポプラの丘(南花壇)	病虫害防除	500 ㊦	殺菌剤散布	(対象:うどんこ病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	500 g	
9	15	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇・ポプラの丘(南花壇)	病虫害防除		殺虫剤散布	(対象:アブラムシ)	農業	オルトラン水和剤	500g/袋	500 g	
9	24	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除	150 ㊦	殺虫剤散布	(対象:アブラムシ)	農業	オルトラン水和剤	500g/袋	150 g	
9	24	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	病虫害防除		殺菌剤散布	(対象:うどんこ病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	150 g	
9	25	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	病虫害防除	200 ㊦	殺虫剤散布	(対象:アブラムシ)	農業	オルトラン水和剤	500g/袋	200 g	
9	25	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	病虫害防除		殺菌剤散布	(対象:うどんこ病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	200 g	
9	29	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘西花壇・中央花壇	病虫害防除	320 ㊦	殺虫剤散布	(対象:アブラムシ)	農業	オルトラン水和剤	500g/袋	320 g	
9	29	花壇管理	花畑管理	ポプラの丘西花壇・中央花壇	病虫害防除		殺菌剤散布	(対象:うどんこ病)	農業	トップジンM水和剤	500g/袋	320 g	
10	1	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1 式	PCS バラ等管理作業	(病虫害防除:30L、対象:アブラムシ他)	農業	オルトラン液剤(300ml)	300ml/本	100 ml	
10	1	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業		PCS バラ等管理作業	(病虫害防除:30L、対象:うどん粉病他)	農業	トップジンMゾル	500ml/本	30 ml	

令和3年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量
	9	7	花壇管理	花壇管理	淡路口ゲート前他	巡回工(普通作業員)	2人	地ごしらえ及び整理剪定	(殺虫剤散布含む)	化成肥料	マグアンプK	20kg/袋	0.2袋
	9	7	花壇管理	花壇管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	1.5人	耕耘及び整地	(殺虫剤散布含む)	有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1.3袋
	9	9	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業	(病虫害防除30L、対象:黒星病他)	有機肥料	マイローズばらの肥料	1.6kg/袋	1.5袋
	9	10	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	花壇植栽(16株/m)	60㎡	耕耘及び花苗植付け		化成肥料	バーディラージ	20kg/袋	0.3袋
	9	13	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	花壇植栽(16株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		化成肥料	バーディラージ	20kg/袋	0.2袋
	9	15	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」	巡回工(普通作業員)	5.25人	花苗植付け		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2袋
	11	2	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	4人	花壇造成	(耕耘株分け及び植え戻し)	化成肥料	バーディラージ	20kg/袋	1袋
	11	2	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)				有機肥料	グリーン48	20kg/袋	0.5袋
	11	4	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭	花壇植栽(9株/m)	0㎡	花苗抜き取り		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.9袋
	11	8	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇	花壇植栽(16株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.55袋
	11	9	花壇管理	花壇管理	立体花壇「花火鳥」周辺	花壇植栽(16株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.5袋
	11	9	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	巡回工(普通作業員)	1人	耕耘		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2袋
	11	9	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	花壇植栽(16株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.26袋
	11	16	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	花壇植栽(16株/m)	71㎡	耕耘及び花苗植付け		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.2袋
	11	25	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1式	地上絵(施肥)		化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	0.75袋
	11	25	花壇管理	花壇管理	大地の虹南花壇	球根植栽	0㎡	耕耘		有機肥料	グリーン48	20kg/袋	6.2袋
	11	26	花壇管理	花壇管理	大地の虹北花壇	球根植栽	0㎡	除草及び耕耘		有機肥料	グリーン48	20kg/袋	9.9袋
	11	29	花壇管理	花壇管理	ポプラの丘	球根植栽	0㎡	除草及び耕耘		有機肥料	グリーン48	20kg/袋	13.7袋
	12	4	花壇管理	花壇管理	東浦口ゲート周辺(トイレ棟横)他	巡回工(普通作業員)	1.5人	耕耘		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.1袋
	12	14	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業	(施肥)	有機肥料	粒状骨粉	5kg/袋	1袋
	12	15	花壇管理	花壇管理	春一番の丘周辺	雑工(軽作業員)	3人	花苗植付け	(木製プランター)	化成肥料	バーディラージ	20kg/袋	1袋
	12	27	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭	雑工(軽作業員)	0.25人	追肥		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.7袋
2022	1	19	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」	雑工(軽作業員)	1人	花がら摘み及び補植	花がら摘み及び補植	有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.05袋
	1	20	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1式	地上絵液肥散布	(500L、1回目)	液体肥料	アグロ1号	10L/本	1ℓ
	1	28	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業	(施肥等)	有機肥料	マイローズばらの肥料	1.6kg/袋	2袋
	1	28	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	地上絵液肥散布	(500L、2回目)	液体肥料	アグロ1号	10L/本	1ℓ
	2	3	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1式	地上絵液肥散布	(500L、2回目)	液体肥料	アグロ1号	10L/本	1ℓ
	2	17	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業	(バラ植栽・剪定)	有機肥料	粒状骨粉	5kg/袋	1袋
	2	18	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業	(バラ植栽・剪定)	有機肥料	発酵油かす	10kg/袋	1袋
	2	21	花壇管理	花壇管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	4人	耕耘		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1.25袋
	2	25	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1式	地上絵液肥散布	(500L、3回目)	液体肥料	アグロ1号	10L/本	1ℓ
	2	25	高木管理	Aランク	春一番の丘	巡回工(普通作業員)	2.5人	サクラ苗木植栽		化成肥料	バーディラージ	20kg/袋	11kg
	2	28	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(普通作業員)	1.5人	施肥	(苗木等)	化成肥料	ウッドエース4号	20kg/袋	45kg
	2	28	草花管理	宿根草	花の丘道(クリスマスローズガーデン)	雑工(軽作業員)	0.5人	施肥	(粒肥)	有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1袋
	3	1	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	巡回工(普通作業員)	0.25人	耕耘	(肥料散布)	有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.26袋
	3	1	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭	花壇植栽(16株/m)	0㎡	耕耘	(肥料散布)	有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	0.67袋
	3	2	高木管理	Aランク	園内全域	施肥(樹木用込肥料)	400本	サクラ		化成肥料	グリーンパイル・ラージ	15kg/袋	400本
	3	14	花壇管理	花壇管理	ポプラの丘・大地の虹南花壇	施肥(粒肥)	2479㎡	追肥		有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	6.2袋
	3	17	芝生管理	Aランク	移ろいの庭	その他作業	1式	地上絵施肥	(2回目)	化成肥料	ネオターフ268	20kg/袋	15kg
	3	25	草花管理	宿根草	パームガーデン・海のテラス	その他作業		追肥	(ランタンキュラス)	有機肥料	アミノ肥料 新特一号	20kg/袋	1袋
	3	28	高木管理	Aランク	天壇テラス	その他作業	1式	施肥	(薄色寒桜)	化成肥料	バーディラージ	20kg/袋	2kg
			土壌改良										
2021	4	2	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	5袋
	4	6	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇	花壇植栽(16株/m)	203㎡	花苗植替え作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	26袋
	4	7	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業	(バラ苗植栽)	土壌改良材	グローアップ	40L/袋	14袋
	4	12	花壇管理	花壇管理	オープンガーデン	巡回工(普通作業員)	0.5人	地ごしらえ作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	20袋
	4	20	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業	(花苗植付け作業)	土壌改良材	グローアップ	40L/袋	6袋
	4	26	花壇管理	花壇管理	花屋敷前花壇	花壇植栽	1人	耕耘作業		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	14袋
	4	27	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	2.25人	苗木植付け作業	(イペー・ジャカランダ・アーモンド)	土壌改良材	日向向か石(小粒)	18L/袋	29袋
	4	27	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)				土壌改良材	グローアップ	40L/袋	29袋
	5	10	草花管理	宿根草	陽だまりの丘(球根地)	巡回工(普通作業員)	3人	耕耘		土壌改良材	日向向か石(小粒)	18L/袋	34袋
	5	14	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	巡回工(普通作業員)	2.25人	耕耘		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	14袋
	5	31	花壇管理	花壇管理	大地の虹南花壇	花壇植栽(9株/m)	0㎡	耕耘		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	10袋
	5	31	花壇管理	花壇管理	花屋敷前花壇	花壇植栽(9株/m)	0㎡	耕耘		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	5袋
	5	31	花壇管理	花壇管理	花屋敷園路沿い花壇	花壇植栽(16株/m)	0㎡	耕耘		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	2.5袋
	5	31	花壇管理	花壇管理	東浦口ゲート周辺(トイレ棟横)	巡回工(普通作業員)	0.25人	耕耘		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	6.5袋
	6	2	高木管理	Aランク	園内全域	巡回工(普通作業員)	6人	苗木植付け	(ジャカランダ・イペー等)土壌改良	土壌改良材	グローアップ	40L/袋	31袋
	6	2	花壇管理	花壇管理	滝のテラス	雑工(軽作業員)	2人	花苗植付け		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	2袋
	6	3	花壇管理	花壇管理	連絡口ゲート周辺花壇	巡回工(普通作業員)	1人	地ごしらえ		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	4袋
	6	5	花壇管理	花壇管理	ポプラの丘	巡回工(普通作業員)	2人	耕耘		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	21袋
	6	8	花壇管理	花壇管理	立体花壇「花火鳥」周辺	花壇植栽(9株/m)	0㎡	耕耘		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	23袋
	6	11	花壇管理	花壇管理	ポプラの丘・南花壇	花壇植栽(9株/m)	0㎡	耕耘		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	77袋
	6	15	花壇管理	花壇管理	大地の虹南花壇	花壇植栽(9株/m)	0㎡	耕耘		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	81袋
	6	21	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭	花壇植栽(9株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	44袋
	6	22	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	花壇植栽(9株/m)	0㎡	耕耘		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8袋
	6	23	花壇管理	花壇管理	淡路フォトリング花壇	巡回工(普通作業員)	1.5人	花苗抜き取り及び耕耘		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	5袋
	6	28	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	2人	耕耘		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	20袋
	7	2	花壇管理	花壇管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	3人	耕耘(補助)		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	63袋
	7	5	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇	花壇植栽(9株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	26袋
	7	9	花壇管理	花壇管理	大地の虹北花壇	巡回工(普通作業員)	0.5人	耕耘(補助)		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	14袋
	9	1	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭	花壇植栽(16株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	42袋
	9	13	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	花壇植栽(16株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	9袋
	9	15	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」	巡回工(普通作業員)	5.25人	花苗植付け		土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	8袋
	9	21	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCS バラ等管理作業	(除草及び花苗植付け作業)	土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	5袋
	10	29	草花管理	宿根草	淡路口ゲート周辺	巡回工(普通作業員)	2.5人	花壇造成	(抜根・碎石除去・耕耘)	土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	15袋
	11	2	草花管理	宿根草	花の丘道周辺	巡回工(普通作業員)	4人	花壇造成	(耕耘株分け及び植え戻し)	土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	40袋
	11	4	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭	花壇植栽(9株/m)	0㎡	花苗抜き取り		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	44袋
	11	8	花壇管理	花壇管理	夢舞台交差点花壇	花壇植栽(16株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	26袋
	11	9	花壇管理	花壇管理	立体花壇「花火鳥」周辺	花壇植栽(16株/m)	0㎡	花苗抜き取り及び耕耘		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	23袋

令和3年度

年	月	日	区分	規格	施工箇所	工種	施工数量	作業内容	備考	種別	使用材料名	規格	数量	
	11	9	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇	巡回工(普通作業員)	1人	耕耘			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8袋
	11	9	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	花壇植栽(16株/m ²)	0m ²	花苗抜き及び耕耘			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	13袋
	11	16	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」周辺	花壇植栽(16株/m ²)	71m ²	耕耘及び花苗植付け			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	9袋
	11	16	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」	巡回工(普通作業員)	8人	花苗植付け			土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	6袋
	12	1	花壇管理	花壇管理	ポプラの丘	球根植栽	0m ²	耕耘			土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	48袋
	12	2	花壇管理	花壇管理	ポプラの丘	球根植栽	0m ²	耕耘及び位置出し			土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	20袋
	12	3	花壇管理	花壇管理	滝のテラス	花壇植栽(16株/m ²)	12m ²	花苗植替え			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	2袋
	12	3	草花管理	宿根草	海のテラス周辺	巡回工(普通作業員)	4.5人	抜根及び耕耘			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	30袋
	12	4	花壇管理	花壇管理	東浦口ゲート周辺(トイレ棟横)他	巡回工(普通作業員)	1.5人	耕耘			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	8袋
	12	10	花壇管理	花壇管理	ガーデニング棟前花壇	その他作業	1式	海峡フレンズ園芸福祉			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	4袋
	12	14	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCSバラ等管理作業	(施肥)		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	5袋
	12	17	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCSバラ等管理作業	(施肥)		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	4袋
	12	20	花壇管理	花壇管理	大地の虹北花壇	巡回工(普通作業員)	4人	マルチング			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	470袋
	12	22	花壇管理	花壇管理	大地の虹南花壇	巡回工(普通作業員)	9人	マルチング			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	392袋
	12	24	花壇管理	花壇管理	花の丘道半円形花壇他	巡回工(普通作業員)	3人	マルチング			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	45袋
2022	1	10	花壇管理	花壇管理	植物発生材処理作業地周辺	巡回工(造園工)	1人	マルチング用土攪拌			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	399袋
	1	11	高木管理	Aランク	春一番の丘	巡回工(普通作業員)	2人	サクラ苗木植栽(土壌改良)			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	93袋
	1	12	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCSバラ等管理作業	(施肥)		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	2袋
	1	17	中低木管理	Aランク	アジサイ	巡回工(普通作業員)	2人	アジサイ植栽(土壌改良)			土壌改良材	草チップ材		13m ³
	1	18	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCSバラ等管理作業	(施肥)		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	1袋
	1	18	花壇管理	花壇管理	大地の虹北花壇	巡回工(普通作業員)	3人	マルチング			土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	25袋
	1	19	花壇管理	花壇管理	立体花壇「タコピアリー」	雑工(軽作業員)	1人	花がら摘み及び補植			土壌改良材	ベストミックス3号	120L/袋	0.5袋
	1	28	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCSバラ等管理作業	(施肥等)		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	2袋
	2	3	中低木管理	Aランク	アジサイ	巡回工(普通作業員)	1.5人	アジサイ植栽(位置出し・土壌改良)			土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	99袋
	2	8	草花管理	宿根草	陽だまりの丘(球根地)	巡回工(普通作業員)	4人	耕耘	(土壌改良材散布)		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	281袋
	2	16	花壇管理	花壇管理	ポプラの丘	巡回工(普通作業員)	4人	マルチング			土壌改良材	グローアップ	40L/袋	128袋
	2	17	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCSバラ等管理作業	(バラ植栽・剪定)		土壌改良材	リサイクル堆肥	40L/袋	3袋
	2	17	花壇管理	花壇管理	淡路フォトリング花壇	巡回工(普通作業員)	0.5人	マルチング			土壌改良材	グローアップ	40L/袋	5袋
	2	18	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭(黄昏の庭)	その他作業	1式	PCSバラ等管理作業	(バラ植栽・剪定)		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	2袋
	2	21	花壇管理	花壇管理	陽だまりの丘	巡回工(普通作業員)	4人	耕耘			土壌改良材	グローアップ	40L/袋	62袋
	2	25	草花管理	宿根草	陽だまりの丘(球根地)	巡回工(普通作業員)	1.5人	耕耘			土壌改良材	日向かる石(小粒)	18L/袋	40袋
	3	1	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭階段花壇	巡回工(普通作業員)	0.25人	耕耘	(肥料散布)		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	14袋
	3	1	花壇管理	花壇管理	移ろいの庭	花壇植栽(16株/m ²)	0m ²	耕耘	(肥料散布)		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	34袋
	3	23	中低木管理	Aランク	園内全域	巡回工(造園工)	4人	移植準備 土壌改良	(オオデマリ、ニンジンボク等)		土壌改良材	グローアップ	40L/袋	39袋

農業、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)

平成30年度

農薬(商品)名	成分名	区分1	区分2	剤形	使用日	使用場所	使用作物名	使用回数	使用量	管理区分	備考		
農薬													
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	H30.5.29	小野水田蓮田上②	イネ	1回	500 ml	水田管理	水田初期除草に使用		
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	H30.6.8	小野水田蓮田下②	イネ	1回	500 ml	水田管理	水田初期除草に使用		
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	H30.6.12	小野水田蓮田上①	イネ	1回	500 ml	水田管理	水田初期除草に使用		
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.9.3	白拍子畑	ジャガイモ	1回	48 kg	畑管理	初期殺虫に使用		
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.9.4	白拍子畑・小野畑	ニンジン・ハツカダイコン	1回			初期殺虫に使用		
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.9.12	小野畑	ダイコン	1回			初期殺虫に使用		
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.9.13	白拍子畑	シュンギク・ラッキョウ・ホウレンソウ	1回			初期殺虫に使用		
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.9.19	小野畑	ダイコン	1回			初期殺虫に使用		
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.9.21	白拍子畑	ブロッコリー	1回			初期殺虫に使用		
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.9.22	小野畑	キャベツ・ハクサイ・レタス	1回			24 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.9.23	小野畑	カブ・コマツナ・ホウレンソウ	1回					初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.9.26	小野畑	ニンニク	1回	初期殺虫に使用				
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.10.3	小野畑	コマツナ	1回	初期殺虫に使用				
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.10.6	白拍子畑	ホウレンソウ	1回	初期殺虫に使用				
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.11.2	白拍子畑	タマネギ	1回	初期殺虫に使用				
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.11.3	白拍子畑	タマネギ	1回	初期殺虫に使用				
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.11.9	小野畑	タマネギ・ミズナ	1回	初期殺虫に使用				
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.11.10	小野畑	タマネギ・ミズナ	1回	初期殺虫に使用				
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.11.13	小野畑	タマネギ	1回	初期殺虫に使用				
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H30.11.14	小野畑	タマネギ・ナバナ	1回	初期殺虫に使用				

農業、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)
平成30年度

日付	工種	作業内容	材料	使用数量	単位	作業範囲	単位	施工箇所	備考
肥料									
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	32,100	g	116	本	うめ林	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	5,800	g	28	本	温州みかん園	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	10,400	g	35	本	大型駐車場	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	14,600	g	55	本	くり林	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	11,200	g	43	本	さくら山	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	600	g	3	本	サンデン(葉草園)	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	2,100	g	10	本	白拍子の家	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	2,500	g	15	本	長屋門・農村舞台	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	15,900	g	77	本	もみじ谷	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	マグアンプK(小粒)	160	kg	563	m	もも林	ナノハナ植栽
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	15,500	g	77	本	もも林	植栽果樹等管理
H31.2	果樹雑工	施肥	ちから1号普通粒	800	g	3	本	相談ヶ辻の家	植栽果樹等管理
H30.4.1-H31.3.31	水田管理工	施肥	PKセーブ488エコ 20kg	300	kg	4,880	m	水田	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	施肥	亜リン酸粒状2号 10kg	100	kg	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	施肥	国産高度化成 20kg	20	kg	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	施肥	兵庫六甲園芸化成 20kg	200	kg	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	施肥	ひょうご六甲園芸化成S533	100	kg	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	施肥	兵庫六甲園芸化成S533	400	kg	3,674	m	畑	農作物管理
土壌改良									
H30.5	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	2,100	ℓ	206.5	m	もも林	ヒマワリ植栽
H30.5	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	10	m	206.5	m	もも林	ヒマワリ植栽
H30.7	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	2,000	ℓ	203	m	もも林	コスモス植栽
H30.9	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	135	ℓ	9	m	園内各地花壇(園路沿い等)	コスモス植栽
H30.9	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	60	ℓ	2	m	白拍子のにわ(白拍子の家)	コスモス植栽
H30.9	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	120	ℓ	4	m	相談ヶ辻のにわ(相談ヶ辻の家)	コスモス植栽
H30.9	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	300	ℓ	5	台	樽プランター	トレニア・テルスタ植栽
H30.9	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	41	ℓ	2	m	農家のにわ(伝庫の家)①②③	コスモス植栽
H30.9	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	150	ℓ	10	台	プランター	トレニア・テルスタ植栽
H30.9	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	120	ℓ	4	m	もも林	コスモス植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	300	ℓ	11	m	藍那口(藍那口ゲート前花壇)	ハボタン等植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	165	ℓ	11	m	園内各地花壇(園路沿い等)	ハボタン等植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	100	ℓ	5	台	サインプランター	ハボタン等植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	60	ℓ	2	m	白拍子のにわ(白拍子の家)	ハボタン等植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	120	ℓ	3.75	m	相談ヶ辻のにわ(相談ヶ辻の家)	ハボタン等植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	32	ℓ	2	m	農家のにわ(伝庫の家)①	ハボタン等植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	6	ℓ	0.28	m	農家のにわ(伝庫の家)②	ハボタン等植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	3	ℓ	0.11	m	農家のにわ(伝庫の家)③	ハボタン等植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	30	ℓ	2	台	プランター2基 白拍子の家軒先	ハボタン等植栽
H30.11	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	45	ℓ	3	台	プランター3基 他長屋門周辺	ハボタン等植栽
H31.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	0.5	m	10	m	しあわせの村連絡口	ナノハナ植栽
H31.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	200	ℓ	10	m	しあわせの村連絡口	ナノハナ植栽
H31.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	60	ℓ	2	m	白拍子のにわ(白拍子の家)	ナノハナ植栽
H31.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	120	ℓ	3.75	m	相談ヶ辻のにわ(相談ヶ辻の家)	ナノハナ植栽
H31.2	草花雑工	土壌改良	バーク堆肥	100	kg	18	m	長屋門前イレ周辺	ナノハナ植栽
H31.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	32	ℓ	2	m	農家のにわ(伝庫の家)①	ナノハナ植栽
H31.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	6	ℓ	0.28	m	農家のにわ(伝庫の家)②	ナノハナ植栽
H31.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	3	ℓ	0.11	m	農家のにわ(伝庫の家)③	ナノハナ植栽
H31.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	6,000	ℓ	563	m	もも林	ナノハナ植栽
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	土壌改良	牛ふん堆肥(軽トラ1台分)	24	軽トラ	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	土壌改良	菜種粕 20kg	20	kg	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	土壌改良	苦土石灰(粉)20kg	20	kg	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	土壌改良	マザーソイルネオ 30L	750	L	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	土壌改良	やさいばたけ	240	kg	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	土壌改良	菜種粕 20kg	200	kg	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	土壌改良	石灰窒素(粒)20KG	60	kg	3,674	m	畑	農作物管理
H30.4.1-H31.3.31	畑管理工	土壌改良	畑用肥料	20	kg	3,674	m	畑	農作物管理

農薬、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)

平成31年度(令和元年度)

農薬(商品)名	成分名	区分1	区分2	剤形	使用日	使用場所	使用作物名	使用回数	使用量	管理区分	備考
農薬											
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	H31. 6.10	小野水田蓮田上①	イネ	1回	1500 ml	水田管理	水田初期除草に使用
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	H31. 6.10	小野水田蓮田上②	イネ	1回			水田初期除草に使用
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	H31. 6.10	小野水田蓮田下②	イネ	1回			水田初期除草に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 9.6	小野畑	ニンジン	1回	4 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 9.9	小野畑	ダイコン	1回	5 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 9.10	小野畑	ダイコン	1回	5 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 9.11	白拍子畑	ダイコン	1回	5 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 9.12	小野畑池上	ダイコン・カブ	1回	6 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 9.14	小野畑池上下	ニンニク・ハクサイ・レタス・キャベツ	1回	5 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 9.6	小野畑	ホウレンソウ	1回	3 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 9.6	白拍子畑	ブロッコリー	1回	3 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 9.6	白拍子畑	ネギ	1回	3 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 10.4	小野畑池下	ホウレンソウ	1回	3 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 10.6	小野畑池下	コマツナ	1回	3 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	H31. 10.9	小野畑池下	コマツナ	1回	3 kg	畑管理	初期殺虫に使用
ダコニール1000	TPN	普通物	殺菌剤	水和剤	H31. 10.3	長屋門前トイレ花壇	コスモス	1回	5 ml	草花管理	うどんこ病対処に使用

農薬、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)
平成31年度(令和元年度)

日付	工種	作業内容	材料	使用数量	単位	作業範囲	単位	施工箇所	備考
肥料									
H31.4	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	35	kg	348	㎡	もも林	コスモス播種
H31.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(小粒)	2	kg	10	㎡	しあわせの村連絡口	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(小粒)	0.40	kg	2	㎡	白拍子のにわ	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(小粒)	0.06	kg	0.28	㎡	農家のにわ②	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(小粒)	0.02	kg	0.11	㎡	農家のにわ③	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(小粒)	1	kg	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(小粒)	4	kg	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	コスモス植栽
H31.4.1-R2.1.31	水田管理工	施肥	PKセーブ488エコ 20kg	300	kg	4,880	㎡	水田	農作物管理
H31.4.1-R2.1.31	畑管理工	施肥	ほごえに有機	160	kg	4,880	㎡	水田	農作物管理
H31.4.1-R2.1.31	畑管理工	施肥	兵庫六甲園芸化成S533	520	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
H31.4.1-R2.1.31	畑管理工	施肥	マルチサポート 20kg	100	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	3	kg	11	㎡	藍那口	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	3	kg	13	㎡	うめ林	ナノハナ植栽
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	31,000	g	112	本	うめ林	植栽果樹等管理
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	5,200	g	25	本	温州みかん園	植栽果樹等管理
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	8,600	g	29	本	大型駐車場	植栽果樹等管理
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	15,000	g	75	本	かんきつ山	植栽果樹等管理
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	5	台	菊鉢10号	ナノハナ植栽
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	13,500	g	50	本	くり林	植栽果樹等管理
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	5	台	サインプランター	ナノハナ植栽
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	11,000	g	42	本	さくら山	植栽果樹等管理
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	5	kg	46	㎡	里の花道	ナノハナ植栽
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	600	g	3	本	サンデン休憩所周辺	植栽果樹等管理
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	2	kg	10	㎡	しあわせの村連絡口	ナノハナ植栽
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	2,000	g	10	本	白拍子の家	植栽果樹等管理
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	2	㎡	白拍子のにわ	ナノハナ植栽
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	600	g	2	本	相談ヶ辻の家	植栽果樹等管理
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	5	台	樽プランター号16号	ナノハナ植栽
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	1,800	g	10	本	長屋門・農村舞台	植栽果樹等管理
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	4	kg	18	㎡	長屋門前 トイレ周辺	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	2	㎡	農家のにわ①	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	0.28	㎡	農家のにわ②	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	0.11	㎡	農家のにわ③	ナノハナ植栽
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	4,800	g	35	本	もみじ谷	植栽果樹等管理
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	18	kg	178	㎡	もも林 北畝	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	17	kg	170	㎡	もも林 南畝	ナノハナ植栽
R2.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	14,000	g	68	本	もも林	植栽果樹等管理
土壌改良									
H31.4	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	17	㎡	348	㎡	もも林	コスモス播種
H31.4	草花雑工	土壌改良	培養土・覆土敷き均し	1,740	ℓ	348	㎡	もも林	コスモス播種
H31.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	10	㎡	しあわせの村連絡口	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	土壌改良	培養土・覆土敷き均し	200	ℓ	10	㎡	しあわせの村連絡口	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	0.20	㎡	2	㎡	白拍子のにわ	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	土壌改良	培養土・覆土敷き均し	40	ℓ	2	㎡	白拍子のにわ	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	0.38	㎡	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	土壌改良	培養土・覆土敷き均し	75	ℓ	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	2	㎡	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	コスモス植栽
H31.8	草花雑工	土壌改良	培養土・覆土敷き均し	360	ℓ	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	コスモス植栽
H31.4.1-R2.1.31	畑管理工	土壌改良	セルカ46 20kg	1,000	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
H31.4.1-R2.1.31	畑管理工	土壌改良	牛ふん堆肥(軽トラ1台分)	28	軽トラ	3,674	㎡	畑	農作物管理
H31.4.1-R2.1.31	畑管理工	土壌改良	菜種粕 20kg	440	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
H31.4.1-R2.1.31	畑管理工	土壌改良	発酵牛ふん堆肥 15kg	255	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
H31.4.1-R2.1.31	畑管理工	土壌改良	マザーソイルネオ 30L	150	L	3,674	㎡	畑	農作物管理
H31.4.1-R2.1.31	畑管理工	土壌改良	やさいばたけ 20kg	440	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
R2.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	11	㎡	藍那口	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	260	ℓ	13	㎡	うめ林	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	50	ℓ	5	台	菊鉢10号	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	100	ℓ	5	台	サインプランター	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	10	㎡	46	㎡	里の花道	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	920	ℓ	46	㎡	里の花道	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	2	㎡	10	㎡	しあわせの村連絡口	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	2	㎡	白拍子のにわ	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	3.75	㎡	相談ヶ辻のにわ	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	300	ℓ	5	台	樽プランター号16号	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	32	ℓ	2	㎡	農家のにわ①	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	6	ℓ	0.28	㎡	農家のにわ②	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	培養土・表層攪拌	3	ℓ	0.11	㎡	農家のにわ③	ナノハナ植栽

農薬、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)
 平成31年度(令和元年度)

日付	工種	作業内容	材料	使用数量	単位	作業範囲	単位	施工箇所	備考
R2.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	9	m ³	178	m ²	もも林 北畝	ナノハナ植栽
R2.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	9	m ³	170	m ²	もも林 南畝	ナノハナ植栽

農薬、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)

令和2年度

農薬(商品)名	成分名	区分1	区分2	剤形	使用日	使用場所	使用作物名	使用回数	使用量	管理区分	備考
農薬											
トレボン	エトフオンブロックス	普通物	殺虫剤	乳剤	R2.5.21	もも林(植栽樹木)	モモ・スモモ(20本)	1回	6 ml	果樹管理	マイマイガ(ケムシ)に散布
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	R2.6.10	小野水田蓮田下①②	イネ	1回	500 ml	水田管理	水田初期除草に使用
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	R2.6.10	小野水田蓮田上①	イネ	1回	500 ml	水田管理	水田初期除草に使用
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	R2.6.10	小野水田蓮田上②	イネ	1回	500 ml	水田管理	水田初期除草に使用
コラトップ粒剤5	ピロキロン 錳物質微粉	普通物	殺菌剤	粒剤	R2.7.20	白拍子棚田下①②③	イネ	1回	6 kg	水田管理	イモチ病対処に使用
コラトップ粒剤5	ピロキロン 錳物質微粉	普通物	殺菌剤	粒剤	R2.7.29	白拍子棚田上①	イネ	1回	3 kg	水田管理	イモチ病対処に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R2.8.23	小野畑池上	ニンジン	1回	9 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R2.8.24	小野畑池上	ニンジン	1回	9 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R2.8.25	小野畑池上	ニンジン	1回	6 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R2.8.30	小野畑池上	ジャガイモ	1回	10 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R2.9.9	小野畑池上	ダイコン・カブ	1回	10 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R2.9.11	白拍子畑	ダイコン	1回	10 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R2.9.26	小野畑池上下	ホウレンソウ・ミズナ・ベカナ	1回	10 kg	畑管理	初期殺虫に使用

農業、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)
令和2年度

日付	工種	作業内容	材料	使用数量	単位	作業範囲	単位	施工箇所	備考
肥料									
R2.6	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	2	kg	11	㎡	藍那口	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	0.30	kg	5	台	サインプランター	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	2	kg	10	㎡	しあわせの村連絡口	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	0	kg	2	㎡	白拍子のにわ	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	4	kg	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	10	台	プランター	ヒマワリ植栽
R2.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	2.2	kg	11	㎡	藍那口	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	0.25	kg	5	台	サインプランター#65	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	2	kg	10	㎡	しあわせの村連絡口	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	0.40	kg	2	㎡	白拍子のにわ	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	0.75	kg	3.75	㎡	相談ヶ辻のにわ	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	3.6	kg	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	0.5	kg	10	台	プランター#65	コスモス植栽
R3.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	30,400	g	110	本	うめ林	植栽果樹等管理
R3.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	14,400	g	72	本	かんきつ山	植栽果樹等管理
R3.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	12,900	g	48	本	くり林	植栽果樹等管理
R3.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	600	g	3	本	サンデン休憩所周辺	植栽果樹等管理
R3.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	5,000	g	24	本	温州みかん園	植栽果樹等管理
R3.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	800	g	3	本	相談ヶ辻の家周辺	植栽果樹等管理
R3.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	9,500	g	32	本	大型駐車場周辺	植栽果樹等管理
R3.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	2,100	g	7	本	長屋門・農村舞台周辺	植栽果樹等管理
R3.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	3,200	g	15	本	白拍子の家周辺	植栽果樹等管理
R2.4.1-R3.3.31	水田管理	施肥	国産化成肥料14-14-14	20	kg	4,880	㎡	水田	農作物管理
R2.4.1-R3.3.31	水田管理	施肥	ほごえに有機	160	kg	4,880	㎡	水田	農作物管理
R2.4.1-R3.3.31	畑管理	施肥	国産化成肥料14-14-14	300	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
R2.4.1-R3.3.31	畑管理	施肥	兵庫六甲園芸化成S533	760	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
R2.4.1-R3.3.31	畑管理	施肥	マルチサポート 20kg	140	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
土壌改良									
R2.6	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	75	ℓ	5	台	サインプランター	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	10	㎡	しあわせの村連絡口	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	200	ℓ	10	㎡	しあわせの村連絡口	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	150	ℓ	10	台	プランター	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	0	㎡	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	75	ℓ	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	2	㎡	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	360	ℓ	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	0	㎡	2	㎡	白拍子のにわ	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	40	ℓ	2	㎡	白拍子のにわ	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	11	㎡	藍那口	ヒマワリ植栽
R2.6	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	220	ℓ	11	㎡	藍那口	ヒマワリ植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1.1	㎡	11	㎡	藍那口	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	220	ℓ	11	㎡	藍那口	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	75	ℓ	5	台	サインプランター#65	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	10	㎡	しあわせの村連絡口	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	200	ℓ	10	㎡	しあわせの村連絡口	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	0.2	㎡	2	㎡	白拍子のにわ	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	40	ℓ	2	㎡	白拍子のにわ	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	0.4	㎡	3.75	㎡	相談ヶ辻のにわ	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	75	ℓ	3.75	㎡	相談ヶ辻のにわ	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1.8	㎡	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	360	ℓ	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	コスモス植栽
R2.8	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	150	ℓ	10	台	プランター#65	コスモス植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	11	㎡	藍那口	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	3	kg	11	㎡	藍那口	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	100	ℓ	5	台	サインプランター	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	1	kg	5	台	サインプランター	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	10	㎡	しあわせの村連絡口	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	2	kg	10	㎡	しあわせの村連絡口	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	2	㎡	白拍子のにわ	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	1	kg	2	㎡	白拍子のにわ	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	2	㎡	相談ヶ辻のにわ	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	1	kg	2	㎡	相談ヶ辻のにわ	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	200	ℓ	4	台	樽プランター16号	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	1	kg	4	台	樽プランター16号	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	4	kg	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	32	ℓ	2	㎡	農家のにわ①	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	1	kg	2	㎡	農家のにわ①	ナノハナ植栽

農薬、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)
令和2年度

日付	工種	作業内容	材料	使用数量	単位	作業範囲	単位	施工箇所	備考
R3.2	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	6	ℓ	0.28	㎡	農家のにわ②	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	1	kg	0.28	㎡	農家のにわ②	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	3	ℓ	0.11	㎡	農家のにわ③	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	1	kg	0.11	㎡	農家のにわ③	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	培養土敷き均し	100	ℓ	8	台	プランター10号	ナノハナ植栽
R3.2	草花雑工	土壌改良	マグアンプK(小粒)	1	kg	8	台	プランター10号	ナノハナ植栽
R2.4.1-R3.3.31	畑管理	土壌改良	牛ふん堆肥(軽トラ1台分)	14	軽トラ	3,674	㎡	畑	農作物管理
R2.4.1-R3.3.31	畑管理	土壌改良	セルカ46 20kg	100	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
R2.4.1-R3.3.31	畑管理	土壌改良	マザーソイルネオ30L	300	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
R2.4.1-R3.3.31	畑管理	土壌改良	やさいばたけ 20kg	280	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理

農業、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)

令和3年度

農業(商品)名	成分名	区分1	区分2	剤形	使用日	使用場所	使用作物名	使用回数	使用量	管理区分	備考
農業											
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	R3.5.25	小野水田蓮田上①	キヌヒカリ	1回	500 ml	水田管理	水田初期除草に使用
クミアイ サキドリEW	ブタクロール・ベントキサゾン	普通物	除草剤	乳剤	R3.6.10	小野水田蓮田上②	ハリマモチ	1回	500 ml	水田管理	水田初期除草に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R3.8.31	小野畑池上	ダイコン・ニンジン	1回	8 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R3.9.7	白拍子畑	ダイコン	1回	1 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R3.9.7	小野畑池上	ダイコン	1回	2 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R3.9.10	白拍子畑	ホウレンソウ	1回	2.5 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R3.9.10	小野畑池上	ダイコン	1回	2.5 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R3.9.13	白拍子畑	ハツカダイコン	1回	3 kg	畑管理	初期殺虫に使用
オルトラン粒剤	アセフェート	普通物	殺虫剤	粒剤	R3.10.6	白拍子畑	ホウレンソウ	1回	2.5 kg	畑管理	初期殺虫に使用

農業、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)
令和3年度

日付	工種	作業内容	材料	使用数量	単位	作業範囲	単位	施工箇所	備考
肥料									
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	3	kg	11	㎡	藍那口	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	5	台	サインプランター	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	2	kg	10	㎡	しあわせの村連絡口	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	2	㎡	白拍子のにわ	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	4	台	樽プランター16号	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	4	kg	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	2	㎡	農家のにわ①	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	0.28	㎡	農家のにわ②	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	0.11	㎡	農家のにわ③	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	8	台	プランター10号	ヒマワリ植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	3	kg	11	㎡	藍那口	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	5	台	サインプランター	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	2	kg	10	㎡	しあわせの村連絡口	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	2	㎡	白拍子のにわ	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	4	台	樽プランター16号	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	4	kg	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	0.28	㎡	農家のにわ②	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	0.11	㎡	農家のにわ③	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	8	台	プランター10号	コスモス植栽
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	30,000	g	111	本	うめ林	植栽果樹等管理
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	9,600	g	48	本	かんきつ山	植栽果樹等管理
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	12,500	g	44	本	くり林	植栽果樹等管理
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	5	台	サインプランター	ナノハナ植栽
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	7,600	g	28	本	さくら山	植栽果樹等管理
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	800	g	3	本	サンデン休憩所周辺	植栽果樹等管理
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	2	kg	10	㎡	しあわせの村連絡口	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	2	㎡	白拍子のにわ	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	5	台	樽プランター16号	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	4	kg	18	㎡	長屋門前 トイレ周辺	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	2	㎡	農家のにわ①	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	0.28	㎡	農家のにわ②	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	1	kg	0.11	㎡	農家のにわ③	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	施肥	マグアンプK(中粒)	2	kg	8	台	プランター10号	ナノハナ植栽
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	14,700	g	63	本	もみじ谷	植栽果樹等管理
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	14,100	g	59	本	もも林	植栽果樹等管理
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	4,600	g	22	本	温州みかん園	植栽果樹等管理
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	800	g	3	本	相談ヶ辻の家周辺	植栽果樹等管理
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	9,500	g	32	本	大型駐車場周辺	植栽果樹等管理
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	1,800	g	6	本	長屋門・農村舞台周辺	植栽果樹等管理
R4.2	果樹雑工	施肥	ちから1号小粒	3,200	g	15	本	白拍子の家周辺	植栽果樹等管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	施肥	JA園芸化成S500	320	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	施肥	国産化成肥料14-14-14	320	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	施肥	兵庫六甲園芸化成S533	200	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	施肥	有機入り化成242	140	kg	3,674	㎡	畑	農作物管理
土壌改良									
R3.5	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	2	㎡	11	㎡	藍那口	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	100	ℓ	5	台	サインプランター	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	10	㎡	しあわせの村連絡口	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	2	㎡	白拍子のにわ	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	160	ℓ	4	台	樽プランター16号	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	2	㎡	18	㎡	長屋門前トイレ周辺	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	32	ℓ	2	㎡	農家のにわ①	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	6	ℓ	0.28	㎡	農家のにわ②	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	3	ℓ	0.11	㎡	農家のにわ③	ヒマワリ植栽
R3.5	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	160	ℓ	8	台	プランター10号	ヒマワリ植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	2	㎡	11	㎡	藍那口	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	100	ℓ	5	台	サインプランター	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	10	㎡	しあわせの村連絡口	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	2	㎡	白拍子のにわ	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	1	㎡	4	㎡	相談ヶ辻のにわ	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	160	ℓ	4	台	樽プランター16号	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	リサイクル堆肥・攪拌	2	㎡	18	㎡	長屋門前 トイレ周辺	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	6	ℓ	0.28	㎡	農家のにわ②	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	3	ℓ	0.11	㎡	農家のにわ③	コスモス植栽
R3.8	草花雑工	土壌改良	培養土 表層攪拌	160	ℓ	8	台	プランター10号	コスモス植栽

農薬、肥料、土壌改良リスト(位置・数量・時期・頻度)
令和3年度

日付	工種	作業内容	材料	使用数量	単位	作業範囲	単位	施工箇所	備考
R4.2	草花雑工	土壌改良	培養土	100	ℓ	5	台	サインプランター	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	土壌改良	ダイヤモンド	0.5	m ²	10	m ²	しあわせの村連絡口	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	土壌改良	ダイヤモンド	0.1	m ²	2	m ²	白拍子のにわ	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	土壌改良	ダイヤモンド	0.2	m ²	4	m ²	相談ヶ辻のにわ	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	土壌改良	培養土	200	ℓ	5	台	樽プランター16号	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	土壌改良	ダイヤモンド	0.900	m ²	18	m ²	長屋門前 トイレ周辺	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	土壌改良	ダイヤモンド	0.1	m ²	2	m ²	農家のにわ①	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	土壌改良	ダイヤモンド	0.014	m ²	0.28	m ²	農家のにわ②	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	土壌改良	ダイヤモンド	0.006	m ²	0.11	m ²	農家のにわ③	ナノハナ植栽
R4.2	草花雑工	土壌改良	培養土	160	ℓ	8	台	プランター10号	ナノハナ植栽
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	土壌改良	牛ふん堆肥 40L	400	L	3,674	m ²	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	土壌改良	牛ふん堆肥(軽トラ1台分)	2	軽トラ	3,674	m ²	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	土壌改良	石灰窒素 20kg	20	kg	3,674	m ²	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	土壌改良	セルカ46 20kg	400	kg	3,674	m ²	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	土壌改良	堆肥	21	軽トラ	3,674	m ²	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	土壌改良	菜種粕 20kg	400	kg	3,674	m ²	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	土壌改良	発酵鶏糞 15kg	150	kg	3,674	m ²	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	土壌改良	やさいぼたけ 20kg	300	kg	3,674	m ²	畑	農作物管理
R3.4.1-R4.3.31	畑管理	土壌改良	与作N-100	200	kg	3,674	m ²	畑	農作物管理

樹幹注入リスト

施工日	区分	規格	施工箇所	対象樹木	対象	本数 (樹木)	使用材料名	数量 (農薬)	備考
平成30年度									
2019/1/18	林地管理	林地管理	いその楽園等	クロマツ	松枯れ、マツノザイセンチュウ	71 本	グリーンガード・NEO	270 本	
					計	71 本		270 本	
平成31年～令和元年度									
2020/1/19	林地管理	林地管理	国道沿い	クロマツ	松枯れ、マツノザイセンチュウ	62 本	グリーンガード・NEO	140 本	
2020/1/20	林地管理	林地管理	国道沿い	クロマツ	松枯れ、マツノザイセンチュウ	本	グリーンガード・NEO	130 本	
					計	62 本		270 本	
令和2年度									
2021/1/14	高木管理	Cランク	海岸ゾーン	クロマツ	松枯れ、マツノザイセンチュウ	61 本	グリーンガード・NEO	270 本	
					計	61 本		270 本	
令和3年度									
2021/6/1	高木管理	Cランク	園内全域	カンワ、コナラ、クヌギ等	ナラ枯れ、カシノナガキクイムシ	40 本	ウッドキングDASH	3 本	150ml
2022/1/6	高木管理	Cランク	海岸ゾーン	クロマツ	松枯れ、マツノザイセンチュウ	63 本	グリーンガード・NEO	231 本	
2022/2/2	高木管理	Cランク	海岸ゾーン	クロマツ	松枯れ、マツノザイセンチュウ	1 本	グリーンガード・NEO	3 本	
					計	104 本		237 本	

■収益施設利用者数
 <駐車場利用台数>

【平成30年度】

	東浦大型駐車場				海岸南駐車場				淡路口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	北入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入庫日	入庫台数	満車
4月	132	37	0	169	0	919	5	924	27	11,925	38	11,990	159	12,881	43	13,083	4月29日	1,917	
5月	150	44	0	194	0	971	0	971	61	8,837	32	8,930	211	9,852	32	10,095	5月4日	2,476	
6月	125	28	2	155	0	264	0	264	7	3,073	11	3,091	132	3,365	13	3,510	6月17日	622	
7月	57	12	0	69	0	265	0	265	4	2,324	4	2,332	61	2,601	4	2,666	7月15日	421	
8月	24	14	0	38	0	402	1	403	3	4,341	14	4,358	27	4,757	15	4,799	8月19日	352	
9月	58	15	3	76	0	190	1	191	15	3,393	7	3,415	73	3,598	11	3,682	9月23日	811	
10月	155	27	1	183	0	345	0	345	34	4,202	13	4,249	189	4,574	14	4,777	10月21日	612	
11月	152	39	1	192	0	228	2	230	16	2,736	8	2,760	168	3,003	11	3,182	11月4日	375	
12月	78	13	0	91	0	0	0	0	2	1,345	3	1,350	80	1,358	3	1,441	12月30日	154	
1月	25	11	0	36	0	0	0	0	0	875	0	875	25	886	0	911	1月4日	167	
2月	55	14	0	69	0	0	0	0	2	133	0	135	57	147	0	204	2月26日	49	
3月	110	16	0	126	0	292	0	292	19	5,079	13	5,111	129	5,387	13	5,529	3月31日	683	
合計	1,121	270	7	1,398	0	3,876	9	3,885	190	48,263	143	48,596	1,311	52,409	159	53,879			

【平成31年度(令和元年度)】

	東浦大型駐車場				海岸南駐車場				淡路口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	北入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入庫日	入庫台数	満車
4月	176	26	0	202	0	814	4	818	12	9,005	32	9,049	188	9,845	36	10,069	4月28日	1,407	
5月	177	45	0	222	0	1,468	7	1,475	61	11,810	42	11,913	238	13,323	49	13,610	5月4日	2,244	
6月	123	28	0	151	0	293	3	296	23	2,917	7	2,947	146	3,238	10	3,394	6月9日	406	
7月	68	18	0	86	0	271	5	276	9	2,969	3	2,981	77	3,258	8	3,343	7月16日	367	
8月	57	10	0	67	0	393	3	396	2	4,350	7	4,359	59	4,753	10	4,822	8月13日	359	
9月	101	12	4	117	0	218	3	221	12	2,898	3	2,913	113	3,128	10	3,251	9月15日	555	
10月	178	25	0	203	0	497	6	503	17	4,019	22	4,058	195	4,541	28	4,764	10月27日	824	
11月	146	38	0	184	0	392	0	392	24	2,089	9	2,122	170	2,519	9	2,698	11月17日	383	
12月	69	11	0	80	0	0	0	0	2	1,585	4	1,591	71	1,596	4	1,671	12月8日	196	
1月	34	8	0	42	0	0	0	0	3	1,705	0	1,708	37	1,713	0	1,750	1月13日	407	
2月	26	8	0	34	0	0	0	0	3	2,021	3	2,027	29	2,029	3	2,061	2月23日	520	
3月	18	5	0	23	0	162	2	164	4	5,384	21	5,409	22	5,551	23	5,596	3月21日	802	
合計	1,173	234	4	1,411	0	4,508	33	4,541	172	50,752	153	51,077	1,345	55,494	190	57,029			

【令和2年度】

	東浦大型駐車場				海岸南駐車場				淡路口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	北入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入庫日	入庫台数	満車
4月	2	13	0	15	0	25	0	25	0	1,077	7	1,084	2	1,115	7	1,124	4月4日	365	
5月	0	1	0	1	0	0	0	0	3	888	2	893	3	899	2	894	5月30日	450	
6月	2	1	0	3	0	0	0	0	1	3,613	26	3,640	3	3,614	26	3,643	6月21日	643	
7月	1	2	0	3	0	142	2	144	3	2,017	12	2,032	4	2,161	14	2,179	7月23日	310	
8月	2	1	0	3	0	459	2	461	1	6,170	26	6,197	3	6,630	28	6,661	8月14日	428	
9月	12	2	0	14	0	265	0	265	6	4,632	14	4,652	18	4,899	14	4,931	9月21日	1,042	
10月	39	5	0	44	0	334	1	335	28	5,087	24	5,139	67	5,426	25	5,518	10月25日	780	
11月	47	12	0	59	0	256	0	256	35	4,244	15	4,294	82	4,512	15	4,609	11月1日	549	
12月	9	7	0	16	0	0	0	0	2	1,923	2	1,927	11	1,930	2	1,943	12月6日	240	
1月	2	2	0	4	0	0	0	0	4	1,223	1	1,228	6	1,225	1	1,232	1月9日	213	
2月	1	0	0	1	0	0	0	0	3	2,738	9	2,750	4	2,738	9	2,751	2月21日	504	
3月	14	4	1	19	0	534	0	534	13	6,574	14	6,601	27	7,112	15	7,154	3月27日	881	
合計	131	50	1	182	0	2,015	5	2,020	99	40,186	152	40,437	230	42,251	158	42,639			

【令和3年度】

	東浦大型駐車場				海岸南駐車場				淡路口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	北入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入庫日	入庫台数	満車
4月	23	2	0	25	0	568	3	571	2	8,243	32	8,277	25	8,813	35	8,873	4月10日	885	
5月	0	0	0	0	0	316	4	320	1	6,068	34	6,103	1	6,384	38	6,423	5月3日	1,127	
6月	1	0	0	1	0	83	2	85	4	3,210	18	3,232	5	3,293	20	3,318	6月20日	470	
7月	15	0	0	15	0	75	0	75	2	3,920	14	3,936	17	3,995	14	4,026	7月23日	500	
8月	2	0	0	2	0	120	2	122	4	5,196	12	5,212	6	5,316	14	5,336	8月8日	518	
9月	3	0	0	3	0	93	0	93	2	4,639	11	4,652	5	4,732	11	4,748	9月19日	860	
10月	52	5	0	57	0	286	0	286	40	8,395	27	8,462	92	8,686	27	8,805	10月24日	897	
11月	78	10	0	88	0	95	0	95	26	4,679	8	4,713	104	4,784	8	4,896	11月3日	642	
12月	41	1	0	42	0	0	0	0	3	2,487	3	2,493	44	2,488	3	2,535	12月12日	329	
1月	16	0	0	16	0	0	0	0	2	2,682	6	2,690	18	2,682	6	2,706	1月9日	389	
2月	12	0	0	12	0	0	0	0	1	2,717	2	2,720	13	2,717	2	2,732	2月27日	457	
3月	13	7	0	20	0	186	0	186	30	7,853	28	7,911	43	8,046	28	8,117	3月20日	953	
合計	256	25	0	281	0	1,822	11	1,833	117	60,089	195	60,401	373	61,936	206	62,515			

<トラムカー(夢ハッチ号)利用台数>

A駅: 東浦口ゲート駅 B駅: 淡路口ゲート駅

【平成30年度】

	A駅 ↔ B駅			月計	最大	
	大人	小人	大人小人月計		貸出日	貸出数
4月	4,957	895	5,852	5,852	4月29日	527
5月	3,144	719	3,863	3,863	5月4日	567
6月	1,741	448	2,189	2,189	6月17日	313
7月	1,333	421	1,754	1,754	7月22日	300
8月	2,288	726	3,014	3,014	8月19日	259
9月	1,242	400	1,642	1,642	9月23日	332
10月	1,886	370	2,256	2,256	10月8日	252
11月	1,357	391	1,748	1,748	11月4日	144
12月			0	0		
1月	301	90	391	391	1月3日	140
2月			0	0		
3月	2,156	412	2,568	2,568	3月24日	233
合計	20,405	4,872	25,277	25,277		

【平成31年度(令和元年度)】

	A駅 ↔ B駅			月計	最大	
	大人	小人	大人小人月計		貸出日	貸出数
4月	4,033	813	4,846	4,846	4月21日	426
5月	3,857	786	4,643	4,643	5月4日	528
6月	1,560	401	1,961	1,961	6月16日	293
7月	1,539	435	1,974	1,974	7月15日	259
8月	1,837	448	2,285	2,285	8月12日	196
9月	1,380	447	1,827	1,827	9月15日	237
10月	1,638	418	2,056	2,056	10月27日	225
11月	1,199	342	1,541	1,541	11月10日	152
12月			0	0		
1月	405	98	503	503	1月4日	147
2月	26	5	31	31	2月28日	19
3月	1,263	317	1,580	1,580	3月21日	203
合計	18,737	4,510	23,247	23,247		

【令和 2年度】

(台)

	A駅 → B駅			月計	最大	
	大人	小人	大人小人 合計		貸出日	貸出数
	4月	338	86		424	424
5月	161	28	189	189	5月30日	63
6月	1,377	242	1,619	1,619	6月7日	162
7月	761	235	996	996	7月23日	166
8月	1,814	449	2,263	2,263	8月9日	154
9月	1,088	275	1,363	1,363	9月20日	167
10月	1,540	389	1,929	1,929	10月25日	142
11月	1,008	302	1,310	1,310	11月9日	122
12月	0	0	0	0		
1月	203	33	236	236	1月3日	63
2月	297	47	344	344	2月21日	78
3月	1,492	338	1,830	1,830	3月31日	164
合計	10,079	2,424	12,503	12,503		

【令和 3年度】

(台)

	A駅 → B駅			月計	最大	
	大人	小人	大人小人 合計		貸出日	貸出数
	4月	1,549	287		1,836	1,836
5月	942	290	1,232	1,232	5月3日	179
6月	981	209	1,190	1,190	6月20日	113
7月	1,103	282	1,385	1,385	7月22日	121
8月	1,299	269	1,568	1,568	8月1日	130
9月	1,263	297	1,560	1,560	9月20日	265
10月	2,734	633	3,367	3,367	10月10日	241
11月	1,609	416	2,025	2,025	11月7日	206
12月	0	0	0	0		
1月	562	198	760	760	1月9日	219
2月	336	76	412	412	2月26日	109
3月	2,166	477	2,643	2,643	3月21日	328
合計	14,544	3,434	17,978	17,978		

(淡路地区)

■収益施設利用者数

<レストラン、船着場各利用者数>

【平成20年度】

	飲食施設 レストラン花屋敷		船遊施設 船着場	
	利用者数	最大 利用日	利用者数	最大 利用日
4月	12,290	4月29日	1,334	4月29日
5月	8,062	5月4日	1,659	5月5日
6月	2,546	6月17日	345	6月3日
7月	2,534	7月22日	947	7月15日
8月	3,165	8月19日	236	8月19日
9月	1,989	9月23日	428	9月23日
10月	3,493	10月21日	389	10月21日
11月	2,120	11月3日	286	11月3日
12月	745	12月23日	95	12月23日
1月	1,138	1月13日	184	1月13日
2月	1,047	2月24日	254	2月24日
3月	4,650	3月31日	602	3月31日
合計	43,779	—	—	—

	飲食施設 レストラン花屋敷		船遊施設 船着場	
	利用者数	最大 利用日	利用者数	最大 利用日
4月	5,956	4月29日	587	4月29日
5月	4,050	5月5日	675	5月5日
6月	1,657	6月3日	292	6月3日
7月	1,019	7月15日	158	7月15日
8月	1,999	8月19日	178	8月19日
9月	1,499	9月23日	386	9月23日
10月	2,092	10月21日	389	10月21日
11月	1,388	11月24日	199	11月24日
12月	374	12月23日	74	12月23日
1月	703	1月13日	129	1月13日
2月	639	2月24日	217	2月24日
3月	2,487	3月31日	437	3月31日
合計	23,863	—	—	—

【平成21年度（令和元年度）】

	飲食施設 レストラン花屋敷		船遊施設 船着場	
	利用者数	最大 利用日	利用者数	最大 利用日
4月	11,828	4月28日	1,255	4月28日
5月	11,098	5月4日	1,714	5月5日
6月	2,983	6月30日	385	6月9日
7月	2,170	7月15日	395	7月15日
8月	2,314	8月11日	185	8月25日
9月	2,051	9月15日	238	9月15日
10月	3,639	10月20日	422	10月20日
11月	2,133	11月3日	390	11月3日
12月	848	12月29日	133	12月29日
1月	1,269	1月3日	222	1月3日
2月	927	2月24日	265	2月24日
3月	0	—	0	—
合計	41,260	—	—	—

【平成31年度（令和元年度）】

	飲食施設 レストラン花屋敷		船遊施設 船着場	
	利用者数	最大 利用日	利用者数	最大 利用日
4月	5,332	4月28日	533	4月28日
5月	5,146	5月5日	636	5月5日
6月	1,271	6月9日	207	6月9日
7月	1,192	7月15日	222	7月15日
8月	1,268	8月25日	115	8月25日
9月	1,167	9月15日	222	9月15日
10月	2,030	10月20日	312	10月20日
11月	1,549	11月3日	302	11月3日
12月	458	12月29日	105	12月29日
1月	953	1月3日	147	1月3日
2月	476	2月24日	139	2月24日
3月	2,335	3月21日	309	3月21日
合計	23,177	—	—	—

【令和2年度】

	飲食施設 レストラン花屋敷		船遊施設 船着場	
	利用者数	最大 利用日	利用者数	最大 利用日
4月	680	5月30日	357	5月30日
5月	3,146	6月21日	485	6月21日
6月	1,404	7月23日	262	7月23日
7月	3,523	8月9日	361	8月9日
8月	2,725	9月22日	447	9月22日
9月	4,228	10月25日	613	10月25日
10月	2,887	11月1日	413	11月1日
11月	881	12月27日	125	12月27日
12月	608	1月3日	143	1月3日
1月	1,738	2月21日	379	2月21日
2月	6,446	3月27日	717	3月27日
合計	28,266	—	—	—

【令和2年度】

	飲食施設 レストラン花屋敷		船遊施設 船着場	
	利用者数	最大 利用日	利用者数	最大 利用日
4月	602	4月5日	220	4月5日
5月	4,115	5月30日	239	5月30日
6月	1,800	6月21日	347	6月21日
7月	1,107	7月23日	185	7月23日
8月	2,938	8月9日	350	8月9日
9月	2,615	9月21日	388	9月21日
10月	2,461	10月25日	376	10月25日
11月	1,762	11月1日	279	11月1日
12月	485	12月5日	78	12月5日
1月	369	1月31日	67	1月31日
2月	670	2月21日	198	2月21日
3月	3,458	3月27日	402	3月27日
合計	18,882	—	—	—

【令和3年度】

	飲食施設 レストラン花屋敷		船遊施設 船着場	
	利用者数	最大 利用日	利用者数	最大 利用日
4月	7,257	4月11日	887	4月11日
5月	0	—	0	—
6月	598	6月26日	132	6月26日
7月	2,470	7月23日	367	7月23日
8月	2,235	8月11日	247	8月11日
9月	2,394	9月19日	502	9月19日
10月	6,181	10月16日	461	10月16日
11月	3,198	11月3日	413	11月3日
12月	1,116	12月29日	161	12月29日
1月	1,474	1月9日	230	1月9日
2月	1,165	2月11日	223	2月11日
3月	5,624	3月20日	783	3月20日
合計	33,712	—	—	—

【令和3年度】

	飲食施設 レストラン花屋敷		船遊施設 船着場	
	利用者数	最大 利用日	利用者数	最大 利用日
4月	4,217	4月11日	449	4月11日
5月	3,340	5月3日	498	5月3日
6月	1,374	6月6日	209	6月6日
7月	1,670	7月23日	235	7月23日
8月	2,162	8月11日	219	8月11日
9月	1,862	9月20日	287	9月20日
10月	3,040	10月24日	352	10月24日
11月	1,936	11月17日	226	11月17日
12月	581	12月12日	102	12月12日
1月	746	1月9日	132	1月9日
2月	769	2月27日	138	2月27日
3月	3,754	3月27日	479	3月27日
合計	25,451	—	—	—

(淡路地区)

■収益施設売上 (H30-R3の平均)

施設名	売上金額(千円)
駐車場 (東浦大型駐車場/海岸南駐車場/ 淡路口駐車場等)	27,832
園内移動施設 トラムカー(夢ハッチ号)	4,445
飲食施設 レストラン(花屋敷)	19,625
物販施設 船着場売店	3,535
物販施設 船着場売店	3,535
売店(東浦ロケット棟)	5,098
売店(自動販売機1台) (海のテラス)	473
船遊施設 船遊施設(船着場)	8,031
自動販売機 公園内12カ所	10,137
その他 (オリジナル弁当、臨時車両販売等)	4,019
合計	86,730

千円未満切り捨て

(淡路地区)

■収益施設修繕履歴 (H30-R3の平均)

施設区分	年間修繕回数 (平均)	年間修繕金額 (円) (平均)	主な修繕	備考
レストラン「花屋敷」	1	9,450	電気小メーター修繕	
売店(東浦ロケット棟)	0	0	-	
船遊施設(船着場)	0	0	-	
駐車場	3	143,865	コインメック、モニター修繕	
トラムカー(夢ハッチ号)	11	824,234	タイヤ交換・ブレーキ等修繕	

(神戸地区)

■収益施設修繕履歴 (H30-R3)

施設区分	年間修繕回数 (平均)	年間修繕金額 (円) (平均)	主な修繕	備考
駐車場	0	0	実績なし	
自動販売機	0	0	実績なし	
売店(厨房棟)	0	0	実績なし	

申請年度	施設名	営業場所	イベント等	開設期間
H30年度	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート、東浦ロゲート	春のカーニバル	平成30年4月1日～平成30年5月6日(内21日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成30年5月12日～平成30年6月30日(内15日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成30年7月1日～平成30年9月30日(内39日間)
	臨時売店	パームガーデン南付近	臨時車両販売	平成30年10月6日～平成30年10月14日(内5日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成30年10月20日～平成30年12月24日(内16日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート	秋のカーニバル	平成30年10月27日・平成30年10月28日(内2日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成31年1月2日～平成31年3月31日(内1625日間)
	臨時売店	春一番の丘	桜まつり	平成31年3月10日(内1日間)
H31年度 R元年度	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート	春のカーニバル	平成31年4月1日～令和元年5月6日(内21日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和元年5月11日～令和元年6月30日(内16日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和元年7月6日～令和元年9月29日(内40日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和元年9月7日～令和元年9月29日(内2日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和元年10月5日～令和元年12月29日(内26日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート、東浦ロゲート	秋のカーニバル	令和元年10月26日・令和元年10月27日(内2日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和元年11月2日～令和元年11月4日(内3日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和2年1月2日～令和2年1月26日(内12日間)
R2年度	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和2年2月1日～令和2年3月29日(内21日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート、東浦ロゲート	春のカーニバル	令和2年4月4日～令和2年5月6日(内16日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和2年4月3日～令和2年6月28日(内17日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和2年7月4日～令和2年9月27日(内33日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和2年10月3日～令和2年12月27日(内28日間)
	臨時売店	淡路ロゲート	秋のカーニバル	令和2年10月24日・令和2年10月25日(内2日間)
R3年度	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和3年1月2日～令和3年3月28日(内30日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート	春のカーニバル	令和3年4月2日～令和3年5月30日(内31日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和3年7月3日～令和3年9月26日(内40日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート	秋のカーニバル	令和3年10月2日・令和3年10月3日(内2日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和3年10月9日～令和3年12月26日(内26日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	令和4年1月2日～令和4年3月27日(内32日間)

臨時物販施設一覧

別紙(神戸)-37

申請年度	施設名	営業場所	イベント等	開設期間
H30年度	-	-	-	-
H31年度 R元年度	臨時売店	農家のにわ・相談ヶ辻	あいな里山春フェスタ:GW イベント	平成31年4月27日～30日(内日間)
	臨時売店	農家のにわ	あいな里山春フェスタ:あり がとう平成!あいな里山の 夕べ～万灯会	平成31年4月30日夜間開催(内1日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	田植えまつり	令和1年5月25日～26日(内2日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ・美林地区	やまもまつり	令和1年7月6日～7日(内2日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ・里山交流広場・炭焼き窯・代ヶ谷・小 野	あいな里山秋フェスタ	令和1年10月5日～14日(内日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	あいな初まつり(とんど焼 き)	令和2年1月11日～13日(内2日間)
R2年度	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ・相談ヶ辻(計画)	あいな里山春フェスタ:GW イベント	令和2年5月2日～6日(内5日間)新型コロナウイルス緊急 事態宣言中で閉園中のため全日中止
	臨時売店	なし(計画前に中止決定)	あいな里山春フェスタ:田植 えまつり	令和2年5月30日～31日(内2日間)新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため全日中止
	臨時売店	なし(計画前に中止決定)	あいな里山夏フェスタ	令和2年7月4日～5日(内2日間)新型コロナウイルス感 染症拡大防止のため全日中止
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ・里山交流広場	あいな里山秋フェスタ	令和2年10月3日～11日(内2日間)新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため規模縮小
	臨時売店	白拍子のにわ	あいな里山冬フェスタ(とん ど焼き)	令和3年1月11日(内1日間)新型コロナウイルス感 染症拡大防止のため規模縮小
R3年度	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ・里山交流広場(計画)	あいな里山春フェスタ:GW イベント	令和3年5月1日～5日(内5日間)新型コロナウイルス感 染症拡大防止のため全日中止
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ・里山交流広場(計画)	あいな里山春フェスタ:田植 えまつり	令和3年5月29日～6月6日(内4日間)新型コロナウイ ルス感染症拡大防止のため全日田植えは中止、可能なプ ログラムのみ実施
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ・里山交流広場	あいな里山夏フェスタ	令和3年7月3日～4日(内2日間)不作の為やまも摘み は中止
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ・里山交流広場	あいな里山秋フェスタ	令和3年10月2日～10日(内5日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ・里山交流広場	あいな里山冬フェスタ(とん ど焼き)	令和4年1月10日(内1日間)

〇〇公園運営維持管理業務 令和〇〇年度業務評定

【概要】

公園名	〇〇公園
所在地	
事業者	
履行期間	自;令和〇〇年〇月〇日 至;令和〇〇年〇月〇〇日
評価対象年度	令和〇〇年度

【目標達成状況】

目標指数	事業者が設定した 目標値	達成状況	備考
① 公園利用者数	年間〇〇万人		
② 満足度	年間〇〇%		
③ 〇〇	〇〇		

【運営状況】

評価内容	
評価ランク	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
特記事項 (特に評価すべき 事項、改善が望 まれる事項、今後 の課題等を記載)	
備考	

(様式1-3)

○業務責任者の業務実績 担当する分担業務：○○業務

氏名

生年月日 年 月 日

会社名・所属・役職

○○会社・○○部・○○部長

保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること)

・1級造園施工管理技士(登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)

業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	令和○年○月 ～ 令和○年○月	令和○年○月 ～ 令和○年○月	令和○年○月 ～ 令和○年○月	令和○年○月 ～ 令和○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	令和○年○月 ～ 令和○年○月	令和○年○月 ～ 令和○年○月	令和○年○月 ～ 令和○年○月	令和○年○月 ～ 令和○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
総括責任者の延べ経験年数							
業務責任者の延べ経験年数							
業務経験の延べ経験年数							
							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的な内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～4)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(様式1-4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ.社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る)制定について

ロ.守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1:守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付

することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体的場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの

守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付するこ

ととし、該当部分に下線を引くこと。

(様式1-5-1) 業務実施体制

【実施要項で定める業務担当者】

実施要項3.3.に定める業務担当者 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務担当者(総括責任者)	業務責任者の下 に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態		資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
			常勤	非常勤		委任	その他(具体的)	月	火	水	木	金		土
	〇〇社長		〇	-		月	火	水	木	金	土	日	計	代表企業 〇〇会社 近畿 大阪
	〇〇部長					月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇〇〇
	〇〇リーダー					月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇〇〇
						月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇〇〇
						月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇〇〇

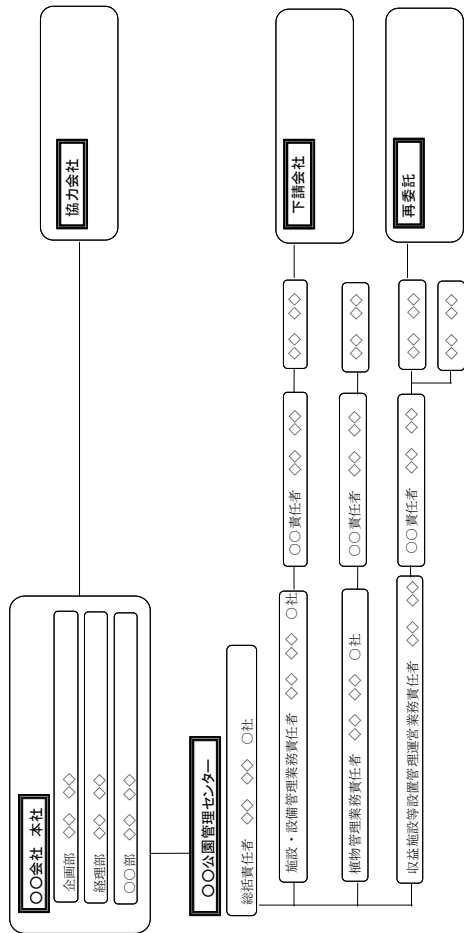
- ※ 組織図(業務実施のための管理組織)を添付する。(任意様式)
- ※ 総括責任者以上の業務責任者または業務責任者以外の業務責任者の氏名を記載する。各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、共同体の体制(責任体制、現地体制、現地体制)を記載する。
- ※ 実施要項 3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、別紙に記入すること。
- ※ 実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者は、別紙に記入すること。
- ※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病気・死傷・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。
- ※ (注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務のみに従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

(別紙)

【実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者】

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態		資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤		委任	その他(具体的)	月	火	水	木	金		土
〇〇部長		〇	-		月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇〇〇
〇〇リーダー					月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇〇〇
					月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇〇〇
					月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇〇〇

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置する者か責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理組織)を添付する。(任意様式)。
- ※ 災害、緊急時等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。



注1：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。
 注2：災害、緊急時等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

（様式1-5-2）業務実施体制における提案

- ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を具体的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む)。
 ※文字寸法は10.5ポイント以上。
 ※白黒またはカラーの片面印刷で提出すること。

(様式1-5-3)
 ○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

氏名
 生年月日 年 月 日
 会社名・所属・役職
 ○○会社・○○部・○○部長

保有資格
 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画)
 (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)

業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○ 施設(園地管理 面積約○○㎡)、 展示面積、業務 内容等を記載。	令和○年○月 ～ 令和○年○月	令和○年 ○月 ～ 令和○年 ○月	令和○年 ○月 ～ 令和○年 ○月	令和○年 ○月 ～ 令和○年 ○月
内容種別1)2) 3)4)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○ 施設(園地管理 面積約○○㎡)、 展示面積、業務 内容等を記載。	令和○年○月 ～ 令和○年○月	令和○年 ○月 ～ 令和○年 ○月	令和○年 ○月 ～ 令和○年 ○月	令和○年 ○月 ～ 令和○年 ○月
内容種別1)2) 3)4)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務経験の延べ経験年数					○年○ヶ月		

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
 注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
 注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～4)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
 注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。
 注7:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

※A4版2枚以内にまとめる(図表含む。)
 ※文字寸法は10.5ポイント以上。
 ※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
 ※白黒またはカラーの片面印刷で提出すること。

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●●●● ●●●● ●●●● ●●●●	芝生管理	●回/年												
	低木管理	●回/年												
	高木管理	●回/年												
	草花管理	●回/年												

（様式1-7）再委託又は、下請負の予定（協力企業の名称等）

企 業 名	代表者名
所 在 地	
再委託する理由及び具体的な内容	
分担業務内容	

企 業 名	代表者名
所 在 地	
再委託する理由及び具体的な内容	
分担業務内容	

企 業 名	代表者名
所 在 地	
再委託する理由及び具体的な内容	
分担業務内容	

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務※を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

(様式1-8) 業務経験証明書

氏名 <small>かみな</small>	近畿太郎 (年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	○○業務の○○責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出席担任担当官
近畿地方整備局長 様

念書 (例)

株式会社○○○○と近畿太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省近畿地方整備局で、令和5年●月●日付けで入札公告のあった「R5-9国営明石海峽公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

令和5年○月○日

住所
電話番号
会社名
代表者
株式会社○○○○
代表取締役社長△△ △△ 印

住所
氏名
近畿太郎 印

上記の通りであることを証明します。

令和5年○月○日

住所
電話番号
会社名
代表者
□□□□株式会社
役職名 氏名 印

令和 年 月 日

収益施設運営実績書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申請者)社名
代表者
所在地
TEL(FAX)

印

※1 収益施設運営実績について、実施要項3.2.企業の業務実績に関する要件、及び3.3.配置予定者の業務実績に関する要件の「④収益施設等設置管理業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する(共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。(例「○(株)○○」、「◎(〇〇太郎)」)

又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について(様式1-9-3)に記入すること。
※2 収益施設運営予定について、国営明石海峡公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもなくともよい。(共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。(例「○(株)○○」、「○(〇〇太郎)」)。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。(例「○(未定)」)

又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、(様式1-7)に記載すること。

※3 「R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書(以下、「規定書」という。)の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。

また、「R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。

※4 共同体として参加する者が提出する場合は、R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

(記入例) 記

Table with 5 rows and 3 columns: 施設名, 収益施設運営実績(※1), 収益施設運営予定(※2). Rows include 駐車場, 飲食施設, 物販施設, 園内移動施設, 自動販売機.

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- ①社名 ()
- ②業種 (主・副) ()
- ③設立 () 年 () 月 ()
- ④資本金 () 円
- ⑤従業員数 () 人
- ⑥株式 () 上場 () 非上場 ()
- ⑦株主数 () 人
- ⑧営業範囲 (兵庫県・近畿地方・全国) ()
- ⑨年商 () 円

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表 (過去3ヶ年分)

※ 様式1-9-1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。(収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む)
 ※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ヶ年分)を提出するものとする。
 ※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。
 ※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

〇〇施設運営実績

項目	内容	容
<ul style="list-style-type: none"> ・施設名 ・所在地 ・開設年 	(記入例) ・〇〇〇〇 〇〇店 ・兵庫県〇〇市〇〇1-2-3 ・令和〇年〇月	
<ul style="list-style-type: none"> ・業態 ・取扱品目 ・主な客層 	(記入例) ・フルサービスレストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客	
<ul style="list-style-type: none"> ・構造 ・規模 	(記入例) ・構造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐車場 平面駐車場 普通車20台	
<ul style="list-style-type: none"> ・売上高 	(記入例) ・	千円/年 (過去3ヶ年の平均)
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 	(記入例) ・社員3人、補員5人	

※ 様式1-9-1の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。
 ※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。
 ※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2～3枚添付すること。
 なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10、5ポイント以上とする。

近畿地方整備局長
○○○○ 殿

(第1面)

令和 年 月 日
 住所
 商号又は名称
 氏 名 印
 (法人にあっては、代表者氏名)
 法定代理人
 氏 名 印

誓 約 書

令和5年●月●日付けで公告のありました「R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 次の各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - ①心身の故障により本業務を適正かつ確実に実施することができない者
 - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ③禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者
 - ④暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
 - ⑤R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務入札実施要項8.3.11により契約を解除され、その解除の日から起算し5年を経過しない者
 - ⑥営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - ⑦法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - ⑧暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
 - ⑨その者の親会社等（その者の経営を實質的に支配することが可能となる関係にあるものとして、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条の規定で定める者を準用する。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
 - ⑩その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによつて本業務の公正な実施又は本業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
- 予決令第70条の規定に該当する者でないこと。
- 予決令第71条の規定に該当する者でないこと。
- 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること
- 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 会社更生法に基づき厚生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- 入札説明書及び図書等を電子調達システムから直接ダウンロード、または支払負担行為担当官から直接交付を受けた入札説明書及び図書等により作成した申請書を受領期限までに提出したものであること。

9. 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i) 親会社と子会社の関係にある場合
- ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(i)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
10. 競争の公正性を害すると判断される場合には、本業務に係る業務に参与する者でないこと。
 11. 近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務評価アドバイザーが属する事業者でないこと。
 12. 守秘義務の遵守などについて社内内の規則で明記していること。
 13. 国営明石海峡公園事務所で令和4年度に実施の「利用実態調査業務」、「公園関係調査設計資料整理業務」に参加している者及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
 14. 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があつた場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒またはカラーの片面印刷で提出すること。

8. 様式1-10(2面)等
開札後、落札者となるべき者(落札予定者)は、開札後速やかに様式1-10
(2面)及び電磁的記録媒体(CD-R等)を提出すること。
なお、記載内容に疑義が生じた場合は、住民票の写し等の確認書
類の提出を求める場合があります。

企画書

業務の名称 R5-9 国営明石海峡公園運営維持管理業務

履行期限 令和 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿地方整備局長
〇〇〇〇 殿

提出者)住所 氏名
電話番号 会社名
代表者 役職名 氏名 印
作成者)担当部署 氏名
電話番号 FAX E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住所 : 共同体事務所の所在地
電話番号 : 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : 〇〇〇〇業務
 △△・〇〇〇 共同
代表者 : △△ 氏 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者数【数値目標】		(単位：万人)				
年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
年間公園利用者数						
四半期毎公園利用者数						

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・ 具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・ 期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・ 具体的な企画提案：
- ・ 期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・ 具体的な企画提案：
- ・ 期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。
※目標とする数値を設定の上、その利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-1-2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者の満足度(「満足」、「やや満足」、「普通」)

年目	【数値目標】 (単位：%)				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年間公園利用者の満足度					
四半期毎公園利用者の満足度					

1. 企画提案項目：○○○の活用

- ・ 具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
- ・ 期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・ 具体的な企画提案：
- ・ 期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・ 具体的な企画提案：
- ・ 期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。
 ※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
 ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-1-2の改善提案も行うこと。
 ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

3) 公園特性を生かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

淡路地区：緑の量や花の演出に関する満足度、神戸地区：里地里山の草木や花の美しさに関する満足度(「満足」、「やや満足」、「普通」)

年目	【数値目標】 (単位：%)				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年間植物管理の満足度					
四半期毎植物管理の満足度					

1. 企画提案項目：○○○の活用

- ・ 具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
- ・ 期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・ 具体的な企画提案：
- ・ 期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・ 具体的な企画提案：
- ・ 期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。
 ※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
 ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-1-2の改善提案も行うこと。
 ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

4) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

1. 企画提案項目：○○○の活用

- ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。
 ※本公園の設置目的を踏まえ、機能を発揮させるために、公園特性及び資源、施設を活かした運営管理を行うための運営維持管理方法について、具体性、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。
 ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-1-2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

1. 企画提案項目：○○○の実施

- ・具体的な企画提案：○○○において、・・・○○○を実施します。
- ・期待される効果：○○○を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様なプログラムの実施について、具体性、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。

※他の企画提案（地域との連携活動等）にかかわる提案内容については、他の様式で記述しても良い。

※自主事業の自主イベントの企画提案については、「(様式2-2-10) 自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみ記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-1-2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

6) 情報発信に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

SNSによる情報発信件数【数値目標】 (単位: 件)

年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年間					
SNS発信件数					

1. 企画提案項目: ○○○の活用

- ・ 具体的な企画提案: ○○○を活用し、・・・実施します。
- ・ 期待される効果: ○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目:

- ・ 具体的な企画提案:
- ・ 期待される効果:

3. 企画提案項目:

- ・ 具体的な企画提案:
- ・ 期待される効果:

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。
 ※SNSによる情報発信件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
 ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-1-2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

1. 企画提案項目: ○○○と連携

- ・ 具体的な企画提案: ○○○と連携し、・・・実施します。
- ・ 期待される効果: ○○○と連携することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目:

- ・ 具体的な企画提案:
- ・ 期待される効果:

3. 企画提案項目:

- ・ 具体的な企画提案:
- ・ 期待される効果:

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。
 ※企画提案項目1. ～2. に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. に、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
 ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-1-2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

8) 平常時の公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

1. 企画提案項目：○○○の活用

- ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。
 ※企画提案項目1. に、利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

1. 企画提案項目：○○○の実施

- ・具体的な企画提案：○○○について、・・・実施します。
- ・期待される効果：○○○をすることにより、・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. に、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1.0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

1. 企画提案項目：○○○の実施

- ・具体的な企画提案：○○○において、・・・○○○を実施します。
- ・期待される効果：○○○を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-1-12の改善提案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1.1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

1. 企画提案項目：○○○の活用

- ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. 駐車場における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. 園内移動施設における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. 飲食・物販施設における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-1-2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1.2 従来の実施方法に対する改善提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

1. 改善提案項目：○○○

- ・設計数量：○○m2
- ・変更数量：○○m2
- ・変更可能な理由：○○○を導入し、○○○の質が向上(○○を削減)します。
- ・期待される効果：○○○を導入することにより、○○○の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

※各改善提案項目には通し番号を付けること。
 ※改善提案による質の維持向上又は経費の削減(あるいはその両方)に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。
 ※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。
 ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1.3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「ブラチナえるぼし認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
- 「ブラチナくるみるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 「トライくるみるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 「くるみるみん認定(令和4年4月1日以降基準)」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 「くるみるみん認定(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 「くるみるみん認定(平成29年3月31日までの基準)」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
3. 若者雇用促進法に基づく認定
- 「ユースエール認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
 ※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

1.4-大企業用 賃上げの実施（従業員への賃金引上げ計画の表明書）

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日）までの当事業年度（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和○年○月○日
株式会社 ▲
住所を記載
代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和○年○月○日
株式会社 ▲
従業員代表氏名○○○○印
給与または経理担当者氏名○○○○印

- 注1) 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出すること。なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出すること。
- 注2) 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。
- 注3) 注1) による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると思われる場合は上記確認書類を期限内に提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとする。
- 注4) 注3) による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われり減点措置開始時期が行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとする。

1.4-中小企業用 賃上げの実施（従業員への賃金引上げ計画の表明書）

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日）までの当事業年度（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和○年○月○日
株式会社 ▲
住所を記載
代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和○年○月○日
株式会社 ▲
従業員代表氏名○○○○印
給与または経理担当者氏名○○○○印

- 注1) 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出すること。なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出すること。
- 注2) 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。
- 注3) 注1) による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると思われる場合は上記確認書類を期限内に提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとする。
- 注4) 注3) による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われり減点措置開始時期が行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとする。

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

- この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 給与所得の源泉徴収票合計表**
 - 「**①** 年給、給与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。
なお、年中途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等を受けた源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含まないで記載する。
 - 「**②** のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
 - 「**③** のうち、内欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の内欄を適用した給与等の状況を記載する。
 - 「**④** 源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
なお、年中途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」欄に含めて記載することに留意する。
 - 「**⑤** 災害被災者により徴収猶予したものの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。
- 退職所得の源泉徴収票合計表**
 - 「**①** 退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。
 - 「**②** のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
 - 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表**
 - 「**人員**」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
 - 「**支払金額**」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。
 - 「**源泉徴収税額**」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に對する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
 - 「**所得控除額**」欄には、個人に規定する源泉所得税の徴収を猶予された税額に、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書を提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。
また、「**④**計」欄の「**人員**」欄の「**実**」には、「**所得控除額**」欄に規定する報酬又は料金額等欄の各欄を通じて、個人に規定する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。
 - 「**⑤** のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
 - 「**⑥** のうち、所得控除額 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人の賞金（金銭で支払われたものに限る。）の支払金額等を記載する。
 - 「**⑦** 災害被災者により徴収猶予したものの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に對する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- 「**①** 使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- 「**②** のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 次に掲げる場合には、「**摘要**」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめ本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
ロ 本店が提出するこの合計表の「**摘要**」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめ提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
イ 支店が提出するこの合計表の「**摘要**」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- 「**①** 譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- 「**②** のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 次に掲げる場合には、「**摘要**」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめ本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
ロ 本店が提出するこの合計表の「**摘要**」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめ提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
イ 支店が提出するこの合計表の「**摘要**」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
ロ 租税特別措置法第 33 条（取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区域整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（甲交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公表事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書合計表

- 「**①** あつせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- 「**②** のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「**摘要**」欄に記載する。
- 次に掲げる場合には、「**摘要**」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめ本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
ロ 本店が提出するこの合計表の「**摘要**」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめ提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあつせんをした不動産等の種類
イ 支店が提出するこの合計表の「**摘要**」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大3項目までとし、記載の順に1から通し番号を付けること。頁数は、上記2. によるものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。
7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。
①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容
8. 自主事業において、施設を新設し、管理運営する提案を行う場合には、別紙4（基本方針）に沿ったもの、かつ別添55（体験学習施設の設置可能範囲）、別添56（飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲）の範囲でなければ評価しない。
9. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。
①関係法令に違反するもの
②入園料、使用料等の増減を変更させるもの
③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

10. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読し不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

11. 白黒またはカラーの片面印刷で提出するものとする。

12. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/n, 2/n・・・n/n）。

13. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載（法人名又は個人名）を行わないこと。やむを得ず法人名を用いる場合には以下の例のように記載するものとする。

（例）▲▲会社 → 当法人

■財団 → 当法人

◇◇共同体 → 当法人

□□グループ → 関連グループ等

※固有の名称は用いないこと。

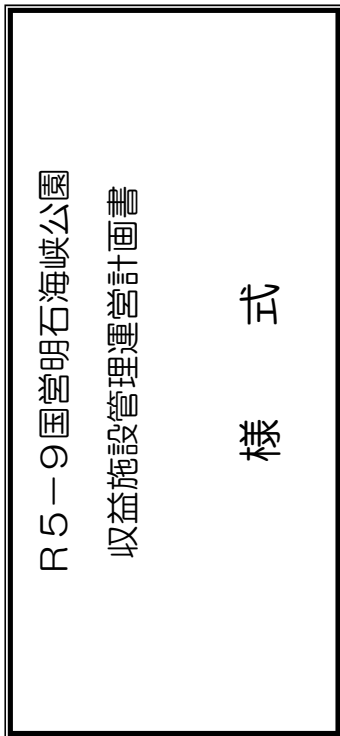
14. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「（再掲）」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表9に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

【企画書提出時に提出すること】
(様式3-1)

令和 年 月 日

収益施設管理運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局 殿



(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、R5-9国営明石海峡公園収益施設管理運営計画書を提出します。

記

- (1) 所在地 兵庫県淡路市(淡路地区)、兵庫県神戸市(神戸地区)
- (2) 対象施設 (淡路地区) 駐車場(4箇所)、園内移動施設、飲食施設(1箇所)、物販施設(2箇所)、船遊施設、自動販売機
(神戸地区) 駐車場(7箇所)、物販施設(1箇所)、体験学習施設(2箇所)、自動販売機

国土交通省 近畿地方整備局

*共同体として参加する者が提出する場合は、R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務について、業務全体の企画立案及びマネジメント業務をする者とする。

収益施設管理運営計画

(1) 運営施設全体の管理運営計画	
・ 基本的な考え方	
・ 取組方針	
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針	

※運営施設全体の管理運営計画について、基本的な考え方や取り組み方を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した管理運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案	
1. 企画提案項目：○○○の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な企画提案：○○○を設定し、・・・実施します。 ・ 期待される効果：○○○を設定する事により、・・・が見込まれます。
2. 企画提案項目：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な企画提案：。 ・ 期待される効果：
3. 企画提案項目：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な企画提案： ・ 期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目 1. 駐車場における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 2. 園内移動施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 3. 飲食・物販施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒またはカラーの片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書様式2-2-1 2と同様な内容とする。

(3-3) 飲食・物販施設の運営期間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

令和 年 月 日

自主事業施設運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

所在地

TEL (FAX)

印

下記施設について、R5-9 国営明石海峡公園収益施設管理運営計画書を提出します。

記

- (1) 所 在 地 兵庫県淡路市（淡路地区）、兵庫県神戸市（神戸地区）
- (2) 対象施設

*共同体として参加する者が提出する場合は、国営明石海峡公園運営維持管理業務について、業務全体の企画立案及びマネジメント業務をする者とする。

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
 ※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
 ※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

自主事業施設運営計画

(1) 自主事業施設運営施設全体の運営計画	
・ 基本的な考え方	
・ 取組方針	
・ 繁忙期、閑散期に対応した運営方針	

※自主事業施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取り組み方を具体的に記述すること。

また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 自主事業施設の運営に関する提案	
<p>1. 企画提案項目：○○○の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な企画提案：○○○を設定し、……実施します。 ・ 期待される効果：○○○を設定する事により、……が見込まれます。 <p>2. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な企画提案：。 ・ 期待される効果： <p>3. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な企画提案： ・ 期待される効果： 	

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. ～3. **自主事業施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒またはカラーの片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書様式2-2-10と同様な内容とする。

(3) 自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス

運営期間、運営時間	
料金設定	
主なサービス	

※自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※飲食・物販施設等の設置運営を行う場合は、施設毎に本様式を記載すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

収入及び支出の見込み

○自主事業の実施における収入及び支出の見込みについて、具体的に記載すること。
※1 需要予測及びそれに基づく収入想定について、その概要を明示し、さらに下表の書式を用いて記載すること。

※2 提案する事業実施方針を踏まえた支出想定とすること。

※3 収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策について記載すること。

※4 本事業に付随するその他の収益活動を提案する場合には、その内容・金額等について記載すること。

【収入記載書式】

収入項目	金額/10年※1	単位：千円
収益施設運営収入		根拠等
その他収入※2		
合計		

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他収入」は必要に応じて追加して記載すること。

【支出記載書式】

支出項目	金額/10年※1	単位：千円
建設費		根拠等
設備投資費		
内装費		
その他		
小計		
人件費		
電気		
ガス		
水道		
その他		
小計		
保険料		
土地・施設使用料		
その他支出※2		
合計		

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他支出」は必要に応じて追加して記載すること。

自主事業施設の設置運営場所 (淡路地区)

○自主事業施設の設置運営場所について図示すること。



自主事業施設の設置運営場所 (神戸地区)

○自主事業施設の設置運営場所について図示すること。

